PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

PL 797 .4 A1 1907 v.5
Ota, Nampo
Shokusanjin zenshu

East Asia

Digitized by the Internet Archive
in 2009 with funding from
Ontario Council of University Libraries

http://www.archive.org/details/shokusanjinzensh05tana

蜀山人全集 卷五

蜀山人全集

卷五

PL
797
.4
A1
1907
v.5

新百家說林

蜀山人全集　卷五

目次

增訂一話一言後篇……一頁
一話一言補遺……五二三頁

○卷二十九

寛文年中江戸武家名譽時の逸物 一〇
天明三卯年江戸牛込行元寺敵討 一五
吉田追風相撲免許の寫 一七
伊東秋風詩文 一九
江戸風俗の事 二〇
甲斐二十二將傳 二二
文化元年北齋畫大達磨紀事 二四
生花秘傳圖式跋 二五
筥根山大釜 二五
尾張二老傳 二五
寛文元年日記 二七
鳥銃 二七
日光山燈籠銘並序 二七
誹諧 二八
哈臺大餅 二八
王勃詩 二八
神輿押御徒頭 二八
衛生遊稿 二九
甲水源委序 三〇
以上原卷四十一、卷末に年月なし
花月社會 三一
渡邊幸庵對話抄 三三

○卷三十

上野凌雲院勸請圓稲荷之事 四一
後櫻町院御引導 五一
鈴木白藤記時事詩 五一
釜 五二
攝州有馬湯山町古文書 五二
謎 五六
海岳相豆紀行雜詠序 五七
大橋近江死去之節書付 五八
以上原卷四十二、卷末に文化十二年乙亥暮春廿八日使錫野村方堅梅翁裝釘杏花園とあり
阿蘭陀人へ申渡御書付二通寫 六二

○卷三十一

尾州古田文治事 七五
町方奢靡之事に付御觸 七五
文化三年丙寅御臺樣御歌 七六
安德天皇 七七
有德太君 七七
湯原氏日記抄 七八
伏見城之事 八三
南條山人手書詩稿 八六
歲暮作 八七
以上原卷四十三卷末に文化十二年乙亥夏日倩人裝釘杏花園とあり

○卷三十二

辛酉革命事 八八
御徒方萬年記抄書 九一
豆州村々樣子大槪書 九六

反古さらへ 一〇〇
天寛叢書目錄 一〇六
補陀落山碑陰 一〇八
杏花園六帙賀筵雜費 一〇八
以上原卷四十四卷末に年月なし
朝鮮信使列名 一〇九
深川四軒寺町鯉屋所藏書畫 一一〇
飛頭獠 一一六
仙臺荻濱義零本 一一六
林祭酒述齋詩四首 一一七
白藤鈴木氏詩三首 一一七

○卷三十三

童子産子 一一八
古文書 一二〇
朝鮮陣以後日本通用始之事 一二〇
筑前宗像阿彌陀經碑墨本跋 一二一
萬安橋碑 一二二
放下着傳橥略記 一二二
蝦夷人唄 一二三
當御代譜 一二四
文化年賀大孫詩 一二六
以上原卷四十五卷末に年月なし
河内古市長碗記 一二八
信太社祭神記並泉州五社次第 一三一
越後國曼荼羅會我羅師房故跡 一三四
陸奥國平泉中尊寺鐘銘 一三五
平泉醫王山毛越寺義經堂棟札寫 一三五
金田八幡宮記錄 一三六
越前加賀白山麓 一三七
松前島鄕帳 一四〇
以上原卷四十六卷末に年月なし
村﨑鐵之助 一四二
遊女玉菊が傳 一四三

○卷三十四

市谷左内坂書林富田屋新兵衛親貴母渡邊氏墓の銘 一四五
徒卒隊紀事 一四六
武藏國豐島郡の事 一五三
義殘後覺抄 一五七
以上原卷四十七卷末に文化十二年乙亥夏日一鐙故紙爲此卷杏花園とあり
雲茶會初集 一六五
雲茶會二集 一七二

○卷三十五

南甫令罪案抄 一七五
茅野和助書簡 一八一
室新助書簡 一八二
雨森東五郎書簡 一八三
富士山本門寺曾我物語 一八五
正德六年日記抄 一八六
以上原卷四十八卷末に年月なし
南朝牋粉 一九三
酒井靱負亮裁判 一九五
牛天神下孝心の者 一九七
淸水御屋形御成の節表御供方御料理物調 一九七

○巻三十六

鈴木白藤所藏白石著述目　二〇〇
邀月亭叢書目　二〇〇
鳴弦和文並和歌　二〇一
翁三番叟次第　二〇三
寛政譜なりける時和歌　二〇五
志賀隨翁和歌　二〇五
發句　二〇五
卯花園漫筆　二〇五
妖狐禁文　二〇五
寺社什寶一覽 金輪寺護持院 圓滿寺護國寺　二〇六
以上原巻四十九巻末に文化十一年甲戌裝釘とあり
飼物　二一八
櫻花帖題跋　二一九
天明七未年江戸御救金米　二二二
大田氏隨筆　二二二

○巻三十七

其角書簡　二二六
珍重坊道安が傳　二二七
琉球の雛　二二九
酒糺　二二九
擁書城小集詩 附白藤詩　二二九
山菴茶寮記　二二九
小山園記　二三〇
岡八郎兵衛事　二三三
長崎二人罪狀告示　二三四
桐長桐芝居桟梁書候事　二三四
以上原巻五十巻末に文化丙子裝釘とあり
和州鑄物師共より書上候古文書　二三五
淀屋三郎右衛門闕所道具　二三八
三州大樹寺村農家古文書　二三九
寛政二戌年二月人足寄場之儀に付書留同繪圖　二四〇

○巻三十八

明和元申年原武太夫書置候物　二四三
誹諧師乙由書簡寫　二四五
狩野氏系圖　二四七
御徒七番組書留之内數條　二四八
彈左衛門由緒の事　二五一
安永改元林家書上　二五三
文化改元記　二五三
本朝國號考　二五五
庚申　二五五
名物出猿人猿之御鐙傳來寫　二五六
白川侯和歌　二五七
丹後國成相寺境内地裂候御屆　二五七
信州地陷候御屆　二五八
京傳机塚　二五八
醒齋翁の机塚に詣てよめる長歌　二五九
諸國銀銅山名　二六
新編江戸志抄　二六一
高陽鬪飲卷　二六四
元和七年辛酉十二月賞勝卿

記 二六八
細井廣澤書牘 二七〇
草履打意趣松田敵討の事 二七〇
谷中延命院御仕置一件 二七二
内山先生狂歌 二七四
以上原卷五十一卷末に文化十四年丁丑臘月廿三日使孫鎌太郎裝釘六十九翁杏花園とあり

○卷三十九

畝問池答 二七四
酒井讃州家訓 二八〇
文化八年辛未朝鮮國往復書翰 二八三
寛政十一年癸未金地院書上 二八四
明高啓季迪傳 二八五
寛永元年八月小石川龍興寺值靈樹院百日忌偈 二八六
元祿年中水野監物御預義士物語書留 二八六
天明改元詔 二九二
明和五子年御抱入場所高の事御書付 二九三
備中國古城跡 二九三
箱根湖 二九四
唐津古陶器譜 二九五
東匡先生名綫志 二九五
僧光謙秘密竹記 二九六
野語述說抄 二九六
天明三年癸卯洲崎望汰欄食次回 二九七
天明四年甲辰三月新御番佐野善左衞門若年寄田沼山城守殿中手疵一件 二九八
日本七種始 三〇一
文政二年己卯林祭酒歲旦詩 三〇四
以上原卷五十二卷末に文政二年己卯暮春初六使孫鎌太郎畯裝釘七十一老夫杏花園とあり

○卷四十

田円窯 三〇五
宋詩三陳 三〇五
虚譯傳記 三〇六
武德鎌倉舊記 三〇六
堤氏藏書目錄 三〇六
犬追物記 三〇八
天台数 三〇九
青木昆陽著述目錄 三〇九
祝允明櫻詩 三〇九
濤居藁詩 三一〇
賣廟 三一〇
日本詩紀引書 三一〇
佐々軍記二條（生駒竿 靈巖洞） 三一一
平泉實記 三一二
山家義苑 三一二
易纂言 三一二
二十二史文抄 三一二
同明史文抄の中利瑪竇が事 三一三
廿諸 三一三
清國地志の事 三一四

戸田茂睡詠歌　三一五
法華經唐本　三一五
酒顛童子像　三一五
以上原卷五十三卷末に文政二年己卯猪日より同仲秋十日に終る此日宿雨新晴七十二翁杏花園とあり
娶婦以茶　三一六
阿彌陀經脫字　三一六
蕉窓漫筆　三一六
幻住庵清規抄　三一六
都賀六藏　三一八
神田旅籠町名主中村氏書留抄書　三一八

○卷四十一

五朝小說二條　三二六
唐翁承賛詩　三二七
狸塚　三二七
石斛　三二七
對雪家稿抄　三三〇
烟酒　三三二
延山日潮上人書　三三二
序江漢先生死生　三三二
牛込行元寺復讎の碑　三三三
白賁堅芳宜園の事　三三四
聚頭俗韻　三三四
白石手書五條寫　三三四
以上原卷五十四卷末に文政二年己卯仲秋十八日起筆三年庚辰竹酔日にいたる七十二翁杏花園とあり

○卷四十二

皇帝勅諭日本國王源道義書　三三七
鄭成功書簡　三三八
壽藏　三四二
安土山記　三四二
煙管銘　三四三
煙戒　三四三
濃茶薄茶之式　三四四
露地の草履　三四七
江戸金石雜誌　三四八
芝愛宕山毘沙門天使者の式　三五一
江府十組諸問屋　三五三
宮城野忍報讎の實說　三五四
草履打の實說　三五五
黃朝顏の事　三五六
以上原卷五十五卷末に文政三年庚辰孟夏收拾故紙以爲一卷七十二翁とあり

○卷四十三

貝原元端同篤信書簡寫　三六〇
梅雨　三六三
東海道驛名古所稱　三六三
庚辰九月阿蘭陀俄狂言　三六五
洛陽本性寺沙門了意著書目錄　三七一
板倉周防守判の古文書寫　三七二
續群書類從合戰部目錄　三七三
尚書大傳序　三七四
揭大年祭皇后文　三七四

高尾發句　三七四
新吉原九郎助稻荷奉納一卷　三七四
記夢　三七五
邪流起本　三七六
梁田彦右衞門花押　三七七
片歌詩　三七七
唐高騈 康駢　三七七
大治古寫經　三七八
一本菊　三七八
題野泊圖　三七八
川傍柳三 序　三七八
長崎土産　三七九
以上原卷五十六卷末に年月なし

右五十六卷は翁の年ごろ書あつめおかれたる原本なりその中にて卷の一卷の二卷の三卷の八卷の三十三卷の四十は缺たり卷ごとの末に纂輯の年月を記したると記さゞるとの差ありて五十六にはなしされど其卷の末のかたにのせたる長崎土産のはしがきに文政三年庚辰のとし文月廿八日とあるは翁の世を去りしことせ前にあたりたれば此あたりにて筆をとゞめられしものなるべし

○卷四十四

古來俠者姓名小傳　三八七
薩州隅州の海中に在之櫻島神火の次第　三九四
難船紀聞　三九六
房州漂着大淸人來　三九八
天明三年卯七月淺間山燒拔候一件　四〇一
集千家註批點杜工部詩集　四〇五
加州仰西寺邑詩歌　四〇五
北向　四〇九
大坂銀子燒失書付　四〇五
心學の事　四〇六
熊田氏愉民書付　四〇八
小野篁作の閻魔　四一一
俵の字　四一二
鱗形屋畫双紙作者　四一二
兩國橋向築出　四一二
二百里　四一二
かくれたるしん　四一二
樹上[illegible]　四一二

○卷四十五

徂來詩　四一三
梅の風　四一三
三州志 飛州志　四一四
羅念庵文集抄 水次碓戸の事 人別改の事　四一四
野州阿蘇郡佐野鄉時平大明神　四一五
萩寺　四一五
仙臺釘子村百姓敵を被討に參り候實記　四一五

裘代の事 裘袋宮體 宮帯圖 四一九
文政壬午正月日暈圖說 四二〇
野翁物語抄三條 四二四
禁裏萬歲之御式 四二六
朝鮮試官契會圖寫 四二八
大佛古文書 四二八
綠山三大藏經緣起 四二九
寬文年中當世はやり物 四三〇
奇疾 四三一
萩をめづる詞 四三二
戯子市川團之助書置寫 四三三
四方眞顏長歌 四三四
日本一阿房鑑 四三六
一言奇談 四三八
河童圖說 四四一
唐々春 四四二
歃器之圖 四四五
萬葉遺漏 四四六

右古來俠者姓名小傳より樹上覆裏までの一巻徂來詩より萬葉遺漏までの一巻合せて二巻は永井脩平ぬしの近き頃市にあさりて得られたるものなりとて緒方重三郎ぬしの紹介して集成館にかしおこされぬおのれよろこびにたへず披き見るにその一巻は一話一言巻といふ文字までを存して巻數の文字を破りとりたるあとあるは奸商のしわざなるべしその巻末に翁の筆もて天明五六年の比とあるをもて推せば巻の八の佚存せしものとおぼゆそは巻の七の末に天明四五年の比集むとあり巻の九の末に天明七年八月より云云とあるをもて知れるなり又の一巻は一話一言巻とばかりありてその數はしるさずそが中に載せたる萩をめづる詞の末に辛未九月二日杏園とあるを見れば文化八年の頃なるべし然らば巻の三十三にあつべきものかそはとまれかくまれ二巻とも翁の自筆にまぎれなければこゝに收めていさゝかそのゆゑよしをしるす

○巻四十六

東武百詠詩 四四七
松岡清介答人之問書 四五九
三味線來由並澤の苗字附事 四六一
御材木石奉行支配穴太頭二人由緒書 四六二
道富丈吉由緒書 四六五
空也僧鉢敲考 四六七

○巻四十七

鶴岡山炎上事記附勅許以後興廢考　四七二
小松彌助由緒書　四七六
鐵巧明珍家譜並巧拙之評　四七七

○卷四十八

吉川家由緒書　四八五
村庵小藁　四九四
僞年號考　四九五
浦井傳藏へ申渡の事　四九九
淺野家臣遺族の事　四九九
蕉翁書簡　五〇二
蝦夷の風俗　五〇三
比丘尼總頭　五〇四
淸少納言の塚附猿の歌　五〇四
壬生忠見幼童の時の歌　五〇五
下わらび抄　五〇五
白氣立　五〇八
横田甚五郎八木兵助喧嘩　五〇八
雨頭龜　五〇九
盜賊の歌　五〇九
奧州產鼠　五〇九
奧州の海紅になる事　五〇九
神道者吉川惟足が事　五一〇
小倉山莊の色紙　五一〇
江戶中辻番町々木戶　五一一
江戶惣町數　五一一
大阪の家數橋數　五一一
京都の家數　五一一
寬永江戶大火　五一一
日光御門主參向　五一二
東照宮の奉號　五一二
明曆大火　五一二
同燒屋敷　五一二
火事に付下金其他　五一二
同燒死者　五一三
羅山卒日　五一三
寬文二年御制禁　五一三
仙洞御所御制法　五一四
伶人の舞被仰付　五一四
三十三所觀音札所　五一五
將軍家御食物　五一五
寺社領御朱印　五一五
紺木綿の尺を定む　五一五
宗門の分ち　五一六
町人刀を帶する事御制禁　五一六
馬場先御門新橋を懸　五一六
異國へ銅を渡す　五一六
有馬賴利卒　五一七
三十六番觀音札所　五一七
一季居奉公人三月五日定　五一七
本朝通鑑　五一七
通鑑奉行　五一七
弘文院御加增　五一七
通鑑出來に付下賜　五一七
大橋長左衞門卒　五一八
創業記考畧　五一八
石谷土入卒　五一八
川合龍節新曆献上　五一八
天子御稱號讀方　五一八

四書の國人の字讀方　五一八
龜山敵討の事　五一八
有馬侯縁談書付　五一八
半井卜養事蹟　五二一

右東武百景詩より以下の三巻は一話一言の名をおはせて轉寫本の傳はりたるものにしておのれいまだその原本を見ねば眞僞のほど定めがたけれど併せてこゝに收めおきて後の考をまつ

増訂 一話一言總目終

増訂一話一言巻二十九

○寛文年中江戸武家名書時の逸物

つれ／＼成まゝに、日暮硯にむかひ、うきよにはやりゆくよしなし事を、そこはかとなく書付れば、あやしうこそ物をかしけれ、江戸やつこの様に生ては、にぎわしかるべき事こそおもゝかんべいなれ、公方の御位はしかも賢し、松の園生の末葉まで、人の他に思はんにこそやんごとなき、一の人の有様は雅樂也、上の御子を孫にて酒井榮る繁昌の本、何の御時ぞや、元和年中龍虎互に位をあらそひ、羽柴しばたゝかふといへども、かうりやうの首忽立所をさらず、折しも寅の御年より卯辰巳代とさかふれば、今武藏野の野狐は穴賢しと罷出て寅のいを借徘徊す、しかなる故此方武勇彌さかんにしてはなつ矢島の外までもたてをつく者なかりけり、猶いやましに續る代の雲井につゞく富士よりも、續は長き人の命をたばかわの水も藥と水土の旗本衆に、大火事は下のをでりや十分の代は垣住居させんとの司天は相火在家は木生火にて火を生ず、然に依て筋害を火吹竹とは立見たり、それにくつせずはた本は形を火事にやけにけり、はやらかしぬるはやり物、先大身も小身も分に過たる御もつたい、是ぞ當世のはやり物

先年頃の　かた／＼は　立身せんと　朝公儀　三河言葉を　にせ廻り　立いんぎんの　きつとはや　ゝ共すれば　先祖ざた　其次／＼の　わかばへは　寄をふたびは　馬喰し　御番喰しに　三谷ざた　野郎の批判　男だて　生酔しての　死氣だと　ひく／＼の　山のと　かゝかあい　しやくりをくれて　死氣だと　言口下に　中なをり　として かくして　ねだりくい　物なれふりの　ていたらく　はゆるをそしと　さかやきを　後上りに　こびたいを　ちつくと入て　かんぬかせ　中もとゆいに　ちくと卷　きやらの　油を　かつ付て　さやちりめんの　黒小袖　ちつささぬいの　をりもんに　白むくなれば　半えりは　きん平をりや　とうぞめや　茶色の羽折　さいわい　小紋　たきをい中に　四角ぞめ　袖口中に　中ぐゝり　江戸むらさきの　大ひぼを　しつかとしめて　むな高て　帯はとびざや　りうもんや　羽がたへそ

りし　大小に　能相ざめと　きくとおに　柄は十王
てつかしら　宗傳からちや　しけうちや　燒き付
目貫　すかしつば　なゝこやつこに　すじめへて
金と銀との　をさもんに　野ざらし　扨は鬼のつら
　袴はこもん　長がみじか　合引低　襠高く　袴の腰
を　あつくして　馬乘形は　きの字也　肩衣しやん
と　ゑりほそく　こん玉虫の　うらに付　ひだは七
つに　折目高　くゝり頭巾も　へりほそく　とぢめ
んたびを　するがひも　空も晴なる　所へは　熊が
へ笠に　つゝみへは　こも僧笠を　かつかぶり　身
のほうけ成　あだ戀を　するが次郎に　ことならん
じみなる殿は　間なれて　居合を知るも　しらざる
も　大小みじか　そりをかけ　つかをこながく　り
うご成り　無地の鐵つば　あらくして　黑ぬりざや
を　うけざしに　伯耆流にや　ことならん　扨又馬
上　乘なりは　八條流に　大坪や　あらき新當　直
心流　何も流儀　あらそひて　とも前にしの　頭高
馬　尾ぶりは見事　振物に　紫手綱　をしかけや
猩々皮にて　尾ばさみし　海無ぐらの　金もんや
ねも妙ちんに　轡聲　馬上の形　色々や　寄合衆と

小性組　兩口とらせ　いたりぶり　御書院組は
功者ぶり　御歩行頭と　御先手と　御番衆に　りき
みのり　扨持鑓の　はやり物　鑓を御前で　したや
なる　無邊かみや　紀州より　江戸こんち笠　水
たまや　かし原流に　雲平流　關口流も　紀州なり
扨又本間　法性流　まなべ神道　五の坪流　さぶ
りに　又は竹内　何もす鑓　十文字　くだにかぎ鑓
大身鑓　穴澤流や　長刀は　殿の供べに　流の紋
さやは色々　物ずきに　せんだん卷や　さびいろ
や　しろかね金具　かぶら卷　供一ぺんの　作りひ
げ　紺のさてらに　どてら帶　何れも供は　同じ事
扨又公儀　ぎらひにて　ひいの弱かる　殿達は　け
んぬん咄し　食つかへ　せんきけん引　氣色沙汰
江戸に名高き　醫者咄し　先以て醫者といへば　り
やうじ吉田の　意安にや　判のすわつた　果法いし
や　仁宗說と　世間沙汰　醫の上ざたは　功者にて
玄つへありと　聞えたり　御目見醫者の　名高き
は　死病も醫關　玄悦や　よの手にあます　難病を
よく島村と　名を得しは　ずい一庵と　世間ざた
日出淺尾　長澤や　渡邊間鍋　藥なべ　玄有も有

と　聞へたり　又學ずきの　殿達は　出入かどは
どれ〳〵ぞ　本戸の御屋敷　保科殿　内膳殿に　大
和殿　井上河内　備の新太　此方〳〵へ　參ては
氣に入だての　禮智信　世上の批判　神學や　治る
御代に　好文院（閑文）　しんしゆんも又　はく學と　菊地
とぶんに　ゝゝゝゝ　道上に入　安齋や　ゝゝゝゝ
ゝゝは又　武道たしなむ　殿達は　ゝゝゝゝゝ
んと　掛廻りぬる　ゝゝゝゝ敷　豐後殿
ゝゝゝゝ　ゝゝゝゝ　水野監物　ゝゝゝゝ
學　越前家　ゝゝゝゝ　ゝゝゝみ　此方へ　見廻
〳〵ゝゝゝ　道具ざた　先軍法に　ゝゝゝゝ
甲州流を　專と　城取を能く　工夫して　專一それ
を　傳じゆ也　扨其外は　をゝち流　義經流に　公
方流　けんしん流に　山本流　楠流に　小笠原流
何も流儀　あらそいて　扨兵法に　名高きは　不申
とても　柳生殿　一刀流の　小野殿と　此兩人は
かくれなし　柳生の家の　極しんの　神妙劒と　小
野殿の　五天も晴るゝ　星矢當（保捨刀）　文五郎流に　鞍馬
流　東軍流に　しけん流　天流念流　願流や　吉岡
武藏　おくま流　扨此比は　旗本衆の　若黨共のめ

り出る　ならひくさせし　病法を　我がしら顔に　日
上手　名の有衆をも　いゝかすめ　きかぬおのこも
あて合せ　もとねにも　ならでは　おさだを　ふ。
るう。　ものおかし　扨又居合　名高きは　田宮の
家の名けんは　おほき敵をも　四方切　片山に秘す
名劒は　水玉や　すいゑ劒　兵法の　しあいにて
何れも太刀に　奇妙あり　居合の徳は　投いかゝ
先大將は　常〳〵に　手をくだかるゝ　物なれば
亂軍に　又やじんば　將と將との　出合たり　し
のびの敵に　ねやの内　登城の時と　遊山場　振舞
の座に　手打の時　舟や乘物　不意成ぐんを　のが
るべし　扨其外の　居合には　一傳流に　一の宮
關口流に　しかん流　吉留流に　十屋流　扨其外は
數しらず　扨又弓に　名高には　せつかの家に　印
齋は　吉田竹林　大藏流　むりも吉田の　久米の家
今の天下の　矢數者は　紀伊のかせ者　その右衛
門　年は十八　弓勢は　矢をためともに　こへつべ
し　又其跡を　星野とや　扨又やさし　柳瀨氏　年
は八歲　矢は六千　通り矢數は　何程ぞ　三千餘に
は　かくれなし　やわらに名よ　息笛は　かくれな

し　ひしぎにせんと　おつちめる　しばしはのどゝ
　關口屋　ひつひといゑる　下よりも　やわら〳〵
と　ひつぱづす　けても痛まぬ　まりの身や　せい
こう流は　かおわらよ　扨鐵砲に　名高は　井上田
付　いなとめて　筒の嘲し　とんとやむ　今旗本に
しなゑする　軍者の執行　誰〳〵ぞ　北條殿の　弟
子として　はやらかすは　世に傳兵衞　山が甚五は
　名にしおふ　山がへこそは　入りにけり　布施の
源六　遠藤や　伊兵に高田　平内よ　扨其外は　數
しらず　劍術の師は　誰〳〵ぞ　柳生流にぞ　助進
齋　又市之進　小野流に　溝口梶井　新右衞門　齋
藤孫四　伊藤氏　平石いり身の　其時は　ころりと
　ねごろ　八九郎　井藤安吉　當世や　東軍流に
川崎よ　其打太刀を　庄太夫　入の眼を　くらま流
　わら品のよき　表裏　しぶくしぶや　長兵衞　い
お知伊介と　同じ者　戸田の意春も　そとはやる
い　お知學流と　傳心は　生兵法の　大疵か　忽ほろ
び　らせにけり　居合に田宮　流儀迚　長き刀の
すくはげに　入の眼を　ぬきわざや　筒井金太　一
の宮　さぞ大太刀　いか程ぞ　三尺八寸　候べし

　いか物作り　ぬく手には　たこの出來るも　道理
なり　關口流に　廣瀬氏　權太服部　彌五兵衞に　片
山流の　ながれとて　中川はやき　彌兵衞や　敵打
太刀の　我が身へは　ちとゝ近藤　新五左と　菊地
與十も　同し事　大學流は　賞春也　法藏流の　鑓
として　道河邊　彌右衞門よ　誰にましほの　彥兵
衞　かじ原流に　梅田杢　雲平流に　傳ゝ衞門　く
だに松本　權太とよ　柳生の鑓は　出淵や　扨其外
は　數しらず　馬上の功者　稻垣や　淸右に松田
傳兵衞　飯村氏　逸見氏　彥左小林　權太夫　宮野
主税に　森くらや　長崎氏に　山田氏　庄兵衞　四
郎兵衞　與五兵衞　弓功者は　間宮氏　次郎兵衞其
外　數しらず　關口流の　やわらには　廣瀬權太に
　彌五兵衞　梶原流に　隨賀とや　隨諸扨は　神明
の　修理も　やわらを　鳥居也　捕手を　須頭　武
久齋　此執行者の　のたまはく　法は釋迦　武勇武
藝　僅なる　天上天下　ゆいか毒尊と　申されき
付ておきだまは　不審紙　大略はやる　瀧川長意
人見とや　平賀玄順　あら井氏　了庵吉田　策庵や
人參卜壽　外科には　桂南養庵　忠ゑとや　久甫

に　扨又針は　玉川や　宗川　定齋道庵　本加德せ
ん　きるに書札は　會我の家　久保の吉右や　數寄
者　舟越片桐甫人　元道具目利に　小見氏　はやる
古筆の　目利には　了佐平庵　勘兵衛　旗本には
山中氏　手跡は時に　大橋也　この外流には　押田
氏　宗實流には　備の新太　扨大名の取持で　はや
らかすは　そも誰ぞ　土入宗閑　神尾しい　牧野吉
法　朝比奈よ　久意に　猶も物頭　諸役人衆に　其
外は　御坊主や　上野坊　野間三竹　本あ彌や　狩
野法印　本因坊三和に　將棊持なるは　宗慶よ　心
入角やと　ほめん人もなし　又其次は　たれ〴〵そ
樋垣そ庵　と申ける　治る御代の　ためしとて
民のかまどの　誹諧は　そこはかとなく　はやり出
げにや　あづまの　はてしまで　なまり言葉の
住田川　歌に心は　都鳥　其名に逢よ　人〳〵の
東西廣く　聞へにし　なんト養と　世間ざた　世の
ほまれかや　機玄礼　花も未德も　有とかや　正恒
ならぬ　立しだや　歌の傳授や　了雅豊　付句紅甫
は　一雲をよく　帯刀と申　山川ふかき　水の面に
宮鍋程な　月影見ては　調蝶子　花に泉や　未琢

とや　其いきたれも　祐正と　ひたとすゝめを　加
友扨又　誰か千式部か　九つなる　おさないの
誹諧でよく　批判するは　紅甫一子ごかしき　いづ
れをとらず　名は江戸の　歌の大名小名も　まだ黄
いな口の　はた本衆も　四の五のと六　七八九だを
卷　一世ならざる　二世やつこ　そと學文を　利才
の有るが　是やこの　ふうしの文に　いりんなん
世にゑきの有　清水の　しぎやうは　知恵も　とう
をつ也　又其つぎは　立ていや　ゆふてき醫學　名
高かきは　きはくにちらと　あいかはや　醫術を人
の　とういんに　ふるなのべんも　かくやらん　醫
者は都に　一之進　詩の名人は　石川や　せみの小
川に　住なれし　四明山での　一閑じん　猶しも江
戸に　はやる坊　むなんせきらん　いんげんは　二
王執行の　しやうさんは　又此比の　すたり物　先
一番に　諸浪人　小太刀に二とう　やわら取　長刀
さがみ　やつこのざ　みやうぎ〳〵の　代參り　法
花ふぢふせ　式部流立文　あんだ　小尻當　連歌の
會　諸振舞　柄のみしかき　長刀　むそりざめ　は
や馬のふん腰　ざれ歌かく計

つれ〳〵の鄙才なしぞとおひしゆるし給へや捨ておく

寛文十一年辛亥十月吉日

○天明三卯年江戸牛込行元寺敵討

下總國相馬郡早尾村百姓富吉敵討之節懷中書付三通寫（天明三年卯十月江戸牛込行元寺中にて敵討留申候）

乍恐以書付申上候口上之覺

松平一學知行所下總國相馬郡早尾村百姓富吉

心願之意趣左に申上候名主八右衛門組下

一私村方氏神文間大明神祭禮として毎年九月十五日神事御座候時分者村方百姓共一統手酒少々宛造祭禮仕候拾七ケ年以前明和四亥年九月十五日則祭禮之内親庄藏日頃入魂致候同村組頭甚内と申者と同道にて川村へ罷出歸宅之節夜四ツ時頃甚内一同私方へ立寄手酒給候上何無口論仕候得共從年心易挨拶合故其座之者何之事なく相濟申候扨甚内歸宅之節庄藏方へ申候は咄度事有之候間後刻一寸參り候樣に申罷歸り候依之亡父義無何心甚内方へ罷越候處又々先達而之意趣申募り候哉高聲に罷成候由近所之者聞付々欠付見候處はや父儀深手負申候右に付村役人中へ立會之上私母親類共一同　御公邊へ御願可申上奉存候所同村寺院布川村寺院方爲取扱被相掛候其節私義漸々拾二歳に罷成候依之母親共色々利解被申聞候に此上　御公邊へ相願候内に庄藏相果候はゞ甚内解死人に取候迚可致蘇生事にも無之候間右手疵にて相果候はゞ甚内に出家爲致永く庄藏菩提爲相吊可申候旨夫にて思ひ明らめ内濟仕候樣に遂て取扱被申候得共存命之程も不相知手疵故是非御願申上度奉存候得共女之儀ゆへ悲人母親類共一同無據取扱之衆へ挨拶仕候處無間も父儀相果候に付甚内儀布川村來見寺爲致出家及内濟候然るに漸々四五ケ月計寺に罷在早々出奔行衛不相知罷在候處私義幼年に及承罷在候然る上者右内濟契約之通致出家罷在候得者毛頭申分無御座候得共出奔還俗仕其後致帶刀國元へ罷越隣村にて私共へ無甲斐者之樣に稱々雜言廣言申候由後日に承候間致出家亡父之無跡相吊候と申儔一件相濟契約に變じ候儀私共見侮候仕方父者欺し打同前之儀に重々口惜奉存何卒尋逢日比之鬱憤晴し度所々相尋候然る上は何國何方にても甚内に出會次第亡父之敵討

致度心願に御座候得共
御上樣へ對恐入候儀に奉存候間甚内見掛り候はゞ住居見屆早速御注進可申上心底に者御座候得共理不盡成者故其砌に至り如何相成可申哉難計若父及刄傷にも候事御座候て首尾能相打留め候はゞ口上を以趣意可申上候得共萬一返討に相成候歟又者相死仕候はゞ如何之始末候哉難相分儀も可有御座奉存候に付乍恐書付懷中仕罷在候何分にも御慈悲御憐愍奉願上候以上

寶永二巳年

御代官所
御役人中樣
寺社御領所
御役人中樣
御私領所
御役人中樣

松平内匠知行所下總國相馬早尾村百姓富吉奉申上候私親庄藏儀拾七年以前明和四亥年九月中同村組頭甚内と申者聊口論之上親庄藏儀手疵負相果申候右一件取扱之儀御座候間相手甚内義出家仕亡父菩提可相弔契約にて事内濟仕候尤其節甚内儀出家仕候得共間もなく契約相變早々寺出奔仕還俗存命仕罷在候由風說及承候に付口惜奉存候國元所々相尋候得共行衛不相知候處　御府內徘徊致候由及承候に付四ヶ年以前御當地知緣求一夜二夜宛休泊仕所々相尋候所此程敵甚內見出し候に付出會次第亡父の敵討仕度所存に奉存候得共　御上へ對し奉恐入候儀故見掛り候はゝ住居相糺早速御訴可奉申上候得共右躰之者故刄傷にも可及儀可有御座哉難計萬一返討にも相成候歟又者同死仕候ても存念難相分儀と奉存如此相認め懷中仕候以上

下總國相馬郡早尾村
百姓　富　吉

天明三卯年十月

御役人中樣

一御知行所下總國相馬郡早尾村名主喜助組下百姓富吉奉申上候私親庄藏儀拾七ヶ年以前明和四亥年九月十五日夜氏神文間大明神祭禮之日同村組頭甚内と口論之上甚內儀父庄藏儀に爲負手疵申候に付村役人中立會之上母親々類共御屋敷樣へ御訴申上候

に付早速爲御檢使御役人樣御越被遊御見屆之上御歸府被成候然る所其節同村西光寺幷傳右衛門布川村來見寺爲取扱被掛候其節私義漸々十二歳に罷成弟平吉義は四歳に罷成候故祖父仁左衛門幷母幷親類共方へ色々利を解被申聞候へば此度の儀　御公邊及沙汰候內庄藏相果相手甚內致解死人取候迚庄藏蘇生可致事にも無之間甚內儀も出家爲致菩提爲相弔申候間夫にて相あきらめ內濟致候樣にと被取扱候に付無是非一條にも存祖父母親類共一同承知得心仕候段及挨拶候に付取扱人親類共御屋敷樣へ罷出其節御役人河田段右衛門殿渡邊平內殿より御願申上候處意味御聞屆之上御願御下ケ被成下亡父死骸引取甚內儀は於來見寺出家いたし一件內濟仕候然る所漸々四五ケ月計寺に罷在契約を變じ致出奔行衛相知不申罷成其後還俗仕帶刀致國元へ罷越隣村抔にて私共甚甲斐なき者と雜言廣言樣々申候由後日に承候て殘念至極奉存候亡父義はだまし打同前之仕方且又出家も致菩提相弔候と母私幷親類大勢に申僞り爲相濟早々出奔還俗仕候段私見侮候致方重々口惜奉存候拾ケ年以前所々相尋候得共不相知候處　御府內を徘徊仕候由及承候に付表二番丁戶ケ崎熊太郞と申仁知緣を求四年以來彼仁世話罷成所々相尋候所漸々於御當地年來之敵甚內住居見屆申候に付然上者定て　御上より　御屋敷へ段々意趣御糺可有御座儀と乍恐奉存候年來相立候儀今度御糺明之節當御役人樣御心得にも可相成儀可有之哉乍恐心附右之始末以書付內々奉申上候將亦別紙之通書付二通相認め懷中仕其砌御檢使之御役人樣方へ差上候所存に御座候且又御心得にも可罷成哉と乍恐奉入御覽何分にも御慈悲御取計奉願上候以上

下總國相馬郡早尾村
百姓　富吉

天明三卯年十月

御地頭樣

御役人中樣

○吉田追風相撲免許の寫（細川越中守家來吉田善左衛門也）

相撲濫觴幷許狀之寫

相撲之起者

天照太神之御時より始る　朝廷にては

日本記人王十一代　當摩蹶速出雲國猛士野見宿禰爭

力
垂仁天皇之御宇相撲の節會行れ候得共其作法不正爭に而己に相成勝負之裁も難分
人王四十五代
聖武天皇之御宇神龜三年奈良之都におゐて近江國志賀清林と申者を召御行司に被定しより相撲式委細に相備子孫相續仕候處多年之兵亂にて相撲之節會行れ不申候志賀家も自然と斷絶仕候
八十二代
後鳥羽文治年中再び相撲之節會可被行之處志賀之家之故實傳來仕候旨達
叡聞被叙五位追風と名を賜り　朝廷御相撲之行司に可被定置旨蒙　勅命候時立合に用候木劔師〔獅歟〕子之串之御團扇を賜り代々相撲之節會之式相勤候處
八十四代
顯德院之御宇又々承久之兵亂に逢候て節會中絶仕候
百七代
正親町院永祿年中相撲の節會被行候節者十三代目追風罷出候如舊例相勤申候

同御宇將軍足利義照之時元龜年中二條關白清長公より日本相撲之作法二流無之との言上にて一味清風と申御團扇并烏帽子狩衣袴被下置其後信長公秀吉公
權現様御代にも度々御相撲之式相勤之申候十四代目追風　朝廷御相撲之式相勤之元和五四月十七日於紀州和歌山
東照宮　御祭禮御相撲之式依御賴御祭禮奉行朝夷惣左衛門殿と諸事申談相勤候依之御刀一腰拜領仕候十五代目追風に至　朝廷に相撲之節會も自然と中絶に成行申候二條様御家御相撲に付御懇之筋目御座候間他へ出申度段奉願候處奉願候之通相叶候に付萬治年中當家へ罷出申候元祿年中
常憲院様牧野備後守のへ被爲　成相撲　上覽之節彼方様御家來鈴木梶右衛門と申仁入門之御願有之
將軍家上覽之式之儀一通致相傳品々拜領物仕候先祖より拙者迄都合十九代前文之通
禁裏其外之御方様より追々相撲故實傳授仕來候當時諸國之行司并力士とも免許拙者家より代々差出申候事

西十一月

肥後家中
吉田善左衛門
追風

免許

一横綱之事

右者谷風梶之助依相撲之位授與畢以來方屋入之節迄相用可申仍如件

寛政元己酉十一月廿九日

本朝相撲之司　御行司十九代

吉田追風判

證條

一當久留米御家來

攝州大阪住人　小野川喜三郎

右者此度相撲力士故實門弟に召加依之證條仍如件

寛政元己酉年十一月廿九日

本朝相撲之司　御行司十九代

吉田追風判

〔伊東秋風詩文

不佞盛夏以來。相甲之際。遂出于駿中。留于城下數月。不料迎聊軋轎輿。子子千旄。從崎陽歸東都。不相見殆一年矣。幸今見平安之容止於阿水。喜以走迎。不將飲客舍。然急景如梭。日既過午。以由井之遠。不下轎。霎時就轎簾下相話。從者不顧之。轎已發。徒勞瞻望耳。翌日從由井置郵傳一書。敬披之則無曲之次韻。及薩埵眺望之佳什。賜與寓日客舍三復。恍如蹈其地。觀其光景。則清意可掬。謹藏之櫃中。永珍焉。伏念當　先生歸鄙之後。從游之賀日滿門。且官事不遑啓處。囊所願思纂編序。委曲告崎陽豐原之官舍。島瑞庵致書。以塞責不佞。彼固不知先生官事無暇。却以不佞之懶惰爲未成矣。伏願他日叙次一二言。以賜瑞庵。於不佞亦多幸。阿水竹枝六章。蕪辭鄙俗。以備一噱。後請投之淺草鄉返魂紙家幸甚。時嚴寒層氷維勝他歳。千萬自重

南畝田先生梧下　東秋風　首拜

阿水竹枝

奔流衝石動使瀧。健驛駿城此別區。慣水土民能出沒。一身何借千金瓠。

櫻樹山邊花綴雪。船丘祠上碧如紗。天工何戲生奇石。有客褰裳撈淺沙

輕操華棹發歌聲。氷質粽和黃雪清。行客囘飢入佳境。

何人喚做稱川名。
傍水山村滿圃茶。抱籃婦女摘芳芽。幾番採得相擔去。
一曲勞歌人晚霞。
彌勒街邊二女巷。爲之陳跡立幽龕。當年奇事存人口。
唯見架頭佛十三。
白道南通菴作了。翠樓紅閣競驕奢。銀燈齊點鉤簾處。
薫怨蘭思相蕩摩。

○江戸風俗の事

服飾之部

諸役人 万石以上以下 小身之旗本

安永天明の初のころは、島琥珀のうち附上下、夏は仙臺ひら安中ひらこはくひらなど、その價至て貴きものを袴とし、小身迄なべて著せし也、麻上下も麻にてはせず、龍門琥珀麻太麻など繭をも織れるものにて製す、小袖は黑羽二重に限り諸大夫は常に白無垢に二ツ三ツ重ねて著たり、夏はすきやちゞみなどいふ絹ちゞみの上品なるを著す、白紐のすげ笠、黑き琥珀にて作れる合羽など皆人著せしなり、大小は細躬にして多く赤銅鍔を用ひ、拵は家彫または金むくの彫あるものを用、印籠は菊壽形とて細長き五重の高蒔繪あるを提、あたひの貴きものを持たり、紅毛より齎來る香箱時計をみな懷にせり、夏冬白き足袋を用ゆ、誠や太平武を不用の風俗とやいはん。

天明の末節儉の令一たび出て、忽服飾を變じ、小倉木綿京さんとめわけんたんなどをもて袴に製し、津もじに裏つけて肩衣とせり、或は葛布に小もんがた打て袴となせるもあり、または肩衣は麻上下の上を著るもあり、提ものは無地黑の印籠或はなめし革雁路かわの大胴亂をいかにも見ぐるしきを是として提たり、網代の笠をかぶり、合羽はさいみ木綿などにて造り著るもあり、一きわ當世めきたるは蓑を著て御城内を行かふさまいといかめしく見ゆ、足袋は花色濃栁など用ひ、または生木綿にて製るも有、多くは冬もすあしにせり、大小はいかにもふと身を好み惣躰あかゞねにて作り、又は無地の鐵をもて拵とするもあり、鍔は多く鐵の角鍔のあつきを打たり、鞘も一かたならぬ塗にして鐺りを鐵にて巻ぬ、小袖はきぬ紬の紋付または細島なども著せしなり、白無垢一ツに定り麻上下のときにのみ著す、麻上下はな

べてみな諸麻のやれたるを著す、ゆきたけもみじかく著なし、藁のぞうりをはけり、夏はさゐみに紋かき又はあらき布を柏木にて染などして著せり、

寛政の末に至りては漸また服飾の制も美しく見へて、多くはつねに羽二重の黒く染たるに紋付て下にも白むくかさね著たるも有り、又八丈じま丹後じまなど小袖として著すもあり、肩衣は絹にうら付、はかまは唐さんとめたんごじま茶宇じまなど思ひ〳〵に著せり、夏も絹もじなどの肩衣に精好じま絹よこ麻の島など袴とせり、かたびらはさらしちゞみ島ちゞみなどまじへ著す、提ものも異國の革など用ゆるもあり、又は蒔繪の印籠などさげるも有、香箱時計もすこしよき役人はみな懐にして出るなり、大小は鐵のこしらへに金を紋などおき、または象眼にもし小柄のみ家彫を用ひ、或はあかゞねのこしらへに目貫ばかり家ぼりを用るもあり、足袋も夏冬しろきをはく事にはなりぬ、殊に一般なるは老若を不問、みな常に杖をふくろにして持することなり、しらずいかなる武用有りてか、裃とひとしく身をはなたざる事にやといぶかし。

藝文之部

繪双紙

三十年以前までも繪艸紙おふくは古への武者功名の次第、又はいづれの軍いづれの敵打などいへるものを繪につゞり、詞を書くわへ童蒙の見るべきものにありける、安永のころ高慢齋行脚日記といへる戯作出で、放蕩無頼の世に處する趣を書あつめ淫奔の媒となす、此編大に世に行れ、幼稚のたのしみとならず、只大人の觀となり人氣をとらかす、是より年々月々淫蕩無頼の趣を綴りて繪双紙とせり、搢紳士大夫の間此双紙の巧拙を論じ消日の談となすに至る、於此つひに勇剛孝義の著述すたれ童蒙の玩を奪ひぬ、其後寛政のはじめにおよびて作者を呵嘖せらるゝ事あり、是より又一變して心學のおもむきをとり、事は當時の洒落に渡り教訓を表として、陰に無頼者の意を迎ふ、此編數百部目をあらそふて出るに及て、さきの淫蕩の編すたる、しかれどもつひに古へに復する事あたはず、幼稚は玩好によしなし、大人もまた是を捨る事なし、幼稚の導をあやまる事すくなからじ。

器財之部

行平鍋

近きころまでは羹をとゝのゆるには、かならず土にて鍋の形せる小き器を用ひ、一人〳〵に供ずるに便りとす、其後安永のころよりは銚をもつていとあさくちゐさき鍋を造り出しけるより、いつとなく土鍋のまゝ供する事すたれぬ、其後天明の末より又土にも平椀の形チしたるものに汁うつすべき口をつけ、又とり手をつけて持に便ある器を製し行平鍋と稱す、此うつは一度出て一人〳〵の配供に甚便りあるをもて鑄鍋漸衰へたり、貴人の器にあらずといへども冬日不可闕の器とはなれり、そも行平の名何によりて名付けるやいといぶかし、もし平椀の用にして暖食せる縁によりて湯氣平にいへる心にや、又は中納言の卿須磨のさすらへのわびしさにかゝる器をもて味ひをとゝのへ長き日を消し給つるにやとおぼつかなし。

右中川飛州手書なり

○甲斐二十二將傳

著述甲斐二十二將傳之説

世有甲斐二十四將圖者。不知何人作。而傳以爲實焉。予校諸舊記。無所據由也。昔者室町氏失其柄。諸侯力爭。强弱呑小遂爲戰國。乃集類樹黨。以相吞噬。於是家々有三老四天七槍之稱。吾玄公朝亦有號稱二十二將。咸能遭會風雲。獲其智勇。深圖遠算。後世所法。各志操之士也。玄公用此輩。同討議。明鑑不差。無一不死事者。雖往古烈士。何以加哉。所謂二十二將者。武騎將八人。

板垣駿河守信形　三郎兼信之後裔

甘梨備前守信益　一條次郎忠頼支流

兩角豊後守昌清　法名智賢峯勇居士

飯富兵部少輔虎昌　鎌倉時源太宗長者之後胤

原加賀守昌俊　法名蓮朝男隼人佐昌勝法名朝原共顯名于當世

小山田備中守昌辰　男昌行父稱備中守替與父齋

日向大和守昌時　法名宗英

小宮山丹後守昌友　男内膳正有名于世法名[illegible]忠叟道節居士次子亦七郎昌[illegible]

輕騎將七人

原美濃守虎胤　法名清岸父日能登守友胤男日甚四郎昌胤乃千葉之庶流

尾畑山城守虎盛　法名日意父曰日淨日意弟彌三左衛門其弟彌左衛門光盛後爲山城守法名日善日意男又兵衛昌盛稱豐後守乃小幡景憲父

横田備中守高松　男十郎兵衛綱松又稱備中守實原虎胤男乃甚右門尹松之父也

多田淡路守　始名三八男又稱三八次子久藏共死事

山本勘介晴幸　法名神山道鬼居士

米倉丹後守重繼　男彥次郞種繼

三枝右衛門尉虎吉　謂之三枝衛府法名三星院寶山玄玖庵主男勘解由左衛門守友其子土佐守昌吉共有聲

亦有

香坂彈正忠昌信　法名無德院玄庵道忠居士

內藤修理亮昌豐　實工藤下總守虎豐次子始稱源左衛門鎌倉時庄司景光者之後也爲內藤相摸守虎資之嗣後更名昌秀法名善龍院泰山常安居士

馬場美濃守信武　始曰敎來石民部爲馬場伊豆守虎貞嗣名或作信房

山縣三郞兵衛尉昌景　始曰飯富源四郞乃虎昌之弟出繼山縣河內守虎淸之祀

甘梨左衛門尉晴吉　備前守之男也

秋山伯耆守晴親　飛驒守光朝之裔

土屋右衛門尉昌次　實金丸筑前守虎義次子曰平八郞續土屋氏法名昌次院忠屋智眞居士以其弟惣藏唱忠爲嗣法名昌忠院忠庵存孝居士

是稱外七人。合二十二人。若有父子兄弟同時齊名者載其一不載其二。前後時異者。乃具載焉。至若。

加藤駿河守昌賴　鎌倉廷尉景廉之後男丹後守信厚又有聲

古典廐信繁　玄公弟乃左馬頭信豐之父法名松操院鶴山巨月大居士

逍遙軒信綱　玄公弟法名逍遙院海天綱公庵主

仁科五郞盛信　玄公五男稱薩摩守

小笠原源與齋　亦皆有聲於當世、而無載者。或幃中謀臣。而非將帥之數。或以貴族避之也、其餘歸降之臣。信人

眞田彈正忠幸隆　號一德齋男源太左衛門信綱兵部丞昌輝安房守昌幸共爲世所稱

蘆田下野守幸成

室賀兵部太輔經秀

浦野宗波

丸子良存

依田右衛門佐信蕃　依田豐平之後

保科彈正忠正俊　越前守正直之父也

毛人小幡上總介信定　父曰尾張守直定號直龍齋

安中左近大夫景繁

武人倉賀野淡路守秀景　始云六郞

越人城意庵　織部正景茂又稱和泉守弟曰巨良對馬守宗茂男曰城和泉守昌茂共被知于世乃城小太郞資盛後

大熊備前守長秀　父曰備前守朝秀

駿人岡部次郞右衛門尉昌綱　內膳正長盛父

遠人小笠原與八郎長忠之屬　又無載焉。
郡内小山田信有 有一作茂曰兵衛尉又出羽守鎌倉之時別當有重者後胤 世及之臣也、
下山之穴山信君 玄蕃允梅雪法名靈泉寺古道集公居士 厚祿之人也、及
今福淨閑 男市左衛門尉昌[illegible]新右衛門尉昌常
荻原豐前守昌明 始彌右衛門法名融松院利峰道穎居士父常陸介昌勝號天眞院功岩元忠居士
淺利右馬助信種 伊豫守虎在之男
駒井右京進昌直
溫井常陸介 法名常叟道溫居士
安部加賀守 法名變室道賀居士
曾根下野守昌世 始内匠介
初鹿野傳右衛門昌次 實加藤駿河守之男彌五郎忠次之嗣
小山田八左衛門
秋山紀伊守 法名秋峰道紀居士
小原丹後守 法名鐵岩惠船居士弟下總守共有名法名空岩東海居士
廣瀨鄉左衛門景房 後稱美濃守男曰左馬助
三科傳右衛門 後稱肥前守法名形幸
孕石主水 男曰豐前守
小菅五郎兵衛 男曰又八郎信有
早川彌三左衛門幸豐、父曰肥後守
川手主税
穗坂常陸 男金右衛門
蘆澤顈母信之 伊賀守元辰之男

之輩。尚不乏其人。然時不相逮。或以功名求榮于他邦、苟不介其終者。咸不載也。予欲著二十二將傳而搜其家譜。未能全得、竊從長老好故事者、編列其事。姑錄之姓名、以俟同好人爾。

享和二戌之暮春　甲斐　花溪内滕禹昌

○文化元年北齋畫大達磨紀事

文化甲子三月、護國寺觀音大士。啓龕縱人瞻拜。士女雲集。幸無虛日。四月十三日。畫人北齋、就其堂側之地。畫半身達摩、接紙爲巨幅。下鋪烏麥稭、以襯紙底。紙大百二十筵。畫者攘臂褰裳、縱橫奔旋、意之所向。筆亦隨之、蓋胸中已有成局、不待擬議而爲也、畫成。觀者環立。嘖々賞歎、然唯見一斑、未能盡其情狀。登堂俯瞰、所見始全。口大如馬。眼中可坐一人。其所用、四斗酒榼一、銅盆一。皆以貯墨。水桶一。以貯水、爲筆者凡六。而藁帚居三、大者如轝。小者如瓶、棕帚二、地膚帚一、皆以代筆。

右中村文藏所記

○生花秘傳圖式跋

一勺香泉。一枝幽花。蓄之膽瓶。插之湘筒。可以供清賞矣。可以避世氛矣。而其爲趣也。棟俏枝去凡卉。高低疎密。整々斜々。正在於有意無意之間耳。風鑑齋夢寐此趣。漸入佳境。著爲一書。名曰秘傳圖式。圖以明之。式以記之。蓋傳花神之秘奥。抑代化工之妙與。南畝子題於杏花園中。

○筥根山大釜

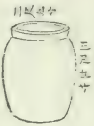

大筥根山大釜

大筥根山東福寺湯釜一口滿山大衆別當法橋上人位隆實

文永五年戊辰十一月十二日（五百二十七年）

奉鑄冶大筥根山東福寺浴堂釜一口奉爲天長也地久御頭圓滿□□東靜謐武家安穩別當□□眼和尚位隆實幷滿山大衆奉□□之狀如件

弘安□□□□五月一日大工豆州磯部康慶（元年ヨリ五百十七年）

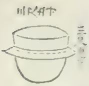

○尾張二老傳

尾張有二老焉。皆博聞強記。滑稽不窮。世罔不識也有翁。而愛其戲文。體中不佳時。讀之以當枚發陳檄。嘗欲刻其所著鶉衣者于東都。而未得善本也。得六林翁本。而上木行世。因識六林翁。千里面目。恍如一堂。噫也有既爲無何有之人。六林之木亦拱矣。偶閱篋中。得二老手書。合而裝之。附小傳于後。寛政四年壬子孟夏。南畝大田覃題于杏花園。

也有翁傳

横井時般。一名並明。又名順寧。字伯懐。號也有。又號暮水。稱孫右衛門。其居曰羅隱。曰遯窩。曰知雨亭。曰半掃庵。而其爲也有最著。其先伊豆北條氏。尾張敬公始封。委質爲臣。時般仕至參政。食祿二千石。少壯留意武事。無伎不通。受學侗齋小出氏。亡論經史集。野乘稗史。涉獵殆遍。賦詩屬文。又詠和歌。篤好誹諧連歌。最善戲文。偶爾所著。傳稱[illegible]。亦寓微意云爾。中歳勇退致仕。卜居于城南前津。蕭然如一野翁。天下好誹諧連歌者。無不知尾張有也有翁。所著有羅葉蟻封二集及鶉衣。以天明三年癸卯六月既望終。歳八十二。葬[illegible]西音寺

六林翳傳

堀田方舊　字維新、號恒山、又號六林、稱紀六、其先出自紀氏。世事尾藩。爲直使者。病免。起爲先鋒隊長、遷少府。出爲岐阜宰。再入爲少府。復爲先鋒隊長。老病爲奉朝請、遂致仕養志、學於松平君山。博覽無不該通。最好誹諧連歌、又好戯文、殆伯仲於也有翁、而質實有餘、雋永不足。寛政三年辛亥七月二十日。病終于家。歳八十二。葬于名古屋城南總見寺。所著有護花園錄稿。及隨筆若干卷、其他戯文不遑枚擧云。

也有翁の手書のうちに

昨日者珍敷人にいざなはれ七寺之藤見に參申候

牛馬間に、阿波手の森反魂香の森といふ、所有彼地に遊行し稻園山長福教寺に宿す、世に七ッ寺と稱す、阿波手の森反魂のもり此寺に有、此長福寺昔は同國中島郡下津の南阿波手浦西萱津原の裏にて、聖武帝天平三年行基の開基なり、光仁帝寶龜十一年奥州伊治呰麿(アサマロ)反く平治すといへども殘黨なをしづかならず、故に河內權守紀是廣勅を奉じて奥に赴く、天應元年の秋なり、此紀是廣といふは河州譽田の人、世々河內平岡に居、役に臨て其妻に謂て曰、我いまだ子なし、今汝娠り我七年の役滿ば歸見るべし、又此藥師如來の尊容は我多年信じ申是をいのりて男子を産育すべしとて、妻にあたへて是廣は奥に下り、別れて男子を産り、母は身まかりぬ、此子七歳の年乳母に問ふ、人皆父母有我父母は何國に有哉、乳母涙共にしか〳〵の事を語る、此兒奥に下りて父に逢はん事を思ひ、河內を忍び出て尾州に至る、時に寒風烈しく雪ふりまさりて終に下津里の邊にして身まかりぬ、又紀是廣は既に七年の役みちて古鄕に歸る、今日此所に宿す、亭の長を呼て何ぞ世にかはりたる物語もなきやと問ふに、亭主曰、されば今日六七歳ばかりなる男子雪にこゞへて道路に死せり、是廣聞給ひ懷中にしるしとなるべきものもなきや、亭主曰、守り袋に藥師佛の有と申、是廣その死骸を見んとて彼所に至れども胎內に別れし子なれば、其面はしらねども妻にあたへて別し藥師佛を持ければ、我子なる事を知て悲歎慟哭して、ともに死のおもひ有、さてなきからを長福寺へ葬んとて、彼寺に至り智光上人に事の仔細を申、親子始て對面如此今生たゞ一度言

葉かはさせ給へとて上人にいたくなげき給ひければ上人もことはりなりとて彼死骸を壇上に臥しめ醫王密法を修せられけるに、死躰自暖氣わたり忽蘇生して言語をもて親子の名乘を終り、又もとの死躰となんぬ、其地を今につたへて反魂香の森といひ、浦を名づけて逢はでの浦といへり、其後人皇五十八代光孝帝仁和三年七月大震の時海變じて陸となりし浦のたへ今は阿は手の森といふ、是廣河州へ歸寺院堂塔ことく造營有しより土俗七載寺といふ、其のちは七ツでらといふ、月往年去二條帝の比には同國清洲に寺を移せり、時に大中臣朝臣安長勅を奉じて尾張權守に任ず、海部郡勝幡城に居す、安長に一女有、仁安二年五月廿八日七歳にして死す、安長も又むかし紀是廣の跡を追ふて一切經を書寫し此七ッ寺へ納近國の能書を集て是を寫しむ、高倉院安元々年に始り治承二年に終る、其時の經今に存す云々。

○寛文元年日記

寛文元年四月朔日

隱元禪師事今度於山城國大和田村寺院拜領に付て爲御禮使僧獨智差上之允明筆之一卷獻之於柳間伊豆守謁右使僧井上河内守如座

六月六日

只今迄有來深川口人改之御番所今度本所新堀出來に付中川口へ御番所引移り候間於彼所如最前御番可相勤之旨先番之面々水野圖書高木甚左衞門山口勘兵衞へ被相傳之

○鳥銃

舜水文集明朱 答小宅生順書云、鳥銃大明頗有絕高手、銃砲亦甚多、

全浙兵制明侯繼高 本區湖杭嘉 倭亂記云。嘉靖三十五年八月。總督胡侍郎宗憲搗沈家庄賊巢平之、徐海就戮、提督阮都御史鶚勦徐海餘黨悉平之、上官汪相向鑾死之。總兵盧鏜擒賊首辛五郎 五郎者造鳥銃今之鳥銃自伊傳始

○日光山燈籠銘幷序

曩歳獲聞
日光山中爲
東照大權現廣設道場既
已鑄逆法
鐘以彰
誠孝今又聞

大檝院殿眞字並幷遂治
成燈籠轉
達靈山用助崇奉之具
仍讃
永幕之意而爲之銘
誕樹功德並參諸天道場
既圖慧燈方懸範鋼作籠
傳護神光於眞法筵吐微
叢燈孝思無方冥福是薦
寶坊長明金輪永轉
乙未年正月　日
朝鮮國司憲祭裕俊撰
知中樞府事英竣書

○誹諧

隋書曰。侯白。字君素。好學有捷才。爲儒林郎。通倪不持威儀。好爲誹諧雜說。楊素甚狎之。素與牛弘退朝。白謂素曰。日之夕矣。大笑曰。以我爲牛羊下來耶。高祖每將擢之。輒曰。侯白不勝官而止　蒙求續紹

○哈臺大鼾

許侍中璪。顧司空和。俱爲丞相從事。當夜至丞相府宴。二人歡極。丞相便命入己帳眠。顧至曉回轉。不得快熟。許上床便哈臺大鼾。丞相顧謂客曰。此中亦難得眠處　世說排調第廿五

按哈臺窺語。見世說考。

○王勃詩

觀佛跡寺

蓮座神容儼。松崖聖跡餘。年長金跡淺。地久石文疎。頹華臨曲磴。傾影赴前除。共嗟陵谷遠。俄視化城虛　王勃詩集

○神輿押御徒頭

京極備前守殿御目付森山源五郎殿を以御渡被成候

御書付

山王祭禮之節神輿押御徒頭并組供連之書面及評義候處神威被敬候而警固被　仰付不軽事に候間深く考候はゞ仕來定之外に餘之人數心掛も有之度程之事歟にも被存候其上分限に越候從者召供し候者規模成御役當に候ヘ共當時諸向共無益之雜費相止遠國御用相勤候面々旅行之人數等も減候得共夫とは意味も違候事故省略者無之方可然候組御徒も節爲持候なぞ於武門他見可羨一ツにも候間旁頭組共途中之行列は唯今迄之

通にて宜存候下宿向取計等之義者私事に付程能省略
可有之者勝手次第之事に存候
子六月

山王祭禮神輿押　御徒頭　深尾八太夫
代り　長谷川半四郎

○衛生遊稿

客路
曳黎黄稍夕、極目白雲秋。遺却是非境、詩腸回筆頭。

度稍川
舟行三十里。暁色總羈愁。雲洩半輪質。水光不耐秋。

津島の祇園社にて
露ふかき宮居や御田の朝ぼらけ

士朗を訪ひて　俗称井上専庵
玉ちらす軒よほどよき雨の秋

秋日草堂小集岡子回示西村生途中之作漫用其韻
却寄懐　石川定香
當日新卜宅。相逢已幾秋。遂無書札至。空眺海門秋。
此地逢佳節。如何動客愁。莫將菊花色。不及故園秋。

謝石川君馨寄懐兼留別
彩毫深識故人情。舒卷幾回秋夜清。昔日歡因多病濶。
通宵夢感合離成。詞源共索朝陽館。筆陣高張金尾城。
過雨頻含留滯意。曉雞難奈報新晴。

和西村生留別作兼送別　石川定香
滿天爽氣得幽情。況是重陽節物清。忽有故人尋我至。
豈無新賦與君成。布帆直去蓬萊島。鞍馬難留姑射城。
明日歸鄉洋海市。菊花開處萬峯晴。

用原韻再謝石川生
憐君爲慰遠遊情。留別淡交秋水清。雲裡雁鴻鳴不卅
囊中賦筆老無成。洗惆徒臥三重郡。事業誰知姑射城。
明日盃尊多少興。登高何處弄新晴。

矢はぎの橋のほとりより名勝を探りて岡崎に驛
にやどらんとて行李をしる人の方へはてばす時
に内を携へければ

即興
東行にふし見がてらの夫婦づれ
法師ならねばやどなをしみそ

九日登瀧山　神祖廟

瀑泉山畔步重陽。秋水如藍菊自黃。不是尋常登高地。
匹夫還拜世時康。

　十日吉田城過田子直

籬菊既開松樹深。先生宿醉膝中琴。擬同處士佳辰興。
征軒載酒此追尋。

　西村節甫携內見過有詩卒次韻爲謝

暫時談話故情深。幾處提携志與琴。節後登高弄詞筆。
龍山餘興好相尋。　植田義方

　登大岩大悲閣

岩頭安置木仙身。信處夢中救度人。救度不知玄妙理。
躋攀好爲絕風塵。

　宿吉田城 此行趣在望嶽結及

解裝豐水曲。豐水者吉田川也 暮磬入鄉愁。鴉噪城門月。船迎
沙岸秋。新詩慙勝景。舊話數會遊。懇望峯巔雪。興
情甘子猷。

　雨中過岡崎

楚塞秋夜夢。醉後近如何。老去久無賦。不堪雲雨多

　途中

下駄傘に御油赤坂や雨の旅

　客路雨

雨中孤劍涉參州。一舍一亭移客愁。啄粒雞當簷滴步。
御鞍馬濺印泥休。雲低驛樹松林外。波響河梁水石頭。
遠近山川雞可辨。昏黃無處不悲秋。

　同鄉のよしみをたづねてやどる

秋ひと夜池鯉鮒を餘所のはなしかな

　病を起て初て多度の宮居に詣る

足びきのやまひのみかは起ふしに
　久しくいのる宮どころ哉

馬曹西村貞 勢州四日市驛長 西村庄右衛門

丙辰九月

○甲水源委序

甲水源委序

甲之爲州。環城皆山也。而南傑峙諸山之上者爲富嶽。西則七面褊田白嶺鳳皇農牛地藏駒岳。北則八嶽茅岳金峯。東則天目篠籠諸峯。比肩接踵。若夫前山之爲兒爲孫。而蹲踞於諸嶽之腰者。不可枚擧。是以其谿谷之所吐出。懸河涓泉亦許多矣。而獨其流之巨者。爲釜無笛吹又次之者爲荒河。其宅百川盡爲此三河所吞。而又幷吞其三河。傍引東西河內之險流早河常盤河等諸水。而走南海者。富士河也。蓋水之爲用。與火相伍。不可一日無。而其害於物也。亦不爲鮮。然有害

斯有利。利固生於害。要在導之得其道而已。今茲乙丑。余命爲河隄使。行甲一再。山僻水奇。不以險絕爲嫌。猶恐奉職不及。是以畧獲窺甲水之所以害且利。所謂害者。其河身與州(甲州國郡少平衍地)欹側。是故暴雨一降。則客水驟輳。一瞬之間。漂迸沙石。敗壞田廬。其慘實不可言也。然而其漲暴者。其落亦速。猶且塡淤加肥。今年既荒之田。次年復爲播種之畝。非若他州一歷衝決之境永遠爲魚鰕之區也。不啻是。其阡陌之便於蓄洩。冬則洩而爲麥隴。夏則蓄而爲禾疇。一歲兩熟。如是者槩田不下三之一。是則所以甲水之利於物獨爲優於他州也。當今所憾者。治河一塗。追世冗侈。其糜費亦不貲。此昭代之所不可不以急議。雖然河之險夷變遷亦以方與世而異。不詳其所以異。而汎乎議之。亦或不能免笑百步之議。度支館原有河乘。而其所載冗而不精。是此行所以有甲水窺源究委之畢也。若夫治河議。則余別有論。今不復贅焉。

文化乙丑夏四月　岸綽字汝裕

○花月社會節錄(文化九年壬申八月十三日)

御書物奉行(元與力支配勘定小普請方)近藤重藏(名守重字重藏號正齋)宅にて年々に古器物展覽の會あり、花月社と名づくるは二月八日にあればなり

忍池藏
端溪硯
眼
黒黄茶褐色
灃紙色

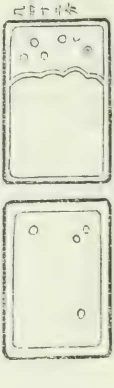

獅子風爐底

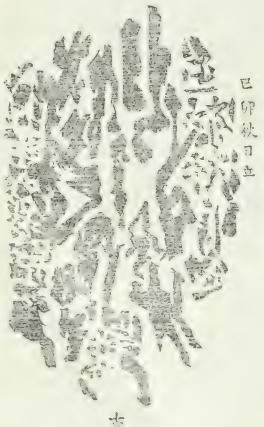

胡簶福島正則舊物

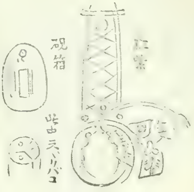

戴袋福島正則舊物
太閤ヨリ賜フ所ト云五九の桐菊の縫金地淺黄小柳

玉盃庄平藏

泉州境浦掘得

古土釜

市川氏藏

上毛群馬郡保度村掘得

古土鉢

同前

澄泥

背に
宇多天皇
寛平三年
二月亥日
ト彫テアリ

大草氏藏

其一面拨發之田御書中之通承届候いかにも丈夫に被討果可然候其方之人數にて難成候はゞ無御隔心可被仰越候左樣之事遲く候はゝ唐人めうち甲を見候ては隣鄉へもうつり可申候間可有心得候最前紙面にも如令申唐人との武篇にためらい候ては流矢の一つも被射當候ては惡候萬人之中へ只一騎乘込候へは中〳〵手にたまる事にて無之候其段下々へも可被仰付候貴所御かせぎ御尤候恐々謹言

十一月十七日　　加主清正

結城大炊介殿

建長康元間刊鐫　　一雙　　撞木齋藏

兕像即稱狛犬

アウン古木像　　市橋近江守殿也

○渡邊幸庵對話抄

同年二月五日に見廻て對面

一多香魚の香爐を見せ被申候是は天竺にて求持參申候金は紫銅金にてかねを七色合たる物に候摩羯魚の圖も有之候へども是は大きにて重く不能持參故不求此マカツ魚の圖は假令は鯨魚の恰好にて頭に冠を戴有之候其冠は鎌倉海老の頭のごとく成ものを頭に戴有之候

一布袋の香爐を見せ被申候交趾ものにて天龍時代の出燒物にて候然ば四百年餘に成申候由

同十六日對話

一細川三齋は中古の茶湯者也、茶菓子に能登の刺鯖の頭を切て折敷に椎の葉を敷て夫にのせ箸を添て被出けり、鯖の頭の鹽出し切樣に口傳あり。

一椎の葉二ッ計に切て夫を添て面々に被出ける、其葉にてすくひ喰ふ無類の茶菓子也、亦以前は香物鉢に入る事なし、三齋の時代より香の物鉢は出來ける也、兵部太輔藤孝は丹波知行の時漸三百石計の由、將軍義昭公に勤仕の時今の千石計の身上と云へり。

一天正十八年小田原へ秀吉公御出陣の時、駿州宇津山にて御馬の沓きれ申を見て、道の側の土民石垣忠左衛門と云者沓を持出御馬に打申候へば、秀吉公御覽有之、御馬より御下り結の結樣惡敷とて御自分御直し被成、忠左衛門には御召の紙子の羽織を被下候、御歸陣の御時御立寄水を上り候、歸陣には水を呑申事故實有といへり、茶碗はしとろ燒なり、後世尾張紀伊の御兩殿御立寄かの紙子御覽亭主に白銀五枚被下之、是流例と成て見物の諸大名衆歷々は必五枚三枚被下候、二條大坂在番の大番頭は銀、組頭は三百疋、組子は百疋宛とらせ申候、初て通る面々必見物候て白銀鳥目を遣し申故忠左衛門至子孫於今有德也、彼茶碗は破れて今は無し。

一軍陣にて働申には素肌能し、昔の書物には其法を書申候、大方は僞り有也、其內籠の謠に甲も落されて大童の姿と成てと謠ふ、是計は實なるべし、籠手臑當抔して中々働惡くし、切られぬやうに用心するほど切られ安し、然共大法有て心儘に素肌にもなられずこまりたる事なり、素肌とよろひたる者とは出會候ては、鎧たる者は大形負くべし、心持口傳あり。

一古の軍記等は虛說多しと云へり、さも有べし、信長記太閤記抔々見るに虛說多し、近き難波戰記島原記等は親く予見及たる事共也、書そふなる事を書洩し、そでも無き事を工面らしく書たる也、是に古をも被察なり。

一大坂にて井伊掃部頭殿松平隱岐守殿抔すはだにて有けるを予見たり。

寶永七寅三月廿四日對話

一加藤肥後守清正側へ忍參組付九尺計抛ける、清正あをのけに倒て我等內甲を見て久三郎あほうするなと笑ひ被申候、中々健なる武士にて力量も有ける、予若き時は碁盤の上へ鐵砲二十挺上げ心安く持上げけり。

一予が祖父は遠州於味方原討死す、久助と云、渡邊の惣領筋は八幡の土民に成て居る、昔より百石領知す、此領知之儀至御當家御吟味有之候處、何れの代より賜たる共代々の證狀もなし、但代々源頼光自筆の物あり、依之古筆見等に被爲見候處、頼光の手跡不見、知紙は其時代の紙と云けれども百石の知行の事はなし、又小鍛冶宗近作の四尺餘の太刀有氷の如くと云、代々所持す、箇樣の物も公儀へ上り候處御吟味の上にて土民へ被返下百石も先規の通領知す。

一松平隱岐守殿弟に松平織部と申神君の小將也、大坂にて働有依之二千石被下、隱岐守殿より爲合力三千石代々遣被申、都合五千石也、其子は主馬亦其子も今の主馬也。

一戸田左門氏鐵弟戸田帶刀本多佐渡守と申合て眞田伊豆守信幸子息志摩助を遺恨ありければ討て立退き、上總國中を鉢をひらき居けり、後傳通院住持職其以後增上寺に居り智哲と號、予時戸田帶刀がなれの果と名乘被申由博學也、又志摩之助は眞田家

の稚名也。

一人八十八齢にして米の字を俗家に書事誤也、堂上方には八十歳にて書也、八十※人と書八十人。

一佛道に可性行想と云事有可性はよし行想はあしゝとて人の信心にも此差別有、法花宗檀方の體をみるに悉く行想なり。

寶永七寅年四月廿五日對話

一腸の出たるに、黒猫の頭に有之腦を黒焼にして、腸の出申たる程の背中に粘におし交て張置候へば腸忽に引込也、眞の黒猫至て稀成物也。

一京都の人江戸へ流浪、神明町經師屋吉左衛門介抱にて醫師と成、御茶水新屋の亭主の喘息を黒猫の黒焼にて直し名醫の名を得る、又本多内記正勝の家人子細有て自身刀を腹に突立るを側より奪取、然共腸出て内へ不納、予時右記す黒焼を背中に張候へば腸引入けり、内記殿喜悦有、可召抱旨御申けれは、醫師少々存念有て固辭す。爲合力一生五十人扶持與ふと云、

一異蓮花本々戒禁火鎮火草棟板屋に植置ば火を防ぐと云々。

一加賀屋敷に菊地治部左衛門と云浪人居住常行力を本として信心也、富士白山立山大峯湯殿山等の尊き山〳〵を不殘上る處、或時諏訪に通例の俗人上りがたき山有、治部左衛門是をも不恐上る處に異人出迎て三間計下へ蹴落す、然ども治部左衛門不驚起上り又山に登る此度は蹴る事なし、則山を巡見して其夜は山に臥翌日麓に歸らんとするに、彼異人亦出て此度は五間計下へ蹴落す、去共早速起返り行處彼異人聲を懸て呼て柄のなき鎌を與ふ、則治部左衛門が頬に當るを取て歸る、是より心に不叶事なしと語る、常に精進第一火を忌て他所にて食だにせず、人には客の乞物を即座に求て喰しむ、其外怪しき事共數多有、殊に劒術に妙を得る、予も行て對面しけり、此方へも一度入來す、去々年も逢しなり、いまだ存命か不知、天狗など云者の附けるか、色々奇特成事有し也。

一家康公常に御馬廻に附添申候者は菊間伊兵衛大竹勘助小泉三太夫山田四郎右衛門也、各長命にて家光公御代までも存命の者も有けり、四人中能於權田原野屋敷を被下ける時、四人並て拜領仕度旨申

上面々三十五間に裏へ四百三十間宛被下けり。

一生脳に補の脂也、夫を燒たる物也、龍脳は生脳を七度燒にしたるを片脳と云、是龍脳也、燒樣天目を蓋にして燒　其湯氣上の天目に付たる片脳也。

一竹村武藏守は與右衛門と云ひけり、父に不劣劍術の名人、手裏劍の上手なり、川に桃をうけて壹尺三寸の劍にて打に桃の核を貫たり。

一竹村武藏上泉伊勢中村與右衛門此三人同代劍術の名人也、與右衛門は武藏か弟子也、武者修行す、伊勢は泉州堺の住人也、武者修行の時於信州卒（諏訪歟）武藏は細川三齋に客人分にて居る、小坪と云所に三齋遊山所有是に茶屋有、夫に武藏居住也、歌學も有連歌も功者也、與右衛門に中村三郎右衛門子なり父三郎右衛門は能上手也。

同六月廿九日對話

一宗長の年忌に「ふる跡の名はしられけり春の草玄仍」又宗長の句に「梅が香も岩木に同じむかしかな」我は玄仍の弟子なり、名乘は昌玄と云へり、亦頭日讀けるがよしあしもしらず　迚「心よりしづかならずは靜なるかくれ家とてもちりの世の中」

「あはれたれとふ人もなしさしこめて世をすきたてる門の閉暮」待戀の題にて「一宵の間はたれも人めを忍べども更るつらさをわすれてぞまつ」是古歌にもあり。

同八月五日對話

一女の陰門へ蛇の入たるを予一代に三度見たり、一人は片羽道味療治す、先は手洗に水溜蛙を放置候處に蛇頭を出す時に足の末を蛇の際へ寄る處に可喰と致し申を引取二三度も左樣に致して後蛇に喰せ申候、亦蛙內ふとき所を出し右之通可喰と頭を出し申を二三度も引取外に蛙の中へ山椒を二粒三粒入包之外へ不知樣に認て蛇飛つき申刻最初に蛙と取替山椒入たる蛙をくはせ候へば四半時の內に蛇外へ出申候、內にては腸を卷居申との了簡にて蛙を以て指引致申內蛇も其所へ心を移し內卷ほぐれ申考にて指引を致し申候、左もなく理不盡に出し候へば腹痛候半と右之通道味考致療治候。

一石龜の小便耳のきこへ不申に入候へば能候此龜は龜甲有之にて候、此小便を取申には龜の口へ山椒を一二入候へば其儘小便をいたし候。

一幸菴詠歌

おしめおしむ身さへ骨さへ皆くちて
殘るは後の名のみならずや

此歌を酒井勘解由殿近衞太閤基熈公へ被入御覽候處に甚御褒美有けると被申也。

同年閏八月四日對話

一旗の立樣うろこ形に立るがよし數多見ゆる也鷹行に立るは多くても人數かさに見へざる也。

同月廿六日對話

一小西攝津守行長關ヶ原前住吉屋と云銀座に好み有て長子を養子に遣す、我が形見に殘置と云、名を小西宇右衞門と云、則銀座の家督に成ての後は江戸へ下り銀座頭を勤、公儀より五十人扶持被下けり、宇右衞門子に御醫師小川宗春方へ養子のち宗春と云、無學にて家業疎也、外戚腹に男子一人、是は京の難波屋養子となる、是も放埒に金銀を遣ひ失ひ身體を果しけり、父宇右衞門はさすが行長か子にて一器量有、常に芝大佛に茶屋一軒かり置近所火事の節は家財諸道具に構なく彼茶屋へ一家連立退く、人笑らへば財寶は求安し命は求がたし天下を望むも命有てこそと云。

一將軍家光公出頭の女中有り、細工上手にて公の御形を透〳〵に木像に奉刻、或時風と部屋へ被爲入急成に依てかくし申間もなく箱に入側に置候處に將軍家其蓋を御取候に御覽何にゝ候哉と御尋候處に女中御請なく赤面す、于時彼像をつく〴〵と御覽候て是は我像に似たりと、鏡を御乞合候て正敷我か像也と上意の時、御請被申上候は日頃御厚恩難有まゝに傾次を申さば先君は私より先へ被成御座筈也、左候はゞ宮仕の心得にて朝暮可拜ために奉刻と心底をありの儘に申上る處に御機嫌にて、とてもの事に我が髮爪をも可遣と夫をうへ可申旨上意にて被下也、扨木像出來部屋に安置する處に重て上意に神君之御繪像を被成爲御見御木像に可刻旨被仰出出來御殿に御安置也、御二代共家綱公御代まで御城に御安置也、然に綱吉公御代に成御殿の内に被差置を憚思召て内々[illegible]町の天神の郭内へ可被移と御僉議有之候へども、郭内せばき故大塚の御藥園を引ならし、其跡に何となく表向は觀音堂を御建立桂昌院樣家光公より御拜授の唐佛の

音を御安置、其郭內に堂を建られ右御木像二體を被移。二重厨子に被仰付堅く鎖し花立釣燈籠各金にて造立、神君の御前には金の御幣二本被建之寺號を護國寺といへるも故有歟、寺領千弐百石也。

一太閤秀吉公御一生御手を御負せ不給不思議の御運命と云者有是僻事也、箇樣の大將は自身手を下すものに非ず、弓鐵砲の先にも不居、故に御手も負不給也、命を輕んずる匹夫の事也、一手の侍大將は繩下に成ても何卒命を遁るゝ覺悟也、去に依てあやうき所に進むは褒ぬ事也。

一予も此度の煩は心氣へり〳〵ての上なれば本復かたし、昨夕もあまり朦〳〵たる故そこら歩行して護國寺の門前より富士を見て

　直上由旬碧落間　千秋積雪擁東關
　月明夜若星無影　富士峯前不見山

ふじといへば時しきもゝのを三冬さへ
　珍しからぬ雪もめづらし

又賀の歌

人もさぞ龜のうへなる山にをふ
　松は老せぬ色とこそみれ

寶永七寅九月二日病氣見廻に行對話

一箱根寺は根本寺と云、往昔曾我時致が住ける寺は福壽院と云、寛永三丙寅年將軍秀忠公共に御上洛之刻時に御旅館此時箱根寺御巡見之處大破たり。寺領を御尋候處に古來より七石と申上る。御蹟館ありて亦御庭まゝ風と申御八重山を御巡見候處に寺有、何寺と御尋候へば淨土宗三島の誓願寺の隱居の庵にて候本願寺と申由申上る、庭に菊を多く植て茅にて蓋をして有花を御尋候處に、山中寒氣強く常に霧深く候故日當りの方漸々三一程咲申候と申上る、御蹟館以後根本寺の寺領七百石之內二百石を寺領に被爲附四百石は御代官附に被仰付。寺破損修理料に被定、殘る百石は八重山の本源寺へ御寄附也。

一八重山は山の形屛風を八折立たる如く成故に此名有、萬治年中に隱元禪師開基にて此所に五間四面の白木作りの觀音堂を造立、此材木は湖水に沈み有之木を引揚げ用木とす。何も杉なり、柱板共に色々の花の形の理自然に有、右の用木の餘りにて白木の歌書筥を禪師被申付、後水尾院殿へ献上候

處甚御褒美重てかの杉材にて見墓を可被御付旨勅定有之湖水をさがし候へども自餘の木は有之杉は最早無之と云、湖水の淵は藥研の如く也中に不知、見へ渡りたる淵の土は白き也、夫へ杖を突込少暫、時有之ぬくに曾て不拔、或人試に鎗を突込暫時有之拔候處に不拔なり、物にすひ付土と見へたり。

一祭禮は六月十四日也、供物は強飯二器に盛り（各五升計）御酒幷肴色々是を舟に飾り神主二人乘候て湖の半にて供物を湖水に入神主は踊る所につぶ〳〵と沈む時は御納受有りと皆人悦ぶ、又供物曾て水に不沈神主の踊る舟の跡に付て岸へ寄る事有、此時は御納受なきとき神主も氏子も不快、峠の宿り今の海道は新道也。昔は箱根寺の本海道也、然るに寺の麓の宿の者共箱根の神事を勉め申上に馬借に勤がたき旨申立三島小田原と公事に相成箱根の者利運になる、依之三島小田原より峠に道を開き雨宿より半分づゝ建て馬借を勤箱根の本海道を塞ぎて人を不通、本海道の時は彼民家七百軒計有しなり。

一箱根の奥水懸りなき土地へ田を作る御供領にて三百石の所也、米の味よろしからす。

一駿河に長德寺と云一向宗寺に住持有、七十二歳にて三十年以前に卒す、無隱物覺にて駿府在番の勤様加番の作法等前々の事を一事も無相違覺居る故に在番衆の秘藏にて何事によらず前々の事は長德寺に尋て事を辨被申候故、常に御城へ呼て馳走有之、其上長德寺料理上手連歌茶湯も功者故に在番衆を毎々饗應、其度々に家具皿等も改かの前方遣申家具に旅店の亭主毎へ年々あたへ申由、料理の間の棚迄客毎に物數寄を仕替申也、日比有德にして無欲也、卒する時寢具幷銀子わづか有吊料も不足也、在番衆より各金銀を贈られ、其上諸方より香奠集りて葬日結構成法事あり。

一鍋松様御誕生之時御座之力綱を懸け御襁をいだき申役人を御廣式廻り之役人之内にて御吟味之處、子を産の德にて育立申者は添番之内加藤清太夫一人也、歳七十餘男子五人無事末子は廿二歳也、子共を御留守居久貝因幡守殿へ被呼寄御見分候處何も器量よし健成生れ付なり、依之かの役人を清太夫に被仰付御産後三人扶持に廿俵被下都合五人扶持に五十俵に成、悴共は皆々追て可被召出候間外

に居申其私宅へ引取養育いたし可申候、其内何も二人扶持に御仕着せを被下其上赤木明神の前にて表口三十間有之町屋敷を被下（地代一ヶ月ニ壹兩上ル）清太夫其前去者の方へ行所に亭主渡邊幸庵と近付故に八丁堀の石屋某の細地に三社の託宣を頼候て、則亭主茂太夫幸庵へ申入に數出來來るを何れ宜有之と各見分大文字に被調候方宜候半と一枚石屋へ遣し先一枚は餘り有之候を、清太夫茂太夫に申けるは、幸庵とは一兩度出合表近付に候へども老人に筆を願候義も遠慮にてひかへ有之候、幸予伊勢信仰に候間申請度と懇望して貰ひ結構に表具し翌月十五日日待に懸置拜禮す、及深更清太夫不覺して居眠る內に公方樣へ御目見へ被仰付候間上り候樣に御留守居衆より申來る、則登城菊之間に伺公平伏すると見て夢覺たり、其儘垢離を取託宣を拜してそこに居る內又眠けり、夢中に何方ともなく清太夫おがふだか能おがめと聲有り、あたりをみれば人もなしそこにて夢覺たり、其翌日十六日松平主計頭殿久貝因幡守殿より呼に來り右之役儀被仰付、其刻因幡守殿御申は何ぞあやしき事は無之哉と被相尋候處、右有增申上ゝ處、扨々希代ノ事也、主計拙者兩人共に昨夜夢中に誰ともなく清太夫は有難きもの也と御申聞、右之懸物御取寄候處御老中土屋相模守殿大久保加賀守殿若年寄久世大和守殿も御拜禮有けり

同九月十一日對話

一重陽之發句をいたしたるかと被尋候故不仕と申候へば、病家のなぐさみにいたしたるとて書て見せ被申候

　園菊見　見ゐ儘に心のやとやそのゝ菊（柴屋舊鄉花本昌玄）

此序に被咄けるは、柴屋は宗長の舊跡を昌琢は持し也、昌琢卒去の後我等が玄陳歟と御僉儀ノ上予に極り申候、玄陳の日比の願ひに一日にても舊跡を持度と被申候故予七年持候て玄陳に讓る、玄陳跡はそうてき其次昌程歟、はや此時は委敷僉議は無之由なり。

一予病氣不宜次第に氣力衰候へば此度は果可申と思ふ也、死後に人の若尋る時箇樣に書置たると云べし迚あたへ被申候

　右者野叟獨歌舞於石上而誦之曰三樂人生難遇太

平世吾有今不見兵革此一樂也人生難得支體完備不苦身聾疾此二樂也人生難得壽吾今百二十九矣此三樂也

寶永七庚寅年初秋日　　渡邊幸菴朱印

日次前後

同月六日見廻對話

一大坂御陣に予が討取首之内にて眞田平六第一也、予感狀は一生に十八通此内遠州見附にて拔群の働有於大坂拙者取候首は横田甚右衛門別に記之入御覽。

一予が父は渡邊久助と云在原の城責に討死す、一家は皆御譜代也、父は渡り奉公して何方にても三千石取し也、予は天正廿年に家康公へ破召出關ヶ原御陣の刻は御留守を勤し也。予が稚名久三郎後號下總守。

增訂一話一言卷二十九終

○上野凌雲院勸請圓稲荷之事

一享保十三年戊申二月廿日東叡山凌雲院前大僧正實觀より弟子慈雲院空潭をもつて被申聞候は小傳馬町歟三丁目津村三郎兵衞と申者の妻名おゑんといふ當年廿六歳に罷成候去年霜月中頃物怪有之大僧正へ賴來り祈禱などいたし遣し快氣の樣に御座候所猶又正月十八日より致再發今月に至り一昨十八日より以の外あら立物の怪のわざと見へおゑんに自滅などすゝめ候者有之由依之三郎兵衞家内の者共驚きまた〳〵大僧正へ賴來候如何いたし可然候半哉了簡も有之候はゞ被承度由被申聞猶又慈雲院委細病人の樣子被物語候上則御符守常之通相認慈雲院へ相渡候也一御符三包壹包に七粒宛入内壹包　病家へ參着次第一度に七粒頂戴いたさせ殘り二包は七日に致頂戴候處に并居所の四方へ張候守も遣候也

一翌廿一日使僧を以て昨日御符遣候以後義尊遣し候

所にいまだ何の沙汰も無之由申來候也

一同廿二日慈雲院より申來候は一昨日の御符□先方へ遣し則一昨夜は御符七粒頂戴爲致候所腹内よりり喉をしめ殊の外苦しめ殊の昨朝一粒頂戴いたさせ候節も其通りに御座候由昨日三郎兵衞參り申候勿論咽をしめ申候事は十九日より始りたる事にて一昨日御符爲戴候節も兩度共に頻りに腹内よりしめ苦み強くしばらく絶入氣付抔用ひ本性に成候由御符戴候ても口走り候事も無之一昨日昨日共に先靜に成候由御座候猶一兩日の内相替候義申來候はゞ可申入由告來り候

右の通に申來候に付咽をしめ候とても相やめ不申候樣にと及返答候

一同廿四日使僧を以慈雲院迄手紙添樣體相尋候所返答に被申越候は先日の病人の義昨日三郎兵衞參り最早善心に立歸候間おゑんに付大僧正へ參り細委直談仕度由申越候に付搆ひ候ては可惡と善心に成候はゞ狐形にて直に參儀樣にと申遣候處昨夜また三郎兵衞を以て立除候て石の手水鉢の邊へ狐形現じ可申候乍去とかく狐形にては聞捨仕候事難成候間今日參度候由申越候得ば狐形見候にも不及おゑんに付參候事も無用に候申度事候はゞ以書付申越候樣にと申遣候いまだ其返答無之候一昨日より御符頂戴爲仕候にも咽をもしめ不申猶又社を此方へ引取くれ候樣にと申越候故今晩にても天氣次第指越候樣に申遣候段々しづまり候體恭存候由被申越候也猶又申遣候は鎭り候體重疊の義に御座候得共御油斷被成間敷其上社御引取被成候事必々御無用可被成旨申遣候也

一同廿五日慈雲院御入來去る廿一日以來の義咄有之扨昨日御返答に宮引取候事申進候は間違にて御座候被仰聞候通成程引取申覺悟にては無之候早速傳馬町へも右之段申遣候病人事彌靜に能成御かげにて忝候との御事故昨日も申進候如く物怪除候とは不被存候廿一日より七日程之日積りにて祈禱をも始め修行いたし見可申候はゞ相濟申間敷候不斗拙僧罷越加持をもいたし候はゞ樣子相知れ可申候乍去三郎兵衞方へ拙僧參候儀は御遣間敷候狐付等耳驚き仕候ものに可參候承候はゞ逃失候事數多有

之候間不意に押掛可參候左樣に御心得可被成候とかく廿七日比よりそろ／＼彼者にさはり見可申旨相達し慈雲院被歸候

一同廿六日慈雲院より手紙來る昨日參候て承候御挨拶の趣大僧正へ申聞せ候然而昨晩方別紙之通申越候に付左程の神に候所不借法力候ては立除候義難叶候はゞ其通にて不離能有候樣に申遣候此根井新兵衞と申者は去年中よりの近付にて不斗見舞に參候由此者に爲落候心にては無御座條申越候尤昨日の樣子ゟ中／＼新兵衞落候事罷成間敷體に相聞候由此方へ參候手代咄申候右可申遣と如斯候則彼方よりの手紙狐口上書掛御目候大僧正も宜申進候樣と被申付由申來候故委細致承知候旨致返答三郎兵衞方よりの手紙幷狐口上書も返却候故留ては無之候得共狐の申分は上野の法力にて相離候に付中々墓口にて離れ申者では無之段申越候

一同廿七日今日迄に御符遣候てより一七日も過候間致祈禱遣候半と酉刻過より行法に取かゝり候也

一同廿八日廿九日時取如前日毎夜三月朔日まで修行候所何の驗も不申來候也

一三月朔日慈雲院迄手紙にて申遣候は此間は御左右も不承候夜前などは殊外行法も致相應候如何夜前抔の樣子承知仕度旨申進候に付則彼院より傳馬町へ被相達返事をも被爲見加程に靜に成候ては却てむづかしき方にては無御座候哉若迯去候樣の義にても可有御座哉と被申越候故猶又申遣候は被仰聞候通中々大概のものと不相見候間明二日四ッ前比より黑衣着用仕忍候て推かけ參加持いたし樣子見候半と存候左樣御心得可被成候尤加持を寄に仕候歟また直加持にいたし候半哉其義は彼者方の樣子次第に可仕候先はよせ候覺悟にて出家も兩人召つれ申候間手間取候ともよせ候樣に可致と存候旨申遣候也

一同二日四ッ時出家兩人召連小傳馬町三郎兵衞方へ參着此家に東叡山淩雲院へ相賴候病人有之由に付彼院より拙僧被相賴參りたりと申候所三郎兵衞は他出の由丹波や五郎兵衞と申親分の者出迎大僧正樣へ御苦勞奉掛候病人此家主三郎兵衞妻にて御座候とて病人の母吉郎兵衞と兩人にて召連座敷へ罷出病人の樣子去年以來の事共有增申述此程は善心

罷に成候様子に御座候乍去如何程の義にて御座候半も難計奉存候其上此間は餘り外之義は不申われを宮様の前へつれゆけつれ行さへすれば何事も相濟候と計ひたゝ申候勿論病人申候は能御出被成候など申候得共正氣の程一向難計候に付取合不申兩人の者に致挨拶去年以來の事承候也

一病人並五郎兵衛ゝ申候は根井新兵衛と申仁去年初發の時分より此元へ被參此間も不斗御出に付墓目候義御頼申候兼ては先月廿六日より始候筈御座候所ちと指合候義有之昨日より始り來る七日に相濟候筈に御座候と申に付拙僧申候は兼て淩雲院より承候は此義に付此義は相止候筈の由にて候如何いたし及其儀候哉と相尋候得ば病人申候は三郎兵衛物入も御座候得共不相整候ては親類共の內合點不仕者も有之態と稻荷より直に御頼の事に候よし申候故拙僧存候は前後の事様子も急にはしれ難く候半と直に假宮の前へ向病人は後ろに指置神拜等相濟加持に取かゝり一座修行畢て伴僧助候て有之普門品心經等施畢り直に病人に指向ひ加持二座引繼修行（神物加持を都合四座也）畢て休息候處蕎麥切申付候由病人母配膳病人も罷出平生の如く時宜など申述候なかばに五郎兵衛に申候はあなたひ（へ獻）おくはんたいにて不被申上私罷出候上度事も御ざ候へ共野狐と被仰候て名ゝ違て候故御めにも不被掛候と申に付五郎兵衛申候は申上候事も有之候はゞ直に被申上候へ不苦と申候也左様に御座候はゞ彌御加持可被成被下候と申に付加持之事相心得候蕎麥過候はゞ追付猶又加持可遣旨申（此節此前の加持に野狐をよせ候事彼者存候は重て神明を勸請申加持いたし候は如何可有之哉さ食事之內に存付後の加持に神祇を勸請する事此さき致決定たる也）扱蕎麥切も過休息之內病人機嫌克正氣も不違體にて彼此致世話罷有候也頓て加持に取かゝり候半と存候節病人申候は上野より御出被成候御出家様之事なればよき折節にも御ざ候御出被成御目にかゝられ候はゞあなたにも大僧正様へ御みやげにも能御ざ候半に今日は如何いたし候て御出不被成と申候拙僧申候は被出候にも及び申まじおゑんをば今日此方へ請取出入之有之者は何方へ成共勝手次第に參候様に祈りよけ候覺悟にて參りたり用事も有之候はゞ出らるべし左もなく候はゞ勝手次第にいたさるべし加持は押付相始候と申（其時に召連候兩人之出家に申候は今晚夜に入）

候事も難計又朝迄手間取候半も心元なし白庵に急務之いたしかけ候事面々一分之事に付候ても内外之所用等無之候哉と相尋候へば指當り急務無之旨申に付加持を初候也 病人に指向候へば五郎兵衛樣〱とひたと呼候に付脇に居候者押つけ五郎兵衛參候由申候ても此時五郎兵衛自用有之呼に來り歸たるうち也また五郎兵衛樣〱とよび候事二三度也加持の前方便に取掛候節五郎兵衛も參り申候は御加持之内病人狂ひ候事などは無之ものに御座候やと相尋候間其程難計候へども口〱に人をばつけおき可然候萬一はしり出候へば力強く足早きものに候間其用心しかるべしと申す それより病人申候は御咄被成御逢被成候はゞ御出の御出家樣之御みやげにも可罷成候に如何いたし今日は御出不被成候哉とひとりつぶやきまたは五郎兵衛に向ひ咄し抔いたし罷在候拙僧は不相構以前存付候ごとく至心に神明を勸請し加持を初め一座畢と二座めに取懸り致加持候内病人の行儀崩れ身をまげ手をあげ頭をかき或は片手つき候にも左右をあちこちといたしもだへ口には御出被成可然と申事をくり返し〱申候其節加持之内五郎兵衛申儀相聞へ候はいつも御出被成候に手間もとれ不申候此間上野へ御出被成候節も早速御出被成候今日は御加持之御法力に恐れさせられ候歟中〱あの御樣子にては御出被成候事はならせられ間鋪相見へ候と申せば病へ申候は加持あれば必ず出るはづの事也玉藻の前は加持なかばより出たる也と申す然るに今日は何として御出不被成候哉と病人ひとりして應對のことばやむことなく次第に聲だかに口上もしきりにはや言になり五郎兵衛と應對いたし又は一人にての應對相聞へ加持も病人の聲につれ三座めの加持はや念誦すみ候時數珠の緒きれ候を投すてゝかゑの念誦取出し候節同時に病人申候は出ていはふと申候言は耳にいり候とひとしく拙僧左之脇へ飛來候其氣色言葉に述がたし天井より物の落るが如くにて其足音少も聞へず居よりすり付拙僧膝の上を抑き能きゝやれ其方上野より參られ候へばおれを宮樣の前へつれ行べし 御前へさへ出候へば何もかもすむ事也と二三くりかへし申に付拙僧申候は其方望の如く成まじき事にてもなし去ながら能合點もいたし見らるべしおゑんを宮樣に御存可被成哉又口にて申事にて相濟候譯に候はゞ拙僧聞屆候て申上候事是は成まじき事にても無之其方願之筋相立候譯に候はゞ幾重にも大僧正へ申拙僧もとも〱可申上と申候へば病人しからば其方必ず

宮樣へ申上られ候半哉と申に付筋有る事にて下の事を上へ申上候尋常の事に候へば其方願にても筋之立候事に候はゞ何がさて言葉を詰候にも及ばぬ事儻に可申上候と申候へば猶又拙僧膝の上を二ッ三ッたゝき能きゝやれ願ひといふはまづ宮地がほしひじやて先達て白銀町といひたるにより五郎兵衞など相働きしろかね町土手の内に宮を立て外へ見へぬやうにいたし置くれ候半と申候間夫にては本望に無之故相止候此上宮樣より公方樣へ仰せ立られ宮樣の御貰分に成とも被成白銀町廣小路の内にて多分によらず地を被下宮を立候樣に願ひ候也地の願さへ濟候へば社立候事抔は佐竹屋敷にも手傳くれ候者も有之猶また佐竹よりも我等方へ申越置候事も有之に付先日書狀を認め遣候此以後上野へ客分に移り候はゞ其跡にて開き見候樣に申遣置候間宮建候節も皆々打より致世話くれ候はゞ出來可申候地の事も相濟宮も立候はゞ位階の事は三郎兵衞物入等世話いたしくれ候筈の事に候間是も相濟可申候此等の趣とくと能々宮樣へ申上是非〲宮地の事御貰被成被下候樣に大僧正へも申おぬしも能取持申べしと申すに付相心得候旨申候へば長聲して聲をあげあゝと申故何事をかと存候へば貌をふり大僧正は德が高ひ中〲いはれる事でなし先日上野へ參候節も大僧正を惡口して罵のゝしり候へ共少もよからぬやうにいひなし凌雲院を出て（コノ邊スベテ本ノマヽ）其歸りがけに中堂大師其外諸堂不殘致參詣歸りしおれが眞實に上野の事大僧正の事大切にも不思は道筋にて高聲し罵の内よりわめきゝくも體多はおゑんなればいたし方も有之間敷處無其儀神妙に歸候事是上野の事大僧正の事大切に思ふ故也此方へ歸り大僧正德のあつき事を皆〲に申きけ候へ共あれらが申計にて人の合點せぬ事也大僧正も自分に自分の事は申されぬ事也それはおぬしなどゝても自分がよき事はよしとは申されまじき事其方など合點の事也其譯とくと申べしと申候節拙僧尋候はその方は何方より參候哉と相尋候へば病人分別貌にて先江戸さと一聲申す歲はいくつに成候哉と尋候へば其事も申されぬ也乍去先日上野へ申遣候間大僧正へきゝやれと申す拙名は何と申すと問ひ候へば何といふことや有べき其方のしるごとく也

といふ拙僧申候はしるごとくと云はいぶかしく名を申候へといへば愚癡なる坊主かな〳〵と二三度くり返し罵り候此時拙僧おそれ入候と心得にてつし佐加持の前方是に神祇の勧請申て加持を始候事な名は其存方がしあごとくと申候一念の間た加様に申候事皆悪魔の事に付合■有候へ候也然共白狐にても狐なれば左様の形あるべきを存より名た■候故にやまだしかられ候拙僧申候は成程さきに勧請申候て合點いたしたる旨申候へば病人申候は大僧正おぬしなどは合點の事に候へ共新兵衛などは其合點無之候故墓目をも頼ませ候也其儀は新兵衛計にてもなし町内の者も半分程は三郎兵衛所のおゑんには狐が付たりといひ半分程は神にても是あらんと申者もあり親類の内は勿論其通り佐竹屋敷にも右之通り半分〳〵に思ひより居候間ひきめを射させ王子の稲荷へも面談せねば第一此家のおゑんがすたる也おゑんがすたれば大僧正もすたる也大僧正が捨れば上野も捨る也上野が捨れば宮様も捨る也宮様が捨れば公儀もすたりおぬしなどもすたる也夫ゆへに此譯を立候にはひきめもありてよし王子のいなりへ面談候へば猶能候故此間も王子へ人遣候處進ともなかりやる譯か今に返事無之と申に付拙僧申候は成程神明にて可有之候乍去神明のわざとして不利益成事は有之候哉と尋候へば病人申候は一つとして不利益成事なしと申す拙僧申候はなしといふべからず病人また何をおれが不利益成事いたしたるやと申に付拙僧答候は神明と申譯に候はゞ大慈大悲を基ひに被致蟀蛸蚊ひとつも殺す事なく露計の事も人の爲にとてこそおもはるべきに去年以來この家のおゑんを苦め被申候家内親族の者ども足を空にし或は醫療祈禱の物入不少此等の事利益と申べくや其上天照太神八幡宮にても御座あれおゑんをはしごにいたし候事此執をくだくべき祈りなければ不叶況ヤ其餘の邪氣に於ておや拙僧今日此元へ參り候事もこの爲に來りたり早くあられ候へと申候へば病人申候は成程おぬしの被申候如く先日上野へ參候節大僧正も左樣に被申候乍去それには多きに譯のある事也世に志し勝れたる人また世間にまれ成人もあればこそ加樣の不思議をも顯す事也能々きゝゑれと又膝の上をたゝきいたけ高になり當時公方樣の御政道宜ク候故之事と思ゑし其譯云に及ばず事によりて御しわざ事あり去ながらこゝはよしと人さし指にて自分がむねをさし示

す事三度也唯々神佛の事有かなしのやうに下へ移り候事是ひとつの我思ふ所也代々の將軍にも無之公方樣也是により白銀町の宮地なと被下候はゞ神の事をも御捨なき譯を下への利益と思ふ故此家のおゐんに因縁有により託し願ふ也爰宮地被下候はゞ宮を建候事はみな〳〵世話を賴置也社頭も出來候はゞ大僧正へ遷宮の節被參候樣にと先達て申遣候へ共猶更おぬし能賴む也宮移りもすみ其後神位も相濟候はゞ彌人の願をも叶へ候半と思ひてしばらくおゐんに託したるは此事有に依て也不利益と思ふべからずと其時拙僧申候は下への移りと申は國家の事を思召ての事に候哉と申候へば病人申候は成程〳〵其合點能候と申に付段々御願之趣承屆候乍去社地社頭の御願の事は上野へ申立候ても是は分絕候事と存候へ共先御申候通相達候半と答へ候へば病人申候は宮樣公方樣御合點に候へば出來申候宮樣から是非〳〵と御願被成御貰分に成共被成候樣に能々賴む也萬一夫ともならぬ譯に候はゞ上野か天神の臺に大社に建度候小宮は乍もなし地を被下候はゞ夫は成次第の事に候乍去とかく地を被下候樣に申べしおぬしも此上隨分と世話を賴む也此旨能々宮樣へ申上くれよ〳〵とくり返し〳〵申候に付拙僧申候は是まで委細に承候大社の御願ひも御尤に候人々の願申上候も大ひに志候を以て佛の心にもまた道を學び候ものも本意にて有べき事也然ば天下國家の守護の事と相聞へ候生有ものはあぶ蚊といへども殺す心なく其上大僧正を後ろだてにいたし被申候上は三寶の尊敬もおのづから相聞へ候天下國家の守護を被致候事を承候へば近々日光へ御社參の御沙汰も有之候定て御油斷は有問敷候と申候へば病人成程〳〵と殊外悅ばしく打うなづき候に付則五郎兵衛並病人母三郎兵衛初め家內の者共等に打向ひ申聞候は先刻より靈の物語其方なども承候通少も神靈に曲り候處不相聞候拙僧共頭をまろめ候とても利益邊の事修行と申も此外は有間敷と思ひ候曲りたるにこそ蟇目も加持も容候處有之候半に少も曲りたる事見へ候はねば此上は唯々神威增益して神の願ひの成就と申は則人民の願ひの成就に候旨申聞候へば五郎兵衛を初め何も難有奉存候と申す拙僧猶又病人に申候は願の

筋も承候間龍歸大僧正へ申宮樣へも申上候事は早速可相濟事也然る上は先達て上野大僧正迄客分に御越候半との由承之幸今日御同道可申候拙僧駕にめされ御こし可有之候也先日爰元假宮之事先達て三郎兵衞より大僧正迄移し可申とやらん承越候拙僧方より押へ遣候今日幸に可致同道と申候へば病人申候はそれは今少またねばならぬ譯有之て被參間敷と申に付何として被參間敷やと尋候へは今日すぐに上野へ參候ては今迄致逗留候おゑんもすたり候也前に云如く公儀迄もすたる樣に成り候由申候故夫は何として左樣にすたる譯有之候哉と尋候へば最前も申候通り町内之者並に親類とも佐竹屋敷神と云者半分狐付と云者半分にてひきめもすみ王〔予歟〕寺の稲荷へも逢候はゞ世間の狐付抔の類と違候譯も相しれ彼者共も信を興すべし其後上野へ客分に參るべし夫迄は此元におらねば公儀もすたるといふは此譯也と申すに付何とも此儀致領掌がたく候へ共今五三日おゑんをかし置候へば末に長き大利益の御心掛有之儀其上公儀迄捨ると御申候を承候ては何れの道能成間敷とも難申候然る上は右御申候御用相濟候迄はおゑんをかし置申候おゑんが一身は今迄其許住居の家の事に候へば立除候節は隨分不損樣に修復をも被致上野まで當分客分に御越あるべく候乍去我々凡夫の上の事此元へ參りたる故に段々其元用事相濟日限迅も相極候同前之事に候然る上は大僧正迄一通可被指越候夫を以大僧正へも申宮樣へも可申上と申候へば成程書てやるべしといふ時五郎兵衞病人の前へ硯箱指出す則相認候其文に

新兵衞ひきめもすみ候はゞ王子のいなりに逢候て後其元へ參申べく候當分客分になされ下さるべく候其元へ引越申さぬさきに其元へ逢申物語致度候宮うつりまでの事たのみ申たく候

大僧正　稲荷

右書面之相認候内五郎兵衞に向ひ申候は親類中半分〳〵と申事ひたと病人の口上に相聞へ候此家の親類中の事に候哉と申候へば五郎兵衞成程仰之通りに御ざ候と申を病人書面半分も出來候と相見へ候節夫はおれが云てきかせう〳〵と申手に筆を持口にものをいひ候事書面無覺束樣に存じ先とくと

被相認跡にて緩々と可承と申せば病人あゝ鬧し今いふてきかせう〳〵と申うち書面も出來候を請取則五郎兵衛にも見せ候上懷中いたし候節病人申候は先此家の親類何某と申候者遠國商致し他國に手代幷に妾をも指置致往來候右之妾致懷體(胎歟)候內用事に付江戶へ參候跡にて娘壹人致出生候處間もなく相果候を何某が方へは隱置船頭の子を入子して成人いたさせ候得共是を入子とは不知故に右の妾に娘も有事なれば母子共に江戶へ引取候故本妻は心うく明暮なきしみつきて相果今に迷ひ居候彼の夫の何某も相果候に付他國より參候妾も尼になり入子の娘にむこをとり御袋樣と仰られ居候是に依ておれが去年以來爰元へ參りてよりその尼にも申候は其方の事は不存寄果報なる人なり然るに何某夫婦は苦患にしづみ候に其方の事寺參り彼此ともに人見せよき後生被願候得共夫にて中々彼の某がうかぶ事にてなし其方家の爲に成難く身の上も危き事也一捻の香をもるとも誠の心を以てもるべし誠なくしては爲にもなるべからずあやうき事也と每度いへば其者氣にあはぬやら此家の娘に狐が付たり氣が違つたりといゝちらけさま〳〵に申候へ共おれが爰へ來ぬ先またはおれが歸りての後にても此家の娘の事は人々にも聞てやれ女なれども正直にして慈悲あり篤實成事いはれる事でなしと申節此家の娘とはおゑんことにて候哉と尋ね候得ばおぬしは能知りたりそのおゑんことなり誠有りといふに付ておぬしに云ふていらぬ事なれ共誠なる心の喘は宮樣へも申上くれよ白銀町土手に柴田玄意といふ小兒醫師あり去年おゑん弟の孫三郎春秋兩度大病相煩ひ就中秋の病氣の時百死を遁れ難くたれながらへんといふもの一人もなし然るに玄意致療治遣し候に付無程致本復候依之おゑん常に心に存候は子共醫師にて候得共何角覓懇の療治の譯扨大病の致本復候上は大人小兒のさのみ替有間敷ければ自分に何を煩ひ候共この玄意の藥申請候半と心に思ひ居候節去年霜月の病氣以の外に候故家內の者は彼是と申候へ共おゑん是非〳〵玄意の藥をと相願ひ玄意へ

已下不寫候內本書返し申候、右之外欠たるところ追可補之

○後櫻町院御引導

窮陰已盡一陽前
看過四時代謝遷
覺果自斯成熟早
恭惟　新晏駕
後櫻町院尊儀
宿因深厚
除却障纏
得寶位於日域
不建皇極六十六州
撫民庶於春園
長年仙宮四旬餘年
王道蕩々
無黨無偏
愛世尊之遺囑
領至教極理之眞詮
誦金口之具文
信轉女成佛之忽然
即往無垢界
孰分彼此淨穢
直指成佛道
豈涉遲速漸圓
達忘則眞元非他物
如幻則離不假方便
會斯理則
生死則涅槃
凡情佛性則無隔
煩惱即菩提
流水流氷同一川
心外無法　活路通玄
雖然末後更是金言
一句以謹奉示授
舉钁子鑿空云
諸法寂滅相
不可以言宣
以上

文化十酉年十二月十六日酉上刻
右御導師泉涌寺中新善光寺讃海長老

○鈴木白藤記時事詩 文化十一年甲戌

門松疑是近新正。首夏都下市門皆建松竹。一望宛如初春云是禳疫。 清泉湯沸自然

鐺。金龍寺看物場有自然鐺、不薪自沸。長竿釣得黃金佛。一黃士人品川海釣得金佛長一寸八分。豐稔方呈白雪祥。中冬六日七日十二日十五日雪。皆盈尺。德本上人重出定。僧德本出山。住傳通院。不火食。唯稱佛名而已。詣者如雲。飄然歸山。人皆仰其高行。旬日而又至。價大滅中村芝翫再登場。戲子中村芝翫。名優也。去年癸酉歸大坂今茲七月又來。演戾駕籠銀杏園大振頻傳淺草謎坊主。一僧來淺草。能解廋辭。隨問而答。如響。所問皆妄意鑿空。解皆有條理。意想所不及、眞奇才也。新下市村三五郎。橘園衰甚。迎嵐三五郎至。始得開場。

鐺。楚耕切。音當。銀鐺。長鎖也。漢書。作琅當。又庚。韻。音撐。釜屬。有耳足。宋太祖紀。雷德驤判大理寺。言趙普强市人第宅。上怒。叱曰。鼎鐺猶有耳。汝不聞普吾社稷臣乎。引柱斧擊之。下略 此借隣韻 正字通

○釜

八年吳明國洞寶記有吳明之瓏貢常燃鼎。量容三斗。光潔類玉。其色純紫。每修飮饌。不爇火而俄頃自熟。香潔異於常等。久食之。令人反老爲少。百疾不生。杜陽雜編

麻城毛柱史鳳詔爲余言。近日平岩縣耕民得一釜。以涼水沃之。忽自沸。以之炊飯即熟。釜下有諸葛行窩字。鄉民以爲中有寶物。乃碎之。其釜複層。中有水火二字。亦異哉。

右精里ヨリ抄シ來ル云其書ヲ忘ルト後圖書集成釜部ヲ閲スルニ云

獅山掌錄。平谷耕民得一釜。水沃沸。炊則熟。下有諸葛行窩字。碎之複層。中有水火二字

集成前ノ書ヲ節略セシ者ナラン

○攝州有馬湯山町古文書

攝津國有馬郡湯山町の戶長池坊左橘右衛門先祖より傳來の品々寫

爲見廻帷子二到來
誠以遠路之心入被
悅思食候仍高麗之
事彌別儀無之候大
明國も不可有程候
也

六月廿八日判

湯山 池坊

蜜廿一折送被懸御
意候寔賞翫不斜候
かた〳〵以面可申
述候恐々謹言

二月三日　秀吉判

筑前守

左吉殿　秀吉

御宿所

書

昨夕こゝ元へ参らせ候にたつね
候へは御そくさいと申目出度存
候御隙に御出まち申候ひさしく
不参候間可得貴意候此淺黄しま
入くれ申まゝ一端おくり申候お
かしく候也

十九日　判

池□□様　宗和

攝州有馬湯山御藏米御算算用狀

一六拾壹石九斗三升　文祿四年拂殘

一百五拾石　慶長元年納物成

一百五拾石　同貳年納物成

合三百六拾壹石九斗三升

右之はらひ

一拾石　大藏卿局御湯治の間のまかないに被下大藏卿局さし紙在之

一貳百拾四石貳斗六升　湯の山御うへ御殿大きしんにそこれ申候をつくろい申候入用

一三拾七石貳斗六升　同所御けしやうの間つくろいの入用

一拾九石貳斗三升　同所御湯殿のつくろい入用

一拾九石壹斗　同所御せつちんつくろいの入用

一拾八石七升　同所御ゆやのつくろい入用

一拾四石壹斗六升　同所御すきやのつくろい入用

一六石三升　上様御湯治被成候に付かりの御殿立申候入用

一八石三升　古材木入混申候小屋之入用

一拾石七升　御くみ湯の樽の入用並人足飯米小日記に在之

一拾八石貳斗壹升　薪湯かりのゆや同ゆのわき候水の賃之入用

一貳拾五石六斗三升　同所御馬や貳間半に五間半之入用

はらひ

合四百石五升

過上三拾八石壹斗貳升

右之外

一銀子貳拾四枚　御朱印　慶長三年分

一銀子貳拾四枚　只今迄　同貳年分

右皆濟也

右拂　御朱印並小帳請取申候此日付以前之拂

御朱印小帳等雖在之重而御算用に相立間敷候也

慶長三
十二月二十九日　長束大藏太輔判
石田治部少輔判
増田右衛門尉判
淺野彈正少弼判
善福寺　德善院判
池之坊
掃部

禁制　攝州湯山
一軍勢甲乙人等亂妨狼籍事
一新儀課役事
一理不盡入鑓責使事
右如先規令停止訖若於違犯之輩者速可被處嚴科者也仍下知如件
天正八年三月　同判

太閤様御湯治之時當所地下人酒さかな以下なにてもかい候て進上申候事かたく御停止なされ候其外之物も無用被思食候へともけに上度候はゝな大てんこはう又もちなとのやうなる手つくりのたくひはぬし次第に可進上之由被仰出候也
文祿三年十二月八日　木下大膳太夫判
有馬惣中

禁制　湯山中
一亂妨狼籍之事
一放火之事
右條々相そむくともからにおゐてはくせ事たるへく也
九月廿日　羽柴左衛門太夫判
羽柴三左衛門判

應安のはしめ關東關西の官軍一時に蜂起により京都警衛のため白旗を打立ける其比上總介病ありて有馬の出湯にありしをも同道せむと立よりそれよりつゝみのたきにおもむき宴にたはふれ居ける處に彥部秀光將軍よりの御内書持參しけり則これを頂戴し某もはや動履候へし御請のしるしには天下全く打しつめ千代までめでたき狂歌一首奉れとて
則祐

昔にきくつゝみの瀧を來て見れば
　上にはちゝとたむほゝの花
天正十八年十月四日於有馬御茶湯會席の事阿彌陀
堂にて御茶湯座敷
　二疊敷
一御床きだうのぼくせきかけて　くたにいさな通し床の柱にかけさせられ花入菊の花一ッ入
一長そろり
一御かまこてかま　五徳すへ
一志きがたつき　御てうすの間にたなに茶わんかたつきたきあわせられ候なり
一いどちやわん　おりため
一茶しやくあぶら竹　利休作
一水指ひぜん物　水こぼし竹の面通ふたおきさいむしくひかつてのうちに金びやうぶをひかせられおきあわせられ候
一志賀の御壺を
一御かけゑかんさん十徳
　以上
　客來
　一番利休小早川有馬法印
　二番善福寺阿彌陀坊池坊
　三番志摩守こふゝかもん
判

於郡中諸役所馬貳疋
不可有其煩候爲扶持
如此候狀如件
　永祿四年
　　六月廿八日　倉田孫右衞門尉
一年貢米銀年内に皆納いたし御褒書粘入裏白にて五
奉行より池坊左吉殿と有之書狀數通有之寫略之
　外に
　太閤より被下候品々一見之分有增左にしるし候
一八幡太郎義家公之鐙の袖切
一太閤朝鮮征伐の時被爲持候旅櫛箱一ッ小道具有之
　鏡二面但袋表蜀江錦裏ヒヤンキ
一杖黑塗に桐の金紋ちらし長五尺計
一茶の湯の道具一式　名器有之
右之外にも色々有之候へとも早卒の一見にて氣臆無
之
一前章左吉と有之は池坊左橘右衞門之祖先にて、當
時は苗字にては無之家の名になり池坊といふ、尤
支配之役所にも諸御用向にも池坊誰と認候、外に
壹人中坊左近右衞門と申もの有之。池坊と凡同樣

の事

外にいろ〳〵のもの多し

○謎

謎即古人之隱語。左傳申叔展所云、山鞠窮、河魚腹疾。公孫有山之呼庚癸、其濫觴也。亦曰庾詞、國語。秦客爲廋詩、莊文子能對其三、楚莊齊威。俱好隱語、漢東方朔射覆、龍無角蛇無足、生肉爲膾、乾魚爲脯之類、尤爲擅長、劉歆七略。有隱書十八篇。則並有輯爲書者、然皆不傳。惟卯金刀千里草之類、出於風謠者、略存一二。至東漢末。乃盛行。謂之離合體、加蔡中郎書曹娥碑陰、黃絹幼婦。外孫齏臼、楊脩解之。謂妙絕好辭四字也、又孔北海有四言一篇、漁父屈節。水潛匿方、與時進止。出寺弛張。呂公饑釣、闔口渭旁。九域有聖、無土不方。好是正直、女固子滅。海外有截、隼逝鷹揚。六翮不奮、羽儀未彰、龜蛇之蟄。比他可忘。玟璇隱耀、美玉韜光。無名無譽。放言深藏、按轡安行。誰謂路長。共二十四句。每四句離合一字。乃魯國孔融文舉也、如首四句。漁字去水爲魚字。時字去寺爲日字。合之則魯字也。下皆倣此。詩載石林詩話、又越絕書。不知何人所撰、楊周修據其書後序云。以去爲姓。得衣乃成、厥名有米、覆之以庚。自于邦賢、以口爲姓。承之以天、楚相屈原與之同名、乃吳平也、黃佐曰。吳平因袁康所錄成書、又三國志註曹操初作相國府門、自往觀之、題一活字。人皆不曉、楊修曰。門中活乃闊字也、相國嫌太大耳。據此可見東漢末之好爲隱語也。然猶未謂之謎、其名曰謎、則自曹魏始。文心雕龍云、魏代以來、君子嘲隱。化爲謎語、謎者迴互其詞、使昏迷也、魏文陳思約而密之、高貴鄉公又博舉品物、然則高貴鄉公時、又嘗輯之成編矣。南史孫廣爲吳興守。有高爽者、嘗有求不遂、乃有屐謎以譏之。曰刺鼻不知嚏。蹋面不知嗔、齧齒作步數。持此得勝人。北史斛律光傳。諸士遠夢人授以詩、曰九升八合粟。角斗定非真、堰却津中水、將留何處人。祖珽解之曰。角斗斛字。津却水何留人、合成律字。謂斛律也、又魏孝文帝云、三山横、兩人從岐女。白日行靑空、屠兒斫肉與秤同、有人換得黃金鐘、彭城王勰曰、各一習字也。又咸陽王禧敗逃、謂防閤尹龍武、試作一謎以解憂。龍武曰、眠則同眠、起則俱起、貪如豺狼、贓不入己、謂箸也。則謎之爲

技。六朝頗盛行。唐蘇頲嘲尹姓者。云丑雖有足。甲不全身。見君無口。知伊少人。宋陶穀使於南唐。書十二字於驛舍曰。西川狗。百姓眼。馬包兒。御厨飯。宋齊邱曰。乃獨眠孤館也。錢氏私誌載字謎云。日字加二點。不得作貝字。猜貝字欠兩點。不得作目字。猜乃賀資二字也。四箇口盡皆方。加十字在中央。乃圖字也。洪巽暘谷漫錄載儉字謎云。一人立三人座。兩人小兩人大。其中更有一二口。教我如何過。莊綽雞肋又云。兄弟四人。兩人大。一人立。二人坐。家中更有一兩口。便是凶年也。好過婦字謎云。左七右七。横山倒出。　王介甫柄國時。有人題相國寺壁曰。經歲荒蕪湖浦焦。貧女戴笠落柘條。阿儂去家京洛遙。驚心寇盜來攻剽。東坡解之曰。終歲十二月也。十二月爲靑字。荒蕪田有草也。草田爲苗字。湖浦焦水去也。水去爲法字。女戴笠爲安字。柘落木剩石字。阿儂是吳言。吳言爲誤字。去家京洛爲國。寇盜爲賊民。蓋言靑苗法安石誤國賊民也。西溪叢語有一鏡隸字。云。一生有十口。前牛無角。蓋甲午也。此皆謎之見於書傳者。前明并有刻爲成書。曰謎社便覽。又賀從善編一書。曰千文虎。其序有云。宋延祐間。東坡山谷少游介甫。以隱字相倡和者甚多。刋集四冊。曰文戲。金章好謎。選蜀人楊圃祥爲首。編曰百斛珠。刋行。元至正間。省掾朱士凱編者。曰揆叙萬類。又四明張小山。太原喬吉。古瀨鍾繼先。錢塘王日華徐景祥編者。曰包羅天地。然則此狡獪小技。編集成書者。且不一而足矣。趙翼陔餘叢考

○海岳相豆紀行雜詠序

乙丑之冬。僕旅寓崎山。得　南畝先生出示友人之集。曰海岳雜咏。並相豆紀行。屬僕序之。僕以詩紀之工。覽者宜自得之。不待僕之贅述也。若其遊歷之意。則請推焉。竊謂天於詭奇之地不多設。人於遊覽之樂不常遇。有其地而非其人。有其人而非其地。有其地與人。而不寄之詩文。皆不足以盡夫遊觀之樂也。今相豆溫泉爲名山水。而遊覽諸子爲能文士。蓋必相須而適相値。夫豈偶然哉。宜其目領而心解。景會而理得也。且夫人之渡汪洋。緣危崖。攀叢莽。歷奇險。非爲名役。即以利驅。不爾不往也。然遊覽諸子。治裝事辦不憚遠遊。非有二者之徇也。特以相豆溫泉山水之勝。戴箬褰裳。緣崖溯澗。蒐覽詭奇。盪摩懷素。宜乎此山之佳者。悠然離叢薄。而爲之聳峙。石之奇者。突然出氛嵐。

面爲之偃蹇、松檜爲之拂舞、溪流爲之淸韵、幽顯互細、爭獻厥狀。披襟呈露、無所隱遁、夫山之異於人者、尙能待人而自見、而况人之異於衆者哉。且聞菊池君者平日所著甚富。此特其遊歷所咏、觀者如嘗指於鼎。一臠可知也、若僕之浪跡天涯、才思荒落、屬爲之序、則僕豈敢然。勉誌人地遇合之奇、僕亦不得而辭焉言。

秋琴張敬修題

吳趨潘用祉書

○大橋近江死去之節書付

一大橋近江何年以前何月御預被成候哉誰殿被仰渡候哉　寶曆八戊寅十月廿九日御預被成候於評定所神尾備前守樣被仰渡候

一評定所列座　神尾備前守樣依田和泉守樣菅沼下野守樣牧野織部樣にて御座候

一近江何歲にて候哉　當午年五十七歲之由常々申候

一江戶出立何時分　五年以前寅十一月十五日丑之刻江戶致出立同廿三日中村へ致着候

一道中如何致召連下候哉　物頭貳人中目付壹人給人拾人醫師貳人徒目付貳人徒拾人足輕三拾人乘物せんゞに仕候

一評定所にて被仰渡候趣如何及承候哉　承知不仕候

一近江居間へ入候節如何　居間近所迄駕籠を入從人共番人共無刀にて入申候

一常々附居候者共罷出候樣申候哉　圍座敷入口に中目付壹人侍五人宛相詰罷有候に付呼出申事無御座候

一近江居候場所夜中も見廻し候哉　番士貳人宛不寢番仕中目付時々見廻し申候

一平生身持如何　行儀正敷御座候

一平脈如何　實成脉に御座候

一常々丸散用候儀兩樣之藥用候哉　丸散折々用申候

一平心に候哉　何之相替儀無御座候

一常々何ぞ書物等見申度旨申候儀無之候哉　好不申候

一麪類爲給候哉　好候得ば爲給申候

一食事者好候て出候哉但し毒味致候哉　好候節出申候毒味中目付致候

一楊枝遣候儀如何　爲遣不申候
一菜數何程にても好物有之候哉　一汁三菜分て好物と申品も無御座候五節句は二汁五菜
一菓子等好無之候哉　折々好候節出申候
一精進日如何　四日八日九日十日十二日十四日十七日十八日廿日廿四日晦日（但小ノ月ハ廿九日）右何も前夜より當日夜迄
一精進日は近江申開候哉　前條之通近江申聞候
一常々椀膳如何用候哉　常々椀膳用申候
一箸何寸候哉　四寸二分に仕候
一魚類給候節皿用候哉　木皿用申候
一上戸か下戸か　下戸之由申候酒は爲給不申候
一湯杯好候節如何　木椀にて爲給申候
一多葉粉如何　爲給不申候
一常々苦に致候體杯相見候哉　相見不申候
一常々何を致居候哉　何之仕業も無御座候
一常々咄何を致候哉　時節之物語致罷有候
一常々煩敷候哉　稀々積痛有之候迄にて煩敷儀無御座候
一常々介抱如何　隨分心に隨ひ介抱仕候

一髮月代之事如何　髮者爲結申候月代は爲致不申候
一朝夕手水之事　日々爲遣申候
一湯行水之事如何　好候得ば爲致申候
一鋏類遣候哉　爲遣不申候
一爪之事如何　爪爲取不申木賊にて摺申候
一不斷衣服之事　絹用申候
一蚊帳たれ候哉團扇之類遣候哉　蚊帳たれ申候團扇爲遣不申候
一帶之事　眞なし用申候
一燈如何　有明差出申候
一寒暑之事如何　寒暑難義之由申候
一常々夜分何時寢候哉但夜分能寢候哉　夜四時前後寢申候致快寢候
一常々朝何時目覺候哉　朝五時前後目覺申候
一最初着致候衣類は如何　仕舞置候右衣服之事今度奉伺候處近江親類共へ遣し可申旨松平右近將監樣被仰出候
一せい恰合は如何　せい高く中肉にて御座候
一常々兩親妻子之事咄候哉　咄不申候
一死後之儀何共不申候哉　何共不申候

一臨にて詰候月日刻限　去七月廿一日夕七時
一死骸入候箱大サ　長六尺八寸五分横貳尺八寸六分
高サ壹尺九寸四分
一手跡は如何學文有無之事　手跡學文相知不申候
一足袋はかせ申候哉　はかせ申候
一下帶之事　越中下帶用申候
一頭巾之事　かぶり不申候
一宗旨何にて候哉取置候寺は　曹洞宗之由當々申候
城下東泉院と申寺へ土葬に取置候積に御座候
一冬は火を置候哉　火鉢差出申候火箸は出不申候
一兩便場所如何　圍之内にしつらひ申候
一不斷爲着候夜具之事　絹紬布用申候
一今度死去に付煩付候事如何　當八月九日より浮腫
御座候
一病氣重候は何時分に候哉　當八月廿八日より差重
候
一病氣重死去之刻限何時有之哉　去月廿一日丑之上
刻死去仕候
一物頭宿番有之哉　物頭は宿番不仕候附置候中日付
添役之内壹人宛宿番仕候

一用人如何　一ヶ月五六度宛見廻し申候
一定番人何人相勤候哉但不寢番有之候　侍二十人附
置五人宛勤番仕候尤貳人宛不寢番仕候
一附置候物頭日付役勤方如何候哉　物頭定掛無御座
候中日付貳人添役貳人常掛申付壹人宛勤番仕候
一表門足輕番人何人候哉但し不寢番有之哉　表門番
足輕貳人宛臺所番足輕貳人宛差置申候
一醫師は不斷附居候哉　兩人定掛申付置不絶見舞し
申候
一病氣之節他醫師之藥用候哉　用不申候
一醫師勤方儀之如何　附置候醫師兩人にて日々罷出
候病氣付候より晝夜附居申候
一鍼灸致候哉　不致候
一御預以後火事無之候哉　無御座候
一火事有之近江退候儀如何心得候哉　駕に乘せ候〆
に仕中日付侍共其外足輕以下手當仕置候
一大小評定所にて札有之候哉　大橋近江守と紙札有
之候
一刀備前長船眞光　長サ壹尺八寸八分五厘
一鮫白　一目貫菊折枝金　一緣頭[illegible]赤銅

一柄糸ミこん　一切羽金きせ　一鐔一枝金きせ
一鍔鐵丸二ツ篠輪兩ひつ赤銅埋メ
一鵐目金二枚座一下緒茶駿河打
一脇指廣光　長サ壹尺四寸八分
一鮫白　一目貫人形金　一縁頭磨赤銅
一柄糸にてん　一切羽金きせ　一鐔金きせ
一鵐目金二枚座一鍔鐵丸すかし有
一下緒茶駿河打
右御尋被成候箇條一々御答書仕候通御座候以上
午十月十一日
定番士　半野八十衛門
大非山六右衛門
池田御牡
大槻十間
金澤三太夫
西内善司
齋藤與五右衛門
佐藤宇兵衛
富田庄太夫
紺野五百五
遠藤靜家

手戸善之丞
般若孫右衛門
田村喜七
渡邊十郎右衛門
末永新八
佐藤武右衛門
羽根田十太夫
西政機
氏家屯
添役　島田兵左衛門
猪狩勘右衛門
中目付　草野甚五兵衛
中野宇右衛門
用人　服部作左衛門
岡部五郎左衛門
家老　勝本喜兵衛
門馬嘉右衛門
兒島平右衛門殿
杉山藤藏殿
御徒目付頭組也

此古文書杉山氏家ニ有之甥野村梅翁持參候ヲ寫サセ置也

○阿蘭陀人へ申渡御書付二通寫

覺 是ハ例年歸帆之砌前年より在留之かぴたん方へ申渡

阿蘭陀人往來之國之内南蠻人と出合候國も可在之間南蠻人と通用仕間鋪候若出合候國於有之者其國其所之名具書付毎年着岸之かぴたん長崎奉行人へ可差上之者也

寛文十戌九月十九日

覺

一阿蘭陀事は　御代々日本商賣仕候樣にと被　仰付毎歳長崎へ着船仕候段此以前如被　仰遣候切支丹宗門と通用仕間鋪候若致入魂候由何れの國より申上候共日本渡海可被成　御停止候勿論彼宗門之族船に乘せ來申間鋪事

一不相替日本爲商賣渡海仕度奉存上候切支丹宗門之儀付而被聞召可然儀於在之者毎年阿蘭陀渡海仕事に候間可申上候新く南蠻人手に入切支丹宗門に成候國も在之候哉渡海道筋之儀者可承候間見及聞及候はゞ長崎奉行人迄可申上候事

一日本渡海之唐船ばはん仕間敷事

以上

年號月日

置按古板節用集云番船(バハン)然ラバ賣買スルコナバハント云シトミヘタリ八幡と書テバハントヨムトイフ說モアリ

切支丹宗門御制法之札之寫

奉

上令旨。爲禁革進南蠻廟之事即天主教。切見南蠻人。立心不軌。流毒四方。專行僞教。煽惑良民深爲可恨。罪不容誅也。今見唐船往來本國貿易各宜恪遵

御法度。毋得違禁　今將禁款。例開于後

一係來進南蠻廟之人本國。原有舊禁。近今更兩森嚴。有隨足　斬艾靡遺。

一不許裝載南蠻和尚並進南蠻廟之人即天主教。或中有夾帶南蠻貨物違禁等件者。通船人貨。俱各勦滅決不輕恕。但在唐山。雖同謀到日本　即來出首者更加重賞。亦免其罪。

一密通日本進南蠻廟之或書信貨物或進廟家伙等件。

通船人私寄詫而來之事。或船主客水梢知情者。速々出首。
王上重賞。雖本身或同件。出首者亦免其罪。諒其情賞之。

一南蠻人即天主教。或學唐人言語。衣唐人衣服。混入唐人中。附船渡海而來。大明開駕不及檢點。裝載而來。或于洋中覺察。或抵長岐知情。速々投首如此者。通船免罪。更加重賞。倘他人先出首者。通船盡行勦滅。

一南蠻人即天主教。在唐山。謀合唐人私財物。裝載南蠻惡黨而來。速々出首。如此者。即免其罪。更加倍賞。倘陰匿來。首。他人出首者。通船同罪。惡黨一體施行。

以上律條。至重至大。如有違犯。盡行勦滅。此係日本法度。嚴如軍令。毫無漏綱。不比唐山官府尚可曲情假貸徇私解脱。爾等唐人愼勿犯之。各宜謹守持爾。

右諭知悉

右は唐船荷役之節通事共方より持乘り書役之唐人によみ聞せ候て船中之者に具に傳之

右御制法之札之趣唐通事共和解

一奉承　上意切支丹宗旨之事を禁止す則天主教之事也惣て見るに南蠻人心だてすなをならず害を四方に流し專僞教を行ひ人民を令（今歟）惑候事ふかく可惡之上科誅するに不足者なりと見るに唐船本國に往來致商賣候間面々よろしく御法度に隨ひ禁止之旨に不可違犯令禁止箇條を以此跡に記候

一由來切支丹宗旨之族本國に元より御禁制雖有之候近比は彌稠敷被　仰付之候間少も於有其志は不遁斬科に可行

一南蠻伴天連並切支丹宗旨之輩を乘せ渡間敷候則天主教之事也或船中に南蠻人之荷物其外　御法度等之物を拾乘渡者一船之人荷物共に皆々可爲滅收定輕くゆるかせたるまじく候但大明にて謀惡之同類たるといふとも日本に至て即時於申出者重く御褒美を被下又其科を可有御赦免

一日本切支丹宗旨之輩に密通致或書簡荷物或切支丹宗旨之道具等を船中之者共ひそかに被賴持渡事可在之或は船頭客或は水主にても其由を存候者はすみやかに申出べし從　公儀重御褒美を可被下其本

人に不限縱同類たりといふとも於申出者其科を御
赦免之上其品に依て御褒美可被下

一南蠻人は則其主教也或は唐人之言葉を學び唐人の衣類を着し唐人之中に入交船に乘渡海し來るに大明にて出船之節不及吟味して乘せ來る事可在之或は洋沖にをひてあらはれ或は長崎に至て知事在之候はゞ速に可申出如此ならば一船之科を御赦免之上彌重く御褒美可被下候若脇より於申出は一船悉く滅却に可行

一南蠻人は則天主教也大明にをひて唐人に內談いたしひそかに賄を受南蠻之惡黨を乘せ來る事在之候はゞ則速に可申出如此ならば其科を御赦免之上御褒美を可被增下若隱し不申出脇より於申出は一船之者惡黨と同罪たるによつて一槩に可行

右之禁條重大之至候若違犯之族有之者悉滅亡可行是日本之法度にして稠敷事軍法のごとし毛頭漏す事有間敷候大明官家のごとく賄を以事をまげ私に隨ひ可遁にあらず候汝唐人等謹で違犯無之面々よろしく守べし爲其置之

右得て知者也

歸唐之節船頭役者等より差出候手形

一御法度之呂宋へ參申間鋪候其外何れ之國にても切支丹居申國へ參申間敷候事

一當津出船仕候てより何れの浦へも船着申間敷事
但日本へ渡海仕候共長崎之外何れの湊へも船着申間敷事

一重て日本へ渡海仕候共伴天連入滿同宿之義は不及申上切支丹宗門之者壹人も乘せ渡申間鋪事

一日本人壹人も乘せ渡不申候事

一日本之武道具は不及申上武者繪之類に至迄持渡不申候事

一丁銀幷灰吹銀少も持渡不申候事

一於海上ばはん仕間敷候事

右之條々相背申間敷候若於相背申者重て此船入津之刻我等共を何樣にも曲事に可被 仰付候少も違背申上間敷候爲後日請狀如件

寬文十年亥二月廿二日

肥前國長崎

禁制

一伴天連乘渡日本事

一日本之武具持渡異國事

一日本人令渡海異國事

右之條々於有違犯之族者速可被處嚴科之旨依　仰下知如件

寛文十年七月十一日　　奉行

櫻町立之

一耶蘇邪徒（蠻俗曰天主教）以罪惡深重故。其駕舶所來者。先年悉皆斬戮。且其徒自阿媽港發船渡海之事、既停止之。自今以後。唐船若有載彼徒來。則速斬其身。而同船者亦當伏誅。但縱雖同船者。告而不匿。則赦之可褒賞事

一耶蘇邪徒之書札。並贈寄之物。潛藏齎來於日本。則必須誅之。若有違犯而來者。速可告訴焉。猶有匿而不言者。其罪同前條事。

一以重賄密載耶蘇之邪徒于船底而來。即可早告之。然則宥其咎。且其賞賜可倍於彼重賄事。

右所定三章如此。唐船諸商客。皆宜承知。必勿違矣。

寛文六年十一月

定

耶蘇宗門之事累年御制禁たりといへども今以無斷絶急度可相改之自然不審成者有之ば申出べし

一伴天連之訴人　白銀三百枚

一入滿之訴人　白銀貳百枚

一同宿並宗門之訴人　白銀五拾枚

又は三拾枚品によるべし

右之通褒美として可被下之若かくし置他所よりあらはるゝにをゐては其五人組迄御穿鑿之上可令行罪科之旨所被　仰出也仍下知如件

寛文十一年七月十一日　　奉行

定

一伴天連入滿惣て切支丹宗門者不可隱置事

一異國住宅之日本人若於歸朝者不可隱置事

一人賣買停止たり但年季之者は可限十ヶ年事

一請人無之者に家を賣並宿かすべからざる事

附主人之前背來者不可抱置事

一武士之面々異國人之前より直に買物停止事

一異國人之物を買取銀に遲々致べからざる事

一ふり賣に來る物兩隣へ不見して不可買事

一にせ銀吹出まじき事

一分銅並秤之類後藤寫之外取遣すべからざる事

一喧嘩口論停止事
一博奕一切停止事
右之條々違犯之輩於在之者可被成嚴科者也
條々
一ばてれん並切支丹宗門族異國より日本渡海之沙汰
近年無之間自然相忍密々差渡儀可有之事
一先年異國へ被遣之南蠻人之子共件天運に可仕立企
在之由此以前渡海之件天運共申候條今程漸件天連
可成候間日本船を作り日本之姿を學び日本之言葉
をつかひ相渡儀可在之事
一異國船近年四季ともに渡海自由たるの間浦々之儀
者不及申在々所々に至迄常々無油斷心を付見出し
申出べし縱彼宗門たりといふとも申出にをひては
其咎をゆるし御褒美之上（て歟）乘渡船荷物ともに可被下
之萬一かくし置後日にばんれん又は同船之輩等捕
之拷問之上は其かくれ有べからざるのあいだ不申
出相かくすの輩之儀は不及申其一類又は其品によ
り一在所之者迄急度曲事にをこなはるべき事
右條々海上見渡所々番之者は勿論獵船之輩其外浦々
之者に至迄念を入見出聞出奉行所迄可申出之者也仍
下知如件
亥九月日
忠左衛門
權右衛門
一公義之船は不及申諸廻船共に遭難風時者助船を出
し船不破損樣成程可入情事
一舟破損之時其所近き浦之者入情荷物舟具等取揚べ
し其場所之荷物之內浮荷物は廿分一沉荷物は十分
一川船は荷浮物は三十分一沉荷物は廿分一取揚候
者に可遣之事
一沖にて荷物はぬる時は着船之湊にをゐて其所々代
官下代庄屋出合遂穿鑿船に相殘荷物船具等之可出
證文事
附船頭浦之者と申合荷物盜取之はねたる由僞申
にをゐては後日に聞といふとも船頭は勿論申合
輩悉可被行死罪事
一湊に永々船をかけ置輩あらば其子細を所之者相尋
日和次第出船を致さすべし其上にも令難澁は何方
之船に承届之其浦之地頭代官へ急度可申達事
一御城米廻之刻船具水主不足之惡船に不可積之幷日
和能節於令船破損は船主沖之船頭可爲曲事惣て理

不善之儀申懸之又は私曲於在之者可申出之假雖同類其科をゆるし御褒美可被下之且又あたを不成樣可被仰付事

一自然寄船并荷物流來にをゐては可揚置半年過迄落主於無之者揚置候輩可取之若右之日數過落主出來たりといふとも不可取之雖然其所之地頭代官差圖を受べき事

一博奕惣て賭之諸勝負彌堅可爲停止事

右條々可相守此旨若惡事於仕者申出べし急度御褒美可被下之科人者罪之輕重に隨ひ可爲御沙汰者也

寛文十一年九月日　　奉行

櫻町立之

此邊へちりあくたすつるにをゐては曲事たるべき者也

午八月日

同斷

湊きは斷なくしてつき出べからず次かるもの並ちりあゝた一切捨間敷候若猥の輩於有之は可爲曲事者也

午八月日

中川町に立る

此川筋へちりあくたすつるにをゐては可曲事者也

午八月

禁制　　出島町

一傾城之外女人事

一高野聖之外出家山伏入事

一諸勸進之者並乞食入事

一出島廻ほうしより內船乘廻事

附橋之下船乘廻事

一斷なくして阿蘭陀人出島より外へ出事

右條々堅可相守者也

午八月日

出島　定

日本人異國人御法度背き不依何事惡事をたゝみ禮物を出し頼者有之は急度申出べしたとへ同類たりといふとも咎をゆるし其禮物一倍御ほうび被下べし若隱置訴人於有之者可處罪科者也

午八月日

出島　覺

一阿蘭陀人無差圖出島之外へ出間敷事

一商賣不始以前定之外之者出島へ入間敷事

一諸商賣不始以前荷物出島之外へ出間敷事
　附ちんたぶだう酒無差圖而出間敷事
一日本之武道具幷武者繪出島へ不可入事
一奉行人之外刀指輩出島へ不可入事
右之旨堅可相守者也
　月日

出島　覺

一出島鑑板出候日門番にて壹人充相改出入可爲仕事
一番所にて不知見者つれ有之ば不可入不審成者候はゞ留置穿鑿可仕事
一かんはん出候次之座鋪町使其外家持歟通事歟相添罷在不審成者之可相改事
一かんはん出候日いまり物賣せ申間敷候小屋番二人充差置人多置間敷事
一かんはん出候日入札に加り不申候者一切出島へ參間敷候若通事家持へ用所有之候はゞ使越候節門番に斷出入可仕事
一入札に加り申候者にても中ケ間五三人充申分八ツ前可參候八ツ過候はゝ出島へ參り間敷事
一かんはんに參候者賣物見申候て直可罷歸候出島見物仕間敷事以上
　月日

一出島坪數三千八百拾五坪六分四毛
此地主廿五人組阿蘭陀人居住に付阿蘭陀人より爲地代毎年銀子五拾五貫目宛出之此銀共五人にて配分す右之者共入津より出船まで出島之自身番相勤之荷役荷積之節は四番にして罷出候其外門開き候ては毎日罷出候

　御停止物覺

一異國へ武道具武者繪之類其外鉛灰吹銀跡々より不被遣候
一跡々は異國へ丁銀持渡候處寛文八申年度より銀子御停止にて金子持渡候事
　但銀道具にて持渡候分は遣之勿論金道具も遣候事

　　同年被仰出候御停止物

一生類　　一藥種に不成植物之類
一藥種不成唐木　　一珊瑚珠
一伽羅皮　　一ひよんかつ
一たんがら　　一丹土

一器物惣而藥物之類　一小間物道具色々　但目鏡并目鏡に成候びいどろ此分御赦免有之外唐巾寳に成物之分は小間物之内除之

一金糸

一衣類不成結搆成織物

毛織之覺

一羅紗　一羅背板

一猩々皮　一毛氈

此分は可持渡旨此外之毛織は御停止

寛文八申歲御停止にて日本より不持渡覺

一絹紬綿　一繊木綿 并くりわた

一布類　一銅 是は其以後御赦免にて以來迄賣渡筈

一麻　一漆

一油　酒　此二色は船中用之分は不苦

唐船に持渡候諸色より出る口錢覺

糸類之口錢

一糸百斤に付　銀五十目充

唐物道具類之口錢

一賣高壹貫目に付　銀五拾目充

卷物端物毛織等之口錢

一壹卷に付　銀五分充

藥種鹿革荒物口錢　但鮫加羅なども荒物之内に入

一賣高壹貫目に付　銀五拾目充

明暦三酉年大村より出候切支丹翌戌年刑罪之覺

一男女都合六百三人

內

四百九人　死罪

百拾九人　於長崎死罪

百三十一人　於大村死罪

五十六人　島原預り置斬罪之

三十七人　佐賀預り置斬罪

六十六人　平戸預り置斬罪

六十九人　籠死

百人　御助

十五人　大村籠內在之

五人　長崎籠內殘置之

五人　大村預置之

朝鮮國へ武具差渡候者共御成敗之覺

一合九十人

內

五人　磔

十四人　獄門

十八人　　　　斬罪
五十一人　　　追放
貳人　　　　　赦免

右者寛文七未の春令書顯同年右之通相行之

未六月與力並荷役檢使之面々被仰渡覺

一荷役之刻早々人足之數宿町乙名へ尋之可相極事
附兼々定置之通唐人隱荷物有之候はゞ過料爲出候段船頭へ可申聞事

一唐人衣類之內新敷物之分不殘可取上之候其外身にまとひ穢候物之分は貴人之衣類にも可罷成候間一端之內二ツ三ツに切候て持主に爲取之可申事
附細か成切帶にも不成物は新敷候共船中にて可爲取之候雖然金入其外卷物之類は少々切たりといふとも可取上之事

一唐人衣類之外致持用之物之內取上候分銘々唐人之名書付御停止物吟味之刻通事共致持參差出候樣可申渡事

一砂糖唐人給料に少充所持之分四五斤程之位に候は則船にて可取之候四五斤より多分は其宿町へ相渡音物願之刻右之砂糖之內を以可被下之候其外何にても給料或は藥物之分商賣仕候程之物に無之候はゞ是又船にて可爲取之事

一如何樣之用事有之といふとも其船荷改役人之外一切船へ不可爲乘事

以上

六月日

一九月七日諏訪大明神波戸場御旅所へ出輿太田太左衞門幷同心手前足輕町吏等召列警固

一同日諏訪へ御名代山田十郎兵衞藤井彌次右衞門右兩人之若黨上下にて召列

一御棧敷兩ヶ輪與力四人充警固幷御棧敷下之方同心町吏堅之

一同心組頭上下其外小屋頭等上下御紋之羽織此外船番町吏以下不殘上下

七日先手　丸山町 寄合町

子どもおどり　　浦五島町
子どもおどり　　引地町
唐子踊　　堀町
子ども薩ま踊　　新町
太神樂のまね　　本石炭町

子どもおどり　　桶屋町入御中
さつまおどり　　大井手町
山伏の出立　　舟大工町
子どもおどり　　袋町
子どもおどり　　酒屋町
やつこおどり　　出來大工町
一御棧敷より折節擧之幼少之世忰を御棧敷之下へ召
寄御菓子など被下之
一御棧敷高木作右衛門長尾安右衛門池部迪庵佐伯道
順同友之丞吉田自休曾根川撿校小林謙貞
　九月九日　　諏訪祭禮
一御先番用人壹人給人與力藤井彌次右衛門同心召列
罷越
一六ツ半時分諏訪へ御出被遊候
一諏訪へ御持參之目錄節用文言集に記之
一波戸場御名代岡田次郎右衛門太田半左衛門同心并
町吏召列之
一踊又樣子町之可知前後但装束仕組等替之
　大明國幷外國西洋ヨリ日本へ海路附り所々土産
一北京　唯今王城ニテ御座候從韃靼置王

順天府　土産　畫眉石　銀魚　綿梨　藥種　小
間物　○保定府　土産　蟾蜍（但蛙ノ油ノ事）　○河間府
土産　蔓荊子　○眞定府　○順德府　土産　瓷（ヤキ）
器物ノ類（モノ但土ノ燒）　玄精石　○廣平府　○大名府　土産
紫草（ムラサキ）　紫斑石　○水平府　土産　丹錫（スズ）　紙
人參　○延慶州（州ハ府ヨリ小ナリ）　土産　蒲萄　榛實（ハシバミ）　○
保安州　土産　牡丹　○萬全都指揮使司　土産
水晶　瑪瑙　黃鼠
此國々ヨリ商人來
日本ヨリ三百四十里
一南京　古ノ王城ニテ候今ハ王ナシ文官武官有共ニ
ダツタンヨリ置也
應天府　土産　小間物道具　黃鼠　書籍　○鳳
陽府　土産　鶴　○蘇州府　土産　小間物道具
花紬（サヤ）　綾機（リンザ）　木綿　錦　閃段（ドンス）　繻物ノ類　藥
種　櫛　扇子　針　此所ヨリ舟來　○松江府
土産　綾（リンズ）　木綿　紫花布（モメンモノ）　此所ヨリ船來　○常
州府　土産　茶　茶出シ　此所ヨリ船來　○鎮
江府　此所ヨリ船來　○楊州府　土産　藥種　鶴（ツル）
芍藥　此所ヨリ船來　○淮安府　土産　海螵

蛸(カウ)此所ヨリ船來　○廬州府　土産　茶　紙
○崇明縣　日本ヨリ二百五十里　但離島ニテ候
此所ヨリ船參候　○安慶府　○太平府　○寧國
府　土産　烏骨鷄　紙　○池州府　土産　茶
紙　○徽州府　土産　墨　硯　筆　○廣德州
土産　茶　白糸　○和州　土産　天鵝（白テウノヿ）
○滁州　土産　黄精　○徐州　土産　花石
何首烏
此國々ヨリ商人來

一山西省
太原府　土産　瓷物　人參　天花　毛氈　羊
○平陽府　土産　葡萄　龍骨　藥種　○大同府
土産　石絲　黄鼠　瑪瑙　花斑石　○潞安府
土産　人參　○汾州府　○遼州　土産　人參
麝香無名異　茅香　○沁州　土産　黄蓍　石
菖蒲　○澤州　土産　人參　茅香　此外藥種色
々在之

一山東省
濟南府　土産　金杏　○兗州府　土産　阿膠
蒙頂茶　○東昌府　土産　枸杞　棗　黄絲　○
○青州府　土産　硯石　牛黄　膃肭臍　○萊州
府　土産　五色石　藥種　文蛤　○登州府　土
産　牛黄　河鮫　○承州府　土産　五色石　藥
種　文蛤　○遼東都指揮使司　土産　貂鼠　黄
鼠　青鼠皮　松子
此國々ヨリ商人ハ稀ニ參候得共船ハ不參候

一河南省
開封府　土産　瓷器　弓　○歸德府　○彰德府
土産　牛黄　磁石　艾　○衞輝府　○懷慶府
土産　藥種　地黄　熊膽　劉寄奴　○河南府
土産　藥種　鹿茸(シヽノクロツノ)　臘梅　牡丹　羊棗(インカイ)　○南陽
府　土産　白花蛇　石青　香橙(ブシユカン)　綠毛龜　○汝
寧府　土産　藥種　茶　蓍草　碁子石(ゴイシ)　○汝州
此國ヨリ商人ハ來船ハ不參

一陝西省
西安府　土産　麈（出家ノホツスニス尾長シ）　羚羊角　飛鼠(リスノルイ)
旱耦　○鳳翔府　土産　藥種　鸚鵡　烏蛇　○
漢中府　土産　鹿茸　紫河車　麝香　藥種　羚
羊角　熊膽　硃砂　蜜　○平涼府　土産　瓷器
○鞏昌府　土産　藥種　麝香　石膽　羚羊角

雄黄 ○臨洮府 土産 手氈 薬種 犛牛（土豹）
皮（此尾ハタヽコノマヽニアリ中候） ○慶陽府 土産 薬種 蟾酥
金絲草 ○延安府 土産 瑪瑙 薬種 牡丹
石油 黄鼠 ○寧夏衞（寧夏衞ハ府州ヨリ小也） 土産 枸杞 青
木香 ○寧夏中衞 土産 羊 野馬 ○洮州衞
土産 豹 馬鷄 洮石硯 ○岷州衞 土産
錦鷄 馬鷄 豹 ○河州衞 ○靖虜衞 ○楡林
衞 ○陝西行都司 土産 石油 馬鷄 野馬
天鷄 牛 羊 枸杞
此國々ヨリ商人ハ參候へ共船ハ不參候
日本ヨリ三百五十里程

一浙江省

杭州府 土産 冬筍 毛氈 小間物道具 薬種
黄精 芡實 此所ヨリ船參候 ○嘉興府 土
産 裏絹 錦 雲綃 ○湖州府 土産 綾 白
糸 縐紗 綿 羅 筆 茶 ○嚴州府 土産
漆 紙 茶 ○金華府 土産 竹鷄（日本ニテシギニ似タル鳥）
紙 南棗（但赤ナツメ） ○衢州府 土産 茶 硯 紙
○處州府 土産 青瓷器（此所ヨリ出ル燒物日本ニテ高直） ○紹興
府 土産 碗薬 紬 茶 銀魚 ○寧波府 日
本ヨリ三百三十里程 土産 葛布 紅木 犀
此國々ヨリ船來 ○台州府 日本ヨリ二百三十
里程 土産 茶 方竹（四角竹ノ事） ○温州府 日本
ヨリ三百三十里程 此所ヨリ船來 ○舟山 日
本ヨリ三百三十里程 此所ヨリ船來 ○普陀山
日本ヨリ二百五十里程 但離島ニテ御座候
此所は南京浙江兩國ニ屬ス此所ヨリ船來

一江西省

南昌府 土産 茶 ○饒州府 土産 染付茶碗
之類 茶 ○廣信府 土産 紙 瓷器 ○南康
府 土産 葛布 茶 ○九江府 土産 茶 石
耳 ○建昌府 土産 金糸布 撫州府 土産
矢竹 ○臨江府 土産 紵布 ○吉安府 土産
水晶 龍須草 ○瑞州府 土産 石青 石綠
○袁州府 土産 黄精 地黄 ○贛州府 土
産 班竹 ○南安府 土産 矢竹 茶磨
右之國ヨリ薬物少々在之商人は參候へ共船は
不參候

一湖廣省

武昌府 土産 茶 紙 水晶 ○漢陽府 土産

天鵝　橙（ブシユカン）　橘（ミツカン）　○襄陽府　土產　石靑
石綠　黃精　○德安府　土產　白蠟　葛布　○
黃州府　土產　白花蛇　綠毛龜　白芆　○荊州
府　土產　硯石　千歲藟草　○岳州府　土產
石靑　石綠　方竹　○長沙府　土產　硃砂　斑
竹　○寶慶府　土產　丹砂　黑鷳　鷓鴣　○衞
州府　土產　鷓鴣　地椒（シンシヤンヿ）　紙　○常德府　土產
石綠　佛頭柑（ブシユカンノヿ）　○辰州府　土產　水銀　丹砂
石靑　石綠　○永州府　土產　巽蛇　○承天
府　土產　花猫（ミケネコノヿ）　皐蘚　○鄖陽府　土產　錦鷄
○請洲　○綁州　○施州衞軍民指揮使司　土
產　金星草　石合草　龍牙草　金稜藤　○永順
軍宣民慰使司　土產　丹砂　野馬　錦鷄　○保
請軍民宣慰使司　土產　丹砂　水銀　白鷳　豹
此國々ヨリ商人來ル舟ハ不參右之外藥種色々

一四川省
成都府　土產　牡丹　藥種　薛濤牋（書簡紙幷色紙ノヿ）　○保
寧府　土產　麝香　羚羊角　黃糸　○順慶府
土產　黃糸　天門冬　○叙州府　土產　五佳皮
荔枝（但リチイヿノ）　○重慶府　土產　牡丹　苦藥子
丹砂　荔枝　扇子　○夔州府　土產　麝香
山鷄　○龍安府　土產　錦鷄　羚羊角　蠟酥
○馬湖府　○潼川州　土產　空靑褁（但ナツメ）　○眉
州　土產　斑竹　（長崎聞書）

增訂一話一言卷三十終

○尾州古田文治事

古田文治尾州岩が瀬村の生れ也、午年二月市谷屋敷坂野氏に仕ふ、去冬比より新宿松のやへ行しに、なじみの女郎さわり有て名代に出し染次といへる新造になじみ、未二月十七日二階をとめられ、三月十三日夜八時旅人となり新宿へ茶やをつれ行、跡よりつれ参候よしにて染次をあげ置、合方に酒をのませへやへ入て心中いたし死す、兩人とも髪をすき返し白ざらしにて鉢巻いたし白むくを二ツづゝ着し大なる珠數をかけ枕もとに金をおきて死す、金につまらぬといふ事か、書置もありたしかなる事也。

三月十四日と有

即到信士　二十歳

智到信女　十八歳

十三日一日奉公を引候計にて身の廻りをこしらへしに傍輩一人もしるものなし。

○町方舊離之事ニ付御觸

一町方にて久離願差出候者共數多に候親子兄弟之敎等等閑にて多くは幼少之時より我儘に育終には親兄弟之手にも餘りあふれ者に成其時に至り久離帳外に成候得共多くは眼前に無宿に成飢渇にも及或は惡事をいたし重刑に行はれ又は乞食非人と成一族も恥辱を請候事に候久離帳外之事人倫におゐて不安事に候條一族は勿論所役人等も精々心付候はゞ子弟其外身代不持者共邪路に不入樣に敎育を盡し可申其上にも不得止事不久離して難成は一族幷所役人迄相揃訴出可待差圖候筋に寄り不得止事は尤聞屆可遣候

一是迄家出又は欠落者出先にて如何樣之惡事可致哉難計由にて久離帳外願候得共此儀者猶更不容易候兼て之儀は等閑に致し置右之節に至り後難を存久離候類者不埒に候條是又吟味之上聞屆可遣候

一父母幷一類共久離可致心底には無之處所役人共後難を量一族へ申勸め久離願はせ不承知に候はゞ家明可願旨申談候類は所役人共心得違成筋に候一族銘々は勿論所役人等も一同其旨存得には久離之儀不申出情々心を盡し可申敎候實に不得止事分計可

訴出左候はゞ猶利害之申開方も可有之候尤糺之上品に寄り久離も聞屆遣可有之事

辰七月

右被仰渡之趣町中名主支配限り家持借屋店借り迄不洩樣入念申聞一統行屆候段一組限御屆書來十四日當役所へ可差出候旨被仰渡奉畏候以上

寛政八辰年七月十一日

右之趣町中一軒毎に不洩樣得と爲承不洩行屆候はゞ其旨御屆申上候樣可爲仕旨能登守樣御差圖を以樽與左衞門殿被仰渡候間一組限名主へ早々相達し支配町々右之通篤と爲承候上名主銘々御屆書一組限肝煎へ取集メ支來ル十四日差上可申旨申入候

辰七月十一日

○文化三年丙寅御臺樣御歌

文化三寅年九月俊明院樣二十一回御忌之節御臺樣御歌　御手向御たんさく

寄露懷舊

ふることはいく年秋をかさねても
ぬれにし袖の露ぞひがたき

御和文うすやう紙

渺茫としてすべて夢に似たるいにしへを言つゞくるははかなきわざなれど古君のおとゞ世をしり玉ふよりめぐみはつくば山の蔭よりしげく仁は秋津洲の外にながる草木もなびくやごとなき御代の業をふりすてたまへるかへすがへすいとうき御事になんかくて今年廿年あまりひとゝせにみつる御跡を忍びあづさ弓のいるが如くなる年月をかこつもいとはかなし

月にあふぎ露にそぼちて歎こしむかしおぼゆる秋のゆふ暮すべて嬉しきもうきにもおはしまさばとわするゝ世なくこひ侍るをまいて折からさへ哀れなる鴈の聲虫の音につけても我身ひとつのとちにかなしまる

きりぎりすなれもしらじなふりし世の
秋をこひつゝ音のみなくとは

あることある人此法の會にまうで侍る事のいとうら山しく過にし寛政十とせ五月の頃東の比叡にまうでたるを思ひ出るに實九品上品の淨土もかくあるべきにこそと世に濁る心のちりも淸らにてかゝる所につねにあらばやなと限りなく心もすみて尊かりし分てこの御爲供養のほどいか計にかと思ひやらる

濁りなき蓮のうてなの花の上に
　浮世をちりと君やみるらん
かずならぬ身もめぐみの露淺からずかくてありける
も此御あはれみかゝらざらましかはいかでさは御爲
何ごとをしてかむくひ侍らんとおもへどいふかひな
したゞ情うちにうごきて言外にあらはるゝ心〳〵の
わざと歌をあつめかつはつたなき筆におもふことを
つゞりて侍るとて
君がためひくすゞのをのくりかへし
　たのむ佛の御號はかしこき

○安德天皇

承久三年七月日遷御鳥羽院
基通
建久七年十一月云々九年月日改關白爲攝政土御門院
寛喜三年月日落飾御法印皇統略國良然
熱田大神宮司範古文書
平直方
最勝王商日斷命流身前伊豆守正五位下源朝臣
被談仰件龍象而云

○有德太君

有章院太君。正德壬辰冬十月甲子。（十四日）受父綱豐元后之禪。而立即位。丙申夏四月癸未（晦日）薨。即日。紀中納言吉宗。嗣舊基。立即位。而爲本邦之太君。同族左京大夫某。以先公文昭院元后之遺命。封之紀伊國。使弟某（万吉）收於左京之舊邑豫州三萬緡地。喪服已畢。而秋七月朔。改元爲享保。（本朝則園集享維大民保有萬國云々）使諸侯及百官爲新君禮。復使左京某任中將。賜諱宗一字。號紀州宗直。其他近侍士。各命官職。秋八月辛卯。（四日）世子長福幼君。入於城中第二殿爲儲貳。以書院番小性組二隊附之。同庚子（十三日）天子詔公卿德大寺右大將某。庭田前大納言某。二條内大臣某。一條大納言某輩。使宣下征夷大將軍之命。任公位。（任正一位内大臣）同壬寅（十五日）饗公卿等。設田樂。使内外諸侯及百執事賜之盛饌候殿上。同乙巳（十八日）因公卿等、奉答於嚴詔。同癸丑（廿六日）同寅甲。（廿七日）同乙卯。（廿八日）使内外諸侯及百職如正端之儀正衣冠賀公位之命。同丙辰（廿九日）使先公之諸姬嫁水戶某加賀某等者。及閣中之公女觀見於殿上。各賜之纏帛。同九月丁巳。（朔）使東都之神社佛閣之巫祝衣禰等歷見於殿上。同己未。（三日）同庚申。（四日）格寬永寺增上寺之有廟告承終。同辛酉。（五日）使讃州刺史某往洛拜賜除命。同丁卯。（十一日）同辛未（十五日）同壬午。（廿六日）表祝宣

下之命。使內外諸侯百執事兩寺之會僧及至於平時許朝見之僧輩下士設田樂各賜盛饌。同冬十月甲子。十八日貴公子小次郎入之於城中第一殿矣。以其幼弱未能離婦人之手也。同乙辰。廿九日使雲州大守某往洛奉賀天子納后妃。

○湯原氏日記抄

湯原氏日記 御徒目付湯原源兵衛源正房記

元祿元辰年 十月六日改元

八月十一日

御歩行組頭 林藤五郎組 富岡八左衛門跡 小普請元西丸小十人組 近藤又右衛門

同 松平左門組 眞崎彦左衛門跡 小普請元鳥見ヨリ 中村六左衛門

同 神尾飛驒守組 可兒彌三右衛門跡 小普請元西丸小十人 松村長左衛門

同十四日

一二丸張番被仰付之

御歩行神尾飛驒守組 山本市太夫

松平左門組

土屋主税組 淺野茂左衛門

同人組

楢崎三郎左衛門

永見權七郎組

小池七左衛門 是者神田御殿御鷹匠也

三橋藤兵衛 御歩行ヘ入人ニ成ル

十月廿五日於燒火之間

御歩行組頭 源兵衛子 大久保市郎右衛門組ヨリ 秋間新右衛門

右御徒目付被仰付之

御歩行組頭跡目 野崎平八郎

右表火番被仰付之

同二年巳

正月十八日於御前御役替

御歩行頭 御小性組戸田長門守組 前田孫八郎

永見權七郎跡御組ハ西丸ニナル

阿部越中守組 仁木甚五兵衛

松平左門跡

六月九日於御前御役替

阿部志摩守組ヨリ

御歩行頭　小笠原十右衛門
中山平右衛門跡

同斷　石卷七郎左衛門
瀧川長門守組ヨリ
小栗十兵衛跡

同斷　堀田善右衛門
岡部越中守組ヨリ
松平五郎右衛門跡

八月廿九日御歩行松浦市左衛門組野村喜右衛門御詮議有之ニ付頭市左衛門へ御預ケ御科ハ博奕之由九月十四日佐渡へ流罪

九月廿三日御徒頭仁木甚五兵衛召之老母河内只今迄取來候御切米千俵地方千石被成甚五兵衛へ被下置甚五兵取來三百俵老母河内ニ被下之段老中列座相模守被申傳之河内事ハ御乳人之由甚五兵衛父ハ三枝善右衛門也

十二月十九日

御歩行組頭傳兵衛養子
百日跡五十俵　磯田傳八郎
同斷新兵衛子

同　小野寺左兵衛
彦太夫子　石渡次郎太夫
勘平養子　中神甚介
○七十俵五人ふち
取次間五郎右衛門子　三宅權七郎
○章云可疑

十二月廿五日

御役料三百俵被下之
御歩行頭　林藤五郎

同三年午

二月十五日

於躑躅之間若年寄中列座松平安房守被仰渡之

御歩行組頭
佐野内藏助組
磯田傳兵衛跡
火番組頭市郎右衛門子　黑部所左衛門

同斷
石卷七郎左衛門組
小野寺伊兵衛跡
火番組頭跡目　鈴木太兵衛

同廿六日

一去る十五日　桂昌院樣知足院へ被爲入候節御歩行

頭堀田善右衛門組中召連御先へ罷越知足院へ被爲
入候由御城へ注進可申上筈之處遲く罷成右之注進
遲く申に付不調法に被思召候　桂昌院樣初て被爲
入たる義に有之故此度は其迄被遊候重ては急度可
被仰付旨老若中列座安房傳達之右之節御注進之御
歩行兩人逼塞善右衛門義御目見扣可申由

八月廿七日於御前御役替

御歩行頭　桐之間ヨリ　吉田小右衛門

同四年未

二月七日

一聖堂遷座今朝卯刻大久保加賀守秋元但馬守右爲御
迎參上

遷座行列

御先拂（御目附）德永十左衛門　供奉（御徒頭）吉田小右衛門組共
（小十人）蜂屋傳左衛門組共

惣押（御目付）牧野半三郎　（御歩行）仁木甚五兵衛組共

辻固（御歩行）佐野內藏亟組共　（介西田孫ゞ郎）小笠原十右衛門組

（介松浦市左衛門）柘植五太夫組　（介堀田善右衛門）土屋主稅

聖堂廻御番　石野八兵衛組共　仰高門　御先手一組

同所裏門　御先手

同三月廿二日辰の下刻柳澤出羽守へ始て被爲　成

御留守（松平美濃守瀧川越前守御留守衆）御供　內藤丹波守（御目付）加藤佐渡
守　松平隼人正　酒井甲斐守　松前八兵衛　御書
院番　高力伊勢守組共　御小性組　村越伊豫守組
共　小十人　向坂清三郎組共　御歩行（御先仁木甚五兵衛組共）
（御先土屋主稅組共）御道番御歩行　根來十郎右衛門組共　中
川勘三郎組共

十一月十日

大久保加賀守　阿部豐後守　土屋相模守

名付奉書出る大關大助酒井勝之助へ御歩行稻生七
郎右衛門組兩人宛にて持參す

同五年申

十一月朔日表火之番組頭（植木奉行ヨリ）山菅甚右衛門（御歩行組頭ヨリ）
中村六左衛門兩人被仰付之二人に成向後壹人宛泊（加藤）
番可仕之旨於燒火之間若年寄衆中別座佐渡守被仰
渡之

同十八日松平輯母組御徒組頭中村六左衛門 小普請 佐野源内

同六年酉

三月廿七日御歩行頭土屋主税願之通御役御免

四月朔日於御前御役替

御歩行頭 御小性組太田隱岐守組 奥津兵左衛門 土屋主税跡

五月四日於御前

大石伊勢守組 御廊下番頭 御歩行頭 石卷七郎左衛門

六月十五日御役替

御歩行頭 二丸御留守居 齋藤治右衛門 神尾飛驒守跡

同斷 寄合 高木惣十郎 石卷七郎左衛門跡

御書院番大久保淡路守組 折井市左衛門 堀田彦右衛門跡

八月廿五日

御歩行松平又右衛門組 沖水太左衛門跡へ 鹽見與力杉原四郎左衛門組ヨリ 富岡兵助

同七年戌

三月十八日

御廊下番へ 御歩行根來半右衛門組 三宅新八郎 改佐左衛門

私云同十四日公家御馳走御能御前道に罷出候者之由組中にて申傳候

四月廿五日

御歩行奥津兵左衛門組 川村五郎左衛門 翌八年亥十二月布衣ニナル御小納戸 林藤五郎組 藤澤九太夫

柘植正太夫組 能勢新右衛門 小笠原十右衛門組 清水友右衛門

四人御廊下番被仰付之百五拾俵宛被下之

七月七日御歩行頭松平又右衛門死去

同廿一日御歩行高木總十郎組頭鈴木太兵衛跡 小普請組より

大井庄兵衛 此父八郎右衛門も組頭相勤る

同廿九日の記に御歩行頭佐野内藏丞事不届之儀有之御役被召放閉門被仰付之日限不知

八月十二日於御前御役替

御歩行頭松平又右衛門跡　太田隱岐守組ヨリ　布施孫兵衛
同斷佐野内藏丞跡　小出和泉守組　栢植平右衛門

十二月廿三日

武官依勤御加増　御歩行頭　水野權十郎
同　金田新太郎

同八年亥

正月廿九日

御歩行組頭　山口勘兵衛組　津田小七郎跡　堀田河内守組ヨリ　香取作右衛門
同　河村與五兵衛跡　奥津兵左衛門組ヨリ直ニ　横田與四右衛門

河村與五兵衛事九郎左衛門初メニ五郎左衛門トアリ名改歟御近所相勤に付依願去本ノマヽる隱居に被仰付之

七月五日

一御歩行八人致一列御訴訟之儀頭へは不申彼是取繕申に付不屆に思召今晩中能勢出雲守方差遣之旨御歩行頭へ秋元但馬守被仰渡之依之御歩行頭中同役栢植平右衛門宅に寄合八人之御歩行衆召寄今晩出雲守方へ差遣之並成人之悴共も同事に出雲守方へ可差遣之旨にて宿々より直出雲方罷越候幼少之分は先組中に預り可之候旨右八人揚り屋へ入候

林藤五郎組　大澤市兵衛　金田新太郎組　瀬戸八郎左衛門
小泉兵庫組　佐々木次郎太夫　[illegible]七郎右衛門組　山中伊太夫
前田孫八郎組　長坂新兵衛　高木惣十郎組　井上太郎左衛門
小笠原平右衛門組　平間定右衛門　[illegible]衛門組　田中[illegible]三右衛門

悴共三人揚り座敷へ入

八郎左衛門子　瀬戸傳左衛門　新兵衛子　長坂[illegible]　太郎左衛門子　井上清藏

同九年子

正月廿五日護持院へ被爲　成午后刻日本橋近所さや町より出火有之大火に成に付自護持院御前増火消松平大和守本多能登守へ奉書出す内番御歩行齋藤六田次左衛門組栢植平右衛門組より持參す從御本丸山城守相模守名付にて増火消へ奉書出る有馬左衛門

佐板倉甲斐守重中鬼鎮ゟ還御也

二月廿八日於御前御役替

御目付　御歩行頭ヨリ　水野權十郎

四月二日御歩行頭水野多宮儀小左衛門ト改

同廿一日於御前御役替

御目付へ　御歩行頭　林藤五郎

同　同　改三郎右衛門　柘植平右衛門

八月十三日御歩行折井市左衛門組頭鈴木甚右衛門御役御免川越へ罷越可在之旨被仰渡候由是は大澤九太夫與故歟

九月廿七日御歩行折井市左衛門組頭鈴木甚右衛門跡則御足高被下之　廣戸次郎右衛門

十二月十一日

稲生七郎左衛門組　吉橋九左衛門御免跡

御歩行組頭　小普請ヨリ　可兒藤右衛門

〇伏見城之事

伏見城ノ義相糺候書付

伏見城

武德大成記云文祿三年甲午春正月朔日

神君江戶ニ　御座シテ群臣賀儀例ノゴトシ此比秀吉天下ヲ秀頼ニ讓ラント思ハレケルニ關白秀次謙讓ノ心ナカリケレバ先大阪ノ城ヲ秀頼ニ與ントテ伏見ニ小札朱書文祿三年城ヲ築シム諸國ノ大名ニ命ジ人夫ヲ出サシム二月

神君關東ノ諸士ニ命ゼラレ伏見ノ役夫ヲ出サシム諸士ヲ榊原式部大輔康政ガ家ニ會セシメ役錢ヲ代貸サシム一萬貫ニ三百人ヲ役シテ各人夫ヲ發ス中略文祿三年三月七日伏見ノ城普請初ル[illegible]ノ人夫總テ二十五萬餘人ナリ文祿三年

神君伏見ニ至リ玉フ秀吉城地巡見アリ中略六月秀吉伏見城普請巡見アリ

神君茶ノ會ヲ催シ伏見ノ邸ニ[illegible]鍾シ玉フ此秋伏見城成ル秀吉遷居玉フ

雍州府志云文祿甲午三年豐臣秀吉公山崎天王山城以ニ封疆狹小而水利不ニ便使三築ニ城於伏見山上ニ于レ時命ニ佐久間河内守瀧川豐前守佐藤駿河守水野龜介石尾貞右衛門ニ爲ニ監吏ト慶長庚子五年陷ニ其城ヲ別置ニ舘舍ニ使ニ麾下人守ニ之

玉露叢云

一向島ノ普請出來候ニ付テ去月（慶長四年三月）十九日ニ御移ナサレ
向島ト下ノ御屋敷ト兩方ニ御坐ナサレ候事
一伏見ノ城明置テハ無用心ニ候間
内府樣御移リナサレ可然由生駒雅樂頭中村式部少輔堀尾帶刀等參ラレ奉行衆申ノ由就中上閏（慶長四年）三月三日ニ御移リナサレ候ナリ右ニ如申候帶刀御内證申上ラレ德善院當番時御移ナサレテヨリ德善院モ總奉行衆トノ參會最早無御座候事
一伏見ノ御城ニハ秀康公ヲ爲御留主居差置レ
秀忠公ハ早々大阪ニ可有御參由以伊奈圖書被仰遣サレ候ヘバ一騎ガケテ十日ノ未明ニ大阪ヘ御參候トナリ（慶長四年）九月十一日ニ治部少輔屋敷ヨリ木工頭屋敷ヘカケテ御移ナサレ候トナリ
一増田右衛門尉長束大藏少輔ナド取持テ
内府樣ニハ大阪西丸ニ御移徙ナサレ候ヘトテ則西丸ニ大廣間天守ヲ建テ進上有シナリ左候テ明春（慶長五年）年始ノ御禮ノ儀ハ秀頼公ヘノ通元日ヨリ五日マデ諸大名衆其外ノ面々西丸大廣間ニテ御祝可被申上事
向島　武德大成記云慶長四年己亥正月
神君伏見ノ御舘ニアリ（中略）加藤清正細川忠興ト手ヲ携テ御舘ニ趣キ
神君ニ告テ御座ヲ向島ニ移サン事ヲ懇ニ勸ム
神君其志ヲ感ジ許容シ玉ヒ御舘ヲ向島ニ築ク（慶長四年）三月十九日吉日タルニ依テ假ニ御舘ニ移リ玉フ其後忠興ニ語テ曰爰ニ居住シテヨリ以來我心安堵ス從士モ各悦ブ汝ガ志丁寧ナリ忘ルベカラズト忠興恐伏ス（下略）
見鑑云
向島城　四ツ谷村にあり秀吉公の築玉ふ所にして伏見の城とゝもに廢れたり
都名所圖會云
向島　豐後橋の南爪の民家の地をいふ右は巨椋堤にかゝりて大和街道なり左は槇堤にして宇治に至る双方の堤秀吉公の御時設る所也
中書島（豐後橋の西にあり）　文祿年中向島に壘を築くといふは此中書島の地なり慶長のはじめ伏見城とゝもに滅亡せり
伏見城番　伏見城代　伏見三年番
武德大成記云慶長六年辛丑十月
神君伏見ヲ發シテ
米津清右衛門　稻垣平右衛門　岡田竹右衛門

ヲ伏見ノ城番トシテ十一月五日江戸ニ歸リ玉フ同十年乙巳正月神君江戸ヲ發シ二月十九日伏見ニ入玉フ（中畧）七月神君列侯ニ命ジテ伏見ノ本城ヲ修理セシム同十二年丁未閏四月廿九日松平隱岐守定勝（神君ノ異父弟）ニ命ゼラレ伏見ノ城代タラシム西丸ニ居ラシメ玉フ嫡子河内守定行（後ニ隱岐守ト云）父ノ封ヲ嗣ギ遠州掛川ノ城ヲ領ス大番頭渡邊山城守水野市正命ヲ承リ各一組ノ番士ヲ卒ヒ是見城ヲ警衛ス伏見ノ三年番ト云是ナリ大番頭替々伏ヲ勤ム

同十六年辛亥阿部備中守正次大番頭トナリ伏見ノ城番ヲ勤ム

伏見奉行

累代記云松平上野介康忠松平隱岐守定勝松平下總守宗明此三人伏見御城代也但上野介バカリ記スハ伏見奉行ト名目有之故也其後御城二條ヱ引ケ御城代三代ニテ止ム歟其後奉行バカリニナル

元祿九子二月朔日京町奉行ノ支配ニナリ此御役止其後同十一寅十一月十五日又建部内匠頭政宇被仰付

御城代

御城代の支配

松平上野介（康忠）（慶長九子年但馬ケ原陣巳後也町奉行兼役）

御代官兼ル　柴山小兵衛（慶長七寅年ヨリ任　同十九寅年堺奉行ニナル）

同　長田喜兵衛（慶長七寅年任）

御代官兼ル　門奈助左衛門（元和二辰年御鷹司奉行ヨリ任）

同　山田清太夫（同五未年駿府町奉行ニナル）

山口駿河守（直友）（勘兵衛）（元和五未年任）

以下略

又伏見鑑　伏見奉行之代々載て云

松平下野守内　舎入源太左衛門（慶長五庚子年ヨリ　同七壬寅年迄）

柴田小兵衛（同七寅年ヨリ）

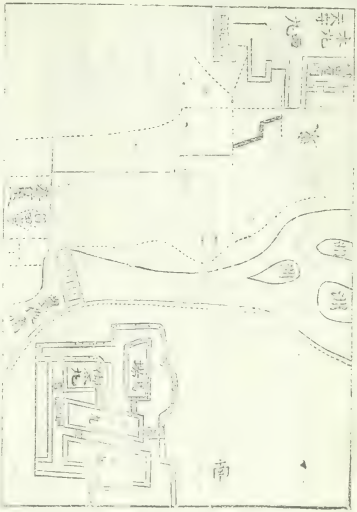

長田喜兵衛
元和元卯年迄

以上累代記之通略之

右伏見城之儀ニ付諸書相糺候處諸書ニ相見候趣ニテハ

伏見城跡ハ　當時城山ト唱候地

向島古城跡ハ　當時豐後橋南詰ノ方

伏見奉行御役宅ノ地ハ　往古富田信濃守屋敷跡ニテ雍州府志ニ有之候別置ニ館舍一ト申候所ヘ相見申候

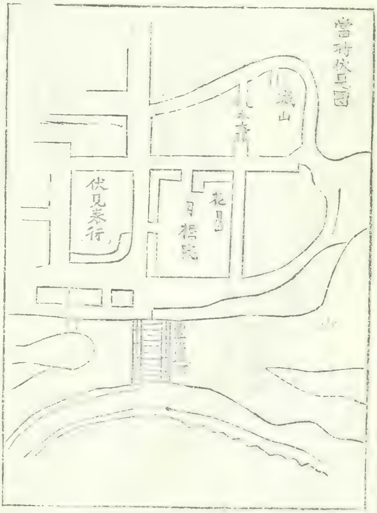

右之外委敷儀書記シ候者相見不申候

亥八月

享和三亥年八月十八日伊豆守殿へ秋山松之丞ヲ以柳生主膳正殿御上被成候處年號無之分年號書入可差出旨同十九日御下ヶ有之小札朱書ニテ年號書入御同人へ同人ヲ以御上ヶ被成候由大田作兵衛申聞ル　大田直次郎

○南條山人手書詩稿

三蓋山
悲風搖落舊都秋。永夜淒々獨倚樓。三蓋山邊千古月。
獨餘海外使臣愁。
春日遊友人宅。某公子新婚之賦。醉後戲作歌。
寄公子及令媛。
東都城外百萬家。王孫公子競繁華。風流如君人所羨。
儀容閑麗粲如霞。況復文藻原不群。未得[illegible]鶴鳴。
東家有女顏如玉。粧就綠鬟駐楚雲。琴心漫學臨邛
客。客心繚繞歲月隔。顧作輕雨吹羅裙。顧作落花媚
綺席。花飛風散空悠客。相思西東自倚樓。朝々雲風
陽臺恨。夜々風濤河漢愁。雨情藹々爲誰語。彼是消
息寄無路。生憎池上雙鴛鴦。雙去雙來空回顧。可憐
獨夜情。漫々夢魂驚。宛轉腸欲斷。終宵徒吞聲。々
々斷腸無人知。秋風慘澹月明時。起臨池上向雙鯉。
錦字細寫相思悲。雙鯉有情含素書。流得遙傳佳人廬。
調花從是生顏色。春風一夕吹幽居。連理枝頭並夢新。
相携日々弄芳晨。翡翠樓中夢不斷。鳳皇臺上別有春。
古來窈窕空反側。如君儻誰又倫。狂生對酒歌此曲。
爲寄千秋偕老人。
雲原望千丈嶽
躍馬登雲原。遙望千丈嶽。嶽峻攀無路。側身仰大息。
巖雲抱奇石。崖樹森如束。憶昔殊顛賊。嶺嶮寇邑屋。
將軍時奉詔。一朝盡誅戮。爾來千餘載。民庶安耕織。行
見山村裡。社酒相娛樂。當知王化隆。膏澤普窮谷。
八島舟中
壽永蒙塵屋島頭。鑾輿不返水煙愁。欲求遺跡知何處。
海氣茫々片月流。
由良浦晚眺
憶昔良家子。流泣海沂。予今秋浦上。更見背令飛
天龍灘舟中
天龍灘上下天龍。龍去雲開不見蹤。波際只餘勁風颯。
回頭已失萬重峯。
甲陽道中
曾提鐵騎倚崎嶇。叱咤軍前力拔山。安識千秋曠原幕
哀歌唯有牧童還。
○歲暮作
歲暮書懷　大田覃
歲暮窮陰取次催。回頭往事思悠哉。從他短髮爲霜盡。
無復長風逆雪來。身在官途期汗漫。業隨年少試徘徊。
杏園縱有明春宴。櫪社應同昨日材。

別歳飲甘露門

歳闌杯酒興無窮。世故相忘半醉中。兒輩不知欣樂趣。一生心事在絲桐。

同前

美酒唯當醉。離情不可忘今宵聞一曲。斷盡九回腸。

増訂一話一言卷三十一終

増訂一話一言卷三十二

○辛酉革命事

勘申辛酉年被行例事

醍醐

延喜元年例　考證禹錫玄珪文云延喜

昌泰三年前年十月下旬乙亥文章博士三善朝臣清行奏議云明年當辛酉革命期君臣剋賊之運云云同四年當年七月十五日甲子有改元事改昌泰爲延喜詔文云去歳之秋老人乘壽星之耀今年之曆辛酉是革命之符云云

八月廿九日戊申被發遣諸社奉幣使伊勢石淸水松尾平野春日大原野吉被申依辛酉革命老人星事改元之由他事又被載　宣命

辭別云云

村上

應和元年例　此年及椒房回祿

天德四年前年十二月十七日壬午被行臨時仁王會咒願文被載辛酉之事云云

同五年當年二月十六日庚辰左大臣以下參着右仗座有改元事改天德爲應和詔文云參居握符之名未知馭俗之道

去秋皇后居孽火之妖忽此歲辛酉革命之符既呈云云
廿六日庚寅被行臨時仁王會咒願文云革命相當彗星
忽見云云閏二月七日庚午大納言高明卿參入被發遣
宇佐使　宣命云去年九月中仁物怪頻爾古登有仁依
旦又今年當年革命之年登陰陽道勘申須利云云

後一條

治安元年例
寛仁四年前年十月十三日庚寅令大法師仁統勘申明
年辛酉革命當否
十一月十一日戊午被立宇佐使恒例使也
宣命辭別云
今明年波公家重久可慎給支內仁世謬仁世謬仁庚申
辛酉乃年波天下不靜須止從古傳來禮利云々
同五年當年正月仰紀傳明經陰陽曆道等令勘申今年
辛酉革命當否之由
二月二日丁未左大臣以下諸卿參着仗座被定申諸道
勘申今年辛酉當革命否事
又被定改元年改寛仁爲治安詔文被載辛酉之事云云赦令賑
給同應和例
廿五日庚午依臨時御祈被發遣廿一社奉幣使今年相
當辛酉種々咎徵相發之由被載　宣命辭別云云

白河

永保元年例　考證尚書云欽崇天道永保天命又曰王子
子孫孫保民文章博士行家考之
承曆四年前年十二月右大臣仰外記云明年辛酉當革
命否宜仰紀傳明經算陰陽曆道等博士權左中辨大江
匡房朝臣令勘申者又大外記清原定俊辛酉年被行例
事等兼令申之廿四日壬午有赦令事　詔文云明年之
曆當辛酉之支干一人可慎四海多危當赦所不免者皆
悉赦除云云
同五年當年二月一日戊午　天皇行幸八省院被發遣
伊勢公卿勅使權中納言師忠卿　宣命云今年聖體可慎給加上
仁辛酉爾毛相當禮利道々能所奏其恐旁介多利云々十日
丁卯內大臣以下諸卿參着仗座被定申當道勘申今年
辛酉當革命否並有改元事改承曆爲永保詔文云被載辛酉事云
云是日天下諸神可奉增一階之由被下　宣旨三月三
日庚寅從今日七ヶ日入道師明親王於禁中被修孔雀
經法依有御慎也
廿四日辛亥被行春季仁王會咒願文被載辛酉事
六月十二日丁卯被發遣二十一社奉幣使被申辛酉並

世間不靜天台園城寺鬪諍事也
十八日癸酉於南殿被行臨時仁王會依辛酉御祈也
七月二日丁亥相撲之節可停止之由被宣下是依辛酉
並園城寺火事也
廿一日丙午　天皇行幸八省院被奉遣　勅使於伊勢
太神宮參議源保光卿爲使宣命云世毛及澆漓年毛當辛酉禮利災害
荐見依都鄙無關云云
八月十二日丙寅於大極殿被行千僧御經讀仁王會　今年
相當辛酉之上又可有御愼仍所被行也
十一月三日乙酉被發遣宇佐使越後守高階爲章宣命辭別云年
當辛酉豆競懼尤支上爾聖體毛理運止之豆愼給倍幾年仁
相當禮利止聞食須云云

崇德

永治元年例　考證魏文典論云□□興於上頌聲作於下
永治長德與年豐也權中納言藤原實光考之
保延六年前年三月五日庚辰被發遣宇佐使武藏守藤原信輔被
申八幡宮火事並明年辛酉御愼事
十二月廿九日己亥左大臣以權右中辨藤原朝臣資信
傳宣左大史小槻政重云明年辛酉當革命否仰明經算
曆道博士令勘申者

同七年當年二月七日丙子左大臣同仰云今年辛酉當
革命否宜令權中納言藤原實光卿式部大輔藤原敦光
朝臣並紀傳陰陽道等博士勘申
三月八日丁未被發遣伊勢公卿　勅使參議右大辨藤原公能朝臣宣
命云年當辛酉利時呈恠異世利云云又有震事　宣命
云云
廿五日甲子權中納言藤原伊通卿參着八省院被奉遣
祈年穀奉幣使　宣命辭別被載今年辛酉厄運不輕之
由云云
五月十四日辛亥被行春仁王會今年辛酉御愼事被載
咒願文
六月十五日壬午權中納言藤原公敎卿參着八省院被發
遣諸社奉幣使　宣命辭別被載今年辛酉厄運不輕之
由云云
五月十四日辛亥被行春季仁王會今年辛酉御愼事被
載咒願文六月十五日壬午權中納言藤原公敎卿參着
八省院被發遣諸社奉幣使伊勢賀茂平野日吉松尾宮平野祇園各被申辛酉
並本社恠異事
七月十日丙午左大臣以下諸卿參着仗座被定申權中
納言藤原實光卿並諸道勘申今年辛酉革命否事又有
改元事改保延爲永治詔文云俗及澆漓告辛酉云云

是日左大臣宣下云應早奉增一階且注進本位管內諸
國大小神事云々
土御門
建仁元年例　考證文選曰竭智附賢君必建仁策註云爲
人君當竭盡智力託附賢臣必立仁惠之策賢臣歸之文章
博士宗業考之
正治　　　　　　　　　　　　　　此下不寫而止
○御徒方萬年記抄書御徒組頭小普請鈴木新右衛門寳慶安四辛卯年ヨリ寬文八戊申年迄拾八年
正慶承明日記
一慶安四年辛卯五月廿六日御大猷院殿棺從東叡山本送日光御
供衆には御徒頭小出越中守同大草主膳正御組共板倉市
正御組共戸田五郎右衛門
正慶承明日記慶安四年辛卯ノ下ニ
一油井正雪ガ事ノ時
丸橋忠彌ガ兄御歩行宮城三左衛門組に罷有加藤市
郎右衛門と云老母も市郎右衛門方に抱置市郎右衛
門世倅二人以上四人早速三左衛門へ御預以後牢舍
後に御成敗獄門に成市郎右衛門娘同妻は御免
御日記寫
一萬治元年
二月廿六日晴安部四郎五郎近藤瀰右衛門羨松文
四郎右三人今迄山里御番所相勤候處向後於山
里御番被仰付候山里御番所御歩行一組可相勤
旨被仰付之
同五日酒井兵部事病氣ニ付而御徒頭御役御赦免
之旨又紀伊守へ被仰渡之
五月三日辰刻爲御鷹野角田川筋出御御物數
梅首鷄　三十五　川烏青鷺　四　鷺
雅樂頭御先也御供伊豆守御留守豐後守申刻還
御
同四日所々へ御鷹之鶴被遣之之節拾三羽織伊奈半
左衛門銀十枚木母寺御船手御給二羽織被下榊
原大膳太田十左衛門組御徒衆御給一宛被下但
與頭は二宛被下
九月十五日崇源院殿就三十三回忌爲御追善去十
日より於增上寺萬部御法事御執行今日結願依
之御佛殿御參詣略御道筋警固神尾内膳能勢市
十郎兩組之歩行者並他組合六組御佛殿御廟所
本堂方丈御裝束所寺中所々勤番有之
二年
七月廿五日御役替御徒頭與々爪宇右衛門跡牧野

傳藏
明暦大事後也
九月三日今日より御本丸御書院御小性組御番新
御番小十人組御徒何も所々御番所勤仕之
同五日御本丸へ御移徒
十二月四日來年日光御社參之時可致供奉候御步
行頭能勢市十郎神尾内膳榊原大膳本多平右衛
門石谷五右衛門市橋傳左衛門朝倉仁左衛門黒
田源右衛門岡部小右衛門坪内又左衛門太田十
左衛門星野長十郎

三年
三月十一日御書院番戸田備後守組都筑彌兵衛事
御步行頭坪内又左衛門跡役被仰付
十二月廿六日三百俵御加增御徒頭大久保彥兵衛
牧野傳藏組御徒與頭久下作太夫石谷五右衛門
組御徒與頭眞島（眞崎彥左衛門イ）彥太夫榊原大膳組御徒與頭小
野彌一郎（イ小野寺一郎兵衛）中西圖書組御徒與頭熊谷與五右衛門
八十俵宛御加增都合百五十俵に成
以上萬治年中の御日記に出

御日記
一萬治三年
十二月十八日御徒衆貳拾組へ如閏三年に一度ツ
ツ御羽織一ツ被下之旨岡野長十郎能勢市十郎
兩人へ被仰渡（但御徒六百人也）
按岡野長十郎組筋は壹番組能勢市十郎組筋
は四番組也
此能勢市十郎組初五番組之處正保年中割
組に成市十郎は組替新組の頭に被　仰付
右組は天明寛政時代拾壹番の組也五番組
四番と繰上り候は慶安四年也
但正保二乙酉歟同三丙戌歟兩樣に記有
之
決定之處城彥右衛門追考致へし
書物調
連中誌

御日記
一寬文元年（廿五日改元万治）
四月廿日早旦霧辰后刻細雨即刻止陰）東叡山大
猷院樣御堂爲御參詣辰后刻出御（御半袴）御刀松平
紀伊守從御車寄御乘輿但稻葉美濃守内藤出雲
守其外御側衆御小納戸衆並中奧衆大目付衆御

書院番一組御小性番一組小十人組二組御歩行二組供奉也御道筋大手御門より神田橋筋違橋通り也(中略)今日御參詣之間從大手東叡山迄道番御歩行七組勤仕

五月十七日曇辰后剋紅葉山御宮御參詣(御長袴)御使番並新番頭(組共)勤番如例式御弓御鐵砲頭與力同心御歩行頭(組共)御宮廻り所々勤番如例式

同廿四日昨夜雨今日快霽辰剋台德院樣御堂へ御參詣(御長袴)御佛殿廻り御歩行頭(組共)勤番

十一月廿八日甲辰晴風烈地震申下刻牛込三枚平右衛門組淺羽與右衛門宅より出火組町十四軒酒井空印やしき坪内半三郎組やしき三軒町屋並大信寺御たんす町御歩行町酒井雅樂頭忠清やしき長屋四十軒程燒失

十二月十四日己未雨御歩行中山勘ヶ由組朝倉八右衛門小十人組に被仰付之禁中方朝倉越前守子たるについてなり

同二年

六月三日落合源右衛門組御徒組頭千草八右衛門諏訪善右衛門改易被仰付候に付山口七右衛門義善右衛門親類故追放被仰付

六月十日今日安宅へ御成に付先雅樂頭美濃守土屋但馬守御詰衆御近習之面々被罷越巳剋出御御供久世大和守板倉筑後守松平民部少輔辰之口より安宅丸之前迄御船被爲召即安宅へ被爲移高覽此時向井兵部御のし獻之暫時在而御船に被爲召天地丸に被召替行列に而川口迄被爲成佃島前に御船留り於此所天地丸而に而御膳被召上即兵部御樽肴並蓬萊進上之過而川御座船被召替未刻還御

御船行列

土屋忠兵衛御船　伴作兵衛御船　小笠原安藝　中奥衆
　　非番御徒頭
南　御歩行衆—小從人組—龍王丸　非番小從人頭
　　五十挺立　御目付
八挺立　御目付間宮造酒之亟御船　五十挺立　小島塲
天地丸—小鳥丸(春馬船)傳馬船—大河御座傳　同船
向井兵部御船　向井兵部御船　小島船
常之御召船

高家衆
御詰衆
大目付
町奉行

六十一挺立
大龍丸 傳馬船 小鳥船 ―― 御勘定頭 御作事奉行 島田久太郎 中坊美作 御書院番頭一人 御小性組番頭一人 御目付 非番進物番拾人 ―― 大平船 酒井八郎兵衛船 御小性 御書院番 小濱左衛門船

六月十八日御徒頭落合源右衛門組與頭黑柳武左衛門熊谷武兵衛被仰付之
十月十五日御徒頭へ　能勢市十郎跡　大岡五郎右衛門　岡部小右衛門跡　高田庄右衛門　右之通被仰付
十一月朔日來年日光御供被仰付之御徒頭本多平右衛門大岡五郎左衛門石谷五右衛門神尾内記市橋傳左衛門岡野七十郎朝倉仁左衛門天野佐左衛門落合源右衛門高田庄右衛門榊原大膳大森半七郎

寛文三年
正月廿六日巳上刻御黑書院出御來ル四月日光へ御供之面々路銀被下之旨被仰出之白銀百五十枚ツヽ御徒頭十四人金十兩ツヽ御徒之組頭廿八人

九月三日御歩行頭中山勘解由跡へ川口源右衛門

一四年記事無之

一寛文五年
三月廿六日明廿七日公家衆御馳走御能中器
今期增上寺御佛殿へ公家衆參詣に付爲案内高家詰衆御目付御徒頭等被遣之
十二月十八日辰下刻隅田川筋爲御鷹狩出御御供土井能登守、、、、今日御供之面々雨天故濡申候に付時服可被下旨被仰出明日登城可致由其頭々へ能登守被傳之
十九日昨日被仰出候通今日時ふく被下之御納戸前圍爐裏間にて上意之趣土井能登守傳達之小袖二ツヽ御徒頭榊原大膳神尾内膳朝倉仁左衛門富永孫左衛門岡野長十郎安藤傳右衛門牧野傳藏高田庄右衛門北條新藏大岡五郎右衛門小袖壹ツヽ御徒與頭四人銀二枚ツヽ御徒牧野傳藏神尾内膳組五十六人

一寛文六年
正月十五日御徒頭大森半七郎原田利齋野村八満

當年宇治御茶爲御用可被差遣之旨被仰付之

十一月廿七日安藤傳右衛門組御徒之者志賀與右衛門飯田七右衛門御制禁之博奕を好候付追放被仰付

一同七年

正月廿日晴東叡山爲御參詣巳上刻大廊下通御のしめ御半袴大廣間車寄より御乘輿今日御成還御御道筋大手神田橋筋違橋下谷廣小路辻々御徒八組警固之

二月十四日晴御歩行頭岡野長十郎組大岡彌右衛門是は武田越前守組より出る

一寛文八年

二月十一日

御歩行之面々（川口源右衛門組）東惣右衛門（同上）西野又左御門（大森半七郎組）小野衛左衛門（同）片見兵右衛門（同）若林角左衛門（富永孫右衛門組）朝倉源五左衛門（同）鈴木三郎右衛門（同）岡本新五左衛門（同）大野介右衛門（中西圖書組）谷田部郷右衛門右十人銀十枚ツヽ被下金三枚木原内匠鈴木修理銀十枚（御披官大工）青木加右衛門（同御ツヵシノ頭）豐田半兵衛銀五枚（御細工與頭）内山清左衛門金三枚ツヽ小細工大工貳人銀三枚ツヽ小細工大工八人右者去六日火事之節御本丸北之方にて入精申に付爲御褒美被下之旨土井能登守被傳之

一今度江戸中類火に逢申候者共家一軒に付米三俵ツヽ一石壹兩之直段御拂可被成候旨被仰出之由也

三月

覺

一御徒衆儉約可相守之番頭中へ若年寄衆より口上にて被仰渡事

一御番之節絹紬之小袖木綿袴に而相勤可申候但持來候者は當分紗綾縮緬綸子に而も可着自今以後絹紬之外拵申義（本ノマヽ）無用に可仕候羽二重は不苦候附り紋を定付候不入事

一召仕小者貳人下女壹人此外可爲無用事

一振舞仕間敷傍輩共參候節茶之外一切出申間敷候但嫁娶之節又は無據儀に付振舞出申においては組頭迄可相斷候一汁二菜酒三色肴一種之外可爲無用事

一熨斗目小袖持合候はゞ正月計致着不苦候御能御宮御佛殿御供等之節は熨斗目無用候尤向後拵候義可為無用事

一御禮日裏付上下に而も不苦候但御能日五節句公家衆御對顔之節は麻上下にても可相勤事

以上　三月日

右は御歩行頭衆へ被仰渡由也

○豆州村々樣子大槪書

豆州加茂郡川奈村（此村より八幡野へ三里）

一此村方は南西に山を請け東北に海を請くるなり魚獵專之耕作いさゝか當村高百拾八石四斗九升皆畑なり家數百九拾軒程有り

一漁業は春冬むつ赤魚夏秋鰹貝類

一明火堂とて川奈崎に有り九尺四方其内にあんどう三尺餘にして四方布にて張り其内へ紙張りいたし其内にして燈廻船の當とす油は一夜三合つゝ之積りにして代金は紙代燈しん布代共に壹ヶ年八兩ほどのよし支配の代官より渡すとなむともし人足は村役にて一夜兩三人つゝ出し雨風之夜は五六人も參り番いたし候由

一此村方之枝鄕にて二丁程脇に小浦といふ村方有り是も業方同樣なり

一村内に五ヶ寺有り禪宗四ヶ寺日蓮宗壹ヶ寺なり

一濱運上貳兩三分ほど

但壹ヶ年也

一諸魚十分一壹ヶ年凡六兩ほど上納

一廻船壹艘貳百石餘積獵船三拾艘ほど有り

一獵船壹艘に付船役永九拾文ヅゝ上納（但船ノ中ニ寺ニ付永三拾文ヅゝ上納也）

一山手役米七斗貳升八合

但壹ヶ年

一寛政十一未年の改此村方人別男女合八百五拾人餘之由

同州同郡八幡野村（此村より赤澤へ壹里）

一此村方魚獵專にして尤透之節は薪伐出し江戸表へ積送り渡世とし村高八拾三石七斗貳升貳合皆畑也壹反之御年貢上貳斗壹升中壹斗八升下壹斗家數百四軒之山人別男女共五百人程

一農業は牛を遣ひ候事

一獵船之内上へ書き上ヶ之船三艘附船小きは船と唱

ふ二艘有り
一江戸廻船鮑船五艘江戸廻船は五大力鮑船至て小船なり
一諸色十分一永五貫文餘也
一鮑運上永壹貫五百文
一楊梅木是はしぶき皮と云て染草之由此實椎實より大く至極之風味也以前は公儀へも献上に相成候由此運上凡永壹貫文程上納
一此浦東南請之地にして暖地也向へ大島利島新島三宅島神津島見ゆるうろ山也
一馬艸場は天城山より續至て大く候得共上納無之事
一寺二ヶ寺有之宗門は六ヶ寺へ入會也當村之內に他村に寺有之者多し
一丸木船役永貳百五拾文是は古來より船無之丸木を堀候て乘り候節之引附にて今に出す
一定免之由鹽竈役永七百五拾文宛是は鹽燒不申候得共古來より引附候由以前は燒候由當時燒不申候
一山手役永貳百五拾文是は以前鹽竈有之候節右薪取候よしにて出候由當時は燒不申候得共馬艸永出し不申其うへ江戸廻し薪等伐出し候間其代りと村方は見込居候よし
一此村方より赤澤へ之往來に川津三郎の墓有り右に赤澤山□抔も有る

同州同郡赤澤村 此村方より大川へ三里是は五拾八丁之由土地のもの申聞る

一此村方は魚獵專とす耕作は聊にて村高貳拾三石七斗六升家數拾八軒人別八拾人程皆畑也
一船貳艘計
一江戸廻し薪是又專之業とす
一寺壹ヶ寺禪宗也
一薪運上小物成少々之由役人共得と不辨獵師にて一向之人物也
一此村方後は赤澤山にて南請之村方也
一此村より大川へ參る往來に江戸御城出來之節伐出し候石之由長二間巾四尺餘厚五尺位之石有之腑に丸ノ內二ツ鷹の紋摑附有り

同州同郡大川村 此村より奈良本へ壹里餘

一此村方山海之業也家數四拾八軒人別男女三百八人禪宗寺壹ヶ所
一獵船四艘
一薪之義も透間之節伐出す江戸へ廻し候節は旅船也

是は稲取川東邊之舶也
一田六町餘畑五町餘村高は百拾五石九斗壹升新田共
一濱運上は十分一壹ヶ年永六貫百文餘外に天艸運上
壹ヶ年増減有之候得共請負人有之八兩位も上納い
たし候由
一此村方後赤澤山續にて前東南の間を請る暖地なり
一獵事は冬いかさんま抔にて外に業無之荒濱也
一山役永壹ヶ年五百文餘
同州同郡奈良本村（此村より片瀬村へ壹里餘）
一耕作專にして透間之節江戸薪伐出し渡世とす家數
九拾軒程人別男女五百人餘但人別は枝郷北川と云
有り是もこめてなり北川は家數貳拾九軒程魚獵計
りなり
一押送り三艘獵船貳艘外鰹網船壹艘天滿船五艘有り
一田畑合村高貳百四拾四石九斗貳升五合
一禪宗二軒有之
一山手役永壹貫文程
一蚫壹兩貳分一□十分一五貫七百文餘
一鹿皮役永貳百五拾文程是は先年より出し來る
一本村山方枝郷は濱也
一鹽竈運上永七百五拾文是は先年より出し來る
一鰹網運上永貳百七拾五文出る
一此村方は南請後は山也
同州同郡片瀬村（此村より稲取へ壹里半）
一此村方耕田專にして薪炭透間之業とす獵方無之家
數六拾軒人別男女貳百八拾人程村高百九拾五石七
斗五升三合
一田凡百五拾石程畑三拾石程牛馬遣ふ三拾疋餘
一もかり船四艘此船にて冬いか釣り出るよし
一薪其外山方出物十分一壹ヶ年永三貫文程
一山手役永三百文程
一濱運上無之
一禪宗壹ヶ寺
一地撈役米納にて壹ヶ年米四斗四升出る
是は役之事に候哉難相分古來より出し來り候由
申聞候
一此村方南東を請後西北山にて暖地なり
一上田は四斗位畑の上は貳斗五六升也
一丸石をば江戸へ遣し候由是に近邊之廻船にて遣し
候由一日之日雇を取候得は石代無之遣し候由

一薪は稲取見高川東邊より船を調候て江戸へ遣し候由

同州同郡稲取村（此村より見高へ壹里半）

一魚猟専とす透間に耕作す家數三百五拾軒程人別男女貳千人餘鮭するめさんままぐろなり折々薪抔を伐出す

一村高貳百七拾石田無數畑多し

一天艸運上壹ヶ年百兩之由

一江戸廻船三艘猟船拾五艘

一諸十分一永五百文程

一禪四ヶ寺淨土日蓮淨土新宗壹ヶ寺ツヽ

一此村方北向にて少しの船掛場有之餘程之湊に候得共北向故風有之節は海上荒く掛り船無之由凡五拾艘位は可被掛様子也

同州同郡見高村（川津拾七ヶ村之内此村より濱村迄半道）

一此村方は猟作五分〳〵之渡世に有之薪抔も伐出江戸表抔へも送り候事家數百九拾軒餘人別男女九百人程村高三百六拾七石八斗壹升壹合田貳百石餘畑九拾石程

一魚猟は鰯冬夏之稼とす鯛はた抔釣り候由海老網なり

一廻船壹艘もなし猟船二艘其外に貳拾艘餘是は百姓持にても取り八丈其外類〔流鯨〕人引船にいたさせ候由御永納候は二艘計り

一炮海老さゞゐ運上壹ヶ年三兩貳分程上納

一天草運上五兩程上納

一炭薪等は年季を限り引請いたし壹ヶ年運上四兩貳分位は上納のよし

一山手役永百四拾文程馬艸は百文程上納

一後山南請濱也

同州同郡濱村（同断此村より谷津迄七八丁）

一此村高貳百三石七斗四升七合田百五六拾石程其餘畑也耕作専猟事はいか少々取候計り至て荒濱也家數六拾軒餘人別男女三百五拾人程

一禪壹ヶ寺淨土壹ヶ寺

一此村より奥に澤田村と云有り是より青石出る由

一此村は谷合也南請之濱手也

同州同郡谷津村（太田備中守殿領分河津拾七ヶ村之内此村より縄地迄十六里半）

一此村方は濱村之續にて大川にて上は梨本より出し候川之由是を越計り境也家數八拾軒程村高百五六

拾石之由後はをいれい山と云山有り東北請也業に
炭薪之梨本邊より出し候を取つぎ家抔いたし候由
獵も少々はいたし候由

同州同郡縄地村（同斷此村より白濱迄壹里）

一此村方は作計り家數六拾軒程人別男女貳百五拾人程村高百三拾石餘此村へ谷津村より越候山はをいれい山を越此谷合に犬榧餘程見ゆる是は自分遣ひの油にいたし候由此村方谷合也

一炭は百姓持林より伐出し薪少々は江戸へも廻し候由

一壹軒平均牛壹疋位は有る子出來候と他村へうり候由大概貳分位之由三年に壹疋位ツヽ產るヽ由

一山畑なし

同州同郡白濱村（江川此村より柿崎迄壹里餘）

一此村方は作獵兩樣之稼也薪も少々ツヽ江戸表へ遣し候由家數貳百六拾軒餘人別男女千三百人餘村高五百六拾五石壹斗壹升四合

一獵さんま錫抔也

一船六艘外に肥船拾艘程

一田四拾町外畑拾八町步餘上田定免六斗五升上畑貳斗四升牛多し馬少し

一天草運上年季限り村方請負之由六兩ツヽ上納

一蚫此濱にて取り候得共江戸四ヶ市町鹽や金兵衛請負居候由上納辻は村方にて不辨

一山役永三百五拾文程

一此村方は南東請後は山也暖地地性もよし

一猪鹿多し

同州同郡柿崎村（此村より下田へ拾八丁）

一此村方作獵半々之稼也村高四拾四石七斗八升家作百五拾軒餘人別男女六百人程此村方山手也

一獵船八艘

一地引運上永五貫百文蚫運上永壹貫八百文天草運上永八百文

一田多し畑少し居村之內山も有之濱も有之當村湊へも諸廻船入津いたし候

一此村々に外浦と云有り五拾軒程貳百人程此所に三人乘五大力貳艘有之

一船運上は三人乘にて壹艘に付永三百文つヽ出す

一當村之內船番いたし候家貳拾貳軒有之

○反古さらへ（兩晃編）

孝年の泪は故人の文をうるほすとは香山が生すぎたる歎にしてみな橋のむかしをしのぶなど人煙のとまるをいひそめけるぞかし反古ざらへもこのこゝろじやと申され候　梨節

誹諧の前句附もこと
ふるきたはむれぞかし

めぐりあひても甲斐なかりけり
はつせ川くめどたまらぬ水車　後嵯峨院

あしもてかへる難波津の浪
みだれ藻はすまひ草にぞ似たりける　源頼義朝臣

なにとてか蓼湯の幸なかるらん
むめ水とても配もあらばや　従二位家隆

ちからがはをものぼる鯉かな
馬の背にいかなる淵のあるやらん　前大納言為家

ひろき空にもすはる星かな
ふかき海にかゞまる海老のあるからに　西行法師

手にとるばかり手こしをぞ見る
峯たかきあしがら越る足もとに　頓阿法師

ともし火はたきものにこそ似たりけれ
丁子かしらの香やにほふらん　待賢門院堀川

右大将頼朝公上洛の時もり山をすぎたまふにいちごのさかりなるを見て連歌をよめとのたまひければ

もり山のいち子さかしく成にけり　平時政
むばらがいかにうれしかるらん　頼朝
鞠子河けれればぞ波はあがりける　梶原景時
かゝりあしくも人やみるらん　頼朝

妹が子ははふほどにこそ成にける　平忠盛
たゞもり立てやしなひにせば　白河院御製

發句にも

散花を追かけてゆく嵐かな　黄門定家
いと櫻花の縫よりはころびぬ　前大納言為世

此反古一枚なり

われ落に貴妃とぞまよふ女郎花　澤菴和尚
草よ木よ汝にしめすけさの露　槃珪和尚
たどり歌の拍子も都曇灯籠哉　林大學道春
詩の韻のへうそくしめせ秋の月　石川丈山
水なきに舟をやる風の一葉かな　宇都宮由的

秀吉公入唐の時

からたちの其みはやがてきこく哉　細川玄旨

宗祇法しの連歌の席にて

御座敷をみればいづれも神無月　守武朝臣

ひとりしぐれのふる烏帽子着て　宗祇

五月雨にようこそきたれみのゝ者

此句は近衛信尋公へ御禮を申上けるに美濃國のなにがしなりければかくもあそばしけるとなん

水をむすべば月も手にやどり花をおれば香はころもにうつり候ものを袖をひくにひかれぬはあらにくやとうたふをきゝて　立圃

月かげを汲こぼしけり手水鉢

筒に姫ゆりをいれて此はなの名は人めきていろもおかしげ也よく見よといへり昔竹取の翁がもとめ出たりける竹のなかにこそ世に珍らしき姫はあるなれ露は玉の枝ならぬかとたはむれて　立圃

竹のなかにこめたる百合やかくや姫

この反古一枚立圃眞跡にてあり松翁といふ印の文字見へたり

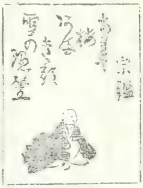

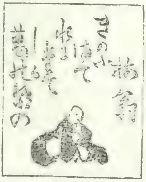

左一　其作入道永倫
まづ散や　風の　なかなる　虫喰葉

左二　長昌坊空存
能円や　かれに　花ちる　證據人

左三　未　得
柴にや　ところあらそふ　車百合

左四　光貞妻
天の戸の　すかしもの　三日　かよ　の月

左五　釋日能
ちる花に　さし　足びきの　山路かな

左六　令　徳
馬合羽　雪うちはらふ　袖もなし

左七　重頼入道維舟
心つれて　そり橋　おろゝ　あられ哉

左八　貞　室
これは〱　とばかり　花の　よしの山

左九　正　武
はらわたも　たつぞや　花の　衣がへ

左十　かうれ女好女
爪はつれ　花香に　そだつや　若楓

左十一　休　甫
あたゝむる　夜は徳利の　なさけかな

左十二　常　矩
親の杖　よはりし　はてや　棚麻木

左十三　梅　盛
うら枯の　おもて　ふせぎや　草の菴

左十四　原　木
花すゝき　いつ　くれはてゝ　炭俵

左十五　自　悦
べう〱さ　臂をならぶる　田うへかな

左十六　季　吟
下種ちかう　さべや雲井の　ほとゝぎす

左十七　由　平
夏野狩　もし　女郎花　此草や

左十八　幽　山
鼠ども　宿はと　とはゞ　煤拂

右一　法橋玄禮
香のあらば　水くさ　からん　雪の花

右二　弘　永
はるたつと　いふ　忠峰の　かすみ哉

右三　徳　元
桐の葉も　汲わけ　がたし　井戸の水

右四　貝原すて
いざつまん　若菜もらすな　籠のうち

右五　西岸寺任口
兒櫻落ても　水のあわゝ　かな

左六　西　武
水鳥か　それかも　あらぬ　鷺かな

右七　立圃
名月に
日の欲
ふかし
水の月

右八　幸和
露の玉
手にく
歎かな
にぎる

右九　玖也
よの中は
何か常世が
雪の松

右十　行方妻
おく露に
玉の
やうなる
小萩かな

右十一　慶友
月の輪で
ふちに
桶の
水入けり

右十二　元順
吹出そ野分
の朝また
おかし

右十三　和及
ぐどくと
二日に
更衣
なりぬ

右十四　重徳
奥あらん
杓あたらしき
岩清水

右十五　惟中
後家に
見せん
立かと
おもふ女郎花

右十六　調和
十夜すぎて
林に眠る
からすかな

右十七　西鶴
毛が三すし
たらひで
それが呼子鳥

右十八　似船
からかさは
すぼめる花
の雪もなし

此六俳仙ならびに俳仙は撰ぶ人もさだかならずたがもとにてうつしけん更におぼへだになししかれどもよく考たるのめでたければ序でおかしくおもひ櫻にいのちなかくすむかし歌仙三十六人とさだめられしことは大納言公任卿の作として神代のとき女神の御歌にあなうれしにへやむましおとこにあひぬとのたまひ又男神の御歌にあなうれしにへやむましをとめにあひぬと此ことの葉の文字のかず十八字づゝありければ左十八右十八にわかちてその人をゑらび和歌の道の師となさしめしよりてとおこれりとかやこの古風の俳仙を拾得しよりいま又愚意にかなふものをとりあつめ新俳仙とし侍りぬ

左一　芭蕉翁桃青
はつ秋や
たゝみ
ながら
蚊屋の
夜著の

左二　才麿
秋の暮
おとこ
は
なかぬ
ものなれば

左三　如泉
梅が香や
夜嵐の
水の
いく所

左四　常牧
いつわれて　秋を　たすくる　三井の鐘

左五　信徳
あけくれて　大根むまし　神無月

左六　其角
わが子なら　供には　つれじ　夜の雪

左七　鬼貫
しろく候　紅葉の　奈良　ほかは　の町

左八　伊勢女その
はつれ〳〵　栗にも　似ざる　すゝきかな

左九　山夕
行水に　口すゝぎ　白椿　げり

左十　来山
花咲て　死とも　ないか　病かな

左十一　萬海
はつ秋やばや　骨にしむ　水のいろ

左十二　園水
ぼたく〳〵さ　椿のおつる　朧月

左十三　文十
ちからなや　雛はのひて　居る雛台

左十四　仙白
ほとゝぎす　げふに　かぎりて　誰もなし

左十五　好春
秋の夜や　下土器の　あぶらさす

左十六　撿校立吟
のがれても　世に　かし　ましき　紙子哉

左十七　一禮
おもへ　只　蚊遣の　灰(まう)の　朝朗

左十八　松濤
門すゞみ　よくぞ　男に　生れけり

右一　潮春
人われを　かはゆしと　見ん雪の笠

右二　一晶
白妙や　うごけば　見ゆる　雪の人

右三　立志
矢の下に　母の　乳を吞　鹿の子哉

右四　言水
見に来る人　かしましや　須磨の秋

右五　我黒
その癖(クセ)に　雨さへふりぬ　ほとゝぎす

右六　嵐雪
秋かぜの　こゝろ　うごきぬ　繩簾

右七　秋風
櫻ぬれて　うろ〳〵さ　なるひとり　かな

右八　膳所尼智月
麥藁の　家して　やらん雨蛙

右九　一鐵
すまゐかし　師走の果に　ながめゆく

右十　子英
あらし木がらしよく堂守の寐ることよ

右十一　沾徳
青麥の與ぞ貴なる雛の聲

右十二　狐界
木實人の落葉
冬籠くさゝよ

右十三　只丸
むつましや柳が門の縄すだれ

右十四　荷兮
鶯や竹の枯葉をふみおとし

左十五　鞭石
蚊屋つるかさもし火ふけて釘の音

右十六　心桂
夏ばらへ人肥たがり痩たがり

右十七　林鴻
するくと花の花かきつばた　産

右十八　舉白
白露のおかではおかぬ千種かな

よし野小紫が姿を畫にかける
ふところに貌半分の霜夜哉　立吟
おなじ火を切籠に見るは哀也　木因
たゝかれて蚊を吐晝の木魚哉　東柳
八橋のなかばや寺の芋島　羊素

うきあがる蜑に息なし五月雨　爲文
秋の暮あくびうつしに行にけり　天弓
撰者雨旡堂
中のくゝ案山子はひくし稲のはな　梨節
鎌倉にて天文博士なりける人の妻を朝日のまざりときこへし法師のぬすみ侍しをあるじ成けるはかせ見つけて侍りしかば西の口よりにげ侍りしをあるじ
あやしくも西より出る朝日かな
といゝかけ侍りしかば阿闍梨にげさまにとりあへず
天文のはかせいかゞ見るらん
といゝ捨てにげ侍りしをはかせ情有るものにて呼戻しゆるして夜一夜酒のみ連歌し侍りき
有下卷闕

○天寛叢書目錄享和四年甲子
一水谷蟠龍記一卷　一坪弓老談記二卷
一小田天庵記一卷　一佐野宗綱記一卷
一舘林城覺書一卷　一小弓の御所樣御討死軍物語一卷
一安房里見家記一卷

一立齋舊聞記二卷
一享祿以來年代記一卷
一自天正至元文大事記一卷
一上杉景勝家法一卷
一朝倉敏景條々一卷
一毛利家記二卷
一毛利元就記一卷
一薩摩兵亂記一卷
一太閤秀吉出生記一卷
一柴田退治一卷
一薩摩兵亂記一卷
一東奥軍記一卷
一永祿以來出來初一卷
一德川記一卷
一大久保家記一卷
一武家執事之事一卷
一法條之事一卷
一新帝踐祚事一卷
一年紀考一卷
一朝鮮軍記一卷
一朝鮮征伐覺書一卷
一開見集抄一卷
一蝦夷紀事一卷
一見長者勸進帳一卷
一異本慶長日記一卷
一慶長小說二卷
一慶長記一卷
一伊東法師記一名三州物語一卷
一佐用軍記此書ハ天正五年豐臣太閤播磨國佐用上月等ノ城ヲ攻ラレシヲ記セリ四卷
一阿部定次記一卷
一古文書朝鮮征伐ノ時ノ文書也一卷
一武邊咄抄一卷
一有馬記此書ハ有馬家ノ事ヲ記ス殊ニ修理大夫晴信ノ事ヲイヘリ慶長ノ比ナリ
一清水長左衞門尉平宗治由來一卷
一近藤登助貞用家譜一卷
一老士物語此書黒田如水同長政ノ事ヲ記セリ

一卷
一藤堂和泉守記一卷
一卜齋覺書一名慶長日記此書ハ文祿慶長ノ間ノ事ヲ記セリ一卷
一石川覺書一名見聞集二卷
一慶元記二卷
一濃州關原軍記一卷
一泉州樫井表合戰一卷
一除邑錄一卷
一古老夜話關原合戰ノ事實ヲ記セリ一卷
一備前老人物語一卷
一太閤送葬之記一卷
一御家號家々之事一卷
一福富覺書一卷
一智囊談話二卷
一古[illegible]記一卷
一嘉祥之事一卷
一談海抄一卷
一北川覺書一卷
一渡邊勘兵衞軍物語一卷
一大阪陣覺書山口久庵咄一卷
一菅野合戰一卷
一幸島若狹大阪物語一卷
一於安物語一卷
一福島正則遠流記一卷
一福島沒落之記一卷
一大阪夏御陣圖一布
一口宣案一卷
一鳴海家譜一卷
一治要七條本佐錄同物異名一卷
一從元和十年至寬永四年記一卷
一御遺訓并附錄二卷
一日光山某院藏書一卷
一御上洛記一卷
一寬永行幸記二卷
一寬永小說二卷
一大猷院殿治世略記一卷
一吉備烈公遺事一卷
一正慶承明記抄一卷

一略御系圖一卷　一岩淵夜話別集一卷
一當家御先祖數代子一卷　一黑田如水記子一卷
一多賀谷修理大夫領地子一卷
一越前中納言御代給帳子一卷
一前田創業記子五卷　一秀吉公敎訓書一卷
一最上記一卷　一結城源秀康卿行狀記一卷
一景憲記一卷　一大坂冬夏御陣繪圖幷御城
圖三枚　一反町大膳訴狀一卷
一藩史別錄一卷　一吉野甚五左衛門聞書一卷
一越後國內輪弓箭聞書一卷
一茗話一卷　一莊內物語一卷
一立入左京亮宗繼入道隆佐記一卷
一松平十郎左衛門記一卷
一正田隼人書上寫一卷　一水野左近一代武功覺書一
卷　一有吉家代々覺書一卷
一遠藤家記一卷　一島原記一卷
一天草島原兩日記一卷　一松平甚三郎覺書一卷
一九州注文書付一卷　一幷河一類武功之次第聞書
一卷　一尼草陣繪圖一鋪
一熊谷家感狀一卷　一別當杢左衛門覺書一名島原撰物語
一卷　一尼草有馬原覺書一卷
一山田右衛門佐中口一卷
一北有馬村農夫覺書肥前國有馬古老物語ト イヘル同書也一卷

○補陀落山碑陰

重建沙門勝道上補陀洛山碑記
人藉靈境以進道。境因勝人而彰名。如補陀洛山。亦其徵哉。勝道上人創窮其頂。禪練功成。弘法大師摛天縱才。文之詳矣。於是世人昭昭知其爲名山也。其文則載性靈集。傳到于今。而其碑則歷年寖遠。指地不存。嗚呼廢而不興。非人情也。近者余出樹貞珉刻其文焉。庶乎使登臨者讀雖文以審靈境。知靈境誠爲進道之緣矣。然則此舉豈曰無所係乎世。有高談淨心蔑視山水者。不亦謬哉。因題碑陰。聊紀歲月云
時
寶永二年歲次乙酉春三月前天台座主一品公辨親王識
右之脇ニ監事園田備前守從五位下藤原秀英

○杏花園六帙賀筵雜費

杏花園六帙於遷喬樓小石川金剛寺坂戊辰三月三日賀會客入用
汁　つみ入　やき豆腐　青み
平　中ぺん　椎茸　三ッ葉
柚

香物 澤庵
小豆飯
はりはり漬 干大根 うど よめな
猪口
中皿 半め切身 煮附
三拾五人前
すまし
吸物 しら魚 たんざくうと なまのり
硯蓋 伊勢海老 かまぼこ 鮒すゞめ焼 糸昆蒻 きやら富貴 くわゐ 鹽煮百合 れんこん 新せうか
しんせうが
鉢 すばしり 煮附
酒六升程到來物
一金壹分トぜに 大平め壹枚半つみ入五合
一四百八拾文 半ぺん二十
一百三拾貳文 すばしり貳ッ
一四拾文 干大根一と掛
一貳百四拾四文 中椎茸壹升小椎茸五合
一百文 鰹節
一拾貳文 酢壹合
一五百六拾九文 小買物色々

一百文 三つ葉
一三拾貳文 半紙貳帖 包紙用 まんぢう
一百六拾四文 上田紙貳束 味線引子供 諸人へ遣す
〆金壹分と錢壹貫八百八拾五文
外に四百文程
一硯蓋到來物
有物
鹽味噌薪燈油貳拾日掛蠟燭拾壹丁小蠟燭四丁
炭半俵餘 此日方三貫 貳百目程 此代壹匁六分七厘
五毛

○朝鮮信使列名

正使通政大夫吏曹參議知製敎金履喬字公世號竹里申申生四十八歲居京城○副使通訓大夫弘文館典翰知製敎兼經筵侍讀官春秋館編脩官李勉求字子徐號南霞丁丑生五十五歲居京城○上々官知中樞府事玄義洵字敬夫號揖々軒乙酉生歲四十七○大護軍玄烒字陽元號一遲壬午生五十歲○同知中樞府事崔昔字明遠號菊齋戊子生四十四歲○上判事前判官卞文圭字玉汝號梅軒乙酉生四十七歲○前主簿崔仁民字童叔號碧堂己丑生四十三歲○漢學上判事前正李儀龍字雲卿號蒼海丁卯生

六十五歳〇押物判事副司猛趙行倫字明五號逸庵乙未生三十歳〇次上判事前主簿金福慶字子祐號靑蓮壬寅生三十歳〇前判官洪得俊字仲偉號徑園乙未生三十七歳〇製述官奉常寺僉正李顯相字相之號大華戊子生四十四歳〇正使書記幼學金善臣字士緯號淸山癸未生四十九歳〇副使書記通德郎李明五字季良號泊翁壬午生五十歳〇醫員生徒金鎭周字汝安號活元齋丁亥生四十五歳〇副司勇朴景都字聖拜號從五所戊子生四十四歳〇寫字官護軍皮宗鼎字士重號東崗癸未生四十九歳〇書員副司果李義菴字爾信號信園戊子生四十四歳

右文化年韓使來聘對馬時一行姓名也

〇深川四軒寺町鯉屋所藏書畫

深川四軒寺町に鯉屋といふ烟草屋あり杉風の子孫也芭蕉翁其外誹諧師の書畫等夥しく所持也

立軸 紺地

葛の葉のおもてみせけり　懸崖　はせを
けさのしも　篠葛　朱字 尾風　白字 羅風

横幅 紙地

青 朱字

毘沙門堂の花盛四王天の草花も是にはいかでまさるべきうへなる黒谷下河原むかし遍昭僧正のうき世いとひし花頂山鷲の深山の花の色枯にしつるの林まで思ひしられて哀なり

觀音のいらかみやりつ花の雲

はせを　桃 白字

立軸 小絲地

長嘯のはかをめぐるか鉢たゝき

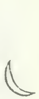

芭蕉

立軸 地紙 畫ハ杉風あり

月雪とのさばりけらしとしのくれ　はせを

立軸 絹地　元禄九丙子歳秋九月図
巺氏廊翅□□

とひつぬぎてうしろにおひぬころもがへ　ばせを

横幅　畫ハ杉風　竹ハ翁

横幅紙地

コレハ杉風ニ時候ノ服チ贈レル時ノ書簡ナリ

時雨此比致候
初時雨猿も小蓑を
　ほしげなり
猶期後刻候以上
十月十日
杉風様　はせを

狩野梅春筆

立軸紙地　[illegible]表具

瓢銘　芭蕉庵家蔵

白字不詳

一瓢重泰山
自笑稱箕山
勿慣首陽山
這中飯顆山

貞享三仲秋後二日

素堂山子書

我思古人　白字

立軸小絹地

押紙

ふる畑やなづな摘ゆくおとこども
菜畑に花見がほなるすゝめかな
花にあそぶあふなくらひそ友すゝめ
古池やかはづ飛こむ水のおと
ながき日も囀りたらぬひばりかな
花さきて七日つるみにふもとかな
はせを

立軸　短冊五枚　ハリマゼ

白　歳旦

元日やおもへばさびし秋の暮
桃青

白

元朝○○
餅屑か夢に折結蕢朶の草枕
華桃青

モエギ

誰やらがかたちに似たり　けさの春

茶

たるむこころしたにもちおふうしのとし
はせを

立軸　紙軸

あゝしと日てつれなくも秋の風

茶

ほうらいにきかはやいせの初便
はせを

横幅

杉風様　其角
祝　商山
はま弓や當時
紅葉四天王　其角
かうら御免
大くはもくのかみ
牧野備後のかみ
御としおさこ
井戸つしまのかみ
下條長兵衛
かたきり石州のちやくし
三代四代につかへたまふ人
當時四人の高老を祝申候是
は私へ御恩被下候方へきげ
んとり也

横軸　許六書讃　紙地　秋草

元祿六文月七日夜風雲天に
滿白浪銀河の岸をひたして
烏鵲も橋杭を流し一葉梶を
吹折けしき二星も屋形をう
しなふべしこよひ猶たゞに
過さむも殘多しさ一燈かゝ
げそふハ折節遍昭小町か歌
を吟ずる人有これによつて
此二首を探て兩星の心をな
ぐさめんとす
小まちがうた　芭蕉
高水に星も旅寢や岩の上
遍昭うた　杉風
七夕にかされはうとしきぬ
合羽
[許][六]

立軸 紙地 ……賛

寒くとも
三日月見よと
落葉かな
嵐雪

横幅

別紙に申達候其以後堅固之番所に承及候江戸表縫地先々驚候御事共に御座候此度萬句廻狀所々へ出申候所別而貴翁御事御取持奉頼候此節丈出艸出來浪地上□在打つゞき御果候而今は殊更心細き折節何事も先輩失候てちからなき心地仕候此度萬句卷頭に深川御連衆にて出し申度願望に御座候尤先師舊住之地と申貴翁先達之よしみ旁々難默止奉頼度存候此旨猶萬千公へもなげき遣候此序の事は此方に御入候間素堂へ頼候へば書て可給候旨に御座候返々萬部ひとつ御發句にて賴上候以上

三月十八日　支考

杉風様

立軸 牡丹彩畫 ……畫

立軸 紙地 一蝶畫 翁賛

朝顔に
われは食くふ
おとこ哉
はせを

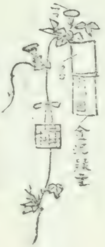

横軸 紙地 許六畫 翁賛

芭蕉桃青 〔印〕芭蕉

ほろほろと
山吹ちるか
たきのおと

一字學 許六圖 〔印〕維斌 〔印〕許六

一巻
深川のほとりなる予茶菴のあたりちかき隠士うちより秋野のながめせむと催しいづくへか立出むといひける予思ふ所あり一とせ聖護院の宮御下向の時角田川の御詠に

東路のせきやの里に宿もがな
　すみだがはらのあかぬ詠めを

と遊ばしければ此里をたづねがてらすみだ川あたりの野を分むとちひさき舟に竿さゝせあさ草川にのぼしけるに岸ちかく舟とめて色黒き男腰たけ川に入うつふけになりて水底の土を抱あげ舟に積世のわざといひながら秋の風身にしむ比木にひたりくるしとあはれなりければ

土とりよなにほど冷る秋の水　杉風

川づらに舟かけならべ釣たる人限りしられず岸にも立ならびて多し此興にさかづきをとりて

我酒のさかなにてはむ釣のはぜ　友五

川岸を見れば山里の炭竈のごとくなるをつくりて瓦をこめて焼その煙たちのぼりそらにくもりければ

瓦焼けふりは霧にまじるかな　蒼波

同じのき端につゞきて土をこね瓦つくりならべて干ければ

焼ぬまは露やいとはむした瓦　杉風

舟さしのぼす程淺草より牛島へ行てふわたし舟あり牛島の方より西瓜冬瓜秋茄子色々のつくり物を駄荷ひてわたしをこゆる淺草よりはさま〴〵の商人荷を持てこゆる其外男女出舟に乗おくれじといそぎ走てうちける又歴々と見へて人あまた召つれたる武士來り馬よりおりて舟一艘に上下のりて馬も外の舟にのせむとするにあらけなくはねてのらず人大勢よりて漸引のせ漕出しけるに川半にてもくるひてあやうく見へければ

吹よどめ馬のる舟に秋の風　仝

漸里はなれなる岸に舟さしよせてあがり野を分るにちくさの花おのが色〳〵咲て見ぬ草の數多かりき

名はしらず草毎に花あはれなり　仝

といひて立やすらひけるあたりにをみなへしの花もがれたるありける比しもさかりなるべきを世にこゝろなきものゝありけると打うらみて

莖の色花のかたみやをみなへし　仝

なを分行ば野中に塚ほどの木槿一かぶ花ざかりにて

ありけるいづれの里に主やあるいやあるまじきとおの〳〵うたがひければ

手をかけておらでしをりし花木槿　仝

滄波師のいひけるはあれに田を苅賤のあまた見へたりいざ行て見むとて疇づたひにはるか行て見るに苅草臥たる男と見へて笠著ながらうつふけに寝たるおかしさに

鎌捨てかり干稲をしきね哉　滄波

苅田に行てふからすを見て

嘴ぶとの薄穂をひろふ田面かな　友五

稲かりながら我田人の田のよしあしをかたりければ

苅ながらはなしは稲の實入かな　杉風

暫やすらひて歸るさに牛頭山にまいり佛前に拜して齋堂にまいりければ机の瓶にあさがほをいけて眼前の哀に

齋堂にあさがほいけてあはれかな　仝

はや夕日瀬くかたふけば舟に乗てさしくだしけるに両國橋のあたり屋形船所せきてわめく聲夥しとしとし名月にはかゝる事もありけるがいまだ三ヶのゆふべなりけるにとおもひて

待かねて三ヶ月見るか屋かた舟　仝

何かと口ずさみ過る程舟岸に著ければ乗出す時關屋の里を尋むといひけるをおもひ出手を打てわすれまじき所を道すがらの興に乗じて見のこし侍るとおの〳〵あきれけり思へば彼清女がほとゝぎすの歌よみに出むなしく歸りけるそれは車これは舟なりと打わらひて草の戸に歸りて

野の露によごれし足を洗けり　仝

元祿二仲秋初三

短冊のたちくず

長八寸五分

はら中やものにもつかずならひとり　はせを

長一尺六分

いかめしきおとや霰のひの木かさ　はせを

巻物

鹿島記行

よき荷擔の人ならんかし　和尚

おり〳〵にかはらぬ空の月かげも
ちゞのながめはくものまに〳〵

月はやし——　桃青

てるにねてまこと顔なる月見哉　同
あめにねて――――　ソラ
つきさびし堂の軒端の雨雫　宗波
此後發句多し略之
貞享丁卯仲秋
みのむし一卷
はせを（桃）　書は枯木
みのむし
みのむしの
ねをきゝに
こよ
草の庵、
翠蓑翁書（石在山雲泉不問）
貞享南至日誌
丁亥郎蚊足書□□
末に芭蕉菴桃青の跋有之略
眼前
みちのべのむくげは馬にくはれけり
此家に葛籠三つばかりに納め置たるを冬の日のみじかきに見のこしぬ

○飛頭獠
飛頭獠頭將飛、先一日。頸有痕匝如紅縷（一本作線）、及夜狀如病、頭忽飛去。須臾飛還。其腹自實、其覺如夢、雖獠不知也。予嘗入石抱山。澗中偶（一本無偶字）見一頭、一食蟹。一食蚓、見人驚起。食蚓者尚銜蚓而飛、蚓長尺許雙耳習々。如飛鳥之使翼也、獠俗賤之。不與婚娶。（一本作嫁）欲絕其類、予按古城有尸頭蠻、本婦人目無瞳子、飛頭食童子糞、糞盡童子輒死、婦目益明。與此獠爲婚。一笑。（知不足齋叢書　赤雅）
南方有落頭民。其頭能飛、以耳爲翼。將曉還復著體吳時往往得此人也。（博物志　大平廣記四百八十二）
○仙臺萩演義忞本
只職得簌々地響處。跳出一隻如豕大一般黃鼠。口銜一個幀子。托地待要望外面跳將去。只見階下現出一個年少好漢。怎生打扮但見。
着一領羆熊工繡上下、穿一幅棋局爲紋衣裳、身長力壯。膽大心麤。手裡提將晃々黑漆鐵骨扇一枚。腰間跨督燦々春水雁領刀三口。鐵骨扇要打幾許多腦袋。雁領刀可斬數十個頭顱。名聞室町男之助。聲振江都。團十郎、

那年少好漢。生得環眼大耳。腰濶十圍。威風凛々。相貌堂々。八尺長短身材。二十四五年紀。他是源頼義公部下心腹的健士。一身好武藝。有萬夫不當之勇。江湖上都喚他叫做荒獅子。姓男。雙名之助。大喝一聲道。俺竭來緣爲讒人阬陷。退去在家。頃聞府中夕人縱横。鶴公主身上少伏侍的人。俺懷着鬼胎。放心不下。憂得苦了。夜間暗々地來階前保護。端的大驚小恠。那畜生在這里探頭探腦。況口中銜得一幀。必有緣故。吃俺祖傳七代鐵扇罷。就勢劈將來。那大鼠亦不尋常。右躲左閃。男之助肚裡尋思道。果然是恠物。非同小可。抖擻精神。盡平生氣力。只一扇。從半空中劈將下來。向大鼠額上一下。那大鼠被男之助一扇。立地倒翻了。忽見一道濃烟滾將起來。黑暗々罩了庭上。濃烟散處。現出一個大漢。雙手捏訣。口中念念有詞。男之助吃了一驚。定睛打一看時。那大漢怎生摸樣。但見

隆準深目。長面口方。額上陰々露出瘢痕。口中念念誦來咒語。滿腹藏機。陷阬幾個正士端人。中心暗算。結火許多刁徒姦黨。名馳八百行衢街。氣掩五十座州郡。奸雄家老稱彈正。絕伎俳優仰錦升。

那大漢銜這一幀在口。向外面走去了。男之助慌忙叫道。兀那撮鳥休走。向前待要揪提。那大漢右手起處。呵呀一聲。一口銑劍飛將男之助面門來。說時遲。那時快。却好男之助手段高强。眼明手快。霍地一閃。把那銑劍只一綽。綽在手裡。看一看時。那漢呵々大笑。拽開脚步。大踏步向那里走了。不知去向。有分教。訟堂上蹀血。忠良奸邪判然。公案前呈書。巫蠱計策露了。方是從來姦計施何益。終使忠貞到底榮。畢竟男之助見了的是甚人。且聽下回分解。

白藤庵主戲撰

偲臺萩演義第□回終

○林祭酒述齋詩四首

每値暇餘來駐車。一園秋色望中除。西風已落淮南葉。
細雨纔開彭澤花。爲奉寵恩趨殿閣。難抛簪紱臥煙霞。
世間多少男兒業。要及鬢邊猶未華

風竿烟簑彼一時。何圖中道受塵羈。年光咄々芙蓉老。
霜信年々鴻雁馳。撫柳乃思宣武歎。感秋偶誦退之詩。
此身定被沙鷗笑。尚署前呵到水湄。

秋暮遊相忘園攄懷　蕉軒　林公鑑　天瀑山人

壬戌孟冬廿有四日　棕堂書

褒毿帳離鉤碧簾。夏堂爐寄納林嵐。臥看一鳥梢峰去。
入自南窓出北簷。

半窓梧葉影交加。蝴蝶夢醒西日斜。睡起渾身無氣力。
呼童目指澱瓮花。　夏日縱筆二首　逓齋

○白藤鈴木氏詩三首

杏園集己夜迎聲妓阿勝勝有盛名噪于一時家住駿
河街

金樽會客駿河臺。有妓駿河街上來。品海鮮鱗抽錦縷。
墨田新醸入瓊杯。知迎粉黛八皆醉。方是釵叢獨占魁。
若使娉婷論價賣。名珠十斛棄如灰。　鈴木　恭

元日早朝二首

數枝桃李狄門陰。陪宴且欣恩澤深。巍闕千尋聳籠雪。
親軍八萬簇如林。氏知青葉凌霜色。國氏松平章表紅苞向日
心。章服葵謭劣從班同獻詩。耻無一語比南金。
城頭初日報春温。近午衙衙車馬喧。白雪呈祥新霽色。
蒼松假蓋老蟠根。半生素職耻羊質。一服青袍是主恩。
堪笑隱淪難免俗。退朝同拜五侯門。　鈴木　恭

増訂一話一言巻三十二終

増訂一話一言巻三十三

○童子産子

童子の子をうむ事　　屋代　弘賢

皇朝にては七八歳の女子の子をうめる事あり七歳の
ものは永祿年中のことなり筒井記　八歳のものは今茲文
化九年のことなり御代官注進書　西土には十歳にて娠する事
有南史　といへる文見ゆるのみにて七八歳の例はいまだ
あらず

筒井記云、永祿七年三月於丹波國七歳ノ小女産レ子此
レ擧レ世天下ノ恠異ナリト云、瀬慶モ密ニ一士ヲ遣
リテ其實ヲ見セシム、翌年果シテ三好ガ弑害アリ。

下總國相馬郡藤代宿忠藏といふものあり、もとは常
陸國筑波郡城中村忠兵衛といふものゝ次男にて、先
年當所百姓三吉といふものに養はれ、三吉從弟女よ
のといふものをめあはせたり、忠藏もとより女子あ
り、名をとやといふ、とや四歳の年より月事をみる、
父母疾なるべしとて醫療をくはふれどもしるしな
く、ことし文化九年正月より月事をみ、三四月の比よ

り、姙娠のていなり、童女の有べき事ならねば、或は醫師の診察をうけ、或は陰陽者の占卜にとひけるに、とかく懷姙にきはまり、ことに男子とうらなひしもあり、月重なるに隨ひ胎動など有て、九月二日夜中より腹痛し甚苦痛ありて、三日曉男子をうめり、即時に乳汁出て養育すといへり（土浦侯代官注進書）これをまのあたりみしものゝ、とやは拾歲ばかりの姿にみゆ、髮は罌粟にて行狀小女にたがふことなし、乳房は大人のごとし、小兒は健にみゆて生育すべき容體なりといへり、父は何ものなりといふ事詳ならず、あやしき事なり。

南史云。張麗華初事龔貴嬪。方十歲。後主見而悅之。因得幸。遂有娠。

十二歲にして子ある事

十二にて產せしことは類聚名物考に見ゆたり、曰僕が舊友の女子十二にして男子を產り、今その子現に近隣に在、尫弱ならずしかも健なる男兒なり、西土にも例あり、輟耕錄卷廿四云。至元丁丑。民間謠言。拘刷童男女。以故婚嫁不問長幼、而倒倫者多。平江蘇遠卿時爲上海使。有女年十二。贅里人浦仲明之子爲婿。明年生一子。（弘賢曰十二歲にて嫁して明年子を生といふ時は十三歲にして產せしなり）

十三歲にして子ある事

男子十三歲にして子ある事龜山院十三歲の御時皇子降誕あり、中御門院十三歲の御時皇子懷姙翌年降誕あり、西土にも例あり、陔餘叢考卷四十四、晉明帝崩時。年僅二十七。其子成帝享國七年。年二十二。則明帝生成帝時。年僅十三耳。北魏獻文帝亦十三歲生孝文帝。とみゆたり、又曰。北齊琅琊王儼被害。時年十四。已有四男。と、これはそのはじめてむまれし子幾歲の時といふ事詳ならず。

日本史。龜山帝后妃傳云。帝早好內。十三始生子。

鳩巢小說云、頃日皇子御誕生ニ候主上今年御十四歲にて宮女十七歲ト申候是又異事に候十三ニテノ御子ト申モノハ（此處尚有闕文正德四年三月九日稻若水來書○弘賢曰主上ハ中御門院ナリ此皇子ハイカヾナサセ玉ヒシヤ續紹運錄ニ所見ナシ）

榮花物語本のしづく 云かんのとのは御年十五ばかりにおはしますす春宮は十三にぞおはしますにいみじうめやすきほどの御なからひにおはしますす（弘賢曰春宮は後朱雀院なり　かんのとのは御堂關白の女嬉子なり治安元年二月中旬のことなりこれ又いと早き御婚儀なり）

壬申霜月初四於府中寫了

○古文書

巳十一月二日願之通相濟

養子願　吉良上野介

上杉彈正大弼二男於在所出生
上杉春千代
己巳四歳

私儀當巳四拾九歳相成候男子無御座候付右春千代養子仕度奉存候可相成儀御座候者被　仰付被下候樣奉願候以上

元祿貳己巳年
八月廿九日　吉良上野介

大久保加賀守殿
阿部豐後守殿
戸田山城守殿
土屋相模守殿

大加賀守樣
阿豐後守樣
戸山城守樣
土相模守樣
淺野内匠頭

弟　淺野大學
辰十九歳

大學儀五年以前子之年　御目見之儀奉願候私領内祖父内匠頭代より新田五千石餘御座候右之内三千石弟大學拜領被　仰付被召出被下候者難有可奉存候右之趣奉願候以上

辰七月廿九日　淺野内匠頭
長矩

大加賀守樣
阿豐後守樣
戸山城守樣
土相模守樣

○朝鮮陣以後日本通用始之事

私祖父義智朝鮮在陣七年之間に士卒悉損じ國民及困

賈候に付慶長六辛丑年初て罷登於伏見　權現樣へ御目見申上候節被仰付候は朝鮮は隣國にて古來より通交仕來候處不慮之亂にて通用相絶候事不宜被　思召上候其方才覺を以和交之儀可相調候彼國可致同心樣子に候はゞ從　公儀之御差圖にて可申達候若敵對之仕形有之候はゞ其儘には難被指置候御馬を可被差向候間其旨相心得候樣ロ被　仰付義智對ロ被下候て以後も以御書翰無事之儀相調候樣可入精旨被　仰付候依之則使者差渡候へ共一向承引不仕候子細は對馬之義は古來より約條之船を渡し商買之道を通じ年久敷用仕來候處秀吉公無故兵を起し無罪人民を數多殺し剰陣中對馬守先手仕王都を破國王之丘墓を堀崩し朝鮮及亡國候遺恨難忘其上萬事大明之受指圖候へ共私に通交難成由申切候て　御代替り候を曾て實ゝ不存差渡候使者兩度迄殺之承引不仕旨伺　上意一亂之時分諸國へ捕參候朝鮮人數百人數度に送返し殊に薩摩に被捕居候朝鮮國王之一族金光と申人返渡候節於對州筆談を以兩國通交之儀委細申含使者相添爲致歸國候金光於彼國　權現樣御代に成日本御靜謐之趣御仕置等之儀具に申傳候に付漸書翰　請取通交之道少々相調候乍然此上にも彌日本之樣子爲可承屆慶長九年甲辰之秋彼地より松雲大師並孫文彧と申者差渡之翌年乙巳之春義智同道仕能登候處於伏見御城　御目見被仰付本多佐渡守兌長老を以和交之事具に被仰付候則兩使致歸國右之段申達同十二丁未年三使呂祐吉慶暹丁好寛渡海依御差圖先江戸へ罷越　臺德院樣へ御禮申上歸國之時於駿府　權現樣へ御禮申上候此時より無事之儀相調至于今不相替通用仕來候

右之通兩國和交相調如古來通用仕來候此時より彌商賣交易之儀契約仕彼國に望候物を遣し此方に無之物を取可申旨堅申定至于今其通御座候以上

七月廿八日　宗　對　馬　守

○筑前宗像阿彌陀經碑墨本跋 古賀精里

西人記。我舶載萬安橋碑去。今莫知所在。獨有筑前宗像彌陀經碑儼存。未審來由。或傳彼寄平内府者。其爲宋人書則無疑。已煙沒海齒之久。墨渤漫漶。殊爲可恨。既有脩建者。搨本亦稍々出。其初搨不甚斬重。遂於近歲。禁護頗嚴。非有司監視。則不許打搨。是以遂爲難得之寶矣。余向在佐嘉。地與筑鄰。一日半行。可達宗像。而搨本竟不可得。三年前。筑侯延余

談經。因乞得之。椿亭祇役對島。經由筑封。囑有司亦得之。使余題言。余與椿亭始不相謀。各自祈懇。而其得之則在同時。乃書其所以得初易而後難。以詔覽者。幷使來裔保愛。

文化甲戌榴月精里撰

○萬安橋碑

泉州萬安橋。俗名雒陽。在迎恩門東二十里。長江限之。橋踰數千尺。宋蔡忠惠公所造泉郡橋之鉅。與萬安埒。與亞之者。可三四數。而四方之人與泉人。獨好言萬安。其言往々多。愚以謂撰時揆日。書碁所向。鍥址所立。皆預檄江水之神而得吉。如世俗所傳酯字者。至于鑿石伐木。激浪以漲舟。懸機以口縮。毎有危險。神則來相扯石所累蠣輙封之。而公自爲記。及舊泉誌中。皆無是也。公所記。寥々百十言。但記時日與所費工貲耳。亦無折舗張。四百餘年來。後人尚𢌞侈大其事。托于神而美之。當時固視之。漠然與尋常輿梁等。古人信不可及哉。橋盡爲公祠。予甲午過其地。拜公祠下。見公所書二碑。無額無𨫼。製殊古樸。立公像左右。相傳倭變時。倭舟载其右一碑去。後人補之。今官此此地者。預使人榻碑。郡人憚遠途。又索者多。乃別爲木本以應。泉州僞榻。不止銀錠淳化也。

右周櫟園撰閩小記

○放下着傳來略記

抑放下着者筑後國柳川江月院前住善洞院なり、同國鶴田長泉寺の庭前に自然に竹二本生じて九年を經たり、或日善洞長泉寺に訪尋して庭前の二竹を閲見し褒賞して云、此竹爲尺八者甚奇笛ならんといふ、即時に住僧笛管と爲事を請ふ、善洞不辭、而大小二管に作る、小一管は江月院に留、大一管は長泉寺に授與す、然るに善洞此一管を吹練するに音聲更に不出、依て常に稽古の笛管となす、然而經年自然に妙音を發す無比類管と成れり、依て魂望の人雖多曾て授與する事なし、爰に閑江といへる虚無僧誣て雖レ請二授與一善洞無二放與一閑江魂望のあまり袋を脱て終に盜取て奔走す、洛陽に至て亦明闇寺門人となり、攝州浪華に住す、善洞深く此竹を惜て遠近を尋求む、閑江此消息を聞てたちまち勢州白子普濟寺より遊て下り、閑江法を背の條明暗寺より演說す、普濟寺驚惶して閑江盜笛の罪を責め、法に行ひ法具を脫し取て

放レ此、依て筑の江月院より圓江所持の管笛後州へ可還送旨雖二切也一普濟寺ハ此竹の妙音を感じて法破を以て脱たる法具なれば普濟寺に留め置べき旨を斷り、終に不返、於此代々普濟寺の寶器となる。こゝに同國白子の住醫師井上玄仲といふものあり、多年好竹異他此管の妙音を感じて乞ふ事强ちなれども曾て不許。不得止而暫恩借せん事を求む、普濟寺も又玄仲老の熱心の深きを感じこれをゆるすに、纔に五日を約とすといへども變約して三年を經たり、仍て普濟寺より責促頻なれば玄仲老深患て以自筆放下着と管端に銘を書付け則普濟寺に戻す、其後普濟寺守へ訟事在て東都に下着す、其砌予聊の愚意加ふる事ありき、其恩を謝てこの一管を讓還す、予此竹を得て吹弄するに殊に古今の妙管たり、其音妙にして神に通ず、仍て鈴法寺爲寶器と永く尺八本手の法燈を挑くべき者也

廓嶺山鈴法寺現住嘯山

于時享保十四己酉歲三月廿一日　勇虎

放下着授與之事

放下著者予多年愛之出時者懷之臥時者爲枕之然予及衰老而吹笛業不任心仍之門人欲爲授與因我宗吹笛手練之諸雖多其業能者正稀爰白獅子笛管明弄久殊能古風傳仍而此一管授與尺八手之法爾乞普事者也

廓嶺山鈴法守現住嘯山

于時寶暦十三癸未歲十一月　日　勇虎

白獅子　□□

右放下着の尺八は市谷袋寺町營雲山淨榮寺什物也

〇蝦夷人唄

ユウカラ

兄。妹。一所ニ。山ノ。上ニ。住ム。兄。飲。水。別

ユピトレシ　トラノ　ヌフリ　カシケ子　チカイ　ユヒ　イクワツカシン

ユ。有。我。飲。水モ。別ニ。有。銀。水。

ナイ　アン　テウカイ　イク　ワツカシンナイアン　シロカ子　ワツカコ

金。水—。一日。我—。呑。水。無。セン—カタナ

ンカ子　ワツカ　シ子ト　テウカイ　イク　ワツカ　イシヤマ　ヤイヲメコ

シ。ナイト思ヒシニ。多ク。涌。飲ケレバ。胎。子。生

モ　エクジユコンナ　ボロンノアン　イクハ　ホニコロ　ホンジヨ　ヘト

。兄。腹立。我チ。繩ニ。テ縛リ。山ノ。上。ヨリ

ク　ユピ　キンクカラ　テウカイ　トシ　ナマレ　ヌプリ　キタイキ　チロヅ

。轉シ落ス。泣。ナガラ山。山ノ下ニ居ル。獸多來リ

ノ　カラカリセ　チシ　カ子　ヌフリ　チヨロボキ子　チカイアル　シヤヲ

。化物。多。來リ。我。契リ。モウケタル。子。
ンカイマシ ホロンノ アルキ テウカイ カル チマンデ ポンショタ
ナリ。我。妻。ナリト云。縄ヲ見テ。センカタナク。逃ル。
パンナ テウカイ マチ タバンナ トシ ヌカリ゛ヤイラメコモ キラシ
義經。來リ。我。契リ。モウケタル。子。ナリ。
ヤマイクル アルキ テウカイ カルワ チマンデ ポンショ タバンナ
我。一所ニ。來レト。家へ。トモナウ。腹ヲ 立
テウガイトヲノ チマン ナセタ チマン ヤイシヤヘコイキクシ
。寢テ居。義經。ナンノ譯ニテ寢テ居ルツヤ。子。ト
ユ ホツケハアン シヤマイクル イルシカイケシユイ ホンショト
モニ。ソノ譯ヲ聞ク。外へ。行トテ。海ノ。上へ。行キ。大
チノ イケシユイ ショイタ チマン アトイカシキ子 チマン チンチ。
岩。小。岩ノ。海。中ニ。住。居ヲ。見テ。
ワタラ ポン ワタラ アトイノシケタ ロシキハ チカイ ヌカリ ヤイ
腹ヲ 立。家へ。行キ。腹立寢テ。居ル。今。三年
シヤンベコイキ チセタ アルキ ホツケハバ テキ チカイタ子 レバ
兄。來リ。云。我。三年。詫言。只今。濟タ
ピ アルキ イタク子ハ テウカイ レバ ウナシケ アイ子タ子 ビリ
リ。義經。來ル。來タナラ必ズ。ワロク。スル ナ。今。
カ シヤマイクル アルキ チキ イテツケ ウエン バロシヤンゲ タ子。
腹立ナチリシト云。ソレカラ。兄。歸ル。秋。比ヨリ。義
ヲムヲイケクシユ チロワノ ユヒ チシビ マタ チコワノ シヤマイ
經。トモニ。睦 敷。子。四人。生。今。年 寄。
クル トヲノ ウルメクル ポチ イ子ン ヘトク タ子 ヘカ エクシユ
義 經。子。二人。トモニ。古郷へ。ユキ。我。今。年
シヤマイクル ホチ トニ トラ コタンタ チマン テウカイク子 ヘカ

寄。子。二人。トモニ。古郷へ。行。年寄センカタガナイ。
エクシユ ホチ トニ トラノ コタンタ チマン ヘカエヤイラメコモ
子。眷屬。此處去リワキへ。スムヅ。
ポンショ ウタレ チカケタコタン シツカマ

コウカラといへる夷人の唄なり、これを唄ふに仰ざまに寐て腹打たゝきその音聲咽より發して山伏の祭文にひとし、傍に眉をひそめて聞されたる風情も見ゆ、ある日雨のつれ〴〵に心を留て聞、再問探るに其始終たしかならざるは夷唄なれば也、かゝる浪の果にも男女の道のわりなきさゝをきけば、妻乞ふ鹿の露の暮尾花が末の夜の鶴もその思ふ所よそならず、さすがにものゝ哀の捨難くて方言をわかち記すこと右の如し。

○當御代譜

公方樣　安永二巳年十月五日御誕生天明七未年四月十五日内大臣文化十三子年右大臣

御臺樣　同年六月十八日御誕生近衛内大臣殿御息女實御父松平薩摩守重豪

大納言樣　寛政五丑年五月十四日御誕生其後十五日之旨被仰出徽次郎樣同九年巳三月朔日御元服大納言樣と奉稱同四月廿一日西丸へ御移徒文化十三年子右大將樣

おらく御方　死○西丸御小性押田丹後守妹寛政八辰年九月十八日老女之上さ被仰付おらくの方と唱奉る

御簾中樣　同八辰年六月十四日御誕生樂宮御方有栖川殿御息女

淑姫君様 寛政元酉年三月廿五日御誕生徳川慎千代殿御簾中同十一年御入輿
峯姫君様 同十二申年四月四日御誕生享和三亥年六月水戸鶴千代殿へ御縁組被仰出文化御入輿
菊千代殿 享和元酉年九月九日御誕生清水紀州
淺姫君様 同三亥年十二月十日御誕生文化四年六月十一日仙臺政千代御縁組
元姫君様 同五辰年七月二日御誕生
友松殿 同六巳年二月廿一日御誕生
文姫君様 同年七月十日御誕生
保之丞殿 文化六巳年十二月四日御誕生
要之丞殿 文化七午年六月十三日御誕生
盛姫君様 文化八未年三月十二日御誕生
乙五郎様 文化九申年四月四日御誕生
和姫君様 文化十酉年正月十四日御誕生
溶姫君様 文化十酉年三月廿七日御誕生
銀之助様 文化十一戌年七月廿九日御誕生
琴姫君様 文化十二亥年六月廿六日御誕生
久五郎様 文化十二亥年八月十五日御誕生
仲姫君様 文化十二亥年十月十六日御誕生

御内證御方 元御先手平塚伊賀守娘
おさせ殿 小十人井戸新十郎組梶久三郎姉
同人
おみを様（させイ） 小普請渡邊平十郎支配木村七右衛門娘
おやち殿 小普請石川右近將監支配諸星百助妹
おてう殿 小普請松平孫太夫支配曾根熊吉姉 濱田鉄太郎娘イ
おそで殿 前同斷
おやに殿 小普請石川右近將監支配土屋傳助娘
おてう殿 曾根熊吉姉
おやに殿
おやに殿 土屋傳助娘 太田三右衛門娘イ
おてう殿
おみよ殿 中野播磨守娘
おやゑ殿 太田三右衛門娘
おいさ殿 水道橋内高木新三郎娘
おてう殿 牛込清田鉄太郎娘
おみよ殿 中野播磨守娘

信之進様 文化十四丑年正月廿一日御誕生
瓊岸院様 姫君様寛政二戌年十月朔日御誕生翌年二日御逝去淩雲院
孝順院様 竹千代様同四子年七月十三日御誕生同五丑年六月廿四日御逝去增上寺眞淨院
端正院様 同六寅年五月九日御誕生翌十日御逝去淩雲院
瑞巖院様 敬之助様同七卯年十二月十日御誕生同八辰年三月廿三日尾州へ御養子被仰出同九巳年三月十二日御逝去傳通院
體門院様 御臺様御實子敦之助様同八辰年三月十九日御誕生同十一未年五月六日御逝去淩雲院
棲眞院様 總姫君様同八辰年十月十五日（イ十六日）御誕生同九巳年四月廿四日御逝去淩雲院
麗玉院様 綾姫君様同八辰年七月十一日（イ十二日）御誕生同九巳年閏七月松平政千代へ縁組同十午年三月廿八日（イ十八日）御逝去增上寺岳蓮社
良元院様 豐三郎様同十午年二月晦日御誕生同年七月廿四日御逝去淩雲院
冲縁院様 格姫君様同十午年八月五日御誕生同十一未年六月廿四日御逝去淩雲院

おやゑ殿 太田三右衛門娘
御内證御方
御同人
お梅殿 御小納戸水野虎之助妹同年六月二日死去法名眞性院小石川傳通院
おうた殿（たかイ） 小普請組戸田中務支配水野内藏（イ左門）娘
おしか殿 改長岡小普請組大久保豐前守組能勢市兵衛姉御客應荅ニ成
御内證御方 御萬之御方
おうた殿 おたか殿事
お利尾殿 死〇御書院番朝比奈舍人（イ藤内）娘

瑩光院様 五百姫君様同十一未年十二月十六日御誕生同十二申年閏四月三日逝去凌雲院 おうた殿

唯乘院様 享姫君様享和元酉年五月廿二日御誕生同年六月五日御逝去凌雲院 おてふ殿 西丸

法如院様 同二戌年七月五日御流產上野凌雲院 おみを殿

感光院様 舒姫君様同二戌年五月七日御誕生同三亥年三月四日逝去傳通院 おうた殿

蓉香院様 壽姫君様同三亥年十月十五日(イ八月朔日)御誕生文化元子年六月十四日(イ十五日)御逝去傳通院 おさせ殿

天淵院様 時之助様同年八月朔日(イ十月十五日)御誕生文化二丑年九月十四日御逝去凌雲院 おてふ殿

俊岳院様 虎千代様文化三寅年二月十一日御誕生同七午年十月二日御逝去增上寺 おてふ殿

圓琮院様 高姫君様同年三月朔日御誕生同年七月廿三日御逝去凌雲院 おやち殿 死

晃耀院殿 晴姫君様文化二丑年十二月四日御誕生同四卯年五月十二日御逝去凌雲院 おさせ殿

法量院様 艶姫君様文化八未年正月廿二日御誕生同年六月晦日御逝去凌雲院 おそで殿 御小納戸吉江左衛門娘

精純院様 岸姫君様初安姫君様文化四卯年十一月十四日(イ十五日)御誕生同八未年七月廿八日(イ廿七日)御逝去凌雲院 御同人

淳脱院様 孝姫君様文化十酉年正月廿二日御誕生同十一戌年七月廿四日逝去凌雲院 おすて殿

常境院様 興五郎様文化十酉年十月二日御誕生同十一戌年四月七日御逝去凌雲院 おやを殿 阿部勘左衛門娘

御內證御方 御四人　おらく御方 御壹人

お梅殿 御壹人　お歌殿 御四人

たしか殿 御壹人　お利尾殿 御壹人

おさせ殿 御五人　おてふ殿 御三人

おみを殿 御貳人　おやち殿 御貳人

おそて殿 御三人　おやゐ殿 御五人

おいさ殿 御壹人　おみよ殿 御貳人

西丸

竹千代君 文化十酉年十月晦日生同十一戌年八月廿六日逝 玉樹院殿英山知月大童子 增上寺 御簾中様

達姫様 文化十一戌年九月廿四日生 押田丹波守退おひさ殿

儔姫様 文化十二乙亥年二月十七日生 晦日逝 瑞[illegible]院殿 御簾中様

○文化年賀大孫詩 諸學士

恭値篤生

大孫之鴻禧
徵合酉年
典禧甲御臣撲不勝欣躍之至
謹奉俚言一章上
千秋萬歲之壽
臣古賀撲頓首再拜
維能應兆育
文孫宇內同仰天睨繁
保業無彊迎祉福
貽謀不抜固基根祥成蔚茵
胞胎異美似環瑜
儀表尊爭賀景雲彌數里公
侯王帛擁
城門
恭遇篤生
大孫
少微耀倍
幼海潤加臣利用無任抃躍之至
謹奉歸章一篇上
千秋萬歲之壽

臣依田利用頓首再拜
甲觀祥開喜氣俱熊羆入夢
協靈圖
昌期徵假高某請
良月還同聚井符
色變長瀾河薦瑞
文流列宿電纏樞
遙知昊眷休徵萃
萬壽歡聲塞九衢
恭見
大孫如達之洪禧
麟鳳成祥
熊羆報喜臣固不勝欣抃之至
謹裁蕪言八句上
千秋萬歲之壽
臣增島固頓首再拜
離明廣運瑞休彰繞渚流虹協
夢祥
銀榜晨瞻佳氣鬱
銅扉暮望彩雲翔

華封何假三多祝
箕範預知五福昌
守邑千年基本固寰區舞躍喜
無疆
恭値
大孫降誕
明兩增輝
河淸應運臣熳不勝歡抃之至
謹奉鄙詩一章上
千秋萬歲之壽
臣古賀熳頓首再拜
堯母門前玄鳥翔香孩營
裏亦龍驤
靑雲成蓋抵蘭殿
紫氣滿庭明畫堂
不羨周南麟趾瑞
休論江左鳳毛祥繩繩
孫子承丕構料識卜年天共長
伏覩
文孫如達之景福
流星呈瑞
彌月協良臣溫不勝欣躍謹奉
巴里一篇上
千秋萬歲
臣野村溫頓首再拜
恭逢
大樹毓孫枝肯構長承
萬世基兆想熊羆符
昨夢祥傳龍鳳稟
英姿
守祧端是添蒼竹
享國何唯應紫芝欲倣堯封
三祝意敢陳周雅九如詞

○河内古市玉碗記

舊市高屋丘陵はかけまくもかしこくも勾大兄廣國押武金日天皇の御陵なり御陵は河内國古市郡高屋丘陵村にあり日本紀延喜式並同扶桑略記に陵の高さ三丈方二町といへり日本紀に皇后山田皇女及天皇妹神前皇女と合葬せらるゝよし載られたる或書に天皇の御陵皇后の御墓と隣る其處を今八幡山といふよし見ゆ、

勾といふは大和國高市郡曲川村の地にして其世の都の名なり、古事記に勾之金箸宮といふ是なり、舊事記日本紀に金橋に作るこれに同じ、大兄は長子を云ふ、天皇は男迹天皇繼體の長子にてましませば、かくはまうすなり、廣國より下津かたはみな贊美の辭なり、我國のいにしへ上下なべてかうやうの美號なりしを、後の世に異域にならひて謚たいまつり、安閑天皇とぞまうすめる、ある人のいはく、金峯山權現は天皇の御靈を祭れるとぞ、おもふにいにしへより時に泰否あり、世に治亂あり、泰否は天の消息治亂は人の盛否なり、されば國家の興亡、人世の存亡、時をまぬかれずといへども、禍福は必ず人のまねく所にして、賢不肖、善不善に由れるのみ、我國中葉皇綱紐解しより、海内穩ならざること數百年、明德の役に將軍足利氏の陪臣畠山基國河内國を取ける時、此地に城を築く、高屋城といふこれなり、其後天正の始、將軍義昭平信長と挑戰し、義昭の軍破れて城終に亡ぶ、兵革の後里の民此御陵をあばきしにや、當の里の長神谷といふ者の奴僕、土中より玉盌一を獲たり、其家に納ること百餘年にして、終に西琳寺に寄附す、實にあさましなどいはんもおろかならずや、西琳寺はもと向原寺といふ、欽明天皇の御とき蘇我稻目おのが宅を捨て寺をつくり、百濟よりわたせし釋迦像を置し所なり、上宮太子の天王寺を創建ありしに先たてること三十年、其寺院に襲ること久しといへども、官符をはじめそこばくの文書猶存せり、寺の來由沿革は別に緣起文ありて詳なればくた〴〵しく更にいはず、こたび平安の紫博士茂壽院のぬし宗達てふ人を介として西琳寺住持僧慧雲上人此殿にまうのぼりて、我三山撿校三井長吏聖護院二品賜牛車盈仁親王に謁しまいらせ、携來し玉盌及び文書あまたみせたてまつりき、やがて其筥のうへに金泥をもて御筆の二字を題せられてかへし賜りぬ、かくやごとなきことどもの後の世に傳はらざらんことをおそれて、予がしたしく見聞につけて其事を謹てかいつくことしかり

時寛政八年歲次丙辰夏四月

開國光導大繼体命四孫奉勅見矢花寺城主帶刀先生高邦十二世聖護王府書室古帶刀國栖景雷謹撰且誌

昔日我師友の高橋若狹守宗直朝臣、曾て茶のさなみごとにいふ、延喜のみかどの御茶めされしは應量器と云ものゝよしなれど、其名ありて其すがたを知らずときこへしによて、先の年其說につゐて予あらたに陶工をし其器を造らしめておくりし、老師いと珍とし與賞しぬ、しかりし此頃河内國古市寺に遊ぶ日、此寺に傳へし安閑天皇の服御の玉盌を拜し、更に思ふ、紫式部が物語に、所謂せんかうのかけはんにんせ（かうさは沈香、らしさあらばゑろき香ある材に造れるかけはんならましかは白檀等にいふのたぐひにやしらじ）必のるべき玉盌なりけり、いつら御鉢とのみへられしも宜さることにや侍るらんと、いとかんじあへり、予が造らせし其趣は若くはかなふべからんもたがふ意あるは托子にのすべき器となせしが故に、其せんかうのかけはんにのするの意には違ふぞかし、老師のいまさばさせる趣もあるべきにと、おしくおもふもかひなし、さてしも都にかへりて、聖護法王に啓し奉りしに、其玉盌を見まほしきよしの御氣色によて西琳寺上人ふるきふみあまたとゝもにもたらせもふのぼり、やがて尊前に奉りしに、いとめで給ひて國栖景雷がふみのごとく顯命せられてかへし賜りぬ、是によてある人のいふ、甌江入楚にいへる御法體の後なることよりて之を用ゐらるゝといふにすがりて、今此玉盌を應量器なめりといふさいと不審すくなからし、安閑のみかどの御時、未佛法の天朝にうつらざるにとゝがめなすも宜なる事なるべし、さは其頃にして何とかいへらん、唯玉盌とかとなへたらしかいざしらざれど、かの若榮のまきの註者の頃にして、器の儀いまだひらけざるにてや斯はのばへたらし、今應量器と名付いふのならひはいと多かるべし、近くは井戸伯菴印度（黄瀬戸れもふるいけるものにして天正の頃井戸左馬介曾谷の伯なんどが與賞しおゐにて斯は人よそふさはなれり）のたぐひにして、かゝるきはゝしゐてさがむるによしなかるべしとなんおぼゆ、また此頃聖の宮の御茶のちなみに先にいふおなじふみにもあらそなる寛平法皇の御茶の服御のおりのかけはんになぞらへて、掛臺といふものをつゃめて造らせ奉りしによて、小掛臺と名のられしを、今幸にそへてまいらすことしかり

平安

養壽院宗達識

○信太社祭神記并泉州五社次第

上信太社祭神記并泉州五社之次第書

泉州五社第三信太聖神祭神記

幣二 天照大日孁貴

幣四 木花開耶姫

向

榊 榊

瓊々杵尊等座

榊 榊

幣三 饒速日尊

幣五 盤長姫

右祭神殿内有神秘神主一家之秘也

泉州五社大明神次第書

毎月神供日
朔日十五日
廿八日廿四
日庚子祈禱
日

祭禮
二月十日御
弓午ノ日
日生かわヲ
張ル
七月廿八日
神前ニ而三
四里打寄角
力アリ
八月十五日
大祭神輿渡
行アリ
十一月火た
き午ノ日五
節侑以上七
十五度
當社神子
片山源太夫
神事之節舞
チ舞役舞村
住 庄太夫
出勤右四度
計

大鳥郡

第一大鳥社本社　地神第一

大鳥社　㕝渡火社天照太神

中津尾社　日本武尊景行天皇御子

鍬靫社　両道入姫皇女日本武尊ノ妃也

井瀬ノ社　宍戸武媛同尊の母也

弟橘姫同尊ノ妃也

泉郡

地神第一

第二宍師社本社二座　正哉吾勝速日天忍穗耳尊

栲幡千々千々媛命右神の妃也

此社ノ神宮寺者泉州一國之惣録所新田義貞公の御時

同郡

地神第三

第三信太社本社五座　瓊々杵尊

天照太神

饒速日尊瓊々杵尊ノ兄弟也

木花開耶姫右神妃也

磐長姫右神妃ノ姉也

南郡

地神第四

第四積川社本社五座　彦火々出見尊

天照太神
豐玉媛火々出見ノ姫也
酢芹尊右神ノ兄弟也
火明神右神ノ兄弟也
火酢芹の弟

日根郡
　地神第五
第五日根社本社二座　鸕鷀草葺不合尊
　玉依姫右神ノ妃也海神ノ妃也
　人皇ノ始神武天皇御母也

右五社ノ祭神如斯

巳六月十八日出　泉州信太明神社家
　田邊播部
　同長者　中村式部
　下社家　下田金太夫

乍恐以書付奉願上候

和泉國泉郡信太郷大明神者人皇四十四代元正天皇依
勅願靈龜年中信太首に勅命在し御鎭座之御社延喜式
內泉州五社第三の社ニ者神領も若干御座候而神官社
家ゝ數十人有之四時之祭禮に者官幣被使を爲立給ふ
則御祭神者天津彥火瓊々杵尊四神五座之太神を奉祭

神位正しき國內之大社也信長之御時神領も有之候得
共大阪御陣之節神領沒收當時無之社地境內而已に而
其頃相勤居候多數之社人も所々引退累代之古記等を
も散亂仕引殘私共計わづか神畑四反步程之德用を以
子孫連綿仕年來數ヶ度儀ニ奉存罷在候其後先規之時
代より段々衰微仕候に付神主社家を置に仕候處去る四
十二年以前寶暦九卯年氏子郷中七ヶ村社僧萬松院
と一同仕明神境內并正外之儀に付私親共相手取及
出入江戶寺社御奉行阿部伊豫守樣へ相願雙方御召出
にて段々御吟味御座候上裁御渡候者雙方彼是相爭候
得共畢竟無之義者御取用難被成旨被仰渡自今神體之
儀者祭禮之節神輿へ相移候旨申上候處右を以神體に
相定遷宮之儀申聞之者別段數百年來一人にて相勤來
候段難相立旨治部依萬松院開基以來社家計にて相
勤來候段是又難相立候間以來社頭葺替等之節は正外
遷宮祭禮之節神輿へ遷座之義其外社頭一切之神事社
家社僧申合無異論相勤之氏子七ヶ村より除地境內山
林差配仕候儀年來之事に候得者往古之社家一統之支
配と申儀今更難相立氏子共より社家社僧へ不爲申聞
取計候儀ゝ其謂無之に付向後は氏子郷中七ヶ村申合

社々社僧へ相談之上高年取計年々勘定帳面を仕立七ヶ村庄屋連印仕社家社僧相印爲仕差置永々社中和融可仕旨被仰渡一同承知之連印一札伊豫守樣へ差上相濟候御儀に御座候其後又候鄕中七ヶ村庄屋幷萬松院御裁許不相守山林境内之儀鄕中我儘取計萬松院は遷宮相勤可申抔と申立候に付寳暦十二年年又候及出入江戸表寺社御奉行毛利讃岐守樣御掛りにて段々御吟味之上於御評定所御裁許被仰渡候者雙方否可申上筋無御座今般之出入者神輿之節帳面といずれよりも可申出之段及爭論候上は右帳面相糺者き方よりも可納儀にて社人は古來之由緒有之仏叟に書付にて社家其先祖之名前書記社僧は經營以來相續實紛候得共其以前之由緖不相知伊豫守樣御裁許證文々段にも社僧者中與と記有之然る上者社僧無之以前も神事無御座候而者難叶候依之被仰渡候者以來神儀之節幣帛神主之正外遷宮毎年神事之節神輿へ幣候後者社家社僧立會取計其外之儀は伊豫守樣御裁許之通可相守且先御裁許にて事濟候儀を品々相爭候段不埒に付當時治部幷自明共押込被仰付候庄屋儀は社用に不拘品を勘定帳へ書載其上供米納之節請取書之儀申爭ひ今以不相納段不屆之至に付一同此度御叱置候供米貳石五斗品々相納以來納之度々受取書取置可仕旨被仰付一同承知之連判一札御評定所へ差上相濟候御義に御座候處其後又候鄕中七ヶ村幷萬松院と境内幷正外遷宮之儀に付及出入江戸寺社御奉行松平伊賀守樣御持にて段々御吟味御糺被成下於御評定所明和七寅四月御裁許被仰渡候者先御裁許之通神儀之幣帛神主勤之正外遷宮毎年神事之節神輿へ神主右幣帛遷候節萬松院も罷出遷座之勤式社家社僧立會可取計旨被仰渡御明和七寅四月十一日御評定所へ御請證文差上相濟候御儀御座候尤其上は明神境内谷々其外古木數萬本御座候處其後社頭修復等氏子困窮難義を申立無據社木を賣拂右代銀を以諸雜費貳來候儀に御座候故早當時者古木も無之殊御本社者かわ拵も及大破數度庄屋年寄へ相談いたし候得共取ゞり相談も相極り不申既六年以前子年御宮修復之手當村々請出之外山年貢定之氏子家別に割經十一月宮勘定之節取集め可申旨三方相談之上連印一札相認め銘々印形等仕置候處是迄ても初年より一切不取集兎角困窮を申立候故無據其意にまかせ置候處追々社頭方及大破候段數か敷儀共に奉存罷有去る

五年以前丑年窪田治部四郎樣御領知御廻村被遊候節社頭向前々御普請被成下候に付先年より成來之所申上候處口上書差出候樣にと被仰下候に付口上書指上置候猶又此度從　御公儀樣御目分被仰付候に付私共氏子七ヶ村々役人立會信太陰陣境目御案内仕則御分間被成下候通り相違無御座候右境內之內無益に有之候平地之芝地等も有之御儀に御座候得者是等之地所格別之差支にも不相成義に付　御上樣御開發にも被爲仰付被成下候得者第一御爲にも相成可申哉幷御宮普替も出來社頭繁昌仕氏子等も立行諸修復普請等も時々出來仕候樣に仕度願に奉存候左も無之候而は困窮之氏子共に御座候得者社頭修復は勿論普請等も大社之儀に而中々當時氏子自力には難行届歎ヶ敷奉存候に付何卒　御上樣御賢慮を以村役人へも御利益被爲仰開御開發にも相成候はゞ御爲にも相成幷御宮氏子共も繁昌仕本社末社其外諸建物及大破候作去普請式は修復繕等出來候積被爲仰付尚又宮付之者共も日々御供所へ相詰め神供献上仕天下泰平御武運長久五穀成就御祈禱無怠慢相勤社頭繁昌仕候樣仕度此段御賢慮御願奉申上候猶又私　共先年より普請之手當社家由幷本社通り是迄通被爲仰付被成下社領やしき之儀は先御裁許にも有之此地所之儀は御宮續にて四王子村庄屋へ宛遣每々年屋敷年貢米一斗五升宛私共方へ取來遣有候何卒御賢慮を以社頭普請修復も出來氏子共も立行可申共も日々御供所へ御詰御祈禱相勤御宮も繁昌仕候樣被爲仰付被成候はゞ私共子孫迄も御慈悲を有仕合奉存候以上

寛政九年巳六月十八日

一橋殿御領知泉郡信太社

社主　田邊掃部　印

長者　中村式部　印

下社家　平田金太夫　印

御見分

西村左太郎樣

○越後國最葉羅曾我靜師房故跡

大織冠鎌足十六代伊豆國住人久須美四郎太夫家經嫡孫伊東次郎祐親入道寂心嫡男河津三郎祐道ハ、安元二丙申年十月十一日伊豆國久須美ノ庄狩場ノ歸路、赤澤山ノ麓八幡野村兒倉追立ト云所ニテ工藤左衞門尉祐經ガ爲、八幡野三郎行氏ガ放ツ矢ニ中リ三十一歲ニシテ亡命ス。

河津三郎祐泰嫡男曾我十郎祐成同舍弟時致、俱ニ建久四癸丑年五月二十八日夜、駿州富士野於狩場父ノ讐工藤左衛門尉祐經ヲ討捕ル、祐成ハ諸士ト戰テ討死シ、時致ハ捕レテ誅ニ伏ス、兄弟ノ髑ヲ富士野松風庄厚原邑ニ葬ル。

河津三郎祐泰三男僧ノ實永（幼名原坊丸）ハ越後國山東郡（今三島郡）西戸庄眞言宗醫王山曼荼羅寺ニ在シガ、二人ノ兄弟敵討ノ事ニ依テ同年六月鎌倉ニ被召、于時同年七月二日相州甘繩ニ至ル時死刑ヲ蒙ル由ノ巷說ヲ聞、汚名ヲ殘ン事ヲ愁於旅亭自殺ス、于時十九歳、實永ガ髑ヲ越後國曼荼羅寺ニ葬リ今尙存ス（曼荼羅寺ナ今寬益寺ト改ム）曼荼羅寺ノ舊跡ハ今ノ寬益寺ヨリ西南ノ方十五六町山ノ奥ニテ大寺ノ由、其後佐渡國ニ引移リ今以テ佐州ニ曼荼羅寺ト號シ御朱印在テ石役下賞出、寬益寺ハ曼荼羅寺ノ塔頭ノ由、依テ實永ノ古墳モ以前ハ曼荼羅寺舊地ニ在之所、後年今ノ寬益寺ノ裏ノ山ノ顚ニ引移ス。

又同國同郡國上寺ハ、建久ノ比寬益寺兼帶ノ寺ノ由、依テ實永ハ國上寺ニ在ル由ヲ世ニ言モアリ、實ハ本坊ノ曼荼羅寺ニ在シ也。

○陸奧國平泉中尊寺鐘銘

抑考平泉中尊寺草創歳序長治二年春藤原清衡公忝賜
攝河鳥羽勅詔爲勅願場也爰建武四年回祿成阿闍梨賴榮
勵推鐘利生志于玆訖

關山曉鐘覺無明眠驚嶺晚嵐拂煩惱塵推伏醜魁威降
靈仙悉拯六道下達九泉劍輪輟苦鯨音無邊普配聖賢
四恩父母利物心賢鑄施金錢銘加四句字永不朽傳

康永二年（大歳癸未）七月　日

鑄師散位藤原助信

願主權律師　賴榮

大旦那左近將監平親家

大旦那當國大將沙彌義慶

○平泉醫王山毛越寺義經堂棟札寫

義經廟上梁文

陸奧州高館者。源氏義經故城也。經變後、遂作荒墟。天和年中。當州大守伊達羽林綱村公家臣河東田氏長兵衛定恒。來治諸郡之次。登此山訪遺蹤。寒煙蔓草。四顧荒涼。故老相傳。五十年前。此地有靈祠。定恒慨然而歎曰。義經大將軍賴朝公令弟。其軍功威名。市賢街童。無不知焉、豈有不封尺寸地。剪一莖茅。而

安厥神靈乎。因與平泉先住共議之、而自為之。太守命之。
草創一宇。因鐵瓦替之。成其之日請余筆。顯功厥高。
離東歸太守。厥既置薦、實由自耶將在恒之善心。善
心豈可不獲善報乎。可嘉可尚。仍賦一偈充上梁文。
偈曰。

以平等心爲菩提、　靈當析成無矣。
凱旋東奥川邊游。　靈鷲高轍城郭。
熱嵩慢箭如之、　勿疑尊靈垂光寳。
蓋代功名昨夢回。　從前汗馬總兒戯。
假令西海漂萍雖、　倉假出離生死。
血流漂盾古戰場、　純白蓮華捧足跡。
我有一卷了義經。　天龍八部常側耳。
幸是猛烈大丈夫、　降伏魔軍還佛地。

大功德主奥州刺史僕臺羽林伊達英胄藤原朝臣綱村公

監造　川田勘助篤成
　　　矢吹宇左衛門良成
大工　十右衛門

天和第三癸亥十一月七日松島山下比丘通玄謹識

○金田八幡宮記錄

奥州栗原郡金田莊吾勝郷三迫(ハザマ)金成邑金田八幡宮并

別當寺古事來歷累代相續記並覺書之寫

古老の傳に、人王五十代桓武帝の御宇延暦十四年乙
亥春坂上田村麿を以て奥州悪路山の賊を御征伐被
成鎭征夷大將軍に任せられ陸奥惡路王が子高丸征悪
日に重り月に増し遂に九十万の徒黨を集て亂を起し
國郡を侵し候に付、仍亦同二十年辛巳の夏將軍田村麿
再勅を蒙りて是を征せんが爲に東奥に御下向被遊候
節も亦此處に竜し給ふ事あり時に田村麿精進潔齋に
して大小の神祇及び金山彦命に保食神等を祈り奉る
其霊威不空して里民多くの砂金を掘得て奉り候ゆへ
軍料に乏しからずして數十萬の陣旅を賑かし給ひ終
に悪路高丸及び諸の凶賊を誅して國中平安の後地名
を賜て此處を金田の里と號し御歸京の後平城の聖帝
に奏し奉り重て東奥に築打て大同二年に數々の神社
佛閣を建給ふ時金の神金山彦命に保食神とを金田の
里に刺史縣令に命じて寄社を御造建被成置金田明神
と號し給ふ是當山の鎭守明神なり亦田村麿此地に贊
し給ふ時神人出現し給ふて告て曰く吾は是天下の主
君なり常に國底の神となづく吾は是時に應じ機に隨
ひ化生出現のゆへ金の神と號す、吾亦根國底國に庵備

疎備來らん物を防ひ守る故に鬼神と曰く又仁和太利も塞し水道の路者也鬼渡の二字美和太利とよむ驗は是猿田彦太神也神代の太古は鬼太神と號し岐神となりて道の不順者を誅し給ふ時尚後の谷川に石橋を渡し經津主太神武甕槌太神の嚮導となり衛軍し給ふ時船玉神と成り海を渡て軍將を守る山川萬里を走り四海を立に渡る故に鬼渡太神と曰く今汝に力を致して凶徒を誅すべしとのたまひ夢覺て田村麿恭敬禮拜し亦軍に出づ時に神人有りて箭を放つ其姿夢見る人に異なる事なし故に田村麿其神人の現給ふ處ごとに社を建て是を祭る其最初栗原郡金田里是則當社也及磐井郡流上油田邑同郡東山興田本吉郡津志上邑等に其社あり當山境内道に神祠ありて大同二年に湧出たる御手洗あり田村麿此靈水を以て穢除して宮殿に登り鬼渡の宮猿田彦大神本地大悲千手觀音を恭して仰ふ村て拜み奉る爾來此神泉を千谷呼て開會の清水と名付世に旱魃といへども盡ることなく八千代の下に深々と流れて田地を潤し誠に神德微妙の秘水なる其後人王七十代後冷泉帝の御宇天喜年中鎮守府將軍伊豫守源朝臣賴義公八幡太郎義家公御父子安倍貞任宗任を御誅伐のため當國に御下向之時國中所々において大に御合戰被遊候處衣川の合戰に官軍悉く敗北被成賴義公并御嫡男義家公郎從藤原景通大宅光任清原貞廣藤原範季藤原則明主從七騎に被爲成候而東西に御分れ御落被遊候所磐井郡流郷高倉莊金澤邑において夜明方不思議に御父子一處に御會被成候故其所を今に東實里と申傳ひ其處を朝日館と申候是を世に天喜の七騎落と申候由土民百姓等是を見付奉りて飯をかしきて奉りし故飯倉と所名を賜はりて今金澤村の内にはへぬ武勇の百姓ありて近郷の土民を率ひて最初に馳參し御父子を守護し奉りし者に男澤といふ地を被下流郷に其村在り段々官軍集るといへども糧盡弓矢を失ひ旗幕等もなきゆへを以て國人集り是次奉りて頭は八月上旬の事故に土民集りて青稲を刈敷ならべ以下

○白山堂

越前加賀白山麓尾添荒谷二ヶ村國郡替候儀紀書付

乍恐以書付奉申上候

一白山麓尾添村荒谷村二ヶ村之儀者元祿年中迄加賀國能美郡に在之候所其後何々之譯を以白山麓と唱

候哉右見合に可相成書物迚有之候はゞ不殘持參致
候樣被仰付候に付左に奉申上候
元來白山麓村々之儀者十八ヶ村共加賀國能美郡
に候處右之內十六ヶ村は天正年中以來越前國大野
郡之內へ入候由に候處白山權現之儀に付右十六ヶ
村之內牛首村風嵐村と加賀國能美郡尾添村と及出
入候處百三十八ヶ年以前寛文八申歲同郡尾添荒谷
兩村とも公儀へ御取上に相成越前加賀白山麓と唱御代
官杉田九郎兵衞樣御支配所に被仰付候由且右十六
ヶ村之儀も右貳ヶ村御取上に相成候節一同尾添村
へ對し白山權現之儀に付出入出來夫より兩國御爭
論に罷成御雙方樣より江戶表へ御伺被仰上候處九
十四年以前寛文八申年十六ヶ村幷尾添荒谷兩村共
に越前加賀國白山麓十八ヶ村　御料所に相成申候依之
私共兩村者十六ヶ村とは御料所筋別段之譯に御座
候右之通少も相違無御座候以上

寶曆十一年巳五月

越前加賀國白山麓尾添村庄屋　治郎兵衞　印
長百姓　彌四郎　印
同　七郎兵衞　印
同　甚左衞門　印
同　與三郎　印
百姓代　忠左衞門　印
荒谷村庄屋　甚五郎　印
長百姓　與七郎　印
同　次郎左衞門　印
百姓代　四右衞門　印

天野市十郎樣
御役所

越前加賀白山麓村々假名附帳

小出大助
小出大助御代官所

越前加賀白山麓之內　十八ヶ村
他領入會無之　牛首(ウシクビ)村
右同斷　風嵐(カセアラシ)村
右同斷　島(シマ)村
右同斷　下田原(シモタハラ)村
右同斷　深瀬(フカセ)村
右同斷　鴇ヶ谷(トガニ)村
右同斷　釜谷(カマタニ)村
右同斷　五味ヶ島(ゴミガシマ)村

右同斷　二口（フタクチ）村
右同斷　瀬戸（セド）村
右同斷　杖（ツヱ）村
右同斷　小原（ヲバラ）村
右同斷　丸山（マルヤマ）村
右同斷　須納谷（スナウダニ）村
右同斷　新保（シンボウ）村
右同斷　尾添（ヲゾヱ）村
右同斷　荒谷（アラタニ）村

右者以御代官所越前加賀白山麓村々假名附帳書面之通御座候以上

享和三亥年八月　小出大助

御勘定所

下札

> 本文越前加賀白山麓之儀は往古ゟ唱來り村鑑帳其外諸書物等右之通認相濟申候尤此村者越前此村者加賀と申儀村限に難相知候右村々總名申來候に付下け札を以申上候

越前加賀白山麓之内尾添荒谷兩村二ッ折高由來

尋書寫

覺　田口五郎左衛門

一白山麓尾添荒谷貳ヶ村二ッ折高之儀古來如何樣之譯にて相成候哉申上候樣被仰渡奉承知候兩村加州御領分之節加賀中納言樣小松に被成御座候時分石盛其外高掛り物夥敷畢竟兩村之儀者至極嶮岨成瘠所殊に大山之北麓故諸作實成兼困窮之村方に而御納所金難勤可及退轉に付段々御願申上候處村方御檢分被遊其上にて高掛り物半減に被成下其砌より二ッ折高に被仰付候然共御取米者相減候儀難被成旨被仰渡高掛り物計御用捨にて二ッ折高に相成候節ゟ御免相一倍に相極り申御書物等も被下候由に候得ども尾添村にて預り置候所其後出火御座候而諸書物共燒失仕候尤白山麓十八ヶ村之内十六ヶ村者越前國福井御領分御座候處十八ヶ村之內牛首風嵐兩村ゟ白山麓に御組入有之候儀と相見右年號并譯合等も不相知候得ども寛文年中以來都合拾八ヶ村其白山麓と唱諸帳面其外書物等へも認來申候乍然右之內拾六ヶ村者越前上野郡と唱候節も有之候に付心得違を以諸書物へ白山麓大野郡何村と認差

出候儀も度々有之左候へば右尾添荒谷兩村之儀も先年能美郡に付心得違を以白山麓に入候後ハ能美郡と認候儀ニ有之哉も難ニ候得共いづれにも寛文年中以來拾八ヶ村不殘白山麓と相成候儀無ニ違旨申傳に御座候尤年數相立候儀に付右見合に可成書物等も見當り不申候間老人共申傳之趣を以御尋に付此段以書付を申上候以上

白山麓拾八ヶ村取次惣代
牛首村
十郎右衛門印

文化二丑年四月

本陣
御役所

○松前島郷帳元祿十三年

一從松前西在郷幷蝦夷地之覺

一ねふた村　一さつまい村　一あか神村
一雨たれ石村　一もくさ村　一のしの下村
一幾よべ村　一ゑら町村　一おこしへ村
一はらくち村　一石崎村　一はねさし村
一汐吹村　一扇石村　一瀧澤村
一木の子村　一かみの國村　一喜多村
一こぶ川村　一ふるべち村　一こかつて村
一もしり村　一つばな村　一江差村
一とよべ内村　一つめき石村　一おこない村
一とまり村　一おやま村　一田澤村
一目名澤村　一ふし木戸村　一こりん澤村
一乙部村　一小茂内村　一大もない村
一とつふ村　一みつ屋村　一かはじら村
一あいの間内村　一泊川村　一けんにち村
一くま石村　一ほろむい村　一小島
一大島　一おこしり島

從是蝦夷地

一うすべち　一ふころ　一せたない
一はませたない　一あふら　一ちわし
一しまこまき　一夕まき　一六條間
一をたすつゝ　一たんねしり　一しりべち
一いそや　一岩内　一しりぶか
一むいの泊り　一ふるう　一しやこたん
一びくに　一ふるびら　一ざまゝき
一もいれ　一よいち　一しくずし
一かつち内　一おたる内　一はつしやぶ

一しめゐ　一しやつほろ　一いしかり
一おしよろこつ　一あつた　一ましけ
一べつかり　一ほろさかり　一はしへつ
一つるをつへ　一とまゝい　一ういべち
一てしを　一ばつかいへ　是よりそうやの内
一つさん　一のつしやむ　一そうや
離島之分
一へうれ　一りいしり　一れぶんしり
一いしよこたん
從松前東在郷并蝦夷地之覺
一およべ村　一大澤村　一れいひげ村
一よし岡村　一宮のうた村　一ねまつり村
一しらふ村　一福島村　一しりうち村
一わきもと村　一きこない村　一しやつかり村
一いつみ澤村　一六條間村　一かまや村
一みつ石村　一大當別村　一小當別村
一もへち村　一やげ内村　一富川村
一三屋村　一しよやま村　一へけれち村
一ある川村　一大野村　一鯨田村
一箱館村　一しりさぶ村　一ゆの川村

一しのり村　一錢神澤村　一汐こまり村
一石崎村　一おやす村　一うか川村
一汐くひ村
從是蝦夷地
一はらき　一しりきし内　一ゐけし内
一こぶい　一ねた内　一おさつへ
一おとしつへ　一のたへ　一ゆうらつふ
一くんぬい　一しつかり　一べんべ
一おこたらへ　一うす　一ゐんごも
一あよろ　一しらをひ　一たるまへ
一まこまへ　一あづま　一む川
一さる　一もんへつ　一けのまへ
一にかぶ　一しぶちやり　一みついたし
一浦川　一もこち　一ほろべつ
一うんべち　一ほろいづみ　一たもち
一さまり　一おんべつ　一さかち
一しらぬか　一くすり　一ちよろべつ
一あつけし　一のつしやむ　一べけるゝ
一ちべ内　一しろい所　一るうしや
一りいしやし　一べりけ　一ふなべち

一しやる　一りんにくり　一うらいしべち
一はぶしり　一のとろ　一つころ
一ゆうべち　一のとろ　一しよこつ
一おこつべ　一ほろ内　一ほろへつ
一つうへち　是までゆうへちの内
くるみせ島の方
一いるゝ　一つもしり　一きいたつふ
一もしりか　一くなしり　一もうしや
一はるたまこたん　一まかんるゝ　一おやこば
一しやむらてふ　一らせうわ　一しりんき
一あとゑふ　一くるみせ　一ゑかりま
一うるふ　一ゑとろほ　一ほんしりおゝい
一しいあしこたん　一ゑばいと　一もとわ
一けとない　一もしや　一しいもし
一らつこあき　一うせしり　一れにんげちや
一ふかんるゝあし　一まさおち　一しいもしり
一ゑかるまし　一まかんな　一しりおゝい
一こぐめつら
いしかりよりいふつまでの蝦夷居所
一ぬまかしら　一夕ばり　一あつ石

一つうさん　一おさつ　一いちやり
一つうめん　一島まつふ　一いべちまた
一ついし狩　一かばた　一めいぶつ
一夕べち
からと島
一うつしやむ　一こくわ　一つなよろ
一まをか　一のたしやむ　一れつちし
一きどうし　一いといまて　一おれかた
一ちやほこ　一なふきん　一にくぶん
一きんちば　一びんのき　一うへこたん
一かれたん　一せうや　一しろいところ
一しいた　一ないふつ　一あゆる
一人居村數八拾壹ヶ所　一蝦夷人居所百四拾ヶ所
一惣島數四拾八ヶ所　一田地畠無御座候
永祿十三庚辰年正月日　松前志摩守

○村岡鐵之助

村岡鐵之助は村上義清が乳母の子なり、義清亡びて後は二君に事ん事を口惜く思ひて一處に足を留めず爰かしかしこを徘徊しけり、天性膽氣あり膂力倫を

超ければ人を侮りて孩兒の如くに見下し、諸國を周遊して行李乏しきときは旅人を殺して其たくわゑを奪ひ坏よからぬ行跡もありしが、肥州の山中に白虎禪師といふ機折すぐれし名僧にあひて、忽ち猛惡の心をやめ内心慈忍を専らとしけれども、うち見には少もその色をあらはさず、大の男の髭あくまでおひて鬼神羅刹のごとくに見へ、常に鐵の大推を打かたげてあるきければ、漸次にあふもの恐れたのゝきて魂を冷やすといへども、かつて悪事を行はず、深山などにて性弱なる人を見ては送りて村里へ出し、あるひは盗賊などに遭ひて難義に及ぶ人を見ては其財寶を取返しなど、専ら仁惠を行ひけり、爰に山田傳吾久種といふ人、生國は勢州の人なりけるが、西國方に仕官してありけるが、故郷に兄ありて病にかゝり其命旦夕に薄るよし飛脚をもて告來りければ、仕を辭して勢州へ趣んとして播州佐夜といふ所にかゝりて日暮けり、此所に赤松彈正左衛門といふ郷士あり、劍術の達人にて關西に名をしられければ往て門人となる人も多かりけり、久種も兼て一面の交りをも結ばんとおもひけるが公務事鞅掌にて空しく打過けり、幸よき宿りもなければ赤松氏を尋ね一宿をもし、日頃渇望の志をも述んとおもひ、門を扣ひて案内す、彈正左衛門左右なく出合ひて互に武邊の物語などしけり、久種も文學も疎々しからず打物取ても尋常の士にあらざりければ、彈正左衛門も悦びて暫く止まり給はぶかたみに藝術をも試たきよし懇に求めけれども、此度は兄のいたはりにて片時も早く故郷へ趣き申たし、國許の用事も相濟侍らば重ての歸路には必ず御尋可申よし念ごろにいひければ、あるじ大によろこびて爰ははしじかなり、賓客のためまうけ置たる一間あり、不掃除なれどもたよりたかしき所なり、こなたへとて伴ひ入る、庭に泉石たもしろく疊みなし、折からつゝじ山吹など盛にて鳥の聲などもめづらかにきゝなさるべき一間へ招じ、盃とり出て饗應しけり、やゝありて壹人の壯士を伴ひ來りさいはひ入來の士あり、此人諸國を經歴し武事烱

稲毛屋金右衛門東作立松懐之子玉手書來書さしてみねず

○遊女玉菊が傳

楓燈の花枝きる事なかれなき玉菊がかたみのほかげ

今も心の闇を照らさばたきさくらの誇りはえぬかるべしや、そも〳〵うかれめのうきて漂ふ世渡りの始は、漢のひろく江の長き物語にてはてしあるべくもあらねど、月ひかりあざやかにその心のはなにほひなりか[illegible]まは女[illegible]の袖たかきにもたさらず、まがきのそこすだけのひまもろ人の[illegible]はもぬけのからとなりてあふにしかへんいのちはちりあくたさかづきをふくめる唇をながめ、見れこすまなじりをまもりてはれもひなす人おほかれど、そのれひたちのもとはと問へば富る家のむすめにもあらず、あてなるまごにいつきかしづけるにもなし、父かたくなに母引ずりにしてせをとの君のかほにくさげに、あにはたうとんかけものにせまり、またはあげ代さがりとやらんにつまりて此さとへ來たは、ちやうご十二因緣めぐるくるまのわたしがすぐせとあきらめてなをかぞいろのうれへを憂ひ斷へずはらからのくるしみをくるしみてきはまれる年をきりましいとをしむれのこをはなれて孝養ふかきこゝろざしあめつちのめぐみもなどかなからん、終に富貴の家にかしづかれて人の鑑ともてはやす孝子あり、また偕老のかねごとむねにわすれず連理のちぎりたがひまでゆきてれもはぬかたへ根引のまつ人は千とせとことぶけど、身はあさがほの露をはかなみ長からぬ浮世におもはぬ人のむしろはふまじと雪をしのぶのみさ操にふすやいばのまことに、列女義婦の名をこぶむるもおほしとかや、その中に此玉きくてふ昔のはじめはまりはかのよし原大ぜんといふものにくはしくのせて見る人袖の露ふかし、さればそのたまをなぐさめはちすのうてなもしなすゝみなんとて燈しそめつるとうろうもとしに光をまし

是久眞作が書さしたる草稿なり

增訂一話一言卷之三十三終

○市谷左内坂書林富田屋新兵衛親貴母渡邊氏墓の銘

善譽心良永壽信女渡邊氏墓銘　　杏花園

永壽尼渡邊氏、父名は藤兵衛、東上總新田野の民草なるが東都の市に家居して薪をひさげり、母は浪花江の藻にうづもれしものゝふの流とかや、氏は何がしなりけん、享保七年壬寅九月に生る、幼名はしま、十九年甲寅十月廿八月父をうしなふ、歳五十五、麹まち第八のまち浄泉寺に葬る、元文二年丁巳の春はじめて尾陽のみたちにつかふ、時に年十六、名を松風と改め、女がたのみつかひの事をつとむ、三年己未の春の夜ふるまで□織井のもとにあすのみやづかへの事をうけ給はりぬるに、麹まちのわたり焼亡さふらふとつぐ、松風うれふる色おもてにあらはる、織井そのゆゑをとふに、母なるものゝ老たるがすめるあたりときけば心も心ならずといふ、織井とく人をしてみせしむるに、方たがひぬ心やすかれとて下°にはその孝心を感織井その志をあはれみて千代もといのる心にもさらぬ別のありとしきけば、をなじつはねにぐしてつかへ給へなばうしろやすからめなどすゝむるにうれしく、母のがりゆきてこの事をつぐ、母もての外にむづかりて今われにわかち養ふ所は君の祿のあまりにあらずや、われ老たりといへども何ぞ火のために身をうしなふべき、汝公の事をわすれてわたくしの心をいだきもしみやづかへ無狀なりとて罪せられば不孝これより大なるはなしとてうけひかず、人みなあひつたへていへらく、母も母たり子も子たりと、さらばいづ方にまれ男もとめて母をやしなふ事を得ばその本意ならめと、上にもおもほしたりしが、このみかどに立入て呉服あきなふ金左衛門となんいへるぞよきたぐひなると、寛保三年癸亥しはすの十あまり三日にはあら玉のとしをむかふるまうけにみたちのちりうちはらふにぎはしきまぎれに御暇給はりぬ、これみけしきよき例也とぞきこへし、同廿日金左衛門に嫁す、六日ばかりありて母そのよろこびにたへずにはかに病て死す、年六十五みづから子の手をとりて年比の孝養を謝す、はかなしなど

はよのつねにて藤衣はつるゝなるべし、そのゝち一男二女をうむ、男名は貴親字は子周新兵衛と稱す、書をひさぎて業とす、長女先だちてうせぬ、次女酒家家何某に嫁す、寶曆十二年壬午八月廿日夫新左衛門死す年六十八、一身の節を守りて再醮の思ひなし、明和五年戊子剃髮して永壽と改、俊鳳上人につきて一向專修の行をつとめ、日々に三萬遍の佛名をとなへて、上が上なるうてなを願ふ、天明五年乙巳六月廿二日病て死す、歲若干、臨終の念佛して念佛の聲たえたらず、鼻端の息已に絕るといへども念珠の指猶うごくが如し、嗚呼かなしきかな、東都市谷清光山安養寺に葬る、ことし七かへりといふ年に、孝子貴親みづから行狀のふみとうでゝおのこもじなるいしぶみといふものを女文字にうつしてよこせちにもとむ、やつがれはやくより市にけみするより〳〵その子をしり又其母をしれり、義としていなみがたし、口とく書付ぬ、銘に曰く　孝は高き行ひとなん　松風のたと今にひゞく　ながく爾の類をたまふ　富田屋の子ともしからず　嗚呼こゝらのふみよむひとふみひさぐ人にはぢさらめや

○徒卒隊記事

一號御徒方永代牒　鈴木新右衛門穗積高朗編　坪內右衛門藤原親方考訂

一大坂御陣之節御供御徒頭神君駿河ゟ御出陣之御供
松平豐前守勝政

右豐前守組筋者

松平志摩守

右志摩守組筋は後年大久保荒之助組之節御割人に成惣組へ過人に成

三井左衛門佐

右左衛門佐組筋は天明年中五番組春田猪左衛門組也

右三組之外にも有之哉未詳

一臺德公江戸より御出馬之御供
阿部左馬之助正吉

右左馬之助組筋は

松平內膳正重俊

右內膳正組筋は承應元辰年渡邊八郞右衛門組之節御割人に成惣組へ過人に成

內藤市正

右市正組筋は天明年中四番組稻葉多宮組也

安部彌市郎信盛

右彌市郎組筋は天明年中八番組仙石次左衛門組也

松平縫殿助直次

右縫殿助組筋は天明年中西丸弐番瀬名傳右衛門組也

植村志摩守宗政

右志摩守組筋は天明年中西丸二番沼間頼母組也

錦嚢摩蓋抄云

大御所様御供　御徒四組（組切ニ組中揃々羽織ニ而御馬前ニ列歩）

御左　松平豊前守吉勝　松平志摩守信重

御右　松平右馬介忠頼　阿部左馬之助正吉

將軍様御供　御徒頭（組中揃々羽織ニ而御先鐵の前ニ列）

植村志摩守榮政（初新六後出羽守）　内藤主税廣信（後市正後石見守）

松平内膳正知（大和守）　安部彌市郎信勝（後攝津守入道閑）

一元和二丙辰年神君被遊薨御奉收神柩于久能山後日光山へ御改收也右之節駿州日光山へ供奉之御徒方

一元和四戊午年神君三回御忌於日光山御法會之節勤番御徒

一元和八壬戌年神君七回御忌御法會之節日光山へ勤番御徒

一元和九癸亥年秀忠公御官職御辭退奉稱大御所様ご

從是家光公御代也

一寛永三丙寅年公方様（大猷君御事）大御所様（台德公御事）御上洛此時御徒不殘從駕

一右御上洛御留守にて九月十五日大御臺様薨御

麻布野外に被建御火屋御火葬奉納増上寺奉號崇源院殿一品大夫人昌譽和貞仁清大禪定尼豐臣秀吉公之御養女に而實淺井備前守長政之女也御母は織田信長公之女崇源院殿御腹之姫君被爲有御入内被立中宮後奉稱東福門院様百拾代女帝明正帝之國母也右以所謂淺井長政從三位中納言之御贈官位有之夫婦之靈牌崇源院様御別當最勝院に有之

右大御臺様薨御に付駿河亞相忠長卿京都より早々御歸府

徒士隊記事補遺

一御徒之名目元祿六酉年迄ハ御歩行ト認メ同七戌年ヨリハ御徒ト認ル御番所日帳表題ニ如此武鑑ニハ御徒歩頭トアリ林家官職擬名ニハ徒兵（御徒）トアリ紀州陰山氏職役配當抄ニハ御徒割門庶員ノ類トス瀧井太宰ガ書ニハ先馬（御徒）トアリ足利時代走衆

御徒ノ勤方ニ近シ
室町家ノ時走衆ト云者ハ重キ役也然トモ當時御
能御前置勤方敷革ノコナド走衆ノ役也
一元和元年四月四日神君駿府御動座大御所様御供
御徒頭組切ニ組中猩々皮無袖羽織ニ而御馬前ニ列歩
御左　松前豊前守吉勝　松平志摩守信重
御右　松平右馬介忠頼　阿部左馬助正吉
一同十日臺徳院様江戸御動座將軍様御供　御徒頭中組
猩々緋無袖羽織御持鑓之前ニ列
植村志摩守榮政イ家初新六後出羽守　内藤主税廣信イ信賢後市正石見守
松平内膳重知後大和守　安部彌市郎信勝イ信盛後攝津守入道清閑
右鋏纂塵藎抄ニ出
神君御供
松平豊前守勝政　松平志摩守重成
臺徳君夏御陣供奉御徒頭
阿部左馬介忠正　松平半四郎重利后任内膳正
松平左馬介乘次是監物事ナルベシ　三井左衛門
右武徳編年ノ説也
一元和二年公台徳公也ノ臺命ヲ奉テ大御所神君也御神號奏達ノ事ニ
依テ天海僧正赴二京師一途中為二警衛一御歩行衆一組ヲ指
副ラル
右東武實錄ニ出
宇治行之内名乘相知レ候分　徒士隊記事

寛永十癸酉　栃木與五郎友綱
同十二乙亥　近藤五左衛門用行
同十五戊寅　彦坂平六重定
同十七庚辰　能勢市十郎頼永イ長
同十九壬午　近藤勘右衛門用清
正保三丙戌　猪子佐太夫一明
同二己丑　岡部小右衛門忠次
承應元壬辰　多門傳八郎信勝
萬治元戊戌　黒田源右衛門直相
同三庚子　中西圖書元照
同三癸卯　永見新右衛門重廣
同六丙午　大森半七郎増長
同八戊申　大岡彌右衛門忠高
同十一辛亥　北條後新藏氏平
延寶三乙卯　安藤傳右衛門定次
同六戊午　松平内藏助正勝

同十一甲戌　神尾宮内少輔守晴
同十三丙子　喜多見久太郎重勝
同十六己卯　坪半三郎定次
同十八辛巳　石野故八兵衛氏照
同二十癸未　兼松又四郎正尾
慶安元戊子　曾我太郎左衛門包助
同四辛卯　初鹿野傳右衛門信雅
同三甲午　小出思中守尹貞
同二己亥　中山故勘解由直高
寛文二壬寅　天野佐左衛門維連
同五乙巳　石谷五右衛門武清
同七丁未　大久保彦兵衛忠種
同九己酉　岡部左近勝重
同十二壬子　安藤故治右衛門正程
同五丁巳　宮城主殿和澄
同七己未　能勢惣十郎元之

貞享二乙丑　大岡忠右衛門忠眞
同三丙寅　松平左門忠治
元祿元戊辰　栢植五太夫正信
同五壬申　吉田故小右衛門盛孝
同六癸酉　山口勘兵衛直之
同十二己卯　夏目藤右衛門信武
同十四辛巳　安藤後治右衛門定房
正德元辛卯　林藤四郎忠勝
享保五庚子　吉田小右衛門盛治
同六辛丑　向井兵庫政暉

此外御徒頭名乘未考

寛永正保慶安御成之記ノ中ヨリ抄書之分

一寛永十七庚辰年三月十九日日光へ御供ニ參候分
小出越中守　岡田淡州　石野八兵衛　栃木與五郎　大彦十　堀權右衛門　松平新平　宮城三左衛門　近藤勘右衛門　牧野佐渡守　北條新藏　兼松又四郎　曾根太郎右衛門

御留主に四組
彦坂平六　依田内藏助　坪内半三郎　能勢市十

御成日數四十四日也

同晦日日光道中火事有之時之御定書御老中被仰渡候

一四月三日二丸御對面所へ晝過ニ召今度日光御成ニ付道中御法度之通相背申間敷候火事又喧嘩有之共御泊之御殿むざと懸集申間敷候左樣之刻猥に有之候ては人之褒貶如何に思召候組中へも其段々可申渡候御目付衆にも右之通被仰付候間右之通相背候はゞ諸頭共趾ど可被思召候間嗜可申候由色々之上意之義御書院御小姓組小十人組御歩行頭計也同日仰渡濟九ッ過に高田へ御成ぶち打在之六ッ時分に還御

一五日四ッ過に御本丸へ御移徙不殘御供上下にて罷出る御玄關より御入殿長上下也（御移ニ付國持衆大名衆出仕）六日國持大名又は三千石迄太刀にて御禮勿論大納言殿方御出仕

一七日近藤勘右衛門兼松又四郎松平新平所より日光へ召連人數御定之外之義民部へ御斷申御定之外之人數書出目付衆へ渡置可由由觸狀來る曾我太郎右衛門書出候は高四百石人數十人（此外乘馬一疋侍三人挾箱一人馬取二人沓持一人以上七人）

一八日八ッ過被爲召曾我太郎右衛門など日暮時分栃木民部少輔内田信濃守被仰渡上意之趣小十人頭御歩行頭御駕籠之左右を二人宛四人歩行にて御供申候右より目安等上候はゞ御右之方之者取次樣子可申上候か又は御老中へ樣子可申との事也御左なら

ば同前也、方之方にて取次候はゞ残一方はかまひ
申間敷候但猿籍者共其主方者計支配仕一方はかま
ひなく御供可申と存被仰出候組中之御徒衆にも其
心得可申付との事也年寄一人若き者一人組合二人
宛御供申筈也
一十一日より御留主之御番曾我太郎右衛門請取御傳
馬之手形受申候
一十二日四ッ前に小十人組頭御步行頭民部前へ出る
弼先日之通御供之樣子に可仕候成敗程之者は御社
参候間しかり候て置候へ之由上意也同日増上寺へ
四ッ時御成
一十三日四時御當地御發駕日光へ御參詣也
一廿三日八時過江戶へ御着也
一五月二日酒井讃岐守下屋舖へ九ッ時御成六時還御
八ッ前より御能五番御座候其跡にて鍋島肥前守小
姓にてれどりもおどり御座候
惣而鐵砲之音仕候とて阿部豐後守被仰付近所之同
心町へ曾我太郎右衛門組三人遣三所へ申遣御城之
內鐵砲打申間敷由申遣
一七日明八日御能御座候付而御勝手方役人究諸役人○
も出仕也
一公卿饗應奉行高田庄右衛門彥坂平六組共に
一殿上人饗應奉行堀權右衛門組共に
一坊官北面御座敷御勝手共に落合小平治三宅平七組
共に
一武門公家衆並無官之衆饗應奉行松平新平柘木與五
右衛門宮城三左衛門室賀源七組共に
一舞御振舞奉行兼松又四郎曾我太郎右衛門
一樂屋奉行高木筑後守北條新藏
一芝居之役坪內半三郎組共に能勢市十郎は組計也
一御白置有野八兵衛牧野佐渡守坪內半三郎能勢市十
郎兼松又四郎柘木與五郎堀權右衛門松平新平宮城
三左衛門彥坂平六曾我太郎右衛門依田內藏助
以上十二組一組より三人宛合卅六人夜之內より
町人共御白洲へ入る
一八日御能御座候公家衆國持衆大名衆御馳走御徒頭
前日之通四ッに初千人振舞（舞ノ拵り）兼松又四郎曾我太郎右
衛門組四ッ時御能はじまる
一十二日御城御御成田安御門より外川を御成赤坂御
門より內へ御成掃部屋敷下を御通り御廐にて何も

に水被仰付候御供番近藤勘右衛門曾我太郎右衛門勘右衛門組より四人太郎右衛門組か四人源左衛門喜左衛門十左衛門九左衛門あひ申候七ッ半過還御
一十六日紀伊大納言殿へ早朝より國持年寄衆御譜代衆大番頭御書院番頭御小性組番頭弓鐵砲之頭御使番御徒頭被召寄御振舞能五番在之候
一御徒衆年寄又は御供成かね申ほどの者十人出し申候樣にと志摩守申渡牧野佐渡より廻狀來る則紀州樣御屋敷にて出入之公事取仕る也
一十七日紅葉山へ御社參御供番能勢市十郎牧野佐渡守同日二丸へ御成御能
一廿七日朝六ッ半に出御水戸殿前どび坂傳通院前藥種品にて朝之御膳被召上板高田通還御被成候九ッ前に還御御供番曾我太郎右衛門近藤勘右衛門
一廿九日六ッ半に品川御殿へ少之間御入澤庵へ御成終日被成御座候御兵法など御座候御供番近藤勘右衛門北條新藏
一六月二日酒井讃岐守下屋敷へ御成七ッ半に還御御供番坪内半三郎北條新藏馬場にて小性衆馬乘候事

一三日堀田加賀守下屋敷へ朝六ッ半に御成晝之九ッ過に還御小性衆水上覽
一七日柳生但馬守下屋鋪へ八ッ時御成五ッ過に還御御兵法御座候御供番堀權右衛門朽木與五郎也
一八日讃岐守下屋鋪へ御成八ッ半過に御入夜五ッ半過に還御御兵法御座候御供番松平新平大彥十
一十二日御城廻水戸殿前より牛込筋御成日暮に還御御供依田内藏彥兵平六朝加賀筑前守へ何も振舞に參家督の悅に能在之候
一十三日大僧正御馳走御能被仰付僧正御振舞七五三奉行彥坂平六組共に僧正同所次之間振舞三左勝手年寄衆兼松又四郎千人前大彥十依田内藏助樂屋朽木與五郎
一十七日紅葉山へ御社參御供番坪内半三郎北條新藏御宮番松平新平近藤勘右衛門
一廿六日火之番之衆八ッ時御老中被仰付候曾我太郎右衛門組より小池甚兵衛と申者出也
一七月三日高田藥種品へ御成御供番坪内半三郎北條新藏いよめ取に御歩行衆并頭衆もはいり申候事
一四日田安口より赤坂邊迄御成日暮還御御供番堀權

右衞門杤木與五郎
一十一日八ッ過に市谷筋外川を御成麻生柳生下迄御成夫より還御御供番彦坂平六松平新平芝に火事在之火元ハ彦十郎叅　事
一十二日壹岐守下屋敷ハ御成夜五時出御五半に還御ぶち打御鐵砲花火有之御供番太郎右衞門三左衞門
一十三日西丸ハ八半に御成日暮還御御鷹のごや仕候上覽被遊候御供番内藏平六
一廿二日柳生下屋敷へ御成御供番彦十又　郎也
一廿四日增上寺ハ九ッに御成法門有之御供番新平彦十
一廿八日高田藥師品ハ御成御供番勘右平六
一八月五日堀田加賀守ハ御成日暮候而還御御供番又四郎半三
一十二日九ッ時俄に御成八ッ前に田安日牛込水戸殿前又田安之御門内より土居内市谷之土居内牛藏町御門へ御出紀伊殿下屋敷ニ赤坂より麻生に御出それよりため池通還御日暮前御入御供番太郎右衞門三左衞門
一十三日海へ御成之由に候へ共千壽より御鐵砲被遊候隅田川にて御膳上る日暮に御舟にて還御五ッ過に御城ハ御入被遊候御供又四郎平六
一八月十七日紅葉山へ四ッ過に御成御供番八兵衞新藏
一九月十五日大彦十郎組之者一人國母樣へ被遣ニ御切米有之候程に候也曾我太郎右衞門組より書出し一人還候事
一十月十一日此間大僧正煩に付中根壹岐守申渡候とて市橋三四郎被申渡候上野に喜庵玄竹御付置候而御歩行衆五人此内一人組頭上野に付置候ニ氣色之樣子御城へ注進可申由也急成事故御臺所番を遣候由是は御徒頭申合也
一廿一日大久保筋ハ御成日暮還御伊豆守被仰渡候而廿二日尾張大納言殿水戸中納言殿爲御馳走石神井にて鹿狩被仰付伊豆守參候就夫御歩行衆一組頭共に參候筈也堀權右衞門組共に參候其後權右衞門呉服三大納言殿より被下候
右寬永十七年ハ中御成之記ノ中ニ御徒頭名前見へ候分並組中へ掛リ候分抄出之
此年御成日數百五十八日也（按此比御成御供ハ二組計ト見ユ）

同十八年ヨリ寛安三年マテ十二ヶ年之間日記追
々抄出スベシ　大田覃誌

○武藏國豐島郡の事

武藏國四神地名錄の内抄書

豐島郡之上　古松軒草稿

日本惣國風土記第八十四古名買記ヲ尋ルタメニ抜書ス此故ニ全カラズ

武藏國豐島郡

名浦二ヶ所　岡一ヶ所　河二流　池二ヶ所　泉
三拾ヶ所　宮祠九ヶ所　寺院七ヶ所　墳墓六基

豐島郡　或祇島東限下谷岡西限箕田南限藍田川北限
向岡

古方或浦方

古方神社　瑞齒別天皇御宇六年戊申六月所祭大物主
神也

隨願寺　慶雲三年丙午依不比等之願而立之
月頭

白鳥神社　白雉二年辛亥五月所祭日本武尊也

德業院　白鳳二年甲戌少僧都義也

江戸或荏土

江戸神社　大寳二年壬寅所祭素盞嗚尊也

眞如院　和銅元年戊申九月

荒世陵　小泊瀬稚鷦鷯天皇庚辰二月野見茂臣有復
死于玆

湯島

湯島神社雄　天皇御宇二年癸丑八月自宮所祭天手力
雄神也

神田或韓田

下谷岡

篠輪津池

荒郷墓

荒墓神社大化二年丙午所祭猿田彦

廣岡

箕田

箕田八幡神社　天平六年辛未八月十五日自宇佐宮遷
御于玆

右二書ハ信ズベキ古書ナリト云ヘドモ今地名ヲツシ
ナウ所多シ何國モカクノゴトシ

角筈村

六所山長樂寺と號せる新義の眞言宗有り、大猷院樣
府中六所明神へ詣ふでさせ給ふ還御のみぎり此寺へ
ならせ給ひしとて、夫より六所山と稱せし由、此寺

に大猷院様の御眞跡とて至て古き横ものゝかけ地一幅寶物として珍藏す、是を拜し奉りし時、其文に

以一張弓勢定天下

以三尺劔光安國土

眞僞の事はしらざれども御文章にて御武將たる君の語といふべし、かくの如きの掛物にこそ目に見へぬちみもうりやうのるいもおぢおそるべし、恐れありて有事ながら御氣象周の武王にも劣り給ふまじと感伏して拜せし事なりし

角筈村十二所權現之略圖

方言ニ士俗十二双ト稱ス、圖ノゴトク別當成願寺ヨリ隱居所ト稱シテ樓ヅクリノ家アリ、參詣ノ人爰ニ休ス茶店トモ云フベシ

池ノ長サ百二十餘間横五十間三十間又二十間

社傳に曰、昔時紀州より鈴木九郎何がしといへる浪士來りて中野の郷に住す（すべて此邊は古の中野郷なり）本國なるゆへに熊野十二社權現をおのが宅外に勸請して信心渇仰おこたる事なし、此故にやありけん家富榮へて金銀倉に滿、爰を以て國民中野の長者と稱す、長者が性質吝かにして金銀をかくさん事を欲し、奴僕をしてひそかに彼金銀を負しめて近郷の幽林人なき所へ運び、原野をほりて埋み隱す事數回なれば持運びし奴僕人に告知らさん事を忌みきらひ歸路におよぶ比は必ず目をくらし橋のもとに切り殺して水に流す事數人におよべり、此故に士俗姿不見の橋と稱し、又俤橋ともいふ、言ふ心は奴僕の物を負ふて往くは見れどもかへる姿を不見（奴僕往中の此と言傳ふ）いつの時にや有けん、大君御放鷹のみぎり當郷へならせ給ひ還御の節長者が事蹟上聞にいり姿見ずの名よろしからず、是よりして淀橋と稱すべしと鈞命有り、此故に今は淀橋といふ也。さて長者が隱悪報應すみやかにして壹人の愛女蛇身の姿をあらはす、長者大に悲しみ參屋禪師を招請して正觀禪女の血脈をうけさせ經文數卷池に投ぜしむ、このゆへを以て彼女佛果を得て上天せりと、爰におゐて長者一念發起して剃髪し正蓮と法名し金銀をなげうち、今玉郡なる多寶山成願寺を建立す（十二所權現の別當寺なり）則長者が住居せし宅地なりと言傳ふ也、

是より玉郡成願寺の所にしるす

上石神村

絶頂山三寶寺新義眞言宗にて守護不入の檀木を建たり、御朱印十石古跡所ときゝて立寄しに燒亡によつて寶物なしと答ふ、外村にてきけば小田原北條氏康氏政の書簡ありといふ、住持いかゞ心得しにやなしといふて見せず、いかんともなしがたし

同村

三寶寺池と稱せるあり、凡圖のごとし圖ナシ三寶寺池といへども三寶寺の池にはあらず地名也

此池は井の頭の池より小なりといへども池の面きれいにて水清し、いかなる旱りにも水少しも減せず、是より下流の村々用水として益ある池なり、水鳥鯉鮒も多、中にも卯月の頃よりは大鶮来るといへり、大鶮とは平生の鶮よりは甚大いにて味ひ佳也、上方にては至て賞翫せる夏鳥也、井の頭より互へ野井村の善福寺池此三寶寺池水脈通せりと見へて關村土支田村の出水も水道ならんか、何れも水滿々としていかなる旱魃にも減せる事なし、且井の頭の池と此三寶寺池は中に至て深き所ありて底知れずと云、按に蜃ゐるにやあるべし、蜃は形粗龍に似て深き水にすむものと云、土人池とは稱すれども堤もなく自然と其池窪くして水の涌出る所なければ小といへども湖といふべし、此池つゞきに古城跡あり、豊島左衛門尉某といひし人の居城なりしに太田道灌の爲に討亡されて家滅亡せりと云云、此古城跡分内平にして廣く、北に深き池を帶す、大手は沼田にて左右はから堀深く堀廻しなかなかよき平城なり、今に其形をうしなはず所々に櫓にても建し所と見へて築山の小山もあり、豊島氏故ありし人にや詳ならず

豊島家譜親常追加

元亨年中武藏國足立郡多摩兒玉新倉豊島五郡領主

豊島郡石神井城主豊島左近太夫景村

關村

此所は新座郡豊島郡多摩郡の界なる大いなる村也と云ひ傳ふ、上古に上方より奥羽への行道筋にて關のありし所にて關村と稱し來りしといふ未詳

同村

水の涌所二百間餘の池あり、一面にあしかや生じて池とも見へず、しかれども水出る事おびたゞしく五月入梅の節是より下の村々水損せる事にて川もなき所にて難儀せる事不思議といふべし、扨三年以前此

池のうちにうなる聲あり、其おと怪しき聲にしてしかも高き事其あたりに響くほど也、數日の事にて晝はうならずして夜の九ッ過よりうなり出す事有、近郷の者是を聞んとて後にはおびたゞしき聞人にて大勢にて聲をあげ石をなげうちてうなる方へ四方より何によらず投かけしかば大い成水鳥飛出て立去りしといふ、何鳥といふを知らず、或人の云、蘆切鳥といふものゝよし、されども古しへより蘆切鳥と稱せる大鳥未聞、怪しといふべし、虚說にはあらず

下石神井村 土人の方言にしやくし村といふ也

この村に石神の神社と號せる僅なる小社あり、神體は石にて神代より己前の石劒なり

圖のごとし

石劒之長サ二尺餘丸サ太キ所にて一尺色薄青く質至てカタク重キ事鐵のごとし

世に云、日本の開闢は天神七代を初とす、夫より以前にても人なきにはあらず、今の臺灣呂宋蝦夷などのごとくに仁義五常といふをしらず、たゞ禽獸のごとくなりしを國常たちの尊勇智ありて終に海内を略し給ひしかど、劒刀類さらになく、遙の後素盞鳴の尊山田の大蛇（ヲロチ）を退治ありて初て天の村雲の劒を鑄給ひしとやらにて、それまでの闘諍（タヽカヒ）の具は木石を以製せし物にて、今の世に思ひ察せるとは大いに異なる風俗なり、曲玉の類にても神代のむかし察し給ふべし、爰に圖せる器は神代以前の石劒にまぎれなきものにて天下の珍器といふべし、僕近江の石亭が珍藏するを見其由來も聞し事也、土人の言傳ふは井をほりし時地中より出しとなり、村名を石神井村と稱せるも古人よりの事といへば定て故ありし事なるべし、畢長く爰に略す

谷原村（ヤハラ）

谷原山妙樂院長命寺と稱す眞言地也、土人ひがし高野山といふ、遠からぬ世に此村に増島某といひし人佛心を發し、紀州高野山に登りて年久敷木食の僧となる、或夜弘法大師の夢相を蒙りて靈佛を得てひがし高野山を建立す、尤大概能寺院なり、緣記にはさまゞゝの夢物語の不思議を記せり、佛家の虚言は夢にかたらず事にて重寶といふべし

中村

瑠璃光山南藏院醫王寺眞言宗にてよき寺なり、御朱

印十二石八斗餘、由緒もあらんと住持に對面して開山などを聞しに、近年よりの住職にて何も不存〱と云、かゝる出家の世に多きも世の流行といふべし

柏木村

醫光山圓照寺眞言宗にてよき寺院也、本尊藥師の靈佛にて醍醐帝の御宇筑波の貞崇僧都の安置と云云、平將門朝敵となり逆威を振ふの時藤原の秀鄕是を亡さん事を謀るに折ふし重病におかさる、當時の藥師に祈りしに病忽に平癒せり、秀鄕大ゐによろこび總州にはせむかひ終に將門が首を得たり、凱陣の後此地に大伽藍を建立して將門が着せる處の甲冑を此所に納む、今よろひの渡し兜の森と稱せる地是也、今小社を建て鎧大明神と號す、兜を埋しといふ地にしるしの松あり、至ての大木年ふりし松と見へ侍る老樹也、それより後故ありて衰廢せしに建仁年中の比江戶民部太輔賴介といひし人再興せり、それよりもまた相州鎌倉合戰の時、爰かしこにて相戰ふ事ありて賊の爲に燒崩さる永仁の比以下闕

○義殘後覺抄

松永彈正少弼洛東在鄕合戰之事附永原壹岐守討死之事

一色殿に舊功せし老士のいはく、尊氏公の御治世も累代にをよび給ふといへども慈照院までは御威光もめでたく、諸國よりかしづき奉りしなり、はじめは室町に御座ありしが後には東山白河をひらかせ給ひて爰 すませ給ふ、去程に大名高家東山殿と號して出入し給へば京白河とて富貴せしなり、これより末々になりたまひては次第に權威もかろくなり御領もうするのみならず、稍ともすれば國人等逆心をおこして京中も修羅の巷となりぬれば、在家の人も落うせていつとなくあれはて錦地たちまち田土となる、諸方の修理をくはゆる人もあらざれば賀茂河貴布禰河ひとつになりて萬里小路通りへ落くる程に、井せきをくませ柳をうゑて河よけとす、後には在家となりて俗柳の馬場といふ、しかる所に萬松院義晴公の代にわたつて四國の三好筑前のかみ長慶同宗三同修理太夫等智略をもつて攝津國河內大和をうちなびけ、津のくに江口中嶋に城をとりたて四國勢をこめをき便宜をうかゞひて萬松院殿をほろぼしたてまつるべき計略をなすほどに、つゝむとすれども綺すでに

露顯しければ義晴公大きにいきどをり給ひ、其義ならばいそぎ江口の城をふみくづせとて細河武藏守晴元に一千五百の人數をあひそへてつかはし給ふ、武藏守はせむかひさんぐ\にせむるといへども三好多勢なるによつて手おひ死人おほく出來て引しぞく、かさねて勢をもよほして一命をすてゝたかゝひけれども長慶修理大夫等猛威をふるふによつて武藏守さんぐ\にうちなされ主從二騎になつて京都をさしておち來る、義晴公やすからぬ事におぼしめして江州佐々木六角判官定賴に加勢をつかまつるべきよし再三おほせられけれども、定賴御うけを申さず、その仔細は當時公方の權威も末にならせ給ふ、又三好はすでに五畿内の權威をもつて已の時とかゞやけり、かゝる猛將を敵にうけて何かせんとて御見かたをつかまつらねば、萬松院どの力なく江口の城をせめほぐし給ひ、いかがすべきと深案行騎し給ふ處に、不慮に腫物いできさせたまふ、されば醫術さまぐ\つくさせ給へども定業このときをかぎりけるにやつゐにこれにて御他界まします、されば御長男光源院義輝公あひつがせ給ふ所に、三好左京大夫岩成主税介松

永彈正少弼久秀等京都にしのび入、義輝公を一時にほろぼし奉ることこそむざんなれ、そのゝち松永京都の守護として在京の地子諸役をあらためけるに、名にしおふ都もあれはてゝたうきびをつかねて柱としたるわらや所々に[illegible]ければ、たゞ在郷のごとし、かくあるによつて、久秀さあらば御近邊を手につけんとてさとぐ\むらぐ\を仕置せしにたやすく屬せず、先田中には渡邊善定、しゆかく寺には十乘坊の律師、山中には磯谷民部少輔等近郷の權をとつてあへて松永をものともせず、彈正その儀ならばかたはしにふみつぶせよとて一千五百の人數を卒して田中おもてへおしいるところに、渡部十乘磯谷等二千の人數を追まはしみたらし河にうつていで、なんぞ惡逆無道の三好にしよくせんや、松永が弓箭の手ぶりはしつつるぞあますなもらすなとてみたらし河を打越無二無三につきかゝるほどに、一陣二陣打やぶられしかば松永案に相違して京都をさしてひきしりぞく、郷人どもはのきおくれたるものどもをこゝかしこに追つめ、百三十あまりと打とつて勝どきあげてかへりにけり、そのゝち松永たびぐ\よするといへども一

度も勝利はなかりけり、かゝるほどに佐々木祥禎はみたらし河のむかふに一城をかまへて永原壹岐守重宗を城主としてあふみをぞ守護させにける、ある時松永二千の人數を卒し壹岐守が城へおしよせける、かねて用心したりければ、こゝ〳〵くいであひ火花をちらしたゝかひけるが、又松永うちまけてしごろになりて敗軍し、うちゝらされたる兵ども南をさして落けるを、こゝに追詰かしこに追ふせ、うちとる所　百五十とぞきこへける、かちどきを三度あげてあん〳〵居館へぞかへりける、さるほどに久秀は夜にいりて敵はさだめて晝のいくさに大利をゑてくつろぎぬべし、いざや夜うちに入て手いたくあてゝみんとて、荒手をすぐつて五百人みたらし河をうちわたつてながはらが城へおしよせときをどつとぞ上にける、その折節壹岐のかみは粥をまいりてありしが、膳なかばにときの聲きこへければあや　やたれなるらんといへば、番のものども敵がつきて候と申、もとよりひるの軍にくたびれければ手まはりの者どもゝめん〳〵が私宅にかへりて前後もしらずふしたり、城のうちには上下二十人ばかりならではなかりけり、されども壹岐のかみちつともさはがす鎧かぶさの緒をしめ手鑓をひつさげ出たまへば、小性に少太權太馬淵八郎兵衞由良源内蒸木傳之丞をさきとして以上七人壹岐守が弓手妻手をぞつめにける、寄手大手の門をうちやぶり雲霞のごとくみだれ入るをやにはに十人ばかりつきふせたり、このいきほひに辟易してむら〳〵はつとにげくづす、久秀馬上にていふやうはたゞものども射これや矢種おしみそと下知しければ、雨のふるほどゐたりけり、壹岐守よろひにたつ所の矢は九すぢおりかけたり、きたなきやつばらかなものども城へ入べしとて主従さつとひきたりけり、かゝる所にたいまつにやおそれけん又ときの聲にやおどろきけん馬武者一騎城中へ一もんじにかけいりけり、馬淵これをみてはしりかゝつて馬のふとばらあなたへとをれとつくほどに屏風をかへすごとく弓手へどうとたふれければ、壹岐守この武者をおきもなをさずつきふせたり、そのこちよせ手我先にとこみいりければ中間六人ありけるが晝のいくさに兵具あれて弓はあれども矢はなし、鑓長刀も手廻りになかりしかばこゝに雨坪の水たゝきに手ごろな

る石一間四方にうめ置けるを究竟の事こそあれとて、六人してこゝをせんどゝうつほどに甲の見けんむな板むかふずねをきらはず透まもなく打ほどに、さしもの寄手も暫これにてさゝへたり、かゝるうちに壹岐守は廣間へかへつて鎧ぬぎすてゝ腹十文字に切てぞ失たまふ、七八人の兵どもゝ諸方に火をかけみな〳〵自害してこそうせにけれ、松永は火の手をみてすは敵は自害したりけるぞ、思ふ圖にのせたる夜討かなとかちどき擧てぞかへりける、武略智謀のほまれあつて剛強の名を得たる壹岐守も運つきぬれば勝てかぶとの緒をしめざるとぞいひあへりける、

百座之數奇の事附別寛が事

古き數奇者の無頼なる物語のついでにいはく、あるとき太閤玄以法印をめしておほせいだされけるは、北野の右近の馬場に於て一日に百座の數奇を興行すべし、このむねを大名小名によらずしらせよとおほせいだされければ、德善院うけたまはつて諸大名へてのよし申わたし給へば、こはありがたき御興起かなとて、われも〳〵と數奇屋をたてたまひ和漢の珍器をあつめ山海の珍ぜんをつくし御茶をあらためて御まうけをぞしたまひける、かゝりける所にこゝに堺の町人別寛といふ數奇者あり、この御會をきゝ及びつら〳〵あんじけるは、あつぱれ前代未聞の美麗かな、されはそれがし身不肖にありといへども茶湯に入魂しさしやくをあぐる事世にしれり、末代の物語にこの御會をよそながら見物せずんば數奇道の名たりと思ひて、いそぎ京へのぼりて右近の馬場のみなみのはづれに竹柱にかやぶきの數奇屋をたてゝぞゐたりける、さるほどに秀吉公百座の御會もすぎぬれば還御ありけるに、みなみをはるかに御らんじて玄以をめしてむかふに見ゆるは何ものぞと御たづねある、德善院うけたまはりて申されけるは、さん候あれは堺の町人に別寛と申候ひてちやのゆを心かくるものにて御座候が、この御會をよそながらをがみたてまつらんとて昨日よりもまかりあるとぞ申さるゝ、太閤きこしめし一興あるやさしきものかなとわらはせ給ひて、このついでに風情をみんずとおほせられていらせたまふ、別寛まかりいでゝ謹てかしこまる、その出たちは下には紙籠ひとつうへにはしぶかたびらをうはばりてしゆきんを帶にしてぞゐる

たりける、秀吉公おかしくおぼしめし亭主おもしろし一ぷく所望せんとて座につかせ給ふ、べちくわんうけたまはつてかねて支度せしは十間に蘆屋のかまをじざいにかけて湯をたぎらかしをきければ、あら茶碗にて雲脚をぞたてまつりける、太閤きこしめしてさても亭主は日本一の作意かな、百座の珍味飽腹をかねてぞんし香煎をいだす事今會の最上なりと御感あつてたゝせ給ふ、それよりべちくわん數奇屋のくわんじやうをうつたりとよろこびける事かぎりなし、そのうちふしみの御城へめしよせられ御茶をくだされ珍器など拜領つかまつりにける、都鄙にその名をよばれてうらやまざるはなかりけり

單按書畫一覽ノ貫(ペチ)姓稱未詳住山科醫師古道三ト友タリト云

於聚樂伊豫德猪入江大藏相撲の事

こゝに伊豫の德猪之丞と申て天下無双の大ちからあり、十四五の比ほひより四國の中に肩をならぶる者なかりしかば、秀吉公きこしめしをよばれて二千石にてめしをかれける、又毛利のちうなごん輝元の家中に入江大藏之丞とて凡日本一の大ぢからあり、あるとき太閤聚樂へ御成なされければ、諸大名伺公したまふ、そのとき秀吉公おほせ出されけるは、いかに毛利中納言の家中に入江大藏之丞とて大ちからのあるよしをきゝをよび申されば、予がかゝへをく伊豫の德猪之丞とすまひをとらせて見物せばやとおほせいだされければ、輝元それこそやすき御望に候とておほせつけられければ、則兩人すまひの出立にて行事つれて御しらすにまかり出る、兩人一禮してちから足をふんだる氣色はつくりつけたる二王にちつともちがはざりけり、德猪之丞そのせいは六尺七寸かたのはゞのひろき事きるもの背中三幅なり、尋常のものゝ夜着におなじ、又大藏之丞はせいは六尺八寸○筒づくりきるもの右におなじ、諸大名これをみたまひてさても／＼かゝるいかめしき人間も世にあるものかな、つたへきく河津また野といふともかほどにはあらじ、あつぱれ今日は比類なき見物をするものかなと羽づくろひしてぞ見ゐ給ふ、しばらくありて大はゞの緞子一巻づゝいだされたり、兩人はこれをとつてひつしごきこしにしむ、そのうち秀吉公なにゝても力をみせよとおほせいだされければ、大竹

のゝはり一尺五六寸ばかりに見ゑけるをながさ二間半にきつて一本づゝ兩人が前にをく、大藏はこれをとつて本口のふしぢかなるところよりひし〳〵と押ひしぎ下帶の上にくみかけたるはたゞ簡桶にことならず、徳猪之丞もれつとつてひし〳〵とひしぎてこれも腰にぞおしまきける、秀吉公御覽じて力業はなにか〳〵とおほせらるれば徳猪之丞つゝと立て三間ばかりさつてはしりかゝつて弓手のかひなを大地へぐつとつきこふたりければ、かひなのひぢしりまでぞ入にける。大藏これをみて四間ばかりすさつて弓手のかひなをにぎりつめてゑひやつとれしこみければ肩さきまでつきこふだりしばしあひしらふてぬきければ御前一同にどつとほめさせ給ふ、秀吉公御らんじて力のほどは見ゑてありすまふあはするにをよばす、みな〳〵入よと御諚ありければかしこまつてどいりにける、相撲の勝負を御らんせぬ御作意のほどかんじたまはぬはなかりけり

松山高野山へ發向之事

或沙門のいはく、むかし守屋の大臣は、佛法をわが敵なりと心得て根をほつてほろぼさんとせしが却てその身ほろびぬ、信長公も守屋が變化にや、我朝のぶつぽうさん延暦寺すでに八百年このかたはんじやうせしを一時に燒亡し滅靡し給ひ、さて又高野山をほろぼさんとしたまふに、高野法師たやすくまけられぬ事を立腹し給ひ、多勢をもつて一時にほろぼせとて松山城州に五千人の軍兵をぞつかはし給ふ、即時にはせむかひ高野山より七里ばかりこなたなる谷內といふところに陣をとつて先陣後陣をぞ相定ける、さるほどに山法師會合してせんぎしけるはかなしきかなや、このときにあつて當山滅却うたがひなし、そのしさいは敵は日々にせいをかさむ味方は日をおふて滅盡す、これを思ふに佛法はめつの時きたつて大師も山をさり四所の明神も擁護むなしくなきがごとし、松山數千の軍勢をもつて明日よりするなれば今度滅亡うたがひなし、蟷螂が斧なりともわか法師はむかふべし、老僧は四所の明神大師に祈誓をぬきんづべしとて谷々に退散して甲冑をよろひむかふ法師三百人には過ざりけり、たうけの川たりふし水かさまさりてたやすくわたりゑぬおりなれば河のこなたにたてをつきならべ矢ぶすまつくりてまちか

けたり、松山が先陣かはのむかふにはたさしものかぶさほしをかゝやかして雲霞のごとくに陣取たり、かくて時刻もうつればたがひに矢いくさをぞはじめにける、松山がせいはいかにもして河をおしわたらんはかりごとをめぐらしけるが、たゞ騎馬を乘いれて水をせかせてかち武者をば下をわたせと下知しければ、そなへをくづして色めきたつて見ゑければ法師どもこれを見て矢だねをゝしまず射てたさせさ、さしとり引つめすこしもすかさず射たりける、かゝる所に俄に河霧たりたつてものゝいろあひもさだかに見ゑざるに、松山が先陣むかふをきつとみわたせば山も野もはたさしものにて軍勢は十萬もあるらんと見るほどに、こはいかなる事にやさ氣をうしなふところに、四所の明神の使者に白犬黒犬は霧間がくれにかけいでゝ軍勢の中へ一文字にむかふ程に、てきのまなこには何とか見ゑけんわれさきにとくづるゝ程に後陣のせいもこらゆべきやうあらすして一ごうに敗軍したりけり、松山もやう〳〵谷内さしてぞおちたりける、このとき松山が人數三百あまりうちとられけり。後にこれをきけば八面八臂の赤體千の矢をもつて獅子に乘じてむかふほどにきもたましゐもなくにぐるに手足もなゑはてゝ東西もわきまへざるときこゑけり、奇妙ふしぎと申もをろかなり。

木食上人大坂へ登城之事

そのゝち秀吉公の御治世となりて、高野の長吏ならびに老僧御禮にあがるべきよし御使をぞ請たりける、八谷會合し一こせんぎしけるは、この秀吉公の主君はこの山を大敵にしたまへば今たばかりよせて死刑流罪におこなはれんためにこそ候はめと、おの〳〵ぞんするによつてあれにゆづりこれににじりて日々に評議しけれども、ゆかんといふ僧一人もなし、かくて遲參にをよびなばいよ〳〵御ふしんかうふるためしいかゞせんとあるところに、ある僧申されけるは、所詮あんずるにちかき比この山へのぼりし木食をたのむべし、かれはよろづさいかくにしてあんふかきものなれば公儀のとりつくのひにしたちあるまじきとぞんずるよしを申されければ、僧等まことにこれこそ至當のれうけんなれ、さあらば木食をめせとてよびよせける、そも〳〵この木食は生國江州北部の住人なりしが一所懸命の地にはなれしかば世を

うらみてしよせん高野山にのぼり木食をたてゝ往生の素懐をとぐべきと思ひさだめて、たうけの河にてこりをとつて御山のかたをふしをがみ、我ふるさとをさつて大師をたのみ高野山にのぼるよりしめてはふたゝびこの河をわたるべからずと大願をたてゝ高野にのぼりけり。かくてしばのいほりをむすび木のみをしよくして經をよみ念佛し、つれ／＼なるおりふしは歌をよみ獨吟に連歌などをして光陰をゝくるほどに寺院の僧等ちかづきて寺へよびて茶をひかせ掃除などをさせてあなたこなたへもくじき／＼とぞめしつかひける、されば衆徒會合のざしきへまかりいでゝ沓ぬぎのあたりにかしこまりなにの御用候やらんとぞ申されければ、長吏申されけるはたゞいまなんぢをよびよする事別の子細にあらず、御邊もさだめてきゝ及び申べし、殿下さまより高野の老僧にいそぎ御れいにまいるべきよしの御諚使をくださるゝ、しかれども山僧の事なれば公儀の調法なし、なんぢは年比といひそのうへ才覺ある人なれば山の代僧にまいりてたび候べし、さもあらば向後其方の望みなにゝてもあらばかなふべしとぞ申されける、もくじきうけ給ておの／＼かやうに御たのみ候うへはいなひがたく候へども、それがしこの山へのぼらんとぞんずる時たうけの河にて大師へふたゝびこの川を今生にてわたるまじきと申ちかひをたてゝ候へば當山をおり申事はなるまじく候と申、諸僧きゝ給ひてその義は心やすく思ひ候へ、一山が大師へわび申べきのあひだ罪はいさゝかも御へんにはかくまじきぞと申されければ、木食このうへはちからなしとて支度して大坂へこそまいられけれ、諸僧よろこぶ事かぎりなし、さるほどにもくじきまいりたるよし申あぐれば秀吉公まぢかくめして御邊は高野山の長吏なるかとおほせくだされければ、さん候木食上人とは愚僧がことにて候と申上る、秀吉公きこしめしてまことに木食をたつる事殊勝にこそ覺ゆれと御氣色よくして逗留させ給ひて高野山のやうすを段々に御尋ある、もとより文才深厚のもくじきなればなにかひがごとあるべき殿下大きに感悦まし／＼てその儀ならば向後高野山の支配を木食上人にまかせをくなり、もし異議にをよぶ僧等これあるにおいては上人こゝろ次第にいかやうにもはからひて無事におさむ

べし、大師の仕置のごとく佛法勤行をむかしに歸し經學を業とすべし、甲胄武具等出家のうへにいるべからずはやく點檢してかりおろすべしとぞおほせわたされける、御上意をうけたまはつて木食はまかり立ければさま〴〵のろくどもくだされけり、かくて上人は大坂よりこしにのり足輕五十人たまはりてければこの人々にしゆごせられて高野のふもと木の目たうげに一宿してこゝより山へつかひをたて給ふ、一山の老僧を初としてのこらず上人のむかひにまいるべきよし申つかはしければ、滿座の僧等大におどろきこはなにとしつる事ぞや、かゝる慮外千萬のつかひを木食は越ものかなと評議しけるが、又一方にはいや〳〵さにあらず殿下樣よりいかやうの事をおほせらるゝもはかりがたし、先いはんまゝにゆくべしとて、老若の僧衆は木の目たうげへぞつどひける、もくじきは座上にすはつて、いかに高野の法師ばら向後一山をもくじき仕置いたすべし、子細は山にてきかすべし、僧等木食がこしをかきて山へあげよと申さるゝほどに、六七十人の侍前後にあつてきびしくことを制すれば異議にをよばずおの〳〵こしをかき一山へこそあがりけれ、一山の長吏となつて制法をこの木食よりをかれける、さてこそ山もをさまりつゝがなきこそめでたけれ

○雲茶會初集（文化辛未四月二日發會）　會主　平々山人

雲茶集序

雲茶店は大成殿のうしろ神田の神社の前にありて茶は雲脚と卑下すれども花香は御茶の水にもまされりことに月ごとの二日を約し玉くしげ二百年このかたの書畫器物をあつめて中古をしのぶ媒とすそのつどへる人々の鳥の跡はちかき宮居の納鳥よりも多く椎の木のむなぎの千筋にわかれて湯島にかけし松竹梅二重の塔と高きをあらそふ猶乘谷の晴雨をいとはず苗木山のしげりゆく後の榮ゐをまつものならし

文化ときこゆる曆も八まき重なれるとし卯月のはじめ遠櫻山人鶯谷のやどりにしるす

雲茶會客品

一慶長の比縫箔小袖のきれ
一丹繪二枚　竹ぬき五郎　草ずり引　鳥居清信畫
一古板市川才牛不破伴左衞門のせりふ
一元祿の比ほめ詞

一元祿板雨夜三盃機嫌二冊

海棠園花禪佐々木萬彦

一寛永中古烟管一

一元祿中典鋪招牌一（シテヤ カンバン）

一青樓盞臺一

一宮川長春白畫肖像一軸

一戸田茂睡翁官途にある日鐺印受取渡し書付

老樗菴主所藏

一万治高尾自筆色紙
揚屋さし紙二張高尾うす雲　合裝一幅

一延寶年間よし原の圖菱川師宣筆

一雛屋立圃作美少年人形

山東菴所藏

慶長十八年より正德二年迄淨

一瑠璃太夫說經等口宣之寫　二冊

正德三年四條河原　名代改帳

一野郎立聞難波貞享三年　三冊

一しぐれのせりふ　三の巻一二巻闕年號不知一冊

一八重垣雲のたゞま　四の巻

一中村慶子菊畫一幅

一日淸流水唐舘餅屋のみせの帳

杏園主人

一慶長庚戌近衛殿下一筆天神像　一幅

一大坂落城圖幷古瓦二箱

一青山石越後妙高山產

青山主人

一元祿寶永の日記

一昔戸隱御開帳の童謠引書四天王大江山入
享保中山百羅漢建立俚歌明和元申年初而秋父開帳諸所より奉納附

一貞享中伊豆山中鹿笛

一花むらさき賛

一志道軒芳月堂奥村文角政信畫　はしら繪根元

紀東所藏

主品

一古こよみ板木菓子盆十・八前

一慶長四年產元祿三九十二歲の書澁江英三年賀

一傾城かけ物

一明暦三丁酉板花傳書五冊

一人形つかひおやまの掛物

雲茶店主董山所藏

當日品類の中抄書目錄　　杏花園主人

一山村長太夫他芝居棧敷入用書付
一大名温飩台器一式圖ハ書付、幷ニ初代路考の盃
一伊万里柿右衛門燒物人形
一寶永四年寒り犬の義に付書付
一寶永六年丑二月十五日御書付寫
一享保七年寅晉屋仲間連判帳
一元祿五年質屋簡板渡候書付並簡板
一大和繪師東川堂里風
一宮川長春
一雨夜三盃機嫌
一市川柏筵なる神狂言の時のうた
一大石内藏介手鎗
一雛屋立圃所作た少年像ふくさ模樣
一芝居棧敷入用書付反古庵藏

以上

霜月三日
星野文十郎様
山村甫三がい壹
一壹分　棧敷
一六分　しき物

一百文　茶漬喰
一八文　二出もの
一拾文　りやう利

一大名温飩台器書山ノ所藏
簡ノ蓋ニ書付候寫
一寶永元年小石川傳通院前升屋與左衛門店米津屋長左衛門道具大名うんごん器物一式
享保元年蕎麥一式

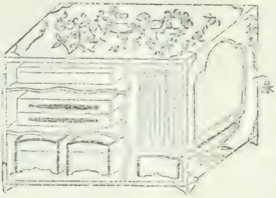

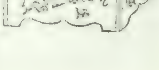

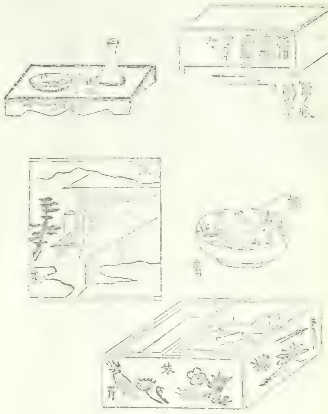

一伊万里焼右衛門作美人像振袖打かけ松に藤下著菊
右青山堂所藏
別ニ圖アリ

一來リ犬之儀ニ付訴訟申上候口上書之寫

一傳通院門前町之者共申上候此比町内ニ來リ御犬殊之外多御座候て不斷かみあひ晝夜共に所之者又は往來之者にほへ掛り候に付近所之者出合追かけ申候得共夜更候ては道通り又は所之者諸人難儀仕候自然怪我も御座候ては如何と奉存候に付御訴訟申上候御慈悲に御移し被遊被下候樣被爲仰付被下候はゞ難有可奉存候以上

寶永四年亥五月　傳通院門前町
月行事　市郎右衛門
同　五郎右衛門
同　伊兵衛
同　三五郎
同　武兵衛
同　與惣右衛門
同　市郎左衛門

御奉行所樣

一寶永六年丑二月十五日大納言樣定意之趣寫

一北丸御普請停止之事

一飯田町其通りに可爲居成事

一美濃守父子西丸雞御機嫌に罷出御側衆へ對面可致退出事

一對馬守越中守西丸へ不能出御本丸計相勤可申事

一佐渡守御用之節御前にて老中上座可爲事

一近江守義月番相勤候迄へ申上候義にても可致無用候下々より訴可承事

一美濃守以來平川口より乘物可致無用事

一上寺所町上り候節御免可爲居城事
一惣而町中前々より致賣買候物何にても前々之通無遠慮可致賣買事
一生類前方思召被仰出候上は以來下々難儀に不及樣に諸事可申付事
一町中困窮に及不申樣に諸事可致事
一中野犬小屋以來無用町中より出候犬扶持御免之事
一近年檜山御留候得共以來御免之事
一大錢通用彌堅無用之事
一惣而與通り御普請前之通御用之事
一御出棺以後御小性御小納戸桐之間計御番相勤其外爲引可申事
一大名與御請停止之事
一間部越前守殿へ何にても何方よりも音信可致無用事
一成滿院護持院西丸登城無用之事
右之通十九ヶ所御張紙に出申候
丑二月十五日
右西川氏所藏古帳の中より抄出す

一享保七年質屋仲間連判帳寫 老樗叢談
覺
一質物取候節置主請人住所見屆爾判取質物取可申候自今以後相違仕間敷候事
一毎月寄合仲間相互に判形吟味仕紛失物品廻相廻り候節仲間中別而入念吟味可仕候少も油斷有間敷候事
一從前々新規に仲間入致候節者爲仲間弘め振廻等並に料紙代金子三百疋差出し候處に中興は猥に罷成定置候品相敗不埒に付此度仲間中相談之上にて相極前々致來候弘め振廻向後相止自今爲料紙代金子三百疋可被差出候仲間中相談にて急度相究め候上は少も違背有間敷候依之仲間金爲企寄入前より金百疋宛差出都合壹兩也勿論壹分に付壹ヶ月に利足八文宛相加元利共に仲間帳面に相滯次々之月行事へ無相違急度相渡可申候事
右之通仲間申合せ之上向後少も違背無之急度可被相心得候爲後日連判證文仍而如件
享保七壬寅年
七月
井筒屋庄右衛門
伊勢屋三右衛門

伊勢屋勘七
行事　伊勢屋善三郎

上書ニ
享保七壬寅年
質屋仲間連判帳
七月吉日

覺　老樗菴藏すきかへし半切紙也

本郷六町目
伊勢屋三右衛門

右之仁新規に質屋致候に付御定書並に簡板相渡候
其元組合へ被入向後申合候以上

元祿五年　質屋
未九月六日　役所㊞
本郷六町目
質屋
月行持衆

質屋の軒に懸る簡板

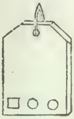

此札両面共別ニ黒塗スリアリ

一美人圖　大和繪師東川堂里風圖之青山堂所藏
一寛保二正月元旦宮川長春六拾一歳自像自畫老樗菴藏
一雨夜三盃機嫌二卷花禪子藏
序文の中に
質や水道一盃難波一盃白河一盃此三水を呑ぬ人のならぬ事とも冷しく其品々を定めたればこれなん雨夜の三盃機嫌と名付侍らんか
于時元祿六若水日浚筆於加茂川流
水笛庵瘦牛口
此書文政二年己卯春收得藏于南畝文庫中己卯孟夏三日甲子雨中書七十一翁
一市川柏筵なる神の狂言せし時大名題に書そへしうた
あま雲の空にたつ名やかみつけに有といふなる鳴神か嶽
右花禪子所談
一大石氏鎗兩國橋今川燒もち屋主人所持談洲樓焉馬携來
故淺野侯の義臣復讎の遺器を拜して
器のみ殘りてぬしはなき魂になみたの外は何を手向けん

一雛屋立圓所造偶人　山東子識

日州佐土原城主島津氏家臣
能勢澤右衛門源陳秀上

一昔戸隠御開帳之童謡並享保中五百羅漢建立之節流行俚歌

こんご深川戸がくし開帳みこの評判つよければそん
なじやない〳〵そんなではないわいなア
紀束

右文化八未年に七十二歳翁十五六歳の時戸がくし開帳有之せつはやりしうた也

引書　繪本四天王大江山入　山東藏

五百らかんのしつぺいちやうじゆ〳〵こん度おしやかのごうくやうひの木のおがさに江戸まち〳〵を嗣はなんぼう日はなんぼうかんすいんでんちやの木さならばいんすやさんすやちよつきりなむおみこうふ〳〵なむちよつきり大ぼさつぼんさんしんせませう

是は東鋪八丁堀五町目廻船問屋川島家へ嫁し當年六十五歳十六歳の節緣付若年の節しうこめに三味線共に習覺申候

わたなべがやかた
いばらきごうじ
はふをけやぶり
雲中へ
にげる

繪本四天王大江山入　山東藏本

おばの手じや
ないわいな
そんなじや
ない〳〵
書入如此
紀束

○雲茶會二集　文化辛未／仲夏初二

青山堂

一相州鎌倉七里濱圖　江漢司馬峻／蒙宗山題　大一幅
一太閤豐臣公千なり瓢簞二鈴
一御上覽角力之式番附　附珍雲解一册一葉（箱入）
一万治高尾所持龍菱の櫛一枚（箱入）
一宮本武藏永禎書一卷　元和二丙辰歳春／三月十六日書

尙志堂

一寬永／正德の比稗史
一樽やおせん戲塲之册子
一名人佐野川市松肖像柱かくし二枚
一元文三年年赤坂玉川の引札

紀束

一享保六年貸金劵　元乾金貳拾貳兩／新金〆拾壹兩
一吉原京町大文字屋古烟草盆　但燒印
一明和年和歌四天王石野廣道詠歌之短册
　附寶曆八寅年春興双六江戸宗匠之發句

杏園

一童蒙先習　慶長板小瀨甫菴　一册
一五節供盃　描金／九月雛アリ　五盃箱入

一寬政七年三芝居假名手本忠臣藏狂言時澤村宗十郎所持鹽屋判官腹切刀並敵地案內圖
　附橘千蔭翁長歌　寬政六年十一月顏ミセ人代リ番付同七年都座番付

雲茶店

一三浦屋孫三郎杯臺　大文字屋市兵衞監定／文樓之燒印
一吉原商人若衆姿の繪
　但此若衆繪うり　荷物は吉原の體を拵繪うり
一吉田蘭香曼筆鷹之繪　古障子に得たり
　後骨董集ニ入

附

下總八幡不知之標題黑表紙　稗史作者四方赤人／畫工　鳥居淸經
此本古板の草双子に表題を新にかへたるもの也
中ニ［作者吳增左］とあり

一青山堂所藏古印

華人所謂角印

中華條段鋪印有本

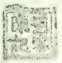

一太閤千なり瓢箪二ツ

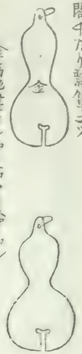

一宮本武藏書卷

門外講
經説法

兵法地理之大事
方圓分度之規矩
圓者周旋而有大定
方者大定而合周旋
大圓分度
前後南針
上下懸線
遠近準繩
險易水平
小圓分度
地平南北正
十二支宮線

元和二丙辰年
春三月十六日　宮本武藏
松平伊織殿

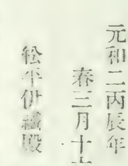

一萬治高尾輸吉山堂所藏

長六寸
幅中央一寸六分
兩端一寸二分
龍菱の蒔繪也

一相撲田樂曳尾庵所藏

備前國和氣郡吉永村民家ニ文字刻タル味噌桶蓋あり同村武元周平ト云者讀見ルニ正和中ノ物ナリ即石搨トナシ四方好士ノ愛玩ニ供ス其桶ノ蓋今ハ同村春日宮寶庫ニ藏ムト

吉永保
注進大明神九日相撲田樂事
一相撲行
一番 重行 守□
三番 常久 成友
五番 道□ 時茂
七番 □□ 末長
左成遠 右武久
二番 久園 □光
四番 光友 光行
六番 刔次 延貞
八番 負則 是□

九番 末利 正元　十番 利永 重□ 久之

一□流馬分

一番　重元

二番　□九

成時

三番　武元

光茂

□□

正和四年九月十日　倶在白昔注文

一海西子休甫戯筆

春風

堪書處恰如楊柳靡

玉章舒巻還麗質夭々

纒紅結紫碧雲袖手執

休甫は泉州堺の人俳諧師也貞徳と時を同じうせり季吟法師の山の井に其句を多く載ぬ然則此繪は寛永正保の比のもの也畫者詳ならずといへども六尺袖紫足袋の古風をみるにたれり

醒々齋識

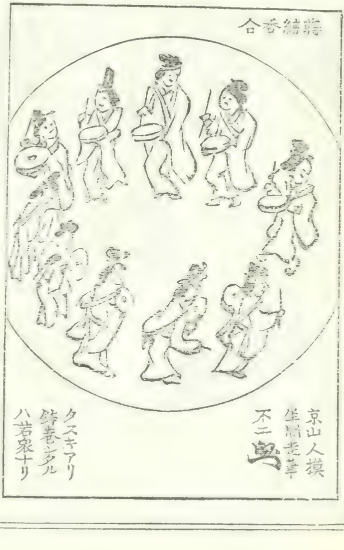

繪蒔香合考

按に是寛永時代の蒔繪也洛北修學寺村或は松ヶ崎等の題目躍の圖なるべし肩にかけたるたすきの如きは丹前帯といふもの也松の葉一の巻三絃鳥組の歌に京ては一條といへるは是也これは始て本手組をつくりたる時の歌なれば寛永の時代にあたれり

山東菴

一新撰ひいながたの序　瓢水子(クワウヒ) 京傳云瓢水子ハ淺井了意ノ號也

昔は異國の始人みな鳥獸の肉を茹毛を着たり黄帝初て蠶を養て衣を作出したまふ後の人色々衣紋

を工めり本朝には天せう太神の御女稚日女尊保正命の昔となりしを倒て齋服殿にこもりし神の御衣を織初たまふ應神天皇の御宇に呉國より呉服穴織兄弟に縫工女をそへて渡されしより本朝普く機織事を知れり其後其錦は高麗國より來る故に狛錦と歌にも讀り綾絹皆異國より御調に渡せり繡は吉備大臣入唐して習傳らる是よりさま〴〵の衣紋を工て繡縫業て着といふ此ひいながた二百種はわかき老たるそのほど〳〵好所此外に漏べからず今改めて往當の模樣をばかへずといふ

出寛文六年七月吉日　山田市郎兵衛開板

繪樣以上二百

寛文六丙午年八月吉日

寺町通二條上ル町　山田市郎兵衛板

増訂一話一言巻三十四終

増訂一話一言巻三十五

○南市令罪案抄 自寛政八年辰至享和文化年

寛政八辰年

中之郷瓦町 家持久藏親　小左衛門　辰五十五歳

右之者儀先達而到何方か燈籠佛と唱候三尊之彌陀分身讓受所持いたし候旨申立候得共同人身元も不相糺殊に貸金引當に候はゞ佛像先方へ差置元金滯候節別に讓證文を以請取內佛に可致處無其儀素人にて質物同樣之取引致し讓請候と之申分は難立其上俗家にて神佛諸人へ爲拜人集いたし候儀者不相成儀に不心附日々參詣人引請初尾・禮物等受納いたし候儀には無之候得共燈籠佛之敎と名目を付食物藥种灸治等を申敎又は心得方敎行いたし相渡候段奇怪異說人集に相當り不屆に付所持之燈籠佛取上

江戸拂

同年

執心に存候女之儀より及不法候吟味

酒井雅樂頭足輕
源内事
眞田文次
辰三十五歲

右之者義伯父次兵衛養娘みね事袖岡義新吉原町に遊女奉公いたし居候に付妻に相成候樣度々文通致し又は罷越候處一向取敢不申候に付酒狂之紛刀を拔立𠮟被捕押其後孫兵衛方へ罷越袖岡を妻に貰與候樣彼是難澁申懸其上仲人庄七取計不宜と相疑同人を威し可申と存當四月廿二日夜主人より預り置候鐵砲を密に隱し持出し同夜四半時頃庄七居宅へ鐵砲打込迯去り候段市中之無厭其上御曲輪近邊をも不憚剩　御城之方へ筒先を向ケ打候段旁不憚公儀を仕形重々不屆に付存命に候得は獄門

同年

尾張殿家來
伊東金藏悴
伊東三之助
辰二十四歲

右之者儀吉田梅庵家來榎本友次幷中間友平兩人往還にて上け候凧落懸り尾は此者居宅家根より庭へ下り候に付家根損し候より事起り弟五之助憤り表へ出凧を踏破り候はゝ相制可申處無其儀此ものも倶々破り一旦宅へ立歸候處右友次友平儀破り候凧を表より塀越に投込候上聲高に惡口およひ候に付右之者共を取鎭不聞入候はゝ梅庵方へ相屆候樣父金藏申付候はゝ取計方も可有之處友次取鎭候樣子に候迚刀を拔友平は棒を以可打懸體に付五之助も罷出是又刀を拔兩人にて友平へ切付候處門内に迯込候を猶も理不盡に門内迄附入梅庵方勝手より住居へ亂入致し奧庭にて友平へ數ヶ所爲手負既同人疵所之内左之手中指無名指は切落食指は屈伸不叶片輪にいたし右體狼藉之始末旁尾張殿家來悴之身分にては別而不屆に付遠島

尾張殿家來
伊東金藏
辰六十三歲

右之者義吉田梅庵家來榎本友次中間友平兩人往還にて上ケ候凧落懸り尾は此者居宅家根より庭へ下り候に付家根損し候より事起り次男五之助憤表へ

出風を踏破り候處惣領三之助も倶々破り一旦立歸り候處台友次友平義破り候風を表より塀越に投込候上聲高に惡口および候に付三之助へ中村取鎭に遣候處手間取候間居宅窓より見候處相手友平は棒を持三之助へ可打掛體に付五之助へ申聞候處是又刀を拔打合友平へ手疵爲負猶又梅庵内へ追入候間驚忰共を可制と罷出候處梅庵方住居へ亂入致し候樣子に付此者も門内迄入忰共を呼出引連歸候義にて此者申付右體狼藉爲致候には無之候へ共相手之者共惡口におよび難捨置候はゞ梅庵へ懸合取計方も可有之處殊疵人友平息有之儀承り貰受忰共に爲討果處外もの討捨之届差出候はゞ可相濟と押掛梅庵身分御醫師と申儀乍辨居友平を貰受度旨使を以申込候始末尾張殿家來之身分にては別而不埒に付

百日押込

文化三寅年

淺草三好町
善兵衛店
辰五郎
寅二十八

右之者儀當十月廿二日夜五半時頃渡世先より罷歸候節居宅前にて其砌は名前不存西丸小十人部屋金吾儀此もの妻かねを召連へ押伏罷在かね儀助け呉候樣申立居候間譯は不相分候得共理不盡之儀と存じ右金吾を突退ケかねを逃し遣候處金吾儀刀を拔切掛り候迚直に右刀をもぎ取候上は取計方も可有之處無其儀其刀にて金吾を及殺害候始末不屆至極に付死罪

文化六巳年

大岡久之丞御代官所
攝州西成郡曾根崎村
播磨屋次兵衛借家
住吉屋もと代判
南豐事
永助
巳四十九歳

右之もの儀兼て身分之世話致し遣候秀弘より講釋之手續にも致し候樣差越候書面は近來異國人渡來之異說を認有之講釋等には致がたく候得共珍說に付讀本に綴候はゞ品に寄候樣直兵衛方にて貸本に可致旨申聞候迚利欲に泥み兼て承りおよび候風說

又は住所不知ものより借受寫取候書面へ作意を加へ秀弘より差越候書面之趣をも實事と聞候樣增補致し剩至て恐多儀又は重き御役人之名前を顯し別而有之内には無跡形儀を以對　公儀恐入候儀共實事之樣書顯し合綴拾冊に綴立北海異談と表題を記綴候儀は押隱し秀弘より差越候書本之儘五兵衛へ賣渡候旨申僞候始末不恐　公儀仕方不屆至極に付引廻し之獄門

當時無宿にて
軍書讀渡世致し候
秀　弘

此者儀攝州曾根崎村南豊事永助は兼て世話に相成候砌近來蝦夷地へ異國人渡來之異說認候書面を講釋之手續にも可相成哉と駿府本通貳丁目忠五郎より借受寫取右書面へ作意を加右來之軍書等に附會いたし重御役人之儀迄無憚書顯永助へ差遣し候故既同人儀猶又增補致し風說又は外より借受候書面を取交無跡形虛僞を實事と聞候樣致し度迚恐多儀共品々書顯讀本に綴北海異談と表題を記大坂大豆葉町俵屋五兵衛へ賣渡候始末に相成候段不恐　公儀仕方不屆に付遠島

大坂大豆葉町
佐渡屋重助借家
俵屋
五　兵　衛
巳四十二歳

右之もの儀猥成異說に取交候書物は寫本にても取扱間敷旨兼て御觸も有之處攝州曾根崎村南豊事永助知人より貰ひ候近來異國人渡來之異說認候書面を讀本に留貸本に致し候はゞ利德も可有之旨申聞候故永助儀無跡形恐多き虛僞を書綴北海異談と表題を記合綴拾冊に仕立候得共他見を可憚事共有之貸本には如何と存心付買受七郎右衛門町剛藏へ賣遣既同人其外之もの共貸本にいたし候始末に成殊絕板之繪本太閤記信長記をも貸本に致し候段旁不屆に付輕追放

大坂七郎右衛門町二丁目
尾張屋長兵衛借家
奈良屋佃右衛門事
大坂三郷拂
剛　藏

申渡同様之旨故略す

巳五十二歳 外 貳 人

寛政十二申年

下目黒町 忠助店 忠兵衛召仕 喜 八 申十九歳

右之者義幼年之娘かよを押而強淫いたし同人相果候にも無之かよ儀年幼年色情之心有之常々此ものへ戯れ候義者一件吟味之上無相違候得共かよは主人の娘に幼年ものに候處色情を以此ものを慕ひ候共交合いたしかよ相果候始末不届に付死罪

文化五辰年

鼠坊主 永井久清祖父にて出奔いたし候 來 旦 辰五十六歳

右之者儀道具市相催し口錢を取可申と本所相生町四丁目五郎右衛門武州寺島村利兵衛坂本町壹丁目三右衛門申合五右郎衛門利兵衛は會主に成須崎村料理茶屋にて道具市相催代金は百日目勘定之積にて當日取引不致尤直段下直にては口錢之高も少く候迚此者は道具目利功者之積に致し假令ば壹兩位之道具を壹兩貳分又は貳兩位と發言いたし夫より段々為糶上高直段之者へ賣渡其上三右衛門發意にて北鞘町德兵衛店三郎次郎を相招同意之者共申合此道具買受候はゞ格別之德用も可有之抔申成三郎次郎儀連衆に加り候樣致し成多分之道具同人へ為買受剰右始末露顯可致存候迚出奔いたし候儀共旁不屆に付遠島

坂本町一丁目 長兵衛店 三右衛門 辰三十九歳 外 壹 人

右之もの義來旦申に同意致し五郎右衛門並武州寺島村利兵衛は會主に成道具市ニ始來旦は目利功者之積にいたし成道具不相應之直段を以高直に賣買いたし五郎右衛門は口錢配分受其上三右衛門儀北

鞘町三郎次郎を申欺連衆に引入可申旨發言致し同人を連參り多分之道具爲買受候始末不屆に付三右衛門は敲之上輕追放五郎右衛門は家財取上江戸十里四方追放

大貫次右衛門御代官所
武州葛飾郡西葛西領
寺島村百姓
茂兵衛倅家
利　兵　衛　辰三十八歳

右之者儀來且申に同意致し此者幷本所相生町五郎右衛門は會主に成坂本町三右衛門一同道具市相始來り候は目利巧者之趣に致し成道具不相應之直段を以高直に賣買いたし口錢配分受其上三右衛門申に任せ北鞘町三郎次郎を連衆に引入多分之道具爲買受剩右道具代金滯四百三拾兩を此者より三郎次郎へ貸金之積にいたし同人悴三谷三九郎より金子爲差出三郎次郎へも配分可致旨申談此もの名宛之金子借用證文三郎次郎より受取三九郎方へ右證文を以及懸金候儀共旁不屆に付敲之上中追放

坂本町二丁目上納地
清兵衛店
源七親
夜　梧　辰五十八歳
外　九　人

右之者共儀來且申に任せ武州寺島村利兵衛本所相生町五郎右衛門坂本町三右衛門一同打交り須崎村金太郎宅へ寄合道具市相催來且儀下直之品をも高直に發言いたし銘々持寄候道具高直に賣れ候故預自存尤買受候品も右に准し高直に糴得共相互之儀に付損金は有之まじくと存賣買いたし百日目勘定會之節差引買方多き者は金子差出賣方多き者は金子受取右體不正之賣買いたし値段不埒に付夜梧外七人は過料拾貫文つゝ吉藏宗醐は自訴いたし候儀に付同三貫文

北鞘町
徳兵衛店
三　郎　次　郎　辰三十三歳

右之もの義從弟三右衛門申に任せ來旦宅へ罷越同人幷三右衛門五郎右衛門寺島村利兵衛一同道具賣

買いたし候を見物いたし居候且は日利功者之由にて夫々直段發言等いたし賣買致し候を面白存右道具買受賣捌候はゞ徳用も可有之趣に候迚多分之道具買受代金差引勘定之節五百拾壱兩之内六拾五兩差出殘金拂方差支候迚利兵衛申に随ひ三九郎より金子爲差出配分可致と利兵衛名宛にて此もの借主之證文認利兵衛へ相渡候義共旁不届に付江戸拂

享和元酉年

黄檗宗某寺
元弟子
徳芳
酉四十八歳

右之者義先年一滴菴に有之即非和尚之木像道具屋内に有之趣及承歎ヶ敷存右木像を取戻度又は同宗貧地之寺々へ助力致し法類共之身分取立遣度と一途に存込信心歸依之もの多く相成候はゞ右心願成就可致と宗法に無之扱刀を持其外手品を附加持祈禱いたし候段利欲に拘り候儀には不相聞候得共右體之儀に付本山より申渡掟等も有之處相背右始末に及び候段不屆に付脱衣江戸拂

享和二戌年

神田紺屋町二丁目
金十郎店
文藏

右之もの儀不如意にて取續難相成候迚不斗存付年號元明と改元有之旨僞自分にて板行に致し又は相認壱枚に付四文づゝに賣歩行候段不輕義不恐　公儀を仕方不届に付中追放

○茅野和助書簡

頃日者預貴札辱致
拜見候先以貴様御家内
彌々御堅固被成御座候由珍重
奉存候然者當城之儀
如來意候拙者共心底
御察之通午此上與五郎殿
申談諸事首尾好引
渡し等相濟以後以参
可得御意候早々被懸御心
預貴札忝奉存候恐惶
謹言

茅野和助
常成

神崎半右衛門樣
貴報

茅野和助書狀美作國勝南郡勝間田驛本陣庄屋多吉方にて申請候神崎與五郎親半右衛門は右庄屋多吉親之伯母聟にて有之候に付多吉方へ別家作り差置候由に付和助方より之文通有之其外書も有之致一覽候事

明和七寅九月

右本書は中山半太夫と申者作州往還の節貰請候由に付悴直三郎より借得て寫申候

右池田正樹より借得て寫

○室新助書簡

八月十三日の貴翰九月四日に至て到來忝拜見仕候何方に滯留仕候哉南部兒より之副書も同日にて御座候先以倍履御清勝奇欣躍不過之奉存候今以　公務般繁不被得官暇候由御賢勞之段奉察候先頃進呈仕候寓器考序和達御感悅之御謝詞恐入存奉候口共頗愜賢意候旨被仰下多幸之至に存奉候同文通考序之義蒙仰委細御書體被仰下且又別幅に目錄題注被記之候被入御念候儀と奉存候黔驢技窮可申候へ共先如何樣共構思仕候て追て可受御指教候

一當仲秋上丁釋菜　先聖廟へ　御拜謁之儀委細被仰下忝仕合奉存候凡吾黨之士に在て恐喜感動不可過之御儀に奉存候　先聖御尊崇之禮古今にこゑ候儀天下の耳目を新に可仕候是より追日本御　聖朝之外無他候但近年藩國之衰弊以之外に御座候東西兩京共に華口（奢カ）日盛に候故列國も其風に罷成物價騰貴之上には先朝に至而進奉多端御營當之御手傳など〻申儀相續候故士は常祿を減し民は常賦を倍し候て士民之窮彌益に御座候且餘弊于今已甚是は強幹弱枝の策と申者有之候へ共　聖代四海一家の儀に御座候へは左樣にて有之間敷奉存候畢竟太平日久罷成候へは自然にかやうに有之物と相見え申候近來賄賂盛此一事にても諸國のくつろぎ申儀不大形候此上は奢靡を抑へられ恭儉を崇びられ土木之役日息衣食之源日開候て一統安泰之　御代に罷成候樣にと杞人之憂を貽し申迄に御座候世俗齷齪の徒には是等の儀ともに語るにたらず候尊兄に非ば爭でか及此可申候哉御一覽の後被投火中可被下候

一南部兒ももはや其元發足にて可有之やと奉存候久

々にて歸家候て大慶之段令察候去年以來尊兄無御暇御參會も稀罷在候に承及候御意外之義に奉存候頃日承候へば尊兄にも御用に付御上京のさた有之由申候彌事實に候哉向寒之節御苦勞成御儀と奉存候
一田鶴樓作章御傳示辱奉存候何れも古雅に相見へ珍重に存候就中寶鏡華作書來寫蹟などおもしろく奉存候和韻之事被仰下候貴命難默止候に付不殘和候て進し申候作意彼相違可被下候本詩韻字巧妙之處に中々和韻難成候得共疊付今更可仕様も無之候此冊高樣が和唐人早朝大閣宮作の詩を見申候て不勝技癢いさゝか效顰候間別幅に書付候て進呈之仕候高評承度候へは御息災に存候て序ながら達申候
一望九左衞門田中左源太へ之御狀共相達申候左源太へは相屆申候九左衞門は儉家用事に付只今○京仕候に付一新共差返申候早速便に京師へ遣可申候稲若水へ御傳言も京都へ可申遣候只今京へ罷歸申萬々期後聞之時候頓首再拜

九月十八日　室新介

新井勘解由樣　直清

座前

○雨森東五郎書簡

正月十七日之貴札年御廻報致拜見委曲之御紙上戚如面晤生候住家先以貴□無御障被成御座候由珍重不過之候先年以来四五度も御狀被下候由遠方之義に御座候故何方に沈滞いたし候哉何も相達不申遣恨千萬に御座候其内同室松浦氏へ御寄附被成候御狀は成程相達申候其折節私朝鮮に罷在候て委細に御返事申達候先特名御尋之義も其御狀に相見へ大概分明に相知申候者は書付御返事申入候ても是又其元へは相違不申候由殘慨之義に奉存候右之書狀頼申候仁に相尋候所對馬に木下公御家來に頼置候由申候へども最早去々年之義に御座候へは相知申間敷と奉存候先以貴樣御義段々御格式も結構に被　仰付殊前攀龍附鳳之榮被成候段偏積善之力同門之榮不過之奉存候殊　世子君御學術御精研に被成御座候段不尋常候之由被仰聞誠に閭闔之大慶と乍恐奉存候我々義邊地に罷在段々白髮も生候へは精神も以前には違申候殊に去年以來は左脚腫痛仕行歩も不任候處有馬へ投浴いたし候以後過半も快罷成候へ共兎角は癈人にも罷成可申候哉就夫候ても一しほ舊日之御參會存出し暗涙滿面之外他

事無御座候青山氏又は岡島氏不絶御參會も御座候由
萬々御滿由敷奉存候
一先年松浦氏へ御附差被成候御書簡之内に被仰聞候
物名御返答は申入候へ共相違不申候由被仰聞候故相
知候處左に錄し懸御目候

鰈魚

青魚　ッでの子のなき魚にて對馬にてはセガイと申候江戸にもたくさんに有之者に御座候ても名を失念いたし候

大口魚　作春魚非なり

此分朝鮮にて分明に相知れ申候物に御座候此外は朝鮮にても物名は方語多御座候て不分明候尤館所へ參り候者之内には思之外博物之人も無之候て物ごとの吟味難仕候朝鮮とても中華とは土地隔絶なる事に御座候故物名などの分明に無之候義は日本に大違は無之相見へ申候其外異事文物又は風俗禮義守國の法敎人の術などは感入申候事多相見へ申候筆紙には難申述候あわれ近年之内得貴面委曲之御物語仕度奉存候霞の事御吟味被成被置候事も可有御座候へども我々兼て存じ候は山のかすみ候事を申候ものと存居申候て紅霞彩霞などゝ申候言葉不審に存候所朝鮮にて承候へばやけの事を霞と申候其後字書者見申候へは日傍形氣と有之候へば朝鮮にてやけと申候義分明と被存積年の蒙を晴し申候宮刑之割勢と申義も朝鮮にも宦官有之候とくと樣子を承候に睾丸を拔去候事に御座候海參之事を如男子勢などゝ申候へば勢と申は陰莖の事の樣に相聞申候へども醫書に勢は外腎也と有之候へは是も朝鮮にて申候通にても可有之候哉其上宦官之義陰莖を切り申事にては無之由申候へは日本の覺違にても可有之候哉ケ樣之義に付朝鮮之義は中華へ每度往來仕候故吟味精敷事多御座候三國の內にては日本ほど諸事不吟味成事は無之樣に相見へ申候あわれ〳〵近年之內得貴面諸事御物語仕度奉存候
一木下平三郎公にも惟今は結構に御務被成候へども御暇も無御座御學術研習の義も無御座候由先年の御狀にも被仰下候左樣可有御座と奉存候何とぞ御門下にも名譽之人出來仕候樣に有之度義と奉存候貴樣には只今學問の義御免許を御蒙被成候由結構成御首尾御羨敷奉存候義に御座候當所之義は每々韓人に出合申候義に御座候へ共暫時も學問[illegible]情いたし候ては間に逢申事にて無御座候へば思召之外苦心いたし候事に御座候元來不才の拙者事に御座候に段々精神ものれ

ほゑも毀損いたし候故無義仕候事に御座候其外にも
不任心事のみ多御座候て本島の官仕今更追悔いたし
候事に御座候

一先年私心腹の話申進候義別の事にても無御座候此
段は貴樣思召之程も如何に奉存候へども切迫之餘顯
於言辭申候事に御座候拙者淹留斯島已過十稔。人情風
俗。無一適意觸景感懷。如坐針氈。日夕愁嘆。不勝椎胸。窮
鳥困魚。已墮籠鉤之中。終無解脫之望。此生遺憾。何以加此。
足下以龍潜之舊膺寵任之榮。不知亦有意於拔諸泥淖。推
之靑雲。肯爲司馬之楊得意耶。唐人之俗語。陰溝洞裡蝦蟖。
思量要天鵝肉喫。ヽ申事御座候是は雲に梯などヽ申心
ヽ同然にて御座候私存寄の義も蝦蟖之思量に違申事
無之如何程御心易存候ても被申人當にても無御座
候へども存申候通當地之住居萬々殘念之義に存候委
細之義は筆紙に難申盡候殊爲邊鄙之鬼候事一生之大
慨ヽ存候乍然今更脫身之計決て無之候富貴榮耀を望
候念は天日在上毛頭も無之候へども何とぞ一生之内
に邊地羈留之苦を免たく存候に付萬々の一も貴樣之
御力にて預御提拔候事も可有之哉ヽ不得已心腹之趣
委細之書付致呈覽候へども其書狀相違不申候由是又

天數ヽ奉存候其折節拙品成絕句二首致進呈候左に錄
之懸御目候

一從辭紫泊鬢髮日蒼々。惆悵上林賦。難逢得意楊。
四海誰知己。乾坤一病身。休怪彈冠急。靑雲有故人。
御閑暇之節高和所希御座候此度南山氏へも以書申申
入候乍慮外御傳達奉願候猶期後音之時候恐惶謹言

三月朔日　　　　　雨森東五郎　名乘

新井勘解由樣

○富士山本門寺曾我物語

曾我物語卷第一

幷序　本朝報恩合戰謝德鬪諍集

夫申日域秋津島從國常立尊以來天神七代地神五代都
合十二代神代曾置地神五代末御神申呈日且居尊出御
代御在治本朝七千五百三十七年其次出御代御補申大
和日高見尊治本朝十二萬八千七百八十五年其次出御
代御神申呈富大足尊治本朝七千五百十二年其次
初卷の初丁に

曾我物語巻第一　富士山本門寺常住

日義

初巻の末に

于時天文廿三年甲寅卯月五日書之訖　日義

末巻の末に

當山第十代日殿聖人初名日義天正十壬午年二月六日逝年五十七　富士山北山本門寺什物

右曾我物語何人ノ作ニヤ定テ僞書ト知ヘシ。

○正德六年日記抄

正月 正德六丙申年

一朔日日和夕邊よりの火事明けがた迄もえ鍛冶町南側家中燒申候南側龜田や市郎兵衛家のやねにも飯田町定火消溝口式部消口取被申候横町釘屋長左衛門家の角油田屋のやねをばひお方民部消し被申候火しづまりて道具抔運びもどし一日骨折はたらき申候

一二日天氣けふも餘りの荷物穴藏よりいだし一日つかれ申候

一三日日和漸こに土藏抔いたし申候此日火事燒場見物いたし候風吹申候

一四日日和よし

一五日日和風はげしく吹申候此日宗師様習初め餅を燒て銘々菓子盆に入出して仕舞申候

一六日日和年切箱竹ゑ包紙折出し包紙はりかへ荷買入終日荷拵いたし申候

一七日日和濱町へ禮勤申候名主へ紙貳そく扇箱一ツ組中へさんぶた箱五ッ木工左衛門へ紙一そく杉箱一ッ錢百文年玉此日築地へも禮勤申候祖てへ年切百枚龜母へ紙一束年玉にいたし候

一八日雪少ふり候此朝六ッ時分芝の燒跡に火事有之候此夜藥師參りいたし候

一九日日和今日より初盾に出申候　一錢貳貫九百六拾文ッヽ

一十日日和今日夕方大風吹申候

　一錢三貫文ッヽ　一壹分に七百四拾文ッヽ

一此夜四ッ谷新宿の中程より火出内藤宿不殘燒失いたし候同夜八ッ過四ッ谷御たんす町より火出火事

有之候

一十一日日和風吹申候夜五ッ前谷中池の端榊原式部
○守屋敷表門脇より火出池の端通りより南へ神田白
銀町本町石町不殘河岸より呉服御用後藤縫殿介家
通りぬし町釘店通り大傳馬町伊勢町堀江町小網町
堺町通り不殘燒失いたし靈岸島永久橋向北南殘申
濱町東横町通りより北八丁堀五丁目へかゝり靈岸
島向燒失日本橋東南茶碗店より通三丁目雲切散日
糶屋の角迄燒此所木挽町定火消松平駿河守樣消口
取申候其より万町横町通り不殘燒本材木町四丁目
迄燒失松平因幡守樣やしき南表長屋片側殘不殘燒
失此通りはかや場町同心町通り九鬼大隅守樣屋敷
通り燒來り本多遠江守樣屋敷殘り是よりはすなり
に北八丁堀へ燒出申候

一十二日風吹申候夕べ仕舞候道具不取出して休居申
候晝九ッ時本郷に火事有之大火にて候本郷二丁目
より火出下谷の燒跡迄燒失いたし止り候よし

一十三日天氣曇り此夜下谷に火事有之千壽之由に候

　一錢貳貫八百文つゝ

一此頃所々大火事に付材木殊外高直にて松板壹兩に
八拾五枚程せしが廿五枚壹兩にいたし候大工八日
壹兩にて一日貳朱いたし候能き大工は一日五百文
四百文にて候左官小まいかきも同斷大八車殊外運
賃高直にて候

一末晦日之火事本多中務少輔屋敷より出候此御屋
○敷に前廉より鬼門に當り候此度迄鬼門切不申候故
此度御切被成候火事出候前に怪異有之候御門のか
ざり松の眞木折候事竹三度迄立替折れ申候此夜本
多樣の御泊り番にて御城に詰被成候留守にて候火
事七口より出候よし御臺所御廐其外七所よりもに
出申候よし申あへり

一十三日之夜の火事千住二町目より出女郎町不殘燒
申候

　十四日之相場

　一錢貳貫九百三拾文つゝ

一十四日日和のごかにて候今日屋敷町にても栁にて
もけづりかけに致し門にかけ横木に一年の月の數
を書門に立置申候相模邊之在郷にては今日栁の枝
に團子をさし家の廻りへさし置又神にも祭る由
此夜芝居町に手あやまち有之候由

一十五日日和木挽町勘彌初狂言若水仕合曾我狂言一番目より見物いたし候

一今日國々にてしめかざりをつみ上やき申候よし上には扇抔を結付燒申候又中國尾張杯にはしめかざりをつみ上其前にわらを一だかへ程つゝになひ申木を南方かたごりて左義長燒申候大勢打よりて綱を引面々に伊勢の國の錢金を半田村に引とろ近江の國の糸綿を尾張の半田に引とろなど云はやし手を上けて引候內につみ重しかざり燒き申候又田のくろつとみ抔をも一に燒ありき申候よし

木挽町勘彌初狂言

渃仕合曾我（ワカミヅ）森田勘彌

祐成はすわふに殘す村千鳥

三つ有とても蝶は時宗

一和田義盛　仙國彥助　一一萬　市川門太郎

後に鬼王

一箱王　袖岡庄太郎　一鬼王　勝山又五郎

後に團三郎　後に祐成

一團三郎　市川團藏　一朝比奈三郎　富澤半三郎

後に時宗

一工藤介經　濱崎磯五郎　一又野五郎　松本四郎五郎

一大いそ虎　藤村半太夫　一けはい坂少將　玉澤林彌

丙申正月初狂言

一今度十一日之火事に方々にて人死有之候前度々火事にも人死御座候

一十六日日和のどかに候

一錢貳貫九百五拾文　一横檜壹分三拾四把

一此日晝七ッ過八町堀稻荷之前角屋より火出家三間燒失いたし候雨風有之候

一十七日天氣風吹申候

一壹分に錢七百十貳文

一十一日之火事に日本橋西にて橋板二間に三間程燒柱四本闌干五間程燒失いたし竹やらいを附馬車通し申さず候

一十七日之夜八ッ時築地松平左京太輔（大夫）樣中屋敷より火出候前酒井修理亮樣屋敷跡南北橋板まて末は飯田町北側裏を燒通りて此所角定火消溜池之端近藤彥九郎樣消口御取候それより鐵砲洲材木屋へ出さぶさ橋邊り東は海際之方三町に竪五六町程燒失築地松屋裏右衛門方に見舞働申候夜七ッ過迄九ッの

頃より燒出し明日迄火消不申候て曉にしめり申候風西北にて候

一十八日日和風吹申候晝九ッ時淺草十王町銀座會所より火出東へ本庄新大橋廻向院近邊土屋相模守下やしき阿部豐後守下やしき不殘燒失いたし候回向院は燒不申候松平越中守隱居やしき不殘燒失其より筋違に深川靈向院之堂は不燒寺中片側燒申候て火しづまり申候風は西北風にて候

一十九日天氣曇る此夜口いたし申候

一廿日風吹申候天氣よし晝七ッ時權太原に火事有之大火にて暮時分しづまり申候

一廿一日風吹申候晝九ッ過芝田町七丁目の邊に大火事有之晝七ッ時分火しづまり申候後に聞候へば品川門前町より火出濱川佐水邊迄燒失いたし候由

　一錢貳貫九百五拾文づゝ

一廿二日終日雪降申候今日富之介誕生日之由正德五年乙未正月廿二日晝八ッ長の刻に富之介生れ申候

一此頃の火事付火も多く有之候由にて殊外用心いたし裏店路次出入夜五ッ切にて錠をおろし御屋敷も暮六ッ切にて仕舞申候中橋下槇町にては火付をとらへ公義へ出し候へば小傳馬町籠屋十一日之火事に燒候故先町内へ御預け被成候其外麻布百姓町にても裏に火付候を見出しこらへ申候由又鈴木町にては裏店のひあはひに有之候臼の上にわら御座候上へ熊野炭の起りを見出し消し申候よし

一廿三日雪降申候夕べよりの雪風の吹まわしにて一尺程つもりし所もあり又二寸計の所有之候晝八ッ前より七ッ前迄之内降止候て終日ふり申候

一廿四日天氣雪消申したぶり雨のごとくに候

一廿五日日和いまだ雪消やらず候

一廿三日之夜雪降候折から本郷追分より火事出土物店迄不殘燒失いたし候由

一今年伊勢山田燒失同龜山東海道油井かん原不殘燒失致候由

一廿六日日和今日ゟ河岸湯屋平右衛門湯たき申候て入申候

一廿七日天氣今日裏の屋根指板いたし吹申候

一廿八日天氣よし此夜庚申待に紺屋善右衛門方へ行申候

一廿九日日和よし今日又屋根吹來り屋根吹申候

一錢貳貫九百六拾八文ッ、

申正月新板本

一好色和裝集　三卷彩色繪八文字や八左衞門板

一同万石船　三卷

一同一代能　三卷

一役者願紐解（グワンホドキ）　三卷八文字屋板

一好色風流情色紙　貳卷江戸山泉[illegible]新板

一軽口めつた的　五卷はなし本京伏見や板

一御手箱の玉　五卷江戸板也

一役者我身寶　三卷申のさしい評判江嶋屋市郎右衞門板

正月中火事　拾三度

正月日和日　廿六日　同降日　三日

以上

申二月記

一正月廿九日今夜九ッ半時豐島町より火出ばくらう町西丁村松町富澤町よりかまくら町牧野備後守樣やしき燒失水野隼人樣屋しき切にて火しづまり申候西北風にて候

一正月十一日火事以後堺町薩摩太夫外記四五日煩相果申候よし宿はかやば町に有之候よしの說

一朔日日和風はげしく吹申候晝九ッ過弓町さうふやのこやより火出即時に消し申候よし

一正月晦日豐島町火事に豐島町にて人死有之候よし新大橋迄不殘燒失橋きわにて橫田備中守樣やしき燒殘り候松平因幡守樣秋元伊賀守土屋相模守岡部越前守抔不殘燒失

一同夜東海道新町九ッ時より曉迄燒失いたし候

一久我（コガ）燒失有之候宇都宮なども江戸のごとく切々出火にして一間屋にて燒留り候に今度の火出來家四五拾間程ッ、一度に相燒申候

一大坂なども切々火事有之候よし

一二日日和

一三日日和晴明

一四日天氣曇る九過より雨ふり候

此日堺町小芝居大坂三國小太夫手まりの曲見物拾文ッ、にて見せ申候同みせ物長崎島小人飛驒長西宮五拾八歳かるわざ長（タケ）拾二三歳成子共程にて候顔口口ありからだより大きく一寸法師と云にて候拾文ッ、にて見せ申候

一五日日和堺町土佐上るり藏開大福長者見物歸り根

津田旅にて四国野父太郎みせ物見物いたし候
一今日より夜不寝之番鍛冶町弐丁表店之分亭主ゝ河岸之床ゝ自身番ゝ南所弐人ッヽ相詰夜中相廻り申候町中何れも如此にて候
一今日阿部豊後守様京都へ御参勤にて江戸御立にて候
一公儀様より火の元念入不審なる者有之候はゝ召連番所可罷出旨被仰付候
一近頃積木炭高直に成申候
一熊野炭壹俵にて上五百文 次四百文　一薪壹分ニ 上拾六把迄 下廿七八迄
一五日白米相場
　一壹分ニ　白米壹斗五升
一六日曇る八ッ過より雨ふり申候
一七日曇る此夜本郷四丁目本多中務様下やしきより火出餘程焼失いたし候
一八日曇る鳥森稲荷祭禮今日有之候七日は練にて候晝七ッ前あられ降申候
一九日日和初午宗傳様へ行申候寺登り男子十三人女子四人都合十七人有之候此日築地矢の倉稲荷祭禮屋臺四五有之候

一十日日和晴明夜八ッ時分に大き成地震ゆり申候築地夷講に行申候
一十一日日和よし
一十二日曇る夜雨少ふり申候
一十三日朝曇る風有晝より天氣
一十四日日和朝風吹申候朝五ッ過日本橋平松町通り丁之北側より火出向側へうつり北側之分は左内町迄不残片側焼不申候平松町火元之際藤堂民部様消口被取候其上北側焼残り申候向南がわは材木町河岸迄焼出し筋違に材木町三丁目迄焼申候て火鎮り申候通町之方は一町半程つゝ町並不残焼不申候晝四時分火消に申候風北風にて候
一同日九ッ時神田鎌倉河岸之方に火事有之早速消申候
一同時番町之方に火事有之早速火しづまり申候
一此日焼残りし日本橋人通り多く有之候中間より橋踏落候人二人川へ落候へ共干潮にて候故泥に成出申けがは無之候
一同夜八ッ時分上さや町湯屋より火出早速消申候火消二頭被参候

一松平土佐守樣やしきから木立に二月廿日迄に一万
六千兩一坪に付八兩つゝに請負人有之候
一南鍛冶町吉田門菴殿屋形金貳百兩に一切請負人有
之候
一十五日雨少降る晝より日和よし
一十六日終日雨ふり申候
　一錢三貫拾文つゝ
一十七日日和曇る
　一錢三貫拾文つゝ　　一切賃四拾文つゝ
　一壹分に七百五拾貳文うり　一銀七拾壹匁七分
　一米相場古米兩に五斗かへ
　一槙楡壹分に三拾把　一炭壹俵三百八拾文つゝ
一十八日曇り天寒く風吹申候折々あられふり殊之外
寒申候
一十九日天氣風はげしく吹申候東西土烟を上恐しき
風にて候
一廿日風吹申候天氣寒く候
一廿一日曇る時々雨あられ降申候
一廿二日朝九ッ雪ふり申候三寸程つゝつもり晝より
天氣晴風吹申候

　一錢三貫五文がへにて候
一此日晝七ッ過に五郎兵衞町中程傘屋裏より俄に火
出すぐに五郎兵衞町新道西河岸北こんや町川際迄
燒候付疊町半町燒申候此所本多遠江守樣消口御取
候依之疊町通り京橋際迄表通り店不殘燒殘り北こ
んや町の火乘物河岸より南京橋向南一町目半町餘
不殘燒失此火金六町へもえ出半町餘燒申候此火水
谷町へ燒出一町不殘燒失いたし是にて火しづまり
申候暮六ッ過迄燒申候西北風にて候但し五郎兵衞
町河岸より表通り北こんや町迄不殘燒のこり申候
一廿三日日和今日はきのふ穴藏へ入候道具終日取出
し候晝麻布六本木の邊に火事有之候早速きえ申候
夜五ッ過より雨ふり出し申候
一廿四日日和よし晩方愛宕參りいたし申候此日晝九
ッ前櫻田酒井石見守樣御臺所より火事出早速きえ
申候
一廿五日日和のどかにて南風吹申候晩方麴町天神參
いたし今日は天神眞筆の御影開帳有之候境内狹く
堂の前に松梅柳など多く有之緣日はにぎやかにて
候見せ物猪鷲見物いたし候

一同夜九ッ過本郷に火事有之候此夜四時より雨ふり申候
一廿六日雨天晩方日和にて候朝五ッ時初雷なり申候只一ッ
一廿七日日和のごかにて候晝九ッ時日に暈有之候八ッ前消申候堺町竹之丞芝居万歳女鉢木四番目見物いたし候都太夫一中風流そこは小町鉢たゝき上り竹之丞が所作有之候同日根津御旅にて島猿見せ物見申候牛の如くにて角なく牙大きにて黑き長き毛一身にはへ牛のうなるごとく成聲有之候
一同夜山王前ながこ馬場間部隱岐殿屋敷ゟ火出四五間燒申候
一廿八日日和のごか今日阿蘭陀商唐人御城へ上り歸りに御老中へ廻り申候本多中務樣前にて見物致し候唐人四人參り候
一廿九日南大風吹申候天氣よし晝七ッ時築地畠山下總守樣隣やしき藏のやねより火出やね覆ひ不殘やけて火消申候同樣五ッ過青山の方に火事有之早速きえ申候
一卅日日和堺夢想權之助兵法芝居見物拾文つゝにて候芝居は今月廿八日より始め申候
一錢三貫三拾五文つゝ

申二月新板本
一世間子息氣質　全五巻　未ノ極月より出申候　江島や一郎右衛門板　作者其磧
一今源氏空舟　全六巻
一好色万寶節用　全三巻
一好色不老門　全五巻

一堺町勘三初狂言
今年十三年忌閏二月十九日に法事をいたし申候よし狂言に政之助曾我の老母に成團十郎に異見のしうたんに申候二月は火事故世間さわがしく有之候間閏二月にいたし候よし
一紙子にて傾城をこなし候は大坂にて坂田藤重郎江戸にて中村七三郎兩人にて候よし此度團十郎老母の紙子を着て居候　大谷廣右衛門狂言に申候右二人の事は風流三國志と云本に有之候よし
閏二月一日より二の替り

○南朝賸粉

南朝賸粉
南朝姝麗本風流。義士將軍共一儔。三百年來陵谷變。紙

有爵王一酒籌。燕子演成已糾鬪。桃花曾唱過江春。繁華終古舊明月。照見誰家哀怨頭。

右芸程所作粉本偶於篋中檢得先生題花扇夢中花葉自笑之語。重光協洽姑洗上浣　曉泉老樵　范泉一　高山樵書本印

南朝賸粉

按ずるに、これ南京の名妓李香の像にて、手中の扇は桃花扇なり、李香明末にいで明亡るの後にも聲譽いよ〱高ければ、南朝賸粉といへるなるべし、たゞし板橋雜記及び侯朝宗が李姬傳には、李香といひ桃花扇傳奇及び吳鏡庵等のいふ所はみな李香君と稱せり、板橋雜記に李香身軀短小膚理玉色慧俊宛轉調笑無双人名之爲香扇墜。余有詩贈之曰生小傾城是李香。懷中婀娜袖中藏。何緣十二巫峯女。夢裡偏來見楚王。武塘魏子中爲書于粉壁。貴陽楊龍友寫崇蘭詭石于左偏。時人稱爲三絕。由是香之名盛于南曲。四方才子爭一識面以爲榮。とあり、四方の才子ひとたび面をしるを得れば榮とすといふをみれば、當時聲價の高き事知るべし

按ずるに、生小傾城の詩桃花扇傳奇には何緣を緣何に作りて楊龍友の作とし、標注にこの詩は余讀此代作なりといへり、又樂府の僞なるを集て刻十爲音法頭次之首面從馬又其次也といふをみれば、李香は南京の妓の絶妙なる事知るべし、また李貞麗者李香之假母。有豪俠氣。嘗一夜博輸千金立盡。與陽羨陳定生善。香年十三。亦俠而慧。從吳人周如松受歌玉茗堂四夢。皆能妙其音節。尤工琵琶。與雪苑侯朝宗善。閹兒阮大鋮欲納交于朝宗。香力諫止不與通。朝宗去後。有故開府田仰以重金邀致香。香辭曰。妾不敢負侯公子也。不往とあり

按ずるに、侯公子に勸めて阮大鋮の交をしりぞけし事、并に田仰が金三百鍰をもて李姬をむかへて一見せんといふを固くしりぞけし事詳に李姬傳に出せり

これによれば李香の幼年より音曲に妙に且見解あり、節操ある事しるべし、桃花扇傳奇によるに李香君はじめ侯朝宗に楼櫛をゆるせし時、朝宗一柄の扇に詩を題せるを送る、夾道朱樓一徑斜。王孫初御富平車。靑溪盡是辛夷樹。不及東風桃李花と云詩なり、香君此扇を秘藏せしに世の亂れにあひて行わかれ田仰の强て香君を迎んとせし時

も、此扇にて人を亂打しつゐに暈倒して頭の血にて扇を汚す、後侯朝宗を思ひて扇をみる〳〵眠りしに楊文驄といふ人訪ひ來りて扇に血の點じたるを見て墨草をしぼりて畫の具とし、筆で葉を添へ血點を花として折枝の桃花の圖をなしぬ、此扇此傳奇の種也、最後に張瑤星といへる道士の壇場にてはからず兩人めぐりあひし時扇は道士に破りすてらる、扨このふたりの道士の教化を得て悟道し侯朝宗は丁繼之の弟子となりて道士となり、香君も卞玉京の弟子になりて女道士となり、をの〳〵南北に別れ去りて修眞せしといへり、桃花扇は雲亭孔氏の作にて大に流行せしものとよし也、燕子箋は石巢傳奇貳種の一なりと云、桃花扇傳奇には阮大鋮が献する所の曲なりといへり

南朝臙粉圖一幅畸隱春孫三郎惠贈予家

右寫山樓谷文晁所考也

文化癸酉孟夏念七甲子寫于緇林樓中　杏花園

○酒井靱負亮裁判

酒井靱負亮殿小兒及刄傷御裁斷

文化四丁卯年五月十六日於野州小山宿道中作州[illegible]日光之古場にて青山[illegible]一郎家來三浦[illegible]十三歲、[illegible]十二歲上鐵一郎事熊次郎、切付候處熊次郎刀を鯉口ゟ不拔合内に鐵一郎三刀[illegible]切付候に付熊次郎は倒れ候由其中に鐵作鐵一郎を取押へ刀を奪ひ取押[illegible]熊次郎疵わづかに付歩行にて罷歸候由其後双方より其趣訴出候ニ付御糺之上[illegible]申渡段申達之右に付追て御裁斷之趣如左

青山[illegible]之助より江戸[illegible]へ文通寫

一筆致啓上候、然者一昨[illegible]江見[illegible]方より以手紙鐵一郎へ御直に被仰出候御用御座候間七ツ時御[illegible]へ私共并親類之者[illegible]召連出候樣申來私鐵一郎本多孫左衛門八木[illegible]傳次郎方同道にて罷出候樣先方も同樣に而[illegible]傳次郎同道にて[illegible]出候處[illegible]樣丈[illegible]にて何れも一緒に[illegible]之間へ罷出候處鐵一[illegible]熊次郎方へ疑へ出[illegible]御[illegible]兩人席を進ス[illegible]一[illegible]郎先達て於諸古場致[illegible]及刄傷候之始末[illegible]之上は鐵一郎に有之面は一旦切付候處外より引合存分に得不達候上

は何れに存分に不致候ては差置間敷所存に可有之と思召候熊次郎方に有之候ては刀拔兼るか内に疵被附其儘に被引分候上は心外に可存義疵平愈之上は尤存分に可致存念に可有之哉と思召候御上にても同樣被思召候事に候併ながら一旦引分れ今更双方任候者一人は可死一人は疵を蒙り其上切腹に而も可被仰付左候得者無益之事に命を落し候儀には有之間敷哉全體先日之一件双方共幼少に候處健氣之義末々御用に可罷立者にも可相成思召候得者惜儀と思召候乍去是以其儘に被差置候筋に者無之候得共不及是非義に候得共爰に一ッ思召御座候兩人共今存分に可致旨被仰出候得者唯今双方に相果候命暫く之内御預り置可被成候間何ぞ事御座候節於御馬前其命を忠の爲に捨候者先祖へ對し候ても子孫に對し候ても格別之功と思召候兩人共右之思召聞入呉可申哉了簡御尋被成候之旨被仰出候右に付求馬方御請可申上旨挨拶も有之鐵一郎熊次郎兩人共奉畏難有段御請申上候處又々被仰出候は段々被仰聞候趣聞入呉御機嫌に思召右之通御請申上候上者此以後遺恨有之候得者舌二枚遣候と申者にて士之致間敷義に候何分双方共無遺恨此以後相親可申候右に付御持合之御酒可被下候間兩人盃可仕旨被仰出兩人共御膝元迄被召呼御盃被下直に其盃にて互に盃致候處返盃被仰付夫より其御盃を又熊次郎へ被下置又返盃被仰付夫より其盃を直に兩人へ被下候間毎月五日に互に寄合則今日も鰹節一種切之御肴に候間右一種切之肴にて右之盃にて酒たべ彌以義氣相立候樣互に相みがき可申候其故に盃に御直に義之字御認被成蒔繪に被仰付可被下候間生涯此一字を不忘出會致候樣に被仰付且茂八郎私幷双方同道にて罷出居申候親類へも此以後双方睦敷出會可申旨被仰付右之御酒被下候間何も頂戴可仕旨被仰付何も御前を引取候て御酒頂戴仕居候處又鐵一郎熊次郎幷茂八私共御前へ罷出候樣被仰出又候罷出候處鐵一郎熊次郎居候側へ御寄被遊猶又此以後相親み遺恨に存間敷旨呉々被仰付茂八郎私へも猶又心易可仕旨被仰出直に御歸城被遊候誠以難有奉存候乍慮外御安意可被下候

十一月七日　　青山右馬之助

都筑助太夫樣

猶々熊次郎方疵も最早愈申候て成程少々疵は見得申候得共格別之義には無之候熊次郎年は拾一に御

座候が元氣成子にて爭論に及候節も可仕合と申出候鐵一郎切付候節も刀の鯉口堅くぬけ兼候内に疵を被付其節もいまだ刀を抜不合先こ切付候者卑怯の義と聲を掛候由引分候後疵療治等之節も甚元氣成事之由感心仕候いづれ此以後は鐵一郎とは兄弟同前之義と存候、、、以上

番頭 兄右馬之助
青山鐵一郎 拾三歳

馬廻り 兄茂八郎
三浦熊次郎 拾一歳

右都築助太夫と青山右馬之助親類にて助太夫は當時江戸住居若殿樣御附相勤居候也

○牛天神下孝心の者

金杉水道町家主井筒屋佐兵衛店に近年引越し參り申候竹箒商賣仕候吉五郎と申候三十七歳母親へ孝心之者に付當六月四日町奉行永田樣備後守へ御呼出し御白洲にて孝心に付銀五枚爲御褒美被下置誠に難有事に候跡りに八丁堀御掛り樣へ被呼被仰聞候は是迄孝心之者度々心得違いたし慢心おこし却て御褒美頂戴之後不孝にて被叱候者も有之候事故猶又此上大切孝心可仕由被仰聞候

孝心之始末は未承り不申跡より承り可申上候

傳通院前葛籠や駿河屋善兵衛より申來

○清水御屋形御成の節表御供方御料理物調 享和元酉年三月伺濟

一御酒　若年寄衆　二人

一御吸物 鯛切身 めうと　御側衆　七人

一御肴　三種　勤番支配衆 但若年寄衆御側衆御用意之分代り付

内

一種　鯛魚でん　外御用意三人

一種 御煮染 皮付長芋 塩煮あはび二 長ふき

一種切漬鮓 鯛二切 さより二切 ゑび一 たで せうが

一無汁三菜 但坪計代り付

坪 畑白切身 くわゐ 水くらげ

香の物 奈良漬 味噌漬茄子　飯

猪口 聚菜 つくし

燒物鯛味噌漬

一御菓子　拾三 羊かん三 紅梅餅三 外良餅二 山吹朧まん頭二 草包餅三

〆拾三人
一御酒
一御吸物　鯛切身　めうさ
一御肴　二種
　一種　鯛魚でん
　一種　切漬鮓　前同斷
一赤飯　但胡麻鹽無之
一煮染　あわび三　小串魚二　椎茸二　長芋三　苞豆腐五
一菓子　拾一　やうかん二　外良餅二　草包餅二　色付包餅二　白朧まん頭三
〆八拾一人
一御酒
一御吸物　鯛切身　めうご

御小性　拾貳人
御小納戸　三拾壹人
御醫師　二人
御繪師　二人
西丸
御小性　五人
頭取　一人
御膳番　一人
御次詰人　六人
取扱頭取　一人
御膳番　一人
奥之番　二人
御次番　五人
御伽　四人
御醫師　二人
御用意　七人
御膳奉行　壹人
御膳所
同御臺所頭　壹人

一御肴　二種
　一種　鯛魚でん
　一種　からすみ　但五切竪切
一赤飯　但胡麻鹽無之
一煮染　但前同斷
一御酒
一
一肴　一種
　但硯蓋物
　小串魚二　かまぼこ三　くわゐ三　蓮根五　皮茸　見合
一赤飯　胡麻鹽付　煮染ハ無之

西丸
御膳奉行　壹人
御膳所組頭　一人
同御臺所人　八人
同小間遣頭　一人
表御臺所組頭　一人
同御臺所人　三人
御賄組頭　一人
御賄調役　二人
同吟味役　二人
同御酒役　二人
御廣敷伊賀之者　四人
御膳所小間遣組頭　一人
同小間遣　拾一人
同陸尺　六人
御風呂屋小間遣　一人
同六尺　二人

御賄六尺頭二人
同新組頭　二人
同調吟味下役三人
同六尺　七人

公家衆御馳走に付
文化六年己巳五月二日御能組

翁　三番叟　千歲　彌太郎
前ツレ　日向富三郎　大藏　彌惣右衛門

天女　深尾權八郎　市郎兵衛
十太夫

玉の井　源七郎　井上忠兵衛　竹内四郎兵衛　三郎右衛門　備兵衛　新九郎　伊右衛門　惣右衛門　又六郎

八島　金剛太夫　大供福三郎　彥太郎　井上忠兵衛　竹内四郎兵衛　兵助　權九郎　庄吉

芭蕉　觀世太夫　彥太郎　市郎兵衛　小左衛門　庄兵衛
間　彌太郎弟子　孝日九郎八

黒塚　八左衛門　源七郎　池上助　六五郎　小兵次郎
間　彌太郎弟子　鈴木三左衛門　藏　八郎

祝言
高砂　庄左衛門　權平　新之丞弟子　富田次郎左衛門　山田金三郎　助三郎　文次郎　五郎助　富五郎

水掛聟　八右衛門　しうと　女　下野卯之助　藤井兵三郎

鞠座頭　傳右衛門　きく都　勾當　名女川六之助　成井源之丞

同　村越善次郎
同　杉原半兵衛
通人　成井銀五郎

八島間
那須　勘藏

玉の井間　鈴木左四郎　兒玉吉次郎　朝山角兵衛　上松堅之進　山本政次郎

增訂一話一言卷三十五終

増訂一話一言巻三十六

〇鈴木白藤所藏白石著述目

新井君美著述目録　鈴木恭藏

古史通或問二　國郡名考一
古史通七　文廟遺詔一
鬼神論全　准后考一
三月議一　手簡復菴一
木瓜考一　同新安三
人名考一　同洞岩四
岩松家系附序説一　與鳩巣書一
河川考一　與内匠頭書一
本佐録附言一　紺珠一
樂考一　長崎新例一
決獄考一　進呈按一
聖像考一　玉考一
樂對一　文房四賢傳一
奴平八傳一　奥羽海運記一
畿内治河記一　干支考一
春秋考一　新井家系一
遺文一　退私録一
三家考一　紳書六
讀史餘論六　五事略二
五山の長老朝鮮客使に舘伴たる事一
朝鮮信使進見議注一　敎諭諺解一
俳優考一　將軍宣下議一
觀樂筆談一　江關筆談一
采覽異言一　孫子兵法擇一
國書復號記事一　蝦夷志一
南島志一　折焼柴六
經邦典禮衣冠部一　東音譜一
白石雜記一　家禮考一
藩翰譜二十卷

〇邀月亭叢書目白藤

邀月亭叢書甲之部

阿部定次記　慶長記
聞見集　茗話記
伊東法師物語　景憲家傳

老人雜話　岩淵夜話
坪弓老談記　小須賀氏覺書
關ヶ原之節　老士物語
藤堂家覺書　細川家覺書
和泉守家記　おあん物語
北川覺書　朝鮮陣之節古文書
立齋舊聞記　公程閑暇雜書
三河物語大久保彦左衛門記　大和軍記
佐野宗綱記　舘林城覺書抄
福富覺書　吉野甚五右衛門覺書
右近衛少將家覺書　反町大膳申狀
諸士軍談　山口久庵話

乙篇之部

管窺武鑑　慶長記
聞書帳　松陰私記
小牧戰話　長久手
同或說　幸島若狹大阪物語
昔物語　片桐
越後國內輪弓矢　近藤
毛利　九鬼
清水　本多
水野　有吉
朝鮮日記　多賀谷記
小田天菴記　南部根元記
細川家覺書　幽齋樣覺書
越前福井鑑　管谷傳記
渡邊勘兵衛武功覺書　權現樣御一代記
壽齋　藤堂氏覺書

丙篇之部

岡田竹右衛門覺書　櫻井合戰覺書
古老夜話　黑田家舊記
土氣城覺書　里見九代記
水谷蟠龍記　水谷記
武功實錄　足立物語

○躬絃和文并和歌文化十年癸酉三月七日同十二年乙亥翁病死

やよひばかりすみだ川にあそぶ記

月は春のやよひの月日はじめのなぬかの日をぶねみつをならべてすみだ川の流にさかのぼらんとする事あり、されどかの嵐の山のふもと川にうかべりしかしこきみやびをまねぶとにはあらず、たゞねひゆく

春のけはひをもてはやさんとてのすさび也けり、けふしも此ごろの雨なごりなくはれてつくばたかねはまゆのごと霞るにかすみ行水はあゐをながしたらんやうにていときよら也、岸の柳の春風にくしけづり堤のをぐさの朝露にひげをあらふとみゆるもけふのあるじまうけとこそおぼゆれ、やう／＼ふた國の名にたへる橋のわたりも漕過ぬれは盃あまたゝびすんながれてまらうどもあるじもともなへる人／＼もおなじくいへらくけふいとありがたき日也、いでやさほ姫にぬさ奉らんといへばをとめ子が糸によるてふたへなる聲してうたひ出つ、これが中にとしたかきおきなは世にきこへたるものしり人にて、つかみじかきふんでをとりて何くれとものかきたるを、みつの舟の人／＼いかで得てしがなとあらそひいふもをかし、稲荷のみやしろある所にてあるじいざこゝにといへば舟をさかじふりたてつ、おそくとく堤にのぼりてみわたすに、さくらはまだしきころなればそこはかとなき賤が軒に桃の花のゑみすけたるもをかしなどいふほどに、榮之のぬしとてゐをいみしうかき給ふ人あへり、かの物しりの翁いざ給へとていざなひ行つゝ白鬚の神の杜のかたへなる西藏院といふにやすらひぬ、こゝにいとをかしき事あり、こさふくえぞかしまの波のをちよりもて來たりとてたかさ三さかばかりめぐり一さかばかりなる黒き石のかたちいとをかしきに注連引はへたるあり、こはなぞやとてをとこもをみなもくつがへりわらふに、あなかまさねかたのちうざうの昔物語もとせいしいふは例のものしりの翁也かし、かのゑの道のたくみなる人たゝうがみに此石のかたをうつして翁からうたつくりたはれ歌よみなどするほどに、菅の叙のたとへなる日もふじの高ねにかたふきぬ、今はとてふなよそひして歸らんとするに、としにまれなるけふのはる日のをかしかりつる事をしるしてよとしひてそゝのかさるゝを、いかゝはせんそも／＼けふのまらふどざねは良道のぬし藤堂吉諸號南山名良道あるじは成眞西陸佳雲三作ものしりは南畝の翁、さては酒をたすくるをとめふたり、猶こと人／＼もいとおほかりけり、それが中に醉しれて其事をしもみゝずがきにかいつくるは寶田の里人薬がもとの翁[illegible]になんありける

舟のうちによめる

をぶねさす隅田川原の春風に
　柳も釣の糸はへてけり
つゝみにのぼりて西藏院にやすらふ
かつしかや堤づたひの松陰に
　世をふる寺の春ぞしづけき
夕つかた
なにごなき春のあそびにけふも暮ぬ
　あはれたほかるいりあひの鐘

○翁三番叟次第

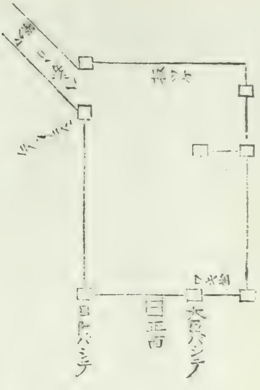

式三番翁立

一面箱狂言師　翁太夫シテ　千歳シテヅレ（觀世流寳生流今春金剛喜多にては狂言師面箱にて役相勤）
三番叟狂言師　笛　小鼓脇鼓　小鼓頭取　小鼓脇鼓
大鼓　太鼓　地謡

右之順に出る初め面箱出て目附柱の際に着き居る翁正面にて下に居るを見て千歳以下皆着き居る千歳はシテ柱の際に居る三番叟以下はやし方皆橋がゝりに居る翁正面にて禮をして坐につく、面箱翁の前に行面箱のふたを明面を出す時千歳脇坐に行坐す面箱は面を取出しふたにのせ置て千歳之次に坐すはやし方一人づゝ順にシテ柱にて禮をし坐につく地謡は板附之方より出て揃方之後。に坐す小鼓三人床几にかゝる笛座附を吹出す小鼓素袍肩を脱く笛座附之末ヒシギを聞小鼓打出す

翁謡出す

一とう〳〵たらり〳〵らたらりあがりらゝりとう 地
ちりやたらり〳〵らたらりあがりらゝりとう 翁 所
千代迄おはしませ 地 われらも千秋さむらはふ鶴と
龜との齢にて 地 幸心に任せたり 翁 とう〳〵たらり

〳〵ら地ちりやたらりたらりらたらりあがりらゝりどう千歳ノ舞初ゝなるは瀧の水〳〵日はてるとも地たへずとうたりありうどう〳〵〳〵千歳　たへずとうたり〳〵舞君の千とせをへん事も天津乙女の羽衣よなるは瀧の水日はてるとも地たへずとうたりありうどう〳〵〳〵舞スム笛ヒシギ千歳元之座ニ著翁あげまきやとんどや地ひろばかりやとんどや翁座して居たれども地まいらふれんげりやとんどや翁千早振神のひこさのむかしより久しかれとぞ祝ひ地そよやりちや翁凡千年の鶴は万歳樂とうたふたり又萬代の池の龜は甲に三玉をいたゞきなぎさのいさごさく〳〵としてあしたの日の色をろうじ瀧の水れい〳〵と静に落て夜の月あざやかにうかんだり天下泰平國土安穩今日の御祈禱なりあれはなじよの翁ともよ地あれはなじよの翁ともそやいづくの翁どう〳〵〳〵翁そよや翁舞千秋万歳のよろこびの舞なれば一舞ひ舞はふ万歳樂地万歳樂翁万歳樂地万歳樂

大つゞみ出
打　方にて翁濟　翁千秋　這入る　三番叟シテ柱に著坐

三番叟

一おゝさへ〳〵よろこびありや〳〵わが此所より外へはやらじとぞおもふ舞もみの段濟黑面になる

三番叟

一あゝら目出たや物に心得たるアドの大夫殿にちよつとげんぞう申ゥ

面箱

一てうど參りて候三一たがれ立にて候ぞ面一あどと御候程に某隨分物に心得たると存たあどのために罷立て候三一ほゝう面一今日の御祝儀を千秋万歳と目出たきやうに舞ふてをりそへ色の黑い尉どの三一今日の御祝儀を此色の黑い尉が千秋万歳と目出たいやうに舞をさめうずる事は何より以て安う候先あどの大夫殿には元の座敷へおも〳〵と御直り候へ面一某座敷へ直らふずる事は尉どのゝ舞より以て安う候先御まい候へ三一まづ御直り候へ面一先御舞候へ三一イヤたゞ御直り候へ面一ア、ラ目出たやさあらば鈴をまいせふ三一アラやうがましやな鈴の段濟仕廻なり

翁立　千歳の舞　翁の舞翁がへり　素面にて三番叟もみの

段
黒色の所にて
節め設
右之通之頭ニ御座候
○寛政譜なりける時和歌
霜月廿一日寛政譜なりて奉らせ給ふ羽目の間に
して執政の御かた〲に見せ奉りたまふにその
れらも此事にあづかりて其席につらなりぬるか
しこさをふして思ひつゞけゝる　正邦（山本忠兵衛）
冬ながらひもとく花の下風にたちはつへある袖の梅
が香
寛政重修諸家譜千五百三十冊を奉らせ給ふ事を
ことふきてよみて奉る　弘賢
ものゝふの八十うぢ人の家のふみちまきあまりを傳
ふかしこさ
義方
もろ人の家のいさ節をりはへし文のにしきの巻やい
くまき
家〲のちすぢもゝ筋いとしげきしらべや代々にく
りかへすらむ

○志賀随翁和歌（先印南社會一覧）
春毎に松のみどりの數そひて千代の末葉のかぎりし
られず
藤怨軒志賀氏随應行年百有餘歳
○發句
去申年下總國　八歳の小女子を産ける時何人の句
にや
帯解は去年ことしは岩田帯
○卯花園漫筆
卯花園漫筆五本は昌平學舎官本也卷首に文化六稔孟
夏東都石上宣續の自序あり
○妖狐禁文
御先手
松平左金吾
定虎
妖狐禁文
士民百姓等誤て狐を以て稲荷の神なりとこれをうへり、
因レ玆野狐稲荷の神號を盗み甚しきは人を悩す、天の
せめ遁るべからず、幼兒狐の穴のあたりを汚しある
ひは驚したゞする時は忽にあだすとか、夫れ人は萬

物の長。狐は人のために狩場の獲物なり。我十一ヶ村の人民は小兒たりといふとも狐には替へがたし。我知行せしむる地に住する所の狐は是我が狐なり。人をばかすにおいてはたとへ土民の祭る所稲荷の神號ありといふとも私の淫祠なり。豈ゆるすべけんや。たちまち破却せしめ十一ヶ村の狐穴をほらせ、悉うち殺し、我が十一ヶ村に狐のたねをたつべし。誤てけんぞく人をばかすことも其頭たる狐是を制し人のうれゐなきやうに制禁を加ふべし。是我が心なり此段深く承知せよ

年號名乘判

安房國長狹朝夷兩郡内　十一ヶ村　狐等

○寺社什寶一覧（金輪寺 圓滿寺 護持院 護國寺）

王子金輪寺什寶（辛未六月十三日虫干）

目錄

一不動座像妙澤筆　立一幅

二童子　小立二幅

背書

[illegible]　[illegible]貳年戊申

奉修[illegible]其[illegible]　權大僧都[illegible]

[illegible]　[illegible]吉日　秀榮

一南[illegible]　二幅

一[illegible]マンダラ[illegible]　立一幅

一若一王子宮御室御所御筆　立一幅

一五大尊古畫絹地覺上人筆　立一幅

一十王地獄圖北室院什物　高野寫 小野篁畫寫 彩色　立十幅

外 地藏　一幅

一以容像 左

一梵字 中　立三幅

一大師像 右

十六觀音

一木口僧正己空等引金剛書　立十六幅

一不動尊專心僧都畫 二童子共 [illegible] 土佐家　立一幅古物

一不動明王大師筆 下 [illegible]　立一幅

一愛染明王弘法大師筆　立一幅古[illegible]

一本地佛以梵字書紺紙金泥　立三幅

裏 武州豐島郡若一王子權現之本地者彌陀藥師下手之尊影也別當金輪寺宥相法印所望新圖焉故

使家士赤尾加兵衛清綱隨舊圖以金泥梵文莊嚴
之附于寶庫而永貴家門榮昌者也
永祿十五郡立季姑洗上弦
從四位下高階法□ [印]

一來迎彌陀三尊 替絹金泥 筆者不知 立一幅
阿彌陀之三尊一鋪爲自身滅罪生善未代利益衆生
新本圖繪之者也于時寶德三年辛未八月十五日開
眼供養畢長居寺僧琳英行 忍 尊爲道慶禪門妙亦譯
尼各々菩提乃至法界平等利益六親眷屬七世父母
成佛
今泉州家原之住主榮春天文十九年庚戌七月十五日
書之

一藥師十二神 絹地 彩色 古畫 大師筆 立一幅

一ダキニ天 狩野永眞筆 立一幅
奥書院御座之間フスマ狩野永眞筆牡丹也此畫
セタルナント住持ノ物語也

一 立一幅
邊霜昨夜墮闊檢吹角
當城片月孤無限飛霜態 [王印] [閬洲] 印ノオシ所面白シ
不度秋風吹入小單于 閬洲

一由來見畫 立一幅
大幅ナリ先ニ裏セシ入横ニ闕截シテ卷物トセシ
ヲツギ合セテ立物ニセシ也上ノ方少シキレ

一大般若波羅蜜多經巻第二百四十九
奥書 本願入 武州□□熊野權現御寶□
文禄二年 ...
大施主右衛門尉平行春敬白

一熊野山花見の歌どもあまたあつめて一巻となし中
に
咲つゞく花はゆきかとちりしきて
川なみふかくにほふ春かせ
こいふをうけ給はりて
ちる花は雪とちりうく瀧の河
なみのあやをゝる浪の春風 道晃の書なり
枝治泉爲久卿和歌なとし鳴島信遠と唱和ありこれ
もその一ならん歟

一
百尺闌干落碧潭白雲多處
作書風寄寒不祇松醒有則有
醍醐似雲廿 古一
秋風無慧帝都關帝子吹簫鳳有

無白日霜墳何所見鬼神朝能
鳥相呼　右二
歸沐承　恩遊祇林微霜九月落溪
陰懸泉下見三千尺孰若吾人秋興深
右三
秋日遊禪夷山　芙蓉道人

一益王書　立一幅
秋望群峰散紫烟芙蓉片々落
尊前僊人一去空回首黃鶴重
來定幾年　宸、此字不明

益王

一常信富士圖　横一幅

一

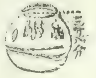

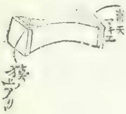

一福祿壽柳柳　鹿　啓書記　三幅

一松に日の出大和太守拾遺吉里畫　一幅

一林和靖同筆

一探幽

一　　堀田加賀守

〆　王子別當　御中　　正□欠カ

尙々其他衍記之事被
仰付道春法印被參候以上
一昨日　上樣被爲　御腰
懸忝被存に付昨日者御出殊に
怖一折御持參過分存候尙
追而可申達候恐惶謹言
十月十三日

一鈴木權兵衛　主馬　詞書　泥書とも
狩野尙信　畫

一熊野三神傳記鳴鳳卿　一卷
護持院什寶辛未六月十四日出干

一趙子昂竹里館圖白描著色　横　一幅人物甚奇也
大德元年錯以下不明

一後水尾院菊御歌横　一幅

ちりうせぬ
此ことの葉
の
匂さたる
花も
いく世の
秋のし
らさく

一南無阿波大権現（尊朝親王御筆）　立一幅
一花前黄鸝八哥鳥　立一幅
乾隆戊寅三月寫林以善筆南宮花鐘
一不動尊　蒔絵　古絹地　筆者不知　立一幅
一尊朝親王色紙二枚　立一幅
長生殿裏春秋富　君が代はちよに八千代にさゝれいしの
不老門前日月遲　いはほとなりてこけのむすまで
一清明上河圖錢塘夏芷製　一巻
古書
清
明
上
河

圖
克疇（畫押）
表ニ
七引ノ文アリ　文中ニ示夏廷芳所臨清明上河
圖
此圖ヲ見テ病ノ愈ヘコトアリ
容齋先生病ニ臥シテ清鑑子來リ問フ問答ノ文
也
歳在己未夏五月之望工部左侍郎掌通
政司事容菴艾字撰并書（印）（印）
奥ニ
右一巻夏芷畫也莫疑焉
狩野法眼探幽（探幽）
大明錢塘夏芷字廷芳畫山水人物精緻傳色
畫重　今顔正（印）
一古絹花鳥絹ヤブレテ損　大立一幅賢慶僧正代内藤上野介より来（江雲渭樹）
左　銀木犀　芙蓉　鷺
右　竹　芙蓉　萱草　鳶鷺
一可翁建武比ノ入　釋迦　文珠　普賢　絹地　立一幅

釋迦文殊普賢ノ面相甚奇ナルモノ也別ニ摸ス

一弘法大師金字書　靈鷲山三字紺紙ノ字也　立一幅

一弘法大師行草小字紙地藥袋帋ノ如キモノ也　一卷

 綜知論文卷一沙門遍昭金剛トアリ

 筆勢飛動奇中之奇希世ノモノ也

一巨勢金岡筆　藥師十二神　日光月光二菩薩　絹地　立一幅

一四條隆所有書五律三首　立三幅

一光明皇后筆紺紙金泥金光明經　一卷

一琥珀念珠　一連

一菩提樹子念珠　一連

 五百羅漢彫刻ゴトニ羅漢四五體ヅヽ彫リ其形アザヤカ也

一赤栴檀立像釋迦御丈六七寸許　一體

一廻向地獄文世尊寺殿筆　一卷

一土佐繪職八藍絹地　十餘枚

一水晶珠徑一寸餘　一顆

一菅神像絹地筆者不知　一幅

 面相幷黑袍ノ袖奇々

一同白髮像　一幅

一堆朱菓子盆古ナリ　無銘　一

一堆朱下地菓子盆彫物甚古也

裏ニ

大明萬曆乙未年製

一藥師十二神將絹地古キモノ也　筆者不知　立十二幅

一御安鎮四臂不動尊新書　二幅

一筑波山緣起眞名　一卷

一同かな緣起畫入

一天冠

一衝立ノ繪　探幽彩色金地

 表　松竹鶴　裏　柳ニ鷺此方ヨロシク見ユ

一灌頂佛具

一行厨

一黄山谷書

宣和

大江東去泊
岸　鷲
濤　時
時　赤
壁　如
夢

山谷書

上袋ニ
元祿十三年
[illegible]三月六日

一陳眉公書畫一帖

徜　詩書還它濤　坐來楊柳疑
墨　淨債草花結个　無路開到桃花
流　喜欲絲　別有江
芬　倣摩詰筆　倣吳禹玉
倣張子正　眉公　眉公
眉公醇儒　□□　□□

造化與間灌輿
健鄰人知老
不知年
倣黃公[illegible]
眉公　□□
拖□竹杖家々
酒上个籃輿處
々山
眉公寫　□□

曲池剛半偏多
月老樹成雙便
沒江
倣米家詩
眉公　□□
魚因識字附名
[illegible]風下[illegible]山
上天
陳繼儒　眉公

湯島萬昌山圓滿寺什物 辛未七月廿六日一見

一 弘法大師御影 自畫自賛御筆 一幅

一 法華經 一紙 聖德太子御筆 但扇形額

一 辨財天木像 弘法大師作

一 御加持寶石□ 一顆

一 心經 同御筆

一 足利十五代之畫像 一幅

一 尊氏畫像 一幅

一 織物畫像 一幅

但畫像ノ側ニ 等持院殿妙義仁山大居士 延文三年戊戌四月二十九日 尊儀 トアリ

一 大日如來像 弘法大師御作

一 天竺佛阿彌陀如來 尊氏軍中守本尊

一 足利代々系圖 一卷

一 室町殿日記 十五卷

一 紫色之佛舍利 足利傳來

一 義滿公法體像 一幅

一 義照公畫像 一幅

一 刀八毘沙門神影 尊氏公軍中保護 一幅

一 御香宮明神像 唐作

一 二王 唐作 一對

一 天竺國阿育王率堵婆 右八万四千造立之内 裏ニ梵字ノ書アリ

裏ニ彫アリ

阿育率堵波由莊嚴

骨裡[illegible]供分 磨滅シテ見エサル所アリ

功德不思□[illegible] 左[illegible]

[illegible]

長五寸許 [illegible]

一 心經 弘法大師御筆 一幅 [illegible]心經

一 不動明王御影 興教大師御筆 一幅

一 開山義高僧正八十歳自畫像 一幅

一 同三十珠數

一 十六善神 金岡筆 一幅

一 六觀音 弘法大師御筆 一幅

一 地藏菩薩 宅磨法眼筆 一幅

一 渡唐天神影 近衞殿御筆 一幅

一 天神御影 近衞殿御筆 一幅 上ニ御讃アレ氏ワカラス

一 白玉 一顆

一 馬玉 二顆

一 能作生 金玉大明神々躰 一顆

一 龍ノ玉 一顆

一獅子玉　一顆
一牛玉　二顆
一來迎佛作不知
一不動開山筆　一幅
一馬頭明王　一幅
一來迎佛　一幅
一瀟湘八景詩歌持明院前大納言基時卿御筆　一卷
一歌仙物大乘院宮御筆　一卷
一攝州摩尼山略記　一卷
一虚空藏　一幅
一觀世音探幽筆　一幅
一一字金輪尊影　一幅
一十六羅漢大掛物　三幅對南都一乘院尊信 足利新公方御筆
十六羅漢　覺慶作
中尊釋迦　守信筆
一龍尾平利傳來
一唐ノ頭
一相口　一無銘
一白鞘太刀　一振大兼光作
一天國短刀　一口
一寶劍　一振備中水田國重作

一薙刀正國作
一守刀　長船祐定作
一神君束帯御像大猷院殿御筆 御白髮像　御緣起一上方門人書
一龍尾傳來記

抑此火除大蛇劍は長二尺五寸横五寸餘其形劍のごとし往昔足利何某貞和年中に武者修行として諸國をめぐり給ひし時下野國日光山の麓にをいて頻りに黒雲覆ひけれども足利何某これ給はず天國の寶劍を以て切取らせ給ふ所の大蛇の尾なり今にをいて日光山の麓にをいて尾刻龍とてすむよしにて火除第一の寶物也

此外さまざまなる佛繪數幅ありしがしるすにいとまなければこゝにもらしぬ文化八辛未七月廿六日拜見

虫干例年七月廿六日廿七日兩日也と聞しが定れる事なしとぞ

一開山覺海禪僧正略傳

日向國產薩州ニ住ス、紀州伊都郡高野山金剛峰寺光臺院ニ住持ニテ本食修行、武藏國江戸下向有テ代中善光寺ニ居住ス、人皇百十四代東山院御宇寶永六己丑年勅許宣旨有上卿德大寺大納言

公卿職事万里小路頭辨尚房蒙、五月三日ニ参内之御禮参、同月七日昇殿免サル口宣案文當寺有任權僧正義高上人行年八十五歳。寶永七庚寅年中旬江戸湯島四丁目地ニ寺門建、則奉行本多彈正少弼忠晴、正二位内大臣右近衛大將征夷大將軍家宣公依テ御志願萬昌山圓滿寺成就ス則開基覺海權僧正
人皇百有十五代今上皇帝御宇ニ享保三戊戌年六月七日遷行年九十五歳、京都仁和寺御室御所院家武江湯島昌山圓滿寺金剛幢院木食義高覺海權僧正

右略傳系圖下書之儘寫　文寶亭

護國寺什寶
一 山水 立軸　文五峯畫
一 羅漢 立軸　秋月等觀畫
一 室田生寺圖 横幅大幅　彩色
一 涅槃 横幅大幅　正信畫　鳥獸ノ中ニ猫アリ
一 隱元禪師像 立軸 自賛
一 一枚起請 横幅　増上寺方丈筆
一 山水 立軸　陳章侯畫　褚清人

一 福禄寿星三幅 立軸　探守筆
一 桂石 竹龍膽 双幅　惲正叔畫 立軸 表具
一 草花蟲 立軸　江白川畫
一 朝鮮[illegible]居士 横幅　壬戌[illegible]トアリ
一 白[illegible]圖 横幅　法印探幽作　淡墨[illegible]
一 羽[illegible]　[illegible]信[illegible]
一 [illegible]戯 横幅　仙洞[illegible]筆
一 鍾馗 立軸　嚴有院[illegible]自[illegible]畫
一 壽老八鶴 立軸　右大臣ヽヽ筆
常憲院殿御畫
一 畫牛 立軸 二幅 黒斑 赭斑　内大臣ヽヽ筆
常憲院ヽ御畫
一 文珠 普賢 立軸　双軸
一 憲廟御筆
孝養 孝心是佛心 孝行無非佛行　内大臣ヽヽ
一 元祿三年庚午十一月十八日從
台駕詣雜司谷觀音堂
妙麗端嚴面目眞高堂棟立彩楹新
祇今天下車同軌上壽祝

君如意輪　　弘文院林春常

庚午冬十一月十八日與林學士附
驥尾前大聖護國教寺學士賦一絶奉祝
台嶺予亦忘固陋嗣其前尾云爾
玉體放光自爾眞慈山鐘谷應聲新
大君抂駕凌霜路福壽無彊如意輪
知足院權僧正隆光

林學士弘文院春常先生與筑波山主權
僧正隆光英師從　台駕一日諧攀我山
歎大悲尊像奉祝　君齡各賦一絶喜
而弗措不顧踏短奉爾和之
命駕神齡救世眞聖朝祝壽頌聲新
璃生常覆仙臺上護國千秋轉法輪
神崎山第二世法印賢廣

一隆光六十　牧野七十　某七十
護國寺僧正光意　元祿癸未十六年二月廿一日 鳩杖 藜杖
一神山家光公　立軸
一慈仙院光道　立軸
是ハ本堂ノ額ノ御下書ナルベシ
一不動千體 大師作　立

一不動立　元祿六癸酉年辛未明日 般若窟詩明大沙門寶山湛海六十五歲畫 大和ノ伊駒山也 獨鈷
一白澤常信　立
一櫻　けふこすは あすは　天しん法親王 御歌會　横
一觀音[illegible]
一大乘義章積塔　折本
一法華無名
一慈覺光良書也
一蓮花　折本
一心經　大師
一理趣經　切同
一古鏡　蜀江
一香爐　十　諸星
一古硯　富士 西行　松梅
一古硯 雲
一羅漢　立　可翁畫 古畫 絹
一元祿壬申六月四日遊護國教寺賦即景奉祝
大君
護國祝君擧代仁　法堂夏氣密雲勾

千年梅李本根同　今日風光鉄樹新

大學頭林整宇

壬申孟夏六月四日與林學士遊神齡山

護國寺和即興韵

護國利民君子仁　神齡山上法雲匀

大悲潤物夏天雨　氣運應時執政[illegible]

知足院僧正隆光

榮峯 隆光

一色紙二幅立軸 桂昌院様御筆

もろともにひかりをてらせ五地の寺

君かあゆみをよろつ世までと

かけまくもかたじけなしや大悲にも

君がまことを[illegible]けざらめやは

一巻物一巻

観音にまうでゝ

此寺のあらんかぎりはちかひぬる

君をも守れ大慈大悲も

高き屋の松のめぐみにおのづから

五地の御法も長くてらさん

右二首者

桂昌院様御歌也庚午九月廿五日護國寺

観音堂へ御参詣被遊云々下略

従四位下侍從兼備後守

源成貞

一色紙二幅立軸 桂昌院様御筆

うしさらをかけてぞたのむなむ大ひくにのため

まこといのる君が

今ぞしるわが立柚ののりの庭うけ入との玉のう

てなを

一色紙二幅立軸

[illegible]

たらちねのちとせのよはひ末高く

かはらぬやどにきこすたのしさ

桂昌 大人 御筆

萬代のとしにもあまる君がやどに

とも引つれてあそぶ老鶴

一黄檗僧書二幅立軸

櫻花

年々請我賞櫻花紫氣香清意氣多

玉艶芬芳千萬古遂大鼻孔轉風騒

未年仲春　隱元書

白桃

悟其如来背色玄沙　獨湛書

枝々盡放花靈雲一見心開

洛陽二月東叢書樵樹
瓊姿只合在瑤臺誰向江南
處々栽雪滿山中高士臥
紅梅　梅下暗香来　大眉書

一新古今集和歌所…法印御筆…外題
一夕きり小堀…外題
一源氏物語…御筆
一小倉山莊色紙和歌百人一首冷泉故爲綱卿筆 了延極札
一江月和尚
松花堂昭乘兩筆
呈
後陽成天皇廟
寳地留蹤
太上皇結縁佛法沒商量斷中國也正灯燄三百年
欽仰徳光十二世孫僧宗玩拜
奉和
身にかへて民をめぐみしとのはの露にぞ殘る
玉の光は
昭乘

一慈眼大師御筆
山里は世のうきよりも住わびぬことの外なる峯の
嵐に
一文覺上人筆
年始御慶等は同事に候我文覺と申事手打て
異人有之候自岸より相傳定尤候一傳別書記之又
玉蓮一枝送持せ候尚寺願の事今月相定候上可申
候
同月
一朝鮮僧松雲大師之書數首
海色渾天巳歌…
國十…々故…
錦…松雲書

右は慶長之初朝鮮御陣以後隣交斷絶いたし候故又
々隣交取結び候樣にと…より…六
年頭両度日本へ參…まし
一定家卿筆
四番左兼直右武修下略
一宮內卿少筆

中〳〵にむかしの夢のまゝならで
おどろかれぬる事ぞくやしき

一春日畫　耀文

一日野大納言光豐卿短冊

月よりも吹落てすゞし天津風
雨はれわたる夏山の陰　光豐

一紺紙金泥書

篤竹之志不苦冒雨在崗尤美　執

丁卯一東坡醉士

一瀟湘八景 探幽法眼筆 堂上方御賛

一長頭丸短冊

よはの月みなひとのひるねのたねや　長頭丸

一澤菴和尚短冊

れもふさも戀こもよしやみよのくの磐手のやまのいはてやみなむ　冥之

○鉤吻

オホゼリ 古名俗稱水邊ニ生シテ花葉トモニ芹ニ似テ大ナルユヘ名クル歟

具風竹 花戸ノ稚名根ノ形龍骨ニ似タル故ニ名ク
萬年竹 根ノ形ニ節アリ色ニシテ[illegible]竹ニ似タリ[illegible]ニ名ク又花戸ノ稱
花ワサビ 花戸ノ名形チ頗山葵ニ似テ[illegible]ヲ切テ嗅ハ烈香ナルコト山葵ノ如ク味辛シ
エンメイ竹 同上
芹葉鉤吻 本草啓蒙ニ今案芹葉ヲ引テ云フ[illegible]毒芹ニテ[illegible]ト云

常ニ生ゼル二、此草奥州二本松ノ澤中武州玉川邊ノ湿澤又下總ノ池ノ深水中ニ尤多シ、冬ハ根ノミアリ形チ蘿蔔ニ似テ緑色節アリ、周リ三四寸長サ四五寸ヨリ一尺餘ニ及ビ、枝ヲ多ク分ツ、春ニ至テ葉ヲ生ス、形チ白芷ニ似テ莖ニ紫色ヲ帶ビ白粉アリ、夏ニ至テ莖直立シ三四尺ニ至テ花傘状ヲナス、白色ノ碎花アリ、又白芷或芹ノ葉ニ似リ、根葉ミナ切テ嗅ハ芹或當歸ノ香ニ似テ燥ク少ク臭氣アリ、味辛シ、其香ヲサスガ如キハ毒アルユヘナリ、若井盛時ノ話ニ、多摩郡和泉村泉龍寺ノ地内ニ涌泉アリ、下流多ノ田ヲ養ノ、此池水ニハナワサビ多シ此寺ノ地藏ノ特地アリ、文化十二年江戸植木屋何某泉龍寺ノ地藏菩薩ニ詣テ此草ヲ見出シ採テ市中ニ賣ル、大ニ利ヲ得タリ、是ヨリ數度此所ニ行テ此草ヲ採テ弘シヨリ近國マデモ採シ求メタリト云云、又下總ノ池ノ水乾キオホゼリ水上ニ

出シヲ見テ多ク掘トリ、同十二年江戸市中ニ持出花ワサビト名ケ多ク賣ル、人ソノ形ノ奇ナルヲ見テコレヲ園ニ植ルモノアリ、松本顧思ノ話ニ、先年藍水先生奥州採藥ノトキ其地ニ一ツノ流水アリ、土人云ト傳フ、此水中ニ毒蛇アリ、故ニ此水ヲ口ニ入ルヽモノ必病テ死ニ至ル、其下流ニテ大ニ食傷シテ苦ム、故ニ今ニ至リテハ鍬鐵ノ類ヲ洗フヿモセズ、常用ノ水ヲ遠ニモトメテ不自由ノ土地也ト云フ、藍水コノ事ヲ聞テアヤシミテソノ流水ノ邊ヘ行テ見ルニ、水ノ傍ラカノオホビリ多ク其餘草深ク叢生シ人跡ナシ、先生本草ノ學ニ志深クシテ此地水ニ乏シキヿヲアハレミ　又此流水ノ不用ナルヲ哀ミテ、コノ地ニシバラク足ヲ止メ、土民數十人ヲコビ集メ各鎌シマデノ類ヲ持タセ先生サシヅシテ水草ノ草ヲ悉クスキサリ、終ニ清水トシ、シバラクアリテ先生自ラ此流水ヲクマセテ茶ヲセンジテコレヲ飲ムニ何ノサハリナシ、餘人モ又此茶ヲ呑メドモ嘗テ障ナケレバ、今ニ此水ヲ用ユルト云々、又コノ頃ロ小野蘭山ノ話ニ、麹町ノ市人ハナワサビヲ買テヲロシテ食ス、シバラクアリテ臓腑ヲ覆スガ如ク、オボヘシニ、終ニ苦痛ヲナシ言フヿアタハズシテ手ヲ握リツメテ死ス、明日コレヲ見ルニ皮膚ミナ紫色ニ變ズルト云云

文化丙子仲夏十日計府中ニテ屋代氏ニカリテ寫ス

杏花園

〇櫻花帖題跋

植木八三郎𦾔京都在番より携へ歸し一帖

櫻花帖目錄

一外題　岩倉三位殿
一書題　花山院大納言殿
一かな序　廣幡大納言殿
一かな跋　芝山權中納言殿
一眞字跋　林泉院六條上人
一かな序　閑田子伴蒿蹊
一眞字跋　皆川淇園先生
一櫻花銘　皇甫驥原先生
一眞字跋　唐人　錢字交撰
　　　　　同　陳国振書
一三十六品
一櫻花畫工　三熊海棠思孝妹
　　　　　　露香女
以上

一櫻花模寫三十六品者東陽三熊海棠本朝に櫻花のまことをゑがきはじめたり海棠はもと

御室の家臣三熊藤八郎の二男にして、弱冠をのづから畫癖あり、仕官をいとひ生涯妻をも具せず、常に京洛の山水を寫し書畫に妙を盡し、また文學に通ずる也、海棠ひとり思ふに、我國櫻を以て諸花に冠たり、しかはあれど本邦古今の畫師櫻花を畫がきたれどもたゞ端女の髭髮のみにして其眞を得ざることを歎き、又松岡玄達先生の櫻譜を見るに當たる?にしてわかりがたきを憾く思ひ、凡四十年の春每に東師はさらにして遠き國々へまでもよく櫻花の眞僞をあきらめ、彼は其々のみはへこれは同じの變花、殊ち晴雨寒温をもて花の性ふさはやきさきざきをもよくよくかんがへ、歳を之を詳かにわかち、たゞ櫻譜の一すじにのみをこめ都て三十六品を撰びて、櫻編の繁きを省き根本を正して世に名をしらるゝ者也、こゝにおいて世の人これを賞翫しこぞつてこれをもてはやす、其妹露香女其畫法を傳へつぎて櫻畫は兄の海棠にまされり、其露香女も寛政の末に死し、今其畫法を傳ふるものなし、をしむべし、はた露香存生三十六品を畫がきて世に全ふするものは

紀州侯へ一帖奉り、并に此帖と二品より外に我國になし、又此櫻畫帖はたゞ人のもてあそび物ならず、みな正花を寫してうつし得たれば本邦に櫻を愛する人の鏡とも見るべし

　海棠并に露香の小傳は畸人傳續畸人傳に委く見へたり

書三熊露香畫櫻花三十六品帖

三熊氏以其兄平素好描櫻花因傳其法。亦甚巧妙。爲世所賞。頃又畫櫻花三十六品各細畫其形狀。以爲一帖。携以請予。請作題辭。予其以閨閣之質。而善畫其樣尊之美也。因爲書。

寛政丁巳春念九日　　皆川愿題

櫻品甚多矣。擇其尤者三十六種寫生。以爲一帖。三熊氏女露香所畫也。其兄思孝以畫櫻著名。露香常侍其側。遂學得其法。思孝沒後世人觀露香。猶其兄也。思孝無兒。而有若妹。亦可以無憾焉。

六如杜多

三熊華顚子此花にすけるあまり畫に書おとりすてふ

ふることを口をしゝてきこえ〳〵心をつくし、其まことを寫をしたたり、されば人も又たぐひなきをめでゝきそひてこれをこふに、いかゞはせん年比なやみてつひに泉に歸りぬるは時かもこゝに醍醐の山櫻蕪亭ぬし、親しきあはひながら之を待ざるをかしみて其いろこなる露香女をして此帖をうつさしむ、常にこゝろみにこひきこえてやゝ趣をわたればとてこてしも縣にことくはへんことをもとめ給へれば、たゞありのまに〳〵しるす、たのが辭の花なきはうつしゑの花にけたされてともみゆるされなんかし

洛南園田虎齋謹書

櫻譜三十六品者兄三熊思孝圖也

丁巳春　露香女臨寫

露香三十六帖は故三熊思孝の圖にしてそのいろこ露香女のうつせる也、このかみの筆の匂ひをとりつたへてよく〳〵そのをもむきをえたり、此書にむかへば陽春の心地せらるゝのみにあらず、よきてふけともあつこへすあすは雪こそともかこたずいつも心のどかなれば唯の國の難波のうらみなきものといふべし、されば名だかき人々の唐めやまとのことのはを加へてそうくわんかぎりなし、愚老にもことがさせよとある人のもとむるに辭すれごもゆるさゞれば、おもひいづるまゝをつくろはずして禿筆をはすることしかり

前權中納言持豐

更云諸御不那國文如此其文宜在蕎麓下

櫻華叢　涵齋書

雪とよみ雲と詠めしは櫻のほまれにして、世々に名たゝる山多しといへども今更述るにいとまあらず、爰に醍醐蕪亭こいへる者あり、花を愛する事常にすぐれて咲を待散ををしむ、忘四時あらむことを欲すれごもあゝ地の氣候かぎりあればカなくや待らん、さいつ頃三熊思孝といふもの花を愛して四十の春を經りぬ、ここに丹青をこまやかにして我邦に始て櫻の三十六品をわけ寫す、其いもうと成者又よく書法を傳ふ、蕪亭此品々を畫がこしめ一帖となす、畫中に妙艶思孝が遺す筆として匂ふが如く見るがごとし、かゝる色香も人しらぬ谷の埋木と朽ん事本意なければあらかじめこゝにしるしぬ

うつしみる心の色のあさからぬ
花はいとせら香ににほふらし

ひつじの春　　亜三台源前秀

○天明七未年江戸御救金米

一此度飢饉にて天明七未五月江戸中町家御救米並御救金高

御救金　　貳萬両

御救米　　貳萬俵

大豆　　貳萬俵

一江戸中町數貳千七百七拾貳町

一家主貳拾萬八千五百餘人

一人數百貳拾八萬五千三百人

内　男五拾八萬七千八百餘人

　　女六拾九萬七千五百餘人

外

一座頭三千八百四十餘人

一出家五萬三千四百三拾人

一諸神主三千五百八拾人

一山伏七千貳百三拾人

一壹萬四千五百餘人新吉原人數

内　八千貳百人男

　　六千三百人女

外ニ

貳千五百人遊女かむろ

〆百三拾六萬七千八百四拾餘人

○大田氏隨筆　覃云未詳何人中多警世恐是太田直元　又云此随筆大田氏ニアラス寛月三遙作也

一衆方規矩は古道三の作也、本は名方數集千百二十方と號す、北山壽庵增補と云あり、古川道筍訂補と云あり

一板倉助次郎と云者あり、是は板倉九右衛門とて三の丸様御用人務居申其一男にて才子にて候き祖來南郭に從學いて學者に成立たり、然共大酒にて人柄不宜候、西簔侯の狗監にて三十人扶持被下候て儒者に召出され候所に仕損有之後にて御役上改易に成候て九右衛門跡式兄も御咎を蒙り家斷絶仕候助次郎極貧之伸とて講釋抔をして芝邊に居たりけるに夭死したりける、板家武田長春院の奥方里也

一十三經註疏にも惣目錄無之鳴島道筑心付惣目録を仕立置たり、尤萬暦嘉靖汲古閣三通り惣目を一書として仕立て家藏するよし

一表御右筆に近藤源次郎と云人あり、蘆隱と號し老莊見識也けるよし○四流と云町人の隠居老莊者と

稍して老子を講釋して歩行たる由

一二十一史ハ萬曆板第一によし、嘉靖板はあしゝ、近明州の板宜候由是を湖本と云よし

一京都に正□と云能書あり、草書淵海と云を著し志津摩流と申候由

一御醫者に大膳亮好庵と云ありて先祖寛永の比類古今醫統醫學入門萬病回春本草綱目右を自筆にて寫されし候由大部なる名もなき書を寫されたるも無益の事なれども古人は道に志の厚き學根氣の強き事此にて相知る也下畧

一長崎天文西川如軒と云ふ學者ありける由、怪異辨斷華夷通商考と云書を著せり、其子忠次郎弟が姪加賀人ニ而、江戶へ下り忠次郎は淺草大火に井の中へ入命を助かりたる事など有り、有德廟天學を御好被成候由被召出天文役に被仰付御圖原地を賞下され天臺を立相務候由天經或問をも板に出せり、寶曆の時に成土御門と隙ありて不首尾に成司天臺も取上られ家死跡除滅せり、弟要一旦養子に成たるが先達て死せり、一體は豪傑之者也

覃按明和安永ノ比目白臺御徒ニ西川龍之進ト云人あり忠次郎ノ親類ナリト云

一道春の比土岐道閑と云儒者ありける博識の由これは元來書林屋之由

一正德の頃にも京より蘭兵衞と云本屋剃髮し尾田玄古と名づけて江戶へ下れり馬場信武と云て軍談ものを著たるも此人の由

一木下順庵門弟稻生若水は加州にて高祿を取京に居たるよし、精力を本草に盡たる由爾々著書もあり、庶物類纂と云百千卷編集して加州に納めたるよし、千卷と云は難成事なれども粗學者のためにならぬ大造なるものにて無用の長物と可云かな、有廟の時承及候は御尋御用にも可相成と即篤信御附とやらん獻上とやらん寶五百卷餘出來て三四百卷未幾圖のよし、丹羽正伯に被仰付て揃是被成候よし數年御用とて引込居申候を實說とは存候、但には千卷に是申候由承及候上は御素人之眼の へ作品其等之由にて俄に正伯事若水門弟にて指是し申候と御請申上候心得不相成事にて世上之學者を志下耻さる儀不埒之至未熟之學者と承爭は見かきり申候、本道を申候ならば若水は豪傑の十殘欠なるべし

そ賞翫なれ門弟の私共手際に中々書足し可仕もの
に無御座候と達て御辭退申上候て上にも隨分御聞
請可被遊候儀未熟の取さがしと被存候いか樣山師
の樣成所有之學者にて本の學文には無之本草の書
はよく合點も致候由元丈は學問能き目門にて一生
亜宿をば承知不致申候と申候實にもと被存候
一當時顧齋流是計は唐めきたる手也、是は高元倍俗
名深見親右衛門とて寶永の比被召出長崎出の人
也、獨立の弟子にて獨立とも云也、顧齋は元倍姉
子なるに天狗にさらはれたる事ありて二男姉子に
成今の新兵衛也、顧齋は一生浪人にて新兵衛殿に
養はれ手跡にて暮し居たり、大酒飲にて痔疾あり
て平日病氣度々をこりて煩候き是はきつと唐樣めき
たる也下畧

一水戸樣に志摩（壺齋ナルベシ）一郎左衛門と云書手養害と云三國筆
海堂と口たり、是も朝鮮流のよしあまり好手とも
不被存候結句史徹の淺香覺兵衛と云儒者の手は唐
に近き也

一江戸に赤井明啓得水と云唐樣あり出來さぬ手也

一人見友元林道春の門弟にて名高儒者上る被召出官
儒となり世に蘇せり、元祖の友元竹洞先生と云、唐
樣の能書にて餘き著書はなし此家に並其昌がかき
たる所の大平御覽あり舍弟元德官醫になり本朝食
鑑を著す、食物之書闕關よき書也き

一昔は大名衆に數多學文好き有たる由脇坂殿第一之
由死去後家〻不埒にて書物拂に出候由八雲軒と云
朱印押有

一養安院藏書の名あり先祖浮田宰相朝鮮より書物を
掠取歸陣の節船數艘にのせ持歸られて養安院へ遣
したる由、今より二代前の雲夢先生は徂來の門人
にて學醫也當時の沙汰は此以前よりの事也

一江戸傳馬町本絲問屋隱居池永道雲と云もの一生精
力を印石に盡したり、萬象一刀と云書印譜を著し
たり

一有廟の時享保中東醫寶鑑の板行御用向を寄合の細
川桃庵に校合訓點等被仰付たる也、其節京都より
隨一の草字書西村立敬と云を御用にて召下された
る由、後に西池壽軒と改名金池院門前に居宅せり、
其比須原屋新兵衛と云もの初て唐詩選の小本を板
下に書せたる也、元積と云草字名人あり其弟子の

由直嘲し也、堀川の書共其外立敬多くは認るよし
物語也
草云堀口氏ノ云ヘル櫟壽軒(クヌキ)ノコトナルベシ櫟ト云
姓ハカリニ作リタルナラン
一堀大和守殿に山谷手跡之横掛物被掛御自慢にて覧
候所世上に是迄有合たる山谷手跡とは違ひ是又懐
素之流の事也
一道春の作板に出た秘書之由我等藏書中に硯北漫抄
と云有、梅村載筆と云も合巻にて有之由珍書之由
一望火樓と云は今の火の見櫓の事野間三竹之望海錄
か又は北溪含毫かの內に出たり、宜室志を引て日
本の今火消屋敷の事詳に出たり、宜室志は百川學
海の中に出たり後生の人可考事也
一先御代奥御儒者中村新藏は元御醫者中村元春申候
由學文好にて室新助門弟に成儒者に成度願候所御
先々代には願叶不申先御代御聞濟願之通被仰付候
由講習餘筆讀詩管見と云書著したるなり云云
一江戸小田原町今は肴屋共なり、佃屋半右衛門子儒
者に成青木文藏となり、小鍛冶市郎兵衛悴高野才
助蘭亭と云詩人に成。東屋藤十郎は河東と云一節
の半太夫節大夫に成、三 共に天下に名を得たり、
文藏は京都へ登り堀川へ諸生に成候て東涯門人と
成江戸へ下りて數年我等出合候所に大岡越前守殿
狗監被致薩摩芋を植させて其後近鄉古文書を尋候
事被仰付其後紅葉山同心に被召出夫より御儒者評
定所役に立身したる人也、古今に勝たる豪傑人也、
經濟纂要と云書著して献す 物產を甚好みたる也、
蘭亭才助時分には文藏又は不怨不尤など云人に出
合たりけるに野呂世話にて南郭へ引付て夫より詩
人と成ける、徂徠被申候も才助も儒者にはなりが
たし詩人には成べし、尤十七の時より目見へずし
たりける後につぶれ切たる也
一堀川の門人戸田山城守殿儒者に長澤猶平と言老儒
有ける、兩人の子を持たるに六歲にて兩人共目を
失ひ盲兒と成ける、學問器量にて好きにて好き學
者と成たり、兄不怨齋弟は不尤所と名附たり、同
門故に叔安心安く我等も出合たり、不尤所下道內
篇と云書を著したり君侯に國替に從て肥前之國へ
移て參候不怨は松平出羽守殿儒者に成江戸に居候
き其後間もなく死せり

一松平美濃守殿御出頭全盛の時に京都より柏木藤之丞服部幸八とて兩人歌學者を呼下し被召出候服部は母方古之連歌師長嘯之末孫之由にて兩人共に納戸役相勤居申候由其内に惣右衞門の勸めによりて儒學の心掛有之儒者に成立たり、後に隱居して保山と被申候其節に數奇在之無理にいとまを乞浪人と成小右衞門と改名せり、不首尾故屋敷出入はせぬ也、池端に居たり、依之芙蕖館と齋號をせり、後に其後に芝筋へ移居して僧徒其外を敎授せり、後に切通邊へ移又赤羽根橋邊へ移りて此所にて死せり

下略

以上

増訂一話一言卷三十六終

増訂一話一言卷三十七

○其角書簡

泉州堺某所持其角眞筆寫

尙々文童御土產偏願入申候以上

歲尾之爲御壽如例年遠來之鹿酒料壹封藷鹽漬一桶被贈下御厚志之程幾久敷致受納候御序御家内はじめ御社中へもよろしく御傳心下さるべく候しかれば去十四日本所於都文公年忘之一興御催し有之嵐雪杉風我等も一席にて折から雪面白降出し風情手にとるがごとく庭中の松は雪をいたゞき雲間の月は暗を照らし風興今は難捨して夜たゝ更行事もはや丑みつ頃になり行犬さへ吼ずうち しづまり文臺料紙も押かた寄四五人集りて蒲團をかつぎ夢のうき世といふ間もあらせずはげしく門をたゝくもの兩人玄關に案內し我等は淺野家の浪人堀部彌兵衞大高源吾にて今夕隣家吉良上野之介やしきに押よせ亡君年來の遺恨を果さんとて大石藏之助始都

合四十七人門前に相イみ唯今吉良氏を討亡し候處近隣の□好み武士の情萬一御加勢も候はゞ末代之御不覺と存候願くは門戸を嚴敷御防火之元御用心下され候はゞ忝存といひも果さずたち出るその勢の神妙たることいふべくもあらず今は俳友もこれまでなりとて其角幸てゝにあり生涯の名殘をみんとて門前にはしり出ればおの〳〵吉良家にしのびいり候ほどに

　我雪とおもへばかろし笠の上

と高〳〵に一聲呼はり門戸を閉して内を守り塀越に提灯燈なりて始終を窺ふ事そのあわれさ骨身にしみ入女人の叫び童子の泣聲風飄々と吹さうふて曉天にいたりては本快己に達したりとて大石主税大高源吾物口口源吾謝儀を伸たることと武士の鑑といふべきなり

　日の恩やたちまち碎く厚氷

と申捨たる源吾が精神いまだ眼前に忘れがたし貴公年來之懇魂故具に認め進じ申候早春まで彼是御指操御出府候はゞ彼落着之承届無餘義伏劔に及申候はゞ竊に追善も相營可申候先は餘日も無之書餘期貴面之時候恐々謹言

　十二月廿日　　其角

文鱗樣

　月雪の中や命の置ところ

　寒菊や古風の殘る硯箱

（一）珍重坊道安が傳

雀海中に入て蛤となり、理助芝居に入りて珍重坊となり、再變して珍重坊道安となる、抑此人若き時浪花島の内木綿町住吉やとなんいへる桃灯屋なりしが、産れ付たる操好にて身代は宵の口に吹消し、安蠟燭の流れわたり、古人近松門左衞門をはじめ太夫三絃人形役者一人として親しからざるはなけれども、語りもせずひきもせず、沈香もたかず屁もひらず、只賑々と目出度かりける男なりとて、竹本大和椽が烏帽子親にて珍重とは號たり、近年東都に來りても立入處いやまして珍重〳〵と呼立られ、取立の淨瑠理會數十金集りたるもころりと棒にふるさとの親類なんどに贈り遣し、猶又元の珍重にてあれば否

なくてものみ呑々遊び〳〵て五段目の一幕は日本回國のおもひ立、法名もありの儘珍重坊にて珍重なれ

珍重をかへして讀は提打で
餅つく此にごそと剃髪

福内鬼外戯誌

珍重坊口上

へゝゝ御馴染の珍重坊、此度思ひ立そりこぼつた赤同心あたまから丸の裸で生れ、腹に蒲團をつくれば寒さをしらず、酔倒れて蚊のくふもしらねば蚊屋かふすべしらず、呑たいより外慾しらず、藝能なんにもしらず恥しらず遠慮しらず、あつかましう出入すれば日本の名人衆しらぬといふ事なく、何の因縁やらしらずに行先で酒を振舞はれ、難波の白梅都の瀧の水、東の隅田川三ヶ津の酒を呑つくしたれば、さてもの事に日本國中を廻り酒の海をこへ酒の瀧にうたれ、難行苦行修行のうへにては酒如來の御厨子建立仕り度き大願にて御座候間、御なじみにあまへ六十六ヶ國の酒手を是迄の御芳志に酒ねだり仕る、ごまのはいの一世一代と思召御寄進なし下され候はゞ一升の御恩と有難く奉存候以上

世話人　近松半二

傳へ聞費長房は鶴にのりて萬國を廻り、今この珍重坊は樽にむち打て六十餘州をめぐる、その樂しむ所いづれかまされるや

盃のうちに四季あり酒の春

六十歳戯吟
竹本近江大掾

右高名の輩に傚ひてこゝに結縁す

のめやうたへや一寸先は闇の夜なるを此信旭房六字稱名の螢光を以てあきらかに六十六部の妙典を納てのち西方願王善逝の來迎にあづかり廿九種莊嚴の別大戯場に生れ聖衆のヒウヤドンに獅々吼音の三きりに涎をながし七重寶樹の道具立より八功徳池の水場など親くみん事も遠からずまづそれまでは娑婆界のにごり酒を般若湯とも醍醐味とも舌うちしてのめや歌へや一寸さけはやめぬよ

未十一月冬至日　　清一

六十六字関　とくめう齋

鯉も出よ氷のうへを天徳寺

時安永よつのとし師走月念五

○琉球の雛

琉球の雛丈二尺許面部なし、衣紋四十一重着白綾帯内結めなし、襟に赤き組紐をかくる長五寸餘帯の間に挟む男雛同じなり、ゑりのひもの中に紺壹筋入を男とす、上着地紋の色綾厚三寸餘

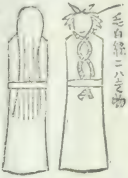

丙子暮春於山東京傳宅見之

○酒糺

唐澧州宴。酒糺崔雲娘形貌瘦瘠。每戲調與罰衆賓。兼特歌聲。自以爲郢人之妙。李宣古當筵一詠。遂至箝口。詩曰。何事最堪悲。雲娘只首奇。瘦拳拋令急。長嘴出歌遲。只見肩侵鬢。唯憂骨透皮。不須當戶立。頭上有鍾馗。出雲溪友議

唐杜牧罷宣州幕經陝。有酒。肥頎而詞聾。牧贈詩。糺云。龍台當時有遠孫。尙令今日逞家門。一車白土將泥項。十幅紅旗補破褌。瓦官寺裏逢行迹。華嶽山前見掌痕。不須啼哭愁難嫁。待與將書問岳神。出雲溪友議

右太平廣記二百五十六嘲誚部四

○擁書城小集詩附白藤詩

擁書城小集　南畝翁

培塿無松栢。書城列鼓鐘。嘆河雲霧隔。不見玉芙蓉。

奉酬南畝君　鈴木恭

鶯口翻楓葉。雙雲連鳳釵。莫將楊柳陌。不及駿河街。

時迎名妓河勝豐島。勝不至。翁詩云云。勝時爲妓班之魁。都人臨風迎接。唯恐在後。島姿色技藝。遙超于勝。所不及者。欵待之妙耳。而名在第二。予竊不平之。不啻以同鄉之故。爲之左袒也。若有大具眼相牝牡驪黃之外者。所不敢論也。勝往駿河街。島元在牛門。今移家于楊柳陌。此日歌高尾懺悔之曲。故詩及之。

○山菴茶寮記　仙臺

郊之南。漸乎水。水之陰。聚乎山。山則翠羽之丘。土人叢而家焉。幽與若盤中然也。余恆愛而遊焉。將落一椽於茲而老也尚矣。甲午春。始命徒起役。乃因

地於山。就材於林。導汚爲池。隨崇爲基。沮洳者溶洋。翳薈者明秀。斯楹斯椽。截葺截塗。求微者易遂。勿丞而潰于成。爲室者兩、爲牖者六。取陰於夏。承陽於冬、可以蠲煩而生白。導和而納粹也。坐收四序之勝。默御六氣之變。延白雲爲不請之賓。結清風爲同龕之侶。幽步脩吟。不知老之將至也。於是乎。建和凝之湯社。設呂温之茗讌。遞會相邀。以擬鄉飮。春花醉露。紗帽晨岸。秋卉飽霜。筠策夕搭、鐵磬清越。報不速之客、爐香馥醞。矚宴間之主。賓之初筵。禮數秩々。文火細煙、聽澗底之幽松、素瓷醲甌、撩壺天之碧雲。乾西江於一啜。參東院於千古。樂亦至矣。顧其人之處世。所希求非一。鳳志在木。鵜志在水。或僑旅窮覊、隴種園畝。或左右墳籍、日暮塑賢。然耿介難保。心戰易臞、丈雉尺鷃。固有涯分。或周々銜尾。徒自矜喜。鱒魚護鱗。抵死不動。其交接也。嚶鳴相召。頡頏相命。抵掌永夕。宴熈脩景。安知蠻墟相愛。各爲其身。一旦不相得。風雨寥焉。今也二三素友。尋寂漠之盟。歃澹泊之液。白首同歸。氷霜一色、其於交游。不尙優乎。余也雖未遂素願於隱。每斯焉考槃也。則亦足以稱隱已。天目所謂六牖不扃。一榻翛然。古鏡無塵。照映今古者。抑不可以跂及。惟是一味禪宴。快晁飽者。皆其天之靈也。佗亦奚願焉、且也致稱。除實相之外。皆屬狂願。况吾黨。分以法爲身。法豈有隱顯乎。正倒一臂。舒縮一條、雖則缺掌之日乎。亦唯徜徉之年也已。

仙臺南山　古梁自記

翠羽之丘　仙臺城山曰瑞鳳翠羽之山

呂温　當作錢起　東院　即趙州

○小山園記

鳴海下鄕氏者。實尾張之素封也。細根山數百畝之地。皆爲其有。先世歸禪。濟洞諸善知識、皆締交親炙。造一庵於山。號寂照。奉圓通大士像、乃定朝所作。又有出山釋迦像。銅古製妙。又有佛舍利。林丘寺所賜樂山。向造寶塔藏之。並寘諸此。扁圓通閣。不閣而閣之者。崇大士也。閣後有湛然菴。安西行法師手刻觀音像。置大般若經六百卷。歲請清衆。課誦無怠。門曰迎靑。而到處扁題。皆諸知識所筆也。山不甚高。有平坦可眺者、有幽邃益靜者。所遊觀不一而足。名寛字君栗者。號樂山居士。頗有文好事。與余相交。因以小山名之。擬淮南往々取其勝命題。蓋倣摩詰輞

川之詠。不幸早亡。景雄嗣之。亦能貞純克家。屢請余一遊。余比年有江戸之召。每往來鳴海。寬政己未五月。約過其墅。自有松北轉數里。主人出迎。縈廻山路。恍覺與濁穢隔。南有大將嶺。乃織田信長所營陣處。其西大海。浩蕩波濤。而多度朝熊蒼茫乎煙雲之間。北則藍原猿投山諸地環擁之。而御嶽廻秀于雲外矣。東則參信諸山迤邐相連。優游半日。得尋勝究幽。時到扶翼亭供給。傍有叢樹三兩家。皆爲下郷氏雜作。戴之若君。可謂太平逸民哉。景雄乃請余作記。余賦詩。以題諸勝。夫處富貴者。必有榮利之累。無榮利之累者。必有貧窮之患。無患無累者。其唯素封乎。素封之樂。君果旣知之。今景雄嗣之。其樂曷如。間恒把鋤耰結草鞋。以種植爲樂。其亦庶幾乎。余雖不敢比摩詰之撰。亦得其半日之樂。聊識其梗概如斯。夫摩詰亦深于佛者也。景雄能肖先世之緒。則圓通之閣。湛然之菴。亦可以言吾樂矣。

圓通閣

圓頂與通寶。觸處莫羈栖。百卉當春媚。一輪入夜寒。

湛然菴

西行所刻觀音像。蠢甚。古有觀音阪者。小堂安之。今移之此。而坂趾在下郷氏宅地內。

大士元成隊。普門自湛然。般若波羅蜜。衆禽鳴樹巔。

好辭籠

芭蕉翁之石浮屠也。傍樹芭蕉。昔者翁有故往來斯家。々有其笈笄墨痕。好事者必問之。

莫道彫虫技。飃流存美名。春風牽褚側。又見綠芽生。

采蘭徑

岩間逕曲。春蘭郁々。可以采々。

曄々抽芳處。春風谷口多。青山須永矢。奈此考槃何。

四望臺

有圓通閣之巽。四面松林。有躑躅蕨萊。秋則生松蕈纖蕈之類。可割野膳。其所騁望。西南大海。而內海衣浦見焉。晴朗則伊吹鈴鹿諸峰可指點也。東北則鎌倉古道二村山在近。而信之諸山。羅立可眺。

縱目衆山列。盪胸大海寒。占茲高敞處。眼界儘虛寬。

白雲岡

安愛宕祠權現石像騎猪。尤爲古物。莫知所由來。白雲額池。無名所書。蓋愛宕山號白雲寺。直東北者。云猿投山。而補挾在南。丸根鷲津

在西。皆古戰場云。

戈鋋一陳迹。陵谷[illegible]悲。[illegible]贈白雲去。蒼茫殘古祠。

觀濤阪

西枕大洋。布帆往來。笠寺星崎在近。而朝熊多度諸山縹渺乎煙雲矣。前則鳴海池鯉之間。乃東海道。人馬絡繹。上之一快胸宇。

扶杖坂頭望。滄波萬里開。長風宗愨興。而欲駕浮杯。

栜靈祠

自還喬門。而到扶翼亭。乃上下所流憩也。人丸像。頓阿所作。以安壇上。還喬額。清沈草亭所書。扶翼二字。采諸蔡君謨萬安橋碑中。而家藏其石本云。

山中多勝事。流憩集茲亭。滿袖煙霞色。沈吟謁栜靈。

妙音池

池中置辨才天祠。橋以通之。池多蓮花。遶以棣棠。

菡萏開方沼。宛如八德成。中存天女廟。心淨水還清。

菅神廟

菅公威靈。澤內所知也。祠廟頗壯。儼然如在。左右石燈。永存祀典。原爲鳴海根古屋城鎮守。乃織田信長臣佐久間信盛所有。而今傳之下鄉氏。

千秋此如在。祭祀豈尋常。松柏忘年色。燈存不夜光。

紫藤架

架在菅廟傍。比花之開。爛如紫雲。

紫氣度長架。垂々瓔珞似。由來奪朱色。未說桃兼李。

櫻花埒

櫻花乃日本所賞。到處爲多。而此山谷幽棲之地。嫣然娛目。尚何芳野嵐山是羨耶。其下可以調馬。

爛熳千株色。穠花正發新。古來芳野勝。坐可閱三春。

丹楓塢

秋後之景。殆可與櫻花埒相角也。

丹葉曬斜日。勝於二月花。鄉園稱洵美。人欲錦衣誇。

望雪林

自春至秋。卉木叢林。百態千狀。莫不悅心目。及玄冥之令行也。祇當綢繆牖戶。塊然自熱。所以軒濶眼界。坐騁眺望者。其唯雪乎。然雪豈得其所。無興無趣。是故霸橋之[illegible]。不可豫而期。剡溪之棹。不可坐而乘。是此園之所以特命其勝也。

積雪朝來光。千林都作白。一壁憑品看。玲瓏無所擇。
寛政庚申十月壬申　前南禪見相國北禪八十二翁顯
常撰

古之以園爲園者。奉名存物亡。何獨平泉之可尤也。小山之園。園也。先世歸佛。乃舊園通開爲黌焉。爾來循地所宜表晝勝。蓋至樂山而大成矣。諸如余所記。興擘結構川相比櫃焉。可謂小山之園矣。夫創建固難。續亦不易焉。自今爲下鄰氏者。能守故業。接物以慈。行己以儉。孳々勿怠。上崇國家之尊。下盡大神地祇之庇。凜遵無怠。則素封之業。永世不替。余之所記。亦附傳不朽。是所庶幾也。紙尾有餘。因走筆與之。

蕉中老人

告四方諸賓。而廣需畫題。今揭蕉中和尚記題者。不特賞其筆。欲令就此以知園之梗概也耳。

享和壬戌夏　景雄謹識

○岡八郎兵衞事

元祿十二年己卯九月廿六日記

御小性組小笠原長門守組岡八郎兵衞事去九日七時當番より罷返り候節芝土器町四辻にて伊達美作守通り懸り候八郎兵衞供をわり候由にて先供之家來理不盡に組付候故拔打に切候得ば家來五六人組付大小をもぎ取候其内美作守乘物は通り過候右被切付候家來かけぬけ參候故八郎兵衞譴を待跡より追懸參美作守玄關迄參候依之右美作守方より案内有之て御目付水谷彌之助天野傳十郎罷越其後番頭小田切土佐守北條右近大夫仁木周防守並組頭近藤源兵衞能勢市十郎美作守宅へ罷越八郎兵衞儀は宿所へ罷歸候

右之旨趣に付て被仰出之次第

申渡之覺

伊達美作守

先頃於途中岡八郎兵衞と出入之節不埒成仕形不調法に被思召候逼塞仕可罷在旨被　仰出之候以上

右之通田村右京大夫同助大夫召之於御黒書院溜以書付老中列座土屋相摸守申渡之兩人美作守宅へ罷越申渡之

申渡之覺

岡八郎兵衞

先頃於途中伊達美作守罷通り候節供をわり候段理不盡仕形不調法に被　思召候依之小普請入被　仰

付候逼塞仕可能在候以上

右之通長門守へ以書付土屋相模守申渡稻垣對島守侍座永井美濃守も罷在長門守宅へ八郎兵衞召寄之美濃守も列座にて長門守申渡御目付近藤平八郎罷越岡八郎兵衞へ慮外仕候伊達美作守家來三人從美作守伺之通美作守方にて死罪申付之候也

十月廿八日

松平陸奥守召之伊達美作守儀在所へ遣置度之由願之通遂

上聞勝手次第國許へ可遣之旨被　仰出之然ば美作守へ分遣置之三萬石は陸奥守へ被返下之旨被　仰出之趣小笠原佐渡守傳達之老中列座席は白書院縁頰

○長崎二人罪狀告示

長崎船津浦

源太郎子

伊之助

年二十一歲

此犯原有債錢逼于窮苦糾合福次郎隨雇善次郎丑之助宇十等三名爲作水手即時相約云果得賍物改日分配等語于亥十二月十四日夜潜往河下唐船不惟偸盜棕索磁器等許多各宗甚至將赴來之唐人抛入海中等情那善次郎指揮及至丑之助將唐人抛入海裏之際應該閒當面並無此事以致唐人溺身死此等事端全係此犯造起意端潜往偸盜以至于此罪惡難容今奉

部諭准此押送各街即刻梟首示衆

丙子三月

長崎村船津浦

福次郎弟

善次郎

年三十二歲

此犯肯從伊之助及兄福次郎之言約定改日得賍分配等語仝丑之助宇十一起受雇水手于乙亥十二月十四日夜潜往河下唐船况恐有後患將赴來之唐人投入海中等語指點丑之助以致唐人溺水死至于此狀罪惡難容今奉

部諭准此押送各街即刻梟首示衆

丙子三月

○桐長桐芝居松梁落候事

葺屋町

桐長桐

右芝居元狂言座市村羽左衛門興行仕候砌四ヶ年以前酉年十二月類焼仕翌戌年春普請之節芝居梁に相用候松材木東海道程ヶ谷宿日蓮宗にて寺號不相知右寺中杉山大明神境内に有之候松三本伐出し梁に用ひ普請出來仕候處右松は神木之由にて祟故歟芝居不繁昌之由此節色々取沙汰も有之芝居出方之もの共先月下旬杉山大明神へ參詣に罷越ケ方にても祈禱相賴罷歸芝居にても祈禱可致とて芝居並町内商人共申合谷中善龍寺寺中本壽院住持日慈外出家九人相賴今朝五時頃右僧拾人罷越芝居裏口より這入舞臺正面へ曼荼羅を掛け備物等仕法花經千巻陀羅尼讀誦相始候處無程表之方より三本目舞臺上梁より三間半程隔り長サ拾貳間餘末口壹尺五寸之松梁壹本中程より折れ家根坪凡六拾坪落込申候尤怪我人等は無御座依之此段御屆申上候以上

葺屋町
名主
庄左衛門

子五月三日

文化十三丙子也

○和州鑄物師共より書上候古文書

和州鑄物師共ゟ差出候
御牒並座法掟目許狀寫

藏人所牒　燈爐御作手鑄物師等所
勅印
河内國丹南郡狹山鄉内
日置庄鑄物師散在等所

應令早任代々御牒並將軍家下文下知等停止諸國庄園守護地頭預所沙汰人等諸市津關渡山河海泊津料關料市手山手率分例物以下煩就中淀河所々關々大津關所新儀今案煩狠藉事

使御藏民部大丞紀元弘

右如斯勅役所被出仰也　諸國鑄物師　全賣買業可令　御公用勤仕諸國諸庄園守護地頭預所沙汰人諸社神人以下諸市津關渡山河海泊津料關料市手山手率分例物以下煩於鑄物師者東西南北入亂任法度旨諸商賣不可有違亂妨者也兼又

海道邊鞭打三尺二寸者可爲馬㕠料若依惡路
馬荷物落事在之爲地頭政所可被負途猶
於鑄物師中與自國他國相論者在之沒收所
帶一門可被行死罪者也

使

牒得彼御作手在方撿官鑄物師等去
月日解狀偁謹考舊貫諸道細工人
等就身々藝能令交易賣買色々私物
者是定例也仍鑄物師等往反于五畿
七道諸國令賣買鍋釜以下打鐵鋤鍬
以其利潤令備進御貢以下臨時召
物之間（物國）可令停止諸國諸庄園守護
地頭預所沙汰人等諸市津關渡海泊
山河津料煩之由忝成賜御牒以下關東
御下知狀畢仍賣買經廻所々敢無守
護地頭之處本會亂逆以後守護地頭以
下甲乙人等令號市云鍋釜以下打鐵鋤鍬
等者勿論也令賣買布絹類米穀以下大
豆小豆之條不可然之由構於新儀令案勤
欲令致市手津料之煩隨要用令賣買
何嫌其色哉所詮於鑄物師等之所持物等
者不嫌其色可令停止新儀令案煩之由
重成賜御牒欲備向後龜鑑矣者早依申
諸可令停止諸國諸庄園守護地頭預所沙
汰人以下新儀令案煩狼藉之狀所仰如件
御作手鑄物師等宜承知勿違失牒到准狀
以牒

勅印

仁安二年十一月日　　出納明法生中原

別當左大臣兼左近衛大將藤原　藏人文章得業生藤原
頭左近衛中將兼右衛門權佐藤原　左衛門權少尉菅原
權右中辨平朝臣　左兵衛權少尉藤原
右衛門權佐藤原朝臣

鑄物師職座法之掟

一御公用被　仰出節者尊
朝恩無遲滯相務儀可爲專要事
一御即位之砌者任先々吉御例御祝儀勤仕之儀
不可疎略事
一諸役御免除之事無市料山料率分例物以下
並諸關海河渡等之煩可致往還猶鑄物師中
自國他國相論之族有之者則沒收所帶一門

之者迄可被行死罪儀者數通之御牒御文言
有之事
一鐘鑄等之事者一國一部ニ御牒並舊書等
所持之者有之所ゟ者假令舊書頂戴之雖爲
鑄物師其所ゟ入亂鐘相建令鑄營儀堅可爲
停止其所由緒之鑄物師於無之者格別也況
他方ヨリ入込候者互以入魂安靜ニ可勉事
一受領之事者其人體計ニ而無緩目輙子孫
相傳儀有間敷事
一新鑄物師者勿論御代々御牒並
御綸旨之御文言全爲御禁止之儀猶寶
德年中差出請文百九人子孫之外新儀之煩
不可企巧聊於違亂之輩者於不令停止者
既被成下處之舊書並仁平年中令經歷
供御人詮無之事
一依勤職勝手廻國幷相替譯有之早速可
申訟事
一御倉代替之節者祝儀如例可致馳走事
右之趣經　高聞永爲鑄物師職座法
定置處也若於違變之者急度可遂

糺明者也仍如件
天正四年八月十三日　御藏宗弘判
鑄物師職之事奪蹤分明之條
愈尊
朝恩可從座法舊規之狀如件
安永四年十一月　御藏佐渡守齊部宿禰判

三　眞繼美濃守ゟ差出候書付類寫　寫

藏人所牒　河內國丹南郡狹山鄉內
日置庄鑄物師等
應早進上鐵燈爐以下御年貢事
使
牒得件鑄物師等去月日解狀云號藏人所
供御人鐵燈爐以下於御年貢可進上抑能入
供御人意趣者居住之所興福寺御領日置庄也
任傍例有限所當官物之外無他役被雜役
免除兼又爲鐵賣買京中往反之間爲衞士幷
使廳下部等依被取夫觸事有煩仍爲遣件

傾各賜短册諸國七道幷京中市町和泉河內兩國市津往反之間爲道作役注子細言上如件者件燈爐尤以可爲公用依請且爲雜役免除且仰左右衞門府幷使廳諸國七道可令免除件役之狀所牒如件敢勿違失故牒

仁安二年正月日　出納明法生中原

藏人左衞門權少尉菅原

別當左大臣兼左近衞大將藤原朝臣　左兵衞權少尉藤原

頭左近衞權中將兼皇后宮權亮藤原朝臣　左衞門少尉藤原

防鴨河使左衞門權佐

權右中辨平朝臣　勘解由次官藤原朝臣

御油判

藏人所御倉民部大丞紀高弘朝恩之事

諸國鑄物師鍋釜鐵打鐵鋤鍬等上司以下役錢之事備以可被全知行者也兼又於鑄物師者國渡悉以諸役御免除之筋目不可有相違之由鎌倉殿仰所候也仍執達如件

文治五年卯月十九日　時正承

○淀屋三郎右衞門闕所道具

一金屏風　五十雙此外數しらず

一珠玉之船　三艘渡繻珍にて帆掛 唐人形數不知

一琉球花毛氈　三百六十枚

一印子鷄　二羽

一同ヒヨコ　七今度拵立

一同雀　六

一金銀鳩　五十一

一印子碁盤　一面但黑石金 白石銀

一金竹流　三十七本

一水金　一萬五十斤

一枝珊瑚珠　尺六本

一珠玉之類　二百七十三其外數不知

一唐石硯　一面

一手水鉢　一地赤銅唐草 金銀彫入

一錦印金織之類　代一萬兩

一水精之障子　八十八枚但九間

一長羅紗　十三枚

一朝鮮人參　七十五斤

一辰砂　七千斤

一伽羅割刀　百二十丁

一毛氈十間物　四十枚

一傳宗皇帝繪　十枚
一掛物東繪濱林雪其外世上名有物　二百三十幅
一同五兩より百兩迄の掛物　五百幅餘
一腰物　七百廿腰右折紙外に五百兩までの品數不知
一茶湯道具　三十七數代金千三百兩より五百兩迄常屋道具此外數しらす
一黄金長持　二棹紋丸の内に丁子紋有
一判金　三千枚
一小判　十二萬兩
一銀子　八万五千貫目
一錢　一万五千把但五貫カラケ
一船　百五十艘五百石より千石まて
一元船　二十艘
一金子　一億餘是は大名方へ借置候手形
一銀　八万貫目是は公家衆へ借置手形あり
一金　二万兩是は五代目女房歷々より以下候處死去以後埋置今度堀出す
一材木　二千七十八本其外所々に有之
一土藏　七百三十戸前
一寶藏　十七
一米藏　八十
一大豆藏　八十

一雜藏　五十
一大阪にて屋敷　廿八ヶ所内表口一丁餘十八間三十二間迄
一所々屋敷　六十四軒
　淀に三十軒京に十三軒伏見二ヶ所大和十八ヶ所
一知行　三百三十二石是は御用立の替に大名方被下候
一田地　百五十丁
　山城にて百五十丁淀に五十丁大和に十二丁丹波に廿八丁和泉に十八丁
　　右は檜山のよし
一封金　九億八千貫目
右淀屋三郎右衞門九代相續如斯大名弘め代々候外に印子の鷄七今度掎立其外借金御用金と名付自由働申候故闕所被仰付候
　　　　遠島　　　　三郎右衞門
　　　御叱置　　　　手代拾人

〇三州大樹寺村農家天正十七年古文書

御朱印出[illegible]

一御年貢納所之儀請納證文明鏡之上少も於無沙汰者可爲曲事然者地頭遠路令居住者五里中年貢可相届但地頭其知行在之者於其所可納之事
一陣夫者二百俵に一疋一人充可出之荷積者下方升可爲五斗日扶持米六合馬大豆一升宛地頭可出候於無馬者歩夫二人可出之ᅡ免者以請負一札之内一反に一斗充引之可相勤事
一百姓屋敷分者百貫文に三貫文充以中田並下之事
一地頭百姓等雇事年中に十日充並代官請三日充爲家別可出之扶持米同前事
一四分一百貫文に二人立可出之事
一請負申御納所若大風大水大旱年者上中下共以春法（ツイホツ）相定但可爲生粮之勘定事
一竹藪有之者年中に公方へ五十本幷地頭へ五十本可出之事
右七ヶ條被定置也若地頭及難澁者以目安可申上候所仍如件
天正十七年十一月　小栗二右衛門尉
十七日　吉忠

印大サ曲尺
一寸也

右三州額田郡大樹寺村百姓久七持傳之由右本書同州同郡西藏前村庄屋半兵衛持參爲見候に付寫置候事

同條高木氏ヵ借寫

〇寬政二戌年二月人足寄場之儀に付書留同繪圖

戌二月十九日松平越中殿御渡候御書付寫

長谷川平藏

此度無宿共加役方人足に被　仰付候間右御用可相勤候場所之儀は石川大隅守屋敷裏葭沼壹萬六千三十坪餘御用地に相成右之内取建被仰付候間御普請奉行へ相談其方請取地所築立等之儀は追々可被相伺候

一右御場所以來加役方人足寄塲と可相唱候

戌二月廿六日

此度加役方人足寄塲取建被　仰付候

一人足とも作業之儀は勝手次第得手之儀を爲致申候
一職業いたし渡世相續可致體成候者は寄塲差免家業可相成程之手當差遣し身寄之者へ引渡身寄無之候は其者出生之所名主或者地役人へ引渡家業爲致候樣可申渡候
一職業を怠り又は申付不相用者は手鎖入牢其外咎被

申付候儀者其度々不及伺存寄次第可被申付候
一重科又長袖之分は宿預申付輕き分は寄場にて手當可申付候
一門出入嚴密にいたし立入候町人共は鑑札相渡し泊有之樣可被致候尤番人共改方入念候樣可被申付候
一火之元之儀入念可被申付候
一寄場諸色入用手當は米五萬俵金五百兩來年よりは米三萬俵金三百兩之積りを以御勘定奉行へ相談入用次第可被請取候尤年々仕拂之儀御勘定奉行へ可被申聞候
一人足とも追々相增候節は御藏人足其外御小普請場川浚之場所へ差遣し其外遣方心付之儀は追々可被申聞候
右之通可被得其意候

寄場人足共御仕置申付候儀

一盜いたし候者死罪
一徒黨ヶ間敷儀いたし候者死罪
一於寄場博奕いたし候もの死罪
但手合にかゝり候者其始末に隨ひ輕罪可申付候事
一職業不精又は申付不相用類再應咎申付候ても不承請候者は遠島可申付候事
但輕き者は佐州又は豆州島へ可遣事
一博奕又は惡行等不致者は其品に寄相應之褒美をもたへ可申事
一其方共儀無罪之者に付佐渡表へ可差遣處此度厚御仁惠を以加役方人足にいたし寄場へ遣し銘々仕覺候手業を申付舊來之志を急度相改實意に立歸り職業出精いたし元手にも有付候樣可致候身元見屆候者年月之多少に無構右場所を差免百姓出生之ものは相應之地所被下之江戶出生之ものは其場所へ店を爲持家業可爲致候尤從　公儀も家業道具等被下候歟又は其始末に寄相應之御手當可有之候若又ヶ樣に厚　御仁惠之儀をも不辨申付相背職業不精にいたし候歟或は惡事等於有之は重き御仕置可申付者也

戌二月

加役人足寄場給圖

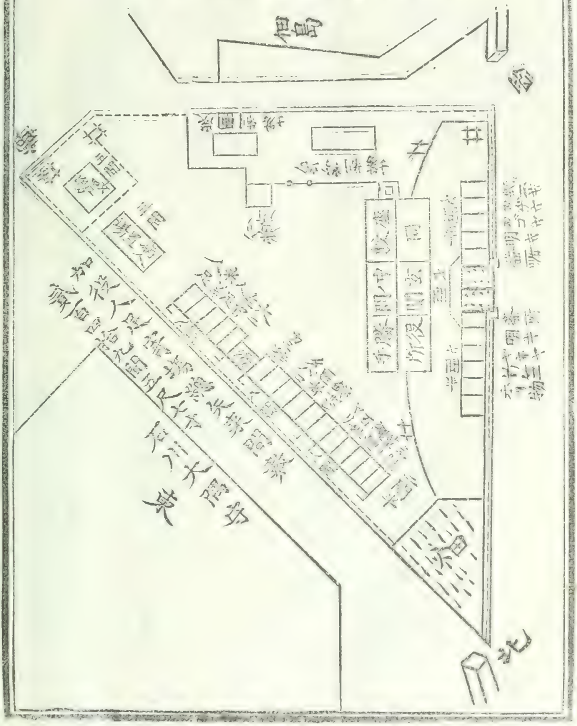

增訂一話一言卷三十七終

○明和元申年原武太夫書置候書物（一時奇人名前有之）

明和元　十一月

先年より出入せし人數有増印す書落のぶんは思ひ出し次第一笑ともに認之

一諸大夫　一布衣　一寄合衆　一御役人

一法印法眼之醫師

一出家紫衣　靈巖寺　池上本門寺　此外諸宗不殘

一儒者　堆橋主計　石川利助　荻生惣右衛門　深尾權左衛門

一天文　青山藤十郎井　占蓮谷

一歌人　坂將曹　内山傳三　萩原又三郎

一れん歌　寺町百庵

一茶人　幡頭鴎翁　酒井日向守　齋藤賴母　兒島源兵衛　山口黑露

一宗師　貞佐　超波　老鼠　古湖十　曲庵　乾十　春來　紀逸　祇丞　買明　田社　舊室　來示

左簾

一狂歌　五十夢

一誹諧師　麥阿　貞丸　瀧玉　椿井　右之外數不知

一算術　（關新介高弟）宮地新五郎

一能書　烏石　願齋　大曉和尚　本目權左衛門　鯵川八右衛門

一大文字　一粱

一劔術　平井八郎兵衛　森戸三太夫　村上淨翁　中村三太左衛門

一鑓　松本利左衛門　大場勘介

一弓道　德田大七　高須十郎兵衛

一鉄砲早打　漆崎清右衛門

一鉄砲張　益田新口（佐カ）

一馬術　柴崎惣兵衛　大石彌右衛門　小久江左内　鶴岡丹下

一鐙（具カ）足師　岩井源左衛門

一繪師　狩野祐清　狩野梅軒　宗利

一能太夫　觀世三郎四郎　（一ヤ淨藤淸）藤井工石

一笛　古名人一噌又六　野本幸次郎

一小つゞみ　長命喜兵衛

一大鼓　葛野九郎兵衛　[illegible]平半助
一たいこ　服部吉助
一笛吹師　大藤鶴太夫
一幸若　秀平
一撿校　井上　藤谷　岩崎
一勾當　早川　富[illegible]　在外座頭數不知
一八人藝　わせき　藤都
一頭梁　甲良志摩　辻村豊後　平内備中
一諸御用達　町人　人數不知
一所々名主數不知
一細字書　大場仁左衛門
一神道者　戸田信濃　紹崎近江　藤池和泉
一樂人　角〻ら八幡社人　加茂監物
一湯治場亭主　湯本九藏　湯之澤大こくや市右衛門
　一の湯喜介
一醫　栗本廣壽　同平馬　太田昌榮
一時計師　木村近江
一燒物師　名失念
一佛師　左近　七郎兵衛
一こも僧本寺　淺草一月寺　左内坂鈴寶寺　左内坂下安樂寺
　右之外こもそう數不知
一藏前者　日本橋者　小田原町者
一講釋師　志道軒　左文　玄竹　ついしやうけん
　壽仙
一仕付方　森一學
一角力取　あや川　立田川清八　行事　庄之助
一入切　山田淺右衛門
一三絃師　近江　柏屋　石村
一諸流淨るり太夫元祖土佐太夫を初かぞふるにいとまなし
一三絃諸流不殘
一琴　横田勾當　染部　田都
一三芝居太夫元不殘惣役者はやしかたがく屋木戸茶屋
一狂言作者　傳十郎改津村治兵衛　津村三郎治　並木良助　堀越二三治
一歌　中山小八　松島庄五郎
一身振師　三樂　新次
一こはいろ　坂東與兵衛　荻野万之助　左七　べつ

こう　此外數不知

一吉原五町の名主不殘亭主其人數不知中の丁茶屋たいこ持舟宿女郎かふの

一たどり子しづや　ぞうの千代小かねをはじめてる小てるせよしてうかぞふるにいとまなし

一よび出し茶屋　女名失念　ゑびや方より

一比丘尼　せいこ

一品川本宿新丁兩名主ていしゆとも人數不知

一ひかわ　鼠や　あつぎや

一音羽町　松川屋　いづみや　いせや　大黑や

一せんじゆ　永樂屋至左衛門

一きつねつかひ　未得

一いづなつかひ　京八

一しやうぶ師　わらや小八　せいぞう五郎兵衛　こた住兵衛　[illegible]に善兵衛　か[illegible]源兵衛　せき

[illegible]次郎兵衛　[illegible]の仁右衛門

一矢込者　男[illegible]五郎左衛門　[illegible]大川村九右衛門　さは[illegible]作十郎　[illegible]伊三郎　[illegible]復九郎　[illegible]重次郎　[illegible]善三郎　[illegible]島勘三郎　[illegible]味中　[illegible]永勾當

一矢込女　[illegible]い女房　三中女房　[illegible]屋安兵衛女房

鈴木やよし　森田文左衛門女房　買明女房　席

遊娘

此外に身を投る女をたすけ世話せし事有り、引渡證文今以有之

大勢に[illegible]ひたてられし米なれば貧乏せしもことはりぞかし

右原富五郎後改、原富といへる爺[illegible]書をのこせるものに見へたり

市谷大隅町後尾州御やしき圍込になりし[illegible]坂邊也にすみて御先手與力をつとめし人其比三絃の名人也、武藝にも達せしさ云予十六七のとき加賀屋敷原[illegible]内山賀邸先生の宅に[illegible]見しに、[illegible]にて太刀こし[illegible]への大小をさしたり、七十位の年なるべし

三[illegible]きぬたの傳別に寫有之

或云、京鹿子娘道成寺の[illegible]原富のつけし[illegible]と云、尾州章善院殿にしたがひてしば〳〵青樓に遊びしと云、[illegible]の[illegible]をさすに[illegible]中に入しは[illegible]人よりはじまれりとぞ

○[illegible]乙由書簡寫[illegible]

[illegible]

之分御座候卯花樓

頭日素心尼參宮
ほさゝぎす菖蒲以上四册に御座候
にて逢申候是より
又昨日水鷄　ごゞき申候是も
熊野路へ明日發足
あさより點いたし可進候
この事に候今日俳諧
他行歸宅以後
いたし明日も逗留
さて〳〵取込申候
素心はからすと見へ申候て
被致候樣留申候へども
せがまれ有之分迄出來申候
大かた發足の樣子に
殘りは追付あさより〳〵　ゝ以上
見へ申候然ば我等他行
之内參居候題發句
之卷素心一兩日
せがみ被申候て急に點
いたし候幸陽里
明日其地へ發足
之由先出來之分
遣候俳諧卷どもは
追付松木殿より便
有之間其節可進候
扨〻せわしく雜儀
いたし且又先日
京にて元相子へ緩々
俳談申候跡より狀遣し
可申候御參會候はゞ可然
御心得賴入奉存候
松江千代へも緩々
出合申候希因子
龜州子などへ跡より
可申入候早々以上

五月十日　乙由

左靜樣

ウラ書

麥林叟の消息一軸は往し年北國
行李せし比加賀の暮柳舍にして
今のあるじ後川が附與す處なり

久しく庵中にひめ置旅にうかれ
出る年々もやせ骨にせたられひ身を
はなさぬ寶させしも既みそぢに近し
傾くよはひのたのみすくなくなき跡に
殘りものせんも何がし法師がきみせし
事などそゞろに思ひ寄られ掛物
てふものに調じ出つゝ卅餘子にわかち
行末永く殘して此翁したふ本意も
もろともにとゞまれかしと天明けき
みつのとし良夜の案上に
書とゞむ事しかり

方圓居巻阿 〔巻阿之印〕

是ハ亡友巻阿居士ノ書也天明ノ比ノ事思ヒ出ラル
文化十四年丁丑八月十六日ノ朝走筆寫之

蜀山人

○狩野氏系圖

大職冠十二代之後胤二階堂遠江守藤原爲憲之家嫡孫
狩野助宗茂之家嫡也如雪亂芳軒異朝之人也來朝而爲
狩野祐清牛國豆州也

祐清法眼 俗名四郎次郎 ― 元信法眼 俗名四郎次郎號 祐雪
眼 ― 雅樂助 ― 了不 ― 了乘 ― 元俊隼人秀信 ― 春雪隼人信之 ― 梅榮一學知信
越前之土佐光信聟 乘信 俗名次郎 眞咲法
伊識成信
式部重信
春笑求馬亮信
春興相信

松榮法眼大炊助直信 ― 永德法印源四郎尙信
秀宗法眼秀信 ― 眞說法橋元信
左門 岩藏
休伯法橋左衞門長信 休伯法橋左衞門 昌信
數馬征信 眞一 聟
休圓内記 信
休山内記是信

土佐將監聟トス
右京光信
右近信秀
閑戚院妙覺寺
源七郎
探幽法印釆女守信 ― 洞雲法眼釆女益信
自適齋主殿尙信
右近 孝信
洞㕝信
探雪圖 守政
探雪主殿守定
右京守常聟
永眞法眼安信 右近信秀聟
右京時信
内藏助員信
永叔明信
古川法眼右近常信 永眞聟
如川周信
隨川岑信
榮川

○元信門弟
養雪
生牧北條氏直熊菴狩野松白
玉 梅閑
○松榮門弟
内匠宗
與兵衞
與市
與六郎
内狩野
大學氏信 ― 梅雲秀信
内膳狩野一翁 ― 内膳一渡重良 主税良信
左門有信
三五郎重利

○永德門弟
西狩野外記宗山信政 ― 壽右外記秀信 ― 左我山本
山樂狩野修理元賴 ― 修理 洞元久由信 友雪 氏信
一休德源助 ― 伯圓 春悦
一雪彌三郎
隱岐岱宛利左兵衞貞寬
休伯門弟
治部 翁重信

元休 勝田陽溪竹翁

主膳狩野
道味狩野源助
友松海甫

○右京門弟

小左衛門
新右衛門―圭助
茂左衛門
久左衛門
弘以狩野彌三左衛門―弘甫彌左衛門
　　　　　　　　　　弘除理右衛門

○御徒七番組書留之内數條

一公方樣御機嫌御勝不被遊候に付昨晩七ッ過御三家御登城水戸殿尾張殿には御退出紀伊國樣爲御後見昨亥之上刻二之丸へ被爲入候旨今廻狀來候

五月朔日

一二之御丸爲窺御機嫌出仕之覺

五月三日惣出仕　四日万石以上　五日出仕に不及　六日万石以上　八日御三家御譜代　九日外樣万石以上　十日諸番頭諸物頭御役人寄合　十一日國持並四品以上　十二日高家衆詰衆同嫡子詰衆並同嫡子御奏者衆同嫡子　十三日御三家溜詰御譜代　十四日諸番頭諸物頭諸役人寄合　十五日不及出仕　十六日惣出仕　十七日不及出仕　十八日外樣万石以上　十九日國持並四品以上

一半藏御門　竹橋御門　田安御門　清水御門

右古來之通向後往還有之候筈に候間四ヶ所御番所へ可被相達候尤向々へも通達可有之候以上

右之通り廻狀有之爲御心得如此に候已上

六月廿一日　　源　兵　衛
　　　　　　　太左衛門

一うち責子は鳥を拂行也待せこはしげりへ先へ行居る鳥追立られてしげりへたりんとする處を御鷹合候由數多からせらるゝ時は最前のうちせこ直廻り先へ行待責子に成最前の待責子は亦うちせこに成代り〳〵に仕候待せこの所御着座也

一つかれ責子とは御座所之所にはり雉子に御鷹之合候と其御鷹につき走り行候てなりこめ申候但なりこめとは雉子の落申所を申也

一責子の言葉ゑいこゑ〳〵と申也聲を懸けて行心なり

一山をかけ候言葉は鳥をかける事きじより發る

一鳥をおさへ候事雁白鳥は羽をおさへ申候鴻鷺ははしばん川からすは足尤からすも足也

一平川口より御內證にて淺草下谷へ度々被爲入奧勤衆も羽織にて御徒向は上下にて當番勤來候處當番より急に御供に出羽織と上下とまち／＼に相成此方より相願羽織にて勤る尤當日計之事

一奧一ノ御挾箱黑縮緬御羽織入有之趣に御座候

黑縮緬御羽織被召被爲入候事御見上申候事

寬永七年三月

一戌正月廿五日護持院跡明地御成

壹番　數馬組共

壹橋之內大手之方見通シ竹橋御門外雉子橋迄

貳番　半四郎組共

神田橋外見通シ鎌倉川岸町屋見通シ三河町左右横町澁江玄悅脇通リ稻葉丹後守左右横町迄

三番　靭負組共

內藤日向守屋敷番所横町より安藤右京亮屋敷横町松平伯耆守屋敷横町駿河臺迄

四番　新平組共

松平紀伊守屋敷より飯田町坂下橋迄小川町水道橋所々横町迄

五番　善左衞門組共

雉子橋之外御堀端御普請小屋飯田町坂下迄

六番　小右衞門組共

飯田町御用屋敷前坂より淸水御門之方所々見通り餅之木之方迄

七番　新六郎組共、

飯田町坂上より田安御門之方御堀端一番町通牛込御門之方迄

御供代り　久五郎組共　彌左衞門組共

御側

高井五左衞門　市川甚五郎　土備半之允

頭役

中島次郎左衞門　牧三郎左衞門　萱葉彌左衞門

上野七郎左衞門　土屋喜右衞門　吉川二郎左衞門

御小性

上村源四郎　奧村三平　同秀之助　大久保熊之

允
　御近習役
富松喜右衛門　市川十次郎　村島清三郎　竹本
澤右衛門　上原與三郎　島崎市郎右衛門
　御抱守
石瑪吉兵衛　彦坂丹右衛門　伊藤彌太郎　小林
利右衛門　中村元右衛門　熱善之丞　岡山左五
郎　爲井吉太夫　弓削多彌左衛門　熊倉彦右衛門
太田權右衛門　菅谷五一右衛門　小笠原彌太郎
　中之間番頭
桑原權左衛門　奥御番頭　鈴木三郎兵衛
　御膳番
落合鄉八　飯塚源右衛門
　近習番
鈴木丈右衛門　田房仙右衛門　寺島藤四郎　松
下專助
右之分二丸罷有候不改晝夜斷次第に二丸役人百
人組大手櫻田可申達候
一御納戸歸番之儀大御番頭小十人頭へ被仰渡候
一御徒目付小人目付げんじ候樣に御目付へ被仰渡候

則御徒目付貳拾五人小普請入
　右之通戌十月朔日被仰付候
一大猷院樣御代慶安四卯年戶田五郎左衛門組之節日
光山へ御入棺之節落髮にて奉供大切に可仕旨久世
大和守殿被仰渡御扶持方並御褒美頂戴仕候御番休
相立申候
一捨文有之候節不及差出候燒捨可申候然とも御目付
中之宛所又は頭杯之宛所にて候はゞ承合可申候以
上
　右之通り被仰出候
　　寅二月
　酒狂致し刀脇差にて人疵付候者之事
一其主人へ預置疵付られ候者平愈次第療治代出させ
可申候療治代出がたきものは刀脇取上ヶ酒狂人は
主人へ可相渡事
　但取上候脇差疵付られ候ものへとらせ可申事
一右療治代疵の多少によらず中小性體に候はゞ銀貳
枚徒侍は金壹兩足輕中間は銀壹枚差出させ可申事
　酒狂にて人を打擲致候者之事
一右同斷但刀脇差取上ヶ候に不及身上限り諸道具取

上ヶ打擲逢候者へとらせ可申事
但右酒狂之儀主人へ斷候節欠落と申立候共主人方を罷出三日之內にて候はゞ欠落に相立申間敷候事
右三ヶ條町人は則牢舍申付候次第同斷但主人無之ものは宿所へ歸し可遣事
酒狂にて諸道具損さし候者之事
一過料出させ損失之ものへ取せ可申候輕き身上之ものは身上かぎりに可申付候事
寅三月十六日

○彈左衛門由緒の事

一彈左衛門善七五年以前度々御裁許有之候處善七より彈左衛門支配に無之段相論去ル廿一日評定所へ被召出候由

彈左衛門　善七　一類七人（是は善七方七人と云）　貳人者
三人者
右者非人支配

一去ル廿一日評定所にて被仰渡候は五年以來度々御裁許有之善七を彈左衛門支配に無之段相論不屆に候當善七十三歲幼少何事も不存候處に右七人者共相論依之七人者彈左衛門へ被下候彈左衛門方之仕置に可申付候 右七人之家財闕所に可仕候旨被仰付候處七人之者內壹人無念存評定所之石垣に頭を打付舌を喰切申候由則彈左衛門方より壹人に四人宛相付評定所牢輿に乘町與力衆同心押彈左衛門方へ被參候由

一彈左衛門より善七方之屋敷七人之者家財闕所に差遣候處善七屋敷之內騷動にて善七立退候由右屋敷之內門を閉內へ壹人も入不申候由貳人者三人者は七人者に組不仕候に付御構無之善七幼少に付御公儀より貳人者三人者へ善七御預け善七守立候樣に被仰渡候彈左衛門鎌倉住人藤原賴兼寬文七年未三月二日以付書申上候次第

右は二月廿二日於江戶金剛太夫能有之廿三日より天氣惡敷廿八日より亦初り以上四日迄諸□□衆陵敷は□□舞臺樂屋以下は酒井讃岐守殿御取持にて結搆成樣子之由初て能仕候太夫より兼て彈左衛門方へ案內不屆に付舞臺打破候さたくみ廿八日之朝諸大名衆町人等貴賤群集之處能初り可申時分彈左衛門手合之者五十人程召連鑓長刀爲持以使金剛太

夫是へ罷出候得可申子細有之候其上可相渡物有之候急度罷出候得と申遣候得ば太夫出合不申時御老中より御尋被成候て彈左衛門退出可仕候能濟候て御尋被成候に付如此書付

鎌倉住人藤原頼兼彈左衛門穢多よし下し者

穢多　長吏　彈左衛門　猿引　渡守　座頭　非人

山守　青屋　坪立　舞々　鉢叩　筆結墨師　猿樂

結捌　關守　陰陽師　土器作　鐘打　壁塗

石切　獅子舞　鑄物師　放下師　簔作　傀儡師

等縫　辻目暗　傾城屋

右之外道之者數多斷有之盜賊並除之頼朝卿より御判有之湯屋風呂屋傾城屋下に付人形廻し淨瑠理語は傀儡師下に付貳拾八番下可爲也頼朝卿よりイミナの字其外系圖有之候以上

一御意被遊候は前方被仰出候去年も差被御出候御勝手之儀段々御指詰被遊候上去年之御損毛に付去暮之御切米之内當春迄御借り遊被候事に候夫故當年は被下置候御切米御拂底之御事に候段々當暮は右之不足すたりにも可被遊哉と被爲思召候亦は御人をも可被減と被思召候程之御事に候併夫にても御仕置被爲遊候哉と申にては無之御不便に被思召候右之損毛之儀は天下半分と申程之儀にても無之僅の事に候得共右之通御勝手御指詰被遊方も無之思召候依之諸役所御儉約之儀被仰出候得共思召候樣に不相屆候此上は御手廻にて御賄所御小納戸筋御身之上之儀彌以御詰可被遊より外之儀無之候兩役所にて只今迄段々諸事被仰出候得共此度も右之躰之儀にては無之何も信實相心得可相勤候右樣之御損毛にさへ御切米等も得御借不被遊候程御勝手御指詰被遊候前々は時々御切米御借被遊候も順達に被下御手廻に被遊候儀にて無之候彌以右之通りに諸役所萬端心を付候樣にと被仰出候得共末々迄は遠き事故思召候樣に無之候萬端御不自由成を上に御すき被遊候てケ樣に被仰付候哉と面々身之上考見可申此上は御身勵と被思召故手廻之儀隨分御詰被遊候御賄所御召方只今迄致方は誰にても可成義に思召候自今御事欠之などと存ては成申間敷候勿論兩役所いか樣に致候とても少も御定に成申候程之儀は無之候得共左樣に捨置可申樣に無之右御切米等得御借不被遊候事に御政務之御甲斐なく御人少

も難被遊程に御迷惑に被爲思召候御手廻り之儀諸役所之承傳にも可罷出事にて勿論外之手本に可致との思召にては無事に候偏に御身之御勤と被爲思召御事に候間信實に相勤候樣にと被仰出候以上

寅五月廿六日

右御徒方書留に見ゆ

○安永改元林家書上

明和九辰年十一月改元之年號文字御尋之節申上書付寫

年號文字九號并見仕候處何も出所等宜御座候其内安永文長之二號宜奉存候

安永
文長

安ノ字上ニ付候ハ安和安貞
永ノ字下ニ付候ハ寛永寶永
文ノ字上ニ付候ハ文明文祿
長ノ字下ニ付候ハ建長慶長

安和　冷泉院
安貞　後堀河院
寛永　後水尾院
寶永　東山院
文明　後土御門院
文祿　後陽成院
建長　後深草院
慶長　後陽成院

前々年號文字相考候處二號共宜奉存候其内安永之方寛永寶永之例御座候て別而宜奉存候以上

十一月四日　林大學頭

○文化改元記

文化
周易曰。觀乎天文。以察時變。觀乎人文。以化成天下。
後漢書曰。宜文教以章其化。立武備以秉其威。

嘉德
左氏傳曰。上下皆有嘉德而無違心。
史記曰。長承聖治。群臣嘉德。

嘉政
唐書曰。嘉其美政。題督於聽事。

萬寶
文選曰。蕩乎大乎。萬寶以之化。

嘉永
宋書曰。思皇享多祐。嘉樂永無央。
文政
尙書孔傳曰。舜察天文。齊七政。
萬德
文選曰。萬邦協和。施德百蠻。而肅愼致貢。
年號字七號之中文化嘉德可然
主上　仙洞　思召候尤承相衆中へ　勅問有之候處兩號多被擧奏候但文化之號殊可然哉之御沙汰に候得共於關東思召有有之者嘉德之號可被用候歟兩號之中關東思召被　聞食可有御治定候此旨關東へ宜被申入候事
十二月
傳奏衆被致持參候書付寫
改元に付赦之事先例之通可有御沙汰候事
年號改元之儀に付傳奏衆被申聞候樣申進候書付
今廿七日廣橋前大納言千種前中納言拙宅へ被參年號文字之儀御內慮被　仰進候旨にて勘文一通並七號之文字唱假名附一通被致持參候に付差上申候右七號之中文化嘉德可然

主上　仙洞　思召候尤承相衆中へ　勅問有之候處兩號多被擧奏候但文化之號殊可然哉之御沙汰に候得共若於關東思召有之候者嘉德之號可被用候歟兩號之中關東思召被　聞食可有御治定候此者其御地へ宜申上由兩卿書付被相渡候間則致進達之候右之趣爲可申上次飛脚を以申上候以上
十二月廿七日　　青山下野守
年號改元之儀に付其御地御返事之儀並赦之儀に付申進候書付
年號改元之儀に付被申聞候趣正月十五六日頃迄に其御地ゟ御返事有之候樣可致沙汰旨傳奏衆へ申聞候則被致持參候書付寫入御披見候依之差急申進候に付者道中川支等も難計候間東海道中山道兩方へ同樣之宿次刻附差立申候尤東海道之方へは兩卿被致持參書付本紙差進候中山道のかたへは右寫にて致進達候
一改元に付赦之儀先例之通可致沙汰旨是又兩卿へ申聞候則被致持參候書付寫入御披見候例之通改元翌日輕罪之者赦可申付哉相伺之申候以上
十二月廿七日　　青山下野守

〇本朝國號考 垂加文集

五畿內
山城 山州　大和 和州　河內 內州　和泉 泉州　攝津 攝州

東海道
伊賀 賀州　伊勢 勢州　志摩 志州　尾張 尾州　參河 參州
遠江 遠州　駿河 駿州　伊豆 豆州　甲斐 甲州　相摸 相州
武藏 武州　安房 房州　上總 總之上州　下總 總之下州　常陸 常州

東山道
近江 江州　美濃 濃州　飛驒 飛州　信濃 信州　上野 野之上州
下野 野之下州　陸奧 奧州　出羽 羽州

北陸道
若狹 若州　越前 越之前州　加賀 加州　能登 能州　越中 越之中州
越後 越之後州　佐渡 渡州

山陰道
丹波 丹州　丹後 丹州　但馬 但州　因幡 因州　伯耆 伯州
出雲 雲州　石見 石州　隱岐 隱州

山陽道
播磨 播州　美作 作州　備前 備之前州　備中 備之中州　備後 備之後州
安藝 藝州　周防 周州　長門 長州

南海道
紀伊 紀州　淡路 淡州　阿波 阿州　讃岐 讃州　伊豫 豫州
土佐 土州

西海道
筑前 筑之前州　筑後 筑之後州　肥前 肥之前州　肥後 肥之後州　豐前 豐之前州
豐後 豐之後州　日向 日州　大隅 隅州　薩摩 薩州　壹岐 壹州
對馬 對州

右依釋師鍊贊之。具記之。俗稱山城曰城州。呼周防曰防州。猶之可也。阿波曰阿州。伊賀曰伊州。近江曰江州。美濃曰濃州。佐渡曰佐州。丹波曰丹州。總野之上下。稱上州呼野州。越備之前後中。稱越州呼備州。筑肥豐之前後。稱呼筑州肥州豐州。則不可也。山崎嘉識焉

〇庚申 同

太上感應篇曰。有三尸神。在人身中。每到庚申日。輒上詣天曹。言人罪過。三尸在人身中每至庚申日與身中七魄上詣天曹言人罪過乃其職也按[illegible]眞之人先三當絕去一云三守庚申三尸伏七守庚申三尸滅守者不[illegible]也[illegible]欲三尸得以言其過也一云甲寅日三尸遊兩手當去兩手指甲甲午日三尸游兩足當去兩足是指甲此名斬三尸隨所在而去之內則守心外則去甲此修行之初法也嘉按三守七守見段成式酉陽雜俎

宣室志云。僧契虛遇仙人。曰爾絕三彭之仇乎。彭者三尸之姓。學仙者先絕三尸。注。彭質彭璚彭琚。

徐氏筆精二曰。道家說三尸即三彭。謂彭琚質彭璚也。

唐詩守庚申之說本此。
柳柳州罵尸蟲文。見柳文十八。羅景綸書罵尸蟲文後云云。見鶴林玉露天集四。
群談採餘十辨惑部曰 道家言。人身有三尸蟲。謂之三彭。每庚申日。乘人之睡。以其過惡。陳之上帝。故學道者 遇是夕輙不睡許郢州詩云。夜寒初共守庚申。是也。柳子厚集有罵三尸蟲文。吳淵潁有三彭傳。則儒亦以爲有是物矣。嘗記避暑錄話載程棨霄詩云。不守庚申亦不疑。此心嘗與道相依。玉皇已目知行止。任爾三彭說是非。此近道得孔子禱久之意也。
續日本紀卷九。神龜元年。冬十一月。庚申。召諸司長官並秀才及勤功人等。賜宴於中宮。賜絲各十絇。
嘉按聖武天皇即位改元。龜爲元正年號者誤矣以曆推之冬十一月朔丁巳四日庚申
延喜帝庚申御遊。見西宮記
朱雀帝天慶二年內裏有庚申御遊。年表
一條帝長保元年五月九日庚申 以曆推之是月朔壬午無庚申六月朔壬子九日庚申 有三尸御遊。
五年六月二日庚申。殿上守三尸。年表
菅家文草。守庚申詩二首有之。
庚申夜寐時誦歌。見淸輔袋艸子。

俗傳庚申緣起。帝釋使猿來天王寺云云。是浮屠稱道崇說造之耳。夫守庚申之惑甚矣。不足深辨也 柳文之罵玉露之議。皆可以打破酒囊飯袋。而羅氏爲優矣程道士爭得丘禱之意。其滑稽可哂耳。
本朝庚申元祭猿田彥神。相傳之秘訣也。朗詠之歌伊勢御師曰傳有之。 眞顏云近來蟠龍子著俗說辨載庚申之事不知我國神道之秘訣固妄論之無稽之說也凡世儒不學神道而議我國之事故其說多是疎格致知之故也

○名物出猿入猿之御鐙傳來寫

應永中將軍足利義滿公御隱居鹿園院殿御馬妙術に御達之上御自身に鞍鐙を御打被遊候然る處御夢中に猿之御幣かたげ居候を御覽被遊依之御年御四十一ささ二に右出猿入猿之御鐙を二足御打被遊尤其砌八幡へ御側衆三七日日參被仰付將軍にも二十一日之内御精進御けつさい御愼被爲在御武運長久之御祈願被遊御出陣之節は右御鐙を御乘替に被遊正月御乘初之節は右御鐙御飾附被遊御持傳之趣にて殊に疱瘡前之ものに戴かせ候得ば決而輕くいたし候由申傳候一名御守鐙とも勝利鐙とも世に申傳候出猿之御鐙は松平阿波守樣御所持此度外方より之は入猿之御鐙に御座候猶委敷は本書に有之

辻山城守
政雄

二ッ折裏白
紋入猿之鐙一覧
致候之者東山三代目
將軍
義滿公鹿園院殿御正作に
無怪者也御秘藏尤の事に候
爲後日仍添狀如件
文化十三丙子年
正月廿一日　辻前山城守
入道篤翁判
追加寛政年中此御鐙
一覧吟味之上添狀認置
候得共燒失に付此度
再覧之上添梅相認進
候者也

○白川侯和歌

寛政五丑年御補佐松平越中守殿巡見之節
丑三月廿三日山田旅宿にて長閑なる春雨に時を得て荒田うちかへすさまいと賑はし我輩は今日の雨をうしといふ也されば矢人の悦所は國人の愁る所也只その輕重を計りて本末を考へてその得失をも知るべき也只目の前の榮辱にひかれて姑息によりて苟且におちいることそなげかしけれ

源定信

民草のうるほふ雨に時を得て古きにかへす春の小山田

其澤未徧民落未改困窮未愈がごとし爰に至て我輩の罪にして言べき言葉もなし

右丹州へ（御勘定奉行郡代兼久世丹後守）

今日人々いふ空の半に白妙に聳へたるは又たゞひあらじ實に富士に勝る高きは有まじといふにころ

彌高き君が惠にくらべては塵ひぢなれや雪の富士の根

右森山源五郎へ（御目付）

○丹後國成相寺境内地裂候御屆（文化元子年）

私在所丹後區宮津城下から乾之方山手貳里程隔候て成相寺觀音安置仕有之候去亥年十二月下旬より右境内

池之坊と申畑か鐘樓堂下迄百間程地裂陥入候處當子
正月下旬より次第地裂所に寄候ては七八尺づゝも陥
入候場所有之地裂候處晝夜に五三分つゝ陥入候樣子
に相□申候其外谷間間所も有之境内諸堂社並寺院住
居傾候所々有之追々取片付申候段在所家來共申越候
尤人馬怪我無御座候異變成義に付御屆申上候以上

閏月十三日　　松平主計頭

右なり合觀音は西國三十三所札所にて日本三景
之天の橋立と承候尤地震等も無之自然に陥入候
由及承候

○信州地陥候御屆 文化六巳年

文化六巳年三月廿五日御用番牧野備前守殿御退出
後差出之

私在所信州安曇(ツミ)郡中谷(ナカヤ)村枝郷大久保土谷(ツチヤ)村枝郷吉尾
同宮本有坂村枝郷堀地同下澤原來馬村枝郷山中央に
人家有之候處當二月廿一日より右山中所々割動援下
り候樣子にて人馬共に近邊村々へ引退候然處同廿四
日暮合後に至南北五百間東西九百間餘之場所一時に
援崩前書四ヶ村枝郷六ヶ所家數廿七軒田畑共押埋申
候尤人馬怪我無御座候變事之儀に付此段御屆申上候
以上

三月十五日 在所之日附　　松平丹波守

○京傳机塚

京傳机塚碑文相願候に付　　口上之覺

京傳 姓岩瀨氏名醒字酉星醒齋と號す一字京傳父由東
陵と號す文化十三年丙子九月七日沒す國豐山回向院
に葬申候
岩瀨御臣人上 [illegible] の遠裔に
て御座候近吉岩瀨資と申候者太田道灌に仕候て謀
慮の臣たりしに道灌亡後よて勢州に住し世々郷士に
て數代□□仕候 京傳父は信明と申勢州一志郡の郷士
信篤の二男にて江戸へ來り某侯に仕候へども多病に
て仕絆を脫し市に隱申候 京傳は信明の長子に御座候
母は大森氏
京傳 若年の頃浮世に遊て其光景を著作いたし父は野
史の戲編を著し候へども性來篤實にて理に仕て孝行
仕候て筆と心とは甚相違仕候事御存之人物なる事御
認め本願上候才力學量の義もよろしく御譽本願上候
京傳 生前之遺財にて家弟百樹 碑を建候事御認め本願

上候
御落款の義は　〇〇（號）　〇〇（實名）　〇（名）　に被成被下度願上候
右事者之義は雅意には相協申間敷候得共私相認申度
奉願上候とても私生涯碑文之事を相頼申候馬鹿もの
も有之間敷せめては兒の碑文相認後年にいたり悴や
孫どもにかたみとも見せ
申度生前の趾大方の事は
覺悟の前に御座候
淺草觀音地中人丸堂の前
境大樹のもとへ建申候
右碑のめぐりへ四ッ目結の竹垣いたし芝をふせ下た
草あしらひ景色をとり申候

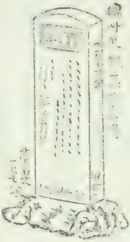

碑面へは京傳生前題し置候古机の記をしる
し碑陰へ御文章奉願上候
記を題し候古机は碑下へ瘞申候
その事は古机の文の末に
右一則は家兒生前題する所其机をこゝにうづめて
爲建之と申事を漢文にて
年號　　京山磐瀬百樹題並篆額
など可仕哉此義も御さしづ奉願候

京傳古机の記の落款は　山東庵京傳　と可仕哉に存
候磐瀬醒といたし候ては古机の文並俳諧歌に對しあ
まり落款かたく且俗に通じ申間敷候

古机の記

明和六年といふとしの二月ばかり齡九歳といふに
師のかどにいりたちていろはもじならひそめしを
りかぞいろはのもとめにてたまはりしふみづくゑ
ぞこの机なるその日よりこのつくゑのもとさらず
つくれる冊子は百部をこえつもれる歳は五十にあ
まれり今はおのがこゝろたましひもほれ／＼しう
まなこもうちかすみゆくにつくゑも耳おちあしく
じけゆがみてもろおいにおいしらへるさまたは
あはれいかゞせむ

耳もおち足もくじけてもろともに世にふる机
なれも老たり　　山東庵京傳

(一)醒齋翁の机塚に詣でてよめる長歌　　四方歌垣眞顏

山東江門に生れて牟奈使なす香姿しき名を香焼のは
やくよりして天つちにとゞろかしける落瀧津岩瀬の
小父は小米雛もひさき時いはおうばの共々に語繼

言繼ぬる古事のことの傳へをおもむかしみ思ふさがありてひいな草根とひ葉どひに問さぐる耳の垢取みゝの底にこまれる事等竹馬のこゝろにのれるふし〲のなにはのことも手習の机によりて石などりひとつれとさず丸盡し繪にさへ寫し年月とつもれるまにゝ思はさくいろのかみ雛ふるき世を今のうつゝにみるが如あらせんものと鏡磨とぎし心を振たこしつめるいさをは山の井のあさくはあらぬ淺黄椀ふたとせみとせ飲くひも味だにしらず寢ふしもうまくはなさで風呂褌かきあらためしいく巻のふみを携へ名古屋帶打くむ糸のより〲に暇ある日は茅巻馬きうりの牛の牛は牛馬は馬づれと虫垂のきぬのうらなき友ごちをかたらひあるき春部には上野の岡の櫻蓙花をみる日も芳野なる花の果物いかにして得ましとねがひ秋立ば隅田河原にすむ月を翫ぶ夜も駒形の螢のあとを追ひしのびをぐらき方は道々の人にもたづね自らもさとりわきため玉かたま籠挑灯のもるゝなく燈をかゝげ見世棚に火桶の櫓硯蓋齡の末に若草の後妻打の手摺小木としのはじめに玉はやす聟を祝へる粥杖の古ものすらを置並て商ふが如こゝたくのこと書まじへ珍らしき書となしつゝ夏の日のねぶりを醒し長き夜の醉を醒しぬうべな〲醒の翁と人皆のたゝへし事も此ふみを見てぞしらるゝこれぞ此浮世袋の底寶打出の槌の價なき寶なりけるつぎ〲に出る寶をいつしかと待をるほどにいかなりし宿世結の玉の緒か世を長月の名にも似ず菊の離にさき立て豆腐に見ゆるもみぢばの過ていぬると昔がたれ隱れ遊びのうつたへに影だに見せず聲もせず成にし日より目なしごち軒の雀の鳴くらす友をあぞもひ今日さらに涙の雨のふるづくる後のかたみと築籠し塚に香焼むく〲の小袖の袂しぼりつるかも

反歌

此山の花や紅葉を机代春秋とはむ塚もなつかし

○諸國銀銅山名

一野州足尾銅山　吉川永左衛門
一奥州半田銀山　寺西重次郎
一石州銀山　阿久澤修理
一但州生野銀山　恩田新八郎
一攝州多田銅山　石原庄三郎
一出羽國幸生銅山　池田仙九郎

一備中國吉岡銅山　松平越後守御預リ所
一陸奥國叶津村出銅　松平肥後守御預リ所
一新編江戸志抄

新編江戸志

引用之書目

舊事紀　日本書紀　續日本紀
日本後紀　三代實錄　文德實錄
類聚國史　神名帳　扶桑略記
公卿補任　一宮記 建保頃 荒木田氏印　諸神記
武藏風土記　元亨釋書　和名類聚抄
万葉集　伊勢物語　八雲御抄
井蛙抄　更級日記　名所方角抄 宗祇
慕景集 太田道灌　名所類字和歌 [illegible]川吉旨
萬葉代匠記 契沖　勢語臆談 全　勝地吐懷編 全
東鑑　源平盛衰記　參考太平記
鎌倉大草子　關東兵亂記　北條五代記
北條盛衰記　豫章記　武德編年集成
家忠日記　關難間記　本朝通紀 長井定宗
將軍家譜 道春　本朝三國志　婦女傳系
諸家[illegible]　諸家譜傳　武家名數 白龍子

諸家系圖　猿樂傳來記　寛永記
和漢三才圖會 良安　高野事略　了譽上人行業記
北國紀行 堯惠　丙辰紀行 道春 元和ノ頃　遠遊紀行 山崎
鎌倉紀行 戸田氏　木曾路記 貝原氏　驛路鈴
東海道記 松井喜春　神社考 道春　神社啓蒙 白井宗因
諸社一覽　神社略記 荒木敦春　紫一本 俊逸 元和頃
武藏野路草 法源　名所談 元祿七年梓　江戸雀
江戸鹿子 松月堂不角 元祿二年　江戸砂子 沾涼 享保十七　武藏野地名考 田澤長章 享和之頃
江府名勝志 南陽子 享保十八　詩家地名考　地名箋
南向茶話 酒井忠昌　求涼雜記　高田實雀
落穗集　舊事茗話　新著聞集
江戸繪圖 寛文元和 寛永元祿　耳底記 光廣卿ノ耳底記ニ非ズ 近世ノ俗書
著寳異事　新見隨筆 正朝入道 享保ノ比　温故隨筆 古竹叢平
宗祇諸國記　國名風土記　國華萬葉記
珍書考 島田信興 元祿頃　江家次第　可成談
擧白集 木下長嘯　風土記殘編辨 平賀衡 正德頃　
都のつと 釋宗久　政談 徂來　兵家茶話
秋ね覺　東武編年錄 道春　大系圖 公定朝臣
諸社諸寺緣記　同舊記　政事要略
鎌倉志　犬追物記 林春齋　神明憑談 多田義俊

關東古戰錄槙島氏　雜話筆記白龍子　螢雪新話紀晉子
萬葉考眞淵　寺社拾遺　鎌倉九代記

江戸志卷一

安永壬辰年馬込勘ヶ由願之三股新地築立御用掛御目付河野吉十郎安嗣〔〕九千六百七十七坪六合號三股富永町

寬政元己酉年冬大川淩に付如元堀之河となる御手傳立花左近將監阿部伊勢守秋元但馬守被仰付候此七を假橋を掛深川へ運靈雲院其外へ置候由

加賀美遠清之圖

同書卷三

神田社

江戸砂子云略按ずるに、江戸砂子に延文頃より將門靈を祭神田二座とする事誤なり、寬永記曰寬永三年十一月十日京都より公家衆下向是は行幸御禮の爲也、此時烏丸大納言光廣卿江戸須田町を通られしに垣結廻したる古塚ありける、御覽して如何成者の標とぞ尋られしに、是は平將門也、勅勘の人故古へより如此誰祭る事も成ざる由申ければ、光廣卿將門は朝敵たりといへ共武勇の名譽ある人也、最早年久しく歷たれば勅免有て八所御靈の例に任せ神靈を祭らば國家の鎭守共成べきとて、將軍家へも窺れ、歸京の後奏聞有て勅免有しかば、近所故神田明神の社內に祭り、貴賤群集して參詣せり、寬永三年十二月九日勅免有ける也、神託により九月十五日祭禮有と記す、しかれば將門を相殿に祭りしは寬永よりの事にして、往古の沙汰にはあらず、江戸砂子

誤れりといふべし

同書巻五 日蓮宗八義作

擁雲山乗蓮寺

浄土 増上寺末

古碑在寺塋

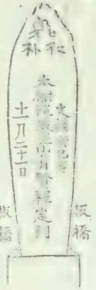

右は乗蓮寺境内にあり

覃云今此古碑をすてゝ新碑を建つと云

伽羅稲荷社

一名木下藤吉伽羅稲荷と云、その本源鎮座の年暦をしらず、予一とせ此稲荷へ詣で社僧に尋ぬるといへども縁起さだかならず、本意なく歸り侍りき

同書巻六

東叡山末成院常照寺上高輪

天台 上野末

太子堂 十六歳御影御自作

稲荷社

庚申堂 青面金剛は民部卿作也 縁起に

・松花石 當寺寶物長一尺幅八寸程厚サ五寸計

前橋少將の室へ天女持來りしを當寺へ奉納申候とかや其箱の銘に

奉納古木化石一物

江戸城外志波聖徳太子堂

万治元年閏十二月廿二日前橋少將忠清

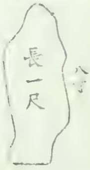

同書巻七

赤坂

或人の云、赤坂の見付は寛永十二年乙亥十一月十一日よりはじめて往來せしと、赤坂名主は元八郎左衛門方帳面書留ありと云、又いはく左ノ趣は元八郎左衛門方古帳面在之由、八郎左衛門が[illegible]雄へ物語の由書付留置候

一貝塚と云事、赤坂紀ヶ橋邊を云、上古は大久保四丁町邊梅の木市谷麹町五丁目邊までを貝塚と云、南の方は西の久保ふきで町邊迄貝塚の内也とぞ

一赤坂一本町の町家になりたるは天正十九年の事也

一上古は人次と書しを後一本と書替たり、是上一木下一木両所共に大木ありし縁也、上一木といひ傳へしはくらやみ坂禪閣業王寺に大木の榎ありて一本薬師と云、下一本の大木は元氷川辨天の社内の榎也、但下一本も薬師在也清岸寺の薬師也、是上一本の薬師と同作同木なるよし申傳へたり

一赤坂田町町家となりしは寛永十二年同十三年両年に町家となる

一赤坂傳馬町の町家となりしは寛永十六年の事なり

一赤坂御門外の稲荷を玉川稲荷といふよし、これは水道方玉川庄右衛門勸請の稲荷にて神木に柳あり、上古赤坂御堀ばた黒田家舘の邊迄の間を柳堤と云云、（本ノマヽ）是上古秋元八郎左衛門畑境の柳の由也、片黒田家辻番所の側に在也柳は右古柳の内の木なりと云云

同書巻九

　竪川

續砂子に一ッ橋長九間三のはし長九間中の橋に新辻番とも四の橋十間五ッ目は橋なし船渡也六ッ目も橋なし橋々の間凡四丁程あり

　貞雄云竪川は淺草川の入口より逆井の渡し迄一里八丁四拾八間ありと云

撞木橋　中のはし前三方に掛るを云

扇橋　小名木川通り新高橋の所三方に掛るを云

同書巻二

　新吉原ノ次ニ

　枕橋　反圃慶印寺の石ばし也片葉のあしあり

　　覃按今俗に源吾橋の所をいふは誤也

〇高陽闘飲巻（中屋六左衛門酒家ナリ擁書漫筆ニモ此酒戰ノコトアリ）

　高陽闘飲序

千壽驛中六亭主人。今茲年六十。於是開初度之宴。爲闘飲之會。乃先期發招單。大集都下田間之飲客。如狂花（俗言波良多智上戸）病葉（俗言禰武利上戸）酒悲（俗言奈起上戸）歡場害馬（俗言利久津上戸）之類。則撰斷卜吉之日。相會者凡一百餘人。皆一時之海量也。各々左右分隊相座。毎方一人升席。左右二人相對而擧白焉。乃立觴政。置錄事而督之。嬌女三人侍其側而給仕焉。皆柳橋之名妓也。一人捧盃而進舍其前。二人各執注子。左右注之。其酒則所謂玉

綠。即伊丹之上釀。其羹則鯉魚。即綾瀬之鮮鱗也。肴核雜陳。種々不一。其盃則描金雕鏤。實希世之珍也。自五升而登之。或一斗或二升。受三斗爲至大而已。或有一日吸盡者。或有數日而竭之者。大小之盃。一々傾其籌者。是爲第一名焉。其餘則次之爲差。各々觴鑠。以課甲乙輸贏。其籌不滿斗者。不在此數。各々双手捧盃引滿。轟飲不餘一滴。實如長鯨吸百川矣。觀者皆吐舌。座客喝采不已。至飲畢。衆莫有多言喧嘩。皆致禮辭謝而歸。余亦酒人也。雖然吾自知其量之不敵。退逃其隊。在傍而觀之。乃歎云。古人謂酒有別腸者。如今日之人者邪。宋張安道劉潜石曼卿。日夜對飲。而不別輸贏。明王漸自下道士。闘飲而定甲乙。水蓮道人輯酒顛。無懷山人著酒史。以述其事。爲太平之盛事。不亦宜乎。嗚呼主人壽已六十。而又自視此太平之盛事。則主人之先。其有天之美祿者乎。時文化十二年歳舎乙亥冬十月廿一日也。

關東鵬齋老人興禪龍父撰

後水鳥記

文化十二のとし乙亥霜月廿一日江戸の北郊千住のほとり中六といへるもの〻隠家にて酒合戰の事あり、

門にひとつの聯をかけて不許惡客下戸理窟入庵門としるせり、南山先生の書なり、玄關ともいふべき所に袴きたるもの五人、來れるものをの〱の酒量をとひ切手をわたして休所にいらしめ、案内して酒戰の席につかしむ、白木の臺に大杯をのせて出す、そのさかづきは

江島盃五合入
鎌倉盃七合入
宮島盃一升入
萬壽無疆盃一升五合入
綠毛龜盃二升五合入
丹頂鶴盃三升入

をの〱その杯蒔繪なるべし

干肴は臺にからすみ花塩

さゞれ梅等なり、又ひとつの臺に鯉と鶉の焼鳥をもれり、鯉は鱠にきりめ正しきにはた子をそへたり、これをみる賓客の席は紅氈をしき青竹をもて界をむすべり。いはゆる屠龍公文晁鵬齋の三先生その外名家の諸君子なり。うたひめ四人酌とりて酒を行ふ玄慶といへる翁はよはひ六十二なりとかや、酒三升五合あまりをのみほして坐よりまかり通新町の秋葉の堂にひとひ一睡して家にかへれり。大長ときこえしは四升あまりを盡して近きわたりに醉ふしけるが、次の朝辰の時ばかりに起て

又ひとり一升五合をかたふけて醒をとききのうの人々に一禮して家に歸りしとなむ、掃部宿にすめる農夫市兵衛は一升五合もれる萬壽無彊の盃を三ッばかりかさねてのみしが、焼る蕃椒みつのみたりきつとめて叔母なるもの案じわづらひてたづねゆきしに、人より贈れる牡丹餅といふものを閑暇にうちくひてゐしけるもをかし。これも同じ邊に來ひさゞ松陶といへるは江島の盃より飲はじめて鎌倉宮島の杯をつくし萬壽無彊の盃に至りしが、いさゝかも醉しれたるけしきなし、此日大長と酒量を戰しめてけふの角力の最手占手をあらそひしかば、明年葉月の再會まであづかりなだめ置けるとかや、その證人は一賀新甫鯉隱居の三人なり、小山といへる驛當の佐兵衛ときこえしは二升五合入といふ緑毛龜の盃にて三たびかたふけしとぞ、北のさと中の町に住る大熊老人といへるは盃の數つもりて後つゐに萬壽の杯をかたふけその夜は小塚原といふ所にて傀儡をめして遊しときく、淺草みくら町の正太といひしは此會に赴んとて森田座何がしのもとにて一升五合をくみ雷神門まで來しが、其妻たひ來て袖ひきてとゞめしをいな

ことすゝみけれぱその邊の者の俠客の長とよばるゝもの來りなだめて夫婦の者をかへせしが、あくる日正太千壽に來りてきのふの殘り多きよしを語り三升をます飲せしとなむ、石市と聞えしは萬壽盃をのみほして醉心地に大ゝ舞のうたうたひしもいさましかりき、大門長次と名たゝるをのこは酒一升酢一升醬油一升水一升と三味せんのひゞきにあはせをの〳〵かたふけつくせしも興あり、かの肝を膾にせしといひしごとくこれは腹を三杯漬とかやいふものにせしにやと云べし、ばくらう町の茂三は綠毛龜を傾け、千住にすめる鯉與といへるも同じ盃をかたむけ、終日客をもてなして小盃の數かぎりなし、天五といへるものは五人とゝもに酒飲てのみがたきは皆たふれふしたるにをのれひとり恙なし、うたひ女れいくお文はひねもす酌とりて江島鎌倉の盃にて酒のみけり、其外女がたには天滿屋のみよ萬壽の盃をくみ醉人をたすけ得てみづから醉る色なし、菊屋のおすみは綠毛龜にてのみおつたといひしはいまくらの盃にて飲ちかきわたりに醉ふしけるとなん、此外さけを飲といへども其の量一升にみたざるははぶきていはず、文晁鵬齋の二先生はさらに江島鎌倉の盃をかたふけ小盃のめぐれる數をしらず、歸るさに會主より竹輿をもて送らんといひおきてしが今日の賀筵に此わたりの驛夫ども樽の鏡をうちぬき瓢をもてくみしかば驛夫のわづらひあらん事をおそれしに、はたしてみな醉臥て輿かく者なし、この日調味の事をつかさどれる太助といへるは朝より酒のみて終に丹頂の鶴の盃を傾しとなん、一筵の酒たけなはにして盃盤己に狼藉たり、時に門の外面に案内して來る者あり、たそと問へば會津の旅人河田何がし此會の事を聞て旅の宿の主をともなひ推參せしといふ、すなはち席に臨て江島鎌倉より初て宮島萬壽をつくし綠毛龜をで五杯を飲ほし猶丹頂の盃のいたらざるをなげく、ありあふ一坐の人々肝をけしてこれをとゞむ、かの人のいふ去がたき所用のありて明日は出たゝんとすれば力およばず、あはれあすの用なくば今一獻つくさんものをと一禮してかへりぬ、この日文臺にのぞみて酒量をしるせしものは二世平秩東作なりしと、むかし慶安二のとし大師河原池上太郎左衞門底深がもとに大塚にすめる地黃坊樽次といへるものむねと

の上戸をひきぐしおしよせて酒の合戰せし時、犬居目禮古佛の座といふもの水鳥記に見ゑたり、ここし鯉隱居のぬしに到りてふたゝびこの戰をもやふすと告るまゝに犬居目禮古佛座禮失求諂千壽野といふ事を書贈りしかば、その日の懸物にはせしと聞ゑし、かゝる長鯨の百川をすふごときはかりなき酒のともがら終日しづかにして亂におよばすまた禮義をうしなはざりしは上代にもありがたく末代にも又まれなるべし、これ會主中六といへるものゝ六十の壽賀をいはひてかゝる希代の戲をなせしになん、かの延喜の御時亭子院にみき賜りし記を見るに其選に應ずる者わづかに八人、滿坐酩酊して起居靜ならず、あるは門外に偃臥し、あるは殿上にゑもいはぬものつきちらしてわずかに亂れざるものは藤原の伊衡一人にして駿馬を賜りて賞せられしとなん、かれは朝廷の美事にしてこれは草野の奇談なり、今や墨田河の流つきせず筑波山の茂きみかげをあふぐむさしのゝひろき御めぐみ延喜のひじりの御代にもたちまさりぬべきと此一卷を見てしるべきかも

六十七翁蜀山人緇林樓上にしるす

右後水鳥記一篇原本佚焉今據齋藤雀志君所藏高陽鬪飲圖卷補之明ニ癸未八月　南洋學人識

酒戰場中勒酒兵。東西排列各策名。看如陵酒如海。飲似千尺橫潮鯨。時今太平無一事。縱於醉鄉見戰爭。驚殺杯鬪鏖杓。滿々斟來軽々傾。將此酒軍有所向。定識天下無愁城。生來我亦太愛□。禮師曾欲圍君營。

題酒戰圖　詩佛老人大窪行

前年余在崎陽。屢與唐客劉景筠江芸閣輩飲。皆能飲其酒。而不能飲吾酒。因叩其説。乃云。苦辣酸而頭痛矣。試味其所齎紹興酒者。甚淡而帶酸。飲至數十盞始能面潮紅已。因是觀之。八僊歌中。三盃已上。飲至五斗者。亦甚易々已。頃千住中六隱居。以酒戰圖卷乞跋尾。南畝醉客記之。鵬齋酒人序之。甚矣如余小戶。夫復何言。唯記前年與唐客飲事而返之。嗚呼使此酒兵與彼十萬。相當于倉海上。則其能不醉倒而歸者。亦僅三人也已。乙亥嘉平月。寬齋寧題。時年六十七。

○元和七年辛酉十二月賚勝卿記事女御樣御脇フサキノ

元和七年辛酉十二月十五日

一女御樣御脇フサギ也貴婦御記
御わきづけの御いはひのしだい
めし物御はたさてうばいふたつゐり御はりはかま
の御うへにいつゝぎぬ色は薄色御もんあふひのま
る御かけおひれなじ御もんにからたり物御うしろ
のもはつねのごとく御なががもじにて御ざへ御な
をりなされ候
てかう御いはは
ゐのやう

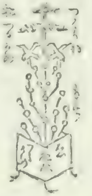

かた〳〵に三ぜんづゝ以上六ぜん御すはりなされ候これにはなたいか物さ申候

右左にいか物三ぜんつゝ
中にひきわたし御ほうさう御てうしのくこんつぎ
に三ぼんだての御いはひみな御ぜんに松たけつる
かめ系をかき申候なり
四はうにむすびまつをたてすみ〴〵にしろきねり
いとふさ〳〵とむすびさげ中の御ぜんにはこはく
御おほきにきやうにして金がみにこしをまきうへ
にまくわうりほごにつくね申候御こは三ッすへ二
の御ぜんくさのすぎなりの御きやうさてその外は
つねの七五三にて御ざ候これはこなたの御てんに
て

御まへ
上々ふは大なごんのすけ殿御てながはひやうぶ卿
殿御まへしこうはごん中なごんわたくし大御ちの
人
左に御みすをかけ御しのびにて
うへ様　女院の御所様御けんぶつなされ　女御様
の御うつくしさ
うへ様もながめいらせられ候つる
はれの御ぜんひやうぶ殿げにもめされ候てめでた
くうつくしさすが　みだい様めしつかい入候ざ
女院の御所様御ほめなされ候てわたくしまでまん
ぞく申候計にて御座候十五日は
上様御しやうしにてさて又十六日御所へなしまゐ
らせ候ほんの御ふた所様御いはいにて候つゝ十六
日にはだいはんごころさ申候所にて　女御様御き
ぬまへのごとくめして御ひたいにさしぐしさ申て
色々の物御さしなされ候て同じ所のはうへむかは
せられ三たび御はいさ申候事なされ候てさて
うへ様の御まへゝならせられ候御ざはいつも　公
方さまゝ御さんだいの所にて御ざ候三こん御ふた所

樣御まへとをりて女御樣の御しやくにて
うへ樣へまいられ又
うへ樣の御しやくにて　女御樣へまいられ候この
いはひは女中たちまゐらせずに御ふた所さまにて候御
さかづきあがり申候このさしぐしあそばし候へば
てん人などのやうでよくにあひて御うつくしさ
うへ樣さき〳〵へならせられ御とをりなされ御す
がたながめいらせられ候つねのごと〳〵の御きぬよ
りちいさく御身さまもよくにあいたるしうつくし
さ御まへのしゆうもいまひとめ見申たきとほめ申
され　みだいさまの御めにかけ參らせたくこぞん
じ候ばかりにて御ざ候つるあとさきわけきこへ申
まじく候へ共申上候ひろう候てくだされ候べく候
めでたく〳〵〳〵かしく

上々婦さま
あはさま

○細井廣澤書牘

尚々御念入候御書中忝奉存候

貴札忝致拜見候大暑之時節御堅勝珍重野婦家兒へ御傳筆申聞候忝奉存候由

中文三郎殿ゟ所へ參候ニて悦申候以上

奉存候私儀今度無存懸

百人組與力閒へ被

召加殊に舊功等も相立候上

學問手迹等迄御用にも可

指立旨にて御指人ニ申

事に罷成候外實ともに難有

奉存候然ども組屋敷程遠（組屋敷靑山百人町也）

存候て御遠々敷可罷成哉ニ奉

存候御內樣へも宜奉頼候爲

御祝儀鰕魚一折被懸

貴意忝奉存候恐惶謹言

六月二日　知愼

細井次郎太夫

松島道由樣

貴復　知愼

丁丑仲秋九日寫

此眞蹟購得藏于杏花園

○草履打意趣松田敵討の事

草履打意趣松田敬詩名前
本名　松井
六條判官爲義四男松井冠者維義十八代松井右近將監
忠次依
台命家名實名改一字拜領
源康重（ヤスシゲ）　周防守　康重　周防守
康映　淡路守　康員　彈正少弼
康員　周防守　康豐　周防守　此代草履打騷動アリ
康福（侍從四位下）　周防守　室ノ奥方ハ龜井豐前守茲政末女
康定　當主周防守ニテ右京亮
五万四千石　石州濱田城主

宇多源氏龜井
源茲矩（コレノリ）　武藏守　政矩（マサノリ）　豐前守
茲政　豐前守
五女松平周防守康豐室
茲親　能登守　茲滿　因幡守
茲康　隱岐守　矩貞　能登守
四万三千石　石州津和野城主也
時に享保九年甲辰四月三日虎御門内松平周防守康豐
上屋鋪奥にて御側女中お道急に召に付局澤野上草履
なをはき候に付澤野色々惡言申候に付お道身分難立存
致自害相果候に付召仕さつ主人敵澤野殺之

局　澤野　六十一歳
龜井家士某合某女

側女　みち　二十一歳

右みち父は元來大和國郡山圖本佐五右衛門城主本多
唐之助家老にて千石領せしが右家斷絶に依て浪人と
なり本苗は正木氏にて御目正敷士也浪人の中御祖定
より御家老に被抱知行六十石に有付妻の名字岡本に
改む

おみち召仕　おさつ　二十四歳

父は毛利甲斐守家來小人組頭五百二人扶持松田新八
奥家老　堀野次郎太夫
大目付　小池理右衛門
右に付おさつ事立合有之候内聞糺にて相濟
おみち死骸は周防守旦那寺へ念頃に葬り澤野死骸は
親類へ引渡おさつは助八方へ下り其後佐五右衛門養

子（トカ）に相願引取直に周防守へ御抱名を松尾と改年久鋪勤其後神谷何某依願妻に引取右助八町屋鋪調給岡本松田神谷三家鼎のごとく繁昌榮けること也

南畝云楊谷黛作鏡山舊錦繪（コキヤウノ）と云淨るり本に澤野を岩藤みちを尾上さつをおはつと書替て草履打の狂言は歌舞妓にても專ら流行なり

○谷中延命院御仕置一件享和三亥年

谷中日蓮宗
延命院

亥六月六日入　脇坂淡路守懸り

日道　四十歲

右之者儀一寺之住職たる身分をも不顧淫慾を恣にし源太郎妹きん又は大奥部屋方下女ころと密通に及ひ其外屋形向相勤候女兩三人へ艶書をおくり右之女參詣之節密會をとげ或はつやなど〻申なし寺内に止宿致させ殊にころ懷姙のよし承り墮胎之藥を遣し惣て破戒無慙之所行にて其上寺内作事之義奉行所へ申立候趣と引違ひ勝手儘に建直し候事共重々不屆之至に付死罪申付之

谷中日蓮宗
延命院納所

柳全　六十六歲

此者儀延命院所化にて女犯不相成身分に罷在ながら新吉原五十軒屋清太郎母りせと密會いたし及女犯候段不屆に付晒之上觸頭へ相渡寺法之通可取計旨申渡引渡遣もの也

亥七月廿九日

立花左近將監家來
平田久太郎伯母
尾張殿若年寄相勤候
初瀨事

なを　三十三歲

其方儀屋形向奥奉公相勤候節延命院日道申に任せ艶書遣し其後延命院へ罷越通夜いたし候旨申なし日道と密會に及び殊に書付を以相尋候節一旦申陳じ候段不埒之至に候依之永之押込申付もの也

西丸奥梅村下女
靈岸島長崎町壹丁目
和助店

[illegible]

こ　ろ　　二十[illegible]歳

其方儀大奥方下女奉公相勤候節延命院日道に密通いたし候段輕きものとは申ながら不愼之至候依之武家方奉公に構押込申付者也

一橋用人
井上藤十郎娘

は　な　　十九歳

其方義屋形向奥奉公相勤候節延命院日道申に任せ艶書を通し其後密會に及び殊に書付を以相尋候節一旦申陳じ候段不埒之至に候依之永之押込申付ものなり

紀伊殿家來
書院番
石川與左衛門妻
一橋奥相勤候

ゆ　い　　三[illegible]歳

其方義屋形向（校訂者曰以下闕他本を以て新に補足す）奉公相勤候節延命院境内細餝並[illegible]の大黒を信じ去年六月中[illegible]日道申に任せ密會に[illegible]不愼の至に候依之押込申付者也

谷中善光寺前町
家主[illegible]

き　ん　　二十三歳

其方義延命院日道と密會致候段不埒に付押込申付者也

池の端仲町長左衛門店
金三郎妹

り　よ

通塩町[illegible]七店
傳右衛門姉

つ　て　　五十歳

新吉原五十軒道[illegible]右衛門店
武左衛門方に居候
[illegible]

り　せ　　四十三歳

谷中[illegible]

瑞　林　寺

三十日押込

武州豊島郡新堀村
名主　権四郎
組頭　長右衛門

急度呵

七月廿九日

谷延命院の座敷殊の外美麗なりし由其上造作珍らしく今壁にてありし處跡へりに見れば襖となり或は障子と變りてあり又二階へ上れば忽ち上り口無くなり何方よりも下へおりる事なり難き由此外様々なる造作ありし由かゝる美麗の住宅も事落着の後は悉く打毀されていつしか草のみ生ひ繁れる野原とはなりぬ淺間敷事ともなり。

○内山先生狂歌

一中と言ふ醫師大迂詐つきにておゝしいつく／＼二十一聲なくこいひし時其聲多少ありければ

大うそをつく／＼ぼうしもふうそはよしにさんしち二十一中

増訂一話一言巻三十八終

増訂一話一言巻三十九

○畝問池答（南畝問　輪池答）

問　古は日に二度づゝ食事いたし候歟、軍中には夜食なしと承候いかゞ、莊子に莽蒼にゆく者は三飡して返るといへばかの方にても一日に三度に候歟、此等の古書にて御考等無之候歟

答　西土の飲食はいまだ考ず。皇朝にては治亂の差別なくさだまれる食事は上一人より下万民まで一日に二度なり。その證は天子大床子御膳（内膳司の供する所）二度也（朝干飯は一時とぞ寛平御遺誡にみへ後醍醐天皇の日中行事には朝午刻[illegible]一度さしるさせ給へり）此外に朝餉の御膳女房の（御陪仕）三度めし上らるることあり。これは内々の事ゆへなるべし（大床子は御すくりなるべし朝かれいの御膳源氏物語の比は三度なりさ[illegible]には一度さしるさせ給へりこれは内々にて小[illegible]度めし上らるゝによりて也但し朝餉の御台注に朝夕夜供さしるさ[illegible]）武家の式もさだ有けん、御當家にても朝夕は御汁添御菜数もあり。御二度めは御汁を添ず御菜数も少なし。又永夜には御四度めもあれども猶重事できたるときのなり。享保の御時は昔

のたまはしを思召けるにや御三度めは召上られざりし也、今も田舎にて節供には二度（朝五時夕七時）食する所あり（兒玉郡の風俗、常は三度なり其上に長日に小書飯を用ゆ夜には夜長さいびて食することあり、これ朝夕二度の外にみな臨時に食する故なる）し　武家にて二合半二度を一人扶持といふも古きさだめなるべし

問　清流記といへる書は御當家御先祖の事を記せるものゝよし、德川三河歷代などやうのものに候や、されど水府の烈祖成績の引書にも見えず如何

答　いまだ見ず

問　上方西國邊の村名に夙（シユク）とも夙村ともいふ村多し、これは古あひの宿にて本宿にあらぬものゝ名にやいかゞ

答　いまだ考ず

問　此方にて書を板行にいたし候はいづれがはじめに候哉、且活字本のはじめいかゞ

答　佛書は大和の京よりたしかに所見ありて鎌倉時代より漸々に行はれたり、儒書は正平以前に論語印行せしぞ始なるべき、くはしき事は別に考あり（け候間御覽ト御增訂希候）活字板は駿河の七書大藏一覽常光寺板の經書をはじめ慶長より古きものいまだみず、くはしきことは活板考にしるせり（いまだならず）

印書考稿本　　源清道著

貝原先生の和事始に、日本にて書籍を板に刻む事其始をしらず、元久二年山門申狀に法然坊所造選擇集者謗法書也天下不可止置之在々所々所持并其印板大講堂取上爲報三世佛恩可燒失之由奏聞仕候畢とあり、是を以て見れば此時已に選擇集を板行せし也、しかれば書籍を板行する事猶其前久しき世よりありけるならん、伊勢貞丈先生の正誤に、按此事東鑑等には見へず、何れの書に出たるや可考、猶に印板元久より以前ありし證、東鑑土御門院正治二年正月十三日の條に、經金字法華經六部摺寫五部大乘經と見へたり（摺寫とは板にてすりたるなり）是を以て考るに正治より前久しき世よりありしなるべし

清道云、貝原氏山門の申狀を引るはいまだしき也、選擇集土御門院御宇開板の序あり、平基親所著なり、選擇集開板の證には此序を引べき也、拙家先年書肆に於て一帖草の選擇集を購得たり、字樣作者の書に相違なし惜かな序を脱せり、これ家藏中印本の最古なるものなり、凡皇朝印

板の最古なるは南都法隆寺の東圓堂に有所の陀羅尼なり。是は稱徳天皇御願にて寶龜元年四月成年四寸の小塔百万基を造らしめて諸寺に分置せしめ給ふ。其塔の中心を空にして藏めらるゝ所也、事は續日本紀に見へたり、予親しく其陀羅尼を觀るに銅板のごとくにして字體尤奇古なり、今存する印本此右に出るものはあるまじきか

正誤又曰、右は佛書なり、儒書を板に刻む事始はしれざれども正平の比既にありし也、其證攝州大坂に木村吉右衛門と云者あり菴蔭堂と號す釀酒家也、其家に古板の論語一部を藏む、卷尾に文あり、曰堺浦道祐居士重新命工鏤梓正平甲辰五月吉日謹誌とあり、正平甲辰は十九年也、北朝崇光院の御代也、經書を板に刻む事既に此比ありしなれば猶是より前ありけるなるべし

和事始又曰、夢窓國師の弟子妙葩相國寺の祖なり、夢窓多く佛書詩集等を板に刻めり、多くは妙葩が跋あり又高師直が板行せし佛書あり、其後兵火にかゝりて彼板も盡く燒亡ぶ、其故に不傳といへり、師直が板行せしは師直が跋あり、又美濃の瑞龍寺にも板あり、長門の香積寺に二重韻の板あり、亦角倉與市太秦の僧に史記の舊の本を開板せしむ、嵯峨本といふ是也、杜子美千家注を是利本といへどもさにはあらず、むかし朝鮮に便よき時我國の紙を遣はして板をすらしめたることぞ、釋藏が心經附注などは朝鮮より其板わたりたりし也、近世の板印は慶長の末に庭訓節用集など少々有しが寛永六年の比より多くなれりとかや、正保の末よりいよ〳〵多く成て今は其數をしらず

正誤云、按慶長の末にとは誤なり、慶長の初より節用集などありし也、予が家に慶長二年の印板の節用集を藏たり、是れ證なり

清適云、我家藏する所舊板論語これ正平版の元本也及び正平板の同本翻刻本時代不詳筆者の題名あり天文板其古板の論語都て四部、此餘正平以前より慶長に至迄印板の儒書佛書等予が家に藏する所も數十部に及べば其餘數に有べきなり、今家に藏むる古板の書目及び家翁目撃する所をあはせて左に記す、慶長年より印本盛に行はれ其書世の普く知る所に

して其數も亦多ければこゝにしるさず

家藏古板書目

作者眞跡板選擇集 上御門院御宇

弘安板法華三大部八十餘卷 貼葉本

正安板弘法大師請來目錄

正和板虚堂語錄

嘉曆板臨濟錄

嘉曆板圓悟錄

貞和板雲臥紀談

正平前板論語

正平板論語

正平後板論語

貞治板禪林類聚二十卷

應安板了庵語錄

嘉慶板冥樞會要

嘉慶板五百家注柳文

明德板氏族排韻

應永板三國佛法傳通緣起

文明板聚分韻略 薩州所刻

延德板臨濟錄

明應板三體詩

文龜板三教指歸文

大永板御成敗式目

大永板醫學大全

享祿板御成敗式目

享祿板聚分韻略 甲州道幸 陸氏版

天文板論語

天文板韻經俗解

永祿板韻鏡

文祿板性靈集

此外宋板及元板翻刻年代不知書數種を蔵す年紀不詳といへども應永前後の板なるべし

家藏日鑑古板書目

寶龜板陀羅尼　　弘安板傳心法要

弘安板傳法正宗記　　貞治板元亨釋書

貞治板容華集　　應安板圓覺經略疏

永和板元亨釋書　　明德板元亨釋書

應永板五百家註韓文　　明應板論語

永享板臨濟錄

右印書考證本借得瑜通讀本的確記

丁卯仲冬十一日　　杏花園

問　三河介を大介に轉せしはいかゞ

答　子の義澄も介になりたれば父義明を大介と稱せしなり、父子二位の時父を大二位といふ類なり、この比は土着の人父子相繼て介に任せしなり、義澄介に任せし事吾妻鏡建久三七廿五にみへたり

問　村といふはいつ比より稱し候哉

答　古事記に熊野村とみへたるが始にて延喜式尾張國馬津新溝兩村といふ事みへたれど是はまれなる事にて、今の世のごとく郡の下にこと〴〵く村有にはあらじ、類聚名物考に云、村は人の群(ムラガル)居所(ヰル)なればいふ也、法は國郡郷縣とはいへれども村はその内に入ず、今は郷縣は絶て村のみいへり、古の郷縣即今の村也、されぱこそ和名抄の郷名は今の村名となれり、弘賢按に、日本書紀には邑家の二字をムラとよめり、古書に群郡通用の例あれば群家の義にても有べきか、又文字は本のまゝにて義訓にても有べきか、今の如く村をのみ稱すること何時よりといふ事詳ならず、匡房卿の歌に吉田の村の秋おさめ、まきの村つら〳〵椿、俊成卿の作りかされよまきの村人などみゆ、明月記に庄園可被寄云々何國何村哉とみへたるによれば、この比より漸々行はれしものにやあらん

古事談[illegible]到熊野村
延喜式[illegible]尾張國驛馬のちに二村山といふ所なり新溝兩村これ
明月記建保元年閏九月十三日、昨日還門内於御前議
定被宿御事立庄園可被置云云何國何村哉

夫木抄近江　匡房
時雨せぬ吉田の村の秋おさめ雨ほす稲のはかりなき
哉
まきの村つら〳〵椿つら〳〵に思へば久し君が八千
世は

長秋詠藻
君が代は千重の菫蔵ひまもなく作りかさねよまきの
村人

名寄近江　式部大輔資業
我君につかへまつらん苦莚石根の村の万代までに

夫木抄廿七　資忠
しづかなる長田の村にすむ人の苅つむ稲のはかりな
き哉

再按に、延喜十四年の[illegible]院事とある格文に村邑遥阻絶隔之處宜量地便令郷置之とみゆ、此上文に郷の事を議せるなり。これによれば郷は地名村邑は

郷の内にあり、人家をさすことあきらかなり。これ
一切經惠琳音義に村は聚落なりといふにあへり。
村字經史に所見なし惠琳音義大寶積經村墟の注に引
尊攷集訓を引云聚落也、又古今正字を引云從木寸聲
或作邨

問　下馬札はいつ比より始り候哉、南都のある寺の下馬札とて石に彫り候は菅家の御筆など申傳候を見候事有之、大阪天王寺の下馬札も石にて朝鮮人の筆と申候。又鎌倉の寺院の門に木戸のごときものあり、これは馬とごめといふものにや

答　二字札のはじまりいまだ考ず、養老令に下馬の禮はみへたれど札の沙汰はなし、曾我祐信が書しといふ事廣元日記やらにみへたるは信じがたきことながらいかさま鎌倉將軍家の比ははや有もやしけん、模本には大師といふもあり、近江國には道風朝臣の書と云傳たる下馬碑も有よし也、したしくみしものゝ内にては高雄の下乘碑に正安二年十月日造立之權大僧都永縁と彫せしあり。石山寺の下馬碑は近江の佐々木の家士田中釆女の書といふ、其肉書今寶藏にありといへり、寺院の門に木戸のごときもの圍には有もの也、名目いまだ考す（馬とゞめはトッチャのことにても有べきにや車ヤドリにむかし見えしかたもはべるゝなり）

南畝云　古き狂歌に、清水へまいりの人は觀音の堂といふより馬とゞめかな、といへるは今の下馬のやうにみゆいかゞ

弘賢答　馬とゞめのこと西按に清水の馬とゞめ今は二王門前に在、一字の空屋をかまへてこれを車やどり馬とゞめといふ、されどもゆやの拾芥抄に車やどり馬留西門の下刻階の北にありと注したれば、二王門の内に有しとみゆ、然れば今とは内外の違ありさりながらむかしとても堂の近邊まで馬にのるべき事はあるまじきなり、此狂歌は馬とゞめ清水に名高ければ馬を叱するドウといふ聲を觀音の堂にそへてその詞の緣までにてよみしなるべし、いづれにも馬とゞめといふ留は車宿の宿のごとく、馬を引入てをく義なるべし、下馬のことにあらざるべし

問　江戸の女子七歳にて帶解といふ祝あり、上方にはかつてなし、いつの比何を本とせしにや

答　上方にはかつてなしといふこと不審、後水尾院の年中行事に九歳の時紐おとし有兼て御前より御服

一重うき織ものゝ帶一筋參る御禮の時着用皇子は牟尻皇女は當計着也とみへたり。但しこれは九歳なり。武家にては七歳の時とおもはるそのはじめはいまだ考ず

問　本朝にて製する所の紙の名いかゞ

答　和名類聚抄云、箋名苑云、紙之氏反和名加美又和紙有色紙、檀紙、穀紙、屋紙、河苔紙、松紙、斐紙、薄用紙等名也流布の本覺字あり今は天文本なり讀耕齋い考に屋の上紙字脱するかといへり、此外延喜式に麻紙あり、世流布の紙の名は近年印行の紙譜に詳なり、僕別に紙譜の擧あり、凡斐紙類穀紙類檀紙類雜紙類と四種に分て名目を部類せんとおもへどもいまだ稿ならず。

○酒井讃州家訓

此度愚意の趣一々書顯し何れへも申聞候我等不得不才の身として猥下より本家の統を繼今度家督蒙　仰斯其方共の上に立候事誠に耻入候事に候得共かゝる相成義全天授と存候得は不及ながら天の思召を不奉請候ては不叶義天は則生之生育を司り人に在ては仁の一字を要領と聞及候得ば何卒仁恕を本とし人民撫育の道行ひ度事に候併我等生質不肖にして人君の道に違ん事を[illegible]民と同じく天の生ずる所にて[illegible]其任にたゆるを以て君とすと聞及候得ば[illegible]に汗顔の至に候[illegible]民は[illegible]して人に[illegible]て[illegible]を下にし[illegible]その功を立天分を安んずる事に[illegible]人を使が如にあらず民の向背に[illegible]所[illegible]業なとして[illegible]するが如しとも申候此語を讀毎に恐入候事に[illegible]下の天下にして壹人の天下にあらずと申[illegible]將軍様に被為在候ても[illegible]其餘諸侯をや[illegible]上は乍不及[illegible]は不叶事と存候誠に人君は[illegible]心を以て民に臨み仁義の道を[illegible]民との所を得させ[illegible]何卒[illegible]有之候を[illegible]凡愚の[illegible]の正しかるべきとは決して不存候得

は何事によらず諸事不宜儀有之候か又は何[illegible]も存寄たる事も有之候はゞ何卒致上書心付與候樣願候存は全く上人君の邪正により下人民の苦樂に關り候事どいへば大切の事に候聊も無遠慮直言可申候併其身の惡事を責め候はゞ頻色[illegible]よからぬ事も時々可有候得共全體之心底毛頭左は無之實に不背之某民心に違ん事を恐るゝ所より實以直言諫爭を求め度存事に候へば其よ[illegible]分有之處は時可申候間その所は決して心遣等も致間敷その事有樣に候ども聊嫌を不計些細の事たり共申聞與候樣一向に賴入候

一家中之士不撰貴賤學問可致候學問は人の人たる所の道を[illegible]事に[illegible]たる事を學ぶにては無之候併當時學問致し候者之内にも結局不致者よりも劣り候ものも有之歟に候學問の弊は大抵二通りにそこね候樣ご某は存候其一は己才智にほこり我意を張り聖賢之言葉をかりて自見を飾りみづから高ぶり人を輕しむる樣に相成左樣に無ものは種々の書籍を取扱ひ文字能覺へ學者の樣に見へ候得共學問の致方違候故實は心身の益無之雜書物を翫び徒に目を送り何の益も無之事故拔群不學之者に劣り候事に有之候全體學問と申は人の道を學へ候事にてその修行は心身の爲を心め邪正行の善惡を吟味して君父に忠孝を盡し兄弟に友愛朋友は篤目を不違惡にいたらし[illegible]を本とし家族に修業を加へ候事なと先此等が學問の道にて肝要の儀に存候間常々何れも心懸け[illegible]の道に益を[illegible]事に候

一論語に子游が武城の宰[illegible]と答へたる條下の心得有之る事に候澹臺滅明は心身の便りを求めず才學を事とせず己を枉て人に諂はぬ正しき所[illegible]候又公用の外我門へ出入せず一向に附届せぬを以實[illegible]なれば又祁奚に晉君の問れしはご答へしに[illegible]は其方等にあらずやご問はれしかば何れか其方之跡役たらしめんご有ければ解狐が宜君の人を[illegible]給ふに[illegible]を問給ふにあらざれば[illegible]ども善き人故解狐を進しご答ふ又其何某[illegible]いふ官に擧んやご問れしにわが子の祁午といふものを選[illegible]いだし又前の如く[illegible]にて子なればさても任に勝るを以て進めし也是誠に至言といふべし外學に我仇讐をさけず內學に我親戚を回さず善士

といふべき也家中の士上下心を公にして惡を退け善に進候事に候某も不肖に候へ共明君賢主之跡をも慕ひ後代迄も排擯を蒙らず候樣に致度事に候又其方共も譜代之臣に候得ば艱苦を不厭忠誠を勵み後々迄も良臣と呼れ候得ば祖先の忠孝是に越たる事有間敷候間自今以後勵合可申候

一當時士の寄合を聞及候に多くは禮儀を不正徒に酒宴遊興に日を送り譯もなきに聲高になり又人の噂などいたし醉狂の後小歌座上に取はやし禮讓不璽同義も備有之哉に候是は心得違の義に候夫士は四民の中にても尊き事に候を乍存鄙しき體にもてなし士たるの道を失ひ候は誠に氣の毒の至り三民には劣り候哉と存候その譯は士農工商たゞ〳〵に同ごる所の職を附農は耕作を爲し工は梓匠輪輿となり商は諸の賣買を勵み何れもその職を精出し妻子一族を養ふ事に候扨士は何を職と定め候哉と致合點見可申候語に君子義を以爲質と有之候得は士之持所は義の一字と被存候此義理の節目無之時は人に節義廉恥の心なく父子君臣の次第亂れ候故士是が爲に義を司り下を治るの職に備ふ斯ほど尊き天命を蒙りたる士の事なれば此後右の心得にて參會の節も一際目立候程に士の交りは禮義作法を正しく進退辭讓を本とし賤からざる樣に一言申出すとも詩先をふまへ書籍の詮議義理の物語武藝の話などいたし或は國家の大體治國安民の道など評論いたし手輕に寄合相互に心附家中能風俗を學び可申候

一家中の士武備忘る間敷候分限相應に心懸可申候武具馬具太刀刀も用に立候を專らとし綺羅を不好隨分貧相に可仕候平生衣類その外の調度兎角飾相成に越たる義は無之候無益の品用意に不及事に候弓馬鎗劍等武の道は可成たけ不案内に無之樣稽古致し不斷手馴達者丈夫に有之候樣に心懸け出精可致候

一家中の士勝手向取續候樣諸事分限相應にいたし我儘をはかり勝手難澁に不成樣に心懸可申候尤儉約の道理は仁義をたすくる爲の儉約にて候得は先差當り其身勤向の入用武器の繕ひ相應の嗜み不足手支無之樣心懸諸事儉約可致事に候得ば平生の衣服調度の類いかにも質素を專とし立派を好み申間敷事に候武器は第一可嗜儀は勿論に候得共是迚も外

見め花たを不好亀に有士の本意と不失質素の古風に立戻り可申候去年者親類の内貧窮又は他人にても知己の者の中に至りては咸に不得止事にて致貧窮候ものも有之雖見捨取計遣し候左様の儀にて自分の勝手難謙いたし候者却て奇特の致方と存候又酒宴遊興に耽りて不參届者有之候はゞ親類の者心付異見を加へ士の道を不失樣に助合可申候左様の士を見捨候ものは士の本意とは不存候何れにも此後相互に士の道を嗜き合節義を守り禮讓謙遜を本とし武藝學問を勵み集會の節禮法を正し書籍の會義義理の物語抔致し假初にも賤き物語抔言の端にも不出酒宴遊興に不耽禮義作法正しきを以て家中の士平生の心懸と可致候

右之條々某存付たる所少も飾りなく申聞候畢竟從

公儀被　仰出候武家諸法度並吾家前々より定置處の條目に不叶樣にいたし度存るよりの事に候但不肖の某事なれば自身是とする了簡毛頭無之候間最初にも申聞候如く此書付上にても了簡違ひと存る儀も有之候はゞ面々無腹臟可申聞候

文化三寅年十一月

（文化八年來朝鮮國往復書翰

高一寸八分

長一尺一分

奉書

日本國大君　殿下

朝鮮國王李─㙐─謹封

朝鮮國王李㙐　奉書

日本國大君　殿下

聘使之績曠踰四紀適承

殿下克纘

洪緒

誕撫區域

休聞所及欣聳曷已茲循故常庸伸

賀儀至於易地行聘之擧寔出

兩國惇好之義也不腆土宜聊寓遠忱惟冀

益懋令猷

茂膺休祉不備

辛未年二月

朝鮮國王李　玜

横二寸

敬　復

朝鮮國王　殿下

日本國源　　　謹封

長一尺一分

日本國源　　　敬復

朝鮮國王殿下

耑价戾止

華緘隨達因悉

啓居寧謐欣幸曷極今者以吾承統業豈給

聘儀

珍貽稠疊殊感

隆誼如其成禮津島則昔蹤遵新意在循舊所以

度時制宜而敦

兩國之好也茲具輶品寄諸還使惟冀

彌揚景烈

允受純　不備

文化八年辛未月日

日本國源

○寛政十一年己未金地院書上

覺

一本光國師傳長老

御用相勤候節之御記錄全部四拾七卷正徳二辰年七月廿八日新井筑後守殿へ差上候

一正徳三巳年十月九日異國日記御記錄寫　御用之旨森川出羽守殿にて被仰渡六月五日右寫記錄御合七冊新井筑後守殿へ差出候

一御條目御寫之筋享保四亥年二月十一日酒井修理大夫殿へ差上候

一當時所持之書本光國師代　御當寺記錄

右之通御座候

一本光國師日記　四十七冊

一異國日記　二冊

一御條目四冊　合二冊

一異國渡海　御朱印帳　合一冊

一異國御往書案　一冊

一諸法度　一冊

一公儀御仕置御定書二冊　合一冊
一公卿秘鑑要録　三冊
一御裁判目安取書　一冊
一御條目寫　一冊
一從公儀被　仰出御書付拔書一冊　合一冊
一武系居譜
一御前結御禮献上覺　一冊
一禁中公家諸法度　一冊
一高野山御法度書　一冊
一口口古語三冊　合一冊
一書籍接紙抜書　一冊
一本光國師録撮要一冊
一國師職務考略記一冊　合一冊
一異國日記御記録雜記　一冊
一武家嚴制録自三十三巻　合十五冊
内前廿九ョリ四十迄十一巻不足
後一二不足由申上候得共不足不仕候
都合八十二冊
右之通　御用ニ付差上申候以上
金地院役者

寛政十一己未十月　十月迄
寺社
御奉行所
寛政十一
未十一月八日
伊豆守殿ヘ以近藤吉左衛門進達

御遺状百ヶ條寫

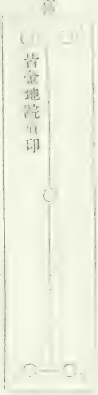

覺
一御遺状御寶藏入百ヶ條寫　一冊
右
東照宮様御神秘之御條に付封之儘差上申候以上
未十月　金地院
（明高啓李迪傳）

高啓字季迪。長洲人。博學工詩。家北郭。與王行比隣。其後徐賁高遜志唐肅宋克余堯臣張羽呂敏陳則皆卜居與相近。號北郭十友。又以能詩號十才子。張士誠據呉。名士響集。啓獨依外家。居呉淞江之青丘。饒介之丁仲容素以詩自豪。見啓詩驚異。禮爲上客。客謝去。仍隱青丘。自號青丘子。洪武初。被薦偕同縣謝徽召修元史。授翰林院國史編修官。復命教授諸王。三年秋。帝御闕樓。啓徽倶入對。擢啓戸部右侍郎。徽吏部郎中。啓自陳年少。不敢當重任。徽亦固辭。乃見許。已並賜白金放還。啓嘗賦詩。有所諷刺。帝嗛之。未發也。及歸居青丘。授書自給。知府魏觀爲移其家入郡。旦夕延見甚歡。觀以改修府治獲譴。帝見啓所作上梁文。因發怒。腰斬於市。年三十有九。明初呉下多詩人。啓與楊基張羽徐賁稱四傑。以配唐王楊盧駱云。明史藁列傳百六十一

按獻徵錄卷二十一有李志光編修高公啓傳

○寛永元年八月小石川龍興寺値靈樹院百日忌偈

寛永乙酉八月念日値靈樹院
百日忌因思頃者特蒙
台命恭獻遺物愚堂墨跡
一嗣和歌二十一代集源氏物語
各一部其叢師有靈雲
桃花悟道拈提及此偈
百日風光特自來
無盡無餘亦奇哉
靈雲拍手愚堂笑
靈樹桃花滿地開
杢逸居士

台小石川服部坂上龍興寺什物

○元祿年中水野監物御預義士物語書留

十二月十七日夜神崎與五郎物語

一私儀當四月より麗下方々に居申候近頃は上野様やしき近所にていしのに成居申候やしき内へ入り申度候へ共屋敷候て漸六月十八日に一度扇うりに參あらまし見申内に不見知ものゝ由にてとがめ申候てておやく仕候體に成候て罷歸候常々刀脇指等其外之道具は近松勘六富森助右衛門と申同志之もの御當地に居申候其所へ預け置申候右兩人儀は最

前大學儀を內藏介　公儀へ願を申上候故可何被仰付候哉此段承次第申遣候とて顯はし候て尊へ申候內藏介儀上方にて山科に居申候當十月末罷下候
一私儀壹人右ヶ通春より罷下候て彼御やしきの様子を窺候儀を請合罷在候山科へ之通路は右兩人之もの迄書状を遣しそれより飛脚に遣候
一內藏介儀不勝手に御座候故前々より久々內匠頭江戶番をも不申付指置候き然共去春落去之節配分仕候金子をも內藏介は不申請何もへわけ候てくれ申候諸道具等賣拂候て其金子百三四十兩を以私共を始同志之もの共を養申候若きもの共勝手のつゞきかね候もの共などを早く討度がり申候をとかくさくと様子も知れ候てと申候て留申候夥敷心懸にて候
一私儀內々様子を承候は三百石より廿石迄之侍十八人中小性に十一人歩士廿六人坊主足輕追廻しのもの雜兵合百四五十と承候吉良様他への御出入にとくと知れかね上杉様御下やしきに御座候て當三月比只今のやしきへ御移候て普請も近き比迄にて濟候様に承候殊外要心被成候様に承候
一妻子を致所持候もの共播州又は京大阪に指置片付候ものも御座候其通指置候も御座候私も相應に妻子を持申候播州に指置候て私儀は京都にて年月を細工に拵置候可申と三四罷出候子今京に罷在候分にて其替物采人とめと存候て其後不通にて罷在候
一堀部彌兵衞子江戶にて居申候き家來壹人召置可申とて門を業申候迄用意候其外前田伊介杉野十平次など後是に人程江戶もの在之外は皆在所より先比下り申候
一內藏之介罷下候て早速も討可申事候へ共私壹人にて承合置之儀は猶以人念承合候とて遲成申候當月六日と存候所五日之晝他出被成候て御歸宅知れかね候故相延十四日之晩と存候へば御成之御法沙故相延申候
一討申候節申合之儀は內藏介かゝを廻候て申合候かなたこなたに散候て様々の體にてくらし罷在候內藏介江戶不案內に候故同志之もの共以下同

　　精進日
二日　五日　九日　十四日　　横川勘平殿
無　　　　　　　　　　　　　神崎與五郎殿
無　　　　　　　　　　　　　三村次郎左衞門殿

無　間瀬孫九郎殿
無　村松三太夫殿
無　奥田定右衛門殿
九日朝廿五日朝十四日朝夕　間十次郎殿
十四日　十八日　廿八日　茅野和助殿
十四日　廿五日　矢頭右衛門七殿

覺

一鼻紙袋　壹ツ
内ニ貳朱金壹ツ有之　主不相知
一巾着　壹ツ
内ニ金貳歩貳朱銀三匁之はづしせつば有之
右は奥田定右衛門
一守袋　壹ツ
右之通鑓に請取申候爲念如此に御座候以上
泉岳寺□
二月五日　明道印
水野監物樣御内
淺井半右衛門殿

九人衆へ承合候書付

一頭巾　鉢金柿布縫含 安ノ字書付有　村松三太夫
一頭巾　同断 秀ノ字書付有　岡野金右衛門
一頭巾　鉢金うんさい縫含 眞金さ書付有　大石主税
一頭巾　鉢金緞子縫含 小の字書付有　潮田又之丞
一頭巾　鉢金黒皮縫含　大石瀬左衛門
一頭巾　鉢金天鵞絨黒皮縫含 しころ島皮　中村勘助
一鉢金　淺黄布縫含 しころなし　千馬三郎兵衛
一鎖頭巾　貝賀彌左衛門

神崎與五郎物語

一去年赤穂之城明渡之手無之相渡候事家老内藏助不忠にはなく存候々其ゝ其心底に候へ共大學へ両人之者跡立し被　仰付被下候樣にと御[illegible]隱居[illegible]へも御願申上[illegible]打果に候ても少も滯り候事無之は大學へ之不忠に存其通に相濟し罷候就夫當六七月迄見合候へ共何之御沙汰も無御座候然る上は何とぞ亡君へ之忠義にと存立申候然共上へ對し少も存寄無御座候義には無御座候其時分諸人噂無之事可被思召と存[illegible]然共右之所存故只今迄見合申候由申候

御預者諸道具之覺

間十次郎

一刀鋒少折物打こほれ有之
一脇差小刀有
一鎖着込小手共に
一鎖股引
一脛當淺黃絹縫含
一袖なし羽織すためん
一三尺手拭桃色羽二重

奥田貞右衛門

一刀
一脇差小刀有
一皮着込
一股引茶字島
一脛當黑茶字縫含
一守袋
一巾着
一三尺手拭かば色絹

矢頭右衛門七

一刀

一脇差小刀無之
一皮着込
一小手
一股引郡內島
一皮脛當
一三尺手拭白布
一布切二ツ淺黃

村松三太夫

一刀鋒少折物打こぼれ有之
一脇差小刀有
一皮着込小手共に
一同股引脛當縫含
一三尺手拭淺黃布

間瀨孫九郎

一刀
一脇差小有刀
一皮着込小手共に
一同股引脛當縫含
一上帶白布
一三尺手拭島布

一刀割笄有小刀無之
一脇差小刀有
一鎖着込小手共に
一鎖股引
一鼻紙袋
一三尺手拭白布

茅野和助

一刀鋒五寸程折刄こぼれ有之笄有
一脇差小刀有
一皮着込白木綿肌着添
一股引脛當縫含
一三尺手拭白木綿

横川勘平

一刀鋒少折物打こぼれ有之
一脇差小刀ひきはだ有
一皮着込
一同股引脛當縫含
一三尺手拭柿布

三村次郎左衛門

神崎與五郎

一刀
一脇差小刀割笄有
一鎖着込小手共に
一股引茶絹
一脛當
一鞢
一鼻紙
一足袋
一頭巾鉢金皮縫含　一
小野寺幸右衛門藤原秀富と書付有之
一頭巾鉢金柿布縫含　一
勝田新左衛門武堯行年二十三歳と書付有之
一頭巾同斷　一
安の字書付有之
一頭巾同斷　一
秀の字書付有之
一頭巾鉢金うんさい縫含　一
眞金と書付有之
一頭巾鉢金鍛干縫含　一
小の字書付有之

一頭巾鉢金黒皮縫含　一
一頭巾鉢金黒皮縫含しころ島皮　一
一鉢金萌黄絲縫含しころ無之　一
一鎖頭巾　一
一鎖鉢巻　一
一長太刀鋒こぼれ有之　一枝
一長刀金物銀桐菊の紋有　一枝
一鑓　四本
　三本直鑓
　内
　一本十文字
一半弓　一張
　尻籠添
　矢十七本
　　十五本速水満堯と記
　　内一本茅野常成と記
　　一本矢印無之
　替絃一筋
一袖印　四
　二ツ小野寺幸右衛門秀富行年廿七と書付有之
　内一ツ貝賀彌左衛門友信と書付有之
　　一ツ書付無之
一三尺手拭白布　六筋
一手拭赤白木綿　二筋
一鼻紙袋　一
一鼻紙　四折
一扇子　五本
一たはこ入　一
一きせる　一本
　以上
右御目録之通慥請取置申候爲念如此御座候以上
　　　　　泉岳寺内
二月五日　　　閑道印
水野監物樣御内
　淺井半右衛門殿

覺
一小袖　三十四
一半小袖　四
一胴着　四
一綿子　一

一帯　九筋
内　丸縫壹筋　布帯壹筋
一夜着　十
一蒲團　十
一枕　九ツ
一浴衣　六ツ
一風呂敷　四ツ
右目錄之通慥受取申候爲念如此御座候以上
泉岳寺内
二月五日　喝道印
水野監物樣御内
淺井半右衛門殿
右於水野家臣岡田氏席上寫了

○天明改元詔

詔資準的於劉漢建元之遺音長振。尋濫觴於本朝大化之餘風久傳。是以創業之君。登極必改正。修德之主。繼統又新元。朕苟以庸昧躬。唯頼良弼之力。載臨大寶位。將遵列聖之訓。宜改舊號。以施新化。其改安永十年。爲天明元年。主者施行。

天明元年四月二日　宣
二品行中務卿臣織仁親王
正四位下行中務大輔臣藤原朝臣
正四位下行中務少輔臣藤原朝臣敬信奉行
攝政太政大臣從一位臣藤原朝臣
從一位行左大臣臣藤原朝臣
從一位行右大臣臣藤原朝臣
從一位行内大臣臣藤原朝臣
正二位行權大納言兼右近衛大將皇太后宮大夫臣藤原朝臣家孝
正二位行權大納言臣源朝臣信通
正二位行權大納言兼左近衛大將臣藤原朝臣政熈
正二位行權大納言臣藤原朝臣
正二位行權大納言臣藤原朝臣實起
正二位行權大納言臣藤原朝臣公明
正二位行權大納言臣藤原朝臣實祖
正二位、、、、、、、、實種
、、、、、、、、、伊光
從二位行權大納言臣藤原朝臣輔家
正二位行權中納言臣藤原朝臣有美

、、、、、、、、、、、、、、宗美
、、、、、、、、、、、、、、資愛
、、、、、、、、、、、、、冬纂
、、、、、、、、、、、、、愛德
、、、、、、、、菅原朝臣胤長
從二位、、、、、藤原朝臣隆建
正三位行權中納言臣藤原朝臣
正三位行權中納言兼皇太后宮權大夫臣源朝臣前基
正三位行權中納言臣藤原朝臣
參議從二位行左近衛權中將臣藤原朝臣實同
、、、、、右、、、、、、、、寶紐
參議正三位行右近衛權中將臣源朝臣重嗣
參議正三位左近衛權中將臣源朝臣
、、、、、、、、、、藤原朝臣延季
參議正三位行左衛門督臣藤原朝臣資矩
參議從三位行左大辨臣藤原朝臣經逸
參議從三位行左近衛權中將藤原朝臣

詔書如右請奉

詔付外施行謹言

○明和五子年御抱入場所高の事御書付

明和五子年九月被仰渡候御書付寫
諸組抱入場所與力より支配勘定被　仰付候節唯今迄取來高之樣被　仰付候得共自今支配勘定場所高にて被　仰付勤候內元高之通御足高可被下候此度與力より支配勘定へ被申聞候者も有之候間右之通にても相願候哉之旨此度書出し之向々一統に一通り掛合候上可被申聞候事

右之通之御書付出候に付猶又頭を以相願置申候書付寫

此度支配御勘定場所高に被　仰付勤候內元高之通御足高に可被下置旨奉畏候右之通にて奉願上度奉存候以上

九月　吉田三郎兵衛

○備中國古城跡

備中國小田郡　星田村

一金黑山といふ古城跡あり城主三村信濃守と申傳ふ也

同　川面村

一古城跡あり城主不知後鳥羽院御殿跡の由申傳ふ圍計にて舊地也

奥山田村

一古城跡二ヶ所あり城主相分不申候

同神石郡　笹屋村

一城跡と申傳たる山一ヶ所有之

同安那郡　東中條村

一古城跡壹ヶ所あり城主宮野若狹守と申傳也

粟根村

一古城跡壹ヶ所有曾根長門守といふ城主のよし

西中條村

一古城跡壹ヶ所城主宮野勘ヶ由のよし申傳へ也

同甲怒郡　小堀村

一城主壹ヶ所城主新見能登守と申傳也

○箱根湖

箱根湖並こうが島間數大積り覺

一こうが島　竪三丁半餘
　横廣き所六丁餘
　同せばき所四丁餘
　但往還端陸續海へなり
　山にて御座候

一湖之長サ　貳里餘
　内目代木迄壹里半餘
　目代木より西[illegible]九へ貳拾丁餘
　入組相見へ申候

一湖之横　廣き所三拾丁餘
　同せばき所五丁餘

右之通り間數書付差上候樣と被[illegible]
間數之積り書付指上申候相違無御座候

元祿十一戊寅年五月　箱根三島町問屋
年寄[illegible]

御代官樣

右竹橋御藏古文書の中に見へたり

覺

山中村より箱根町迄之道法壹里貳拾丁

右同斷古文書

去七月從　公方樣被　仰付候　御祈禱爲御布施
銀子三拾枚被下頂戴慥に奉納仕候爲其如件

八幡山御祈禱
豐藏坊

慶安二年九月廿七日　孝雄

曾我丹波守殿
松平隼人正殿
横地市郎右衛門殿
駒井清左衛門殿
深津茂左衛門殿
永田傳左衛門殿
右古文書計府に見へたり

○唐津古陶器譜

文政改元七月二日水野家臣田口氏齎來見示

文化二乙丑春肥州唐津大楢村於社地所得掘之古器

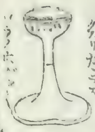

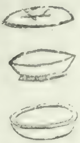

寛政中中佐用姫神領自土中所得掘之古器

居水輪
文化三丙寅春佐用姫神領自地中所得掘之古器

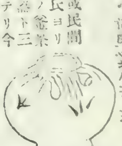

肥前國鹿島或民間ニ古ヘ豊臣氏ヨリ賜所ノ菊桐ノ釜茶内及ビ此磁器下三ツチ傳ヘ持テリ今此器故アリテ予ガ手ニ落ツ因テ其由ヲアラマシ書付侍

古土器
肥前唐津山本村小名十ケ谷自土中所出之古器
クスリナシ

○東厓先生名變志

姓氏名字之別。其來尚矣。上世固無徵也。唐虞之際。舜姓姚。禹姓姒。契姓子。相別以名。則曰棄。曰契。曰皐陶。曰夔。曰龍而已。或謂皐陶字庭堅。伯奮。仲堪。叔獻。季貍。列諸八元。伯夷叔齊亦不詳其名。自周以前。蓋亦有字矣。連姓而名之。未之聞也。周公曰姬旦。召公曰姬奭。後人之追稱耳。非當時之制也。書曰。有鰥在下。曰虞舜。則亦有氏而連名矣。爾後有伊尹。有傅說。有

降及後世。莫之易也。死而諡。周之道也。萌乎此。上而爲天子。曰帝堯。曰帝舜。曰大禹而已。或尊其廟曰神宗。曰高宗。曰中宗。湯自曰小子履則名也而又稱成湯。其諡之萌乎。自周而後。天子曰王。而以諡配之。曰文王。曰武王。諸侯曰公。大夫以字。旣而姓分而爲族。亦曰氏。春秋左氏傳曰。天子建德。因生以賜姓。胙之土而命之氏。諸侯以字爲諡。因以爲族。蓋姚也。子也。姒也。姬也。姜也。嬴也。風也。姞也。芉也。皆姓也。孟孫也。仲孫也。國也。罕也。展也。取諸字。戴也。桓也。取諸諡。司馬也。司空也。巫馬也。中行也。取諸官。南宮也。口也。韓也。魏也。趙也。取諸地。皆氏也。爰稽當時之稱。以名配官。曰史佚。曰祝鮀以名配氏。曰臧孫辰。曰仲孫蔑。以字配氏。曰閔子騫。曰宓子賤。省呼之曰顏淵。曰季路。以字配官。曰令尹子文。曰大宰子餘。以諡配氏而字之。曰孟獻子。曰晏平仲。曰陳文子。以名配字。曰共叔段。曰夷仲年。曰叔梁紇。自秦漢而後。氏盛而姓隱矣。不問其爲姬耶。爲姚耶。史稱之曰姓劉氏。曰姓孔氏。則氏與姓混矣。配之于官。曰蕭相國。曰李將軍。曰溫御史。配之封邑。曰謝康樂。曰韓魏公。曰王荊舒。配之[illegible]曰[illegible]。曰[illegible]。[illegible]配之[illegible]。曰[illegible]。曰[illegible]。曰元二。曰韓二十八。又配之于官。曰杜二拾遺。曰錢八闕老。配之所居。曰杜少陵。曰張橫渠。配之別號曰白香山。曰蘇東坡。曰陳簡齋。曰黃了凡。則亦彌文之所致也。享保丁酉七月下澣。長風識。

○僧光謙靈空古田秘密竹記

吾得一奇竹。其高三尺許。幹本圍八寸。長一尺。而派爲三竿。各有枝葉。扶疎可愛。栽之窓前。名秘密竹。或問其說。曰。子不聞吾祖釋秘密三身乎。一身即三身。名爲秘。三身即一身。名爲密。此竹從下而見之。一竿而三竿。從上而見之。三竿而一竿。可以表秘密三身矣。且夫三身即三德。三德即三諦。三諦也者第一義空。天然之性德也。有情無情。莫不皆具此性。則我之與竹。一如無二如。古詩云。對竹悟心空。此最庶幾之。豈不眞勝友乎。問者首肯。因爲之記。享保乙巳十一月下旬。老苾芻光謙。書於幻々菴。

右二條出于張州井夢澤熙朝文苑卷七

○野語述說抄

〇今茲天和壬戌春。有蠻商之族。予幽居隣村。胸盜鼠竊之徒頗多矣。民擒之私刑焉。或縛手足。而投木曾河干氾之底者。蓋不知幾百人也。蓋其罪以不宥之。亦仁人君子一見之。則安無哀矜之耶。云云。〇寬文壬子春。予寓止于武府。一日登于池田帶刀公望火樓略注望火小吏曰。今日不火幸也。予怪之問曰。火預可知之耶。何以知之。曰有失火。必其氣先顯然。故知之耳。予退歸逆旅。未幾有失火。司爐氏撲滅之。人皆欣々然。云云。〇蘇子瞻秋陽賦。釜星之雜出。又灯花之双懸。奴婢喜而告予曰。此雨止之祥也。愚俯諦之。不知釜星何物也 今民間見鍋釜下之火。黠于百草精。則以卜陰晴焉。所謂釜星是也。言其黠火之形勢如星閃々然也。俗曰耕火。亦取義於其象之相似耳。云云。〇愚謂我邦永祿天正之間。始傳木綿之種自中國乎。故此物在人間。今僅一百有餘年。胡爲其來也遲矣。祖母在嘗語曰 我十五六時。在東濃岐阜。始着木綿之服。當是之時 人珍之。如綿紗花綾耳。雖其後有木綿之種栽。人未知其製。以是紡織之粗惡鄙陋。不如今之工好精緻也。蓋今而想之。其始亦與陶九成所記率相似而已 相傳上世以來。至永祿天正。下民之服。皆麻芻之類也。故至今謂賤者之服名布子。是其遺語也。云々。〇若木ノ下デ笠ヲヌケ〇東濃岐岨河下。巨石在水中。激波驚瀾。可謂羊腸庵營灘也。故舟者機摧。而葬于河魚之腹中。幾千万八許也。寬文年間。舟子相議。則觸二于天照太神一標二于巨石上一。以中臣祓。爾來水勢漸減。而遠於巨石之嶮。舟無傾覆之難矣。於是人無不爲服敬於神靈之妙也。蓋此等雖似好事。愚所目擊。而無妄者而已。云云。

壷峯子。本姓片桐氏。今改爲松井。名精。字仲允 自享元年序

〇天明三年癸卯洲崎望汰櫊宴次回

さふからしみそ
御吸物 鯖
もみ大こん
御小皿 小川たらさ
葛いり酒
わさび
御香物
御肴 鯛 小付
れんこん
木のめす

さこぶし
あなごかばやき
御肴 鰹 小きゝ、いの木めあい
さるぼ はまぐり
御取切め へ
御茶はん やきごうふ
さより 黒くわゐ
御吸物 ほう黒
うすへず
こんにやく
御茶わん からし

御肴　ゆば　一白うを玉子鮨
　　　岩たけ　生すし
　　　みつば　たで
　　　一豆くわい

御吸物　うすみそ
　　　　焼まんぢう
　　　　ほだな
　　　　御膳　御汁　獻

御……　不分御飯
……
……
……

御烹物　むしり　鯛
　　　　菜麸　筍

御燒物　もろあじ　木チチ口キサシ鯖ノゴトクシヌル也
　　　　牛べんうま焼　田樂ノゴトク青串ニサス

○天明四年甲辰三月新御番佐野善左衛門若年寄田沼山城守殿中手疵一件

天明四辰年三月廿四日蜷川相模守組新御番佐野善左衛門於殿中若年寄田沼山城守へ手疵爲負候節左之趣

一田沼山城守は於殿中早速療治御手當被仰付駕籠にて大手通り神田橋屋敷へ退出す

一佐野善左衛門は網乘物にて御徒目付御小人目付差添大手通り揚座敷へ被遣候

一翌日より評定所御詮議り初

御詮議掛り
大目付　大屋遠江守
町奉行　曲淵甲斐守
御目付　山川下總守
御徒目付　八木岡政七
　　　　　尾本藤右衛門

一御詮議相濟四月三日申渡之覺

佐野善左衛門

去月廿四日於殿中田沼山城守へ手疵爲負候亂心といへ共山城守右手疵にて相果候切腹被　仰付候者也

新御番
蜷川相模守組
佐野善左衛門
辰二十八歲

切腹

合於評定所大目付大屋遠江守町奉行曲淵甲斐守御目付山川下總守立合遠江守申渡爲撿使下總守相越候

四月二日

切腹場所御出役

御徒目付　八木岡政七
　　　　　尾本藤右衛門

牢屋奉行　石出帶刀

兩町奉行與力四人

同斷同心四人

曲淵甲斐守組同心

介錯　高木伊助　四十一歲

小介錯　大嶌五郎次　三十六歲

右申渡相濟評定所御時計七ツ半過御目付山川下總守爲撿使牢屋敷へ相越候處下總守衣服着替出役御徒目付御詮議掛り八木岡政七尾本藤右衛門先へ相越石出帶刀兩町奉行與力同心牢屋敷門前へ出向案內候て切腹撿使場へ下總守相越無程善左衛門を駕

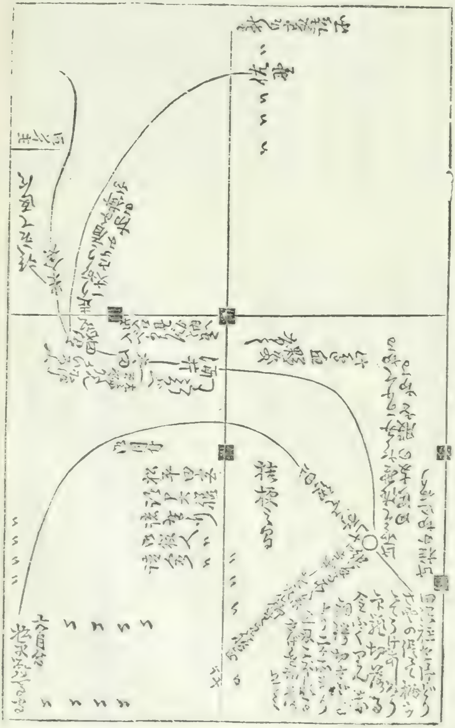

籠にて乗せ来り候見分出向御勤はと同候へは新御番畔川相模守組佐野善左衛門と答年迄承候て直に切腹場へ連行座付候時分介錯人高木伊助善左衛門左之方へ出自分は曲淵甲斐守同心此度介錯被　仰付候段申候と善左衛門挨拶に御太儀に存候見苦敷無之様に頼入候段挨拶有之候と小介錯大嶌五郎次右之方へ出御支度可被成と申候得ば善左衛門無答直に肩衣はね兩はだぬき小介錯之者へ脇差をと申候其時五郎次三方に紙にて巻候脇差を載善左衛門向へ三尺計出候て引候と善左衛門のび上り手を出し候處を介錯人伊助首打前に皮をかけ候間其儘臥候を小介錯五郎次首をたこし前の皮を九寸五分にてかき落し撿使之方へ見せ申候と御徒目付八木岡政七介錯人之方へ向ひ下總守切腹見届候段挨拶す其時死骸へうすべりかけ申候と直に下總守倖草履取換入衣服又着替退散評定所へ立歸り大目付大屋遠江守町奉行曲淵甲斐守撿使山川下總守一同に御用番周防守殿へ御屆に被參候

一切腹之場所掛座敷番所座敷疊前々より上家無之候よし

一善左衛門衣服水淺黄無紋之袷同斷麻上下着用

一介錯小介錯兩人共に麻上下着用

一御屆之節周防守殿直に御逢被成御屆之趣御聞屆有之右刻限其夜五ッ時過に相成候

佐野善左衛門相番
箕山伊左衛門
山下彌左衛門

右兩人へ申渡左之通り

一佐野善左衛門去月廿四日於　殿中田沼山城守へ手疵爲負亂心とは乍申右手疵にて相果候付切腹被仰付候此段頭へ可申達候

一善左衛門死骸相番願之通勝手次第引取候樣右兩人之者へ被仰渡死骸石出帶刀より相渡す

佐野善左衛門

刀　長サ貳尺貳寸五分
　銘　加州住陀羅尼橘勝國

脇差　長サ壹尺七寸五分
　銘　粟田口近江守忠綱

善左衛門死骸淺草本願寺寺中神田山徳本寺に葬す

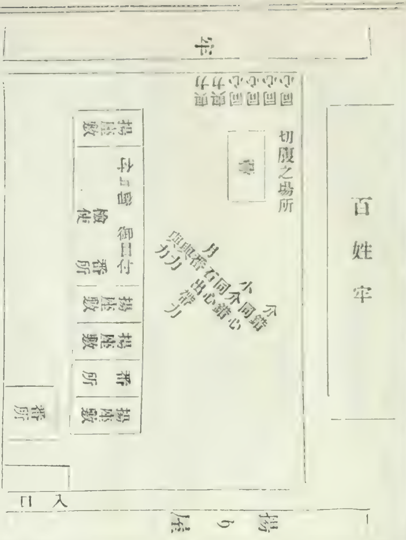

天明四甲辰年
元良院殿釋以貞居士
四月三日　佐野善左衛門藤原政言墓

一二番町御廐谷佐野善左衛門屋敷上り候段は御普請奉行家作上りもの小普請奉行へ御書付を以渡知行上りは御勘定奉行へ御書付にて相渡る家財は善左衛門父へ被下相成候兩親伯父妻子共親類方へ引取候樣被仰渡候

四月三日　若年寄衆御叱之趣

酒井石見守

去月廿四日其方共退出之節新番佐野善左衛門義致亂心田沼山城守へ手疵爲負候節何者共不知後口之方より抜身を持駈參り候故右中之間へ抜き候よし申聞候得共致同道同役之内にて手疵負候儀に候得ば其節取計方も可有之儀　思召候此段申聞候樣被仰出候

太田備後守

去月廿四日其方共退出之節新番佐野善左衛門義致亂心田沼山城守へ手疵爲負候節中之間俄に騷々敷相成山城守脇へ寄候を見請何事に候哉聢と見請可申と同所に立留り候旨申聞候得共致同道候同役の内にて手疵負候儀に候へば其節取計方も可有之儀に　思召候此段申聞候樣被　仰出候

米倉丹後守

去月廿四日於中之間新番佐野善左衛門致亂心田沼山城守へ手疵爲負候せつ其方義月番遠江守御用向有之土圭之間に罷在候に付其方も山城守と離れ致退出候其節之樣子不相知旨申聞候得共既に與之御

〆りの儀心付中之間より這り口之戸建させ候趣に相聞候左候得ば同役共中之間之方に罷在候儀に候へば其方義も取計方も可有之處〆り之内に罷在候段如何に　思召候段申聞候樣被　仰出候右於御用部屋出羽守列座大和守申渡之伺之上　御目通り差控被　仰付候

町奉行
　山村信濃守
御勘定奉行
　桑原伊豫守
同斷
　久世丹後守
御作事奉行
　柘植長門守
御普請奉行
　青山但馬守
小普請奉行
　村上甲斐守
小普請支配
　中坊金藏

新番頭
　飯田能登守
御留守居番
　堀　内膳
去月廿四日新番佐野善左衞門致亂心田沼山城守へ手疵爲負候節末何れも中之間に罷在候事に候へば取計方も可有之樣思召候此段御沙汰に付於中之間久世大和守殿御書付を以被仰渡候
御目付
　柳生主膳正
松平對馬守佐野善左衞門取押候節參り懸脇差請取候に付御咎に不及一通り御座敷𠮟り
大目付
　久松筑前守
　牧野大隅守
去月廿四日若年寄退出之節新御番佐野善左衞門致亂心田沼山城守へ手疵爲負候節其方共中之間に罷在出合申候段申聞候得共拔身を持候趣見請候はゞ早速取鎭め方も可有之處手間取候故山城守鞘にて會釋いたし候內疵も數ヶ所に相成候既に右之疵に

て相果候別而其方共御役柄之儀不心懸に被　思召候依之差控被　仰付候

右於大和守殿御宅大目付大屋遠江守立合大和守殿被仰渡候

御目付
井上圖書頭
安藤郷右衛門
末吉善左衛門

去月廿四日若年寄退出之節新御番佐野善左衛門致亂心田沼山城守へ手疵爲負候節其方共桔梗之間に相詰罷在出合候段申聞候得共早速取鎮方も可有之處手間取候故山城守鞘にて會釋いたし候内疵も數ヶ所に相成候既に右疵にて相果候其方共別而御役柄不心掛に　思召候依之差控被　仰付候

御目付
跡部大膳
松平田宮

去月廿四日若年寄退出之節新御番佐野善左衛門致亂心田沼山城守へ手疵爲負候節其方共中之間に相詰罷在候處誰とは不知桔梗之間之方へ拔身持參候に付早速追駈候段申聞候得共其方共儀よりは相離罷在候松平對馬守遲も抱留候へば其方共儀は間近にも罷在候故如何樣にも取鎮め方も可有之處手間取候故山城守鞘之のまゝにて會釋いたし候内手疵も數ヶ所に相成既に右疵にて相果候御役柄別而不心掛に　思召候依之御役御免寄合被　仰付候

新御番
萬年六三郎
猪川五郎兵衛
田澤傳左衛門
白井主税

去月廿四日若年寄退出之節相番佐野善左衛門致亂心田沼山城守へ手疵爲負候節其方共御番所に罷在候間善左衛門騷出候節差止可申處善左衛門義中之間へ罷越候間御番所も明き候に付立戻り候段申聞候得共一列之内より走出候事に候得ばいづれ差押へ可申處無其儀不埒之至に　思召候依之御番御免小普請入被　仰付候

右加納遠江守殿於御宅大目付山川下總守立合遠江守殿被仰渡候

四月七日　　大目付
松平對馬守

右者新御番佐野善左衛門亂心いたし山城守へ手疵爲負候節組留候段達　御聽年比に合心掛宜神妙之至に被　思召候依之貳百石御加增被成下候之旨右於芙蓉之間老中列座大和守申渡之

四月七日

○日本七種始京洛七野

日本七種始
人王五十九代
宇多帝ノ御時正月上ノ子日初而供七種
京洛七野
紫野　北野　大原野　内野
平野　嵯峨野　蓮臺野
右野守歲々順番ニ而大内に奉供之

荊楚歲時記云
正月七日俗以七種菜作羹食之人無万病矣
七種正歌藏玉集ニ
芹五ぎやうなづなたびらこ佛座すゞなすゞしろこれぞ七草

せり	漢名芹	大原野産
なづな	同　薺	內野
ごぎやう	同　艾	平野
たひらこ		嵯峨野
佛座	同　元寶草	蓮臺野
すゞな	同　菘	紫野
すゞしろ	同　蘿蔔	北野

○文政二年己卯林祭酒衡歲旦詩

己卯元旦

四序又逢環一循
乾坤俯仰物皆新
年々唯有桃符句
瑞日祥雲語毎陳

大學頭林衡

拙作

右ノ詩ヘ點ヲ付上候ヿ古來ノ例也

増訂一話一言卷三十九終

○凹凸窠

楊升菴文集〔卷六十四〕云。蕭記云。張僧繇畫一乘寺壁。遠望如凹凸。近以則平。名曰凹凸花。俗呼一乘寺爲凹凸寺云。

按　石川丈山一乘寺村に詩仙堂を建居る所を名づけて凹凸窠といふ、その居る所の形によるとはいへど實は一乘寺を名づけて凹凸寺といふに本づけるなるべし。

○宋詩二陳

宋詩に二陳あり、一は陳師道字は無已后山と號す、一は陳與義字は去非簡齋と號す、明の胡元瑞詩藪に曰。宋之學杜者。無出二陳。師道得杜骨。與義得杜肉。無已瘦而勁。去非贍而雄。后山多用杜虚字。簡齋多用杜實字。

宋王偁東都事略〔卷一百十六〕云。陳師道字無己。徐州彭城人也。少刻苦問學。以文謁曾鞏。鞏奇之。元祐中。蘇軾傳堯愈孫覺薦于朝。爲徐州教授。除太學博士。初師道在官。嘗私至南京謁蘇軾。至是言者彈其冒法越境。出爲潁州教授。紹聖初。言者復論師道進非科第。罷歸。久之爲棣州教授。除秘書省正字。以卒。師道家素貧。自罷歸彭城。或累日不炊。妻子慍見不恤也。諸經皆有訓傳、於詩禮尤邃。爲文師曾鞏。爲詩宗黄庭堅。然平淡雅奥。自成一家云。

明錢抑之南宋書〔卷六十三〕云。陳與義。字去非。洛人。上舍甲科。歷太學博士。高宗南遷。避亂襄漢。轉湖湘。踰嶺嶠。紹興中。累官翰林學士知制誥。至參知政事。予祠卒。容狀儼恪。不妄言笑。薦士于朝。退未嘗以語人。長于詩。體物寓興。清邃紆餘。上下陶謝韋柳間。自號簡齋居士。有無住詞一卷。

劉須溪先生評點簡齋詩集卷之十五。無住詞十八首。增注。無住者。湖州青墩鎮僧舍之菴名也。公紹興間本祠寓居焉。卷中詩詞皆可考。而詞亦多其時所作。故以題集金剛經應無所住而生其心。菴名本此。

明焦弱侯國史經籍志〔卷五〕

陳師道集十四卷　又外集六卷〔又理究一卷　又長短句二卷〕

陳與義簡齋集二十卷

秘書　鈴木白藤より文通に

陳后山詩註〔十二巻 朝鮮本〕　五冊　門人彭城陳𩘼衍序

元城王雲題

天社任淵

后山詩註目録年譜附

跋に弘治丁巳秋九月朔石淙楊一清書

右は珍奇之書之由楓山にても別庫に相貯へ大切にいたし置候品にて御座候〔正月晦日〕

○虚鐸傳記

虚鐸傳記〔国字解 三巻〕　山本守秀解注

〔麩屋町松原下ル町〕升屋庄兵衛

寛政七年卯十一月　皇都書林　　板

〔寺町松原下ル町〕梅村忠兵衛

是は虚無僧ノ家ニ傳ル俗書ナルベシ普化禪師ノ傳ナドアリ

○武徳鎌倉舊記

鎌倉繁榮廣記第一之巻　〔武徳鎌倉舊記後編第十三ヨリ第廿四ニ至ル〕

延享二年丑正月吉日

京ふや町通せいぐわんじ下ル町八文字屋八左衛門板也

と題せるもの十二巻、延享二乙丑正陽上旬作者八文字自笑が序ありて、歴代の軍書にもれたる事どもを拾ひ纂め、全部十二巻に編て鎌倉繁榮廣記と號、世に弘め畢、とあれども、自笑などが作るべきものにあらず、實朝卿一代の事を記せり、是は其書に記せる武德鎌倉舊記と云へるものゝ後編にして、かゝる一種の僞書なるべし〔已上卯閏月 小清展〕

○[illegible]氏藏書目録

有[illegible]御廟文傳記　　德川世記

御十代考〔大久保忠寄〕　　岩淵夜話別集上下〔大道寺友山〕

○成憲纂要上下〔丸山可澄〕　　○參州一向宗亂記

三方原合戰記　　林鐘談二〔岡田幸右衛門〕

○板坂卜齋覺書　　○大坂陣覺書〔山口久庵〕

北川次郎兵衛覺書　　○秀頼公籠城記

文廟御傳籍〔後藤由吉之助〕　　御忌辰記〔源朝風〕

御三家譜記〔源朝風〕　　諡號雜記

千年山〔朝風〕　　羅井鑑上下

御三郷譜三〔朝風〕　　吉利支丹由來記

豐太閤朝鮮軍令　　豐太閤遺物帳

○朝鮮南大門合戰記 天野源右衛門
大和軍記
大正寺淺井暇合戰記
○村井勘十郎覺書
○小松物語
○武田勝頼滅亡記 尼理慶
菅田氏家記
○藤堂高虎記
井伊家記
鳥居家記
黒田記
片桐記
○池田記
那須記
松平十郎左衛門記
本多利長家覺書
水野左近武功覺書
細公道事蹟 淺見絅齋
吉川傳右衛門聞書三
聞見集二 石川新兵衛
晦安議
翁草記
安藤帶刀物語覺書
水野隼人正覺書
堀直寄記
翁物語二 小早川能久
老談叢
講武餘錄 淺見安正
老人雜話上下
備前老人物語
勇士物語
古老夜話
武功實錄
石谷土入記
○寛永小說二 林信篤
渡邊幸庵對話
定西法師傳球物語 朝倉景衡
鼓元物語 林忠
秦楚戲言二
○最明寺殿庭訓

○浪合記
永祿以來出來初
事物權輿
茗話
○吾妻餘錄
○慶安四年江駿往復書
○新證面命
○蓋藤問答
武具要說 吉坂鑑正
東風雜話 時英
昔物語 新見正入
赤穗義士書翰
○四十六士論 太宰純
評四十六士論 松宮俊仍
○野夫談 雨森芳洲
○江島記事略
天和雜錄
反汗說 中山
新安物語錄上中下
雜著
○封事 太宰純
獨語上中下 太宰
兼合錄上中下
○寓意艸上下
無名氏隨筆上下
○將軍宣下二十一度儀不同次第 白石先生
以前造議艸 白石
進呈案 白石
○羅馬人欵狀
魯西亞人來朝記
伊東見達筆記
新築聞史筆記
元正十八年三千石以上分限帳
慶長四年諸大名分限帳
甲府家分限帳
館林家分限帳
尾張家有司錄

自紀藩供奉姓名帳
島津家分限帳
熊澤先生行狀 湯淺元禎
諸家賜松平記
江守翁物語
以上
神祖泉堺記事 柏崎永以
○諸大名家中分限帳
天草記 立花宗茂
兩陣覺書 水野勝成
山本學齋覺書
城戸豐前記
元和小說
古士談話
落穗舊談 三
同拾遺 同
雨窻友 三
千代見艸 上下
並河太左衞門記
有斐錄

水戸御附人姓名帳
○諸家臣万石以上並城主記
徂來先生事記 同雜著
金花根元記 源朝風
北條家分限帳
江上合戰記
天草記 十時三彌
渡邊勘兵衞覺書
駿河土產
靈巖夜話
將士美談
古言名玉 二 天野彌五右衞門
窓のすさみ 松崎祐之
○雨夜燈 湯淺元禎
○鳩巣小說 三
村越道伴記
○井伊万千代記
藩史別錄

○仰景錄 二　事語繼志錄 四
加納五郎左衞門直恒行狀記 山形筆記
里見記　正保遺事
○毀屋紀事　○老話
野芹 上中下　諸家所持記
諸國城主次第　御三代勝事記 川口長孺
肥後物語 龜井魯　宗心渡天記
右は堤氏より借抄す 寅十月　押山氏の記に見ゆ
己卯三月廿七日抄錄　○南畝文庫所藏の印也

○犬追物記

一犬追物記　林春齋
正保三年四月七日薩州太守島津氏招衆閣老於芝別
墅觀犬追物云云
右鵞峰文集卷十五ニ出ツ
犬追物御覽記 寫本
正保四年丁亥十一月十三日將軍家武州王子村ヘ渡
御アリテ犬追物ヲ御覽セラル、是ハ松平薩摩守光
久 本氏島津 其家ニ傳習ハス由緒アルニヨリ上覽ニ備ヘ
奉ラント連ニ執事ノ者ヲ以テ望申シケレバ御許容
アリテ此村ニ新ニ棧敷ヲカマヘ馬場ヲ築カシム云

々

台一幅添叢　台命再供奉之後候授敷之末而始終經覽之他日逢薩州之家老久通尋其儀式且出御前之次第於前橋侍從以記之爲一卷而呈侍從其副本於書庫者也

春齋

謹按するに、鵞峯文集にのする所は正保二年四月七日芝の別墅にて犬追物をなして御老中の御覽に入し漢文の記也、寫本にある所の犬追物記は上覽奉入し和字の記也。

○天台教

安南山宕興起錢氏。多因海舶通信。天台智者教五百餘卷。有録而多闕。賈人言。日本有之。錢俶置書於其國主。奉黃金五百兩。求寫其本。盡得之訖。今天台教。大布江左。楊文公談苑

右皇朝類苑卷七十八に見へたり

○青木昆陽著述目錄

經濟纂要前集十二卷　同後集五　同續集五
官職略記十三　刑法國字譯十二
國家食貨略一　○國家金銀錢譜一
○昆陽漫錄四　草廬雜談一
續草廬雜談二　○昔問小錄一
○奉使小錄一　對客夜話一
一夕話一　續一夕話一
雜集一　郡名考一
和蘭貨幣考一　和蘭文字略考一
和蘭和譯一　和蘭勸酒歌解一
和蘭櫻木一角說　和蘭話譯後集一
長崎聞書　○甘藷
○、、

通計廿五種自筆本藏于其家　○は家藏せり

○祝允明櫻詩

祝允明の評集に櫻の詩あり懷星堂集三十卷一册牧野和州所藏

和日本僧省佐詠其國中源氏園白櫻花

剪雲彫雪下瑤空。綴向蒼柯翠葉中。晉代桃源何足聞。蓬山異卉是仙風。

答日本使姓橘名省佐相國寺僧

日邊來時幾何時。聞說占申後到寅。海舶行還指南鍼。日本在寅申。南折西指申。却廻還寅乃中國濱。實讀者夷。遙仰北辰趨帝座。欲經南甸駐行塵詩名愧動鷄林客。禪諦欣參鷲嶺師。回首山川渾渺

逸。只看明月戀相思。

右は山菊池氏の物語也

○滸居士詩

元の至正年中滸居子名は至仁字は行中號怡道人は鄱陽の人也法を元叟端和尚に得たり滸居詩の中に

送日上人還日本并簡双林明極和尚

十年問法天王師。萬里郷山碧海東。丈室有禪傳鼻祖。蒲龍無恙轉帆風。潮連蓬島晴雲白。霞擁扶桑曉日紅。爲問双林老尊者。尺書還寄北來鴻。

按明極は竺僊明極なり

送承上人還日本并簡天龍石室和尚

回首扶桑昔尚遼。春風萬里上歸軺。禪龍鐵供雲邊海。仙女花月中天。客京西來應有得。新詩東去若

死傳。昔遊石室曾通問。歲晩南湖要種蓮。

○賣廟

張講稽正言。昔五房公事判司農寺上言。天下祠廟。歲時有燒香施利。乞依河渡坊場。召人買撲。王荊公秉政。令主講言。故凡可以想詩。往々中書即自施行。不由中覆。賣廟勅既下。而天下祠廟。各以緊慢。價直有差。南京有高辛廟。平日絶無祈祭。縣吏抑勒

祝史。僅能酬十千足時張方平留守南京。因抗疏言。朝廷生財。當自有理。豈可以古先帝王祠廟。賣與百姓。以規十千之利乎。上覽疏大驚。乃詔問其由。乃知張講建言。而中書未嘗進奏。自是俱行旧僚祠廟。必須奏稟。得施行。賣廟事始罷。「能改齋漫録」

右皇朝事實類苑「吉蔵大寺正錄」巻七十八に出たり按するに享保元文のころより東都所々の神社佛閣の側に私窠子を置て脂粉錢を上納せしが寛政のはじめ白川侯の新政にことごとく罷られしことありて今はなし賣廟の事に似たることなるべし　木口山人

○日本詩紀引書

日本詩紀五十巻卷附　上毛河世寧子寧著

引用書目

懐風藻　萬葉集　凌雲集

文華秀麗集　經國集　雜言奉和

續日本後紀　性靈集　殘菊詩巻

田氏家集　菅家文草　菅家後草

水石亭詩草　天徳闘詩　應和詩合

扶桑集　本朝麗藻　和漢朗詠

江吏部集　類題古詩　永承詩合
天暦詩合　本朝文粹　續文粹
作文大體　習詩要抄　新撰朗詠
教家摘句　江談抄　[illegible]詞[illegible]詩集下名無
續世繼　源氏河海抄　著聞集
十訓抄　往生傳　一人一首
歷朝詩纂　吉續錄　公卿補任
公卿[illegible]傳　大系圖　編年錄
右四十二部或有合冊[illegible]或有未[illegible]無名[illegible]文[illegible]句[illegible]今[illegible]題

「佐々軍記二條」[illegible]

佐々内藏助成政は尾州春日井郡の產にして比良の城主也、織田信長につかへてしば／＼戰功を顯し、信長逝越中の守護に任せられ外山の城に居住す、信長逝去の後織田信雄に屬し羽柴秀吉と戰ひ名を自國にあらはせり、この後に秀吉天下掌握の後成政が信雄にくみせしをにくみ、事によせて滅さんことをはかり給ひける、天正十五年六月二日秀吉公薩州島津征伐の後肥後南の關に御陣をすへられ、有功の輩に所領を賜るとき、肥後國をば佐々成政に賜り陸奥守と號せらる、是成政を滅されんが爲也と後にぞ思ひ合せける（中略）同月六日成政熊本の城に入ければ、當國の諸城主國侍等出府せしめける（中略）成政つく／＼と思案しけるは、當國は數十ヶ年守護こてもあらざれば、國中の田地を檢地すべしこて、生駒小于と云ものに竿を打せ、是までは何町何反こいひしを何石こきはめける（此時初て生駒[illegible]一反三百六十歩なり）云々略

天正十六年閏五月秀吉公肥後國の内二十五萬石を加藤清正に賜り（[illegible]）、同國の内二十四萬石を小西行長に賜りしかば、同六月十三日兩人とも城を出帆し二十三日に豐後鶴崎に着、廿七日に肥後にいたり、清正は熊本の城行長は宇土の城に入たりけると云々

右佐々軍記卷七八ニ出ヅ

大永八年九月三日鹿子木三河守源親員入道寂心道儉ニ飽田郡ノ雲巖寺ヲ靈巖洞ノ側ニ建（中略）大元明州ノ沙門東陵永璵ニ求テ靈洞ノ側ニ梵宇ヲ建、寶由ヲ靈巖寺ト號ス、故ニ東陵ヲ開山トス、曹洞宗也、岩上ニ鐫スル靈巖洞ノ三大字ハ小篆文ニシテ東陵書ノ三小字ハ楷書ナリ、其ニ陸カ筆蹟ト云、其景勝他ニ超タリ（下略）

右佐々軍記卷十ニ出ヅ

安永年中吾友菅沼衛岳（名頼字叔寧）の弟樋口元良（名器字季成）其君熊本侯の駕に從ひて肥後にゆきて歸し時此靈巖洞の事を語り三大字ことの外見事にして巖に彫付たるが筆者はしれずといひしが東陵書の三字は小字とあれは見へかねたるなるべし今年此書をよみて此事を思ひいだし懷舊の思ひにたへずこゝに書つく

文政二年己卯七月十日のあした　杏花園

○平泉實記

陸奧平泉實記五卷　陸奧氣仙郡相原友直著

寛延辛未歳春社日の序あり西播那波師曾寶曆壬申の序あり、橋本見齋好孺の序もあり、通編賴朝卿泰衡征伐の事を記して東鑑により舊跡をたづね村老の談を錄す、武德鎌倉舊記などよりは實錄もあるべし、近來松前の往來多くして秀衡の事など遺聞多し己卯七月十二日一讀過

○山家義苑

山家義苑　雲間沙門　可觀述

山陰法孫　智增證

双遊　金錍義十篇　總別　辨岳師三千書

時皇宋嘉熙戊戌

比丘良阜刊于白蓮

卷上ばかりにて半本なり宋板の書なり天台の法門を述し書なり

○易纂言

易纂言元吳澄書　徂來先生の行草の書なりと云

易纂言

彖上傳

彖者。文王所繫六十四卦之辭。彖傳者夫子為釋文王之彖辭而作也。經有上下二篇。故傳亦倣經而分上下。陸氏曰。彖斷也。以斷一卦之吉凶者。案字書彖即豕字。從互從豕。互豕頭。象其上銳之形。蓋野豕也。其頭最有力而銳。善斷物。故假借為決斷之義。音與豕同。又音承至切。因假借其義。又假借其音。為通貫切。

予かつて加川元厚が藏る所の唐詩訓解と古今和歌集とをみる訓解は父の命によりて先生書する所の楷書也古今は假名の體本阿彌光悅に似たり楷書は拙き方也き其比書籍の不自由なる事みつべし

○二十二史文抄

二十二史文抄　納蘭常安履坦選評

明史の文に李于鱗王元美一編もなし

○同明史文抄の中利瑪竇が事

明史文抄卷之六

請遣還大西洋國人利瑪竇疏　朱國祚

國祚。字兆隆。秀水人。官至大學士。諡文恪。萬曆二十九年。爲禮部侍郎攝部事。時大西洋人利瑪竇入京師。中官馬堂。以其方物進獻。國祚上疏。

略

會典止有西洋瑣里國。無大西洋。其眞僞不可知。又寄居二十年。方行進貢。則與遠方慕義特來献琛者不同。且其所貢天主。及天主母圖。旣屬不經。而所携又有神仙骨諸物。夫旣稱神仙自能昇。安得有骨。則唐韓愈所謂凶穢之餘。不宜入宮禁者。况此等方物。未經臣部譯驗。經行進獻。則內臣混進之。非與臣等溺職之罪俱有不容辭者。及奉旨送部。乃不赴部審譯。而私寓僧舍。臣等不知其何意。但諸番朝貢。例有回賜。其使臣必有宴賞。乞給賜冠帶還國。勿令潛居兩京。與中人交往別生事端。

自是正論。劉念臺亦言。當放回本國。永絶異敎。此疏與昌黎佛骨表同功。○此疏從外國意大里亞傳錄出。

再上疏　朱國祚見前

利瑪竇自言。自萬曆九年。泛海九萬里。抵廣州之香山。至二十九年。始入京師。是年八月。國祚又疏。

臣等議令瑪竇還國。候命五月。未賜綸旨。毋怪乎遠人之鬱病而思歸也。察其情詞懇切。眞有不願尚方錫予。惟欲山棲野宿之意。譬之禽鹿久羈。愈思長林豐草。人情固然。乞速爲頒賜。遣赴江西諸處。聽其深山邃谷。寄跡怡老。

前疏莊。後疏婉。合之則双美。○此疏從外國意大里亞傳錄出。

略　覃按するに帝京景物略に利瑪竇墳の事あればつゐに中國にて死せしさみゆ利瑪竇碑文も寫し置り

○甘藷

甘藷　享保年中昆陽先生靑木敦書文藏上總國塚崎町下町田へはじめて命下りて植初しさいふ、甘藷山口觸山植之助田安士より贈れり昆陽甘藷の事書上にも有之百

姓の言葉に符合せりとぞ。　文政二年己卯冬月廿九日にしるす。

○淸國地志の事

淸國地志總目

題言

凡府州縣志ノ舶載ハ

有德大君ノ實錄ニヨリ嘗テ各處盡ク收請セラルベキ旨蒙ナリト云ヘリ、則享保七年四月松平加賀守綱紀ガ獻本保定河間等十三府志ヲ御庫ニ收メラル、ノ類其採訪ノ至レルヲ圖ベシ、舊來舶來ノ地志陸續續收ノモノ亦少トセズ、其南京十四省志ハ既ニ全備シタレドモ各府州縣ハ僅ニ四分ノ一ノミ、因ヨリ數屈指ニ遑アラザルヲ以テ從前ノ御庫書目モ順序統紀未ダ一定ニ及バズ、各志ノ單本收貯ノ存否モ遽ニ辨載スベカラズ、故ニ今收否ヲ檢査スルモノ左ニ開列ス

淸國

南京	通志已收
十四省	通志已收
百九十二府	府志七十一部已收 百廿一部未收
二百三十二州	州志五十二部已收 百八十部未收
千二百八十六縣	縣志三百八十九部已收 八百九十七部未收

右未收ノ地志陸續全備アリテ

有德大君ノ盛意ヲ繼述セラルベキ一擧アラン事ヲ欲シテ乃林祭酒ト有議シ、文月閏ヨリ東條琴臺ト建言シテ閣諸書目ヲ長崎奉行ニ寄シ淸商ニ論シテ陸續購求セシメ、嗣後年々進呈ノ林祭酒ニ降シテ其閱收貯セシメントヲ請フ、其目並下ニ載ス、今又廣ク古井文庫ヲシテ收否總目二部ヲ編セシメ、一部ハ局中ニ存シ一部ヲ林家ニ交附シテ他日ノ檢閱ニ便ナラシム、又以テ御庫書目ノ[illegible]序統紀而來ミナ完ノ皆目ニ繫シテ其次第ヲ定テ新收ノ後ゴトニ朱ヲ填テ畢ト爲ントス、其明以上ノ地志ハ別ニ各部類ヲ設ク、是地志ノ用ハモト當代ノ制度ヲ觀覽センガ爲ニシテ、前代ノ沿革今此際ニ取ル〻無キガ故ナレバナリ、

文化十四年丁丑十月

例言

一凡各地ノ志元以上ハ未ダ其備ルモノヲ見ズ、明ニ逮ンテ制度一變シ省府州縣ノ志往々ニ出ヅ、淸ニ至テ休養大ニ華リ各地ノ志始テ全キヿヲ得タリ、

今　御庫已收ノ地志明撰亦少シトセズ、然レモ班駁ニシテ取ルニナシ、此編モト清志ノ全豹ヲ覯ンコヲ欲ス、故ニ單ニ清修ヲ其條ス

一此編ハ專ラ廣輿古今鈔ニ據ル、其撰乾隆三十四年ニ成テ建革ノ最モ後ニ出ルヲ以テノ故ナリ

一凡地志順治康熙ノ撰モ時トシテ牴牾セルアリ、是雍正以後ニ往變革アレバナリ、タトヘバ江南省徐州府潁州府ノ如キ已收ニ順治撰徐州志潁州志アリ是州ヲ府ニ陞セザル以前ノ志也、又福建省直隸龍巖州ノ下ニ附スル康熙撰龍巖縣志ノ如キハ縣ヲ州ニ陞セ又直隸州ニ陞セザル以前ノ志也、凡此類ニハ州外縣ニ△ヲ冠標シテ各條ノ下ニ附載ス

一已收ノ志ハ畢書シ未收ノ志ハ朱書ス是將來新收ニ從テ朱ニ畢ヲ塡テンノ便ヲ求ムルガ爲也

一省府及直隸州ハ統轄ノ名也故ニ一字ヲ擡頭シテ收而ノ諸志ニ別ツ其他ノ冠標便覽左ノ如シ

◎　省 兩京同之　　〇　通志

◎　府　　〇　府志

回　直隸州　　□　州志

△　縣志

是より先に十餘年前一年斃收府州縣志持渡被申有之是を無御座品之分は不殘林家より御用に書上候處餘り書籍數多く候こて御進方不被仰出候義も有之由

先年崎陽ノ會所役人春孫次郎ヨリ潘州府志二部ヲ贈レルヲ文庫ニ藏ス、是等モ商賣ニ出候節買置シナルベシ是ナドモ朱墨ノ中ニシテ官庫ニ不見ナレバ珍藏スベキモノ也

〇戸田茂睡翁歌

夕霧に谷中の寺は見えずなりて日ぐらしの里にひゞく入相

〇法華經唐本

妙法蓮華經弘傳序　　終南山釋道宣述

楷書見事也無筆者名

杭州瑪瑙寺南房明春流通一部七卷寺

〇酒顛童子像

酒顛童子古像一軸栗原柳菴所贈是は妙安寺看職廣海院敬寶上京の時江州高宮口骨董店にて求候由申傳店主傳云大賀大明神寶庫中より出もさは賴光四天王の像とともに額に作り有之由

大江山緣起に八月十日は童子忌日なりとあり、よりて八月十日客を會して童子忌をせんと思ひしが病後酒宴を好ずよりて止

○娶婦以茶 白河燕談

白河燕談二巻 三巻序ニ辭於南紀寺韜跡洛東洗心於白河流トアリ享保己酉殊意癡自序アリ

聘婦以茶

客問。嫁娶禮。送茶者有之。何謂乎。答曰。明陳晦伯天中記四十四曰。凡種茶樹。必下子。移種則不復生。故聘婦必以茶爲禮儀。固有所取也。今本邦婚禮約結時。聘物贈副茶。此禮何時起。未知。

按ずるに此比聘婦に茶を送しや今はなし

覃後按此風俗長崎にあり婦嫁時茶を包て持參することと長崎風土記に委しく見ゆ

○阿彌陀經脫字 選擇集

選擇集寛永板

故龍舒淨土文云。襄陽石刻阿彌陀經。乃隋陳仁稜所書。字畫淸婉。人多慕玩。自一心不亂而下。云專持名號以稱名故諸罪消滅即是多善根福德因緣。今世傳本脫此二十一字。以上云々。

于時寛永十六年己卯三月十五日

知恩院三十二代檀蓮社雄譽松風 八旬六

大谷寺仁納置板本 五條七左衞門久重彫刻

○蕉窓漫筆

蕉窓漫筆三巻上野新田義重山大光院沖默義海上人の著す所也、緣山大僧正定月和尚尾州八事山諦忍比丘華頂山入信精舍妙導師の序あり、義海上人は寶曆五年乙亥の年に遷化其徒備前福山定福寺惠雲眼龍師隨喜助刻の資を合せて彫刻せり 知恩院門前澤田吉左衞門發行 明和四年丁亥の九月也十三年忌のとし也、此書谷響集櫻陰腐談などゝは違ひて一味に佛法の事のみを記せり、淨家の大手筆といふべし 八月廿日一讀了

○幻住菴淸規抄 禪家の引導の文あり

普應國師幻住菴淸規 延祐丁巳冬幻住沙門自序アリ元ノ仁宗ノ年號四年丁巳ナリ

○日用須知十條綱目

日資　月進　年規　世範　營辦

家風　名分　賤履　攝養　津送

○二月十九日觀音菩薩生日云々

○三月高峰和尚慇忌 慇忌ハ誕生日也

○十二月初一日高峰和尚忌

○津送

人之生也樂人之死也哀双林入滅𢇁示双趺化火自
焚幻影何在二千年外之陳跡八万餘刧之遺蹤無家
之客委在叢林彼此有身其誰能免松龕素幀瓦鑪青
灯事在預爲禮宜必備衣盂估唱板帳支收既無間於
死生安可昧其因果趣道要共還眞源死生之義昭然
建化之功備矣

亡僧或自能沐浴更衣坐脱即與入龕供養其病重或不
能自了者須待其氣絶令燒湯報首座郷人與之沐浴著
衣著衣之法無間有無冬夏但舊布中衣一腰浴裙一腰
舊襪一双上則舊布衫一領舊布直裰一箇掛絡一頂尋
常數珠一串就剃鬚髮整頓入龕其餘袈裟鉢盂并種々
行李抄箚既定待出龕日估唱錢物入板帳支收以爲津
送入龕之法須預備麻骨籠等類置壘亡僧兩腋之下次
用乾柴四面挨排定當然後掩龕用長條合縫公界印押
封閉龕門前立位牌一座書云新圓寂某上座覺靈香火
灯燭請首座大衆諷大悲咒一遍回向

諷經功德奉爲新圓寂某上座入龕之次莊嚴報地十
方三世

既入龕竟即與鋪設剪大紙幡四首書無常偈云諸行無
常是生滅法生滅滅已寂滅爲樂掛於龕側雪柳兩瓶供
養帷幀帳設隨宜展布一日三時隨公界粥飯供養大衆
三時各諷大悲咒回向云

諷經功德奉爲新圓寂某上坐覺靈莊嚴報地十方云
々

其三時諷經郷人亦有大悲咒一遍郷頭出龕前燒香郷
末舉經回向

留龕至第三日公界造祭食五味供養至晩念誦方當念
誦時分鳴鐘磬鳴板衆集菴主出燒香上湯茶上食畢退
禮三拜即念誦諸方有兩序出班燒香菴居不講念誦云

切以生死交謝。寒暑迭遷。其來也雷激長空。其
去也波停大海。是日即有新圓寂某甲上座。生緣
既盡。大命俄遷。了諸行之無常。乃寂滅而爲樂。
恭裒大衆。肅詣龕幃。誦諸聖之洪名。薦清魂於
淨土。仰憑大衆。念清淨法身。云云。

今禪家ノ送葬ニ唱ル所ノ引導ノ語如此又無縁
草子ニ見ヘタリ

每一聲磬一下舉大悲咒一遍回向云

上來念誦諷經功德奉爲某上座覺靈莊嚴報地伏願
神超淨域業謝塵勞蓮開上品之花佛授一生之記再
勞尊衆念十方三世云云

復擧楞嚴咒一遍行道回向云
諷經功徳本爲新圓寂(某甲)上座覺靈莊嚴報地十方三
世云云
鄕人上祭畢大衆入座喫湯諷金剛彌陀等經表伸靈之
禮約至二更盡時分回向衆散是日或有點心或無點心
隨亡者有無不拘
明日粥罷公界分付扛索擧龕裝畢乃行起龕念誦云
欲擧靈龕赴茶毘之盛禮仰憑大衆諷諸聖之洪名用
表板達上資覺路念淸淨法身云々即請起龕佛事
擧龕出門大衆各執雪柳一枝柴薪一段默持經咒送至
化壇菴主做佛事下火畢維那擧茶毘十念云
是日即有新圓寂某上座既隨緣而順寂乃依法茶毘
焚百年行道之身入一路涅槃之境仰憑尊衆資助往
生南無西　極樂世界大慈大悲阿彌陀佛(如是十聲彌陀佛四)
(至阿大衆同和字是十聲乃云)上來稱揚聖號資助覺靈惟願慧鏡分輝
眞風散彩菩提園內開敷覺位之花法性海中蕩除塵
心之垢茶傾三奠爇一爐奉送雲程和南聖衆即擧大
悲咒一遍畢回向云
上來念誦諷經功徳奉爲新圓寂(某甲)上座覺靈茶毘之
次莊嚴報地十方三世云云復擧楞嚴咒

當日公界爲亡僧設供一堂齋罷取出亡僧行李對衆[illegible]
封皮分[illegible]打開舗定維那大衆搭袈裟鳴磬一下念誦云
浮雲散而影不留殘燭盡而光自滅今[illegible]估唱用表無
常仰憑大衆念淸淨法身云々　下略
予年來[illegible]家[illegible]の送葬をみるに此趣あり念誦の
文にいたりては今も此文を用ゆ五百年來の舊
文なり

○都賀六藏

都賀氏名は庭鐘字は公聲大江漁夫と號す又辛夷館と
も通稱六藏大坂人儒を業とす(書畫便覽)上田餘齋翁は此人
に學べりと云、所著康熙字典考異今の和板に附錄す、
又戯作する所英草紙しげ〳〵夜話あり、世に行はる、
今の都下よみ本の風はこれを學ぶに似たり(己卯十月哉生明)

○神田旅籠町名主中村氏書留抄書

(寶永カ)享保七寅年二月
一所々見付御門へい寅二月三月中不殘御取拂跡へ小
松植り候事
覃云、此時の諺言にアルヘイヲトリテ松風トハ
ヲクハシナヿジヤといひしとなん
寶永七寅六月廿二日樽屋

一町内職人共之内武藏守と申者有之候向後名改可申事
寳永八卯二月廿四日御觸
一自今御成之節町々之者男女共に平伏可申事
卯三月廿一日御觸
一辻駕籠書上　同廿五日繪屋へ駕籠持召連圖取いたし當り候分は棒に燒印請申候不當ものは向後家業相止申候町方三百挺寺社方百挺御代官所貳百挺都合六百挺に究る
卯五月
一頃日小兒贔屓之姿にて七觀音々藥師參詣候義誰申出し何之願に參候哉御寺に付參候もの書上同廿七日町連判
正德三巳年三月廿五日能登守樣遠江守樣壹岐守樣御立合名主月持へ被仰渡
一二挺立御停止　一屋形船御改
一辻駕籠數減少　一遊女御改
一出居衆御吟味　一人宿組合御止
一端々借屋御改
右之趣御書付を以被仰渡

巳五月八日御觸
一山王祭禮巳年根津午年明神未年に可仕旨
巳閏五月十六日
一御代官頭町屋町御奉行支配に成同廿六日町人共御番所へ御禮
正德五未年三月廿六日
一百六拾七歳惠賀瑞翁其外長命人之事
未十二月十七日御觸
一武士地に町人差置候儀御制禁
享保元年
一京町三浦孫三郎抱かうし遊女みはな出入（申九月十六日）
享保二酉年
一大鋸町桐屋甚右衛門手代藤八主之爲を存じ我がもゝをそぎ大根に包差上候御吟味之上御褒美之事（酉十一月）
酉十二月十七日
一豐島町伊兵衛店加兵衛出居衆辻番人若者樣祖父之由大久保本工左衛門と僞何角かたり取欠落
享保三戌年十一廿五日ならや

一欠付人足之義貳町四方其外御定之場所切にて遠方へは罷出まじき事
戌十二月四日越前守様へ御立合
一町火消組合叅引被仰渡組貳町四方欠付之義は叅引にても罷出可申事
戌十二月六日ならや
一町火消片假名付組合相極此邊はッ組之事
南は昌平橋北は金澤町東は旅籠町西は本郷元町也
享保六丑年五月廿五日喜多村にて御書付
一古林見宜來ル廿八日より林了喜宅に講釋之事同廿九日高倉屋敷にて講釋之事同廿八日療治之事
丑六月十一日
一神田新銀町米屋十左衛門店大工七兵衛博奕宿いたし候に付家之前に三日さらされ家財御取上家主過料之事
此時より家財御取上にてさらし者初る
丑三月十一日樽屋年寄中
一永代橋御取崩し被仰付深川難義之由手前修覆にて差置申度段奉願御免に付往還の者より貳錢つゝ修覆料之事御請同十三日御返答書
丑三月廿八日
一關八州川船之事去子年迄川舟奉行相改候處向後棟梁鶴飛驒相改候事
丑四月十三日ならや
一菖蒲甲人形類之義先達て御法度之趣被仰付候へども當年は商賣御免之事
丑七月十三日ならや
一藥草功者成もの御請
丑八月十九日廻狀
一定火消はや太鼓向後相止鉦太鼓打交並太鼓知らせ太鼓右三品に相極但四ヶ所御役やしきにては御曲輪外二三町之出火に貳拍子木十四五打候筈之事
丑十二月朔日ならや
一本屋雙紙や共所持之書物册數作者板元年號御改
丑十二月廿九日喜多村七兵衛殿にて
一惣町中御年頭減少仕のし百把貳斗入酒十樽に相成候名主幷角屋敷町人は向後三本入扇子献上可申候事
但只今迄献上物員數は丑正月七日日記に有之

享保七寅年四月廿日頃より六月頃迄
一桑井花屋重兵衛方に長壹尺三寸程異木生じ木色黄
にて花之色金色之由貴賤くんじゆ仕候事
寅七月十八日喜多村申渡
一金佛木像建立さして車に乘せ引廻り之義無用之事
寅七月日本橋御高札
一新田賣之義五畿内は京都町奉行西國中國は大坂町
奉行北國筋關八州は江戸町奉行所へ可出旨日本橋
に御高札相建申候七月廿七日寫之
寅八月九日茶屋有之町々名主へ御觸
一うなぎをからし酢にて給二人相果候由之事
覃按近來鱧之刺身をからし酢にてたべ即死のよ
し長崎にては鰻を酢味噌に和へて食もおかし
寅八月廿日道御奉行より觸狀同廿四日樽やにて申渡
一千川上水之義中興より懸候事に付當十月切相止候
由
寅十月朔日
一本多唐之助様十一歳にて御死去御舍弟喜十郎様郡
山より十月廿七日御到着十一月五日十二万石被召
上番城に五万石被下候事

寅十二月十日御觸喜多村請負判
一當時世上に有之無筋噂事幷男女申合相果候類心中
と申觸板行いたし賣買候義前々より御停止之事
享保八癸卯年正月九日御觸
一乾字金幷元祿以來之銀に引替去寅年限り當卯年よ
りは潰金銀に成候間潰金銀之割を以金座銀座へ可
賣渡事
子五月乾字金他國へ出すまじき事
丑四月御觸乾字金通用去々年限り同引かへ金銀
共に來寅年限之義先達被仰出候通
卯二月廿日御觸同廿二日ならや請負判
一男女申合相果候者死骸取捨幷存命に候へば非人手
下之事惣て此類繪雙紙かぶき狂言に作り申まじき
事
卯五月
一護國寺門前音羽町九丁分幷青柳町上下賣女差置候
に付町屋御取拂
同
一町御支配御公儀橋十七ヶ所書付卯十二月
辰年

一芝口御門跡土手石垣取拂之義五月十九日御觸
　覃云今ノ松坂屋ノ前ノ由
辰六月廿一日奈良屋にて年番へ
一町中讀うり御曲輪内へ出す間敷事
辰八月五日御觸
一淺草御藏前札差宿此度百九人に御定
辰八月廿四日樽やにて年番へ
一切れ金通用相滯り候に付六百人之兩替屋共向寄々
にて組合之義
辰九月七日樽屋
一町々佛師鑄物師方にて唯今三尺以上之佛像造懸有
之者書上
享保十巳正月十九日ならや
一鳥屋御停止
　同廿八日　飼鳥は八人之岡鳥問屋より請うり御
免
　二月廿七日　美濃守樣御内寄合にて上方下り飼
　鳥問屋四人被仰付
巳三月十七日日記に有り
一明神之繪馬鷄飛候由申候事

午二月御觸
一倒死病人水死其外異死迷子等向後芝口町に御札建
候義
午二月當座帳に有り
一本所入江町に賣女差置町内欠所之事
午三月廿八日ならやにて被仰渡
一神田明神能之義午年土藏未年舞臺申年入目三分一
　酉年同斷戌年より能興行之積り
午五月八日樽屋にて被仰渡
一和泉橋之義此度佐久間町一丁目より懸ケ候所橋之
義は只今迄之通公儀橋之由
享保十二丁未年閏正月三日樽や
一溫飩蕎麥切賣買之者共火を持あるく事御停止
未正月五日樽や
一古鐵買共火事場へ不罷出候樣に前々被仰付
同正月九日
一町々米舂共只今迄日用座方へ百拾文ツヽ
未四月十二日越前守樣
一旅籠町二丁目より湯島本郷片かは傳通院前迄ぬり
屋

未五月

一亀戸天神近所香取明神へ常陸國より安波上杉大明神飛來候由貴賤群集其上屋臺大分出候義未六月十四日戸前守樣にて御停止被仰付

噂云此ロアンバ大杉大明神食々リ飲ダリコイヤサと云歌流行之由承及候

享保十四酉年四月九日馬持有之町々へ御觸同十九日總町中へ御觸有之

一江戸近在より江戸表へ出稼いたし候駄ちん馬之義三傳馬町にて鞍割を請一ヶ年に助馬三疋ツヽ出之三傳馬町下知を可請

四月廿六日ならや

一願人共譯もなきなぞはんじ物板行いたし町方店々へ配り置跡にて代物取候義向後一切仕間敷旨

酉五月廿一日北村

一五月廿五日象江戸着

一南部興福寺勸化能新大橋土屋但馬守樣上屋敷明地にて日數二日寶生太夫相勤

酉九月廿日日記に有之

一上野屛風坂下禪宗光岸寺坂木地藏酉四月頃より風（流行ノ）

流候事

酉閏九月十九日

一藥種問屋廿五人之外大傳馬町組藥種や十九人問屋並に被仰付其外之者は直荷引請之義彌御停止但御構無之物六十四品

酉十一月九日奈良屋

一町々耳之療治功者にいたし候もの御尋

享保十五年戌二月八日美濃守樣被仰渡同九日御觸流し

一町中人宿貳百二人にて向寄にて三十四十人程組合

戌二月十七日

一病藥を委細認候普救類方之事

戌三月廿八日

一東醫寶鑑と申醫書之事

戌四月廿一日喜多村

一仁和寺御修復に付三ヶ年正五九月護國寺富突之事

覃按春臺剩牌記有之

戌五月六日越前守樣

一神社佛閣へ大挑灯無用之事

戌十一月廿七日

一尾張中納言様御逝去
　覃按此次は章善公也
享保十七子年
一子六月廿七日下野守様御内寄合
子年秋
一西國邊凡四百八十万石程稍虫(ウンカ)いり御大名幷御領村
々迄拝借金被仰付候事　飢死人大勢之事
　子極月より町々飢饉に付飢人有之御救として町
　々へ御米被下
享保十八丑年二月十三日喜多村
一仁和寺御門跡富突只今迄護國寺に候處丑五月より
中正月迄深川永代寺にて興行之事
四月朔日ならやへ替上
一町々火之見櫓禁木相止鉦に相成候事（同廿日より）
一永代橋往來錢七ヶ年相濟丑六月朔日より無錢にて
往來
六月十七日廻狀
一高田毘沙門富突永々二月六月十月廿八日
一丑七月十日前後より江戸町中其後國々在々迄風邪
はやり同十八十九日比風神送り夥敷に付同廿日御
觸有之
一嵯峨釋迦開帳廻向院にて丑四月二日より六月三日
迄
丑六月十八日
一新材木町かゞや彌兵衛手代長兵衛主人に忠行成故
於下谷御數寄屋町表五間一尺裏行廿三間之町屋し
き拜領之事
丑十月八日御觸
一和人參製法いたし賣弘め候事
十一月廿五日ならや
一谷中感應寺富突來寅年より三年
丑十二月十日樽や
一前句點札出し候もの早々可取拂事
丑十二月廿一日
一柳原明地幷神田紺屋町邊明地廻り矢來植込菜園場
薩摩芋作り賣買御免
享保十九寅年三月廿日樽や
一小田原町新河岸之者願に付御成前四ッ時迄商賣船
通用
寅三月廿四日樽屋

一丹羽正伯書物編集に付諸國之産物俗名
寅三月廿三日樽や
一神田花房町之町名被仰付
　商賣物河岸通り差置候義寅四月十一日御免
寅十二月十三日奈良屋
一町々火之見櫓鐘向後相止喚鐘つり可申事
享保二十卯年七月三日
一晝過大雨ふり東西くらく龍卷候事
　讃岐殿近所より木挽町邊河原崎權之介芝居屋根瓦
　卷上ケ夫より三十間堀京橋中橋日本橋邊左右瓦卷
　上候事
卯十月六日越前守樣御内寄合
一小傳馬町馬喰町旅籠屋之外旅人留め間敷事
卯九月十日
一尾張中納言樣御嫡子國丸樣御逝去三日鳴物御停止
辰八月十日
一深川八幡において安波大杉大明神開帳に付被仰渡
辰八月廿二日奈良や
一永代橋修覆に付辰九月朔日より十ヶ年之間往來之
　者壹人壹錢つゝ可出事

元文二巳年
一京都淨花寺流不動巳四月朔日より開帳回向院
一巳五月三日松永町出火上野御本坊燒
巳十月廿八日
一月次廿八日御禮止二四七十二月計にて其餘月は廿
　八日出仕相止候事
　　覃按此時ノ歌ニ正三時者四アハセモヨク今年ヨ
　　リ試ト皆ト二禮ヲウケケリ
巳十二月廿五日
一尾張中納言樣御嫡子萬治代樣御逝去三日鳴物止
右神田旅籠町名主中村氏舊記
　御番所並年寄衆被仰渡御觸流拔書トアリ
文政己卯小春八日抄書 後此全書藏本ニイタシ候事

増訂一話一言卷四十終

増訂一話一言卷四十一

○五朝小說二條

一明海鹽董穀が碧里雜存云。齊民要術。後魏時書。其言一石註云。當今二斗七升。此不可曉。然考魏時長安童謠云。百升飛上天。是以百升爲一斛。則魏所謂斛。正今所謂石。今時無此制也。今官製五斗爲一斛。蓋取其輕而易舉耳。實當古斛之半也。今米一石重百二十斤。正合四鈞爲石之說。明人小說

按大坂にて一石の事を俗に百升と云

一清源洪文科が語窺今古云

偶錄

乙卯季夏。同方編題鮑雅修。客燕關吉祥寺。時案頭有李于鱗選詩一冊。雖平昔所觀覽。其補註多警語。恐過日遺忘。因錄之。如王勃別薛華詩云。送々多窮路。皇々獨問津。悲涼千里道。凄斷百年身。心中同漂泊。生涯共苦辛。無論去與住。俱是夢中人。又如明皇登花萼樓聽歌。李嶠詩云。山川滿目淚沾衣。富貴榮華能幾時。不見只今汾水上。唯有年々秋雁飛。二詩皆喝破閻浮世界。讀之令人爽然。偶錄之。予閱曇花記自悟一首。有舊觀皆是幻。新寵亦非眞。總屬空中境。渾疑夢裏身。童顏難再得。老境易催人。試看空郊外。巉々白骨新之句。亦附之續紹云。明人小說

右の二條は五朝小說より抄出す

按此比市河寛齋先生著す所の談唐詩選寛齋以文政庚辰七月十日下世此書絕筆也をみるにあらゆる李于鱗が唐詩選ある事をのせたり、この語窺今古の中に引所の李于鱗が選詩一冊といへるものを見ず、平昔所觀覽とあればもろこしにては平昔見る所の書と見えたり、談唐詩選に云

李于鱗ノ撰著ニ古今詩刪アルコヲ知リテ唐詩選アルヲ聞カズ、詩刪ハ王元美序ヲ作リ刊行シテ盛ンニ當時ニ行ハル、唐詩選ハ滄溟集ノ中ニ選唐詩叙一篇アルノミニテ其書ノ世ニ行フ者ヲ見ズ、姦猾ノ書賈コレヲ竊ヒ知リ無識ノ村學究ヲ倩ヒ、現行ノ唐詩選ヲ編ミナセリ、利ニ趨ルハ商賈ノ習ヒナレバ我モ々々ト是ニ於テ唐詩選ヲ

刊行ス、或ハ二三首ノ增減ヲナシテ分別ス、大抵ミナ當時名家ノ評注ナド、稱シテ世人ヲ欺ムク、晉陵ノ蔣一葵箋釋ト稱スアリ、又袁宏道注釋ト題シテ唐詩訓解ト稱スルアリ、又鍾惺譚元春同評ト稱スルアリ、又李于鱗選注陳繼儒增評ト題シ唐詩狐白ト稱スルアリ、又蔣一葵箋釋唐汝詢參註徐寰重訂ト題シテ唐詩選彙解ト稱スルアリ、其他釋大典稱スル所ノ鍾惺評注劉孔敎批點ト稱シ、蔣一葵箋釋黃家鼎評訂ト稱スル者ハ余未ダコレヲ見ズ、コノ數種世間ニ流布スレドモ皆昔賈ノ假托セル僞本也云々

○唐翁承晉詩

唐翁承晉字文亮、莆田人、乾寧間。登進士第、詠槐花詩、唐中雜記曰中黄、幻引蟬聲送夕陽、憶得當年隨計吏、馬蹄終日爲君忙、萬姓統譜卷一

○狸塚

上州館林茂林寺禪宗より一里ばかり西に狸塚（ムジナ）といふ村あり、一村狗を畜ふ事を禁ず、高源寺といふ寺あり、茂林寺の末寺也、かの文武火の茶釜は武斗ばかりもいるべき大きなるもの也、蓋はなしと云、高源寺開山を正鶴といふ、今より二百八十年ばかりむかし也と、狸塚のもの丈助物語れり、此日茂林寺の守鶴の書るもの墨本にしたるを得たり、書も見事也、忍寶といへる二字をかけるをも先のごとし寫し置り

火 輪次直堂
防 終而後始
館林 茂林寺什寶守鶴和尚書

○石斛

浪華の近藤正齋重藏名守重號与矢鎗行 己卯臘月十五日發の書簡に、此比傳承候へば京攝ともに石斛至て流行一根七八金に至り候由奇物入手則呈上候狀文在

百川 子海

四季ノ形寫

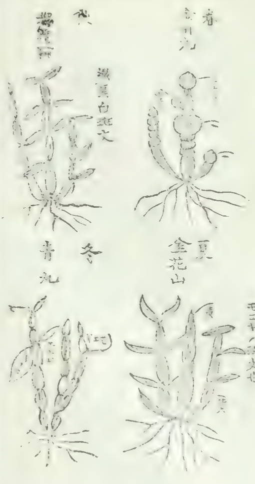

覃云。四季石斛撰。出何本草。可笑々々。

こゝに石斛と名づくる小艸あり、閑雅の逸物にして香艶なきも寒暖土地の嫌ひもなく作り樂しむにいとやすふして愛するの人多し、近き比やんごとなき御たちにも數品の石斛を集めたまひ、この艸の和名　いわくさ　いわくすり　などいふて言のはの御すさみのたねともならんとめでましければ、このむの友ごちよろこびあへて數品のあつめを望み、遠近に同好の友の廣し（覃云此文拙キヿノノ字ヲ見テシルベシ）てたび四季の時てふ帳簿を編がき春秋のうつりかはるかたち、或は下葉よりうつろひて落葉となり、根に添る年の新芽をもよふし身につもる老の數たもわすれ、春まちごふに思ひつゝかく四時のたのしみつきせぬも遠近に沙汰せんと同好つどひ、すりものひらきする事しかり

草の名によりてや人の好らん
　いわくすりとぞ弄ける

覃按本草綱目十二

草之九石草類一十九種

石斛本經上品

釋名。石蓫。別錄 金釵。綱目 禁生。本經 林蘭。同 杜蘭。別錄 時珍曰石斛名義未詳其莖狀。如金釵之股。故古有金釵石斛之稱。今蜀人栽之。呼爲金釵花。盛弘之荊州記云。耒陽龍石山多石斛。精好如金釵是矣。林蘭杜蘭。與木部木蘭同名。恐誤。

集解別錄曰。石斛生六安山谷水旁石上。七月八月采莖陰乾。弘景曰。今用石斛出始興。生石上。細實以桑灰沃之。色如金。形如蚱蜢髀者佳。近道亦有。次于宣城者。其生櫟木上者。名木斛。其莖至虛長大而色淺。不入丸散。惟可爲酒漬煮湯之用。俗方最以補虛療腳膝。恭曰。今荊襄及漢中江左有二種。一種似大麥。累々相連。頭生一葉而性冷。名麥斛。一種莖大如雀髀。葉在莖頭。名雀髀斛。其他斛如竹。而節間生葉也。作乾石斛法。以酒洗蒸暴成。不用灰湯。或言生者漬酒。頌曰。今荊州光州壽州廬州江州溫州台州亦有之。以廣南者爲佳。多在山谷中。五月生苗。莖似小竹節。節間出碎葉。七月開花。十月結實。其根細長黃色。惟生石上者爲勝。宗奭曰。石斛。

細若小草。長三四寸。柔韌。折之如肉而實。今人多以木斛混之。亦不能明。木斛中虛如木。長尺餘。但色深黃光澤耳。時珍曰。石斛叢生石上。其根糾結甚繁。乾則白軟。其莖葉生皆青色。乾則黃色。開紅花。節上自生根鬚。人亦折下以砂石栽之。或以物盛。挂屋下。頻澆以水。經年不死。俗稱千年潤。石斛短而中實。木斛長而中虛甚易分別。處々有之。以蜀中者爲勝。

修治 斅曰。凡去根頭用。酒浸一宿暴乾。以酥拌蒸之。從巳至酉。徐々焙乾用。入補藥乃效。

氣味。甘平無毒。普曰神農甘平扁鵲酸李當之寒時珍曰甘淡微鹹之才曰陸英爲之使惡凝水石巴豆畏雷丸僵蚕

主治。傷中。除痺。下氣。補五臟。虛勞羸瘦。強陰。益精。久服厚腸胃本經。補內。絕不足。平胃氣。長肌肉。逐皮膚邪熱。痱氣。脚膝疼冷。痺弱。定志除驚。輕身延年別錄。益氣除熱。治男子腰脚軟弱。健陽。逐皮肌風痺。骨中久冷。補腎益力權。壯筋骨。煖水臟。益智清氣日華。治發熱自汗。癰疽。排膿。內塞時珍

發明。斅曰。石斛鎭涎澁。丈夫元氣。酒浸酥蒸服滿一鎰。永不骨痛也。宗奭曰。石斛治胃中虛熱有功。時珍曰。石斛氣平。味甘淡微鹹。陰中之陽。降也。乃足太陰脾足少陰右腎之藥。深師云。囊濕精少小便餘瀝者宜加之。一法。每以二錢。入生薑一片。水煎代茶飮。甚清肺補脾也。

附方二新 睫毛倒入川石斛川芎等分爲末口內含水嗃左右鼻日二次袖珍方 飛虫入耳石斛數條去根如筒子一邊紝入耳中四畔以蠟封閉用火燒石斛盡則止熏右耳則虫從左出未出更作聖濟

小野蘭山翁本草記聞云

石斛イワニナ イハクスリ 草撥イハトクサ等 集解 蚌蟷イナゴ

又蘭山翁大和本草ノ考アリ 舊名未詳云

石斛 通名イハドクサ 乃云石ニ生モノ也莖木賊ノ如ク節ゴトニ一葉ヅヽ生ズ竹葉ノ小ナルモノヽ如シ花淡紅色白色ノ二種アリ

松岡成章玄達怡顏齋蘭品云

杜蘭 一名 石遂 金釵 禁生 林蘭 石斛 百丈鬚 和名 石斛ウ 岩木賊

本草綱目云 其莖狀如金釵之股云云。以蜀中者爲勝。本草見前故略

輟耕錄藥譜云。百丈鬚。石斛也

遠挨。杜蘭處々山中絕崖間生之。種樹家以棕毛包絡。挂搭簷下。夏月開花。雅潔芳韻。可與風

蘭並供淸翫。東壁所謂斛莖長及尺餘者。嘗聞丹後山中多產之。

曾云或云日光山中多有之。

又云此頃京攝ニ玩ブハ丹後ヨリ來ルナルベシ

蘭品所載圖

本草綱目卷之二十所載圖

增補地錦抄 染井伊兵衛 寶永七年寅初春 日本橋南一町目須原茂兵衛板 卷之六

石斛(セキコク) 初中 葉は笹のやうにて草立は木賊のごとくなる小草也白き花さく石上枯などに生るもの

後藤梨春物品目錄　草木育種に不見

○對雪家稿抄

對雪家稿 諏訪備前守賴音詩稿 七卷古寫本

○都松　世謂熱海號椎子里。田中有松。謂都松。俗曰。染殿后之塚上樹也。枝々葉々垂西。因是憶洛陽故也。傍有小川。謂糸川。

○寬文甲辰冬十月彗星出巽隅

○乙巳元旦 五首之一

春到江東十萬家。和風遲日映梅花　深紅淺紫從斯發。先看朝來一片霞。

○六鄕 寬文六丙午九月二日發江府到于豆州熱海云云

來往幾回過六鄕。江村一曲水流淸。玉川釀得長橋影。疑是龍蛇波底橫。

○小田原 此所民家寄宿故及句中云云

○丁酉自鑑記　明曆歲次丁酉正月云云。二日。不意災于越之後州牧中將之館。十八日。日暖。至巳時風烈。江城之北本鄕本明寺災火。出東南及海濱。十九日。小石川與糀町災火。又出東南西及海濱。

從金城殿樓。及西方諸侯。大館商工之家。寺伽藍等。盡成焦土云云。二十日。風靜。已見燒盡之所。恰知郭外無人所。漫々曠々。不知所遊。云云。總之下州隅田川邊行收。收彼骸骨築大塚。傍植堂名無縁。云々。万匠爭功。百工盈街。上命暫休金城之營。先民屋。不日依舊。國用不乏。然上自公卿。下至庶人。禁珠玉金銀之飾。止錦繡綾羅之奢。甍屋殷軫當勞揃。熟思此災却回太古聖代之風。妖不勝人乎。不可得而評。又慮後災。矮高宇減大家。移商賈之居。廣岐路。阻以長堤。此所振古有火災數矣。必因北風。故艮隅丘陵大廈亦移之。他又新命秋山氏町野氏近藤氏内藤氏水野氏永井氏等。並國司郡牧。來會于斯者。構高樓定金鼓之制。纔見烟。則持滅火之具。奔走而集。暫時蹈消焉。雖然天作之災。猶未息乎。且因都城之繁榮。超越于遐代。而人多。人多故多竈。竈多故失火多乎。自冬至春。頃年々多火災。明年戊戌春正月十日。又有災。風烈。自本郷至海邊。廿二日。又災。是其大者也。小災幸不隔三日。然撿十日與廿二日之災。減丁酉之災乎。自臘前至今春。亦災多。正月十四日。災數千戸。是又減戊戌之災乎。蓋天作之災息。而終人勝妖者乎。天謂者何。所謂時運之理也。人謂者何。所謂政務之術也。云云。

○白雲山中有鳥。唱佛法僧。故號曰三寶鳥。曾聞紀州之高野。野州之二荒。並此山三處有焉。

○火車切刀之記　日者征夷大將軍正一位家康公之家臣。有松平五左衛門尉近政者。住于上野之國三之倉所。一日朋友之妻死。送柩於野之時。隨衆編其行郊外。時俄然天起黑雲。雷車驚耳。電光入眼。風疾雨烈。各消魂冷膽。一片之黑雲。降于柩上。雲中出一手。攫柩而欲昇。於是近政前奔刀。斬其腕。所切落之手。見之有三爪。々根生黑毛。爪色如青磁之陶先尖也。俗所謂火車者也。近政爲奇爲怪。採皈吾家。爲家珍。是非其人之壯勇。其刀之利乎。何可免此難哉。由此寶其刀。而藏之久矣。其刀藤島友重之所作也。余祖父諏訪因州太守賴水。隨大將軍家康公幕下。居于信州諏訪之城。家臣有諏訪美作守賴雄者。娶近政之女爲妻。近政時添所斬火車之刀。及爪一。遣賴雄。賴水乞刀。以傳二男若狹守賴郷。々々者。余家君也。爾後其刀相傳。在

余所藏ノ爪者頼雄之苗裔一本作孫入學頼及藏之。今尚在焉。
爾後得一爪。而添此刀。作記以令後昆知其來由者
也。于時延寶三年乙卯臘月下旬。從五位下諏訪備
前守源頼音書。

覃云。此文此書。作者世系。歴々可見。因抄出
全文。

○烟酒

鷲峰文集卷五十二

烟酒之行。既五十餘年。蕃麪之行。殆三十年。共
是雖益於人。亦無害者必矣。蕃麪可以救饑。烟酒
可以消食。小皿之草。一管之烟。不可爲毒。大器
之璀。十椀之食。恐有脾胃之煩。取捨以爲如何。

辛丑孟冬　戲荅惡烟酒文

是によりてみれば春齋も烟草は好きこのみゆ

○延山日潮上人書

辰五月十五日四谷南寺町正覺寺にて延山日潮上人の
書をみる世に所謂ウシホ日潮也アサ日朝ウシホ日潮
と云行學院日朝上人明應九年庚申六月廿五日入寂在位四十年と身延鑑にみゆ

○本國妙といへる三大字

○歩々同道作佛事人仰後生廣宣禮

撞鐘吹螺告四方早來拜我如來使

遠寺法螺

飯高日潮書

飯高の檀林能化の比の作なるべし

○新年春未至容謝年尾獻
方外有眞樂至中容膝安
兎痾殘壽在待暖老懷寛
七十今朝滿雖衰不減餐

癸亥元日吟

賜紫身延方丈日潮書

覃按癸亥ハ寛保三年なるべし身延鑑に六牙
院日潮聖人寛延元戊辰年九月廿日入寂在位
九年とあり

此一幅を乞得て歸り藏于家辰五月既望書

○序江漢先生死生元人姚燧

其歳乙未。王師徇地漢上。軍法。凡城邑以兵得者悉
阬之。德安由嘗逆戰。其虜刈者襲。動以十億計。先
公受詔。凡儒服挂俘籍者皆出之。得故江漢先生。見
公戎服而髯。不以華人士子遇之。至帳中見陳琴書。
憫然曰。回紇亦知尊中耶。公爲之一莞。與之言。信

奇士。即出所爲文若干篇。以九族戮殘。不欲北。因與公訣斬死。公止其宿。實羈戒之。既覺月色慘然。惟寢衣留故所。公遣鞍馬周號積屍間無有也。行及水裔。見已被髮脫履。仰天視。蓋少須臾踏水未入也。公曰。果天不生君。與衆已同禍矣。其至之則上承千百年之祀。下垂千百世之緒者。將不在是身耶。徒死無義。可保吾而北無他也。至其名益大著。北方經學實賴明之。遊其門者將百人。多達材。其間余生也後。不及拜其牀。前獲識其子卿月者七年矣。凡再見之。初以府僚見之洛陽。雖嘗以好兒。余猶未語此。今以憲屬來鄴。始及之。且德先公不忘也。卿曰。嗚呼自先公言之。夫既受詔。出之軍中。而使之死不以命。非善其職。且儒同出者將千數。纔得如先生一人。而使之泯沒無聞。非崇其道。此公所懼而必生之也。自先生觀之。孰親於其七尺之軀。而大其所關。人持瓦缶將敗之。猶有惜而不果者。必甚毒懼禍。不可一日居。故慫而爲此。出處非不思也。中夜以與。蹀膏血以鬪魑魅。徑林莽以觸虎豹。而始及水。仰天而視。其行非不決也。夫思而後行。行之以決。則其勢多難奪於中路。使非先公自行。而他人赴之。能捨所慫。爲以回其復生之志。收其已逝之魄。反就是一日不可居之禍毒乎。由是言之。先生之死。求以無辱。不以全歸其生也。不以有赴而以知已。此其胸中撲倜一時。相爲高下之權衡也。然古之人爲知已死者有之。無有爲知已而生者。先生以古人所不爲者。報之先公。而先公所受先生也已多矣。爰德哉。卿月與余相視一泣。卿月歸。序所與言者贈之。

右元文類巻三十四ニ出ヅ

○牛込行元寺復讎の碑

天明三年癸卯十月八日牛込行元寺にて敵討あり、寺門の内の榔の木のもとにてありしかば一の碑をたてゝこれにものかきてよき寺主のこひしまゝ、此寺に觀世音あれば

念彼觀音力　還著於本文

といふ文字を書つかはしてその碑の背に隱語にて

癸卯天明陽月八　二人不戴九人誰
同有下田十一口　洪平無水納無絲

二人は天なり、九人は仇なり、敵うちしものは富吉といひし故、同下の田は富の字十一口は吉の字なり、敵の名は甚司といひし故洪に水なく納に糸なきは甚

内の字なり、その比寺主人の見てとやかくいはん事を恐れ、碑面の字ばかり刻して背の字は刻せざりしが、近比（文化十二亥年也）三十三回の忌にあたりてもはや年へし事なれば子細あるまじとて刻そへしといふ（庚辰五月十一日晨）

○白賁墅芳宜園の事

南郭の白賁墅、橘千蔭の芳宜園の名めづらしき事に覺へしが、白賁園芳宜園共に鷲峰文集にありて第二義なり、鷲峰集はよみし人まれなるべし。

○聚頭俗韻

聚頭俗韻といへる寫本以呂波を以て和漢の熟字をあつめ見よきやうにしたるものなり、和字は少く漢字多し、通鑑史漢說郛正字通通雅品字箋諸書を引て博へ覽し人なるべし、僧泊如の谷響集稻若水の本草萩生の譯文などゝいへるを見ばこれらより後の人なるべし（大塚剕事携來示）

引書の中に本下道圓考證好青雜錄あり（好青堂漫錄ともあり）又榊原篁洲考證あり荻生譯文を引（大給ともあり）

斗覺　韓退之答張十一功曹詩云。吟君詩罷看霜髩。斗覺霜毛一半加。自有此句。而東坡亦云。黃昏斗覺羅裳薄。後山亦云。斗覺文字生淸新。皆本此品字箋云。斗覺猶言驟覺也。

○白石手書五條寫

白石新井（君美）手書の一卷を見しまゝ走筆うつし置

讀仁德帝紀。

吾讀帝紀。而後人君務財。天下之不仁。莫甚焉。帝之不仁。可謂甚矣。然天下號爲仁聖。無他。蠲除天下三年賦役耳矣。夫飢者莫擇食。渴者莫擇飮。民之苦于虐政。殆有甚於飢渴焉。帝發政施仁。民被其澤。蓋古今之所不及。而帝親行之。宜乎天下之稱以爲聖也。詩云。刑于寡妻。至于兄弟。以御于家邦。言先王親其親。而仁其民也　吾竊怪其澤足以被于生民。而恩無以保妻子兄弟。帝於其仁。是誠何心哉。史載帝作壽陵事。而今所存山陵陵池。其廣袤皆與諸陵式合。古者帝陵之制。未有如此之大者也。因此推之。帝嗣位之初。躬行節儉。以惠其民。蓋所謂將奪之。固必與者歟。史亦稱。帝之末年。妖氣稍動。叛者始起。於是輕賦薄歛。以寬民力。則果其奪之矣。雖然帝不遠而復。修其政令。天下復安二十餘年。嗚呼帝亦英特之主也哉。

甲辰五月二十日　源君美識

垂仁皇后之禍

古事記略曰。皇后母兄沙本毘古王。開化帝孫。彥坐王子也。王陰蓄異志。因誘皇后。謀以簒立。即授匕首。教之曰。方其酣寢。乃得從事焉。帝嘗晝寢。枕后膝而臥。后憂心悩々。及此因思。我兄所謀。若是之時也。不覺泣下沾帝面。帝驚悟曰。我今夢暴雨自沙本來。一小錦蛇纒繞我頸。是何祥也。后乃嗚咽。以其情告。苦請伏罪。帝曰。非皇后之罪也。即發近縣卒。命討沙本毘古王。嬰城而拒之。后徒跣而出自後門。走入于城。時后既有娠。帝勅莫急攻之。及后生子男也。后抱置諸城外曰。天皇若以爲子。幸賜收養焉。帝乃募壯士曰。并獲其母。及后授皇子。因欲執之。髮髻衣佩。觸手皆絕。進不能獲之。古事記云。天皇欲必獲皇后。乃選軍中多力輕捷之士曰。併收其母。若身若首。隨手所攫。急捉而獲之。后心亦疑之。乃盡剃其髮。玉緒及衣。皆用酒腐。故其所執。皆斷裂。遂不能獲耳。玉緒者。絲纏貫玉。以纏手。爲之也 帝使人問曰。凡名子。其母名之。此兒以何名。后對曰。當今城中火作。而生于此。宜稱本牟智和氣御子。本。火也。牟智。貴也。和氣。別也。言男子稱。又使問曰。養兒如之何。曰。宜擇于諸母與可者。又復問曰。后宮之事。當繼者誰。曰。旦波比古多々須美智宇斯王之二女。淑範懿行。宜皆爲內助耳。皇后遂與其兄。焚死于閫中。嗟呼后與聞兄謀。其力不能回。亦不忍不告。既以告矣。豈復忍令我兄獨死于罪乎。方其有娠忍死。須臾使其生兒。幸得所託天也。及城將陷。對帝之言。委曲周悉。皆當于理。非其視死如歸。而能若此乎。嗟亦烈哉。帝當其大義。則滅其親。而今觀與后相訣。猶及其後事。何其哀也。雄略之世。有曰狹穗彥玄孫齒田根命者。雖行不軌如王。而罰弗及厥嗣也。泰誓曰。有罪無罪。予曷敢越厥志。古者仁人恭行天之罰。豈復有他哉。蓋天下之公義也。夫苟天下之公義。不可得而私。亦不可得而避也。帝於是舉。則仁之至義之盡矣。

甲辰三月廿七夜燈下書　君美

景行拜彥狹島王爲東山十五國都督

初崇神命皇子豐城入彥。令治東方。及帝之世東方。大亂。天威一震。海外有截。帝乃使王嗣前業。莅于舊邦。蓋以東人之望也。東人傷王不來。竊取其屍。以歸葬焉。嗟夫東人慕王。如此之切。乃其追思前王。久而不忘也。非皇子之化及人深且厚。曷能至此哉。周人思召伯。而愛其樹。況於其子孫者乎。王之子。御諸別王 克世其德。甚得兆民和。夷人率服。來献其地。

卒使廟之上莫有東顧之憂。詩曰。大邦維屏。大宗維翰。懷德維寧。宗子維城。其斯之謂與。厥後子孫受姓者三十二氏。世承其祀。千有餘年。善之所積。其慶有餘。豈不信哉。帝八十一子。未有一人受大國者也。而帝亦懷其德。委王父子。以東山十五國事。是亦可以觀其無所容私于天下焉。昔賢論二南之化。以歸于文王之德。帝之爲德。可謂至矣。

甲辰三月二十五夜燈下書　源君美

武内大臣釋寃

應神戊戌年。夏四月。遣武内宿禰監撫西方。大臣母弟甘内宿禰。以其兄反謀告。帝遣使誅之。大臣乃自嘆曰。嗟我無罪而死邪。壹岐直眞根子曰。公之無罪。天下共知之矣。躬自詣闕。披陳其情。而死未晚也。世人且稱。吾酷肖公形貌。請我今代公死。即自伏劍而斃。大臣悲慟。竊自脫身。浮海而南。抵紀水門。直赴闕請罪。帝更加按問。昆弟爭辨。遂不能斷。乃勅二臣。請神探湯。探湯。北史云。每訊冤獄。不承引者。置小石於沸湯中。令所競者探之。云理曲者。即手爛 即此。弟則敗矣。大臣遂欲殺之。帝勅赦其罪。美曰管蔡流言。周公以懼。雷風動威。成王乃悟。武内宿禰。帝室懿親。勤勞皇家。歷事四朝。年殆二百。及其探湯。僅免一死。嗚呼君臣之義。兄弟之恩。雖曰聖智。亦爲難能也。其他則又何說。若夫壹岐直。則可謂死友矣。豈亦易得者也邪。

甲辰閏四月　君美書

題采覽異言後

浙西李之藻。刻萬國坤輿圖。萬曆年間。大西利瑪竇。重修攷定。附以南北半毬圖。事具二子所叙。而一時薦紳揚景淳吳中明之徒贊述焉。正德己丑冬。美得遇西人。乃按其圖。訪以方俗。其人曰。此圖明人所作。稍似纇密。然與地理不合。莫由依據。敢辭。美意謂。彼不解漢字。强爲之辨。曰是則歐邏巴人利瑪竇所携入于中州者。世稱其善。子無取焉。獨何與。曰。某未嘗聞我有其姓名者也。曰。西教東漸。自利氏始。子不知其人可乎。彼笑而不答。旣而索得西圖於官府。以示之。披祇久之曰。是和蘭鏤版。蓋百年之物也。雖我西土。亦不易得。某與此圖。唯得一見之矣。於是左把右指。章步而亥算。使人不待窮夫蟲迹。而周遊乎八極名山大川。輿望而出殊方絕域。隨顧而在。亦奇矣哉。誠得其術也。明年春。和蘭入貢。美私其使者以質焉。對曰。輿地全圖。舊有數本。此版弊邑所

刻。去今既艾一百十三年。先是。西土佛來釋古者。始倡天敎於東南諸州。其塔今在印度地。香華之盛。一百七十年於茲矣。歐羅巴人未聞有利氏之子者也。美尤得焉。爾後適得金剛鍾始振闢邪論於新增大藏函中。因知實本生於廣東旁近海島間。北學於中國者。實非西方之人。聊前者之說。果不誣矣。李氏之徒。徒嘆其學在夷。而不知用夏變於夷也。故今我是編所採。其說係之明人者。蓋從其實也。源君美書一本有癸巳之秋四字

山海經。帝令豎亥步自東極至于西極。五億十萬九千八百八步。豎亥左手把算。右手指青丘北。南淮子。禹使太章步。自東極至于西極。使豎亥步自北極至于南極云々。

右白石先生手書土肥氏所藏走筆寫之

文政三年庚辰竹醉日後七十二翁覃書

覃按。甲辰者。蓋享保九年甲辰也。其讀仁德帝紀而曰。人君務財。天下之不仁莫甚焉。似譏一時新政也。不知痴人夢中如何々々。

增訂一話一言卷四十一終

增訂一話一言卷四十二

○皇帝勅諭日本國王源道義書

皇帝勅諭日本國王源道義。朕誕撫萬方。愛養黎庶。一視同仁。無間彼此。咸欲其無寇攘災沴之虞。無飢寒疾疢之苦。老者得養。幼者得息。暨鳥獸魚鼈。飛走蠕動。跂行喙息之類。咸欲其生遂。此

上天之道。仁政之大也。故四方萬國之來庭者。諄諄誨諭。欲其上順

天心。保恤生靈。惟王資性温淳。敦厚周愼。惠和膚敏。恭儉慈仁。聰明特達。而賢聲素彰。律己愛民。而善道益著。奉藩守職。欽承罔違。昔者海寇攘竊。肆虐邊隅。彼此爲梗。民罹其殃。朕命王殄滅之。以除蟊蠹。王即發兵掩捕。破其舟艦。戮其黨與。擒其首賊。遣入繫送來京。而渠魁遠竄。海島偸息。鯨波魚蝦。出沒莫適其鄉。舟楫猝不能及。鋒鏑猝不能加。施之以德。不能以懷。動之以威。不能使畏。王乃晝夜謀思。至忘寢食。四出追襲。百計以擒之。茲焉遣使上表。獻俘于庭。詞意懇惻。衷情溢見。朕覽讀再三。甚深慰

悅。嘉歎不已。王之忠誠。可以貫金石、可以通
神明。允合
天心。式慰朕望。自今海隅肅清。居民無警。得以安其所樂。雞豚狗彘。舉得其寧者。皆王之功也。眷玆偉績。寤寐不忘。臨風顧懷。良切于中。夫治天下國家者。能體天地生物之心。去災捍患。使天下國家大安。萬民熙皞。功莫大焉。則
天心悅豫。使享有無窮之福。子子孫孫。不替益盛。此爲善之報。理固然也。王之修身體道。樂善不倦。昭令德於東鄙。播芳譽於中國。垂光靑史。與天地悠久。誠所謂賢人君子。有志大丈夫哉。日本自有國以來。如王之賢達者。蓋未之有也。自古賢者無不好善。而好善者無不蒙福。王之好善。則必享有福祿。永永無窮矣。玆遣人以勅諭王。申以寵賚。用致朕嘉獎之意。王懋膺隆眷。體朕至懷。故諭。

永樂五年五月二十六日

三寸五分
三寸四分
勅命
永樂五年
之寶

○鄭成功書簡

明延平王鄭成功（賜號國姓爺）ガ自筆ノ書簡長崎ニ仕スル弟ノ七左衛門（始ノ名次郎左衛門ト云）ヘ贈リ候寫並七左衛門公儀ヘ願候訴狀ノ寫（寬文五年借抄于冬胡支承）

我年來與虜征戰。虜被殺不可勝計。今年五月間。復大殺虜兵。滿洲眞虜斬殺已盡。自虜入中國。未有如是挫敗者。虜甚驚怕。自請割地求和。中國在我掌中矣。吾　弟能不加額否。緣我日事戰爭。無一暇晷。今年失寄銀兩付用。中懷歉々。玆敵東來船。即寄來銀五百兩。吾弟可察入收用。極欲致敬　國王。以虜氣未灰。道途阻梗。無處可辨大禮物件若微物致意。恐非我大體面。故未有以相將。今虜已乞和。容來日購求以奉。想　國王必能諒之。丑叔來船被火。　國王率衆奔救。及造船等之事。我感在五中。自當稱謝。親誼遠睽。懷念情殷。來札有如面晤。因鴻附問。不盡依々。此達。

名具正幅
左沖

東洋（日本船ノオクリキン）牌餉銀原定伍百兩。客商請給。須照額輸納。吾　弟受其實惠。方可給與。切不可爲商人所瞞。

短少餉額也。已即發給十牌壹張。寄交省官處。可
就彼對領。徃我務方般 餘不之及 此札。

名　具　正

五月初七日申時沖

東洋船牌。應納餉銀。大者貳千壹 千兩。小者亦
納餉銀伍百兩。俱有定例。週年一換其發船之商。
須察船之大小。照例納餉銀與 弟。切不可爲所賣。
聽其短少。不 有分。着汛守兵丁地方官盤驗。遇
有無牌及舊牌之船貨。船沒官。船主 拏解。玆
汪雲升一船。係拾年以前所給舊牌。已經地方官盤
驗解報 接吾 弟來字。特破例從寬免議。但以後
不可將舊牌發船。恐遇汛守之兵。船貨即時撤去。
斷難追還。其悞事不小。切宜愼之。所請新牌。即
着換給。交汪雲升領去。如此小吾 弟餉銀。後年
再不給發也。此札。

名　具　正

六月十二日巳時沖

乍恐謹而御訴訟

一私儀於 町七左衛門と申者にて東寧鄭國姓爺之弟
當錦舍爲には叔父に而御座候私先年は母一所に平
戸に住居仕候其刻鄭一官並兄國姓爺儀は大明泉州
と申所に住居仕候然處に當所西中町銀吹七官と申
者存生之刻私母儀泉州呼度由父一官國姓爺兩手前
より度々頼申越候に付右七官方より秋田屋庄五郎
と申者を迎に平戸へ差越申候就夫母私を召連御
當地へ罷越候て一官父子より母を呼申段慥に承
屆候其刻私拾歳罷成候故捨置隔遠海泉州へ罷渡り
候事難儀之由母申遣候へば其翌年弟七左衛門幼稚
候へば難見捨由仰遣され候儀尤存候併七左衛門爲
には猶以來親にて候へば如何樣にも私可存候壹人
之弟にて候へば母之仰違背仕間敷由申越候處私十
六歳之刻は母達而樣に國姓爺申越候故母も返事仕
兼國姓爺より數年色々申越候へ共其方を不便に存
無爲方不罷渡候然共今度は成間敷と返事致候はゞ
其方立身可難成と存候當分母子之別を悲しみ候て
も末々其方爲に不宜候間縱罷渡り我身は如何樣に
成候共
御公儀樣被爲成　御赦免候は可罷渡と返事可致由
私へ言聞せ國姓爺方へ右之趣申遣候　御奉行馬場
三郎左衛門樣御代にて右翌年に國姓爺手前より御

訴訟申上候然は被爲成　御赦免三十年餘以前四月十五日泉州へ罷渡候に付其方成長致候砌　御當地へ國姓爺差渡候船々より銀子五百貫目請取渡世可致候此事泉州にて國姓爺へ具に可申渡候と母申船に乘申候御事

一母儀泉州へ着岸仕候て私身體之儀國姓爺へ申渡候に付國姓爺を惣領と思はれ幼稚之七左衞門を　日本へ留置罷渡られ候上は母之仰を毛頭向背仕間敷と提請合申候由國姓爺幷母兩手前より私方へ具に申越候其年之九月廿九日泉州に大敵發向いたし國姓爺居城を攻申候處難防厦門と申所へ母落行候を被虜候に付賤敵之手に渡り可被討果事心外に存自害致候國姓爺母之遺言を相守翌年より當分爲粮銀少之音物八九年差渡申候其以後家來助爺と申者に國姓爺申付壹ヶ年金子五貫目宛拾貳ヶ年之間助爺手代ども方より我等請取申候御事

一右之通に母討死仕候は承屆親之敵と申兄之敵にて不一方大敵に御座候得ば一度泉州へ罷渡國姓爺之馬之口に付添母並兄之大敵を討亡申度念願にて數年御訴訟申上候に付御奉行樣私も國姓爺へ書簡遣申樣にと御座候就夫節々書簡差遣し候得共一圓屆不申候其子細は御當地にて國姓爺船頭共咎多く御座候に付私之御訴訟相叶泉州へ罷渡り候は船頭共身持之儀則國姓爺に告知らせ可申候然則皆之者如何と船頭中申合屆不申候依然國姓爺より私儀被爲成御渡候樣御訴訟不申上候に付不罷渡于今殘念至極御座候右之仕合にて御座候へば其比國姓爺方へ母遺言之噂不申入候所拾五年以來於東寧國姓爺病死仕候存生之刻兼て私儀錦舍方へ國姓爺申聞置候に付相果申候以後錦舍國姓爺遺言を相守り渡爲相續之旨申壹ヶ年銀子貳拾貫宛去年迄十三ヶ年請取申候御事

一國姓爺相果候刻は錦舍並家來之助爺も一所に厦門と申所に罷居父病死之儀錦舍義不存候然處國姓爺相果候以後家來助爺企謀叛錦舍を可討果手立致候を錦舍承屆早速助爺を呼付誅罰仕候此儀を助爺弟亥官承付國姓爺之金銀並荷物等盜取船に積助爺一類不殘福州へ落行候助爺存生之刻兼て船手之役を國姓爺申付候故助爺之手代共渡海自由に致　日本之御地へ渡り銀子大分に預り召置申候是以元來國

姓爺之銀子にて御座候處に國姓爺をかすめ右之通
に隱置申候助爺一類共に初致逃脱候刻助爺家來之
者共徐々降參仕候此者共助爺存生之砌り日本へ預
ケ置候銀高書付錦舍之方へ差渡申候依然御當地に
錦舍手前より乍憚節々使者を奉進候御事
一拾貳年以前に錦舍差渡申候使者蔡政と申者にて御
座候　御奉行所島田久太郎様より西中町銀吹新七
郎所へ被仰付候此蔡政右預銀之御訴訟申上候間宜
被爲　聞召出銀子被爲成御渡候者其内を五百貫目
叔父七左衛門方へ可相渡之旨錦舍堅申付候之由蔡
政私へ申届候則蔡政之宿右新七郎共に承届申候御
事
一錦舍去年四月に泉州へ罷渡予今居付申候右に致逐
電候助爺手代襲三娘去年罷出　日本之御地に大分
之銀子國姓爺へ密々にて私共預り召置申候此銀子
受取差上可申と降參仕候大敵之家來共に御座候得
共錦舍差赦召仕候御事
一右三娘熊官二人之者共去夏御當地へ罷渡候其先に
着津仕候錦舍手之船頭々之勝娘と其外之船頭共寄
合仕預銀被爲成　御渡候共此内五百貫目之銀子叔
父七左衛門方へ渡申間敷と言合書簡を認助爺孫よ
り之書簡と申弁證文差上申候へと貳人之者とも方
無恙銀子被爲成　御渡候刻銀子請取之證文に右船
頭頭之勝娘判形仕差上申候勝娘支配致錦舍手之船
に積歸唐仕候御事
一日本之御地にてさへ謀計を企虛言を申上候者共に
て候へば泉州錦舍前にて以之外讒言致し候に付錦
舍書簡を以年々銀子貳貫目宛續申候處に當年は貳
貫目銀も遣し不申私前々ゟ借銀大分に御座候然上
錦舍ゟ續不致候に付當時妻子之孚不罷成候故不
及力家屋敷を沽却仕候此先は稚女子共を引連路頭
に立可申仕合無爲方難儀此事に御座候錦舍儀は近
年於在國殊外仕合能御座候剩去年は御當地にて大
分之銀子請取申候處賤下に申傳候詞を錦舍致承引
伯母并父之存思を忘候て壹人之叔父と不通に罷成
候事淺猿心底にて御座候乍憚從　日本之御地渡海
も罷成申儀に御座候はゝ私相渡り諸事鬱憤を申晴
度是耳奉存候誠私身不勝に候へ共錦舍叔父にて御
座候に右之躰にて零落致候ては先祖母并兄之名如
何敷存候殊に母并國姓爺代々之遺言五百貫目其紛

無御座候丗儀は泉州にて討死仕候處に伯母并父國姓爺之遺言を錦舍違背仕候へば不奉顧恐御訴訟申上候從御慈悲之御上私及困窮候通被爲　聞召五百貫目之銀子錦舍船頭共へ被爲　仰付被爲下候は私子々孫々迄被爲成　御赦候旨偏難有可奉存上候以上

延寶四年　　　　　　令町

辰九月　　　　　　田川七左衛門

進上

兩御奉行所樣

右桂山彩巖所記

文政元年戊寅臘月十九日鈴木猶人寫來

○壽藏

後漢書六十四列傳五十四

趙岐云々。建安六年卒。先自爲壽藏。圖季札子產晏嬰叔向四像居賓位。又自畫其像居主位。皆爲讚云々。

信充按此事隸釋附圖にも見へたり

註。壽藏。謂塚壙也。稱壽者。取其久遠之意也。猶如壽宮壽器之類云云。

○安土山記

杏曰。太山之前雖有山。大海之前雖有水。日域六十六州之一州曰江。江左有山。名曰安土。其山不在高。其名高太山也。蓋夫非山之獨得名。有寛仁大度人居也。劉夢得豈不曰乎。山不在高。有仙則名。水不在深。有龍則靈。夢得之一言。可弁持焉。爾絲之崎嶇乎上者。自然金城也。滄波之渺茫乎下者。自然湯池也。自天地開以往。雖有此山。一人無識者矣。葛原帝王的的曾孫。平清盛二十一代之華胄。前右府君者。禁庭補紀。武門棟梁。而實天縱聖武也。先是。天正四年之春。一見此山。便識萬古城地。開闢洪基。權輿于此矣。力士星馳揚名　巧匠霧列運斤。則不終三年。而其功大成矣。潜慮夫數百丈之石壁。千萬間大厦。何翅力士之力巧匠之巧乎。唯流出府君之一胸襟而已。目機之所明。意匠之所巧。離婁之明。公輸子之巧。不可跂而及者也。峻宇高之凌碧虚者。極夜摩都史之兆麓兮。直欄横檻之聳翠崖者。盡秦樓魏闕之華美兮。布地碶礒者。承露內潤。葺屋兎凳者。帶霜外光。西湖月之上玉階者。供府君之夜遊也。南浦雲之飛畫棟者。備府君之朝吟也。颯々松風。動金鈴。磬呼萬歳山耶。紛々白雪之映珠簾。影含千秋聰耶。

權門貴戶之闡山口然也。遠水鱗萃也。盡是無不丹漆黝堊。寶塔之突兀出林間者、疑繪遠寺。釣艇之丿乀浮蘆邊者。怪圖歸帆。瀟湘十里風景。嘉陵三百里山水。不可同日語焉。英雄豪傑之擁纈鞍。出入于相府。貴介公子之纖錦衵。往還于官途。爭紅華紅葉色也。億兆民之富而驕者。鐘鳴鼎食之家也。見者反目駭汗。聞者拍手賞嘆矣。江南白鷗懷惠古間。江南梅華被化含笑。信及豚魚。威知艸木。當此時。市人歌于市。野老抃于野。行者遜路。耕者遜畔。雖堯舜民文武民。不可讓焉。加旃起王道衰。修神社佛閣之破、續斷橋平嶮路。是故四夷獻貢來復焉、八蠻解辮服膺焉、或臂俊鷹。求臣乎其幕下、或上良馬。請將乎其麾下。吁策勳偉矣、鳳凰呈瑞　麒麟呈祥者、非今時何時乎。向所謂太山之前難爲山。天下人亦將曰安土山之前難爲山。野衲雖蓬衡甘品散兩委、管見此山。豈不感慨乎。卒綴卑詞者八韻、述盛舉之萬乙。伏乞笑覽。

六十扶桑第一山。老松積翠白雲間。宮高大似阿房殿。城險固於函谷關。若不唐虞治天下。必應梵釋出人間。蓬萊三萬里仙境。晉與寬仁永保顏。石壁嵯峨三百尺。野僧只恨不窮巓。玉樓金殿秀雲上。碧瓦朱甍輝日邊。帝釋梵王疑在地、夜摩兜率怪離天。山名安土太平兆。武運先知億萬年。

岐下沙門南化

○煙筒銘

唐堂集卷之二十四

煙筒銘　　清華亭黃之雋石牧

此嘗草食火飛灰之管。盤古以來見者罕、今世耽之逝不返。嗚呼酒有尊飲有器、

○煙戒

歷驗老壽、無喫煙者、作此自戒。

幼孩所見、折蘆爲筒、捲紙於首、納煙於中。或就火吸。忽若中風。閉睫流涎、謂醉之功、久而盛行、徧種斯草。曬葉剉絲。匪甘匪飽。銅竹鏤工。荷囊製巧。纓辮橫銜。脂鬢斜鼓。吾獨違衆。誓不沾牙。嫉如治葛、（食之立死。見朝野僉載。又本草經作野葛。即鉤吻。）譬若顛茄（南粤間有草。結實如小毬。俗名顛茄。服之則心狂。見賢奕編。）有里前輩、獨予褒嘉、不逐流俗、非君子耶。逮三十五。暨陽舟次。歲暮曉寒。擁衾不寐。卯友津々。日煖且醉。遽喪其守、索而嘗試。入唇三噏。啓齒一呼。四肢軟美。八脈敷舒。相遇恨晚。大智若愚。四十餘載。尋刻必需。亦潤文心。亦綿詩力。思之不置。棄之可惜、如惑狐媚、如蠱妖色。一朝覺寤、恐

爲殘賊。昔韓尙書。嗜酒與煙。不得已去。二者何先。答曰。去酒。佳話流傳。事載分甘餘話。曩予附和。今不謂然。咽喉寸隙。食草吞火。非獸非鬼。奚顧之衆。熏舌尙可。焚腸殺我。老耄作戒。銘諸座左。唐堂集續卷之四

○濃茶薄茶之式

風爐爐濃茶之式

水指茶入飾置　茶盌持右手添ル也持左ノ出テ据リ左ニテ假座ニ置右ニテ茶入右ヘヨセ左ニテ茶盌取右ヘ持直組合爐ノトキハ茶盌左ニテ取右ヲ添又左ニテ組合　水建ヘ蓋置入柄杓掛左ニテ持出居リ建水膝頭ノ通リヘヲキ左ニテ柄杓取カマヘ蓋ヲキ取小板左ノ角少シ放シ置爐ノトキハフタチキ持廻リ爐フチノ右疊ノヘリヨリ疊ノ目三ツ目ヘ置〇汲物ノ蓋ナキハ柄杓左ニテ取少シ上ゲテフタナキ右ニテ取柄内ガウナハヅシコボシヘ出置持廻リ扱イ定壁ヘナク柄杓ニテ引禮△建水少シ出ス曲水建ノトキハトヂメ客附ニシテ出此處ニテトヂメチ壁ノ方ヘ廻ス　△住居直ス△茶盌右ニテ取左ソヘ持直シ右ニテ向ヘ置爐ニテハ左ニテ取右ヘ持向ヘナク　△右ニテ茶入取前ヘ置左ニテ押ヘ右ニテ紐トキ引手ヲ仰向ケ左右ニテ茶入右ヘ廻シワナヲ直シ右ニテ押ヘ左ニテ紐引出シ袋ノ口向ヲユルメ手前ヲユルメ左右ノ紐直シ右ニテ上ヨリ取上左ヘウケ持右ニテ袋ノ口向ヲ明ケ手前ヲ明ケ茶入取左ニ袋持居茶入前置袋ノ口延シ返シトンボウ頭右ニシテ風爐ト水指ノ間建水ノ先ヘナク　△帛左ニテ腰ヨリ取竹ヲ二枚重子取左ヲ配内ヲ外ニシテ三隅ハライ四隅目ノシ右ノ人サシ指ハナシ角ト角ヲ持居ハラウ音アリテヨシ〇帛ノ隅ヘ親ユビ又ハ人サシ指ヲ入ルト覺タルハ惡シ右上ケ左下ケ左ニテ三ツニタヽミ中ヨリ折此時身ノ眞中ヘ持來ル右ノ指先ニテ折又左ノ方ヨリ折右ニ持人サシ指ビヌキヒザノ上ヘ引左ニテ茶入取フタ向手前トフキ脇ヲ右廻シニ拭フクサ持直シ下ヘ少拭心持ニシテ帛膝ノ上ヘ引茶入水指ノ前左ヘ置爐ハ爐フチノ左角ト水指トノ間筋違ニ水指ノ方ヘヨセ置〇巢ノ有フタノ茶入ハ初巢ヘ入トキ巢ナ右ニシテ入置始終右ニ成ヤウニ扱爐ハ初ヨリ左ニシテ始終左ニ成ヤウニ扱　帛タヽミ直シ左ノ掌ヘ持茶杓取帛ノ上ヘ持來リ帛ヲ折掛ル卅茶杓廻スカイ先仰向ニシテ向ヘ一ペン拭茶杓少シスヂカヘ脇ヲ拭又平ニ拭イ先シカト拭帛口明ケ茶杓茶入ノフタ巢ノナキ方ヘ掛茶筌取ヲキ合爐風呂共ニ茶入ノ右也　帛右ヘ取トキ向ヘ折返シ水指眞蓋ノ手前ノ方二ツ拭共蓋ハ不拭　帛取直シ腰ヘ付ル茶巾取水指ノフタヘ置茶巾二ツニ折右前ニ成夫チ眞中ヨリ二ツニ折又二ツニ折又少シ折入置　△茶盌手前ヘヨセ柄杓右ニテ取左ヘウツシ節ノ一寸程ノ所持カマヘ釜ノ蓋取柄杓右ヘ持此時左ノ指節ノ向一寸ホド先ヘクバル湯ヲ汲茶盌ヘ入柄杓釜ノフチヘ少スヂカイニ置引柄杓置柄杓切柄杓ノ三段有何レニテモ〇爐

（一トキハ湯ヲ入レヒシヤク左ニ置マヘ釜ノフタヲシメル是ヲ中ツトニ云ナリ）茶筌取茶ワンヘ入左ノ手ニテ少シカタムケ茶セントウシ三度（茶セン三度共ニ押ツケ湯ニヒタシ）アトサワ〻ト立手前ヨリ向ヘ廻スキ出シ元ノ如ク置合ル茶ワン右ニテ取左ヘ移シ湯コボス右ニテ茶巾取入眞中ノ折ヲ大指下ニシテ取フリカヘ手前ヲ向ニシテフチヘ掛三度廻シナガラ拭茶巾中ヘ入（此トキ眞中ノ折目ニ成）摘ミ左ヲ拭右ノ方中ト拭置右ヘ茶盌持下ニ置茶巾取釜ノ蓋ヘ置（爐ノトキハ水指ノ蓋ヘチク）茶杓取茶入取蓋ヲ取茶盌ノ右ヱ置（耳ノ有茶入ナレハ廻シテ茶チクム）茶ヲ入ホドキ茶杓ニ付タル茶ヲ茶ワンノ緣ニテハタキ茶杓茶ワンノフチ右ヘヨセ掛ヲキ（耳ノ有茶入此處ニテ初ノ如クナサス）蓋ヲシテ元ノ座ヘヲキ茶杓取左ソヘ持直シ（持ナヲシ又ハタキタル儘直ニカケテモヨシ）茶入ノ蓋ヘカケ水指ノフタ取左ニテツマミカヘシ右ニ取水指ノ左ニ立掛ル△柄杓上ヨリ取左ソヱ持直シ水ヲ釜ヘサシスグニ湯ヲ汲入（爐ハ水ハサヽズスグニ湯ヲクム）少湯ヲ釜ヘ戻シ柄杓元ノゴトク掛ヲク△茶筌取點ス茶セン中ヨリヌキ元ノ如ク置右ニテ茶盌取左ヘウケ吞口廻シ右ニテ出フクサヽバキタ、ミ折目客付ト茶ワンノ方ヱ向ケ出ス△上客茶盌ノ側ヘヨリフクサトリ茶ワンノセ本坐茶ワン下ニヲキフクサ折目茶ワンノ方ト下前ヘシテ惣禮有フクサ取茶ワンノセ戴キ飲△主角カケ上客ヘ向居（爐ニハヒシヤク釜ノフタニ杓コボヘカケル但カウチハヅスフタナキ取建水ノ次ヘ置客ヘ眞向ニシテ居）長坐飲トキ主點ジ前ヘ向（爐ニテハ點ジ前ニ直リ蓋ナキ左ニテ取右ニテ元ノ坐ヘナキ）柄杓取水指ス黙茶巾シボル歎（左ニテ柄杓取カマヘ釜ノフタ取柄杓ニハ茶巾取釜ノフタヘナキ右ニテ水指ノ蓋取左ニテ卓ツマミ水指ノ方ヘ成ヤウニシテ立カケ）置△帛茶盌カヱラハ帛取折直シ膝ヘ附ル茶ワン右ニテ取吞口手前ニシテ下ニ置惣禮（中仕舞ノトキ投初ノフタチキアツカイテモ投ナシ）（スヽモ也）△湯一ツ入右ニテ取左ヘウツシコボス右ニテ前ニ置客ヨリ仕廻ノアイサツ有請テ柄杓上ヨリ取持直シ水ヲ汲入茶セン取サハ〻〻トソ、ギ茶ワン左ニテ少シカタムケ茶筌トウシ三度（初ト逆茶セン押ツケズ）跡サワ〻〻ト立向ヘ廻茶筌元ノ坐ヘヲキ右ニテ茶盌元左ニテ水建右ニテ下ニ置茶巾入茶セン右ニテ取左ソヘムスビ目ヲ上ニシテ茶ワンヱ入茶杓取建水ノフチ左ニテヲサヘ茶杓ハタキ右ノ膝ノ上ヘ手ヲ引左ニテ建少引帛左ニテ腰ヨリ取茶杓持チナガラ初ノ如クサバキ茶杓拭事初ノ通仕廻ニカイ先拭右ノ手少下ヘ廻シ左ノ方ヘ廻シウツムケ茶ワンヘ掛帛ニ茶附タルトキハ建水ノ上ニテ右ノ手ニテハタク帛仕廻腰ヘ附ル（フクサノ茶チハタキ帛）（持ツハ建水此時引テモヨシ）茶入取初組合ノ坐ヘ置茶ワン右ニテ取左ヲソヘ右ニテ元ノ座ヘ組合ル（爐ハ左ノ手ニテ組合ル）柄杓上ヨリ

取持直シ水ヲ釜ヘサシ柄杓左ニカマヘ釜ノ蓋シメ柄杓引右ニテ水指ノフタヲ取左ニ持右ニテツマミ取フタヲシメル△客ヨリ道具好ム受テ柄杓取左ニテ建水ヘカウヲハヅシウツウケ掛蓋ヲキ右ニテ取左ニテ建水ノ跡ヘ置爐ニテハ柄杓タヽミ蓋置持兩器ノ前ヘ向○袋建水ノ先ニ有トキハ此處ニテ建水ノ次ヘ配ル茶ワン右ニテ取左ニテ假座ヘ置假ノ座セマキトキハ右ノ手ニテ置ニモトシ茶入取角掛爐ハ客ヘ向ニ向フ眞下ニ置帛取サバキ拭事初ノ通帛右ノ膝頭ノ前ヘ置爐ハ右ノ膝頭ハヅミ右ハナキ茶入廻シ菓ヲ客ノ右ニシテ環付通出ス爐ハ菓チ左ニシテ帛取腰ヘ付風爐ヘ向左ニテ茶杓取手前ヘ返シ右ニテ中程ヲ取茶入ノ右ヘ並ベ置爐ニテハ水指ヘ向テ茶杓取袋右ニテトリ口ヲ手前ニシテ底ヲツマミ茶杓ノ次ヘ出ス袋トンボウノ方茶杓ハ向柄杓左ニテ取右ヘ持蓋ヲキ左ニテ取右ヘウツシ三指ニテ持左ニテ建水持立左ヨリ三足引左ヘ廻リ入△出テ茶ワン左ニテ取右ニテ持左ソヘ立右ヨリ三足引右ヘ廻リ入△出テ右ノ手ヨリ出シ水指持立三足引右ヘ廻入△道具返リタルトキ出テ客ヘ向上ウ計禮袋取底向ヘ折茶杓少シ筋カイニ其上ヘノセ特茶入右ニテ取立入也

附薄茶

濃茶スミ茶盌ソヽギ下ニ置客ヨリ直々薄ノ所望有受テ禮茶盌少シ向ヘ出置立△立テ勝手ヨリ菓子持出上坐ヘスヱ入△棗持出スワリ前ニ置帛サバキシテ棗左ニテ取上向手前拭帛少筋違ニ載掌ニテ拭帛ノ下膝ヘ引棗建水ノ脇ニヲキ帛仕廻茶盌引ヨセ湯ヲ入コボシ茶巾取拭茶巾入右ニテ下ニ置茶巾取釜ノ蓋ヘヲキ茶杓取棗取茶ヲ汲入棗元ノ座ヘ置茶杓茶入ヘ掛點ジ出ス客呑内ニ勝手ヘ入烟草盆持出直ニ點前ヘスワリテ客ヘ點出ス此時飾替茶杓客ヨリ茶入好ム好ザルトキハ直ニ飾替取水指ノ右ノフチヘ載茶入ハ手前ヘ取置棗左ニテ上ヨリ取茶入ノ跡ヱヲキ茶杓掛置茶入右ニテ棗ノ跡ヘ置茶盌返リ夫々仕廻事前書濃茶ノ式ニ有リ

薄茶之式

水指持出置風爐ハ右ノ疊チ行引手左ヨリ爐ハ眞中チ行引手左ヨリ棗右茶盌左ニ持出疊チ行「前ニ同棗置茶ワン右ソヘハナシ左ニテ組合棚類ハ茶リン持出假座ニチキ棗棚ヨリチロシ茶盌左ニテ取右ニテ置爐ハ左ニテ茶盌チク柄杓建水持出柄杓左ニカマヘ蓋置右ニテ取小板ノ角ヘヲキ付柄杓引爐ハフタチキ持右ヘヒザチヒラキ廻リ置扱モノヽフタチキハ柄杓左ニテ少上ゲフタチキ右ニテ取柄杓ガウチハツシテ掛チキ蓋チキ左ノ掌ヘ置廻リチキ付ル茶盌取向ヘ置風爐ハ右ノ手爐ハ左ノ手右ニテ棗取前ヘヲキ帛腰ヨリ取右ニテ角取左ヘ手配取サバキタヽミ右ニ持棗脇ヨリ取拭置付帛サバキ左ニ持右ニテ茶杓取拭棗ノ上

ヘヲキ右ニテ茶セン置帛腰ヘ付茶ワン手前ヘヨセ右ニテ柄杓取左ニカマヘ釜ノ蓋取茶巾釜ノ蓋ヘヲキ柄杓持直シ湯汲入柄杓釜ヘ掛茶筌トウシ三ツ茶ワン右ニテ取左ニ持コボシ右ニテ茶巾取茶ワン三ツ内共拭茶ワン前ニヲキ茶巾取釜ノ蓋ヘヲキ右ニテ茶杓取棗取蓋ヲ取茶ワンノ脇右ノ膝頭ノ方ヘヲキ（棗ノ外前ヘ取蓋アリ）茶ヲ汲（茶ハ向ノ方ノ山ヲ汲）茶杓ニテ茶ホドキ茶杓ヲハタキ棗フタヲシテ元ノ座ヘ置茶杓元ノ如ク水指ノ蓋右ニテ取右ニテ置爐ハ左ニテ置柄杓取湯半分程入餘リハ釜ヘ返シ柄杓掛茶セン取リ茶點右ニテ茶ワン取左ソヘ持直右ニテ定坐ヘ出△茶盌返リ右ニテ取前ニヲキ湯入ス、ギコボス客ヨリ仕廻ノアイサツアリ受テ右ニテ茶盌前ニヲキ柄杓上ヨリ取持直シ水汲入柄杓掛茶セントウシ三ツ略シテ二ツニテモヨシ右ニテ茶盌取左ニテコボシ右ニテ前ニヲキ右ニテ茶巾入ル（略シテハ水ナコボシ茶巾取）（茶盌ハ入夫ヨリ前ニチイテモヨシ）右ニテ茶セン取入茶杓コボシヘハタキ左ニテ建水少シ引左ニテ帛取タ、ミ茶杓拭茶ワンヘ掛帛ハタキ（此處ニテ帛左ニ持ナガラコボシ少引テモヨシ）右ニテ棄水指ノ前ヘ置茶盌（凡爐ハ右ニテ取左ソヘハナシ右ニテ組合ル爐ハ右ニテ取左ニテ組合ル）柄杓上ヨリ取持直シ水ヲ汲釜ヘサシ柄杓左ニカマヘ右ニテ釜ノ蓋シテ右ニテ柄杓引水指ノ蓋ヲスル（風爐ハ右ニテ取左ニテ持ナナシ右ニテフタスル爐ハ左ニテ取右ニテスル）右ニテ柄杓ヲ取リクリコシ左ニテフタヲキ取リ右ヘ持チソヘ（爐ハ水指ノ方向）左ニテ建水持チ立左ヨリ足引左ヘ廻リ入出テ兩器（茶ワン右ニテ取左ヘヤツシ棗ナ右ニテ取又兩手ニテ兩器一所ニ取テモ）持チ立右ヨリ引右廻リ入△出テ水指引（右ナリ掛ル）

文政二年己卯五月六日鍛巻書僧齋來　七十一翁

○露地の草履

露地の草履手を以て扱ふ事世に不審する所にて、毎度答ふるに言葉なく候、とかく疑ひ不解趣に候、下に諸の不淨をふれて心に諸の不淨を請ずとは神道のこと草也、先從茶の筵席は別世界と心得可申候、白心淸淨にして寂寞たる所を白露地といふ、此境に遊ぶ人は本來心を具して淨穢の差別なき事を知る、何の淨とか說き何の穢とか說かんといへり、今時草庵の茶は此意味を摸したるもの也、眞似といへども誠心にその功を積時はおのづから白露地に至るべし、故に休居士の壁書にも手水の事專ら心頭をすゝぐと有て手を能洗へども口中を能洒げどもかゝれず候、眞巖和尙羽帚の讃に

茶爐頭上無賓主。拂盡人間名利塵

茶室には人相我相を斷て賓主無二なるをいふ、又人情を省き人欲の私を除き去る五塵六慾皆名利の塵也、この塵を拂ひ盡して六根清淨なる時は汚穢も冒す事あたはず、日月の大千沙界を照して淨穢を厭はざるにひとし。此意を自得せざる時は草履にかぎらず疑ひ多かるべし、又茶の風流もうとく樂しみすくなからん

又

道安の書に路次の草履は扇を以て扱ふ事古實也と有、考るに利休露地草庵の茶事製作以前の事と相見候、然るに道安も古實也と書れかれたるもの歟

きたなしと思ふ心のきたなさよ

本何もなきこゝろならずや　丶丶庵宗無

右己卯初夏應命書寫呈几下

押山安富拜

○江戸金石雜誌 蜀山人書於浪華米屋町僑居未成書

わらはべの翫ぶ難波の希有といふものをみしに、此地の寺社市店につきてめづらしき事を書しるせり、ふるきことしのぶ長き日のすさびに、金石の事をはじめとしてひとつふたつ書つく、近比江戸淺草のものみやこにのぼりしに、みやこ人そこは淺草の雷門の前にすみ給へるやといふ、中々とこたふ、まことや風雷の神には胸乳なしときゝしがいかゞとゝはれて、所にはすみ候へどさだかには覺え侍らずとこたへしもいと口おしく、老のひが覺へもいとはぬなるべし

享和辛酉水無月廿四日　蜀山

淺草寺の鐘

本堂の前の鐘樓の鐘の銘　武藏國豐島郡千束鄉金龍山淺草寺鐘銘とありて至德四年とあり、つねにつく鐘は錢塚辨天の前にありて元祿六年牧野備前守成貞二百兩を寄進して時の鐘とせり

上野の鐘

東叡山の鐘は寛永年中に鑄しには土井大炊頭藤原利勝とありて林道春の銘也、此鐘は深く藏めてつかず、近頃までつきし鐘はわれがねの響ありしを鑄直したり

同大師堂の鐘

大師堂の鐘は願主の名を削りたり、また丶丶丶（大猷院殿 ケヅリアト）尊前とあり。けづりし名は慈眼大師ともありしかしら

ず、けづりしあと見ゆるし

増上寺の鐘

鐘の乳なし、故にいぼなしといふ、八ッ七分をつく鐘也、鐘のあつさ扇だけあり、大につけば芝浦の漁獵なしとて小音につく也、されどそのうなる聲江戸中にひゞく也

石町の鐘

石町の鐘は昔し安宅丸の舟の中にありし鐘を市中に下されしを火災にやけて今は寶永年中に鑄直せし也

法明寺の鐘

雜司谷法明寺の鐘は年號未詳、めぐりに算盤升曲尺を鑄つけたり、法明寺は威光山と云東鑑の威光山なるべし、賴朝の鶴牧田あり

竹之丞寺の鐘

本所六ッ目自照院は二代目市村竹之丞出家して權大僧都智盛となり開基せし寺也、鐘の面背に南無阿彌陀佛南無妙法蓮華經を鑄たり、四面に歌舞妓役者幕引木戸番の名をほりつけたり

養福寺の鐘

日暮里補陀山養福寺の鐘の銘にすてがなをほりつけたるものなかし、みづからもよく／＼讀にくかるべきと思ひしにや

鑄華鯨工ニテ

東長寺の鐘

大久保久能町かめわり坂俗名の東四谷自證院の西に靈龜山東長寺といふ禪寺あり、此鐘の撞木のあたる所に舟のろかいを鑄つけたり、いかなる事ぞと住僧にとふに衆生濟度のため也とぞ

深草元政鐘銘

赤坂圓通寺法花宗の鐘の銘十二支の名を頭におきて書しは艸山集にみゆ、今は燒て惡筆にて法名の中へ交へてきりつけたり、俗惡みるにたへず、谷中大乘寺法花宗の鐘銘かきし事身延紀行にみゆたれば行てみしにこれも燒てもとのすがたにあらず

隱元禪師草書の鐘銘

駒込土物店白華山養源寺の鐘は萬治年中の銘にて隱元禪師の草書を双鉤してほれり

惠光比丘の鐘銘

牛込山伏町常敎寺淨土眞宗中派の鐘銘は寛文年中惠光比丘の銘也、惠光比丘は元亨釋書を注せし人也

入見友元の鐘銘

千駄谷寂光寺の鐘銘は貞享年中竹洞野節とあり、人見友元の事なり

下河邊行平奉納の金口

建久年中下河邊行平の奉納せし金口（ワニグチ）芝烏森稲荷にあり

信玄の塔

武田信玄の塔といふもの深川海福寺にあり

光孝天皇御陵の石燈籠

麻布廣尾天現寺に光孝天皇御陵の石燈籠といひ傳へしあり

涅槃石

麻布なだれといふ所の一寺に涅槃石あり、涅槃の像を彫たり、増上寺廿四日御廟の涅槃石影向石は吉岡因幡老年にて妙工を盡したれども、平人の見るべきにあらず

夜叉神

青山長者が丸普陀山長谷寺に夜叉神といへる鬼形の石のたてるあり、もとは青山百人町細井文三郎（九皐と號す廣澤の子）の庭にありしもの也

松化石

池上本門寺の堂前にあり、日顕上人の石をたてゝ松化石としるせり

牛石

小石川牛天神の側網干坂にあり、横に臥して大きなる石也

駒留石

本所駒留橋の道の中にあり

烏石

品川鈴が森の神社の前にあり白く大きなる石に黒く烏の形あり、もとは鷹石とて赤羽橋のわきあるやしきの垣根にありしを、烏石山人の此所にうつせしと云

夫婦の石の像

夫は上下をき婦は打かけしたる形の石の像本所中之郷の石屋のみせの側にありむかしあつらへしものありてとりに來らずと云

市谷の石

市谷田町石屋の黒ぼくの石大きなるが一つ御堀端にあり、もとは二つありて一つは蜂の巣のごとくなる

穴ありしがみゑず、今一つうれのこりて賣れず、或云淺野内匠頭やしきの石也と

駒塲の石

駒が原長谷川久三郎下屋敷の角に細長き石たてり、竹を以て籠にして入れ置也、これは享保の比駒が原御成の時御目にとまりし故也と云

最明寺の塔

最明寺の石塔は品川海晏寺門内にあり

齋藤別當實盛の塔

橋場法源寺にあり、法源寺はもと保元寺と書て古き寺也と云

小町の塔

淺草傳法院の内にあり、又水戸公の上屋敷にもあり、又飯田町櫻井家庄之助の庭にもあり、小町の石の手水鉢といふものあり

住吉の手水鉢

神田明神本社のうしろに住吉の手水鉢といふものあり、むかしあるもの圍ひの庭に置しが祟(タヽリ)ありし故こゝにおさむ

靈驗石

駒込千駄木に專念寺といふ淨土宗の寺あり、地藏堂に靈驗石あり

影向石

瀧の川窟屋辨天の宮にあり、これ盛衰記などにある瀧の川松橋といふ所也、松橋辨天と云長門本平家物語寫本などに松橋を板橋と書あやまれり

○芝愛宕山毘沙門天使者の式白子屋素全所記

毎年正月三日晝頃鐘樓之鐘鳴候得ば本堂より出きたる若き男、麻上下を着し頭に正月の飾ものさまざまを兜の如く着なし、大太刀をさし雷木をさし、添柄の長き大杓子を右につき、僕一人黑もめん布子に釘貫の紋大きく紙にて附、是も雷木をさし主従とも顏に紅粉をぬり立いたく酒に醉たるを大勢手を引腰をかゝへ仁王門より男坂を連下る、使者は高き足駄をはき僕は素足なれども、けはしき石段中々獨して行がたければなるべし

此使者を勤る若は山内の茶屋にてとくよりも本堂にて酒盛あり醉たるうへにて立出る顏つきあまのじやくとも見つへき大まじめ也

やがて別當の玄關に至りてゝ立杓子を敷臺へはたとつき、聲高らかに物もうといひ入れば、取次の大勢上下にてどうれと同音に出むかへば毘沙門天よりの使者と申せば、いざ／＼御通りとてよろめくをともなひ、中庭の橋をわたりて奥座敷を見れば、上座に別當圓福寺左右に乘僧座をつらねみな／＼膳部をひかへ居たり、御入口に杓子をつきたちはだかり大音にて

罷出たる者は毘沙門天の使者也、院家役者を始として地中の面々長屋の所化ども勝手諸役人に至まで古參は六盃新參は九盃たのみやれ／＼たのみやらぬに於ては此持たる杓子で招き申が返答はなんとでござる

一繭挨拶して古例のごとくいづれもたべます御使者御苦勞でござるたかへりなされといへば

しからばかへり申とてもとのごとく玄關にかゝり足駄をはき杓子をつき大勢つき添ひて男坂を本堂へかへり入なり

○江府十組諸問屋十仲間ト云

一河岸組	本船町	油問屋並綿
一綿店組	大傳馬町壹丁目二丁目	綿問屋
一表店組	日本橋南壹丁目二丁・四丁目	疊表問屋
一塗物店組	日本橋北壹丁目	塗物問屋
一釘店組	日本橋北諸大門通	釘鐵問屋
一通町組	神田より京橋迄或本石町通油町	小間物問屋其外入組
一內店組	本石町四丁目	絹布問屋
一藥種店組	本町三丁目	藥種問屋
一紙店組	本町四丁目或大傳馬町	紙問屋
一酒店組	南傳馬町吳服町五郎兵衛町瀨戶物町伊勢町	酒問屋

右行事二ヶ月宛右之順番に勤る又三極印といふあり島極印綿油表極印疊表横極印ぬり物是は上方出船の節廻船之舟足を改め打たる印なり入船之節十仲間より改之

但公邊の役にてはなし仲間役也

右享保二十年卯正月菊岡沾涼作續江戸砂子温故

名鑑志にあり
文化十四年五月開板

色油問屋	三人
糸問屋	貳拾壹人
鐵問屋	貳拾人
人參三臟圓問屋	壹人
干鰯〆粕魚油問屋	拾五人
通町組 小間物諸色問屋	拾貳人
茶問屋	貳拾八人
塗物問屋 大傳馬町二番組	貳拾六人
白粉紅問屋	拾貳人
奥川船積問屋	三拾五人
[illegible]紬問屋	四拾人
綿打道具問屋	四拾七人
茅町組雛人形手遊問屋	拾四人
紙問屋	四拾七人
鰹節鹽干肴問屋	三拾四人
疊表問屋	三拾七人
煙草問屋	四拾壹人
竹皮問屋	拾壹人
草履問屋	拾人
鍋釜問屋	三拾六人
打物問屋	拾六人
下リ綿問屋	拾人
下リ傘問屋	百拾三人
繰綿問屋	七拾人
下リ蠟燭問屋	貳拾五人
下リ酒問屋	三拾八人
釘鐵銅物問屋	六拾五人
下リ素麺問屋	拾四人
藥種問屋	貳拾六人
眞綿問屋	三拾三人
丸合[illegible]問屋	貳拾壹人
丸合小間物問屋	三拾六人
丸合扇問屋	六人
丸合墨筆問屋	拾八人
同新組問屋	貳拾壹人
同煙管問屋	拾貳人
船具問屋	八人
古手問屋	拾三人

江州城州 名茶問屋	三拾人
呉服問屋	五拾五人
大傳馬町組 藥種問屋	貳拾五人
扇問屋	拾六人
明樽問屋	五拾五人
藍玉問屋	三拾八人
大坂旅人足袋屋	旅宿八軒三拾貳人
麻苧問屋	七拾軒
三拾軒組 下りらうそく問屋	貳拾貳人
生布海苔苧麻苆 仲間	三拾八人
水油問屋	貳拾壹人
水油仲買	八十五人
鹽問屋	四人
下り鹽仲買問屋	貳拾壹人
繪具染草問屋	七拾參人
飛脚問屋	壹人
菱垣廻船問屋	三人
木綿問屋	四拾四人
瀬戸物問屋	三拾六人
線香問屋	五拾九人
雪踏問屋	三拾七人
醤油酢問屋	八拾五人
錫鉛問屋	拾人
菅笠問屋	九人

一親元日記文明五年十一月廿九日條云

紙問丸九郎三郎光以

西國紙商人問屋事祖父孝顧以來（下略）

一佃島住吉明神境内加茂季鷹作碑云

元祿七年（中略）商人を十組に分ちて云々

右甚太夫抄出

○宮城野忍報讎の實說（半日閑話四卷參照）

仙臺より詩參候敵討之事

松平陸奥守樣御家老片倉小十郎殿知行所之内足立村百姓四郎左衞門と申者去る享保三戌年白石と申所にて小十郎殿劒術之師に田邊志摩と申知行千石取候仁在之候に行逢踏次之供廻りを破り候とて及口論候四郎左衞門を志摩打捨被申候此節四郎左衞門に貳人之女子あり姉十一歲妹八歲早速に領内を立退仙臺に致住居罷在候而陸奥守樣劒術之師に瀧本傳八郎殿と申方へ兄弟共に奉公に罷出忍び〳〵に劒術を見習六ヶ

年之間劔術致修行候或時女部屋に木刀之聲頻に聞へ申候間傳八郎不審に被存伺見られ候處右之二女劔術稽古仕候樣子に候傳八郎子細を尋被申候得ば報讐之心入之由物語申候に付傳八郎感心不淺此か爲以修行致させ密々に秘傳申聞され候由高千石今度御加增二千石瀧本傳八郎名を土佐と改む右之次第は當春陸奥守樣へ彼貳人の女が寸志を遂させ度と御願被申上候に付右敵田邊志摩と御引合仙臺之內白鳥大明神の社前宮の吽と申處に矢來を結ひ當卯之三月双方立合勝負被仰付候仙臺御家中衆警固撿分在之候兄弟志摩と數刻打合貳人替る〴〵相戰候て無程志摩を袈裟切に切付申候姉走り懸り留めをさし申候殿樣御機嫌不斜此女子共家中之娘に可給と被仰出候處二女共に堅く御辭退申上候て御請を不申父之敵志摩を打候事元より罪不遁候願は如何樣共御仕置に被仰付被下候樣に申上候得ば猶以皆々感心之上瀧本氏二女に向ひ委細樣子を申聞候殊に太守之御意を違背可申にあらず某も時に有人たり劔術之指南之恩彼是以て我申義とそむくべからずと被申候得ば漸了簡に隨ひ納得仕候依之御家老高三万石伊達安房守へ姉娘を引取候て當年十六歲高不知大小路權九郎殿妹娘を引取候て手厚養生被仰付候當年十二歲（月堂見聞錄）

覃按是俗所謂宮城野忍の事なるべし此說實事なれば井上蘭臺の姉妹復讐の文は虛說ならん

〇草履打の實說

三月廿七日（イニ享保九年甲辰四月三日トアリ）松平周防守殿奥方に被召仕候御局澤野と申候者中老に瀧野（御女ノウヘイ）と申者少無調法在之候に付御前にて瀧野事每度無調法不屆者抔と蔑之外に叱候故瀧野はおやまより居申候て何事もだまり居申候處に御前御申被成候は澤野しかり樣あまりつよし兩人共に先ヅ下り候樣に御申被成候澤野は涙ぐみ兩人共に直に部屋へさがり候て瀧野召仕申候下女山路と申者に瀧野申付候は此文を母樣へ持て參り候樣に沖相渡申候由路受取御門外迄出申候得ばいつも御文は文箱に入被遣候に何とも內之樣子不心得候故其儘御文を御門外にてひらき見申候得ば件之樣子書立一ぶんたちかたき間御前樣にも被申上候故自害を致し可申候御いとまごひの文のよし書しるし在之候故山路あんじ候は此躰ならば最早自害可被致ぞんじ候とて先さへは行ず其儘まへの部屋へ返り見申候へば屏風を立て其內

に自害をいたし死して居被申候故ニ前に壹尺貳寸計之脇指在之其儘血をもぬぐひ鞘へおさめ死骸をばふとんにて包み扨澤野殿へ參り灘野事ちと御目にかゝり度事御座候間御出被下候樣被申候參上可申旨に候へ共たゞ氣にても惡敷臥居申候と何心なく申候故直につれだち參候處を山路ふところより前の脇指取出し主のかたきをのがさじと澤野が腹へ押立胸先へさし背まで通し殺申候周防守殿右之段御聞被遊女には珍らしき事と御稱美被遊灘野の母へ被仰付山路をば娘に致し可申候向後何方へも奉公には出し申間敷候かたづき申候時は可申出望之通りに支度を被成可被下樣に被仰付候澤野年三十八灘野年廿三山路十四歳右之趣あまり珍しき事故書付見せ申候以上（月堂見聞錄）

此事又有一說異同已載卷五十一可併見

○黄朝顏の事

石車序

小車の錦かけまくもかたじけなしや神國のかたちとぞ成るはじめまことの心を生れ付るは是本朝の常也、こゝに時なる都を萬世の鑑と見れば梢の花ぶさまでも同じからず、人なを人なる中に人屑ありて此春の物見車として俳諧歌仙の一卷を作り、諸國の點者二十五人に付墨を願ひうけて其身の樂しみにせし事にはあらずして、先達の非をあらはし顛書するといへども道理に叶ふ所なし、己俳魔の大惡人也とも〳〵發句を五文字なしに拵へ京都の宗匠に此上を置せける

槿に黄あり白き有

末の世や槿に黄あり白き有　似船
僧いかにあさがほに黄有白き有　常牧
時世かな槿に黄あり白き有　我黑
飩の夜のあさがほに黄有白き有　晩山
當分五もじ置かね申候　如泉
槿に黄なるは稀なり　言水
云遣し侍れどいかなる心にやいらへなかりし　方山

此句の心は淮南子を用て作れるなるべしされど淮南子に所謂日及は扶桑也本槿には黄なる物なし況や扶桑をあさがほと覺へ違へし能々此圖を見てしるべし、但又此方より助過て淮南子いまだ夢にも見ず槿に黄なるなきゆへに作れるかしらず、此類の扶桑に黄なるもなきにあらず、汝が云所闇天の礫ひとつも

當るべからず孔夫子子貢が能方人事もいましめ給ふ
汝人の過を擯んよりは己が過を擯べからず

曲江對雨　杜工部（杜甫名甫字子美）

城上春雲覆苑牆　江亭晩色靜年芳
林花著雨臙脂濕　水荇牽風翠帶長
龍武新軍深駐輦　芙蓉別殿謾焚香
何時詔此金錢會　暫醉佳人錦瑟傍

東坡作潤　山谷作老　少游作嫩　佛印作落
誰能下字盡無俱之國客無一字如此。

○牽牛（ケニゴ アサガホ）

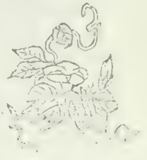

一名金鈴花名牽牛花　草名狗耳草盆甑草。

本艸綱目。時珍曰。近人隱其名爲黒丑。白者爲白丑。蓋以丑屬牛也。金鈴象子形。盆甑狗耳象葉形。云云　集解。恭曰。此花似旋花（ヒルガホ）。作碧色不黄。亦不似（ツシキマメ）豆。宋頌曰。花不如鼓子花（ヒルガホ）。作碧色。日出開。日西萎。云云。今按。子有黒白。花有紅紫白。無黄者也。

○木槿

一名日及。又曰藩籬草玉蒸。花名槿花。舜花。舜英。花奴。詩曰。顏如舜花　是也。

本草綱目。時珍曰。此花朝開暮落。故名日及。曰槿曰蕣。猶僅榮一瞬之義也。爾雅曰。椴木槿。櫬木槿。郭璞註曰。別二名也。齊曰椴。赤曰櫬。齊魯謂之王蒸。言其美而多也。

今按。花有赤白二種。

○扶桑

一名朱槿。莊子曰。悲朱槿。即是也。又曰赤槿日及

本艸綱目。時珍曰。扶桑産南方。乃木槿別種。二枝柯柔弱葉。深緑微澁如桑。其花有紅黄白三色。紅者尤貴。呼爲朱槿。云々。

今按。淮南子曰。黄白者。即是也。

今度物見車の作者同じく顕昔せし南人徒有頼られし
ほうびに何がな進上申べしと、賭者業所々にて内談

あそばしけれども、いまだ花榴柘火の車鏡璫鋏車も出ざれば爰に下人持の石車を俳諧まことの道に引掛是に和歌三神も乘移り給ひ、物見車を跡へも先へもやらず、落花は塵に打くだきぬ、又特牛に引つゞきて竹の根鞭を出すとや、時に新鐵といふ題號の書物にも其根鞭をかちかへし塵も灰も殘らぬ草原となすべし、先此度は其方手もりのけがとも音信申中にも驢駈の鹿を百草の事としつた貌に頭書せしかたへ物覺への惡敷藥喰のために是を遣しける

點者中

物見車作者

同頭書人

參

洋上物目錄

第一

○月の科の紙鳶

俳諧の道理なしらす句病をいたす事

第二

○青い事云菜の花

正花草花の二花に分る句作をしらざる事

第三

○無理な節付る竹代

思の字うち越にすこしも通はぬ事

第四

○作居豊そこないの釣簾

なさないの正字さへしらざる事

第五

○舞臺の烏帽子兩目

同じ草の舞臺沙汰を種々の異といふ事

第六

○根鞭でたゝく馬廻り

打邀の子細なきは大津の六藏もしる事

第七
○口かしこくいふ口へ此轡
轡といふ根元をしらず
人倫に覺たる事

第八
○競駈の鹿を一匹
きそひかりの鹿の角
蜂のさしたこと
しらざる事

第九
○笑ひ草の百草一荷
競駈な百草をしつた
顏をいたす事

第十
○見る眺望の詩歌の書物
愚眼にして諸書を
見ぬ者の
淺間敷事

元祿四辛未歲中秋
難波
松魂軒

文政三年庚辰正月廿三日寫竟山口乘坤十二歲

增訂
一話一言卷四十二終

増訂一話一言卷四十三

○貝原元端同篤信書簡寫 元端三通 篤信五通

多年絶書信御安否承度奉存候不相易大坂に御安居被成遠近之學徒來會愈繁盛に御坐候哉久々時々京都へ御越被成候哉幕下之多士御敎導被遊候哉承度候野夫今年六十八歲ニ罷成存命候得共精神昏憊見書さへ不仕養生一遍に不得閑申候殊更四五年以前より多病に在鄕之舊宅に歸住仕學文無御座徒に送幾年候

旣生前之再會絶望遺恨不少候二子兄は十二弟は九歲幼年ながら學を好申候誠に非是耳莫尋之憂にて御座候

一弟久兵衛事去夏より實存有事申付于今在京仕候久兵衛罷上候節も不首尾解候故不呈書失本意候

一黒川氏和州之生計猶艱難に御座候哉衆子之内秀才共有之候哉時々音問御座候哉

秦三益醫業愈行れ申候哉

一今度老夫門人根來元方武谷正迪醫學望にて罷上候兩人共に貧士故元方は外科療治共仕生業助に仕度と上國之寓居つゞき見申度との望にて御座候正迪は醫家敎又は武家に輕き仕官仕居候醫師に成申樣にと望申候兩人共に小學四書之字訓少々自見も成申程之才にて御座候之御傳受尤經學御指南望申候可申候正迪事には讀書之たとへ仕程に御座候彼是に付貴家に出入之儀御許容可被下候

一下河邊長流老猶以御閑に御入候哉足下にも萬葉之御傳受被成候はんと奉察候其外萬葉之傳授を得申衆幾人御座候哉承度候

一右申候樣に生前之再會賴も無御座候願は御返簡候て貴顏拝見と可存候猶期後信候恐惶謹言

二月十五日　貝原篤信

五井加介樣

貴答

一新年之御祝儀上候刻

西鶴遇因御座候に付而可有之にて候

人日之貴緘切處

三月廿五日　貝原元端

慰問不堪喜悅候

五井重節様　几下

足下去年者御病氣に御座候由承齋御著に承下萬無心元存候如何之處皆に御座候哉不及申候得共能々御養生可被人御念候萬、、、、、、、、、座候者醉仙散能御座候通聖散ヲ先用後に醉仙散或先醉仙散後通聖用申候も不苦と見へ申候去年以來以來兩人治申候只厚味色慾絕申事專一に御座候能々御養生共御身後成候て大風に無御座候共大風と御なり申さぬ被成候分は大事に成申さぬ候者大風に御座候を餘御療治に候食無所志彈性者大に發り可申候食色の守能其上に治候可安御心候尤に猶申候はゞとへ藩老父東里正月失三歳之兒、、、、、、、、、一時に到來仕候御推察可被成候去秋之折傷も未快復歩行もかなひ不申候併座中はあやうく雙足にてこそあるき申程に成申候黒川氏和州に被移居候様に承候如何御在付哉又氣の毒なる事候さてにげて御上り候様に時々御警戒尤に候又共三人共に候には不申候へ共一年之間不食帶酒魚肉分に存居候遠國之内にて相客に居申候に付て學舍體に逗留行申候心事

貫按

寛文五年乙巳、益軒先生三十五歳、十二月二日　大父君寛齋君沒于鄉。是寛文六年三月書簡也。

五井加介様　貝原元端

几右

昨日者拜謁多年之本望相叶申候昨日面論之樣に大和行今年猶餘寒にて花遲可有御座候間先今夕舟にて入京可仕候然但御良避可然候作御按量奉賴候とかく黒川氏へは之御状可被下候師和州之遊覽仕猶御心靜に得貴意度候萬々面叩頓首

二月廿一日

有貝原元端手書三通

貫按。元端號存齋、益軒之仲兄也、元祿八年乙亥十二月十日卒。七十四歳。

先日者預御状令拜見候御無事備問御下著可被成候御繁晴之時分は甚取紛疎節之

仕合以使さへ不得御意候其御地增善政學術興起之由承不堪感歎候貴様今元御逗留被成分に相究候や黑川丈も其元被罷越由候間萬可被仰合候朱子行狀一冊送進候甚好書にて朱學之大意も見へ候勿論文公之履歷精詳にのせ申候御熟玩可被成候頭部生等も諸文さ講習仕候鄙生事も寡君之命に而歸國仕候當月十八九日比大坂へ罷下可申候當冬又江戶へ參可申候猶以書中可御意候不及申述隨分御勤可被成候恐惶不宜

三月二日　貝原柔齋（花押）

五井隱庵様

几右

四八三

五口重節様　貝原柔齋

先日御出之刻致他行殘憾不少候唯相州御越可被成様被仰候いつ比御下可被成候や其內得御意度候此狀自家兄趁候間持せ進候又綱鑑御求可被成由よき寶本御座候當面に可申述候

一家兄ゟ申越候は鮒子久允へ通鑑廿冊かし置候急に見申度候間早々下候様にと申候若當邊になど歸し置被申候ハ、子今久允に置被申候や御存知被候者可被仰下候久允も丹州ゟ歸被申や猶期面叙候不宜

五月廿七日

尙々彌兵衛殿へは此御用も御座候に幸之　に御座候以上

八尾彌兵衛殿御出可被成之由御同道被成宵之間御咄可被成候拙者も只今は他所へ居申候へども追付罷歸可申候待入候以上

十四日　貝原柔齋

五井重節様

貝原柔齋

貴報

五井重節様

往時蒙華翰候處偶合他適不能遽答候如來諭久杜絕不任企得候御閑居御力學之由多感々々鄙生無恙候

一下前病人御座候間藿香正氣散一兩貼可賜候切に御頼碎致察候猶期御日候不贅

十一日

罷下候以後以書中不得御意候彌講習御懈怠御座有間敷々々珍重存候家尊及令弟御康寧に可御座さ目出度奉存候次に拙者事家累引越候事合違慮事御座候間來春早々罷上萬々可得御意候正月二日三日時分出船可仕さ內々便宜を伺候間不及御招候心事期貴面候

右貝原篤信手書五通

右貝原元誠及篤信二先生贈五井加助持軒翁書簡。而五井氏所藏也。按持軒年譜。仲父^即先生之仲兄^同道。後改名立鐵。號存齋。明暦元年乙未。先生二十六歲。四月上旬。將入于江戸。於武川河崎旅舍祝髮。號素齋。蓋欲爲醫也。後更號鐵軒。正德甲午。八月二十七日卒。壽八十五。五井持軒。以享保六年辛丑閏七月十八日終。享年八十一。

文政三年庚辰五月十七日雨中書

○梅雨

李時珍曰。芒種後逢壬、爲入梅、小暑後逢壬。爲出梅。本草綱目

埤雅曰。閩人以立夏逢庚日。爲入梅。芒種後逢壬日。爲出梅。

神樞曰。芒種之後逢丙日。爲入梅。小暑之後逢壬日。爲出梅。

碎金錄曰。芒種之後當壬日、爲入梅。夏至之後當庚日。爲出梅。

月令廣義曰。臘仙肘後經芒種逢丙日入黴。小暑逢未出梅。

四時纂要曰。梅熟而雨。曰梅雨。瑣碎錄云。閩人以立夏後逢庚日。爲入梅。芒後逢壬。爲出梅。按。梅雨詩人多用之。而閩人所謂入梅出梅者。乃黴濕之黴、非梅也。五雜組

香月牛山翁曰老練ノ陰陽師ニ聞リ、半夏生ノ日ヲ以テ梅雨ハ太半トスベシ。半夏生ノ日ノ十五日前ヲ入梅トシ、半夏生ノ日ノ後ノ六日七日ヲ以テ出梅トシ、前後二七日ヲ以テ梅雨中トスベシ、強テ霖雨スルニ限ルベカラズト云リ。

○東海道驛名古所稱

相模川ハ　今ノ馬入ナリ

天中川ハ　遠江今ノ天龍川也

今浦ハ　遠江今ノ見付也

前田ハ　駿河近于今島田

右梅雨ヨリ以下二條聚頭俗韵ノ中ヨリ抄出ス 此書ノ一話一言卷五十四ニ出ツ 校訂者曰五十四ハ原卷二シテ今卷三三四頁ニアリ

○庚辰九月阿蘭陀俄狂言二通

庚辰九月廿四日於出島興行

阿蘭陀俄芝居狂言仕組大帳

狂言名題

二人獵師瓜賣娘（ふたりかりうど・うりむすめ）二段續

劇場狂言外題　二人猟師乳汁賣娘

舞臺は野山の曙の體

趣向は

乳賣娘「べるれつと」を猟師「ぎりよつと」といふ者途中にて見初大きに戀慕し我妻にせんとて頻りにくどけどもさらに従はず是は「べるれつと」最初に申かはせし男あるが故なり此男故にこそさまよひ〳〵に流浪しかゝる猟師が無理れんぼにもあひしかど終にはもとの戀人と目出度祝　取結ぶことに成りし體

此娘もとは「リツトル」といふ官人の娘にてもと同官たりし「ミンケンレイト」といふやさ男にそゝのかされて二人とも家出しこゝかしこさまよひしに「ミンケンレイト」其身の程を後悔し「ベルレツト」をなほだましすかして途中に捨置ひとり立歸りたり「ベルレツト」はそれとはしらずまちにまちても來らざればせんかたなくなく〳〵たどり行先もしれぬ旅路のはかゆかずやう〳〵さまよひしづが陌に立やすらひてうらなひけるかなしさをつゝまず語れば其家人あはれやふびんさなげきをしづめしばし此所にとゞまり時節をまてとねんごろに宿したりかくてあだにはくらしがたく今は乳うる賤の女となりてあれちこちをさまよひあるき今日を營む○乳は牛の乳なり彼國人々用る所なりこなたの白酒うりあまざけ賣に似たり

狂言役者替名の次第

乳汁賣娘べるれつと	筆者	すみつと
りつとると云官人たんけれいと	辰新渡筆者	ひつする
士卒	筆者	ほうゑる
同	船小道	れいもん
同	小役	すみつと
同	同	でうゑるで
猟師ぎりよつと	辰新渡筆者	ひつする
同こらす	在留筆者	ひつする

初段和解

猟師「ぎりよつと」同じく「こらす」両人熊の猟に（此兩人の猟師共先達て熊の皮百「キユルデン」賣たることはあれども射とめしことは一度もなきとなり）出る、行きがゝりにちゝ賣娘「べるれつと」に出合ふ、「ぎりよつと」娘が顔かたちうるはしさに見とれ、ぶゑんりよに近よりてさま〲にくどき、大にれんぼすれども（此中仲ケ間「こらす」はづして行く）娘はふりきりてさらに隨はず、自らはこなた衆の樣なるむさくろしき猟師などに枕かはすべきものにはあらず、身はかくこそ成りはてたれ、今とてもぬ

したちよりは遙に富める事故あり、身を任せよとは思ひもよらぬ事なりといふ、「きりよつと」娘に向ひそなたは我／＼よりはとめる子細ありとは何事ぞ、して／＼其身の寶とするものは如何なるものぞといへば、娘答て我れが寶は此にある一つの壷なりとて空うつむいて歌を謡ひをはりて、娘いふ樣、我此壷の中なるちしるを賣其價をもて雞卵を買ひ是をかやさせにはとりとなし卵を産とせ、又その卵をかへし數／＼の雞となし　其數門にはとりをふやし、數多の鳥をあまた賣て　羊を買ふ也、又／＼是を賣ぞ度／＼斯のごとくかへさする　ときは　つゐに　あまたの金銀をもふかる故に此壷をこそ我寶なりといひければ、獵師は負じと聲はげまし　ほざいたりな／＼、われこそいかでたごるべき、熊を狩り得て皮を剝取賣るものならば「ギユルデン」銀貨の名五十枚はそくざに手に入ぞ、又其金をもつておぬしが出任せいふがごとくゝ　かれにこれとをかへ／＼して富を得ることまだるくうち、などかは汝におとるべきとのゝしりけれど、娘は是を耳にも入れず、壷をわすれて走り行く〇「きりよつと」は跡に殘りて唯ひとり歌を謡ひ居る〇かゝる所に仲ヶ間「こらす」熊に追れ息を切て走せ來る、「きりよつと」は是を見て大に驚き、あはてふためきあたりの立チ木によぢのぼる、「こらす」身を隱すべき所だになく、大地にどふと倒れ臥す、熊は追つめ爪にて掻き廻しければ、其苦しさを泣さけび、命は是までなり助てくれよとあてどもなきによばゝれば、熊はそのまゝかけりのく〇「きりよつと」此ようふすを見木よりそろ／＼下りて、「こらす」に氣をつけ、拖き起し、まて／＼今に仇打せんといそぎ獵犬ひきに行く〇「こらす」はやう／＼心づきあたりの小屋に身を隱す〇かくて娘「べるれつと」は寶と思ひし其壷はこゝに忘れて打破られ、最早渡世も出來ざると歎きの歌を謡ひ來るに、向より彼「きりよつと」がまた來る、ようすを見て身を隱し居る〇「きりよつと」は犬を尋て山／＼谷／＼森の中をかけあるきし備にて、着物を破り大につかれ、先程熊に遭れる手負の仲間「こらす」はいかにと尋ぬれども、見へぬ其中に、帽子のそこに紫散を見て、扨こそ「こらす」は熊に取れしやと大に驚き打なげき、むざんなれ不便なり、彼れ壹人を殺されて我のみながらひ居るべきや、

我もろともに死なんずとあたりの小屋に釘を打ち綱を下げ縊れ死なんと覺悟極めて綱にかゝらんとせし拍子に、小屋はくづれてぐわら〳〵隠れて居たる「こらす」がそばへぞ落たりけり。何かは知らず「きりよつさ」と「てらす」と顏を打合せ、互にあきれて大さわぎの體○娘「べるれつさ」物かげより此ありさまを見て「きりよつさ」に向ひ、こなた衆は日ほどにもなきひとつの熊も得射とめず、此ざまは何事ぞといふ○「きりよつさ」娘に向ひ、そこの見らるゝが如く我れ何事も事を仕損じ運拙き者なり、あはれそもじれのが心に隨ひ我宿の妻となりて幾久くも我をたすけてくれよかしといふ○「べるれつさ」はいやさよ白らも寶させし乳壺を打破れたる不幸の身の上ぞと答ふ○「きりよつさ」是をきゝて大に悅びの體をなし、扨〳〵目出度たがひの身の上、そもじはちゝ壺を破り我は熊の皮を損ひたれば、どちらも同じ當家となりしにはあらずやと大にあざけり笑ふ、仲間「こらす」は傍に居てひたすらに熊の皮を得そこなひしをくゆるの歌を謠ふ、「きりよつさ」も歌を謠ひながらこゝを立出づ○娘「べるれつさ」も何にか歎息の歌を謠ひ居りたる前へに「こらす」立チよりて我仲ケ間「きりよつさ」そもじの不仕合をあざけり笑ふに、何にとてかねす言葉なかりしやと尋れば、娘がいふ、わらはゝ斯まで運つたなきものなり、何事もたらはぬ事は見捨て頼りたし、こなんもこの場をのきて給はれわらは爰にて身の終りをかくごするなりしかぐ〳〵をさめ〳〵と答れば「こらす」はかねす言葉なくして立退く　幕

無言仕方のみの景事の段

扨「べるれつさ」は[illegible]、戀人嘆息の歌を謠ひ、大になげきつゝ戀人「たんけれいさ」が繪姿を取出し押ひらきて在すがごとく打向ひ、さて〳〵御まへはつれなき御かたぞ。我は朋輩者を思ひて片ときも忘れし日とてはないぞ、いなかくまで我はなりはてし其年月のうさつらさそれをもしらでふりすてしはあんまりどうよくそれでもぬしは濟かへなと、かつぱと臥してなきしづみ、繪像を大地に引のべて、花をあつめてちらしかけ、泣き入りしやうたいなく〳〵も、その側に倒れふしてぞいたりける、かくて戀人「りつさる」官「たんけれいさ」はさいつ頃「べるれつさ」をひ

きつれてかけ落チせし我身をくいて、女をば途中に捨てゝ逃のきしを思ひまはせば不便なり、かゝる仕なしの在るべき事か　非義無道なる我ふるまひ、そは心もすめやらず、何とぞ彼を尋出し我あやまりを物語りて、宿に引つれ歸らんと、けふといふけふあまたの士卒を引具して「べるれつと」汝が慕ふ者こゝに在りと、大文字に書たる旗を押たてゝ、鐘太鼓をならして囃子たて、此所に來り方々尋さまよひしに、はからずそこに物の落てあるを取あげ見れば　我過し頃「べるれつと」に書せ與し我繪姿なり、こはいかにやと大に驚き、心ゆかしき事なりと、そこらあたりを見廻るに、草むらの中に寢入臥たる女あり、よく〳〵見ればたづね出さんと、戀したふ「べるれつと」なれば又もや大に仰天し、心もみだれ胸つぶれ、狂氣のごとくとり亂だし、傍に立より起しも得ず、士卒どもに下知をなしたすけ起せと仕かたをなす○かゝる所にさもけだかき老人の獵師「こらす」を先キ立チとし入來り．あたりを見廻し倒れ臥たる「べるれつと」を引起さんとなしけるを、そこに有合ふ士卒の大勢、なにじやまひろぐと打てかゝる、主人「たんけれいと」も眼をいからして、老人目がけたゞ一つきに突とめんとひしめきて、よく〳〵見れば此老人、我戀ふ女の父こそのたそや、同宮たりし「りつこる」なりければ、互に見合はす顏とかほ、しばしあきれて物をも得いはず、娘の「べるれつと」はかゝるさはぎにやう〳〵に、夢かうつゝかまほろしか、たゞ茫然と立て居る○「たんけれいと」は娘が父の其前にひざまづきて、だん〳〵これまで身の不埒ゆるしてたべといふ體をなす、娘はやう〳〵氣もつきて　顏をふりあげあたりを見廻し、我父のこゝに來りしことをはじめて知り、又「たんけれいと」が在りしを悦び、心そは〳〵氣もうき立ツばかり悦びて、「たんけれいと」もろともに父にひれふし、身のあやまりをゆるしたまはれとひたすらわび、何とぞめうとになしてたべといふ體○引違られし獵師「こらす」此體を見大にいかりてさはぎたつ、「たんけれいと」は是をおさへて其怒をなだめ、彼が頭（キヤツ）に花の環をかけ劒をあたへて是よりは獵師頭（ヘルド）（ヘートル）の官をあたへ、猶又、たんけれいと」をはじめとして娘と士卒のめん〳〵も娘か父にひたすらに赦免を乞ひねがゐしに、やう〳〵今まで

の罪をゆるす〔此時士卒二人出づ〕「たんけれいさ」は娘「べるれつさ」に花の環を與ふ〔又士卒旗を持出づ〕其旗には目出度〳〵「たんけれいさ」と「べるれつさ」の萬歳樂を祝ひ納ること書記せるなり　幕

慶長九月廿四日於出島興行

阿蘭陀俄芝居狂言

幕間之次第

左右に書きある所の旗に書たる詩は

出島におゐてわれ一さ狂言の業を競ひ戲場を構へアポルロー〔狂言の神の名〕に奉納すさいふ義なり

正面の上にある横文字は

命は短く藝は長しさいふ語なり

正面に書きたるは

香盤なり其側に羽翼ある童子の如きものは神の使はしめにしてアポルローに花を捧る體なり

香盤のにあらずは

和蘭國王の紋なり其紋中に書たるは我れ防がんさいふ語なり

役者名前

ダアモン	性急者の名	新渡筆者阿蘭陀人	ヒツスル
ラフレウル	ダアモンの家來	在留筆者	ヒツスル
フロンテイン	ダアモノの下人	同斷	バアニル
ボルカムプ	金借シ	新渡小役	ライキ
ユリヤ	ボルカムプノ娘	在留筆者	[illegible]
ノタアリユ	裁判方の書記役	新渡小役	デロイトル

戲題オンデデユルディグ〔性急者さいふ義也〕　二段續

舞臺はボルカムプ〔金借シ〕が宅の體也

趣向はダアモン〔性急者の名〕ボルカムブ〔金借シ〕が娘ユリヤさ夫婦にならんさてさま〴〵苦勞して終に目出度婚姻を結ぶなり

ダアモンはボルカムプが宅に借り居る客也

初段

性急者「ダアモン」つる〳〵さ立出て已が下人に指図ト諸事不明ぬ者なりさ大に叱り、其方此家の娘「ユリヤ」が部屋に行て故障はなきかさ問ひ來れさ言付る○下人間に行く○跡に性急者ダアモン只一人返事遲

しと相待居る、然るに兼て性急なる者なれば下人が返事の間をも待たず、自分娘「ユリヤ」が部屋に行たるに故障ありと聞てすご〳〵と元の場に立歸りて立腹の體をなす、其内に娘「ユリヤ」出る〇性急者「ダアモン」娘「ユリヤ」を見るよりも思ひの丈を說きくどく、娘「ユリヤ」染々相手にならず居たりしがつく〴〵と思ひ廻し、此「ダアモン」こそは此地によき役掛りの親類もあれば、此度我父「ボルカムプ」訴訟の公事に勝利を得るに幸ひ手掛りと思案をかへて程能くあいしらい、公事の世話を賴む〇性急者「ダアモン」もこれこそは娘「ユリヤ」を我手に入るゝによき方便と思ひ、取敢ず公事の世話をせんと立出むとす〇其時娘「ユリヤ」己が父の來るを見て、先々待れよ我が父より公事の次第を得と聞其上にて宜御世話を賴入ると云ひつゝ奥へ行く〇主「ボルカムプ」出來る、性急者「ダアモン」主に向ひよろこばしき體をして此度其許には御大切の公事あるよし、拙者御世話申べしといふ〇主「ボルカムプ」是を聞て大に悅び、公事の次第くどらしく物語〇「ダアモン」兼て性急者なれば長口上に氣をいらちむつと立腹す、然れ共こゝこそは大事の場所、押し堪へずは主「ボルカムプ」が氣に障り、我が縣望の緣談の妨にもならんと胸を押へて堪居る〇主「ボルカムプ」も心の内には「ダアモン」はさて〳〵短氣なるものかなと思へども、左あらぬ體にて公事の始終を申演べ、暫くありて訴狀を取に行く〇性急者「ダアモン」は只一人待兼て、家來「ラフレウル」を呼出し、早く主「ボルカムプ」呼來れと言ひ付る〇家來「ラフレウル」主「ボルカムプ」を呼に行〇斯て性急者「ダアモン」は家來「ラフレウル」の歸り來るを又〳〵待かね、下人「フロンテイン」を呼ぶ〇下人「フロンテイン」來りて、性急者「ダアモン」いひ付るを聞けども、餘り氣をあせりていふ故に得と合點せず〇其體を見て性急者「ダアモン」下人を大に打擲しつぶける、性急者「ダアモン」は只一人腹を立て、我が戀人も家來も我性急なる氣質を知りながら、斯振舞ふかと堪へかねて荒れ廻る、然どもかゝる短氣者とはいふものゝ我にも氣長き事も多かりして心付、イヤ〳〵かくしやべりても濟まじ、早く行て公事の世話をせんと書記役「ノタアリス」の方へと出て行、跡に家來の「ラフレウル」歸り來て暫

くの間に主人の行衛しれざるゆへこゝかしこと尋行
幕

第二段目

娘「ユリヤ」は父「ボルカムプ」に打向ひ、性急者「ダアモン」の事をよく執成さんとすれども主「ボルカムプ」は彼性急成氣質にて物事に堪へがたき者なるを悪みて、彼が言葉に從はず、且我が敎を胸に納め置べしと娘にいひつゝ一間へ入る、其所に家來「ラフレウル」來て娘「ユリヤ」の側に立寄り、主人「ダアモン」其御許に對面したきとの事也支はなきやと問ふ、娘「ユリヤ」これを聞て先其事は我父に行て怒をなだめ、其上にてとも斯もといふつゝ娘「ユリヤ」は奥へ入る○かゝる所に性急者「ダアモン」は家來「ラフレウル」に言ひ付たる使の返事を待兼て自分此所に來り、家來「ラフレウル」に打向ひ娘「ユリヤ」が返事はいかゞぞと問ふ○娘「ユリヤ」は奥に立退たりと答ふ○其時性急者「ダアモン」心付き、我望を遂せんには訴訟の事を速に埒明んこそ近道なれと、我が伯父（公事方の役人なり）に此家の主「ボルカムプ」が公事早くよきやうに捌き吳られよ、然れば此家の娘「ユリヤ」容貌も勝れ才智發明なるものなれば、兼て我懇望すれども彼が公事速に取扱遣しなば我望みも達すべしと餘義なき次第を荒増に心をいらちあせりかへつてせきにせき込み書狀をぞ書たくる○性急者「ダアモン」またも濟やらず、書記役「ノタアリス」をも呼に遣る、書記役「ノタアリス」來る、性急者「ダアモン」書記役「ノタアリス」に打向ひ、此家の主「ボルカムプ」公事早く濟やうによきに計ひべしといふ○書記役「ノタアリス」聞きよく呑込て立歸る、斯て娘「ユリヤ」出來る○性急者「ダアモン」またもや娘「コリヤ」に向ひ、たもへのたけをときくどく○かゝ所に畫師來る（是は「ダアモン」已が繪像を娘「ユリヤ」に與んとて畫師に賴み置し故なり）畫師は繪像を畫んとするに、性急者「ダアモン」は暫しの間も靜ならず、身をもだへて娘「ユリヤ」をば見廻しをる、此時伯父よりの返書を持來る○性急者「ダアモン」是を拔き見て大に悅び、此家の主「ボルカムプ」を呼び來れと家來「ラフレウル」に言付る、主「ボルカムプ」來る○性急者「ダアモン」主「ボルカムプ」に伯父より來る返書を見する、主「ボルカムプ」是を披見するに、其書中に「ボルカムプ」は容貌も人に勝れ發明なるものとよし、

我におゐても大慶なりと書あるを見大に驚き、かゝる老人の我を容貌よろしきとはいかなる事とてあり合ふ鏡に己が顔を寫し見る 是は最前「ダアモン」より伯父に送りたる書中に「ユリヤ」の容貌も勝れしと書べきなむいらちあやまりて「ボルカムプ」容貌も勝れしと書送るゆへ此返書にも「ボルカムプ」容貌勝れしとなり ○かゝる所に書記役「ノタアリス」來りて、主「ボルカムプ」に書付を渡す、是を見るに「カラヒン」一人名を相手としたる公事此家の主「ボルカムプ」勝たりと書付たり、主「ボルカムプ」是を見て大に悦び、いかぶして此公事かく速に濟たるやと問ふ○書記役「ノタアリス」秘して言はず○主「ボルカムプ」強て問ふ○此時性急者「ダアモン」傍より我こそ汝が公事の勝を取らせし者なりと呼はるにぞ、主「ボルカムプ」是を聞て大ひに驚き感服す、然れども主「ボルカムプ」はとかく娘が緣談はゆるす氣色も見えざれば娘「ユリヤ」は父に打向ひ、かゝる大事の公事なれば勝チになりしも偏に性急者「ダアモン」のはからい故、是を辭しては義理立ずと道理を分てひたすらになげくにぞ、父「ボルカムプ」も理に伏して幸ひ此座に居合し書記役「ノタアリス」に言付性急者「ダアモン」と娘「ユリヤ」と夫婦の契約相違無と取極書を日出度書しむ」

幕終

文政四年正月廿七日寫　　觸山

○洛陽本性寺沙門了意著書目錄

洛陽本性寺沙門了意 松雲 瓢水子 如儡子 點かけ候分所識 文政辛巳六月四日書

一百八町記五卷　如儡子 延寶九年辛酉洛之本性寺昭儀坊桑門釋了意 元祿六年癸酉二月我巢序ニ洛陽本性寺の了意大德は生平の著述甚多し元祿四年辛未元日寂すとあり
一新語園十卷
一犬張子六卷
一三綱行實九卷
一源氏雲隱抄九卷 淺井松雲
一武家根元三卷
一孝行物語六卷
一百人一首首書二卷
一清明古記七卷
一本朝女鑑十二卷
一いせ物語抒海十卷
一賞華吟三卷
一はなひ草大全一卷
一法花利益十二卷 松雲了意
一お伽婢子十三卷
一可笑記五卷 大字本モアリ

同評判十卷　同跡追五卷
一堪忍記五卷 大字本モアリ
一連歌初心抄一卷
一うき世物語五卷
一江戸名所記七卷
一鎌倉名所記
一觀經鼓吹廿卷　了意
一愚迷發心集直談六卷　本性寺了意

○板倉周防守判の古文書寫 慶安二年

覺

一大野主馬子宗室と申もの近江に居候を於江戸訴人出捕候宗室母いんせいは主馬女房にて候是又捕候但いんせいは一亂之刻
權現樣命を御たすけ被成候事

一主馬儀にて存命に有之由取沙汰之年此者七十二三せいところは中程の男やせも又はふとりも無之いろ黑なる男にて候間無油斷穿鑿可仕候若隱置訴人有所を於申來者主之儀者不及申其一在所曲事に可致御付候間此旨急度穿鑿可仕事

一上野道犬子落城以後法華坊主に成談議を說ありき候由申間有所を存候歟又者其在所に於有て者召連可來事惣中吉利支丹宗門此以前のごとく無油斷穿鑿可仕事

右條々油斷仕脇より訴人出候にをゐては曲事に可申付者也

慶安貳年
丑二月八日　周防 印

建仁寺通
清水寺門前
清閑寺門前
大佛通
大佛通柳原
在々在々
庄屋
百姓中

○續群書類從合戰部目錄

續群書類從
合戰部 自卷第五百八十 至六百五十

將門純友東西軍記　秦衡征伐物語
承久兵亂記上下　竹崎五郎繪詞

、船上記　異本伯耆卷
嘉吉物語　、長祿記
應仁亂消息　官地論
長享年後畿內兵亂記　細川政元記
瓦林政賴記　道家祖看記
立入宗繼記　舟岡山軍記
佐久間軍記　柴田合戰記
賤嶽合戰記　惟任退治記
太閤紀州發向記　同四國發向記
同任官記　細川忠興軍功記
大和記　和田系圖裏書
關岡家始末　、勢州軍記
峯軍記　朝日物語
清須合戰記　名古屋合戰記
牛久保記　今川家譜
、今川記　、永享記
永享後記　上杉憲實記
、結城合戰繪詞　、湘山星移集
關東合戰記　三帥戰略
甲亂記　、武田勝賴滅亡記

、依田記　里見代々記
里見九代記　里見軍記
國府臺戰記　高城家記
、土氣古城傳承記　土氣城双廢記
土氣東金兩酒井記　江戶軍記
長倉合戰記　常陽四戰記
水谷蟠龍記　土岐累代記
、兼山記　堂洞軍記
一柳家記　蘆田記
大塔軍記　川中島合戰記
眞田武略記　館林盛衰記
新田老談記上中下　那須記
仙道記　藤葉榮衰記上中下
東奧軍記上中下　九戶記
最上義光物語　矢島十二頭記
越州軍記上下　加越登記
丹州三家物語　三刀谷記
播州佐用軍記上下　備前文明亂記
妙善寺合戰記　備中兵亂記
毛利記　太田水責記

湯川彦右衛門覺書　三好記上中下
、長元物語　、長曾我部元親記上下
高橋紹運記上中下　宗像軍記
豐後陣聞書　豐後崩聞書
黑田長政記　、此書ノ別ナリ

○尚書大傳序

漢濟南伏生。著尚書大傳四卷。鄭康成爲之注。案。伏生傳尚書。授同郡張生及千乘歐陽生。張生授夏侯都尉。都尉授族子始昌。始昌傳族子勝。爲大夏侯。勝傳從兄子建。爲小夏侯。由是今文尚書。有歐陽大小夏侯。三家之學。立於學官。訖東漢末。相傳不絕。及晉永嘉之末。三家並亡。考漢書藝文志。伏生所傳經二十九卷。傳四十一篇。鄭康成序。謂章句之外。別撰大義。劉子政校書。得而上之。其篇次與藝文志合。即今大傳是也。此書元時尚存　前明未聞著錄。嘗歎山東大師伏生冠於漢初。康成殿於漢末。而大傳一書。出自兩大儒。此吾鄉第一文獻也。曩留心訪求。近始得之吳中藏書家。雖已殘闕。然五行傳一篇。首尾完具。乃二十一史史志之先河也。三家章句雖亡。而今文之學存此。猶見一斑。爲刊而行之。

乾隆丙子德州盧見曾序

○楊大年祭皇后文出百川學海

前釐會說化口致祭皇后文。楊大年捧讀空紙。無一字。隨自撰曰。惟靈。巫山一朶雲。閬苑一團雪。桃源一枝花。秋空一輪月。豈期雲散雪消花殘月蝕。伏惟尚饗。仁廟大喜其才敏給。有壯國體云々。宋子俞子螢雪叢説

○高尾發句

きやくの
聞を
はつして
きく夜
ほとゝぎす
たかを

右稱前常香坊所藏

○新吉原九郎助稻荷奉納一卷

初午や紋に染ても蕣もみぢ　趣中
紫やはつ午山の鎰わらび　湖泉
見よけふのむかし乙女か華衣　湖漣
はつ午に嫁も姑もたつた河　何江
初午は亭主の好に赤の飯　十町
はつ午や先莚蒻の緣むすび　少長

初午や疑ながらいわし雲　三升
はつ午や錢に糞する雞の聲　訥子
初午や草にも寶珠路の臺　路考
きさらぎや行基菩薩の稻荷山　仙魚
湯の花の栁へ散て雫かな　烏久
菜畑や華に曇らば狐いろ　秀扇
はつ午やうたがひながら神の事　超波
初午や大黑舞の飛鳥河　湖十

元文十巳春二月

〇記夢

玉屋居士讀書香雪園南亭。永晝微倦。擲卷欲眠。偶見一白蝶飛過枕邊。戲咏云。一種風流淡薄妝。曾將妙舞侍東皇。金衣公子烏衣客。輸與君家玉作裳。吟玩數次。遂復就睡。俄而有報黃公玄公來。心中驚訝。且起而迎之。乃黃袍皂衫二道士也。揖居士而言曰。先生作白蝶詩。痛貶吾屬。吾屬雖微。比彼栩々者。尙爲有分。弗堪受此詬辱。特來申訴。願先生爲改一聯。居士荅曰。唐人有尊題格。古今以爲詠物之法。且一時興趣之所寓。亦自不得不爾。非必貴此而賤彼也。二公幸勿見恠。黃袍道士曰。尊題之法。必須權衡。桃李傍他眞是佞。藤蘿攀爾亦非群。芍藥與君爲近侍。芙蓉何處避芳塵。雖則尊松崇牡丹。自是公論。彼桃李以下群芳輩。誰敢枝梧。實非吾屬衙寃之比也。皂衫道士曰。羽毛新刷陶潛菊。喉舌初調叔夜琴。此非黃公萬世之譽乎。大廈已成須慶賀。高門頻入莫惜嫌。僕亦竊以爲榮。彼栩々者果如何。潛被燕鶯還散亂。偶因人逐入簾幃。一生擾々。乃如此而已。又有何榮譽。而敢出吾屬之上哉。居士又荅曰。君是輕薄子。莫窺君子腸。二君子之不友輕薄子已知之矣。雖然。黃公之遇上林。一色羽毛不用猜。豈於其黃者。獨有所容乎。玄公之困東風。金屋春閑隨蝶化。蓋於其睡者。則無所忌也。況彼淡妝玉裳者。前身合是飛瓊否。猶鬪蜂黃到內家。其有仙緣。亦未可知矣。豈以殊類俄見訶斥焉哉。且夫褒貶之筆。眞可堦芍藥。未妨妃海棠。桃紅李白皆誇好。須得垂楊相發揮。此固有斟酌。蘭茝皆弱植。桃杏總凡姿。平生不喜凡桃李。看了梅花睡過春。直是罵詈。而萬芥桃李之輩。絕無與梅花爭訟之事。欲哭周文歌燕鎬。遥輕漢武樂橫汾。雖謂歌頌之體。亦未免爲諛言。然而未聞有周漢二帝之靈傲睨玄宗。而加罪于作者之說矣。二公幸留意。

二道士相顧。欲有再言。檐鐸一響。忽然而覺。但見
花影暗淡。夕陽將沈。彷徨書幌。回想夢中事。林下
覿院。梁上呢喃。恍如聞怨責語。不覺悵然久之。遂
乃棄前詩。改賦小律一首。幷記之。時文政己卯三月
某日也

○邪流起本（立川流）

三寶院權僧正勝覺（左大臣源俊房息）勝覺之下仁寬阿遮黎（勝覺ノ舍弟後改蓮念）被配流伊豆國爲渡世具妻俗人肉食汗穢人等授其言爲弟子爰武藏國立川云所有陰陽師對仁寬習眞言引入本所學陰陽法邪正混亂內外交雜稱立川流構眞言一流是邪法濫觴也

仁寬（蓮念）兼蓮覺印澄鑁覺明下相承道範眞弁惠深覺明相傳秘密瑜祇仍彼流不清淨方有之中院流邪法交龍光院先師源照（圓定房）下野被流相傳邪法此明澄（尊信房）賢誓（觀信房）勝深（一心院圓觀房）次第相承仍彼流邪法交也

其後弘眞僧正（文觀房）後醍醐天皇御謀叛之企御座之時分爲御祈禱弘眞御信仰之間有威勢本雖爲律僧成僧正披見處々聖教作書籍千餘卷重々大事印信三十餘通付醍醐流造之其中多借名事在之無智者見之謂密宗最極更非實說又行吒枳尼法以咒術立効驗是醍醐憲深僧正之末流也所謂憲深僧正實深僧正覺雅法印憲淳道順々々下有隆舜僧正弘眞僧正（文觀房）弘眞疎弟子也受法不委細

邪流血脈

●俊寬阿闍梨（後名蓮念三寶院勝覺僧正舍弟也有罪遭流伊豆國入室弟子文觀房也）

- 弘眞僧正（名ハ觀房武州立川人也一曰播州之人也立川本願也）
- 兼念法
- 覺印（高野山邪流書籍多廣之）
- 澄鑁
- 覺明（入室野山遁世眞辨惠深）
- 源照（圓定房高野龍光院住持山中性院流交邪流人也）
- 明證（澄イ）
- 賢誓（觀信房）
- 勝深（一心院圓觀房）

勸修寺流交邪流人

● 良弘
- 眞慶阿闍梨 名天王寺阿闍梨 於天王寺〔住〕
  - 實賢僧正 三寶院
  - 隆證僧正 廣澤人 理性院
- 增瑜 眞慶實子
- 明玄 右同

此外邪流人多不載之就中於三寶院混亂邪流人者野山印經也

於唐朝者大藏錄並開貞元新定[?]錄於本朝者八家秘錄野澤兩流之家々目錄之外者何僞經書邪流也更不可用者也

平野幽村入立川。黃昏氣冷雨將懸。迷雲凝霧今猶暗。因想妖僧邪觀年。

七月五日過立川。此日慶雨。復慶晴。立川。村之名。在武州多摩郡。昔時妖僧仁寬謫伊豆州。與武州立川之陰陽家者流某相結。情好日密。遂以密家所傳之義。混陰陽之言。竪邪義。曰之立川流。後元建間。妖僧文觀亦據此義。作僞書以欺人。々亦曰之立川流。因偶及此事云。

混外野衲題

王子金輪寺主所賦也。今立川村。改作柴崎村。相傳澁谷金王傳此流云。

○梁田才右衛門花押

○片猷詩

誰稱洛北有高僧。裘馬門外逐不能。羞我籃輿多病懶。羨君金錫易飛騰。腐儒款待蔬薑味。白社風流出一燈。見說禪栖幽趣好。烟巒雲棻坐憑陵。

蕉中禪師見枉顧喜而賦得陵字　片猷拜

○唐高駢康駢

高駢唐

字千里。懿宗時。事朱叔明。爲司馬。有二鵰並飛。駢曰。我且貴。當中之。一發貫二鵰焉。衆大驚。號落鵰侍御。

康駢唐

貴池人。篤于自修。善論議。田頵守宣州。聘駢入

幕。常在右頭。畫策操守。後爲戸部郎。遷中書舍人。覃工書翰識言

右万姓統譜

○大治古寫經

三河□□寺藏本大般若一卷

大般若波羅密多經卷第三百六十九□□

大治二年歳次丁未五月十一日書了勧進僧明伊

右三河人□□□所贈藏于南畝文庫

○一本菊

一本菊三冊　物語本也無佛齋藤叔藏

國朝書目録にも不見　文中に

南無釋迦佛と南無妙法蓮華經と云文あり日蓮

宗の人の作なるべし

○題野泊圖　菅晉帥

安永庚子夏　歸船自三津。夜碇播洋西。南對小豆山。々頭正吐月。金波接遙天。同儕客滿倉。斷蓬眠覺暗。獨吾未就臥。低唱倚篷。一客忽起來。揖吾立篙根。相見無佗語。只稱月明妍。揖師進近前。問吾何所云。當此淸妙際。得非思一篇。昨辭藤川舘。々主餞一尊。我儕皆小戸。徒爾載將還。願以羞二君。而慰旅懷艱。二人笑且喜。吹火手自煖。不須煮與桮。何用醻與酢。閃々杯中月。相看更相呑。自忘嗟吁嗟。挑醒幾集人。一客又出迓。笑倚向吾言。公等何爲者。洋中作斯歡。俗子不知月。唯酒嗜所尊。願言借下座。庶幾得洽情。僕亦嗇微物。聊以此贐行。使自開行李。魚鮓兼醢胴。携將元可厭。此夕與何笑。事皆出意外。誰能不莞然。三人相枕藉。不省月已曉。今日看此圖。舊境宛目前。顧詩記其趣。嗟老愧我身。倚案數前遊。行遊意亦闌。奇遇不可追。茫々四十年。

○川傍柳三編序

前句の由て來る事久しかりけり〳〵と題にもたれし句作りはさもありと柳に泥せしよりその川傍の柳陰しばしがほどにしげりあひて一木ふた木さちりばめし四季のながめに赤澤山しるの木三編こだてに取て多くの人のあいた口にびんされろせし定連の句々見るものの聰のかきがねをはづしきくものたちつく齊村を宿がへしたるためし多し詩は平仄の四仄のさ尿に行よりむづかしく和歌は手爾於葉うちからしなんでもよしにせいのことは連歌は毒立さり俳諧に嫌氣なし發句侍る〳〵の前書もうるさし今の世にあたりて

天神を動かし紀文を感じ相模女の中をやはらげたけきものゝふ淺黄うら心をやはらぎやつといふうぶ子はふ子にいたるまでいづれか前句をめでざらめやは

あめあきらけき初のとし葉月の此四方赤良のみかけ山のふもとにしるす

四方　巴

○長崎土産

長崎土産五卷は大浪子の所藏なり、かりて寫す事半ならずして、大浪子唐より遠き國へゆかれしかば、いま其家に其書ありやなしや。この外書書ども多くもたりしがいかゞなりゆきけん、時に文政三年庚辰のとし文月廿八日蜀山人しるす。

長崎土産卷三

長崎丸山太輔日本行十人女郎合

左方

金山

市之允

花かつら

大和

かほる

右方

出羽

小太輔

小むらさき

夜つま

三河

兩判者　はかたや新右衛門後家老尼
入角たすき後家尼

一番持

豐後屋五郎兵衛内

左　金山　年二十二

容貌容儀云ばかりなく末世には稀成ものにてたゞへていはんかたなし彌生はじめの初櫻の雨をふくんで咲出たるを彼かほばせになずらへみんには猶うるはしく匂ひふかき方はをくれてぞあるべき曉がたの有明の月の山の端ぢかくさし出たるを黛のかゝりに見あはすれば是もなつかしくらうたきすぢはたへてぞたもはるこぼれかゝる雲の鬢丹花の口紅粉ゑもんつ

き風流に著なし道中のあゆみは奥州出しの正宗の引馬ふむぞはぬるぞといはんばかりのいきはりいかなるわるざまの一つ買なり共得難じあゆまじき事にぞれもはる白易居が長恨歌にほめし人は文才のかざりにこそと目に見ればばうたがはし不幸にして此人長崎にてくちはつる事をれもふに見し人心をつくしはてよその前世の事にか

伊勢屋太右衛門内

右　出羽　年二十二

是もかほばせの色つや立姿のやさしき似たる物なくまだ春あさき柳の糸のわづかにみだれそめたらんにあはゆきうすき朝の風情さそふ戀風あらばきにうかみだれうかと思ひわづらひたよ〳〵としたるれもかげ誠に花鳥の色にも音にもと書しはのぼりての世のぬれぜんさくなれば式部が筆のそだてにこそといぶかしちよつと見あはせたる目の内には公平もむねをごり又よと云し物でしには辨列も絶死ぞせんちとかろしなど云て四つ七ッ過したる床の内にてわざともてくづしてひた〳〵と手足などもたされたる男に成てはどりがへ有命ならばひとつは爰にて死たくこそあらめ

右出羽方より難じて云金山は立姿少じや〳〵馬也殊一座のうち言葉多てしなたらずわづかの酒もさし引を言たがりてよろづかど〳〵しく少床の内も大やうなるよしいはぶしつぽとしたる方をくれて野郎かげ間などの風義ならんか尤心ゆきたる人にはさも有まじけれどそれにては遊女のつとめとは云がたしはじめはそだてかと見るに男にほれらるゝ事琥珀にちりのつくがごとし玉に疵なり

左金山方より陳じて云一座の言葉は時の興によれりかろき一言にも云をくれてならぬ當話有也かゝるわけは長崎の傾城はしらぬ也都て野郎遊女にかぎらず本性つよきものははじめよりたよ〳〵としたる事はなし酒にさし引を過すと云ものまぬものゝ評也遊女の盃に無理をいはずば茶碗にて一人のみたる心地やせん床の内大方成と云も第一人によるる也たとへば初會にも敵のわけ知なれば自と心取れて持行ねばならぬ也又二ッ三ッ迄はいやに思ふ男も其内戯に心ざし見へなばなどか廻らざらん又

人にほれ妾と云事身のくせなれば人の妻と成さてもやむまじとぞ

左金山方より難して云出羽は大やうよはし一座のはじめよりたよ〳〵としなだれまはりて身に威光なしかの事第一すきにて人の望次第のよし又ほうさきもちといふ字なり

右出羽かた陳じて大様よはしと云事わけしらぬ人の判也遊女は第一所によるべき也東江戸大坂は地下に人多く旅人も絶ず長崎はわづかの湊にて殊春夏は旅人もなしつよきを好むは敵の功者ならねばなしかゝる人いかで此浦にあらんや然ば何をたのみにつよくせんや女郎のつよきは敵のつよき也後見なくてつよだてをするは藪薬師ゝ情人ゑらびさてかたはらいたし女はなへてやわらかなるよしとこそ光君もをしへ給へ遊女はなをなよやかならねば男になつかしく逢たき心のこらぬ物也子持がかゝの悋氣を見給へいさかひたゝきあひたるとてはやまずよく男の心にそむかずしてあはれなる折々心をつくしあだを恩にて報ずる樣にすれば人岩木ならずして其情をかんじいか成惡性男も終にはやむためし多し又一義好物との事仰までもなくひかゆるは我相との情道也といへり

判曰左右の難陳ともにわけ有てきこゆ金山はつよすぎて敵をあなどると聞しに人により初會よりもてなすといへば是全よはみをしらぬにあらず出羽はなべてよはきといへ共第一所の風義をさとりはじめよりよく人を見分てつとめをなすといへば是又よはきにあらず金州尻にてはぬれば羽州ほうさきにてうけながして共に勝負なければよき持成べし

二番

副島九郎左衛門内

左勝　市之允　年二十六

かほかたちけだかくはだへやわらかにしてあくまで色白し雪はづかしきとは此人より出たる言葉成べし心あだにしてあつぱれ遊女也むかしよりの長崎の大夫の風義此人に殘りて侍る酒などおもしろく打のみ座つきたも〳〵敷床の内上手にて一儀大好物味ひごゝもいはれずちと傾城盛はすぎつれども卯月半の白牡丹のをのが葉かげに咲かくれたる心地してしぼめる花の匂ひ殘れるとや申べからんさびしき折とて人にへつらはずにぎやか成とて人をすてず古の襄娘は

烽火を見てゑみがほをなし今の市之允は彼が笑貌に人々思ひをもやすのよし

豐後屋五郎兵衛內

右　小太輔　 　年二十三

ちと色くろけれどもよろづあしからず若輩成時は藝などよくとゝのへ取分仕舞など上手めきてよほどはやられしを近年能もなき付物にほだされ末の契に今のつとめあしく折々子さへもたれければよろづうるはしからずけれども其付物も今はきれたるよし功者にてよく男をかはゆがる人なれば又はやらるべし天運は往て復るといへば末たのもし

右小太夫方ゟ難じて云市之允は第一心あだにして無分別者也行末かけて契し中もよしなき者ゝさし水に中切る事多し殊一座の女郎つき合よろしからずいぢわろく酒などのませて女郎をこめつくる事すきにて姿には似ぬ事ども也

左市之允かた陳じて云く心あだにして分別なきよし遊女の身にてはさもあり度也二心なきつよき敵にひかれては天にも上りをのれが心中を立ては地の下にも埋れんとぞ時のうきしづみも有て是がためにたはれたる人もうらみすくなかるべきか遊女に分別有とて何ほどの事あらんや又聊の事に中を切と云も人に心うつりやすきあだぼれゆへなり是もあはぬむかしより敵のゑりをさぐりてもてなされんよりは取掛るたとこのためにはうしろやすき事ならずや自餘の女郎をあなどると云も常の女のなすわざにあらず又よくもなき傾城のしやべりまはりてさし出過たるも見にくしたぶもをかるまじきか

又小太夫方より難々を申て云其うか〳〵と心うつりやすき人となじみては何のおもしろからんや一夜二夜といへどもいもせの中と成て家をゆづる子の親となるゝ此道世川も幾度の追出しかぶきを見るにもくはしや方の下手にて理のつまらぬは二度見られぬ也いはんや眞事の色をや

又市州方ゟ陳じて云遊女は心あだにしてうつりやすきをよきと云にはあらず心あだ成ものは必風流にやさしき也彼夕顏木枯のたぐひこそかりの契にはおもしろけれど雨夜のわけしりも云をかれ侍る又あだ成女のもちたる子とてあだ成はなし腹はかり物也近代日本に二三人の大名にも遊女の腹にや

ざり給ふ人なきにしもあらず罪なき女はかならず
幸にあふときけば是も末たのもしと云
左市之允方より申て云いで難をいはゞ楊貴妃李夫
人にも墨筆つくべし今小太夫にさして難なし色を
も香をも
判曰右小太輔方の難も共いはれなきもや〳〵にあら
ず又左市之允方の陳々に詰開く所尤至極せり且又市
之允より小太夫にさして難なきのよし近來神妙也雖
然今市州に小太夫をくらべ見んには花のかたはらの
大原木のごとしいはんは云にまさるとはかゝるわけ
成べし尤左勝たるべし

三番
油屋太右衛門内
左　花かつら 　年十五
生さきこもれる藤の花かづらのいとぶればつかなき
さまながら今年初て咲出たるに春風ふかく吹落てさ
と匂ひたる心地ぞし侍るかゝる人はまごひつゝ敵の
手づよく功者なれば末は雲にもはひのぼる物とぞ
渡邊新左衛門内與三兵衛跡
右勝　小むらさき 　年十五

伽羅の香を日見の櫻ににほはせし枝珊瑚珠にさかせ
たらんは物いはず笑はず人をぬらさずのうれへは絶
まし此人此時に出て世の末世ならざる事と長崎の田
舎ならぬ事をしりぬ石上古き傾國は和漢共に知たる
人なしちかき寛永のはじめ四の二の戀祖よしの野風
はかたりはつたゆれど目には見ず七條の朱雀に成て
は八千代藤枝よりして今のよしのもろこしに江戸は
千とせ勝山をはじめ今巳の時の高雄小むらさき難波
は大和萬太をさきにして彼戀死の夕霧今の荻野にい
たるまでとあればかゝるあふさきるさにいで難つく
まじきはなし今此人の上を難じ見んにはいかなるあ
た敵の巾著切成とも先打ゑまるべくぞれもはれ侍る
顔ばせの色つやまみのけだかき髪すぢめでたく物ご
しやわらかにして手足は玉をけづれり副(そひ)ねのなげふ
しぬれ第一の御好物此人かたちより心なをまさりて
一夜逢たる人は家職をわすれ二夜なれたるものは妻
子を捨る都て長崎人の内方に申此人十八九に成らん
とき若きむすこ殿にかならず見せたまふな又おや
ぢにも
左花かづら方より難じて云むらさきは第一よはし

いさはりなど云事は咄にもいやがらるゝ也酒のまねば一坐まだるし物よくもかゝねば文のつけさゝけうとし唯打むかふ人にとりつきだきつきて戀しゆかしのぬれをいふより外傾城の諸わけはしらぬ也いつもぢいさまとゝさまのよき恩にてあまりしづか過てみじか夜などはなし一つにて明なんかときのどく也又紫と云名も心ゆかず江戸の似せにてかはりやすからんかと心もとなしよはきは後をさりするためし多し

右小紫方より陳じて云都てよはきは云はしらぬ人の評也此比ぶら〳〵煩有て氣むづかしくさはがしき人にはあはぬ事あり酒をのまぬと云も是ならんか本より大上戸のね酒の肴にはなす人とはあはぬなり物よくかゝぬといへども誰も十四五にて能書有りやかふろたちならねばよろづれほとかにして行末猶たのもし紫と云名は女轡のせまき心にちよつと云出せしなり是ほどの者はまつかめとよびてもはやるべし

右むらさき方より申て云まだ棚なれぬ藤に花かづらにてなにはのよしあし云にたらず家よろしからねばもし末はさがりふぢにてもあらんやといとをし

判曰藤の花かづらも紫の緣有といへども色のこきうすきをくらべ見んにはなずらふべくこともあらず

筑紫にもむらさき生るとよみ給ふ
言葉の末の世には出來物

四番

左　大和　年二十二
油屋太右衛門内

かほかたちさのみよろしきにはあらねど心ざま成ほどよきもの也さゝ打のみ一座わつさりとしてあはぬさきから心やすくにくきすぢなくかりそめの敵もおろそかにせぬりこんもの也

右勝　夜妻　年二十二
伊勢屋太郎右衛門内

是もさのみよからねど心正直を立てよく物に氣をつけかりそめの一座の人もわするゝことなく七いとこまでも文をつかはしてなじむなり同じうそも人よりはあはれにつきなしよわ〳〵としたる傍日影まつ間に側がはのとのが露さへ亡もげにくるしちかき比まで

は唐人行蔵しをなじみの鬼も渡りこねば折からあつしく里がちにて締の情に敵の涙をかげんしてせんじやう常のごとくいたはりしかばこの比よく成て山へかへりをのづから日本行になりしなり

右方申て云日本行に大和の君有といふ事もしらず

左方申て云夜妻はいつの比より唐人行の輪ぬけられ候哉

判曰左右の車隊ともに揚錢の輕重なし雖然と大和はさびしき折とて其位をさげずしていまに唐士のかほゝ也て夜妻はやゝまびとかごとにして唐人行をぬくるともに心ざしを立てたもひあがりたる所はたとへ唐人行にいか成美女有とも此人々にはなずらふべくもあらずいづれをまさりいづれををとりとせんもしらずしかし伊勢屋は家よくかりそめにもいやしきわけをきらへば是ほどには夜妻かちたるべきか

左書

豊後五郎兵衛内

左　かほる　年十八

かほはさのみよろしからねど立姿ほそりすはりにてどこやらをのづと遊女めきたり心だて香車にしてしつぼりとの也つとあゆみ出たる所はまだ初秋の花薄のをのが一本穂に出そめたる心地しておもふあたりの空なつかしくそゞろの風もつて待がほに下葉にかよふ露の玉章折ふしのいらへなどもたもはくらしうかきつゞけさらばと云てのもとか酒にもまだ夜はわかいの江戸ぶしに引とめられ曉の虫の聲は荻の上風にかけ合てとふもならぬほどあはれにらうたく隣部屋に聞さへ身にしみわすれんとすれどわすられずたもひ出どたもへば猶あやにくにあとに枕に俤に立つゝ戀と言物の身をせむる事初て此人にならひ侍るさぞあふたる人は

油屋太右衛門内

右　三河　年二十三

目眉も形もあしからずむかし大阪屋に大和といへる聞ゐし女郎につかはれし人にてよろづよき事も見しもの也わかき折は悧利根利發にして打見るよりいさしき事數まさりしを此家にうつりて後をのれ一人かはりたるふるまひもならねばをのづと心ものちをとりせし也けれどゝ此家にては々此人也功者也聖さへ時にあはぬもありくやむべからず

右三河方より難じて云かほるは若輩成時はにくき程つよく云べきはりも云うらむべきふしもうらみてよろづわつさりと罪なき心地せしを近年ねぢけまはりて文にてはとかくいへどもあふては何事もなしかゝる人の異名を文で申と云也且又諸わけは内またに付たる膏藥のごとくあたゝまりのつよき方に必付といへばなさけをしらぬに似たり

左薫方より陳じて云近年つとめのわけあしきよし聊さにはあらず薫は女轡の私女郎也物しる比よりあしきやりてをつけしゆへわづかのくせもやりて女轡のさし引に成て少成ともつよき方に付てあからさまの事もをごろ〳〵しくしかりてらせしゆへ打手もはたらかず世人さも云べし又つよきかたに付と云も一とせ二とせはやく日本行にせしゆへちとつとめぐるしく先懇の人を取はなさじとせし也何かと云とも所にて一人二人のもの也四五盃すごさせてはどふもいはれぬ所有べし

左薫方より申て云三河はあしき所なし功者にさへあるといへば申難なし

判曰左薫方より陳する所さも有べし三河は功者なればも難なきよし是又神妙也かほるはとしも若くよろづ遊女のしよさもさのみをくれたるすぢなく老さきこめては立まさるべくもたもはれ侍るを三河家の日本行いづれもよろしからねば三河の功者に物して持なごにすべし

右日本行十人五番の女郎合は遊女のほまれ轡の面目且は異國の聞にも成べし次に唐人行の中頓て日本行のあとをつぎてさもあるべきもののあら〳〵批判し侍る長崎土産卷三終

増訂一話一言卷四十三終

（右業續者姓名小傳

死人小左衛門

淺草鳥越橋にて侍（十千亭云矢頭藤助兵衛之練者大小神祇組の與市谷か佛坂に住す後湯島に轉居）後より組留候處脇差を拔候へども不爲働候所我腹より組留候者之腹迄脇差を突通相果候也

はなれ駒四郎兵衛（夢野市郎兵衛兒）

風呂屋の二階よりたれ候所を首を被切前へ首下り候を片手にて押へながら相手を切殺し候然共七十迄存命致し候

夢野市郎兵衛

後にふかの茂兵衛と申候公儀より御尋に付相模國へ參り法身いたし誧生と申沙身仕相果候一生上下によらずいか樣成る強き人にても樣嚴を不付於大坂丸山と志賀之助相撲之時志賀之助負と申候へば志賀之助江戸にて懇意に仕候に付大脇指をぬきかけ見物の中へ入志賀之助勝相撲と申無理勝にいたし候天下に無隱事に候

西川氏按京傳事跡考志賀之助相撲合手仁王仁右衛門と有之夢野市郎兵衛後見之節也

ごら庄九郎

元組勘三郎と致口論勘三郎を切殺し其時の町奉行神尾備前守殿名高き役者切殺し候段不便に思召庄九郎淺草はりつけ場にて打首に被仰付候

唐犬組　居首甚兵衛　小八郎兵衛　手くない庄五郎　こぶり八郎兵衛（小歌うたひ○長崎通詞の子也）

右四人日本橋にさらし者罷成候四人共白むく黒羽二重定紋付着いたし御仕置罷成候

唐犬權兵衛

ふだんもみ裏がんぎのすそべり取上繭なぶりのいたづら者也淺草橋にさらされ打首也

どう犬眞兵衛（後に十右衛門と申候）　ごう犬三左衛門　ごうた組れひやら庄左衛門（後に數寄屋彌七交）　五郎次五郎右衛門　縫箔や平吉

此分は皆無事にて病死

淺草ざる組　ざる八兵衛　ざる源五兵衛　ざる安左衛門（後に[illegible]樣へ[illegible]成敗）　ざる友之助　伊兵衛　めくぼ傳兵衛

右之分ざる組也

和泉長太夫（和泉太夫頭）
本挽町芝居にて人を切殺御仕置罷成候
本挽町五丁目和泉太夫悴半右衛門天和三亥年閏五月廿一日に入牢同十一月十八日御赦免別人歟詳ならべし
辻切之部　つけの勘助　さきい五郎兵衛　せうき半兵衛　こぶ市右衛門（悴五郎）　扇や與平次　くそつぼ五郎右衛門（是は十月中旬にふきや町にて害被切相候）　佛師庄左衛門　かみこ市郎兵衛　赤銅藤兵衛
右之分辻切に逢候
つばや源之丞
兄勝之丞兩人共に男立境町に罷有弟源之丞大門口の畳やへ白晝に切込御仕置罷成候
脇差刀上ヶ物師字平次
大屋五郎兵衛（さ八の銘入）と兄弟之様仕候處字平次家にて五郎兵衛切殺白金町の土手へ捨久しく不顕後に顕れ御仕置罷成候
前髪三左衛門
若衆に十三郎と申を持候處十三郎男だてにてふきや町の大屋一兵衛と申者を芝居の道にて夜切殺立退候三左衛門兄分故久々牢舎也（大事の節御免）
やわた風呂の五郎兵衛
後に玄朴と申醫者に成候段々男立いたし江戸を走り赤坂へ通宿の亭主を切殺處後へにげ喜庵と申後に江戸へ來る
きれの彌兵衛
首きりきれの彌兵衛（品川にてうんさゝと申候）
みけん小左衛門　こもの十蔵（十郎父つら内疵）
赤坂鍔や兵左衛門（大いたづら有故に[illegible]山手に旗本申迄[illegible]）
赤坂利寶院名代の男立（山伏也）　須田太郎兵衛
さち木六右衛門　ほごかい勘兵衛（浪人）
ひたい次郎　あほう惣左衛門（無類の男）
がつほう利左衛門　たにの武兵衛
今井源五
此分歴々筋能男也
赤坂あこぶく利兵衛（後一二と名付）　はなさぶ
一時清兵衛（品川之者）　小五郎兵衛（梅澤之者）
出来星の五兵衛（護國寺にて吉右衛門と申候）　野良三十郎（仙臺之者木工右衛門と申候）
田中十郎右衛門
百助と申能き若衆松平相模殿にて祐閑と予今能在

候大男立髭脇さし度々喧嘩切合人形遣ひ三郎兵衛と申者と大げんくわいたし候

仙臺四郎兵衛 日本左衛門と申候小あみ町にて男立也
渡々の伊兵衛 後に東庵と申いしやに相成候
上州吉兵衛
やつこ次兵衛 江戸追放ふか川に住す
天神三四郎 背中に八刀大きずあり
はすつは吉兵衛 人涙
在郷久兵衛
くはさう左郎右衛門 小[illegible]町
犬金左衛門 [illegible]か町
材木屋市十郎
達摩伊右衛門
會津半右衛門
油や六之助 半左衛門弟分也
掛川や五兵衛
彌兵衛 七左衛門弟後に[illegible]と申す
草や角左衛門
市郎兵衛 [illegible]
小腕利左衛門

かみなり市右衛門
ふごの藤兵衛
こうけい太郎兵衛 神田の男後に三郎右衛門
うでの庄次郎 ひたいに悪り字金[illegible]有[illegible]大[illegible]
生付與右衛門
馬場七郎兵衛
くはさう長左衛門
鑓や金左衛門
鑓や金十郎
達摩小左衛門
同小右衛門 三人兄弟也
瀧かみ半左衛門
雨がへ五郎兵衛
あつみ七左衛門
ときや瀬兵衛
大宮善兵衛
唐人五右衛門
まさる庄二郎

餅や加兵衛
たくわんか治兵衛
みかん五郎兵衛
くじら伊兵衛
たそまき十兵衛 團十郎しうと
あげ足二郎左衛門
弟次郎次 次郎弟
はげの庄左衛門 人涙
こぶの長三
たこ丸清三
木戸與五右衛門
柏屋庄五郎
古着佐次兵衛
木面八郎左衛門
はげの四兵衛
前髪傳三
そう〳〵小兵衛
矢倉八郎兵衛
大渡し八郎右衛門
はごか八兵衛

すねはぎ平右衛門
みかん庄兵衛
荒五郎茂兵衛
竹馬三左衛門
大敎院 田所町
わらやの次郎
のでの片志喜三郎
まむし十郎右衛門
だらの六兵衛
金時半兵衛
耳半七
ぬつくり四郎兵衛
かめんぼう平左衛門
よこの利兵衛
白柄作右衛門
糸びん庄右衛門
馬道具や久兵衛
あばの庄左衛門 後に[illegible]
小さらし佐兵衛 [illegible]成候[illegible]人後[illegible]
こうざる五郎作 [illegible]

米春十兵衛　　　　かんにん喜兵衛[illegible]八事也
馬の庄兵衛　　　　らつひ牛左衛門
手この金兵衛　　　紺屋三左衛門[illegible]谷の[illegible]也
くづう與左衛門　　きめがに伊兵衛
めつきの利兵衛

言之分ハ百二十人

武士

關屋孫之丞

ふだん頭より口元迄頭巾夏冬なしにかぶる頭に大疵ハ隱物見苦候に付頭巾かぶり通し異名をナマさ申候八丁堀與力に關屋名字あり一家也

鈴木右心

異名せがい坊と申候御鷹所頭鈴木八郎兵衛喜左衛門弟一生男立也

增山主水

異名虫やつこと申候彈正の弟也

大また筧與三兵衛

大いたづら者吉原をこゑ付ヶ馬にてかけを乗候人也

小また堀又右衛門

年八十前とし三清法　所の山の井といふ太夫をあげや久右衛門方にて正月中仕舞跡さきに正月四日大門口にて大脇差にて切殺相手不知

[illegible]何新助

能男十手にて大喧嘩何事なく仕舞候てやゝく院[illegible]是に仕す後に錢[illegible]出す一物切十郎右衛門と申候大之番仕候

西川傳[illegible]何十郎右衛門供養語傳通院大佛前に有之

水野十郎左衛門知行三千石

吉原より歸り三浦小二郎同道にて上﨟の小袖下に着しいにしへ傳内東や〳〵へ被参候大あはれにてあけ幕切て落しさゝ〳〵六方にて聞候其上法[illegible]内小おたと云上﨟つれて走り段々不屆御吟味にて松平讃路殿にて切腹被仰付

武備睫に云水野十郎左衛門は水野出雲守重仲の長子也

御日記に云寛文四年三月廿六日己巳雨水野十郎左衛門不作法之由達上聞被宥死罪一等松平阿波守へ御預ヶ同廿七日庚午晴重て不作法之義顯碎

に被爲閉今日切腹被仰付委くは卷十八に抄出すべし

三浦小次郎
吉や組の頭也され共中分立て牢人被致孫左衛門こ
申病死す
武備睫に云く三浦小二郎は大御番なりしが後に
御納戸役こ度十郎左衛門より手上のものにて異
名を吉やといふ赤坂祭禮の時あばれけるを紀伊
大納言賴宣卿御覽有て御老中へ被遣ける故父小
左衛門へ御預ヶ被仰付けり

横井源太左衛門
御先手吉や組異名を五やこ申候

平林十郎左衛門
よしや組御成敗也

相馬小次郎
よしや組大土戸酒の肴にたばこを喰候

ふじ太郎兵衛
旗本大ごもり故引込ゆかうこ申在郷にて人切殺我
も死す

小林次郎兵衛
吉や組土手にてけんくわにげ候故足は小ばやしさ
申候御成敗なり

高木仁左衛門
吉や組大小柄頭にねけぞここ申拵出しふだん鐵棒
を突土手にて喧嘩死す
及聞秘錄云寛永年中御湯殿役ヲ勤タル高木善宗
ト云御坊主流刑セラル扨善宗兄弟久々八丈島ニ
アリテ生レタル子其名ヲ仁左衛門ト云成人ノ後
密ニ往來舟ヲ憑テ江戸へ出シガ其比江戸ニ時花
シ男立ヲ見ナラヒ入彼仲間上野花ザカリノ節大
ワキザシヲヌキ一ツノ幕ノ内へ入テアバレ人ヲ
追散シ直ニ新吉原へ赴キケルニ水野十郎左衛門
ガ同類三十人計カケ出左右ヨリ鎗長刀ニテツキ
カヽル高木モ二尺五寸ノ大脇差ニテ防キ戰ヒケ
ルガ深手負弱リタル所ヲ鎗五六本ニテ突止々リ
云々又池ノ端ニテ御旗本衆兩人鍔店へ上リ鍔ヲ
見居候內小坊主外ニ立居シアタマへ小便ヲシテ
通リ扨モヨキ小便壺哉ト云テ行過シヿアリ

柴山彌惣左衛門
大小の神祇組頭がんぎ染の紅裏にてふだん六方御
成敗也

幡隨長兵衛
能男也花房大膳殿歩行之者六方故牢人短き相口の脇指に大刀さしあくたれ者此時分皆相口に大刀はやり候三井市十郎殿へ呼大勢にて切殺候
及聞隨筆錄ニハ「幡隨院ノ弟也ト云水野十郎左衛門宅ニテ切殺ストアリ」玉滴隱見ニモ亦同

小笠原彌一右衛門
石谷將監殿與力能男にて是も長刀に相口をさし淺黄木綿のぬのこぶどう唐草をちらし其上にはかま着し風呂や中を六方相與力谷彌五兵衛をふるまひに呼先にて口論にて彌五兵衛切殺し内之者不出候内に神妙に宿へ歸り此段將監殿へ申上るたすけ被申度由召色々被致候へ共相手相果候故十日ほど過候て御成敗也父小笠原金左衛門元來歷々の仁也

岩間八兵衛
旗本にて大ばくち打淺草袋町に住すふだん武士町人集り博奕うたせ御詮議にて御仕置也

平岡八
甲州代官の弟也法花宗善立寺の甥異名をめうはちと申候

中川八郎左衛門
女郎あきた請出し公儀の引負四萬兩餘青山下野殿へ父子御預御成敗

梶川甚五左衛門
吉原狂ひばくち打にて大島へ流人後に御免岡利齋と申候

雲のたへま
松平越前殿相撲取大六方御普請奉行仕よしわらにて成敗也

水野彌太夫
松浦肥前殿にて三百石取り古今不雙の男也江戸大火事の時分施行奉行の時ばくち牢人仕金時半兵衛方にて死去小山治兵衛も久しく置候由大小鐺などさびも不付所持致候由

小笠原十郎左衛門
分元心弟大學能書也武士作法目上男ぶり無殘所玉の井と云太夫上臈女房にいたし又女房一人さし置一生伊達にてくらし吉原にて赤井半右衛門と申旗本と大口論いたし一日上臈みせへ不出候に付江戸より夢野茂兵衛來り吉や組廿人ほど吉原にならび

居候て中へ來り茂兵衛扱にて事濟候

青木清兵衛

甲斐庄飛騨守の與力六方者ふだん吉原に遊ぶ夫故牢人いたし白井小庵と申あべ川町に住す後に公儀より御尋事有之乘物にのせ大勢にてつれ行候處に途中にて乘物けやぶり大勢らうぜき仕其咎重く獄門に成候

齋田仁左衛門

松平越中殿浪人六方者兵法遣ひ

須原六郎左衛門

大橋流の手書男ぶりおかしく狂言にもまね候由

六之丞

淺草に籠居候牢人つらの内に大疵有繪の上手天氣能にもげたをはき申候故けた牢人と申候

神田かげまさ七郎兵衛

六方ばくち打後に鶴姫樣御臺所頭に成る

伊藤左太夫

牢人立治ぶしの根元角町松風と云女郎を女房にする

小川庄左衛門

伊藤道喜子道林と申候六方吉原狂ひ計いたし勘當元俗仕雁やおふうと申を女房にして油町に居源氏の講釋いたす

五十嵐平助

ばくち打追放後御免又兵衛と申候隱なき牢人也

友野伊兵衛 後に彌五左衛門と申す

佐々木分清

大六方者公儀目いしや

下坂市之丞

刀鍛冶大六方者されども何事なく死す

赤井半右衛門

吉や組大博ち打吉原にて小笠原十郎左衛門と大喧嘩あり

前場久三郎

六方者三味せん上手也

川村十兵衛

異名だるま十兵衛と申候小山治兵衛方にも久敷罷後に竹之丞幼年に付後見仕本町十二屋と申呉服や竹之丞金元いたし候物前に成り金借し可申と約束仕後いやと申候十兵衛立腹いたし我が腹へ脇指少

々突込候へば鷲金子出し候後に大坂へ登り九郎右衛門座の手代になり大坂にて知略牢人と異名付候案のごとく肥前勘三郎繁昌の時節に下り頭取七郎右衛門方に罷在大坂九郎右衛門座一年下し勘三郎両座一ッに致し候はゞ珍敷別て繁昌可仕と申合七郎右衛門つれ候て登り色々手に取候様に相談極めかたき證文いたさせ七郎右衛門下り又九郎一巻川原崎權之助皆々さし置不申芝居大くひろげ大坂に相待候へ共一人も下し不申大坂にて芝居へかし申候金元こだはり申と申来二百両為登申候五百両為登候様にと申来り此方霜月中時分迄芝居不仕其内又九郎堺町權之助木挽町芝居取立跡へも先へも不登七郎右衛門は大坂へ登り十兵衛へ咄し可申と相極申候勘三郎金可其金何ほど出し可申とて役者仲間の金子故金千両為登候處に名人の瀬井山三郎始其外上手の役者一人も下し不申大坂にてきゝ不申候作や九兵衛小舞たつ岡五九郎是を高切米に付置下し申候其一年より勘三郎家迄賣申候九郎右衛門は江戸より為登候金子にて大坂七分の借金拂心のまゝに役者抱芝居仕候大坂と江戸の義に候へば公事沙汰に不及候是だるま十兵衛智略也

白山一學　富永傳右衛門　山嵐三衛門　ちで七郎兵衛　人切善兵衛　皆々牢人の六方者也

右之分〆四十三人

此書者蜷川親晋子之蔵本也朝森有子寫之再予寫者也

予時安永　乙未二月廿八日　瀬名貞雄

天明五年乙巳十二月廿三日寫　南畝子

武備睫に山中源左衛門といふ男伊達あり五百石大御番也正保年中麹町眞法寺にて切腹被仰付也

辭世

わんさくれふんぞるべいか今日ばかり
あすはからすがかつかじるべい

○薩摩隅州の海中に在之櫻島神火の次第

安永八己亥年九月廿九日之夜酉ノ刻地震明ル十月朔日卯刻より御嶽南の峯に少し煙立登るとみへしより段々と盛んに相成午の刻に至山の腰前後六七合目より神火燃上り黒雲のごとく成煙のぼる事高サ凡五六里計光焔の中電光燿々諸人目を驚す事限なし焼石岩のごとく降ちらし木石壹丈貳丈の石も火勢にて微塵

ごなる四方八方へ飛散其上國中一時の間に地震十度程宛の震動御嶽火焔の響き晝夜ごも雷鳴のごとし凡國中手に取様に相聞勿論近國へも響きわたり火焔天に滿候故當近國日州肥後豊後邊之御大名方より追々御見舞之御使者在之候折節西風にて御城下鹿兒島は降物焦之臭吹來之風にて壹寸計も灰降つもり候當日迄も燃止事なく六七日以前より燃下り海邊まで燃候はゞ相顯り可申哉此日は晝夜ども諸事不取散銘々造支度用意而已に御座候御嶽後邊堺牛根村貝瀉中俣垂水邊迄は燒灰凡六七尺計降積晝夜ども暗夜のごとくにて挑灯にて往來致候尤燃がら石東西南北へ飛散海中に二三尺燒石積り其上灰降依之海上船之渡海難成候御嶽前邊へ燃出候時は鹿兒島へは早速逼退候積にて家財諸道具銘々土藏へ詰用意いたし候もはや火勢も少うすく相成候得共大雨いたし候迄は日和にても傘にて往來いたし候間鳥類は燒落獸類燒死海中湯の如くにて魚類夥敷死し浮上り候燒失所々多惣村數十八ヶ村燒死人數委細未難知凡九千六百人餘牛馬貳千八百餘不燒剰切追放し候塞牧場のごとし尤當九月廿八日廿九日兩日は島中之御祭にて諸方より人數夥敷入込有之候處俄の大變噴動諸人膽をつぶし恐れわなゝき我も〳〵と船に飛乗命から〳〵方々へ逼渡り危命助しも有之火急の變事故船々へのりおくれ候類左右の火焔の中に取巻れ或は岩石飛来打ひしがれ死するもの數不知然し博奕谷ご申所に岩窟有之此所へ數多逼込候處燒石落かゝり岩窟の入口埋れ死するもあり其中に命有ものは燒落たる鳥類など食物にして五六日之間露命つなぐもあり御嶽後の瀬戸ご申所島より向ひ地へ半里計有之候その海中深サ八九十尋之所燃がらの石にて埋もれ一面に干潟のごとし塞信州諏訪の海同前に歩渡り致命助り候者も數多有之助命の人數當分鹿兒島御物より御養ひ被仰付候前代未聞大變故御國中寺社方晝夜御祈禱無闕候古今珍事則繪圖相認差上候御覽可被成候以上

亥十月十三日出　　從薩州

續日本紀曰人皇四十七代廢帝寶字八年十二月似レ雷雷爾アラズ時節當ニ大隅薩摩ノ堺ニ烟雲晦冥而七日之後天晴於ニ鹿兒島ノ信爾村ノ海沙石自集化而三島ト成炎氣鑄ル勢ノ如ク相ツラナル望見レバ四阿ノ屋根ニ似タリ爲島ノ埋ル物民家六十二區

只十餘人也ト云

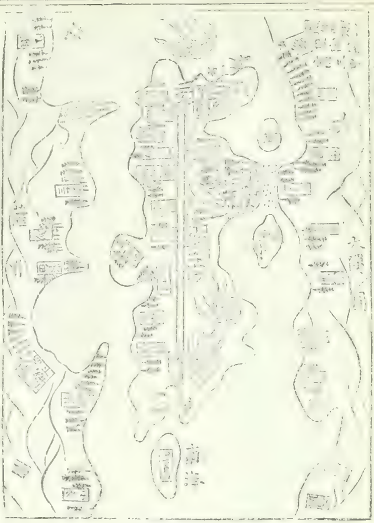

御嶽前山

御嶽後山

○難船紀聞 安永九年子 房州漂着　　南畝子輯

本船無舵無篷難走進港

貴國速着小舟牽進救命幸勿再遲感恩不淺

南京船主沈敬瞻

南畝曰篷ハ席帆也此方ノ人ハ苫ト心得マチガヒシ由也品字箋ニ篷字ノ義アリ

先達而御注進奉申上候

大船之義昨二日村役人共沖合に相掛居候處へ罷越何國之船に候哉と相尋申候所南京國船主沈敬瞻長崎渡之積にて南京國より去十一月出帆致候後船にて長崎へ渡候義不相叶是迄漂流致最早粮米薪水等無之及難澁之由相願候故早速白米四斗入拾俵水薪等相渡申候然處昨二日四つ時より大風雨烈く高浪にて沖合に掛り難留體に相見候に付早速助船數艘指出候得共大風雨高浪にて南京船へ近寄不申候午時計湊沖に漂候内辰巳風大雨甚敷相成南京船碇繩房州朝比奈郡□□浦居下流寄申候漸小船四五艘陸を引趣て南京船流寄候場所へ指出候得共助船大浪にて水船に相成申候然處南京船乘組人數七拾八人之内貳十八人上ヶ介抱仕置候殘り五十人之者未船中に罷在候浪間に見合相助可申候

右之趣早速奉申上候

安永九子年五月三日　大岡兵庫頭領分ノ内忽戸村名主

善右衛門

浦賀御番所中様

右ノ書付二通五月中旬家弟島崎紫名清水小十八郎多賀常政ヨリ借リ得テ示ス

安永九子五月上旬

南京寧字房國忽戸村流倚唐人共願書

本船被風遇難飄在

貴國現在波大椛地不好

即速稟明

王上即着小船五六十船並中事一員來

至船牽引難船進港幸勿再遲適

船七十八人性命千緊非輕速來

救命爲感

本船遇難飄流至此不知貴處是

何地名山中可有　王家頭目唐

通事即速來船聞我道

此山是前是後港在何方

長崎在何方向路多少里

右之書付ヲ以浦賀御役所ヘ差出シ申候

右ノ書付五月下旬錦江生ヨリ借リ得テ寫ス

越美明

本船失桅不自在故具請使小船助牽入港然官聽有調不

得私諸之速已告官不日命下當如所請姑恐之且□糧米

空道饋米拾俵幸□却之

南京船主

沈敬瞻

蒙　賜來米拾俵已領感恩不淺來諭一切已悉知但搭地

不好更兼無蓬無舵懇祈速救入港則無既特此奉覆

右ノ書付二通六月六日當直ノ日金田氏ヨリ借リテ寫

具呈南京船主沈敬瞻爲祈轉啓事切難商于上年十一

月間起身不料中途遇颶岩洋半載幸蒙

神庇得至

貴國救命之恩沒齒不忘奈商等離鄉半載音信杳然風傷

之苦莫此爲甚承諭

官命下始有歸期備程途遙遠命下未卜歸期難計未免遲

延切念長崎現有夥計船五艘在館懇祈

大人先達長崎俾夥計船知悉回棹時得有口信到家以免

父母懸念之苦故特哀懇如蒙俯准則感戴不止難商一

人矣

安永九年五月　日　　南京船主沈敬瞻朱印

船圖略之

○船長九丈貳尺中艙□貳丈九尺○舵樓長三丈濶貳丈四尺○大桅長八丈六尺○紅木桅尖兩根每根長貳丈○頭桅長□六丈八尺○頭桁長四丈貳尺○中艙大破長壹丈二尺五寸深六尺○同所欄干破長四丈八尺

通船共計七十九人內病故一人

實七十九人

○官尺式樣一本○貨財簿一本○姓名里記之簿一本

右從岩槻侯呈　藩右之寫　庚子孟夏　醉雪

右ノ書付二通六月六日當直ノ夜元帥稻葉公ヨリ借得テ寫ス

頃接來

諭知悉

政府俯准難商情詞通達崎陽使商夥得悉便寄家音特蒙

馳傳捧讀之下深感

厚恩即家下聞知亦沾

雲誼商乃傳同總管曉諭通船人衆使彼等亦叨

恩渥今當申謝仰祈

照鑒此

稟

五月二十六日　　難商　沈敬瞻　顧寧遠

右ノ書付一通小野美彌ヨリ借抄ス

○房州漂着大清人稟

具呈南京船主沈敬瞻爲祈轉告事切難商于上年十

一月間起身不料中途遇颶若洋半載幸蒙

神庇得至

貴國救命之恩沒齒不忘奈商等離鄉半載音信杳然風傷

之苦莫此爲甚承諭

官命下給有歸期備程途遙遠命下來下歸期難[illegible]未免遲

延切念長崎現有夥計船五艘在[illegible]懇祈

大人先達長崎俾夥計船知悉回棹時得有口信到家以免

父母懸念之苦故時哀懇如蒙俯准則感戴不止難商

一人矣

安永九年五月　日　　南京船主沈敬瞻

敬等特蒙

王命撫恤不勝感激難商切念開洋以來遇颶之船故屬

不少至于若洋半載欒遇颶風不測之期[illegible]違此亦罕

見之事皆因命舛時乖所至幸遇

天眷得至

貴國始蒙救命既蒙給食種々隆情并紙筆可能書述此

恩此德再世不忘今又悉既命有司使達崎[illegible]感謝之至

但有乘凡客他鄉衆之人衆難流仰懇速
賜歸途則感戴不止一人也此
覆
安永九年五月　日　　南京船主沈敬瞻
譯員書刻下本船水手人等協同
貴地民夫上船起貨其甘蔗山歸來俱在水中現在其味
已出不堪收拾同糞一樣甚臭況包皮繩索腐爛不堪
則思起上無益望懇
大頭目大人轉達
王使飭令不必起上現在所撈者日內收拾洗洒速
賜歸結早送崎陽則感不淺矣
五月二十日　　難商沈敬瞻具
頃接來
諭知悉
政府衙准商情詞通達崎陽 使商夥 得悉便寄家書特蒙
馳傳捧讀之下深感
厚恩即家下聞知亦沾
雲誼商乃傳同總管曉諭通船人衆使彼等亦叨恩擬今當
中謝仰祈
照鑒此

稟
五月二十六日　　難商　沈敬瞻　顧寧遠
具稟南京船主沈敬瞻爲祈轉啓事切本船木料今日蒙
諭別囑船匠拆解一同收結以他船送去故屬
恩典但拆下之料俱是柴坏無用之物若以
貴處破耗日工船費送至長崎商等斷然不安就論送到崎
港登岸夫費皆係難商應出之項其數亦不少若以累千
重價而買此炊飯柴薪普天之下無此愚人而況財東處
難以剖白乞爲原諒以愚見論之如
貴國有法不便陳留莫妙乎丟去海中爲上計仰祈
轉達
王使恩准所求則感不淺矣
安永九年六月　　船主沈敬瞻　總管林天從
頃承
尊命將用 貴地大船送商等七十八人並所取貨物一併
載往崎陽披讀之下深感
貴邦體恤遠商仁施宇內無以加于此矣不但敬等感激啣
恩即唐財東亦蒙隆貺于無旣至于腐敗貨物洋中放去聽
憑

主裁可也特此奉
謝伏祈
照鑒
安永九年六月　日　　難商沈敬瞻
具呈南京船主沈敬瞻爲祈轉啓事切本船所有大桅頭
桅施且正副二桂等物商等撿視情形決難起上決不能
帶往長崎亡處無用不必趨矣再舵梗一根長三丈八尺
如
貴地匠工有大器懇令拖起鋸去兩頭留中間二丈一段又
中線鋸開分作二片倘能處置可回舵牙二枝一併帶往
崎陽以充他船之用萬一不能處置只取舵牙二枝帶去
餘不必矣伏祈轉致
王使盼咐免議可也此
稟
安永九年六月　日　　船主沈敬瞻
總管林天從
頃接
台命已悉商等前稟聲明本船拆下木料皆因無用之物不
必帶崎之呈爲商轉達并請更議無如
官命已下不准所求特懇苦情恩免轉運夫費等項更惠格
外殊
恩披讀之下不但商等銘勒五中即唐山財東亦叨
厚澤于無旣矣着此鳴
謝無任感激之至
謹
聞
南京船主沈敬瞻
具呈南京船主沈敬瞻爲祈轉啓事切商等被難至此
多蒙救濟又感
王上厚恩特使　大臣撫恤窮商恩摧屢加種々隆情難以
形于紙筆今當駕途尚申叩謝
洪慈緣有善衷冒昧上陳于左此番商等二人備帶小夥書
籍一宗計血本銀壹千五百兩非公司各貨尚有二三
餘存者可比此係二人自出血本備辦貨克蠅頭以充
薪水用度今已連本毫無補心極矣每一念至不覺淚
下如兩此等事件既非交易相關之地本不敢奉告今
之所懇出于萬不得已之勢商等思見候到崎之日欲
求　王家額外恩賞給商二人少補家中糊口之費庶
免心與兩懸苦中苦耳倘能俯准則□其矣今特拜□
大人于　王使前爲商備細轉達苦情懇求
王使回府後在
王上前覆　旨時爲商告陳被難情由俾得

王上矜憐商等苦節上聞々々得諭長崎知悉恩賜下頒則
難商不幸中之大幸也如蒙
王使憫憐恩蔵不特商等二人感激
洪恩即家中老幼均沾　大德于無涯矣
此
稟
安永九月六月　日　南京船主沈敬瞻
同　財副顧寧遠
本船有鹿耳柱二宗現在拋出深水沙中今蒙
貴民撈取商等意見其物價值無多況民夫在水中撈取曾
恐有惧大爲不便不必取矣特此奉
稟
六月二十四日　南京船主沈敬瞻
今蒙
諭房州朝夷浦地方四月三十日漂有唐船一艘即經題
報
江戸府委員査情着將該船修葺若仍可用駛至崎港若大
傷不可用即便將別船搬去聽憑料理定奪等因
批准前來現在細加査報更通船内除身故水手一人外
餘皆得生據該船主沈敬瞻所懇係遠洋漂流遇難將
此情由通知在館各船主轉報回唐俾得心安等情即
題
請　江戸府准行前來今某等奉
命即將此事詳達在唐財東以及該船人衆親眷得知以
免懸念等因俱已知悉切思如此遇難漂至意外之地
通船性命難保幸賴
貴國　仁政以得救度俟務遂至　貴港等因寔出枯木生
春之
慈恩不獨難商沈敬瞻等感激在唐在館均同頂祝
大德不朽矣爲此公同叩
謝
安永九年六月　亥八番船主朱景陶
亥九番船主周玉祿
沐恩在館唐商　亥十番船主黄永泰
亥十一番船主程養描
亥十二番船主閔亮公
亥十三番船主彭儀來
右清人公文得某氏所藏而寫云是會計府所藏也
天明元年秋九月朔　南畝大田覃書
○天明三年卯七月淺間山燒拔候一件

淺間山燒抜たる川筋通り上州我妻郡石高下知村數
大前村　鎌原村　小宿村　蘆生田村
西久保村　中居村　赤羽根村　今井村
袋倉村　古森村　羽根尾村　半手木村
坪井村　日陰村　長野村　横谷村
川原畑村　松尾村　岩下村
林村是は坪井村脇未知猿橋裏通り三島村伊也町
並根子谷
市城村　青山村
右二ヶ村は川筋通り高キ所は少々宛殘り候と相
見へ申候
矢倉村　京町
岩下村邊泥入押流れ是迄
利根川通り村々
泥入
村上村　小野子村（不殘流れ）　五ヶ田村　姥島村
家流殘十日朝火石にて不殘やける
川島村　南牧村
御關所高崎樣御預り幷橋流れ御番所屋根迄貳丈
計流れ入流れ

下倉井村　阿久津村　中村（漲川下村ゟ殘流れる）　漆原村（泥入臺上計押來人々ハ是ハ上り居申候）
牛田村
前橋實正舟渡御番所無難に舟附そんし當時通用
不叶高崎領不殘砂降幷泥入
上新田村　下新田村　萩原村　横手村
中島村
川筋通り伊勢崎船渡し御關所流
福島村　五科村（同舟渡し）　新河岸（泥入）
右之通川筋通り村々押流し申候
本庄宿戸谷
天明三年癸卯七月廿一日　二左衛門ゟ來る
乍恐以宿送奉申上候
一日光道中幸手宿問屋年寄共奉申上候當宿より八町
東之方字權現堂（日中利根川之内御座候）昨夜中より今晝八つ時頃
迄家藏破損いたし候五六寸角之宣柱四五尺丸之梁
木敷居鴨居戸板貫桁竹屋根を葺候時之麥藁其外臼
杵重箱桶鉢之家具類悉く碎ケ四五尺丸之生木之松

杉五六尺より壹丈迄に折皮もすりむけ本末共に筏のごとく相成川幅六七町之內川一ぱいに乘船など難相成程も數流申候此間十餘雨一向に降不申候吾川に御座候所黃色に黑き水急に流三四尺も相增申候男女子其出家溺死之者是迄三四拾人馬十五六疋川緣通り流申候川中向岸之儀は何程流れ申候哉相知不申候右之內被れ候數に上州群馬郡川島村さ寺村宿之儀に付右佰現堂川岸に掛り居候上州藤木河岸之申所之船之者へ承候處川島村は湯治場伊香保より貳拾里程之由無急度申聞候右泥水故か鯉鮒鯰類之類浮上り河岸へ寄夥敷流れ來手取に相成申候

右は先達御觸も御座候變異之儀故乍恐宿次を以奉申上候以上

天明三卯年七月九日

伊奈半左衛門御代官所
武州葛飾郡幸手宿
問屋　文左衛門
年寄　仁左衛門

道中御奉行樣

乍恐宿次を以御訴申上候事

一先月末方より信州淺間山震動仕燒砂相降候義數度に御座候處去五日夜中厚サ五分程宛降申候別て同六日夜六時より夥敷降出夜中雷電大鳴翌七日晝も細晴夜にて降通し其夜彌大降にて同八日晝四ッ過迄降申候砂厚サ貳寸七分餘壹坪計(ハカリタテ)立候處壹石五斗三升餘り御座候但壹升之砂重サ四百三十目御座候田畑に降し砂五六寸候之作物一同に砂埋申候然ども右之間雨は少も降不申候八日八ッ時利根川右泥之水流大石火乍燃相流川中一向に輝立陸へ押上申候依之當宿五料宿間矢川通路相止日光通り往來相止申候三國通り同樣にて通路相止申候乍恐宿繼を以御訴申上候以上

天明三卯年七月十九日

日光御例幣使道
那須郡
群馬郡玉村宿
問屋年寄　三郎治
庄右衛門

道中兩
御奉行樣

覺

中山道
信州佐久郡
輕井澤宿

右宿之儀淺間山麓御座候處去月廿九日より淺間山大燒震動雷電夥敷鳴強百姓にも追々立退き候處當月七日夜四つ時より大石夥敷降懸り年寄又八と申者の屋根へ大石の火玉落懸り即時に燒出夫より四五ヶ所一圓に燒立一宿不殘燒候趣に御座候名主六左衞門と申者父子水帳其外御用書物取出度身命を限相働外へ取出し申候處被候竹笠幷に御座候雨度大石落懸被打倒漸起上り迯去候よし六左衞門娘孫下女兩人相果候歟と存候旨六左衞門申候右之外怪我人死失人程難計御座候

中山道　信州佐久郡　沓掛宿
追分宿

右貳ヶ所も淺間山麓にて前書之通り輕井澤宿同樣之大變と相聞候得共宿中不殘何方へか迯去候哉彼是陣屋々々一向否不申出樣子相知候且手代共罷越見分等仕候樣之儀相成不申候

中山道　上州碓氷郡　板鼻宿

右宿より訴出候は五月廿八日六月廿八日當月五日淺間山燒吹出し灰厚サ霜程降候處當月六日暮六つ時より同八日未刻迄晝夜とも震動雷電仕無法に厚砂降七日午刻より申刻過迄二時半程如暗夜行燈挑灯にて漸用も相達凡石砂厚サ壹尺壹寸程降積り吹溜は壹尺四五寸も有之潰家之分御傳馬役相勤候者二軒其外平家數多押被潰田畑は毛は不及申青草無之差當馬飼料無之難義仕候間訴出申候

右私御代官所中山道信州上州四ヶ宿此度淺間山燒石砂降就中信州三宿之儀は退轉同然に相成候趣に御座候得共今以燒靜り不申候彼地に罷在候手代共見分に罷越候儀も相成不申候間追々委細相糺可申上候得共先右之段御屆申上候以上

卯七月　遠藤兵右衞門

私御代官所上州群馬郡川島村より訴出候は同國吾妻川通去八日四つ時山津浪にて泥岩火石等夥敷押出し川島村より杢御關所北牧村家居田畑共不殘流失仕候尤山手に少々家居相殘り候迄にて流死候人數相知不申候存命之者は有之間敷推察仕候計にて萬一農業又は稼方に罷出候者は殘可申哉も相知不

申候段申之候假相殘候迚も當時渴命におよび可申より外無之旨注進申出候右川通り村々如何可有之哉難計存候旨申聞候に付早速手代差遣見ヶ爲仕追々可申上候得共先右之段御屆申上候以上

卯七月　原田清右衛門

○集千家註批點杜工部詩集

集千家註批點杜工部詩集卷之一

七八ノ卷　信州主將

永祿二年菊月日　板垣駿河守信方

三四ノ卷　甲州

、、、、、　春圓房

右は堀口幽谷の家藏なり、其書古訓點にて板垣信方の手書こみたり、亂世にかゝる風雅もめづらし、闕卷あり全からず。

○加州仰西寺尼詩歌

送智則法師　加州　小淑 金澤仰西寺老尼

布衣笻竹杖。雲水一身輕。爲謝祖恩浩。羨師千里情。

旅衣袖寒ぬらしはるぐゝさ越の白根の雪のふぶきに

法の師の跡を尋てゆく人に心ばかりをたぐへてぞやる

野も山もわけつゝゆかむ一すぢにあふぐ御法の道はたどらで

○北向

大東世語、江對曰。天竺那蘭陀寺。戒賢論師所住。震旦西明寺圓測法師道場、、、、、、註云。晉法顯佛國記曰。祇洹精舍有二門。一門東向。一門北向。江師所引、蓋誤記此耳。

○大坂追手燒失書付

天明三年癸卯

一去ル十一日夜大坂追手大御門御多門雷火にて燒失に付爲伺御機嫌明十七日四ッ時溜詰御譜代大名高家鴈之間詰同嫡子菊之間御緣頰詰諸番頭諸物頭布衣以上之御役人

御本丸西丸ゑ登　城可仕候

但病氣幼少の面々は月番老中丹波守宅へ使者可差越候

一右之外萬石以上之面々是又番月番之老中丹波守宅元使者可差越候

一在國在邑之面々は老中丹波守ゑ飛札可差越候右之趣可被相觸候

卯十月十六日

新女院（大宮御事）去る十二日崩御に付今日ゟ十八日迄鳴物停止候

但普請は不苦候

卯十月十六日

○心學の事

心學といへる事京都にて專ら流行す、享保の比京都瓦町に石田勘平といへるものありて是を弘む、勘平號は梅岩丹波桑田郡人也、都鄙問答（眞片カナ）齊家論（半カナ）を著す、門人手島堵庵といへるもの其道を得て大きに流行す、前訓、我杖、安樂問辨、朝倉新話等を著す、その門人谷口松翁（伊右衛門）呉服屋道順、中澤道二（糸や）（いんきよ元は華宗といふ）三子を高弟とす、俗に松翁を顏回に比し道順を子貢に比し道二を子貢に比すといふ、道二東都に來て茅場町醫者米田一貫といへるものゝ宅にて心學を講す、著す所春日和あり（初名は門暖西田山得草又名道しるべともいふ）又鎌田一學といふものあり、賣卜先生糖俵并後編ありべかゝりを著す、大抵宋儒の說をもとゝし日用平生目の前の事をとく兒女子の耳に入やすき樣に導しものなり。

○熊坂氏恤民書付

天明三年八月十六日奥州熊坂宇右衛門御褒美被下候時御勘定所書付之寫

松平陸奥守御預り所
奥州伊達郡高子村
百姓
宇右衛門

右宇右衛門義貞實成者に付年來村方へ奇特成取計仕候旨村方一同訴出候に付相糺候處親宇右衛門代より常々小前百姓共をいたはり御年貢年々無滞致皆濟寶暦五亥年凶作之節其身并家内之者ども粥を給村内困窮之百姓共へ籾貳拾石餘三拾俵差遣し當宇右衛門代に罷成明和三戌年困窮之百姓共へ麥三拾俵合力仕相續成兼候ものへは金七八兩米麥五六石ツヽ年々に差遣し不作之年自分夫食不足之節は代金にて差遣し御年貢等差滞候節は村役人陣屋元へ往來も繁く雜用も相掛り小前之ものども痛に相成候義を歎き其砌は金子差出上納爲致都て親宇右衛門代より差遣候分合力仕候心得に罷在候へども返濟仕候者も有之候へば受取置尚又困窮之者ども之手當に仕其外長病にて罷在候者へは米等を差遣

醫師を頼療治等之義迄世話いたし又は困窮にて他村へ奉公等に罷出候者へは夫々に手當いたし引戻候樣取計候へば是等之義は年季之義に付員數不相知小前百姓どもといたはり候に付難取續躰之者も相續仕候右高子村之義は山間之悪地にて近年水旱損相續村方難義仕候得共右之通宇右衛門年來深切に手當仕候に付百姓共取續年々御年貢無滯上納仕諸事宇右衛門を見習百姓共農業出精仕一村之交りも睦敷罷成候段宇右衛門奇特之義ども村方一同申之郡中へも相響自然と人氣も宜敷相成候義に付可相成候はゞ相應之御褒美被下置候樣仕度旨陸奥守御預り所役人申聞候（見出し）〔下略〕

天明三卯年八月十六日出羽守殿（水野也）

御勘定奉行え

松平陸奥守御預所
奥州伊達郡高子村
百姓
宇右衛門

銀拾枚

右之者生得實躰成者にて數年村方へ奇特之取計致候に付其身一代刀差免幷子孫迄名字名乘可申候爲御褒美書面之通被下之

右は御勘定所之書留を寫置候也

其後又々困窮之者を救候書付熊坂氏よりかり得て寫左に記す

一天明三年癸卯奥州饑饉之節伊達郡高子村百姓熊坂宇右衛門困窮之村々へ農夫食代として借遣し候書付村々より屆書出し候書付によりて抄出す

一箭崎村　家數五拾六軒へ　金貳拾壹兩三歩
　卯十二月　來辰六月改無利足にて返濟之積

一同　十六軒へ　金五兩
　辰二月十二日　當辰六月廿五日日限無利足

一上保原村　七拾貳軒へ　金三拾兩程
　卯九月
　卯十一月之内借す但是は他領ゆゑ書面には無之

一信夫郡鎌田村之内阿武隈川東向鎌田村（高子ノ隣村也）
　家數三拾九軒へ金拾六兩
　卯十二月カス　來辰の六月切に無利足返濟之積

一信夫郡瀨上村之内阿武隈川東向瀨上（高子ノ隣村也）
　貳拾七軒へ　金八兩貳分
　卯十二月カス　來辰六月無利足返濟之積

右名届書アリ略之富子村ノ計記之

乍恐以書付御願奉申上候事

一當村百姓熊五郎・衛門儀ハ内困窮百姓手當之義は平年にさへ彼是深切に世話いたし遣候者に付當大凶年に相當り手當いたし遣候義は不珍候得共當年之義は別て厚き深切之取計奉存候に付乍恐品々左に奉申上候

覺

一錢拾三貫三百五十文

是は當二月九日に例年之通農夫食代六月十六日限に返濟之積無利足にて用達遣申候尤日限に返濟仕候

一金貳兩壹分ト錢五百文

是は當六月四日に夏成御上納金に此月末迄無利足にて用達遣申候尤日限に返濟仕候

一錢拾貳貫五百文

是は當八月廿三日に私共之内困窮百姓十二軒へ夫食代として合力仕くれ申候但男壹人へ錢三百七拾文つゝ女壹人へ錢貳百五十文つゝ子共壹人へ錢百貳拾五文つゝ但此節米壹升に付錢七拾貳三文位仕候

一籾貳石四斗貳升五合

是は當八月晦日に私共之内困窮百姓十二軒へ合力仕くれ候但此節新米は出來不申古米は疾にたべ盡し且つ調物にも一切無之時節に付誠に及飢渇に申躰の處右之通合力仕遣候を以困窮百姓助命仕候義に御座候

一金拾貳兩

是は當九月七日に私共十六軒へ來辰農夫喰調代金に用達くれ申候但返濟之義は兩三年之内世柄立直り次第元金無利足にして返濟之積りに用達くれ尤銘々割渡し候金子を以籾相調當時名主宅へ預け爲置來春農夫食に爲貯置申候

一金七兩貳分

是は例年之通御年貢金上納仕候に付私共之内極難澁之もの十三軒へ來辰六月十五日限に無利足にて返濟之積に昨廿三日に用達遣申候

一金貳兩貳分

是は當時より正月中迄之夫食代に私共之內
極難儀之もの拾三軒へ來辰の六月十五日限
無利足にて返濟候つもりに昨廿三日用達呉
申候

右之通手當仕取計ひ呉申候尤內々右宇右衞門存寄
之趣は當年は米穀高直に候得共せめて金錢だに相
出し候はゞ手に入可申候得共來春夏之間は七八月
之間に至り候はゞ米穀調物にも有之間敷と相考候
趣に付少々貯穀有之分も當年は不相出來年に至り
必至之時節に至助成可仕存寄を以當年は金錢を以
見舞呉候由是等之處至て深切成志と奉存候ここに
其身は勿論家內中共に雜穀干粮粥等にて朝夕簡略
仕此節金壹分に付米八升五合より九升迄仕候得共
一粒も賣拂不申來年に至り村內隣村之救に可仕下
夕心之由誠以深切成志に奉存候其上悴同苗軍次郎
義一ヶ月に三四度ツヽ村內相見舞家內有無をも見
屆困窮之私共へ彼是力を付呉候に付はたらき候に
も自然とすゝみ有之農作も無差仕付仕候來夏之取
續にも罷成候義偏に右宇右衞門廣大之深切故と奉
存候右品々別て奇特之取計ひ共と奉存候に付乍恐

村內總百姓連印書付を以御屆奉申上候以上

仙臺御預り所
奥州伊達郡高子村百姓

天明三年卯十二月廿四日

善八印
惣太郎同
勘七同
平二郎同
十右衞門同
庄三郎同
兵藏同
八之丞同
傳藏同
源八同
傳七同
淸右衞門同
與惣二同
善五郎同
文七同
勘四郎同

仙臺御預り

桑折

御役所

前書御届申上候通相違無御座候に付奥印仕奉差上
候以上

右村組頭
庄四郎印

同名主
惣右衛門印

右高子村ヨリ出シ候届書扣熊坂氏ヨリ借得テ寫シ其
餘隣村等ノ届書ハ略シテ其員數計ヲ記置也

覺

奥州伊達郡高子村
百姓
熊坂宇右衛門

一籾七拾石
但辰巳二ヶ年取立延年より戌迄無利足
五ヶ年賦一ヶ年拾四石充取立候積

高子村　箱崎村
瀬上村　鎌田村
右可貸渡村々

是は右宇右衛門貯置候籾御座候處去卯年凶作
に付米拂底市中出米無之同人居村幷隣村困窮
百姓及飢候程之者御座候に付此節右籾御預所
へ差出右村々へ貸付且年々取立之相濟候分借
請度旨望人在之候はゝ年壱割五分之利足を加
貸付其年々取立之追年困窮百姓共爲手當其村
限圍籾取計候積

右は松平陸奥守御預所奥州伊達郡高子村熊坂宇右
衛門義去卯年凶作に付村々夫食雜穀干糧等迄喰盡
に相成其上奥州筋米拂底此節壹兩に三斗六七升穀
麥五斗六七升位之直段にて甚高直に御座候上市中
出米無御座買調可申樣無之程にて右宇右衛門居村
幷隣村困窮百姓共當時さへ及飢候體御座候當春
夏之間新穀相出候まで之內彌難請取つゞき之程無
覺束必至と差迫饑死にも可至哉相歎勿論其身相應
之暮之者にて兼て簡略仕飯米殘少々貯籾御座候間
聊に候得共書面之籾此節御預所へ差出右村々極貧
之者共へ相應に割合貸手當仕度よし尤困窮者に御
座候間不痛樣無利足にて取立之相濟候分は追々貸
附每年新籾詰替に相成候樣致候はゞ年少分右村々
困窮之者計も追年共御救之助にも可相成候間貸附
之義御吟味被成下度旨願出に候付吟味仕候處右宇

右衛門申出候通去卯年之義は甚凶作之年柄に相違無之且夫食米拜借被仰付候村々も有之候得共全體米拂底の年柄作少分も右籾貸附候はゞ四ヶ村小前之者共取つゞき一助に可相成哉と吟味仕候間右籾七拾石役所へ爲差出書面年賦之通取立之追々望人有之候はゞ利籾を加貸付成相候はゞ書面之村々追々其手當に可相成候間字右衛門願之通申渡其村限圍籾に取計候樣可仕哉依之奉伺候以上

　　　　　　　　　　　　松平陸奥守家來

天明四年辰閏正月　　　　蜂屋又左衛門

　御勘定所

右相伺候處伺之通可取計旨御下知相濟候間可得其意者也

　　　　仙臺御預

　　　　　桑折

辰五月　　御役所

　　　　　　　　高子村

　　　　　　　　　熊坂字右衛門方

熊坂氏書狀に云此其村限と申事は御下知は相濟候事には候得共不宜候譯は若姦なる名主有之候得ば圍籾は只文具に罷成無用無之罷成候事に候間桑折御藏へ御取立之積に願申存寄に候桑折御藏もすき間なく候はゞ拙者屋敷之内へ拙者自分入用にて土藏を一ッ追てしつらひ右御圍籾爲御入置候樣にも願可申と存居候事也

又云此一件朱文公社倉之遺意にも可有之哉

又云此籾は當三月中旬拙者内分にて割渡し御下知を待候ては喧嘩過の棒なるゆへなり

右之外又箱崎村拾六軒（辰二月十二日）金五兩用達上保原村廿三軒へ金五兩用達外に七兩貳分と貳兩貳分高子村へ用達是等は書上にももれ候分也

○小野篁作の閻魔

牛込横寺町泉藏院に小野篁の作といへる閻羅王の木像あり、高二尺にみたず古色あり台厨子のうらに

　小野篁之作閻魔之三尊寶樹山玉淵寺

　泉藏院へ

奉納所也　　　　　施主

　于時寶永四丁亥年　　中村氏寛明

とあり寺に天神社あり、當時組合持にて無住なり、天台宗上野末也

俗ニ此像ヲ聖像也ト云ハ誤也

○俵の字

俵の字字書米苞の名とする事みへず、いつの比よりかいひ出しけん、馬端臨通考に、唐宋和糴の事を論じて自唐始以和糴充他用、至于宋、而糴遂爲軍餉儲邊一大事、熙豐後始有結糴寄糴均糴俵糴博糴兌糴括糴等名。何其多也。この中に俵糴といへる事は俵散の事なる歟。

○鱗形屋畫双紙作者

鱗屋孫兵衛方繪双紙作者は津輕侯内に居候吉右衛門と申候輕き者之作のよし、あだ名をおやいと申候、鯛の味噌づてよもの赤のみかけ山のかん烏などいふことば此男のいひ出せし也と、右藩中之人の話也。

○兩國橋向築出

兩國橋向築出新地天明五年の事也

川岸長八拾四間　南方拾三間五尺

寛永元年冬より春にいたりてもとのごとく川となる

○二百里

長祿記に高野山の事を記して云。二社の鎮守一は丹生大明神とて胎藏界の曼陀羅也。次は高野大明神とて金剛界の曼陀羅也、惣じて當山無双の靈地にて愛別離苦怨憎會苦の惡心自消滅し帝都を去る事二百里、郷里を離れて無人城と云云。

按此二百里何町一里にや

○かくれたるしん

かくれたるしんあればあらはれての利生とかや云云

住吉物語にみへたり

○樹上覆裏

樹上覆裏　霜ヨケノ事也、司馬相如傳盧橘夏熟註ニ、呉錄云建安有レ橘冬月樹上覆裏スレバ明年夏色變青黑其味甚甘美盧ハ即黑色是也。

增訂一話一言卷四十四終

增訂一話一言卷四十五

〇徂來詩

徂來先生七律眞蹟一幅 蕉鹿携來

郊園久輟五侯珂。忽拄儒宗復此過。泉石猶餘經濟大。詠歌應發性靈多。吾從孔孟論山水。人道卑棲在薜蘿。總是德星今再聚。願留照映被巖阿。

六義園奉陪國子老先生作伏乞粲政　物茂卿拜

徂來　茂卿

幸巳の霜月十五日の事なりき

脫翁の書簡も添てあり、是又見事なり、徂來翁半日の磊落なる書と違ひ敬て書たまへると見へしが、被の一字にいたりて例の磊落なる筆意見ゑたり、起句をみるに保山公隱居の後とみゑたり、一体豪氣言外に溢れて尊敬の中に慢罵の氣あり、前聯の經濟の字面白し、詠歌は主人の和歌にても有しなるべし、後聯孔孟に從て山水を論ずるといへる國子先生に對して自負の意をふくめり、人道卑棲在二薜蘿一と云る句卑陶甄龍の用ひられざるをなげきて人道といへるも妙々、これより德星ふたゝび前々代のごとくにあつまらば、その餘光も又此方にも及ばんといへるなるべし、國子老先生林大内記信篤君なるべし、正德中は白石の勢つよくして用ひられず、國喪正議などをみても知べし、享保の時にいたりて再び用ひられし故六義園にも招請せしかど、一體地歩を占めたる傑作にして、今時の人の氣象とは天地懸隔なるべし十一月十七日記

〇梅の風

仲冬望の日野村氏の𡙇茶梅（サンンクハ）の一枝を携へ來れり、名を梅の風といふ、その名の雅なるをもて地錦抄をみるに、寶永增補數十種の中にも見へず、廣益三十種の中にもなし、附錄卷之三梅の風山茶花 花形よく二重大りん白地に本紅のさらさいろ〳〵くるひ咲きわけのごとくなるもあり、一葩ヅヽ紅白さしまぜのごとくなるもあり、らんべにのごとくなるあり、又難波津のもやうなるもあり、極上々ながめよし

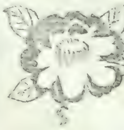

梅の風さゝんくわ

增補地錦抄八卷寶永七年寅の初春の板也

續益地錦抄八卷享保四年亥仲春の板也附錄四卷は享保十八年丑仲春の板なり。此一種後に渡りしなるべし。

○三州志　飛州志

一三州志は加賀能登越中の三州の地理の事を書る書なり、加賀の人の著す所にして今歳辛巳昌平　地理の事を聞れる所に納しこいふ、市河米菴の話なり、今まで加州の地理を書るものなし、加越闘諍記などよむによろしかるべきものなり。

一飛州志四卷

（一）羅念菴文集抄　水次碓戶の事　人別改の事

明羅念菴文集二前文略

今之言水次與縣倉於執事者。不過曰均一米也。止遠近之異耳。水次不一。莫考有無。莫定遲速。故每若縣倉便。此善悶上也。彼固不言主水次者。用米之利於農。主縣倉者用銀。糴米之利市人也。蓋米出鄉。米賤銀貴。用米則破屋窮簷。春杵立辨。肩擔背負。朝夕可前。大者倉箱。小者甕盎。不事鑄鎔。人自爲守。米既堅好。貲自便利。兩年以來。軍無刁難。民免稱貸。此水次之成効也。縣倉去納戶既遠。米不易達。催征轉換。交納守支。非獨力可能。縱米入倉。必經多手。需索侵虞。十不餘五。又況歇家與碓戶。表裏爲奸。碓戶把持。歇家從臾。勢不得不至於以銀糴米。方有着落。至於用銀糴米。則已入碓戶掌握。雖官府百計防範。不能制也　下略

右與劉檪亭論水次書に見へたり、此書役人の不案内にて市人の便利をいへり、水次は淺草の札差に似たり、碓戶は舂入の米屋に似たり、いづくも人情はかはる事なし

又與秦省諸公論覈丁書に

按撫造京省黃冊。不敢虧損原額丁口。曰遵制也。府縣編派。別有實徵數目。曰便民也。原額不敢虧損。故假立推收冊。無可據實徵。便於編派。故丁有新舊。歲必增除。此江右之通例也。吉水成丁。男子一十四萬二千二百零七丁。猶永豐一十一萬零。蓋洪武初年之原額也。嘉靖年間。止有九萬七百一十丁。而永豐則減爲五萬八千八百有零。二十六年前。介王君之詰奉本院刊刻實徵。以革宿弊。事例研除補奏止有七萬九百一十七丁、刊冊中纖永豐亦減而爲四萬五千七百。此編派之所據也。二十七年。使使司類

撰總會文冊。吉水仍以九萬舊丁截入課程項下。而永豐得書新丁四萬五千。由永豐推之。他縣可知也。是時申飭再三。未得允改。三十六年。使司編泒皇木。又以原額十四萬丁起數。而兩縣皆從實徵。日者詳查本府。三十一年。改造實徵總冊。吉水仍載十四萬原額。而永豐又書五萬餘丁。彼此舛錯。竟無歸一。夫糧一也。實徵有舊有新之不齊。此欲請者一也。編派一也。有用原額用實徵新丁之不齊。此欲請者二也。府冊一也。有書原額書實徵舊丁之不齊。此其欲請者三也。切思當道文移浩繁。宜難稽覈。至此極者。要之有司不及周知。愚民不敢哀籲。而珥筆者。又欲肆譸幻以存營窟耳。自貽伊阻。夫復何言止

此方にても享保六年の比命ありて、子午卯酉七年め〳〵に國中の人別を改て計府に出す事あり、是又原額を用るあり、實徵を用るあり、江戸の人別荏原郡品川葛飾郡本所足立郡千住橘樹郡西方ノを除きて、豐島郡ばかり百萬にあまれり、其大きなる事をしるべし、天明六年の丙午改には本國中にて十九萬丁を減ぜし事ありき、七年め〳〵に消長あり、いづれ人別は原額より實徵は多し。

○野州阿蘇郡佐野郷時平大明神

野州阿蘇郡佐野郷近村に古江村といふあり、此村にいかなる故にか時平大明神の社あり、これは左大臣時平公をまつりし社にて、むかしより此村に梅の木なし、梅は菅家の紋なれば、所のものいみて他にゆきて梅干にてもくへばたちまち發熱して大になやむよし、同村百姓忠八といふものゝ話なりと、龜屋文寶の筆まかせに見えたり。

○萩寺

本所押上村龍眼寺を萩寺といふ

龍眼寺和尚萩を數奇て數莖をうゆ、予に詠せよといふ

きゝしより見る目ぞまさる此寺の庭にをりしく萩のにしきは　高辻大納言家長

此寺に碑をたてゝ芭蕉翁の發句をかけり

ぬれてゆく人もをかしや雨の萩

近比萩寺にゆきてみしに此碑なし。

○仙臺釘子村百姓敵を被討に參り候實記

奥州仙臺領岩井郡東山釘子村庄右衞門と申者敵を被討に參り候實記

文政二年春奥州仙臺領岩井郡東山釘子村の百姓庄右

衞門歳六十二歳敵を被討に參り候次第は庄右衞門事二十三ヶ年以前伊勢參宮に志し壹人にて旅立候處信州口坂へ相越候處向より浪士壹人來りて行合ひ候處かの侍申ける樣我等至極難澁に及候間路用金かしくれ候樣申されける庄右衞門驚入私儀は伊勢參り心ざし報謝を得罷登り候得ば一金の貯も無之候間御用捨被下度と申ければ彼の士申樣貯無之候はば衣類にても無心いたし度候士は一應無心と申出し不叶時は身分も相立不申候間是非無心と申されければ庄右衞門十方にくれ居りけるかけはづし逃出しけるに跡より追かけぼくごふを以打れ則氣絶倒臥ける處に衣類脇指路用金共に剝ぎ取れ下帶一本にてたふれ臥居ける所に良暫くありて正氣付起上り四方を詠め必死の思ひをなして居りける所へ年の比五十計の酒醉人よろめき渡り參りける庄右衞門立寄り願けるは拙者儀は奥州仙臺の者に候が此所にて追剝ぎに出合如此相成候御慈悲を以一重被下度命御助け被下かしと願ひければ彼の男申樣其方はれひはぎとか我をはぎ取とや甚だ惡きやつなり其分に不相成抔と惡口雜言致され庄右衞門迚も命助り難し我れ打たれ候棒其所に捨置けるを取て彼酒醉男を打ちければ終に打殺し不得止事衣類はぎ取見れば懷中に金子壹兩有けるを天の與へと悦び取て人殺しなれば見とがめられては難儀成べしと晝夜嫌なく國元さして逃戾りける在所へ戾りては信州にて大病相煩路金も遣ひ捨無據歸宅之由家內へ深く隱し咄さざりけり夫に年々幸ひ引續き相續も宜敷相成釘子村二三番通りの富家と成りける文政二年の春に至り最早我六拾貳歳になりけるが先年人殺したる事朝暮心に絶へず妻子にもふかく隱し口外にも出さず心中に計思ひて暮しわれ人を殺したるむくひ終には子孫にむくふべしと案じ煩ひけるが當年六拾貳歳に相成候へば人間之定命も是迄なりとおもひあきらめて子孫之爲に先年我が手に掛て殺たる子孫の者を尋て敵を打れ候はば子孫へむくひも有まじとれもひ付家內之者親類共へ先年伊勢參宮に登りける時信州にて相煩ひ世話に成候方々へも今に謝禮不致候て打過居候處當年は六拾貳歳に成候間伊勢參宮ながら信州之方々へ禮ながら罷度品々相咄し旅立ける然る處信州口坂に掛りて相尋けるは二十三ヶ年以前口坂にて殺されける人の子孫誰と申人にあるべき

やと道行人に聞ける所彼男答けるは夫は我等近村に候由申けるよつてしからばおしへ給へとて同道參りける無程口坂にも相成同所百姓彌五郎と申者の所へ尋趣ける所振舞これある様子にて男女大勢取込居りける所へ庄右衞門申入けるは私は奥州仙臺東山釘子村庄右衞門と申者に御座候所御亭主へ御目に掛り御相談申度品々候へば御尋仕候と申ける所亭主挨拶には今日は佛事相勤取込居候間明日成共御會下さるべしとて出會不申庄右衞門押て申様は假初取込にても一寸と御目に掛り申度と申ける居合親類共申けるははるばる遠國尋來る客人如何様の相談あるや何れ宿を致させ可申迚御覽之通り今日は親の佛事相勤取込居候間はるばるの御尋何にも御止宿下さるべしとてめられける庄右衞門洗足致し直に座敷へ通りけるに膳最中にて上座に和尚居左右相伴の客居流ける所へ庄右衞門申けるは私儀は奥州仙臺釘子村庄右衞門と申者に御座候が廿三年以前口坂にて此家の亭主を我が手にかけて殺ける間御子孫之御方に討れ申度はるばる尋罷出候間何も樣御取計ひ下されかしと頼入ける和尚始め皆々驚入興さめしばし無言に扣ける所

和尚答て亭主彌五郎をまねて申されけるは倩今日彌兵衞を手にかけ殺けるもの〻よしにて其方に敵を討れ度遠國より尋來る事に〻所存今輪なるかよふの義は命を助るも今日佛事追善に相成り候間たすけ遣すべしと申されければ彌五郎何れ御膳も相過し燒香相濟御客申上て挨拶有けるに亭主香相勤和尚并に客人も庄右衞門に向ひ和尚申されけるは扨々其方遠路遙々廿三年過去に當り續と名乗りはるばる尋來る其者今ためしなき事なりさすれば命を助け遣すも第一の追善なり佛道にも十惡の極罪人もほつ心に至れは是をゆるすと有きう鳥ふところに入時はかりう人も是を取らずと有ければ助るは第一の追善也と申されければ彌五郎申けるは御尤には候へども主と親の敵は共に天をいたゞかずと承り子として父の讐の葉を分ても其儘討ざるは第一の不孝と存じ候間是非に討て父の讐を復したしとて中々承引なし和尚を始め面々も不及是非に敵討に定りける最早夜ふけに逐りければ明日家の後の川原にて本望とげべしとて定りける翌日彌五郎支度を整め勝若携出庄右衞門にむかひ支度をさせければ立合給ひと申ければ私儀は立

合て勝負をとげ申身には無之御身分の心まかせに討るゝ身分に候へば何の支度も無之と申ける然るに彌五郎携出たる脇指庄右衛門見覺有ける故相尋候は扨御身分の指料は御家に傳りし道具に候や又は餘所な求められけるや如何と尋けるに彌五郎申けるは是は品有之餘所より手に入候指添に有之候と申けり庄右衛門左候はゞ各樣御立合にて御見分下さるべし右之脇指銘は助定にて尺は貳尺三寸燒は亂れ燒目貫は後藤が雞にてせつぱはぶき金かけに候と委しく咄しけり何れもふしぎにおもひ和尚を始め立合改めけるに少しも庄右衛門が申に紛なしといふ其時庄右衛門申けるは左樣ならば仔細を咄し申べし私儀二十三年以前伊勢參宮を心ざし只壹人にて當所口坂へ參候處向より士衆來りて路用金無心申かけられ一圓貯無之由申候へば衣類にてもかし候樣無體に申かけられ無是非迯去候處追かけられ棒にて打たをされ氣絶致候內衣類並路用金右之脇指共にうばひとられ下帯壹本にて居候所へ年比五拾計の酒醉男よろめき渡り參り候故願ひけるは私儀此所にて追剝にあひ御覽の通り下帯壹本にて命助り可申樣無之候間何卒御慈悲を以一重被下置御助下されかしと願ひければ彼酒醉男其方はおひはぎにて我をはぎ取んとや甚にくきやつ也その分に成り難き抔と申されけるに左樣の者には無之私儀かくの如くはがれ申候間一重下され御助け下されたしとひたすら願へども惡口雜言致され無據迚も助り難き命あまり腹立まぎれに私が打れし棒其所に捨て有けるを以打候所あやまつて打殺不得止事衣類はぎとり直に國元へ立歸り候へ共人殺の罪朝夕難除き御尋仕討れ可申と語りければ和尚横手を打扨は左樣なるか其元はぎ取候者は此家亭主彌兵衛が實弟にて若年より惡性者にて終に盜賊と成りて命を失ひける者なり然れば弟の身代りに立て兄彌兵衛は其元の手に掛り果ける者也さすれば此方より求たる惡事にて敵を討べき道理なしさるによつて昨日よりかよふのいん緣もあるべきか扣けるよふ申含たり此上は敵討に不及とて何も口々に申けり彌五郎も面目を失ひ止みにけり夫より親類共寄集り種々馳走もてなし四五日逗留して伊勢參宮首尾よく相勤歸國しけれども全體人殺しの罪恥人家內之妻子にも堅く隱して語らざりけれ共信州にて古今の珍事成ゆへ男女專ら咄し

さなへけるに付奥州之者信州[illegible]分にて委細承りける
さなる在所の者に承るに廿三ヶ年以前參宮に立信州
にてわづらひ立かへり去年春六拾貳歲にて又々參宮
登りけると何も咄しければうたがひなき事共也誠に
古今稀なる珍事成けるとかや
釘子村は北東高山にて山の形は氣仙郡にて海際の
よし承る。

○裘代の事 裘衣 宮帶 宮體 同

海人藻芥 惠命院撰

僧俗裝束相當之事

法衣ハ俗ノ束帶也、裘袋ハ俗ノ直衣也、鈍色ハ俗ノ狩衣也、衣ハ俗ノ直垂也、俗人直衣狩衣時下令着用指貫僧中裘袋鈍色下最令着用指貫之處慈鎮和尚中公家被止之云々、當時坊官以下三綱世間法師鈍色等之下用指貫也。法眼裘袋鈍色ノ時者持檜扇衣ノ時者不持也、一向中古以來山門南都園城三綱用檜扇頗比興之事也、

詹々言 松岡玄達

或人云、裘代を宮體又宮帶ト書ク、借字也、裘代ノ事三光院ノ記ニモ見ユ、古ヘハ裘ト云モノアリ、源氏末摘花ニモ裘ヲ着タルコアリ、中比其製失セリ、因テ裘代ノ名アルニ似タリ、袍地ニ作ル袷ニスルナリ、色ハ紫ヤ白ヤ黒ヤアリ、是ヲ踈絹ト云、今僧家ノ素絹ト云モノト別ナリ。

春湊浪話 土肥經平

きうだいといふ衣服靜憲法印幷入道眞觀など着用の事、平家物語東鑑にみえたり、裝束拾要には大納言より參議まで法體の人は着用あるものとあれども、應永十五年北山行幸の時あるじの鹿園院准后着玉ひ、伏見の入道親王桐尾の法親王もきうだいを着玉ひし事行幸記にみえたたり、又建久二年後白川法皇の法住寺殿へ御移徙の時の記にも、鈍色の裘代を御塗籠に置れしこともあれば、法皇法親王などの召るゝものにぞ、是を宮體と書たれども裘代と東鑑に書しや然るべからん。

文政元十月十日 灘やう二枚重れ 此服はむらさきせいご

仰

山科前大納言とのへ
廣橋大納言とのへ

おはしまし候
やうに心得候て
此たび一橋
入道大納言
きこ候
首用
ゆるされ候
申せとて
このよし
事
將くん家
より
よろしく
御さた
御心得
候て
いたへ
られ候よし
かしく

○文政壬午正月日暈圖說

文政壬午正月日之暈圖

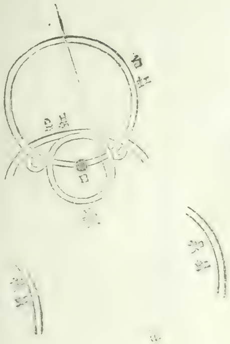

日暈圖說

文化壬午正月廿一日丁卯巳時。有白虹貫日。形如環。徑數丈。其一邊則有暈。開日而交日。成連環。其色淡紅。又一虹橫其上。又日下去有[illegible]有一小虹。一[illegible]内。一背外。其色紅。[illegible]午時消。[illegible]按。日旁白虹曰霓。其名異而其實一也。太陽照臨地面。水氣為陽氣所蒸。而凝蒸地中。終從而[illegible]發。遇地理疏所而上升。隨地面反熱之氣。上到高際。[illegible]為雲。雲[illegible]遮蔽日體。則日光不能下透。人自地面下見之。而不著日體。故無暈紅矣。雲薄則日光下垂。而暈虹見也。其色白者。是雲薄而淡也。其紅纖者。雲厚而濕也。厚且濕則抵住日光而透不去。故陽光接陰聞之氣而生色耳。今白者紅者俱者一時双見。是日光所映射之氣。有厚薄疏密。而陰陽[illegible]故也。如夫日東而虹西。日西而虹東。則日光遍映射陰雲。日力微而不能乾陰雲。々々亦濃重。日光透不去。陽光射[illegible]水氣。々々含育陽氣。而人在中間。而視其裏面。故好色若明。而成紅綠之象也。或曰。東虹西雲當而有爲。今日不然。日將午。暈又大小不一。未聞有此異也。日日下適有陰雲。而日光逼之則暈見。暈自轉映游氣。

面向虹復見。是其映氣。各有高低也。所映高且遠。則其形小。低且近。則其形大。愈高遠則愈小。愈低近則愈大。而其向抱者背者長者短者。皆是暈虹在相注射。而其氣各有厚薄燥濕故也。曰。古政失於此。則變見於彼。然則所見之國。其讁何在。曰。夏消冬雷。謂之天變。猶可也。暈適鐍背抱珥。（皆日旁氣也）虹霓可常而見矣。而其理亦自然。且無害於生。無損於歲也。指爲天變。則不亦矯誣乎。況消而必復天體之常乎。且古畏天變。莫甚於日食。而既有躔度分數可預測於數十年之前。逃之而不得。禳之而不能。而奔走驅策。伐鼓陳兵。拯救之者。不亦兒戲乎。謝在杭曰聖人之事天也。無時不敬。而遇其災變。則尤加皇懼焉。曰知敬天而已。初不爲禍福計也。蓋自俗儒占候之說興。必以其變。屬之某事。求之不得。則多方傳會。不覺其自相矛盾。而啓人主不信之端。故金陵有天變不足畏之說。雖千古之罪言。而亦自有一段之見解也。宋儒曰。天地之變。非一端也。盡以爲人事致之。則牽合傳會。泥而不通。盡以爲氣數適然。則古人修德正事。反異爲祥者。亦不少矣。要之爲天下主。父天母地。父母震怒。聲色異常。人子當祗栗悲懼思所以平格。不當指爲情性所發而遂已也。依此禪之。何必問其應乎。以余下愚。何敢論天道之微眇乎。唯述所聽。而應聞者之請而已。文化壬午孟春下浣。霜圃入江享謹記。

附及虹霓說備考　　霜圃享緝

釋名曰。虹。陽氣之動。虹。攻也。純陽。攻陰氣也。

說文曰。霓屈虹。青赤。或白色。陰氣也。

京房易傳曰。虹。日旁氣也。其占云。妻乘夫則見之。陰勝陽之表也。

尚書考靈曜。鄭玄注曰。日旁氣白者爲虹。又曰。日旁青赤者爲霓。

春秋運斗樞曰。樞星散爲虹霓。

春秋元命苞曰。虹霓者。陰陽之精也。

莊子曰。陽炙陰爲虹。

淮南子曰。虹霓者。天之忌也。

文子曰。虹霓不見。盜賊不行。含德之所致也。

黃帝占軍訣曰。攻城有虹從外。南方入飲城中者。從虹攻之勝。白虹繞城不匝。從虹所在乃擊。河圖稽耀鉤曰。鎭星散爲虹霓。虹霓主内淫。霓者氣也。起在日側。其色青赤白黃。

蔡邕月令章句曰。虹。螮蝀也。陰陽交接之氣著於形色者也。雄曰虹。雌曰霓。恒常依陰雲而晝見於日衝。無雲不見。大陰亦不見。見輒與日相互。率以日西見於東方。故詩云。螮蝀在東。恒常在于旁。四時常有之。唯雄虹見藏有時。

又曰。夫陰陽不和。婚姻失序。即生此氣。

淮南子曰。太古二皇得道之柄立於中央。（二皇伏羲神農也）神與化遊。以撫四方。是故虹霓不出。賊星不行。（賊星妖星也）含德之所致也。（含懷也）

瑞應圖曰。大虹竟大。握登見之。意感生帝舜于姚墟。

紀年曰。晉定公十八年青虹見。

戰國策曰。唐睢謂秦王曰。聶政刺韓累。白虹貫日。

列士傳曰。荊軻爲燕太子。謀刺秦王。白虹貫日。

前涼錄曰。張駿六年。有彩虹五重。隆々如鐘鼓之聲。

春秋潛潭巴曰。虹出后妃陰脅主。五色迭至。照于宮殿。有兵革之事。

史記云。荊軻慕燕丹之義。白虹貫日。太子畏之。應劭曰。燕太子養荊軻。令刺秦王。精誠感天。白虹貫日。

雜兵書曰。日暈有白虹貫內。在外者從所止戰勝。

詩紀後漢書曰。靈帝光和元年虹晝見。御所居崇德後殿前庭中色青赤。

太元。經云。紫霓圍日。其疾不割。（章懷元當作玄是避諱云爾）

春秋孔演圖曰。霓者斗之亂精也。（斗失度則虹霓見也）

史記如淳注曰。虹白氣。日爲君。又列士傳曰。荊軻發後。太子見虹貫日不徹日。吾事不成矣。

張璠漢記曰。靈帝時虹晝見庭中。引議郎蔡邕等金商門問。對曰。虹霓小人女子之祥也。

詩。螮蝀在東。注曰。日與雨交。倏忽成質。陰陽之氣不當交而交者。蓋天地之淫氣隨日所映。朝西而暮東也。雨氣成虹。朝陽射之則在西。夕陽射之則在東。

史記云。虹者陽氣之動。

五雜俎曰。夫虹乃陰陽之氣倏忽生滅。雖有形而無質。

後漢書郎顗傳曰。日旁氣色白而純者名爲虹。

埤雅曰。虹雄曰虹。雌曰蜺。舊說虹常双見。鮮盛者雄。其闇者雌也。一曰。赤白色謂之虹。青白色謂之霓。

淮南子曰。天二氣則成虹。

詩大全孔氏曰。双出色鮮。盛者爲雄。曰虹。暗者爲雌。曰蜺。安成劉氏曰。虹之爲質。不映日不成。蓋

雲薄漏日。日映雨氣則生也。今以水噀日。亦成青紅之暈。

周禮十煇。九曰隮。注。以爲虹。蓋忽然而見。如自下而升也。春官注。眡祲掌十煇之法。以觀妖祥。辨吉凶。煇謂日旁之光氣。三曰。鐫。日旁雲氣刺日。四曰。監。赤雲在日旁如冠珥。七曰彌。雲氣貫日而過。九曰。隮。虹也。孔氏曰。隮虹。隮也。由升氣所爲。故號虹隮。日東則見西。日西則見東。南軒張氏曰蝃蝀見則雨止。初無東西之分。驗之多矣。陰陽和則成雨。陰氣方凝聚而日氣自他方來感不以正。陰受其感。其正反爲之解散。故雨不能成也。

天經或問曰。虹係雨際。雲在一邊。日在一邊。日光爲雲斜對抵住。日氣下垂。吸動地下之熱氣。則地之熱氣旋湧而起（虹起之處或値井、源酒之地、則其氣隨湧而起、人謂之虹、能吸水吸酒也）以接空中雨際之雲。雲之薄處。爲日光所映射。後面部有黑雲濃重者。日光透不去。此映射之雲（此雲即微薄之雨也）所以成虹。特無顏色以日力微耳。映日之色。以爲紅綠也。綠者水之氣也。紅者火氣也。是虹爲水火之交虛斜相映也。故虹俯西面背東。中天日光盛時則乖虹矣。試于日在東使一人西邊噴水人從中間看其水珠。皆成紅綠之象。虹之體穹然外黃中綠而裏紅。隨雲之邊幅外薄中厚下愈厚故也。對日成虹而他所復有一虹者。又虹影所自射也、然海現蜃樓皆是遠地樓閣上映于空。空中濕氣倒影水面。人望之樓閣隱嶙。謂之蜃氣者。亦如虹謂之蝃蝀也。時有方士。於東海見虹起處。掘地得紅蟲。能爲媚藥。亦取其類感耳。所以古人以虹爲淫氣屬蟲也。又曰、暈乃空中之氣。直遇日月之光。團抱成環其有缺者有劚者抱者背者薄者厚者。皆是氣所注射。又有一等氣在天上。外淺中深如井者。深是氣厚處日光所照似乎深窈一般淺係氣薄日照之。故白色如井欄。月暈者必在中天。必在望之前後上下弦之內。將晦朔時則無暈矣。然欲風雨月方吸其雲氣。而光所射以爲暈也。故暈氣漸稠而黑者雨徵也。有忽然去一邊者風徵也。忽然全去者晴徵也。然此地見彼地不見。緣其氣不甚高也。

晉元康元年十一月甲申。日暈再重。青赤有光。

金承安八年四月癸卯。日暈二重。皆內黃外赤。

朱文公曰。交暈如連環而貫日。兵起相爭。隋書曰。日有交暈。人主左右有爭者。

漢天文志曰。暈適背穴抱珥虹蜺。孟康曰。皆日旁氣

也。適日之將食先有黑之變也。背彡如背字也。穴多作鐍。其形如玉鐍也。抱氣向日也。珥形點黑也。如淳曰。暈讀曰運。虹或作蜺。蜺讀曰齧。蝃蝀謂之蜺。表云。雄曰虹。雌曰蜺。凡氣在日上爲冠爲戴。在旁直對爲珥。在旁如半環向日爲抱。向外爲背。有氣刺日爲鐍。々抉傷也。

元仁宗延祐元年己亥二月。白暈亘天。連環貫日。（覃按年表元延祐元年甲寅也己亥大德三年至元十九年也延祐中無己亥）

順宗至正元年正月。有交暈。左右珥上有白虹貫日。

同二十五年壬□三月壬辰日有暈。內赤外白。如連環貫日。（至正元年辛巳也二十五年乙巳也必有誤）

續日本紀。元正天皇養老五年癸巳。日如白虹貫暈。南北有珥。（養老五年辛酉也）

日本後紀。桓武天皇延暦十一年壬申春正月。白氣貫。

三代實錄。清和天皇貞觀十六年甲午四月七日未時有重暈。白虹貫日。

土御門天皇建仁二年壬戌正月廿八日見兩輪。

寶暦九年己卯二月九日辰巳時。日有交暈。

管窺緝要曰。日有白暈歲多暴風。春霜雪民多病。白暈再重所見國多風雨。民不安。交暈貫日。其下破軍死將。交暈如連環。兩國爭地有凶國。

日本後紀天長元年二月丙戌巳時日輪暈兩傍小有光。宛似薄虹。

○野翁物語抄二條

病犬に喰れし妙藥之事

本所牛島に伊助といふ六尺あり、此者九歳の時病犬に出合逃れがたき所へ町內の人寄り合ひ病犬を追拂ひしが、その內に手先を喰れける、疵は少し故即血はとまりけれど、見る內に夥敷はれ上りて痛強く堪がたし、此邊に菅野梅翁といふ隱者ありしが、家傳の妙藥なりとて附たるに、早速苦痛やわらぎ快成たり、その時同樣に病犬に喰れたる十四ヵ歳の友達あり、醫師に掛りて療治せしがこれも疵は少し故當分は愈けれど、三拾日程すぎて大熱發し苦しみ死たり、伊助は奇妙藥にて生延たる故、其藥治を傳授して病犬に喰れし人にあたふるに皆人々愈ずといふ事なし、此藥血留にあらず血のとまりし時附る也、日數過て疵口愈ぬれば功能なしといふ、その法

黄藥の粉一匁　薄荷一匁　はらや五分

右三味玉子の白味ばかりにて解きはれたる所へぬれば毒氣ある內は速に乾て落る故何篇もぬる也、はら

やさいふは水銀を製法したる粉にていづ方にもある
ものなり、三味共に價ひ貴き物にあらず、それ故富
る人は返て疑ひを生じて信用せざるありともふべし

病犬に喰れし妙藥は杏仁を煎じ服すれば、金汁は冷性なる者故温熱の犬毒を去り平愈すと云、亦蝦蟆の身をさきて付るもよしと云へり、此外治法種々あり、是予が同僚丹羽七左衛門の物語也、是等の事は心得置て人の急難をすくはゞ陰德の一助ならむ乎（或書に見ゆ）

草臥ぬ藥の事

勤仕に暇なき者たまゝ遠道する時は足のうら痛み或はまめを蹈出して難儀せり、それを助る妙藥を走虎散と云

生半夏　辰砂　黄柏　大山椒　楊梅皮

右の五味當分細末にして燒酎にても湯にても鷄卵にても右三色の内にて解き、足の裏指の股すべて痛べき所へ能々ぬり置ばまめの出來るといふ事はなくして心易く數里の道を往來する也、足へまめをふみ出せしには與ぐるみの殼を黒燒にして糊にまぜ張れば一夜の内に痛を去り、翌日歩行するに少も愁ひなし、是等の藥は覺居て人の助と成る事多きものなれはこゝにしるしぬ

流行落書之事

頃日（コノゴロ）江戸の流行もの　長大小にあじろ笠　小額のこして柏木染　廣袖衣に茶暈綾　大黒羽に白茶柄　蒔苑平に寛弱袴　京徳留に萌色足袋　軍學者傳授免許　諸藝の見分むだに畢　武藝の先生御役替　免許目錄金次第　替りの早い御役人　昨日の立身今日不首尾　役人四ッ時差ひかへ　御番御免で小普請入　剃下奴の御小納戸　撫付天窓の御役人　天狗咄に棄捐沙汰　惣拜借に年賦沙汰　往昔の役替金次第　當時の立身縁次第　縁有空氣は御小納戸　無縁でならぬは御番入　明和諸向が御倹約　今での御趣意に取締　町人、はかはれど金の事　中から下に錢はなし　大町人と御役人　賢金出る御奉公　賢者も貧では不十分　隱密風聞御達　江戸中見廻勤仕並　草臥足の[illegible]奉　帳面張札辻番所　能なし小普請息子株　諸藝十種香花の會　内々香附棋酒もあり　植物唐鳥軍書講　いづれも手雜で六限り　連中殘らず若隱居　又は四ッ時諸役人　再勤望は加らず　萬選すゝきの當免許

近所の息子へ無理教へ　逢對定日惣皆勤　御蔭で武藝の御世話役　出家牢入儒者揚り屋　朱子學古學いぢり合　御世古法醫師問答　藏板著述犬たごし　詩會會讀むだ咄し　聖堂御吟味十五以下　與衆御吟味惣親仁　明地は殘らず大的場　高低有のは植付場　燒後の門に屋根はなし　あるは殘らず長屋住　大名旗本假玄關　町家はうら迄數寄屋風　安賣引札せり呉服　引なし札付古道具　團扇繪盡し判事物　千社の張札皆石摺　七色茶漬手打そば　儲また町內議方　七分の積金藏が建　家賃年賦は矢のごとし　四文屋蓮上五文づゞ　切見世　上二割增　田舍新見世大當り　大見世不殘再返り　地主迷惑道普請　家主難儀木戶の番　店賃嚴敷火の廻り　味噌薪油皆高直安くて困る米相場　後世や菩提もといよふがなし

此落書は文の道に心あるもの〻作にもあらねば、取べき所もなしといへども、移り行世のかたり傳る便りなきにしもあらず、よりてその心をとりてこゝに記しぬ、牛込大田直次郎が戲歌

世の中にか程うるさきものはなしぶんぶといふて身を責るなり

まがりても杓子は物をすくふなりすぐなよふでも潰すすりこぎ

孫の手のかゆひ所へとゞきすぎ足のうらまでかきさがす也

是大田ノ戲歌ニアラズ僞作也、大田ノ戲歌ニ時ヲ誹リタル歌ナシ、落書體ヲ詠シハナシ（南畝日記）

（一）禁裡萬歲之御式

此時所司代より警固出役無御座候又諸人の拜見も不相成候故に於彼地も誰と存じ不申候珍敷物にて御座候尤當書面にてもあらましに御座候

京都住　萬歲　小泉豐後

每正月四日紫宸殿御庭にて舞申候裝束は一位烏帽子（此烏帽子古へ上より給はりし由申傳候）大紋着（但下は半袴の如く裾短也、大紋萌黃色ノ滿ヶ模樣ナルモノ、ヨシ紋所丸ノ內ニ笹輪胴ヲ附ル）服は紅の兩面の小袖（尤紋無サイハカ）下に白無垢を着少サ刀を帶す舞時は兩人共脫劍也藏若は萬歲烏帽子素襖着（但下は半袴の如く裾短也、素襖花色ニ模樣有紋所無之）緘熨斗目（紋は丸の内に笹輪胴を附則小泉氏の紋所也と云）を着刀脇指を帶す扨鞨鼓中啓を持（但豐後鞨鼓を手に持手にて打之歲若は何も不持して舞地也）唄ひ物は委敷は存不申候三番叟の舞の翁の舞に似よりしが始めには

トウ〳〵タラリ〳〵ラフ其次に壹本の柱より十貳

本の柱と申神々の御名を申終て
德若に御代萬歲と枝も榮へ益マス愛敬ありける新玉の年立開日の朝夕より水も若やき木も芽も咲榮へけるは誠に目出度候へける
北面の武士大紋長袴にて御階の左りに有て（附小サ刀ナ帶シ床几チ用ユ）
勇みませいと大音にて申
其後のうたひ候は空戀猿の猿の舞にうたひ申候に似よりし樣に存候又
太子御誕生の事などあり其跡は年々替り候事に承候
舞終候と五位殿上人中啓を持參にて御階（御階十二段有ハ八段）六段目にて北面へ御渡し北面より豐後へ被・候弓場殿（此所土間故筵を敷弓場殿ハ日華門ノ邊ニアリ）にて休息仕御料理御酒御鏡餠頂戴仕勸解由使靑銅貳拾貫文米壹石持參にて中啓と取替に相成申候
中宮樣へ參り候節御庭にて舞始り候と女婦と見へて白小袖に緋の袴を着檜扇にて顏をかくし御階の上に立ていさみませいと大音にて申候と御翠簾の內大勢の女中の聲にて笑ひ候事御庭迄聞へ女婦も早くかけこみ申候

頂戴物は御翠簾の內より段々紙に包し鳥目其外色々の物なげ出し頂戴仕候其內に金壹分五ッ五色の糸にて能々からみ候が壹ッ御座候是は中宮樣より賜はり候歟其外院の御所方右之通に御座候
宮方公家方は御召御座候得者參り申候御召これなきはまいり不申候（附素足にて草履をはき候事）
抑萬歲の濫觴者
神武帝の御宇大和國橿原郡にゐて音頭を取し者のよし也數代の後絕家す其後同州小泉村の者へ勅有てより以來其事を勤む元來名も無き者ゆへに唯千秋萬歲と申す名に稱し來り候然者いつのころよりといふ事をしらずまた小泉豐後と申こども古き事なり淸明は同所の生れにして豐後方にては血筋のやうに申せども安家（今の土御門家なり）にては別家の樣に仰せられ候今に出入は仕候
右は或人の覺し趣きを書付侍りしとてねこせるをこゝにしるすまた豐後がたにはいろ〳〵六ケ敷譯も有之候也
因に云萬歲の唄ふ節は幸若の唄ひ候ふしにゝよ

り候者のよし也叉能の狂言の空穂猿の歳の舞候
時うたひ候歌のふしにも似よりし物のよしなり
尤時代は萬葭の方古く幸若はその後のもの也と
ぞ。

○朝鮮試官契會圖寫

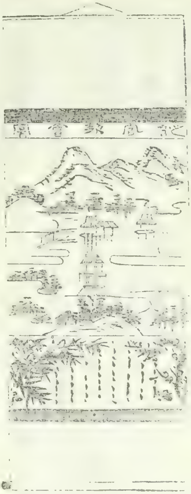

通善郎行平安道都事南礎 季獻 壬子 丙子司馬 丙戌別魁 栗里 宜寧人
父嘉善大夫禮曹參判兼五衛都摠府副摠官 應雲
朝奉太夫兼大同道察訪李弘老 裕甫 庚申 己卯司馬 癸未庭魁 東皐
延城人
父通訓大夫行高城郡守 俔
通善郎行江西縣令朴慶先 伯言 壬子 壬午司馬 癸未別試 丙戌重試 城西 竹山人
父通訓大夫行興海郡守 思恭

禁亂官
通訓大夫行順川郡守黄璞 伯玉 庚子 癸未別試 梅軒 昌原人
父通訓大夫行軍資監判官 禹卿
入門官
通訓大夫行殷山縣監玄積福 誠仲 辛巳 戊辰司馬 南村
順天人
父學生 紹宗

○萬始統譜云 朴 普木切姓纂云巴郡列音[illegible]七姓之後
漢 朴周 見郎數 唐 朴忠 [illegible]指揮使 宋 朴景 泉州人潮州通判 本朝 朴淳 陽[illegible]
入永樂中任新安衛指揮 朴元亨 洪熙[illegible]使朝鮮交趾人 朴蓁 新安衛左所鎮撫幼孤事母極孝年
十六母喪葬間夜山去[illegible]十里[illegible]日[illegible]流拜雖雨雪無間後[illegible]壽九十七邦人敬慕之

○大佛古文書
態申入候仍大佛本尊之
御用候間からかね
壹萬貫目被買
調被差上木食上人に
御渡し請取上候可
被取置候代物之

儀は御藏米之内を以可相渡可有御算用候恐々謹言

八月廿日

長大　正家書判

增右　長成書判

淺彈　長政書判

德善　玄以書判

藤堂佐渡守殿

御宿所

○緣山三大藏經緣起

惟夫世尊出世也。度生而已矣。金口所宣十二分教。信用之者。發明自性。超絶苦海。是知聖教所在。即世尊所在也。鶴林示滅幾三千年。流化隆盛。宛如一日者。一是皆由有聖教也。佛國且置之。東漢迄趙宋千餘年間。翻譯漸備。特以繕寫流通焉。宋元創有印板。凡二十餘刷。弘通華夷。元末兵燹。一時亡失。至明與南北二藏。其如北藏者。禁内梓行。[illegible]南藏雖聞許印。其制重大。價直甚貴。者而自少。爰有紫柏法尊者。欲廣四方普藏之。簡便流通。遂爲發願。自歸贊示其法意。於此[illegible]内[illegible]。[illegible]人[illegible]力。至有破篋聲子應之者。三十年而始竣其功。之方册藏板也。是當[illegible]延。其版亦亡矣。萬曆十四年。有嘉興楞嚴[illegible]。追悼珍尼藏版爲有。欲[illegible]寺請藏版。化緣浮屠。藏版經五六十年而成。是亘明末者也。京師寶山靈隱禪師。刻大藏於我日東。功亦可謂偉大矣。然是明北藏。而非其異本。不能無識者恨云。有高麗國藏者。韓國王[illegible]治。素信佛法。深[illegible]實日藏本。一[illegible]一眞。[illegible]寫請[illegible]。遂致使宋日求宋本。實曁宋至道元年也。其國素有前後二藏及契丹藏。[illegible]令沙門宋其等校讎。經十四年[illegible]。版成。[illegible]刻之久。先[illegible]二百三十二年。先元本二百八十三年。本邦現存版本。無古於此版。無古於此版。高麗喪亂。此版亦委煨燼矣。日本大法弘通之盛也。非元明高麗藏經往々藏之。豈得非佛法東漸之驗記乎哉。今緣山三大藏者。第一宋本。第二元本。第三高麗本。其宋本者湖州思溪法寶寺彫刻。南宋理宗嘉熙三年版也。蓋是二十餘刷

隨一者。日本後宇多院。建治元年。近州管山寺僧曉入宋將來。藏于其寺。元本杭州路南山大普寧寺藏也。自彼至元十四年。至二十七年。而版成矣。元第五主世宗時。以思溪福州二本校正。故名元本。亦是二十餘副隨一也。此藏未詳何人將來何寺所藏。或云。豆州走湯縣修禪寺藏也。高麗本後土御門院文明中。和州忍辱山圓成寺僧榮弘將來藏其寺矣。恭以緣山國家祖宗廟庭。藜蘋如在秘閣。神祖孝思之厚也。下命管山圓成之寺。致其所藏宋元高麗全本於東都。各報賜食邑若干地。完聚三大藏。以賜緣山。爲永藏焉。嗟湯々神祖之貺也。該異域而有之。並古今而存之。雖大東富有。而非神祖埀恩。何以得値斯齋典哉。昔者世尊以之囑累國王者。蓋在於此乎。佛門進學之徒。依此以學。依此以行。則値遇佛世。亦何異之有。然此大藏。往々一經異題。異譯同經不尠。或所盛函號各殊。卒見難分。故今選述總目錄三卷。題曰緣山三大藏目錄。對辨三藏異同。以便於通校者云。

延享戊辰佛圓寂日

緣山知藏隨天謹誌

○寛文年中當世はやり物

肥前本ぶし　やりかんな　人くひ馬に　源五兵衞
新田そしやうに　けいあんや　き舟道行　さんやう
た　河崎稻荷　大明神　りうきう人の　とりさたに
唐人下るが　合てんか　たうせん舟の　きのぼりに
鎌倉道心　日參や　古作佛に御すゝめ　いつもたへ
せぬ　觀世音　さん谷へ通ふは　駄ちん馬　八文も
りの　けんどんや　淺草町は　よねまんぢう　大六
天の　かうか山　すほうし立て　かうやくや　はや
り過たは　江戸じゆんれい　とふゑひ山の　万日に
牢人さるを　たいじして　八人ざとうの　見世物に
仁王の助が　大ぢから　見に來る人は　布引の　瀧
井山三が　をんながた　しばい〳〵は　さかりなり
よゝもゆたかに　をさまれば　一より十まで　よろ
こびの　いはひの初は　何々ぞ　一能物を　御しれ
き　二ごり酒をば　つくらいで　三ごく迄も　すみ
わたる　四海の波も　しづかにて　五よは長久　あ
んぜんに　六に天下も　をさまりて　七斗したるも
いちこくと　八木やすく　なりぬれば　九るしみし
たる　萬民も　十樂ありと　よろこびて　百王百代

あふぎつゝ　千秋樂を　舞とかや　萬物もみな　みのりつゝ　なゝ奥州の　はて迄も　くわんぶん〳〵と　たのしめり

○奇疾

上野國沼田郡沼田村曹洞宗玉泉寺の末寺同郡座廠村廣福寺住僧勇亮長老、其性凶悪にして師の和尚（名を失す）をも兩度殺害せんとせしほどの僧なるよし、此廣福寺門前に一人の寡婦あり、家貧なれば素より獨住なりしに、又近きわたりのたわれ男兩三人も忍びて通ふよしを聞て勇亮いかりにたへず、或夜ひそかに斧を提て行てかの寡婦が頭上より割下し、死體を刀根川の淵にしづめぬ、家に人なければ知者なし、淫婦は人にいさなわれて家を出行しならんと、近隣の人々も尋事るなくてやみぬ、さて其後日をへて勇亮背中に奇腫を發し、日ならずして其形狀女陰のごとく、漸々陰毛を生じ眞の陰門のごとし、さしもの悪僧慙愧恐懼にたへずといへども、人に語るべくもなく醫を賴むべくもあらで、治療する事あたはず月日をすぐ、今は膿血も出ず疼痛臭氣もなく、痒こともなく自然生れつきたるがごとし、せんかたなければ罪障滅除のため西國三十三所の觀世音を順拜せんと思ひ立て、寺を他の僧へ讓りて廣福寺を退き、去年己卯の初秋旅立て七月十四日小濱空印寺へ立寄る、然に今方丈に隨從せる惠亮と云僧、勇亮と弟子兄弟なれば久々にて對面を悦び、折から夏中なれば數日淹留すべしと止て、方丈役寮へも申届衆寮にたらしむ、勇亮も兄弟の名ある惠亮なれば、傍に人なきをりを得てありし事ども自ら犯せし罪條を語り、則肉袒して背をみするに、惠亮うかゞひ見て肝をけし驚しが、云べき詞もあらざれば只罪のほろびんは懺悔にしく事あるべからず、衆僧にも語られよとすゝむれども、曾てうけひかず、却て惠亮を疑ひ、此事他聞にもらさば其まゝには置まじと云により、只心中に慙愧するばかりなり、されども不便なることに思ぴて、少なりとも罪をかろめやり度、人なき折を伺ひ方丈へ來り、道海和尚へ子細を告ぐ、和尚も奇代のこといぶかしくも思はれて、一度見ん事を望む、惠亮も罪障消滅のため和尚にも見せたく思へども、再び勇亮へ云出る事も叶はねば、さま〴〵考へ工夫して晩來彼

僧湯をひく折をまつて覗き見給ふべし、其心得すべしとて、夕べをこそより其の庭に出、兩人は本面の方を向はせ背をうしろ此方になるやうに仕度しぬ、さて勇亮が行水にかゝるを待て方丈へ告て、和尚も見留め、られなばいかなる騒動を引出さんも計がたくて、恐る／＼衣をかゝげてさし足して連子窓の破たるひまよりのぞき見られしに、惠亮が云しに露ばかり違ふ事なく、今は年月も經しにや陰毛なかば白毛交りて見ゆ、此僧當卯四十四歳になりぬるよし、同年の霜月道海和尚物がたりありて、猶惠亮をも其席へ呼出して委き事を語らしめられし、勇亮は順拜といそぎて七月十七日空印寺を辭して出ゆきしとなん、積惡の殃報面りなることゆへ、例の矢立嚢より取出て記す

當正月空印寺へゆきし時彼惡僧の終りいかに成しやらんと問しに、彼順拜をさけてのち又關東へ戻りぬ、上州神戸清水寺の近所に洞禪寺といへる小寺あり、檀家なくして寺退轉せしを、近ごろ本寺より再建をなさしめて形ばかりの小庵をむすび、爰に勇亮を居らしめて舊冬より此寺に住りと

清水寺は天台宗圓光寺より空印寺へ入院なり

○萩をめづる詞　　　關子修田元伯記

老ては物のきようすくなきならひなるに、いとゞ病がちなる身のよろづにものうくてうちこもりてのみ日をふるを、ある人まで來て(ホノマ)、萩もやゝさかりになりぬなどか野へ見にとは思ひたゝざる、かしこの御寺こゝの園生などとり／＼に人あくがれゆくとぞいふなる、いざたまへかくてのみやはなどゝそゝのかさは、さすがに心はうごけどたゞよりゆかんさかひは杖ひくほどもはるかなるべく、又あまりに人のしげからんもむづかしかるべしといらふるを、いざそれがいざなひまいらするところかたなければ、借らしめ給ふらんすみだ河をさかのぼる事いくばくもあらで、又ぬるいそに棹さしとゞむる所なりといへば、さりけり／＼そはわれも問ひなれたる宿ぞ、さるは人の往來も見とぶすくなきあたりにて、舟路のほどもたゞならぬをとてともなひゆく、舟よりをるれば白ひげのよめを左に秋萱の中を右にして秋のけしきなか／＼に世にはれ見られつかし、門さして入れ

ばあるじよろこびてむかへいづ、みさかなにはなによけんなどいふもつき〲しう、やがてあはびさだをかにはあらぬいも根ぬなはなど所につけたる物調じいでゝあるじしたり、酒たうべつゝうちながむるにはたはり廣き庭をいくむらのにしきをかしきたらんやうにうゑわたしたるはいと見所あり、これは宮城野の種なりといふ、げに花ぶさ大きやかにてながくたれたるは世のつねのにほひならず

　さをしかもさそはれぬべし宮城野の秋をばこゝに
　うつし來にけり

あるじにさかづきさすとて

　いざゝらば袖にほはして秋萩の一花ころもきてや
　かへらん

かへし

　いくたびも露わけ衣きてをみよなど一花と思ひお
　くらん

ある人

　花にそむ心ぞあかぬ夕かけてわれもひもとく萩の
　あそびは

又あるじ

　くれぬとも家路なとひそ秋萩の色なる露に月やゝ
　どらん

よるのにしきにはなさじとおもふあるじの心ばへもたゞまくをしきゆふべになん　　春海

右梅屋麹塢壁上ニ所有寫　辛未九月二日　杏園

○戯子市川團之助書置寫

おきくどのへ

決してなげくまじく候身を大切に母並千之助事たのみ入候

母様へ

先達候事深しきつみ御ゆるし下され幾久敷御長壽ねんじ入候

千之助どのへ

我一心かくご極て死するたましゐ此刄もの守り刀になされ候へ死ぬる刀にてはなく候

諸縁者親類門弟方へ

我身ふがいなく折あしく病出縁ある檜へはおかける事に成行候き防くべき事ならず親の譲し此身も友に名をけがし恥をかき時とは云ながら運あしくぎりをかき恥をかき生て居る事つらく長生すれば恥多し身

を全ふして生のぶるともついには死する身也自害する不孝のつみ寛したまへたゞあと〳〵の事くれ〴〵よろしく賴入る人々の志しをむげにいたし候には似たれども餘り運あしくゆへ此後の命思入候上方兄弟外貝塚屋へも其外へもよろしく

辭世　卯の春はきのふ也けり冬至梅　市川團元悴

文化十四丑十一月　俗名　市川團之助　三十二歳

人せうあれば命ある内はつらきひと〴〵とうらむる事もあれども死ぬるなどといふきたなき心はなしあとにも天道まします其人々死ぬ迄を見よたのづからしるべし我はかまわぬ

○四方眞顔長歌

山道ぬしにつきてあやまちをわび參らす長歌

松しまや　をしまの海人は　こゝろある　ものと油斷を　しほがまの　しきうつしふて　くれがしの　ゐんぐわなことは　何がしの　そのもしを草　かきかすめ　たもはぬかたへ　飃けふり　ふきかけさせし　くるしさに　ちかくは千賀の　うらみをも　いふべき物と　玉くしげ　箱館迄と　ふたりながら　たちにし旅の　衣川　ひもへだゝれば　あし垣の　まがきの島屋　便りにも　かこちやるべき　やうもなく　いはで忍の　すりものゝ　たぞしらぬ共　今さらに　ひきかへされぬ　南部駒　なんぶんこまり入る鹿の　あさくさらしの　野邊の露　みかさと申せ　宮城野の　たのむ木の下　雨もりて　ぬれ衣をさへ　そのうへに　たいぬ河原の　狼の　尾につまづける　たもひをし　人には葛の　まつばらの　葛をとるてふ　しからごと　世にひろごりて　あなかまや　馬上が辻の　馬市に　虎の出べき　やうなしと　空にたゞすの　神あらば　天道人を　ころさぶる　飜相曾子の　誤りの　前後古今の　相違をも　深くとがめて　たほかたに　あさかの沼の　はながつみ　かつもつて身に　たぼへなき　こゝろおほして　曇りなき　こがね花咲　山道の　水晶輪に　照らしてよ　たのむかたには　はゞかりの　せきとめられし　むらぎもの　心の奥の　ほそ道を　よしな〳〵に　取なして　緒絶の橋の　中たへず　行かよはんを　いつしかと　松前昆布の　肩ひろく　きの

ふにけふの 細布の 身すぼかりしを 忘れなば 昔が情は 中〳〵に 忘れず山の わすれまじ かくはたのめど 最上川 瀬々の岩波 わきよりも さはりてありて いな舟の 田舎に下る ものどもが のぼるをまでと きこへなば 此月ばかりか いく月も 安吉屋の松に 木がくれて 出べき場へも 出られず 阿武隈川の うもれ木の もくしてやまん 身をなにと 仙臺百の 永く世に 目も出ぬ物と なりはてん それにつけても 玉川に 友まどはせし うら千鳥 よびかへしつゝ わきがたき 白黒塚に 鬼こもる ひとつ穴なる うたがひを とかんと思へど これもまた 交り深き みちのくの 千曳の石の 心地して になはゞあふこをれひとり かぶりてやまん しら菅の 眞野のかや原 かき分て 笑はれ草の 種がしま 玉をきがして 何にせん さはれもへども 悔しさの 涙の玉を 保呂津木の 濱邊に拾ふ 津輕舎利 人まどはせの えせはざは 今弘法の はとのかひ 今西行の 似た山と 岩城の富士の 夏の雪 あまりもふくも いひけたれ 露しら河の 秋の風 いとすさまじく 吹あれて 巴がいたる 扇たに 捨られぬべく なりゆけば うちはもとより 外がはまそこしたことも 語りつぎ いひ續〳〵に 呼子どり 入内雀 むらすゞめ たけき事とは 武隈の 鼻はひしげて さもらへど 松の二たび よき人に みきゝ直して 無名ぞと 名取の桑子 御機嫌の 直るたよりを きぐるみの 神の歎きに かしこくも おもひたぐへて 祈る也 哀むかしべ ありきてふ 流辨慶の 立ながら 終に朽けん 錦木の 取あげ人なき うれひをば 昔ならでたが きこへあげん 取持給へ みとらしの あだちの眞弓 押かけて たのむ心は 本よりも おぼへ七ふの 菅むしろ みふせうながら 歌垣は 四方につゞきて 高ければ そねめる人も 大木戸や 突作とすまた さすかまた さしむかひては なじり得ず ねやみの神に あつらへて あたむくふてふ ことわざの おろか也ける おろち塚 草のしげみの かげごとに 舌を出してや よころばむ 誰笑ふとも よしやよし 誰そしるとも よしやよし 君が會津の ひきものに ひき合すべき 末のまつ な

みをこへたる　うしこわが　翼つきずば　象潟の
月も流人の　たすけ舟　こぎもどしつゝ　清川に
恥をすゝげる　湯殿やま　月のみ山に　うやむやの
雲霧晴て　吹風を　なこそとゞむる　關の戸も
秋田紫　最上紅粉　あけや奪ふと　にくまれし　伊
達の錦繪　それもまた　おもき馬には　うは荷うつ
世のことはりの　くるしさを　かきつくしたる
ことの葉に　あかき心の　あらはれて　玉田横野の
横言も　やがてかれなん　あせみ花　手に汗握る
わびことに　つゝじが岡の　つゝしみて　おかさぬ
罪や　しらるらむ　しらるとならば　しかすがに
にくみ給はじ　にくまずば　反古になしてよ　何ご
とも　巻ぞへられし　壺のいし文

うちつけに君をぞ頼む手を摺れど畢つきわるき壺の碑

すくひてよ稀代不正の名取河名を流す目にあひの狂言

四方歌垣眞顏

○日本一阿房鑑　忠臣藏狂詩　植木鑑峯

忠臣藏狂詩集序

予嘗讀三唐人所著浦東省張珠玉詩、而感心乎其不事體裁、奇妙頂禮摩之仕打矣、遂擬之人眞似、倣西施之顰、賦忠臣藏十一段之詩、詩成而嘆曰、其一向不面白者蓋何也、以予下手爲之乎、才之拙闇亡命且夫我邦之於唐人也、彼以其漢語詩、我以吾伊呂波、其方角亦東西隔絶、寔馬道牛畔、風馬牛之不相及也、面昔使唐人之聲色、寫我邦之狂言、折骨愈多、取落愈少、吉郎亦不替詞、不及樂天長恨歌、古人已有評判焉、況乃諒儀太股引之下男、以讀李杜王高之高調、猶之歌舞伎內溺來子琵琶、而含奏東北高砂于笙簫也、可謂不案事之至矣、予有開悟于此、遂棄陽春白雪譜之上品、新製下里巴人之味作詩、詩凡十有一首、名曰忠臣藏狂詩集、比之前之四角四面眞目作者、似頗得淨瑠璃之趣矣、因文題數言於大序、以授門人、永爲太夫直傳之正本云。

頃曆應元年二月下旬牛下山人題于無風雅無酒落山艸堂上

忠臣藏狂詩集　牛可山人著

初段

當社造營金事終、萬民如艸太平風、新田午敬清和

末。足利將軍尊氏公。奉納誰爭五枚胄。代參共仰八幡宮。只緣桃井難堪忍。師直運強還御中。

二段目

管領屋形饗應儀。判官使者入來時。娘傳口上胸頻踊。母押拾中箭末披。短慮何思奥方歎。誓言難背主人詞。本藏心底則如此。切落緣先松一枝。

三段目

古歌添削己推量。忽見喧嘩及刄傷。何處更追師直詰。無端却被本藏妨。眉間薄手仇難報。存外過言恨未忘。時有勘平誤耽色。遙聞騷動暮途方。

四段目

撿使悠々切腹場。判官覺悟已尋常。無紋請看最期式。羽織莫嘲當世長。不獨御臺迫悲歎。並居諸士共愁傷。只應早渡屋舖去。何用更迎討手防。

五段目

擬向挑灯借火行。忽逢朋輩兩方驚。石碑料爲亡君重。合羽褶陵大雨輕。強慾白波街道働。老人暗夜最無情。期非猪却打眼前敵。天使用金與勘平。

六段目

三十両憐成不成。勘平切腹若何情。責身長使女房苦。殺身誰言天道明。金爲石碑難用立。疵非鐵砲始疑晴。應知武運未全盡。連判新加一味名。

七段目

相逢先問趣鎌倉。連判憑誰加寺岡。非色却謀身受事。有聲難捕手鳴方。雜炊自食鴨川水。羨子爭塗淨土光。出手何妨還戴足。主仇逮夜未曾忘。

八段目賦得道行旅路嫁入

浮世誰云飛鳥川。淵翻成瀨々成淵。大津未泊士山雨。薩埵猶迷富士烟。浪々住家尋何在。遙々旅路母爲連。上京但使祝言整。行末那達妹脊緣。

九段目

漸窮覺悟殺娘婿。未練猶思習力彌。靜待二方於石出。遙吹尺八本藏籠。何圖小浪祝言日。即是大星發足時。欲識消行此身果。庭前雪積五輪卷。

十段目

義平守義復誰疑。遮莫我身及難儀。嘗叱女房書去狀。又防捕手上長持。芳松尚慕於園乳。了竹元來是藪醫。別有伊吾後生樂。夜中混雜不曾知。

十一段目

相圖呼子夜方闌。亂入何人不潰肝。後陣遙迎先

手勇。大槌却並ニ半弓ヲ閙。刀傳ニ形見ヲ討ニ師直ヲ。首達ニ本懐ヲ備ニ判官ニ。是亦久敷者代例。義臣之咎此書殘。

跋

忠臣蔵狂詩十一篇。吾半可先生之所著也。其妙在于半言隻字　悉生擒淨瑠理文句。而聲調格律。各使蕗唐之身振聲色焉　彼碌々出來合狂詩家。不可企及。固不待余喋々評判記也。雖然世之作詩者。未解淨瑠璃。語淨瑠璃者。何嘗知詩。是以上不入於文雅之棧敷。下不落於俗物切落。惜乎此篇之妙而不通用也。所謂雖有嘉肴。弗食不知其味者非邪。但天下後世。必有半表半裏與半可先生同病者出。始可與言此篇之大極上々吉已矣。

受狂弟子　　穆念仁謹識

○一言奇談

○ちかき頃にや、秩父邊の百姓みづから鉄砲をもて己が胸をうちて死す、その書置に云く　うき世にあき果申候

匹夫不可奪志咄々西行長明一農父ニ愧ベシ

○ある人耆山上人のもとにゆきてこの比うちつゞく雨にあく道のつらきこと申ければ、されば垣の本に人丸なりと答へ給ふ

彌天釋道安覺ニ未ダ妙

○寛延二年己巳耆山上人三緑山を出て青山の草堂に隠れ給ふ日すさみに

百が味噌二百が薪弐朱が米壹分とらえんの年の暮哉

費々タル歸語一轉シテ大雅ニ入ル

○耆山上人いわく、皮相の士はさらに語に足らず、人その舞臺を見てその樂屋を見ず、西行が風呂敷包背負てあじろの笠かたむけ風になびく富士の煙を詠め居たるはこよなふ心すゞしけれど、獨りあるく旅なれば褌に弐分はなくてかなはず、兼好がつれ〴〵なるまゝに日ぐらし硯にむかひて見ぬ世の人を友とし、庭にかけひの音なふけしきもチョン〳〵の拍子木すみやかに、キリ〳〵とうしろへまはらば襟太瓶はさらなり飯櫃味噌桶酒の通などあるべし

一段ノ奇快鬼神モ情ヲ隠スコアタハズ

罵言（アクタイ）甚シ

○ある人平賀鳩溪に扶持をあたへんといひければ、

辭して曰、且那の飯粒が足のうらに粘ごきは不自由なりさ

畢竟コレ少ナキヲ嫌ヘリ

○優人瀨川路考赤坂の一諸侯に寵せらる、ある人の曰、アカサカノハマムラヤ（濱村屋ハ路考ガ家名ナリ）

○余かつて明詩攟材といへる書を著して書肆にさづく、書肆のいわく、書の名四字にして長し、願くは明詩攟さいたしたきさ

必是曾講古文辭來

○余篦頭舗にて髮を結せ居たるに田舍者來りて道を問ふて曰、寺町の犬寺へはごふ參ります（牛込寺町ニ猿寺アリ）

昔趙高鹿ヲ馬ト云シコヲ聞ク未ダ猿ヲ犬ト云コヲ聞カズ

○ある俳優のせりふに、親の敵を打たんさ朝三暮四に心をくだくさいひける、あまりにこさばをゑらびて猿になりたるもをかし、又わが掌の中にありさいひて指にて胸をさしけり、心に棚をやつり置けんいふかし

○余かつて平賀鳩溪に小說の書き樣を問ふ、鳩溪が曰、小說は戲れごとなれごも實事を踏み不申候てはあさごく聞へ候夫も書の體により候譬へば針を棒に云なすは虚の虚なり箸を棒さするは虚の實なり棒を棒にて削て遣ふは實の虚なり棒を棒にて遣ふは實の實なり都て小說は箸を棒にて遣ふ體にて然るべし（鳩溪稱呼は源内風來山人天竺浪人さ稱す著す所の根無草志道軒傳ニ靈矢口渡等人これを傳誦す）

辭微而切

○今の春畫に女の孔門を畫さるは西川祐信よりこのかたなりさ山岡浚齋の話なり

○平賀鳩溪が曰、詩歌は屁の如しさ、其不用意を以て得るをいふ、又つねにいへらく、味噌の味噌臭きさ學者の學者臭きはさんぐの者なり

詩集ノ二稿三稿ナル者ハシゴ屁ト謂ツベシ

○又いはく、人の世に交はることさ錢湯に入るが如くせよ、穢を以て穢をおさしかゝり湯をして出たる時我身はいつも清淨なりさ

○宇野三平のもとに門人來りて曰、この比ある儒生大井川に遊びて一句を得たり、舟上筏下大井川さ、三平笑て曰われ好對を得たり名聲人柔石垣町（豐後節の文句なり）

○徂徠先生近松が曾根崎心中をよみて、七ツの鐘が

六ツなりて殘る一ツが今生の鐘のひゞきの聞をさめといふに至りて卷を擲つて嘆じて曰、近松が妙處この中にあり外を問ふに及ばずと

○南郭先生の曰、儒者も冬至を祝ひて周の正月とてうれしがる內が樂なりと

○又いはく、字彙は儒者の雪隱なり、一日もなくばあるべからず。然れども時々その臭きに堪へずと

○春臺先生のいはく六朝の五言古詩は酒のかへりて酢になりかゝりたるなり、味ふべからず、唐の五言古詩は已に酢となりたるなり、猶味ふべし

有味

○友人遊女を迎へて箕帚をとらしめんとす、ある人諫めて曰、遊女を迎へて婦となすは溺器(チヤウヅ)を洗つて飯櫃となすが如し、百たび洗ふとも潔とせんや

皓々乎猶蛇目以灰汁一洗

○予小島橋洲と品川を浮遊せしに、橋洲戯にいはく、三さか屋といふ茶屋の娘甚美なりと、予いはく三さかやは何よけん催馬樂みさかなは何よけん

○友どちと同じく日暮の里に遊びて酒肆にいこふ、此ところの名物なりとて薯蕷(サツマイモ)の田樂を出す、價をとへば六錢と答ふ、皆其價の高きを笑ふ、予がいはく價高しといふ事なかれもし是變じて鰻鱺とならば直八錢

俗耳耳搔詩腸瀉劑

○春の末つかた友どちにいざなはれて品川のほとりへまかりける道すがら、麻布櫻田町にて茶屋にいこふ、聯あり額あり掛幅あり、盧同が茶の歌など壁上に題せるさまいとつき／＼し、年の比四十計なる亭主みづから茶を供ず、予戯れていはく、主人風雅を好めるこそ、聯額の書面白しと、亭主微笑していや借り集めたる聯額なりといふ、予その言葉の謙なるにめでゝ瓶中の桃椿を題にて

茶ぶくろの紐解そめて三千年と八千代の花の店ひらきなり

是からはこゝを休みとせんじ茶のよし戻りにもよりな山清(サンセイ)

硯箱を乞ひけるにまた清雅なる器なり、予出て橋州に語つていはく、借り集めたるとは面白し、双丘の老つねにこの調あはひを喜ぶと

○木室卯雲下谷にて火災にあひ藏の前に札を立て曰

質物一切うけられ不申候
○卯雲の宅に酒呑童子の土佐節をかたるかたり終りたる時、卯雲出て曰、唯今の御上るり酒呑童子たしなべて感せぬものこそなかりけれ
○同人坂田杉曉淸玄になりし時、よきあくたいあり、此淸玄はもので喰はぬ物は大天狗小天狗、四足でくはぬものは巨燵やぐらときやたつ
○稻毛屋東作が曰、町人の武士つき合いらぬものなり、にくい奴とてきり倒されずは甘ひ奴とて借り倒さるゝなるべし、いづれにも怪我のもとなり
○其蹟がいわく、三味線と章魚は血をあらす物也
○俳諧師和推いわく、三味線と孝行は男のしらで叶はぬものなり
○華嚴寺鳳潭徂來に謁して曰、われ京都にて仁齋に逢ふ、仁齋佛をそしる事甚し、先生の如きは然らずと、徂來笑て曰、佛をうつ計があの男のよき處也と

是東海聖人語氣

○元祿の屈從郎八木某が曰、盃の二盃目と一僕の供のきれたるはわろき物なりと

○河童圖說

享和辛酉六月朔日水戸浦より上り候河童丈三尺五寸餘重さ拾貳貫目有之候殊之外形より重く御座候海中にて赤子の鳴聲夥敷いたし候間獵師ども船にて乘廻り候へば海の底にて御座候故網を下し申候へばいろ〳〵の聲仕候夫よりさしあみを引廻し候へば鰯網の內へ拾四五疋入候ておどり出〳〵逃申候船頭ども棒かひ抔にて打候へばねばり付一向にかひ抔きゝ不申候其うち壹疋船の中へ飛込み候故とま抔押かけ其上よりたゝき打殺し申候其節までやはり赤子の鳴聲いたし申候河童の鳴聲は赤子の鳴聲同樣に御座候打殺し候節屁をこき申候誠に堪がたきにほひにて船頭抔後に煩ひ申候打候棒かひなど靑くさき匂ひいまだ去不申候尻の穴三ッ有之候惣體骨なき樣に相見へ申候屁の音はいたさずすう〳〵と計申候打候へは首は胴の中へ八分程入申候胸かた張出し杏むしのごとくに御座候死候て首引込不申候當地にて度々捕候へ共此度上り候程大きなる重さは只今迄上り不申候珍敷候間申進候以上

六月五日

○唐唐春

翠溪老人云。正月元日。詩人天民先生宅小集。其相會者。曰儒者五山先生。曰業書者星池先生。曰同前龍山先生。曰畫工竹沙先生。餘外則醫者二三人。我忘其姓名。各爲其所長以樂驩虞如也。星池先生揮筆。書唐々春三大字。終而先歸。而諸先生不解唐々爲何義。或曰星池不學也。偶爾書之而已。或曰唐々爲荒唐之義 不宜元日。既而酒酣。罵星池益不止。星池先生門人在傍。不堪聞其言。走歸而告星池先生以此件一事。星池先生勇猛士。赫怒曰。蠢爾小人 何不遜之如此乎。乃作簡。其略曰。諸先生不解唐々爲何義。而漫罵僕 謂僕不學。是諸先生之不學。而非僕之不學也。若欲評僕。則宜讀萬卷書而後斷之。唐々春則唐人李咸用之句。而近出于唐詩金粉。幸勿嗇報音 諸先生開緘讀三四。無以答焉。五山先生温柔君子。見使者曰。如來命。僕等不學之過。以謝先生之逆鱗。罪無可謝焉。既面目西傾。各歸。不啻僅知繪事而已。不達文字之事。故不知其孰是孰非。子以爲如何。且質之綠陰細莖二先生。則曰咏蠶詩。眞然否。北臺主人爲之一大息曰。聽獄吾猶人也。必也使無獄乎。就

全唐詩中。書李氏春雨詩一首。以贈翠溪老人。其詩曰。大帝關吹破凍風。靑雲融液流長空。天人醉引玄酒注。傾香旋入花根土。濕塵輕舞唐々春。神娥無跡莓苔新。老農私與牧童論。紛々便是倉箱本。

庚辰春日北臺主人書 公簡 子文氏 因是先生ノ隱名也

いまはむかし、都のかたほとりに手かくわざをなりはひとして時におくれ世にあまされたるふる翁ありけり、みづからは時におくれたりとも思はざれば世のまじらひも思ひたえずして、こゝかしこさらぼひありきけり、あるとしのむつきはじめ時のはかせのもとにその名きこえたる人々つどふ事ありければ、この翁もまけじ心にやあらん、例のふるのしめのいたくわたすいゝでたるに上下はかたのほさりくじらのかしらさしいでたる引まさひていでたちける、おのれありくさは思へごあしこしもさみにはうごかねばまなこのみかしこげにうちはたらかしてからうじてはかせのもさにゆきけり、これかれの人々うちつごひたるむしろのはしにもをらでみづから思ひあがりてあれば人もゆるさぬむかひ座になんをりける、人ごさにめませしつゝさゝやきわらへごもさよりものにうとき本性なれば得さらず、さて人々時にあひたるふみつくり畫かきなごすれごもさより筆のあとこふ人はさらなり、かきてんやさいふひさもなければ、ものかく人のかたうちみやりてねたみをり、さてはつべうもあらねば、こゝにつごひたる人々をかきわけておのれ時にあひたるとひさつかきてんさて人もすゝめぬを、みづから墨すりながし筆うちしめしなごするさまいさをこがまし、さていかなることか書いづると人々まほりをれば、いさたほきやかなる紙に唐々春さなんしるしける、人ごとにあなたぼつかないなることぞさかたふきゐたれご、さすがにまのあたりはさかふもいはでたゞれいのひがごとよさ思ひてなんいたりける、はじめこの翁のおもふにはかくこひもさむる人もあらねご、一ひらかきはじめなばそれにつきて求むる人もぞあるさて筆をおろしつれご、ふつにこふ人もあらねば、さすがに人わろくてこゝにありつかぬこゝちやしけん、いつのほごにかかきけすやうにかへりけれご、まかりし跡にてかたふけいふ人もぞあるさ思ひて青士ひさ

りひそかにひそまりはひかくれておるともしらで、かの翁かへるすなはち人々ほどわらひて今かきつるを見しやいかなるとぞ唐々春とは物にあたりてまどふ事をこそいへ、はつ春のこといみするならひにはたがひていといま〳〵しきことならずや、自からはよきことゝおもひてやかきつらんあはれあくまでものにくらき翁にこそ、されば世にあまされたるもことわりなりけりとて、たゞこのことをのみかたらひぐさにてくちのかぎりさわめのゝしりければ、かのむしろのはしにのこしおきける青士このことをきゝてゐたへずしてすべりいでゝときあしをいだしてかの翁の元にぞつげしかば、例のかしこげなるまなこめくりかへしはなのわたりおごめかしてひぢもをるゝばかりうちいからしていきまきいふやう、さればこそ人はのこしれとつれいとくちおしきわざなり、かくてはゐやまし人々のあかれぬさきにいまひとかへりとくゆけせうそこかきてんとて筆もちふるひつけてかの青士にもたせてとく〳〵とていだしたてつ、主のいふことなればいかゞはせんとてまたときあしをいだしてかのはかせのもとにぞいたりぬ、さてか

のせうそこをいだしゝかば人々うちよりてみればおのれまかりし跡にていとあしさまに人たちのかたふけの給ふよしとくつぐるひとありてたしかにうけたまはり侍りぬ、そは人々のまなびのいまだいたらぬにこそあれ、おのれがあやまちにはあらず、唐々春といふことはもろこしのなにがしが詩にあるをしらで（晩唐李咸用詩）とのたまふはいかにぞや、いまよりのちよくふみ見たまひてわが筆をばそしり給へとなんしるしたり、なみ〳〵のひとのかゝることといひたらんにははらだゝしく思ふ人もあるべけれど、とまれかくまれかのしれ翁が何がしが詩をわろく絶あやまりて（散人云非誤解詩是不知詩也所謂少所見則多所怪者矣）かくいふことなれば、れいのものにこらへぬすがよとてかたはらにうちすてたるを、つかひのおのこ御かへしたまはらんといへば、あるじのはかせのいふやう、かゝる事にはかへしせぬこそれゝしけれ、たしかにうけ給りぬとくちづからいへは、つかひのをのこかしらうちふりて、御かへしとりてまうでこと家あるじのいきまきのたまひつれば、かくてかへりなばかうぜられなん、ひたすら御かへし給はらんとたしかへし〳〵いへば、あるじ

のはかせいまはすこしおもかはりして、おのれずさよかゝるこのつかひするからはかの唐々春といふとの心わきまへてまうでこしやとゝへば、おのれは使のことなればねしり侍らず、ことのよしは御せうそこにぞあらめ、とこたへしかば、さてはわらはべのつかひにひとしきわざなり、わらはべの使ならばそれかやうに詞がへしせでとくかへりねとあらゝかにいはれて又云玉池語氣如親晤いまはせんすべなしとてかへりぬ、のちはいかなりけん、さてのこりたる人々いふやうかのしれ翁こその冬ものゝ借はたられしにまどひしか、それのみではたらずて春までもまどひしならん、さらば唐々春とはかきつらんとて人々うちきようじけるとぞ

或云梿園和文也

唐詩金粉巻一時令部春

唐々春李成用濕塵輕舞唐々春神娥丗跡苺苔新

落ばなし

近來栗山北山の山崩れてより文字が關の大道ふさがり、唐船の通路あしく、大てい金三両以上の唐本は一向うれ不申と、深艸の本屋丸多やがなげく、夫故全唐詩集などの大部なるものはみるものとなく、手ぢかき唐詩金粉さへしらぬ詩人もありといふに、凡麥屋首をかたふけて、金粉はしらぬはづなり、ことしはつ春の狂歌師のすり物のつかひなくしたりといふ

元日のあさ上下にふるのしめ巍々唐々の春の書ぞめ

直の高き全唐詩をば讀ずともせめてこがねの砂をふれかし

から／＼と笑ふ門には吹風も於玉が池にちらす金ふん　元阿房

○欹器之圖

孔子觀於魯桓公之廟有欹器焉。夫子問於守廟者曰。此謂何器。對曰。此蓋爲宥坐之器。孔子曰。我聞宥坐之器虛則欹。中則正。滿則覆。明君以爲至誡。故常置之於坐側。顧謂弟子曰。試注水焉。乃注之水。中則正。滿則覆。夫子喟然歎曰。嗚呼。夫物有滿而不覆者哉。敢問持

滿有道乎。子曰。聰明睿智。守之以愚。功被天下。守之以讓。勇力振世。守之以愚。富有四海。守之以謙。此所謂損之又損之之道也。

講義

孔子魯の國の御先祖桓公と申まいらせし君の御廟に入て見給ふに、欹器といへるうつわものありき、その器のかたちたとへば口のひらきたる小がめのやうなるものを左右よりつり置るが、つねにかたふきそばだちて正しくすはらざるものなりけらし、孔子御廟を守れる者にとふてのたまはく、これは何といへる器ぞや、御廟を守れる者對へて、これは宥坐の器とて古の帝つねにはしますむしろの右に置ていましめとしたまふ器なるべしと申す、孔子のたまはくしからばわれこれをきけり、宥坐の器といへるものは中に水なくむなしければそばだちかたふき又水を八分めにもれば正しくすはりあまりに水みつればくつがへるものなりと、いにしへの道にあきらかなる君はつねに御坐の側におきてふかき誡となし給へりとて、かたへにさふらふ御弟子をかへりみてこゝろみに水をそゝぎ見よとのたまふ、御弟子かしこまりて水をそゝぐに、八分めなれば正しくみつればくつがへれり、孔子いたくなげきて、なべての物みなかくのごとく、みちてくつがへらざるものあらんやとの給ひければ、子路といへる御弟子進み出て、しからば又そのみてるをたもちてうしなはざる道あらんやと問ひまいらせければ、孔子のたまはく、世にある人聰明睿智とていかほどにさとくあきらかに智慧ふかくとも、みづからは愚なりと思ひてこれを守れ、又たとひ功名は天下にをよびたるとも、みづからは人にゆづる心をもつてこれを守るべし、あるはたけくいさめる事世にふるひきこゆる力ありとも、みづからはつたなく臆病なる心もちにてこれを守れ、又富は四海のうちをたもつとも、みづからは人にへりくだり謙退するの心を以てこれを守るべし、これみづからまされるをへらしへらせる上にも又へらして物ごとうちばにひかへめにせよとの道なりとぞ、さすれば何ほどの願ひ事滿るともいさゝかもかくる事あるまじきことわりなるべし。

○萬葉遺漏

詠夢長歌一首并短歌　　作者未詳

鳥居たて。神の在ます。宮柱。太き心從。刺竹の。世人令歎。人みなの。憎みもしらに。白縫の。筑紫の綿の。暖けく。美味ものをば。我獨。せしめの漆門中に。かき廻しつゝ。己が田へ。水引結ぶ。幣をしも。こゝらしめこの。兎なす。耳振立て。人の性。きゝさがしつゝ。善ことも。惡かるさまに。ふきこ口。あらしに羽ふく。鷲白物。つかみつらはる。底惡も。儒者の子なれば。しかすがに。唐のふみをも生讀の。甲斐こそなけれ。秋田なる。狹田もりはむ。傳驚の。不減口きゝ。生ん世は。死なばしぬべく。おもへども。夫は痛からん。劔太刀。こまれる時は。ゆゝ。水野。ながれの隨意に。よく掘の。心のきはさ。かにかくに。逃まくもへど。纏はるゝ。久須差の葛。かへすべき。言の葉をなみ。息の根も。出し得ず成ぬ。天窓すら。あぐてふ糸の。長き目に。見つゝを居らむ。汝がなれる果。

反歌

村肝のこゝろゆがまば守るてふ神の鳥居も甲斐あらなくに

增訂一話一言卷四十五終

增訂一話一言卷四十六

○東武百景詩

東武百景詩卷序

天下名勝之區。每伏於邃林疊嶺。迴谿絕澗。人跡希至之地。而大都通邑。則寥々焉。世有好奇耽勝之人。濡足褰裳。捫々不已。經蛇虺之藪。度鹿豕之窟。然後始得至焉。蓋亦勞且恐矣。東武萬方之會。人家櫛比。大道如砥。出郭則沃野千里。絕無邃林絕澗之阻。人或病其乏於名勝。然武之爲州。臨東海以立國。若袖浦之月。州崎之潮。莽々可駭可愕。猶泛海之不觀於廣陵。而非區々一邱一壑之奇也。矧以其爲萬方之會也。日々而游。夜々而覽。搜羅剔抉。無復餘蘊。於是乎。以名勝稱者。其多獨甲乎海內。即其游焉者。又惟所向。無林澗之阻。蛇豕之虞。則其游之樂。又非他州可比也。今夫靈區勝域。僻在窮鄕者。畢蔑聞。而其在斯土者。炳載墨客韵士之文。如靈者益靈。而勝者愈勝。其幸不幸。固已天淵懸殊矣。予與同社諸

友。錄都下百景以爲題。雅集之次。有餘力輙賦焉。積久盈百。輯以爲一卷。題曰東武百景詩卷。予詩之鄙俚。固不能爲百景之幸。抑或能不至汚衊百景。以致其不幸耶。辛未春仲。侗庵支離子書。

東武百景詩

侗庵支離子稿

江都朝夕之朝

風傳曉柝滿城聞。粉壁朱門望漸分。萬戶炊煙飛鳥外。散成五色海東雲。

夕

雲裏金鷄映夕曛。萬家燈火已紛々。月升春陌平於水。樓上笙歌天上聞。

江都四時

春光駘蕩草生烟。長笛清歌滿遠天。東望東山花似錦。遊人遙簇晚霞邊。

雨歇墨河三伏天。晚涼爭蕩木蘭船。清流一帶通銀漢。雙袖凌風身欲僊。

滿城絲管駐春留。車馬如雲日出遊。哀雁南飛黄葉下。無人終解說悲秋。

家々鼎食事豪華。誰爲流年一嘆嗟。知是武陵春獨早。橋邊十月賣梅花。

大手

城堞甍々霽色殘。九州牧伯冊衣冠。長橋輸日飛塵絕。畫戟如林白日寒。

西城

橋高疑是駕銀河。下見行人如蟻過。墨水波光拖白練。總州山色疊青螺。

大名街

連甍甲第鳥過難。碧瓦朱欄障日寒。大道坦通如砥直。寸人豆馬畫中看。

大成殿

盛德千秋日月齊。聖林佳氣散茶溪。無人敢仰帷中像。滿殿清風頭白低。

墨江

一水綠楊堤上花。畫船陸續向三叉。丹青應是難圖寫。夕照蒸成十里霞。

愛宕山

白雲山在白雲隈。絕頂一臨秋氣來。遠海風高波不動。布帆千片鏡中開。

櫻埒

千樹櫻花夾路開。霜蹄蹴地不生埃。横鞭一顧人如玉。

凜烈天風正北來。

駿臺

一自江都會卜年。貔貅八萬亦東遷。昇平幾歲高臺上。
日夜唯聞奏管絃。

日暮里

花石鮮新畫不知。恍疑身到列僊居。何勞遠訪青山去。
數里離城間有餘。

吉祥閣

吉祥高閣枕山阿。揭手星辰似可摩。軟繡街頭十萬戶。
朱帘獨入眼中多。朱帘門前鋪招牌也

飛鳥山

櫻得千條又萬條。迎風背日不勝嬌。行人多少迷歸路。
花似雪花埋石橋。

比翼塚

靈山一路沒荒萊。野鳥自啼花自開。留得當年無限恨。
露華成淚濕碑苔。

矢口渡

蒼涼古渡日西頹。碧血空留水底哀。兩岸松風波怒吼。
夜來猶作一天雷。

千樹

二月東風吹綠莎。遙々屧踏遠關河。橋頭多少離人淚。
添作江心瀲灩波。

袖浦

紅樓歌管夕陽遲。過客誰知羈旅悲。袖浦眞成形似袖。
巧遮房總遠山眉。

鈴森

原頭一路幾人啼。殘血淋漓魂尙迷。咫尺武陵春不至。
春風無復草萋々。

茗溪

茗水清流可釣漁。敝廬咫尺似鄰居。共傳茲地螢尤大。
幸向芸窻照讀書。

王子狐王廟

碧嶺參雲日易沈。狐王威德儼如臨。釘頭磷々庭前樹。
恨不移釘妬婦心。

堀內

巋然寶構俯青原。不惜千金奉梵園。縱使神靈直造福。
爭醲山岳世人恩。時社人募人出金。改造祠宇。人爭應之。故云。詳見于庚午九月小遊記。

柳原

長道如絲傍柳津。家々翠帳望中新。鷸鶂裘在知誰典。
猶帶花街昨夜塵。

日本橋

十丈紅塵車馬馳。長途如髮接天涯。眼中唯有三峰雪。日本橋頭獨立時。

龍眼寺松

蒼松鬱々蔭庭墀。宛似大蛇當路時。可惜秀條遭剪伐。凌雲高節有誰知。

高輪

巨海茫々呑百川。潮平風急夕陽前。連山半沒滄波底。千片布帆遇碧天。

海晏寺

楓葉孟冬初飽霜。千林一色曝斜陽。來遊士女紛如織。錦繡抵供詩客腸。

梅莊 雪後訪梅莊

吟屐衝泥步轉遲。千林晴雪望中奇。花神應是怕迷客。墻角巧横梅一枝。

洲崎

極目扶筇臨綠汀。曈朧初日上東溟。眞將嶽雪千秋色。寫入煙波萬里青。

昌平橋

地接東都禮樂區。回頭文廟聳雲衢。橋邊賣菜人成市。揖讓寧能似泗洙。

橘媛祠

遺廟斜臨野水灣。春花秋月舊容顏。猶留楠樹枝連理。葉上依然淚點斑。

蒼龍口

蒼龍日對五城樓。不見蒼龍見水流。日照金鴟波底動。奔騰正怕化龍游。

楊子岸

黔首千春樂聖時。金城萬雉映湯池。東風楊子江頭暮。無復驪人泣路岐。

神武門

鴟尾岧嶢雲外新。城東極目漲紅塵。河清海晏長如許。無復掛冠逃世人。

蒲田 蒲田梨花殊可觀。人或未之知。且地頗僻遠。故往焉者極少。

梨花千樹占園寬。冷艷全欺素雪寒。憐殺芳枝春帶雨。抵供村野老農看。

不忍池

紅々白々滿地蓮。却恨青蛾日比肩。無復人知君子操。波心只有影相憐。

梅兒祠

西欲渡頭柳楊新。長堤滿目踏青人。寺門南望花如錦。
三尺孤墳草不春。

永代橋

千尺虹橋俯碧川。長風四至怕身仙。潮來海水平於掌。
遠浦帆檣落照前。

兩國橋

萬里淸江分二州。橋頭士女踏雲游。憑欄下視三千尺。
多少樓船似芥舟。

螺堂

一步一廻疑失途。忽然開敞俯平蕪。人間何物堪相比。
楚蟻曾穿九曲珠。

溜池

淸池七月似春時。灼々紅蕖媚夕暉。爲是遠公精舍近。
滿天散作雨花飛。

淺草寺

金龍山枕墨江濱。朝暮無人不賽神。昔日門前靑草路。
如今十里軟紅塵。

廻坊鹿店

過客擲錢如棄灰。爭求下物酌新醅。一時聊取飢腸飽。
不念孤麑求母哀。

九級坂

九級崎嶇似瓦盆。捫膺一步一長歎。請看險絕直如許。
特比世途孰是難。

飯顆山 飯顆山爲予別業復攝來往之所徑。

西莊一路掛城闉。飯顆山頭經過頻。病瘦扶筇行步緩。
人言老杜是前身。

三圍山

靑田渺々水悠々。鶴樹成行古刹幽。只有歌仙能致雨。
遺芳不盡墨河流。

秋葉祠

深林一口小蹊通。但有孤猿守梵宮。落葉滿庭人不掃。
寒蟬啼送夕陽紅。

三十三間堂

琳宮十仞屹岧嶢。白羽如霜雲外飄。二百年來休貫革。
無人解道射天驕。

龜井戶

松杉森立氣靑葱。心字池淸映碧空。丞相威靈儼如在。
飛梅香散絳帷風。

深川八幡

門前羅綺四時春。妙舞淸歌日々新。獨有阿園櫻樹在。

仙姿未背染紅塵○

鏡池

徹底冷然鏡作池○波心影尚想梅兒○如今死者同生者○
母子関係業可知○

湯島菅公祠

飛梅香襲老松垂○即是菅家丞相祠○千古盛名懸日月、
誰言天道不無知○

巣鴨里菊

金風三徑冒霜開○曾入東籬陶令盃○時泰難爲花隱逸○
侯園早已被移栽○

板橋

折盡路傍楊柳條○春流送客恨迢々○無朝無暮看人別○
好是銷魂名此橋、

新日暮

入門別自有乾坤○終歲不知塵市喧○一醉花前隨意臥○
殷勤牧笛報黄昏○

瀧川天女祠

兩崖欲似鬼門關○流水潺々鳴佩環○未必山靈解留客○
幾人來此樂忘還○

道灌山

千載石壁古金城○青史猶傳烈士名○松柏吟風鳥啼雨
滿山都作不平聲○

三緑山

鶴樹參雲鍾氣竜○煌々香閣照乾坤○東方欲白鯨鐘動○
百萬人家齊啓門○

佃島

古藤千尺走龍蛇○斜綴纍々紫玉花、未得扁舟乘興去○
盈々一水似天涯○佃島予足未嘗經○故云○

蝦蟆原

雨奇晴好雪尤宜○百尺樓頭可俯窺○縱負青々春草色○
藥欄猶耐入新詩、予別業後原樓在西、辛未之春○公命以原爲種藥園○故有結○

目白不動

境幽清梵隔林聽、遠目憑高一氣青○老樹堂前生意盡○
袈裟掛後幾年經○

高田馬場

平原草盡夕陽容○遠近林巒卷畫中○猶想源公駐營日○
旌旗如雪捲長風○

水狐王廟假山

三峰削就小芙蓉○石勢巍峩雲霧封○應是秦人來採藥○
蓬萊深處有行蹤○

護國寺

神武門東生綠苔。都人士女此經過。路逢田父無勞問。
千樹山櫻入望多。

鬼子母神

盛禮孟冬風俗傳。青宵晴掛寺門前。多情霜葉紅猶在。
宮女如花相映鮮。宮女最信鬼子母神。十月之祭。來拜者如市。

瀧谷金王丸廟

鐘樓日落絕人行。萬木蕭森野鳥啼。無復白櫻花可愛。
村翁猶說忘憂名。

護持院原

法宮殘趾草芊々。松作龍鱗多歲年。夜雨螢飛三兩點。
猶思當日佛燈懸。

目黑不動

招提輪煥鏤黃金。六月寒生祇樹林。龍吐飛流天半落。
水聲長和誦經音。

東海寺

中庭花石類天成。長擅東都第一名。此地來游緣詎事。
口碑只拜服先生。

泉岳寺

志士蓋棺事始休。成仁取義更何求。携來最是沾巾處。
背井猶傳洗髑髏。

御殿山櫻

花知墨水讓雄雌。前對滄溟更一奇。翻恨年々零落早。
只緣常被颶風吹。

根津廟

巡岡西北祭三神。最是素皇尊絕倫。靈意未知能樂否。
門前花柳漲天塵。

三叉江

墨水沄々向海東。扁舟開與白鷗同。輕風瀲日波如以下闕

清水門

水色如藍映碧松。鬱葱佳氣護城墉。終知勝地難湮沒。
萬里名傳箕子封。

江戶見坂

羊腸一路插虛空。千里河山在掌中。二百年來繁庶久。
高門夾路盡濛々。

回向院

爲祈冥福築邱墦。枯骨應知舉主恩。永代爲提明曆比。
何人水底一招魂。

神明祠

絃管啁々日夕同。胡姬當客醉春風。無人不買薔牙去

未知神明誰得通。

東叡山

東都第一梵王宮。法炬慧燈萬國崇。高步焚香初拜罷。雨花臺上颺天風。

六鄕渡

三老未曾作少時。渡頭猶喚棹舟遲。縱令河水如衣帶。萬國不愆朝貢期。

十二莊

丹崖劃似斧斤開。千尺飛流萬壑雷。太白已亡無太白。題詩石壁愧仙才。

蟋蟀橋（蟋蟀橋近復原別業。往來必由。）

蟋蟀橋頭日々行。曾無佳景入詩情。由來境僻因人顯。肯許昇仙對作名。

楊柳橋

楊柳橋西一水長。輕舟載妓下金塘。只看春日垂條綠。不識秋來葉盡黃。

霞關

東市平臨幾萬家。眼前無有一毫遮。行人不畏誰何吏。盡日關頭只鎖霞。

京橋

百尺飛虹步々登。行人如織軟塵騰。寰中繁盛誰堪比。唐廿四橋漢五陵。

牡丹莊

林亭一榻枕郊原。魏紫姚黃任一園。綠葉成陰片時事。莫教吟賞後春暄。

志村（採櫻草）

櫻樹未曾西土知。化爲佳卉可憐姿。江皐采々春將晚。欲託東風寄相思。

花川戶

白馬津頭潮始滿。金龍山畔月將斜。幾家臨水渾如畫。東岸花爲庭上花。

三絃瀧

家々絲管日留連。共沐和風二百年。歎息鄭聲諧俗耳。也稱此水號三絃。

山王

山棚六月度城陰。玉帶錦衣誰復禁。如使漢文皇帝在。何唯當日露臺金。

鐙渡

春波蕩漾白鷗浮。黃鐙渡頭西日收。正是時淸無甲士。青蛾皓齒在蘭舟。

青山

城南風物接郊關。邸第凌雲十里還。車馬轍跡行處遍。
何曾眼底見青山。

池上本門寺

天風遙送雨花香。花表林端有鶴翔。金碧輝煌霄漢際。
巋然猶似魯靈光。

新田祠

殘碑歲古綠苔多。石有泐消名下磨。野徑遙々三十里。
驛邊誓矢幾人過。

八景坂

東海秋濤掌上平。雲帆出沒夕陽明。誰能描後傳西土。
莫使瀟湘專美名。

大師河原 大師河原。道傍多桃。二三月之際。頗可愛。而祠中絕無可觀。故云。

欲訪仁祠渡碧津。桃花夾路巧留人。只教興盡須歸去。
何用行々遠賽神。

玉川

清流如練絕纖塵。水底游魚可數鱗。時有拾薪村婦過。
不逢石上浣紗人。

鴻臺

風悲平野日西斜。壁壘跡荒開菜花。弔古停筇松樹下。
山僧和淚話豪華。

眞間楓

老樹參雲三百尋。盤根突兀走禪林。風霜不改青々色。
終歲幾傷過客心。

小金井

十里金塘花萬層。香風披拂翠烟凝。冷然一望春天雪。
飛入河流似斷冰。

腰谷 腰谷多桃。春時彌望爛漫。

遙看十里紫霞屯。行盡平原花滿園。雞犬怡然風俗古。
武陵此處是桃源。

金川

千仞崖頭倚瘦筇。海風吹度冷襟胸。琉璃萬頃晴波外。
畫出春山綠幾重。

紅葉山　以下篁園 菅溫君玉甫著

報祀千年魯國宮。龍盤虎踞鬱蔥蘢。霜楓萬樹秋如染。
幾朶紅雲護綺櫳。

錢瓶橋

畫橋高架水滲洄。繡轂彫鞍從殷雷。却怪青錢收不盡。
雨過春岸綴莓苔。

櫻峯

古刹憑高鎖彩霞。天閣叙麓萬人家。管絃聲斷芹池澗。獨有山櫻舊日花。

在五祠

一宇荒祠枕碧汀。閑鷗泛處水冷々。行人不識王孫恨。踏盡長堤草色青。

棠棣渠

清渠百尺瀉芳陰。露莚煙條曉色深。數頃非關涵月影。波光瀲灎浴黃金。

萩寺

萩花深鎖古禪宮。路隔紅雲曲々通。暮景惱人歸不得。銀蟾影宿彩波中。

龍隱庵

一路沿川訪古蹤。佛龕遙認暮鐘天。碧池驚看蒼龍蟄。數頃秋波倒岸松。

繫舟松

長松翠擁梵王樓。憶昔將軍繫畫舟。滿砌清風吹不盡。濤聲猶似海天秋。

蚊淵

浣紗非是苧蘿春。皓齒明眸葬綠蘋。水咽石根流不得。似將殘恨訴行人。

星井

石甃苔深傍梵筵。一泓澄碧浸秋天。濤源莫是通銀漢。萬點星芒盡燦然。

五石松

一庭寒翠傲嚴冬。幸是孤根託鷲峰。試問熙朝嵩鶴俸。何如昔日受秦封。

金剛寺

碧溪斜架放鳥橋。古寺春雲蝕綺寮。似讀紫薇新句去。一林紅白雨瀟々。

雜司谷

西郊木落敝斜陽。剪綵僞春古佛場。一路賽神知幾客。一擔橙柿鬪朱黃。

藤寺

護溪春靜水潺湲。浣沐淳幽叩梵闕。一架古藤花可賞。紫霞蒸出夕陽山。

江戸川

碧水悠溶引玉川。金鱗幾隊戲清漣。殘霞倒浸紅千頃。巧似龍門點額年。

白馬津

市屋中斷渺川光。柳岸春風送釣航。玉斗碎成波十里。

疑石匹練挂吳關。

眞乳山

鷗川萬頃蕪龍山。石磴高懸紫翠間。潤色林煙曾不散。幾群羅綺賽神還。

暴水津

碧津經雨漲痕添。幾岸晴烟擁酒帘。恰似北臺風雪夕。花間馬耳露雙尖。

夕日山（在茂林寺後）

茂林秋色接驪山。路轉霜楓萬樹間。夕日荒庭人不掃。墜紅三寸擁禪關。

三田臺

級浦房山盡燈中。金城故址倚巃嵸。赤烽飛斷秋如水。萬井炊煙散海風。

善福寺

麻丘卜得法王宮。古井深藏舊影中。一自越師留妙句。白樓依舊笑春風。

於玉池

玉貌曾聞葬綠波。芳魂下返卓鬟拖。一泓猶送春山色。恰似當年照翠蛾。

鮫洲

落日鮫洲蕩槳過。海天秋色奠如何。補陀山裡西風急。萬片紅楓纂夕波。

鶴澤

鶴群曾青九皐天。一去悠々五百年。預識遼東留語日。應歎古塚徒纍然。

神仙谷

鍊藥仙人去不還。苔深谷口水潺々。幽尋欲問長生訣。落葉秋寒雪鉢山。

淺茅原

江村行盡渺平原。草色如煙接寺門。四尺古墳無吊客。任教春雨長苔痕。

椿山（邦俗謂山茶爲椿）

野橋留馬賽江神。草軟幽村雨浥塵。滿樹殷紅人不賞。山禽管領古祠春。

赤城山

長橋一望雨痕消。樹杪樓臺展畫描。赤壁削成三百尺。口天疑是建霞標。

月波樓

朱門高斷海天秋。自是城南第一樓。月點波心金不定。莫將佳景比黃州。

羽田天女祠
波紋激灩射琳宮。路挂松林紫翠中。一夜潮聲撞客枕。
恍疑湘瑟弄秋風。

湯島天女祠 祠前有小池。相傳齋藤實盛舊園。
老將園亭事已非。□□香火奉天妃。清池倒浸春花色。
想見當年晝錦衣。

黄金長者舊跡
畫樓銷盡滑苔痕。冷雨淒風愴客魂。漫說黄金高拄斗。
曾無一片布祇園。

駒郊花姫廟
花姫古廟倚雲稜。削出芙蓉碧幾層。自是洞天無暑色。
銀盤六月薦寒氷。

觀潮坂
林梢峻坂試躋攀。月湧歸帆出沒間。不使廣陵誇壯觀。
長風萬里捲銀山。

駿河街
十字街邊雨色乾。香風繚繞簇羅紈。馬塵收盡闤闠夕。
白玉三峰晝裡看。

平塚社
碧林園廟夕陽曛。一叩華鯨吼野雲。鐵甲埋瘞經幾歲。
春苔和雨繡幽墳。

濟松寺
一龕香篆靄禪扉。雨後松陰翠染衣。寢殿春深花歷亂。
五雲疑向鳳池飛。

古塚原
一路蕭條遠野坰。斷鐘聲裡遠燈青。骨埋枯草秋風冷。
血灑荒苔夜雨腥。

雉子宮
偶尋遺廟陟林岡。野雉聲邊草吐芳。好是秦公游獵後。
百年崇祀古陳倉。

螢澤
夕陽紅歛冷清江。試逐流螢過石矼。書扇撲來珠萬顆。
無人解識挂書窻。

傳通院
聖善曾營梵帝宮。兩行樹珠護紗櫳。夕蛙無語春池靜。
碩德教人想肇公。

戸田津
郊煙盡處激清波。落日呼舟立白沙。遡洄欲□山陰夢。
雪冷秋蘆兩岸花。

猪首池

玉女壇西白日斜。一池秋色拭菱花。潺源曾是無枯涸。
濟得江都十萬家。

珠井

一泓靈液幾年枯。玉甃銅瓶沒綠蕪。月滿梧桐零落後。
猶疑漢女弄明珠。

照姿橋 相傳在公東濟曾過此橋

一帶垂虹插暮雲。昔人容去水沄々。玉顏千載猶堪想。
月照波心恐是君。

高尾塚

古寺無人步野雲。蘚花秋鎖杜娘墳。紅顏千載容黄土。
尚有霜楓媚夕曛。

牛渚

日沈牛渚水連天。書刹十里鐘裡縣。諷咏何人乘月過。
漿聲咿軋度輕烟。

久米川

一枝柔艣破夕陽。欲吊英雄涉翠岡。恰是當年懸劍處。
秋深隨樹凛淸霜。

金輪寺 一名瓔珞寺

黄雲十里掩殘暉。雪撲輕蓑酒力微。不使吟朋迷野徑。
滿林瓔珞認禪扉。

瀕海殿

日出金鰲抃海潮。樓臺十二聳岧嶢。閬壺花草春堪賞。
駕鶴飄然降紫霄。

右東武百景詩一卷。借得岡田氏之藏本以寫矣。予
時文政辛巳孟冬十六夜。風雨蕭々中卒業。

載陽畯識

○松岡清介答人之問書

來年御轉任御任槐の御沙汰御座候よし何と謂候哉委敷承知仕度御座候

御テンニンと申候は

公方樣右大臣正二位にて在らせられ候を來年左大臣に任せられ候事に御座候從一位に任せらるべく候惣て中將少將等にても右より左になり又左より右になり候類轉任と申候大臣にては左より右になる事無御座候

御ニンクワイと申候は

右大將樣內大臣にならせられ候事に御座候大納言より內大臣になり候を任槐と稱して槐は三公の稱に候得者初てなるを任槐と稱候其後內大臣より右大臣右大臣より左大臣皆轉任と稱し候大臣を槐と申候子細

は異朝周の世にて三槐に面して三公位し群吏を謀る
のよしにて又槐は懐ご通し遠人を懐る義ご申（槐は昼葉ひらき夜は葉しぼみ候よし）内大臣に任せられ候得ば必正二位に叙せらる
べく候

右者御例御座候事候哉

御例ご申事には如何候半哉寛永三年（ママ）十八日大猷院様
従一位に被叙左大臣に任せられ候事に御座候

御父子様大臣の御例御座候哉京都にて摂家清家な
ごの御家に御座候事に候や

御父子様大臣御ならび被遊候事は
東照宮様右大臣　台徳院様内大臣　慶長十年
台徳院様右大臣　大猷院様内大臣　元和九年
台徳院様太政大臣　大猷院様左大臣　寛永三年
右のごとくに御座有べく候摂家清家の御家などには
古今折々御座候

将軍職にならせられざる前内大臣の事古今御座候
事に候哉

御受職前内大臣に被任候事は御代々御座候東照宮様
慶長元年内大臣に被任同八年に征夷大将軍に補せら
れ大臣に任じ給ふ事に候

左大臣に被任候へば必御上洛有之ご申事如何

此事一向無御座候大猷院様御入洛の時左大臣に被任
候故左様の事申候半ご存候

従一位の上正一位にならせられ候事も候哉

従一位を極官ご申候て殊に重き位にて正一位は神又
贈位にて現在の人任じ候事今は無之候

右大将ご内大臣に任せられ候へば左大将に被任候
事に御座候哉

左大将は右大将より重く御座候へば内大臣に被任候
上は左大将に被轉候事も御座有べく候へ共御當家に
て左大将の御事御座候東照宮様天正十三年右大将に
任せられ同十五年左大将に轉せられ十六年左大将を
辭したまふいづれも御任槐前の事にて御例とも申が
たし其後御代々御受職の後右大臣御轉任の後も右大
将にてあらせられ候へば此度も右大将にて左大将に
はならせられまじく候しかしながら摂家は大納言の
時右大将ご兼任槐の後多は左大将に被轉候へば押極
候て右大将にてあらせらるべくとも難申候

御革様御位階御沙汰も御座候二位にならせられ候
や一位にならせられ候や何ご申候哉

從二位に可被爲成候へ共常憲院樣（元祿三年）天英院樣（正德二年）從三位より直に一位に被叙候此御例を以考候へば此度も一位に被叙候御事に御座有べく候御加階又御加級とも可申候御簾中樣にも御位の事御座候由從三位に叙せらるべく候御叙位と申候

女位に正位無之三位はきらひ候由如何

當時は正位無之哉に奉存候古へは正位有之候二位をきらひ候事は平家二位尼よりの事と申一向の說と存候攝關の政所二位に叙せられ候事も有之候哉に承り候

御任槐の後何と申上候事に候哉

內府樣と稱し奉るべく候

御簾中樣を何と稱し奉るべく哉

若御臺樣又は西の御臺樣と可奉稱候

三公と申候得ば京都の大臣前になられ候哉

武家の官位は公家當官之外のよし慶長十七ヶ條にみへ候左候へば公家方大臣衆列になされ候事無之候

太政大臣左大臣右大臣內大臣にては四公になり候

三公と申は如何之事に候哉

太政大臣は則闕の官と申て有德の人なき時は常に有事無之候て左大臣右大臣內大臣にて三公と申候太政大臣有時內大臣を置候事其謂れなしなどゝ申され候へ共天皇御元服の時御加冠は太政大臣の事に候へば御元服の前には必太政大臣を任せられ其時內大臣も有之候へばしばらく四公にて候

○三味線來由幷澤の苗字附事

抑三味線の來由と謂は、元來琉球國の弄玩物なる故に琉球絃と號す、琴琵琶和琴に音を摸したるものなり、日本に是を傳來せし始めは、人皇百七代の帝正親町の院御宇永祿五年壬戌の春琉球より泉州堺の津に渡來る、其頃の武將織田信長公下知有之、是を朝廷に獻じ奏覽に入奉る、時に帝久我右大臣通興卿を以其頃の音曲に名譽を顯せし琵琶法師瀧野檢校に勅有之、內裏に召出彈せて叡聞ましませしに、其曲甚妙音なりしを叡感御座しぬ、其御京都に名を得し琴琵琶の細工人龜屋市郎左衛門石村といひし者、此三味線をうつし作出せり、琉球には三味線の胴を蛇の皮を以て張るといへども、我朝にかゝる大きなる蛇なし、依て猫革にかへて是を張たり、此三絃の形大體琵琶に同し、惣長ヶ三尺は天地人の三才を比し棹

長二尺餘は陰陽の二氣海老尾の五寸は天の五星胴幅六寸は地の六合胴長六寸餘は地の六程震動厚サ三寸は高下平の三形を象り轉手絃手又天柱とも云なり。是天の象ちを表し口首に半月の形チあり、海老の糸巻は三台の星を象どる、一の糸を虚精と云、二の糸を陸淳と云、三の糸を曲順と號、十二調子の内口越斷金午調勝絶の四ッを一の糸の中に兼備へ、下無雙調鳧鐘黄鐘の四ッを二の糸に兼備へ、纔鐘盤渉神仙上葉の四調子を三の糸に兼備ふ、首嚴經日たとへば琴琵琶の妙音ありといへども、若妙手なくんば終に發する事能はず、又堪能の達人此三絃を彈く時は自然と六根を清淨ならしめ、神明佛陀の加護に預るべし、懦弱好色を以て彈く時は聞く人婬亂の念を發す愼ずんば有べけんや、然るに傾城遊女藝子野郎等の翫物になせる事なげかはしき事なり、永祿年中琉球より渡る泉州堺の津の盲人中小路といふ法師にさらせたり、其後虎澤といふ盲人本手壇手の術引始む、慶長の頃角澤と云法師琵琶の名人なりしが、三絃を手練して小歌等乘せ侍る、其頃又淨瑠理ぶし出來たり、此淨瑠理にのせて彈くは角澤の始なり、其後大坂に城秀と加賀市と兩法師此術を得後に江戸を立加賀市は柳川撿校となり、城秀は八橋撿校となる、當時の柳川八橋流此兩人は祖なり、是を三絃と號三の糸の故なり、然れば淨瑠理三絃は角澤の撿校を元祖とせり、角澤の澤の字を緣にして後世淨瑠理三絃を產業とするは竹澤野澤鶴澤富澤等と言なるべし、大坂中古の達人と呼れしは竹澤權右衛門同彌七野澤喜八郎富澤歌仙竹澤長四郎鶴澤友次郎同三次なりとぞ。

石川源左衛門殿所藏寫之

○御材木石奉行支配穴太頭二人由緒書

高百石 江州志賀郡高畑村之内　本國近江 生國武藏　戸波惣兵衛

卯五十九歳

浚明院樣御代安永五申年十二月私儀淸治郎跡式被下置直に可相勤旨松平伊賀守殿被仰渡候段御材木石奉行豐田藤太郎被申渡候

一先祖　戸波駿河

權現樣御代慶長年中被召出江州志賀郡高畑村之内百石知行拜領仕候御折紙者元和年中燒失仕候慶長十六亥年六月十三日より同十七子年十月八日迄二ヶ年之

間尾州名古屋御城御石垣御普請相勤申候慶長十八丑年正月十日駿府より江府へ御用相勤申候慶長十九年御用にて御當地に相結罷在候處大阪御陣にて宇多國宗之御刀拜領仕只今にれいて所持仕候尤御陣中御仕寄場被仰付候當には江州知行所罷在江戸大阪京其外何國にても御石垣御普請之節は道中往來も御朱印傳馬被下置御用向相勤來申候段々被下置候傳馬之御朱印今以所持仕罷在候

一玄祖父　戸波駿河

大猷院様御代寛永二丑年京都御所司代板倉周防守殿より相伺御添狀被下御當地へ罷下父戸波駿河跡式被下置候段御老中御直に被仰付候寛永五辰年二月大阪二ノ御丸南側御石垣同十三子年正月同十四丑年同十八巳年七月御當地御城御石垣御普請御用相勤申候寛永年中度々御當地へ罷下り相勤申候正保二酉年五月慶安三寅年二月右兩度日光御宮御石垣御普請相勤申候明暦三酉年御當地御天守其外御櫓等御普請之節穴太之者共召連罷下悴彌兵衛父子共御當地に相詰相勤申候万治元戌年御當地御天守臺御石垣御用に付父子共罷下り相勤申候御普請御用被爲仰付候節者御老中より京都御所司代へ被仰越私共へ被仰下候何方に御普請御座候ても右之通御座候毎度左様之節御所司代より被仰越候御奉書之御寫幷私共へ被仰下候御所司代之御狀共所持仕候御當地に御普請中相詰候は於御城御老中御直に御用被爲仰付候又於御宅被爲仰付候義も御座候相勤申候中は夫々十人扶持被下置候悴も召連相勤申候得は同前に被下置候御普請出來仕候て御暇被下候節御紋附之御時服貳黄金貳枚頂戴仕候悴は御紋附之御時服貳黄金壹枚頂戴仕候毎度右之通御座候

一高祖父　戸波駿河

嚴有院様御代万治三子年京都御所司代牧野佐渡守殿相伺御添狀被下御當地へ被下父戸波駿河跡式被下置候段御老中御直に被仰付候寛文二寅年二條之御城御石垣破損御普請相勤申候此節迄御所司代御支配請申候處天和二戌年より京都町奉行衆前田安藝守殿井上志摩守殿御支配に罷成候

一曾祖父　戸波彌次兵衛

常憲院様御代元祿五申年十一月父戸波駿河跡式被下置候段京都御所司代小笠原佐渡守殿被仰渡候元祿十七申年正月御石垣御用に付罷下候節御朱印傳馬壹人

に三疋宛被下候御京都御所司代松平紀伊守殿にて御朱印頂戴仕候其節京都町奉行安藤駿河守殿在江戸に付御朱印駿河守殿へ上申候同年三月御材木石奉行衆支配に被仰付江戸住居仕候様に秋元但馬守殿御作事奉行小幡上総介殿へ被仰渡候寶永三戌年十月御玄関并中之御門臺御石垣御普請相勤申同四亥年五月二ノ御丸銅御門臺上梅林下梅林北結橋御門臺御石垣同年十月濱御殿御石垣同七寅年四月芝口御門御石垣御普請場見廻り相勤申候右相勤申中七人扶持宛毎度頂戴仕候正徳元卯年五月病氣に付奉願隱居仕同年九月十一日病死仕候

一祖父　　戸波伊右衛門

文昭院様御代正徳元卯年五月父戸波彌次兵衛願通家督被下置候段柳澤備後守殿被仰渡之旨御材木石奉行奈佐四郎兵衛被申渡候享保二酉年八月神田橋鍛冶橋御門御石垣御普請之節見廻り被仰付相勤申元文元辰年十月八日病死候天和三亥年九月同役堀金二郎兵衛と申者京都御所司代稲葉丹後守殿へ不調法之義御座候て御改易被成候節同役共暫く刀遠慮仕候様に丹後守殿被仰渡於只今刀遠慮仕罷在候

一父

有徳院様御代元文元辰年十二月廿九日父戸波伊右衛門跡式被下置如父時可相勤旨本多伊豫守殿被仰渡候段御材木石奉行馬場藤左衛門被申渡相勤罷在候處安永五申年十二月老年罷成其上隱居奉願候處同廿七日願之通松平伊賀守殿被仰渡候段御材木石奉行豐田藤太郎被申渡隱居仕罷在候處天明四辰年十月十九日病死仕候

穴太頭

文化四乙卯年七月　戸波惣兵衛

由緒書

高百石　江州志賀郡赤塚村之內　本國近江　生國武藏　戸波市次郎　當卯廿九歳

私義祖父戸波佐市郎實子惣領市之丞儀病死仕候處外門子無御座候に付右市之丞實子惣領義嫡孫仕度奉願候處寛政四子年正月願之通被仰付候旨井伊兵部少輔殿御附札を以被仰渡候段御材木石奉行留安九八郎被申渡候處享和二戌年九月如父時可相勤旨井伊兵部少輔殿御書付を以被仰渡候段御材木石奉行中村與兵衛被申渡候

一先祖　戸波丹後
一二代　同　丹後
一三代　同　丹後
一四代　同　丹後
一五代　同吉左衞門
一六代　同佐左衞門
一七代　同　市助
一八代　同　喜才次
一九代　同　佐市郎

○道富丈吉由緒書
本生阿蘭陀國あむすてるだむ
生國肥前長崎
　　　　道富丈吉
一父　へんでれきごうふ
右ごうふ儀は阿蘭陀國之都あむすてるだむ住居先へんでれきごうふ悴にて父存生の間はゆにれくると稱し父死後の名を繼能在候處寛政十午年於本國れんてるかうふまんと申官を受同十一未年の夏咬𠺕吧表へ出役仕夫より無程御當地通商の船に乘組み筆者頭勤定役相勤六月十二日始て御當地へ着仕諸用向々仕舞同年秋歸帆仕翌申年夏再渡仕五月廿五日御當地着仕某等引續在留候處翌酉年夏へんさる役申付候旨入津の船より申越へんさる役三ヶ年相勤候處享和亥年夏加比丹職申付候旨申越當年迄十三ヶ年加比丹職相勤罷在候右ごうふ儀加比丹役相勤候內江府拜禮並御用向相勤候條々左之通に御座候
一文化元子年魯西亞船御當地へ渡來仕候節御用向首尾好相勤申候
一文化三寅年江府拜禮首尾能相勤申候
一文化四卯年魯西亞船松前表へ乘渡ふらんす語にて認候書物殘置候を江府より御當地へ御差越被爲成和解差上候樣被仰付候に付阿蘭陀にて和解仕差上申然る處翌辰年春右爲御褒美御銀三十枚被下置候
一文化四卯年秋御注文通荷繰等出情仕候爲御褒美銀六十貫目被下置候
一文化五辰年ゑげれす船御當地へ渡來仕候節御用向相勤申候
一文化七午年江府拜禮首尾好相勤申候右之節於御殿中ごうふ儀兼々實體相勤昨年從江府御尋事之御用骨折相勤候に付御褒詞被爲成下候旨大御目付中川飛驒守樣御立合長崎御奉行曲淵甲斐守樣御書面被爲成御讀渡候

一文化十一戌年江府拜禮首尾能相勤申候

一某　道富丈吉

私儀右どうゝ悴にて文化五辰年於御當地出生仕御免之上新橋町人別に相加り當時新大工町人別にて罷在候處父ごうふ儀依願文化十二亥年九月三日遠山左衛門尉樣御在勤之節被召出新規御抱入被仰付候に付受用金之儀は父ごうふより別段差出候白砂糖代銀御貸付之利銀を以一ヶ年銀四貫目宛被下置役向之義は追て相應之人柄年輩にも相成候節可爲及御沙汰旨被仰亦追て父願之通御役義被仰付候節に至右御貸付之利付扨銀而已之受用にては不本意之筋も可有之候に付格別之御義其節は別段相應之御役料をも御加へ可被下置父右之趣は於江府表御沙汰之次第も可有之被仰渡候條難有可奉存右は牧野備前守樣御伺之上被仰渡旨父ごうふへ被仰渡尚又父ごうふ儀再渡以來引續在留仕江府拜禮三度相勤其外魯西亞ゑげれす船等乘渡候時に御用骨折相勤候處無程父代歸國之上は再渡之程も無覺束候得ば私身分片付方見屆安氣仕歸國可仕旨を以扶持爲御返別段持渡候白砂糖三百籠拂代銀相貸し置右を以年々銀四貫目宛私儀へ被下置藥種目利或は端物目利又は阿蘭陀人へも交少°通辭共へも引°離し候節新規に御抱入被爲成下候樣奉願候趣被聞召上乍然右體之儀先例も無之容易に難被及御沙汰筋に候得共父ごうふ儀是迄御用筋時々骨折相勤加比丹ごは譯達候者に付格別之御儀を以伺之上前文之通被仰渡候然る上は向後私儀諸事他役人一同之御取扱に御座候尤追而御役儀被仰付候迄は新大工町に罷在祖母方にて身寄之者申談養育仕候樣父ごうふ並祖母其外地役人一統へ被仰渡古今無比類奉蒙御仁惠候

親類書

父方

一祖父　阿蘭陀國あむすてるだむ住居　へんでれきぶうふ死

一祖母　右同斷あれきさんでるれすゑんぎ死娘　まるれつたねすゑんき

一父　寛政十一未年始而渡來翌申年再渡以來在留仕加比丹職相勤罷在候　へんでれきぶうふ

一母　長崎新橋町住居　土井德兵衛死娘　よう

一伯母　阿蘭陀國あむすてるだむ住居　父ごうふ姉ゐるれむやこふへつて妻　ゐるへるみいなごうふ

一同　右同斷　父ごうふ姉　いるへるみいなごうふ　此兩人同名如何

一同　同　父どうふ妹　まるかれつたどうふ
　　母一所ニ罷在候

母方
一祖父　新橋町ヶ所持町人　土井徳兵衛　死
一祖母　野母村峯仁平治娘　すゑ
一伯父　新橋町ヶ所持町人　土井瀧藏
一伯母　新大工町住居　母よう妹作治郎妻　こと
一従弟　土井瀧藏子　國太郎
一同　作治郎子　久治郎

右之通に御座候以上

文化丁巳春如月下浣松平鳩翁君より拜借謄寫

〇空也僧鉢敲考　牧雅志之一　　源美成編

空也上人繪詞傳卷の上云、上人それより僧正谷に御歸りありしに道に一人の武士あり、聖御覽じて汝いかなる者ぞと宣へば、我は平定盛といふ者なりと答ふ、上人の云、手に持たるもの共不審なりと宣ふ、是は僧正谷に集る鹿猿を射殺し角皮を取りたりと答ふ、上人御涙をながし念佛を唱へ回向し給ひて、年月我に宮仕したる獸也、其角皮を我にあたへよと仰ありければ、定盛感涙肝に銘じ、弓矢を捨今より後後世菩提に入奉らんと深く歎き、妻子をすて上人の御供申修行に出べきと涙を流しいひければ、上人宣ふやう、妻子をすつれば慈悲の殺生なり、妻子有ながら有髮にして衣を着し、敎へにまかせ身を捨て念佛修行せよと宣ひて、御衣をたび十念を授られしかば、御弟子となる、其時上人しめして云、念佛を修せん其樂み此中にすぎずと宣ひて、一瓢をあたへ給ふ、夫より敎をたがへず有髮して衣を着し、一瓢にて寒中の行おこたらず、和讚稱名をとなへ念佛修行して衆生を勸るものなり

右空也上人繪詞傳全部三卷親王方及び殿上人等かゝせられ圖は海北友雪なる由引用する所一條は宮内卿筆なり是今の空也僧鹿杖を携へ瓢を持てるゆへ由の淵深也

空也上人繪詞傳卷の中云、上人村上天皇の御宇に、天暦五年平城こと〳〵く温病をうけ、屍山のごとし、

なけきかなしむ泪海を傾くるが如し、上人是を憐み給て、祇園牛頭天王へ御參籠まし〱て御告をうけ、清水寺にして御長一丈の十一面觀音を自作りて車に乘て自引廻し、御念佛をとなへ茶を煎じて茶筌にてふりたて、觀音に供じ給ひ、それを温病の人々にあたへ給へば、悉く病ひなをり侍りぬ、上人念佛をすゝめ唱へさせ給へば忽ちに病苦やみぬ、貴賤萬民よろこぶ事限なし、常聞召て神農本草經に衆生の病を治せん爲に草木の味をなめわけ給ふ、日々に七十の毒草にあたり茶をのみて蘇生せしかば、今温病を茶にて治する其いはれある也、まして觀音の冥助あるをや、自今以後元三に屠蘇より先に茶を立觀音に供じ加護をうけ是を服せんと有しかば、上をまなふ下万民是を用て王服と號し、元三に茶湯祝よろこび奉るなり、それより宗派茶筌を業とす

此條庭田中將重增朝臣筆也、是今茶筌をひさぐ由の起原也、六諧園立路が隨筆に鼠苑といふものに、茶せんはせんじ茶に用ふる茶せんにして、腰のからげいと赤き絹絲也といへり、江戸にては末茶にのみ茶筌は用れど在郷にては今に煎じ茶を茶筌にて立服す由きけり、手造の茶にこその氣の烈なればなるべし

雍州府志卷之四。寺院門云。極樂院。號紫雲山。在四條坊門。爲淨土專念宗。古在錦箭通四條。故稱錦箭道場。空也上人之開基。而則安置所自刻之肖像。此院内一老僧上人。不食魚肉。不携妻子。剃髮著衣其餘十八家者。不剃髮。携妻子。常製茶筌賣市朝。相傳。空也從々修行。唱念佛巡洛邊。曾住貴布禰。于時毎夜鹿來鳴。上人甚愛其聲。爲閑居之友。一夜不來鳴。心怪之。翌日平定盛來告曰。昨夜於此處殺鹿也。上人大驚且悲。乞其皮角。皮爲裘著之。角插杖頭。爲遺愛之物也。定盛亦悔之慚之。終剃髮爲僧。今十八家其裔。而所著衣。（本ノマヽ）定盛曾平生所着狩衣之袍直爲衣。至今存其遺風也。各々衣毎夜巡洛外墓所葬場。各以竹枝叩瓢。高聲唱無常之頌文。是爲修行。依稱鉢敲。疑古叩所携之鉢。近世以瓢代之者乎。依之此門前謂敲町。

右府志は黑川道祐所著也、此一條後日次記事卷四十一月十三日空也上人光勝忌の條にみゆると異なる事なし、記事も亦道祐が作なればなるべし、其

いふ所詳なるに似たりといへども平定盛の一件繪詞傳の説によるを是なりとす、又近世以瓢鉢にかへるならんといへるもひが事也、鉢叩は空也僧のみにあらず、今兒の瓢を扣き錢をこへる事いとふるし、その中ことにふるきは融通念佛緣起に出たるを見るべし、この緣起は應永年間のものなればもとより瓢なる事疑ふべからず

諸國奇遊談云、鞍馬山西二町ばかりに御所檀と云地あり、往昔こゝに空也上人住玉ひしといふ、さるから今に至て四條坊門油小路の西なる極樂院空也堂世人鉢敲といふ、此寺の人々つねに茶筌を製して業とす、法會又は常にも市中を瓢を打扣き佛名をとなへ躍る事也、其瓢をたゝく壹尺計もあらん細き竹は必此御所檀に生る小篠を取て作ること古實也といふ

風俗文選卷之一、去來鉢叩云、師走も二十四日冬もかぎりなれば鉢たゝき聞んと例の翁のわたりましける、こよひは風はげしく雨そぼふりてとみにも來らず、いかに待わび給ひなんといぶかり思ひ

　　箒こせ眞似ても見せん鉢叩

と灰吹の竹うちならしける、其こへたへ也、火宅を出よとほのめかしぬれど、猶あはれなるふし〳〵の似るべくもあらず、かれが修行は歳暮をならし鉦打たゝき、二人り三人りつれてもうたひかけ合ても謳ふ、其唱歌は空也の作なり、かくて寒の中と春秋の彼岸は晝夜をわかず、師の外七所の三昧をめぐりぬ、無緣の手向のたふとければほかの湖春もわが家はすかしといへり、常は枝の先に茶筌をさし、大路小路に出て商ふ業かはりぬれど、さま同じければたゝかぬ時も鉢叩とぞは申されける、或はさかやきをそり、或は四方にからげ、法師ならぬすがたの衣引かけたれど、それも墨染にはあらず、多くは萠黄に鷹羽うちかへたる紋をつけて着たれば、月雪に名は甚之丞と越人も興じ侍る、されば其角法師が去年の冬こと〳〵しく寢覺はやらじと吟じけるもひとり師にやたとへざりけん、打とけて寢たがらんはかへも聞んも口をしかるべし、明して社との給ひける、橫雲のかげよりかしひたる聲して出來れども、げにとほれ足よはきものは友どちにもあゆみおくれてひとり今にやなりぬらんと翁の

　　長嘯の墓もめぐるか鉢叩

と聞へ給ひけるはこのあかつきの事にてぞ侍る

この文にて思ふに、府志に俗々衣上有紋是俗體家々の紋也といへるはあやまり也、鷹の羽の打ちがへたる紋と覺ゆる、そのよしは次にのする伴蒿蹊がいへるを見るべし

閑田耕筆巻之二云、鉢たゝきといふもの四條坊門油小路極樂寺より出づ、住僧は法衣を着袈裟をかけて淨家の和尚の樣なり是は一﨟とて其下はつねの半剃たる頭にて、法衣の上み計とみゆるものを着るいとあやしき姿也、然るに貞享の頃の板本にていろ〳〵の人品を繪きたるものには、素袍の上に鷹羽の紋つきたるを着たるさま也、其後よく知る人の話をきゝしに、衣の上みのごときものに改めしは元祿以後也彼鷹羽の紋も定まれる事萬歳の橘の紋のごとしとなん、是は俗形相應にして改たるは異ざま也

耕筆にはたゞなにとなく鷹羽の紋とのみいへり、去來が辭には打ちがへ付る由見ゆ、鄰松といへるものゝ書がける群蝶畵英といへる草畵の本二巻あり、その上巻にのする所空也僧の圖あり、是には茶筅をかたけ衣に鷹の羽を三ツ竪に並へ付たる紋也、いづれか是なりや知らず

茶筌賣る鉢叩の古圖くさ〴〵あれど、さしてかはりたる事なければのせず、その外京童花洛細見圖にも

鉢叩歌

よき光ぞと影たのむ〳〵たのむちやのキョモほとけのキョヒョンあひつのさとキョにむつのくにけりキヨヒョンひやうたんふくべにをゝ付て折々風のふく時はヒヨ、ラヨンヒョンしほせの風のさむささんやにてはごら打ならし三界を家と走りめぐり鉢扣がせい〳〵こゝにかけて後生を願はぶなどか佛にならざらんキヨヒヨンノウ五郎三郎夫ハッしよろわしたワイなんとゝこうとんづるやうしやうこらくら春テンフンッテンとたゝからつるには瓢ならではおほせらしよしやたんた寝てもさめても忘るなよ唯一念はねぶつなりけり急て淨土を願ふべしなむまみはろうだハウバイトウ茶せん〳〵

この歌空也上人の自作なりやいなやはつまびらかならねども、この歌のみはいとふるくつたへきにけるものと見ゆ

さいつ頃より空也堂再建のよしにて、町々を空也僧茶筅うちかたげ徘徊せるあり、あるひといへるは、今の鉢扣の歌ふ所の歌大抵八百首もあるべしさいへり、されど皆小歌和讃などの體にて三四十字に過るはなしさいへり

鉢敲贊

半陶藁卷之三。鉢叩贊云。爲眞乎蓬髮飄蕭。爲俗乎床衲物寥。非眞非俗。抑鹿角仙人之流亞也耶。是空也上人度一類之機設謳和者也。吁顏瓢屢空。空也已沒。空不在斯乎哉。

華實年浪草卷之十一空也忌の條に一休鉢扣贊云。晝不着笠夜不閑。東西南北自由身。一瓢扣畢有何益。花發十方淨土春。

案ずるに此の一休禪師の贊詞狂雲集續狂雲集一休はなし續一休ばなし一休諸國物語等にかつて見へず。けだし逸文にやあらん。

茶筅賣空也僧 群蝶畫英所載

融通念佛縁起所載

文政辛巳八月廿一日借抄于南畝翁

増訂一話一言卷四十六終

增訂一話一言卷四十七

○鶴岡山炎上事記附勸請以後興廢考

文政四年辛巳正月十七日夜相州鎌倉鶴岡八幡宮本社炎上あり、同二月十九日鎌倉松葉谷長勝寺住持日続來りて年賀を告る時に燒亡の有樣物語せる趣左に筆記す

正月十七日晝後より南風吹出夜に入風倍〳〵強く、夜五ツ時前の頃雪の下村鶯石町東側あめや藤兵衛宅より出火あり、南風にして無程同町西側に火移り、兩側南より北の方へ宮居を差て火勢吹かけ申候所五ツ半時前御社石階の上の地樓門へ飛火し、消防の間もなく火勢盛んにして御本社廻廊並座不冷小御供所武內社等悉燒失四ツ時過に宮柱倒れて燒おちたり、神輿は廻廊裏の方より出輿ありて英勝寺へ遷座無恙社檀に納有之寶物什器類過半燒失

內陣に安置の秘封の御影は取出す、但此御影に添有之書物入長持一棹あり、燒失畢且樓門安置の隨身の像取出す、凡石階より上の地末社賴朝社六角堂寵殿等燒失裏御門夫より供僧十二院淨國院我覺院正覺院海光院增福院慧光院香家院莊嚴院相承院以上九ケ院小別當共類燒

供僧小別當とも什物古文書等不殘僧侶の法衣迄も燒失と云り、但し相承院にて書物入長持一ツ取出し并の內に納めて助けたりと云、其餘院々の什物類みな後の山林に取出したるに、枯草に火移りて不殘燒亡したるもありと云、供僧の院々燒亡して餘炎後の山林に燒入六本杉夫より山の茶屋燒亡して南風猶不止山中深くやけ入建長寺の後山觀音堂類燒明月の後山に移り十七日終夜十八日南風強く山火不消今泉村不動の近所末は武州久良岐郡釜利谷村の近邊まで山林凡三里程燒亡

彼長勝寺の檀方八幡より貳里北の方本郷村と云所にありて十九日類燒の由聞て見舞たりしに人家は無恙此時迄も近隣の山火猶殘りて見へたりと云

凡石階より下の地に在所の若宮御殿を始二王門輪藏鐘樓藥師堂神宮寺といふ其外攝社數多災を免る

供僧の內安樂院等覺院最勝院並神主大伴氏の宅火災

を免る
寺の下置石町火元より風上にて人家東類四軒西類八軒災を免る其餘南方不殘燒亡
凡鶴岡山の火消は鎌倉中十三ヶ村に役して村毎に割附の持場あり、本社は寺の下始五ヶ町の持場なるに其所より出火して銘々自宅を防ぎ居本社消防の人數無かりしといふ

　彼長勝寺の居村名越大町村は下の地若宮並仁王門等の持場也、火勢強く吹付甚危かりしが立木ありて夫が爲に火炎空へ上りたれば上の地本社に移りて下の地は殘りしと云

炎上の趣即刻江戸茅場町供僧旅宿所へ相達し夫よりかの地御代官大貫次右衛門役所へ屆出る其後同人役所より檢使有之灰除にかゝる燒亡の餘材悉く灰となり、十八日十九日兩日の大風にて灰を吹散して本社のあと掃庭のごとくになりて、跡に止りしは金銅及鋪具類耳皆々かますに納之其數百に餘りしと云
供僧九人は當分神主大伴宅並燒殘りし三院に同居す
火元あわや藤兵衛も八幡の社人也と云

　鎌倉八幡宮勸請以後興廢沿革

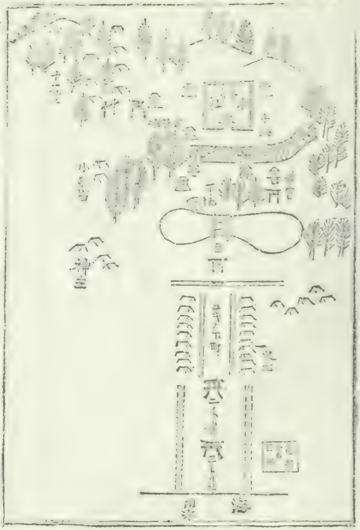

鎌倉志引東鑑云本社は伊豫守源賴義勅を奉じし安倍貞任征伐の時丹祈の旨有て康平六年秋八月潜に石淸水を勸請し瑞籬を當國由比郷に建云々

　鎌倉志云今此を下の宮の舊地と云也と云々按今由井濱の三の鳥居の東南の方に下宮蹟と云所圖に見へたり浪打際にやゝ近し（此に下の宮と云は今の本社上の地に遷さるゝ前に其下の地今 昔宮の所に浪打るによりて下の宮に遷さる跡と云意也）

同云永保元年二月陸奥守源義家修復を加ふと云々
同云治承四年十月七日賴朝先遙に鶴岡の八幡宮を拜

み奉し云々
同云同年十月十二日源頼朝祖宗を崇めんが爲に小林鄕の地の山を點して宮廟を構へ鶴岡由比の宮を此所に遷し奉る云々
先茅茨の營をなす云々
按此時始て由比鄕より今の若宮の地下の地也遷せるなり、これを鶴岡と云ふ然るに此東鑑の文に鶴岡の宮を遷すとあるによりて、鎌倉志に由比の宮をも鶴岡と云ふ、小林鄕に遷りて後も舊號によりて鶴岡八幡と稱したると記したり、されども此說疑らくは非ならん、今由比濱の舊地を考るに、岡と稱すべき地形にあらず、鶴岡と云ふは今の上下の宮地小林鄕に移りて後の名なるべし、以上東鑑治承四年の二章に鶴岡とあるはあやまりなり
此書は日次に記して當時書する所なれ共右大將家總追補使に補せられしは全く文治二年にあり、記錄所なども其時よりこそ始りたらめ、夫より以前治承養和壽永元曆の間の事實は後より推て記したる事疑なし、されば記事のあやまりなしとも云べからず

同云治承五年五月十三日鶴岡若宮營作云々當宮は去年假りに建立の號ありといへ共楚忽の間先松柱萱軒を用らる因て花構の義をなし專ら神威を貴らる云々
按此其斯は今若宮の地にして則應神帝を祭れる本社なり、こゝに若宮と云は猶新宮の謂也、然共建久二年に今の上の地に本社を遷して後此下の地の若宮をも營作し仁德帝の御靈を祭りて尙若宮と稱す、されど此時若宮と稱するは新造の宮の意に非ず、八幡の御子仁德帝を祭れる故の稱也、然るに右治承五年の文を鎌倉志に今の若宮の條に耳引る事誤り也、本社の所に引べし
同云同八月十五日鶴岡若宮遷宮云々
同云建久二年三月四日小町の邊より失火して幕府並御家人の屋若宮の神殿回廊塔婆等悉く灰燼となる云々
按此も本社八幡宮にて今の攝社の若宮を云に非ず
同云同年四月廿六日鶴岡小林若宮の上の地に始て八幡宮を勸請し奉ん爲に寶殿を營作せらる今日上棟也
鎌倉志云、東鑑云三月四日失火若宮の神殿灰燼となるとあり、此建立は其故也云々と記せり、按三

月四日災にかゝり同四月廿六日上棟其間日數纔に五十日餘古代質朴の營作也共あまりに其功速なるに似たり。さればこれは炎上以前に造營の企ありしに、既に燒亡ありければ幸に其功を促されたるならん、又按、此時に治承五年造立して若宮（本社燒）亡して後今の上の地の本社に遷され、猶亦其舊社の地（下の地也）にも社頭を建られ仁德帝を祭られ此を若宮と稱せる事上に云がごとし、されば治承以後建久二迄の若宮と號せるは本社にて應神帝也、建久二年以後今に至て若宮と號せるは攝社にて仁德帝也

同云同十二月廿一日鶴岡八幡宮並若宮及末社等遷宮云々

按、舊地の若宮をも造られしは此文にて明か也、且前々は本社なれば鶴岡若宮と記し、此には攝社なれば鶴岡八幡宮並若宮と記したる能文義をなせり

元弘口年鎌倉北條高時以下新田義貞の爲に亡ぶ神社佛閣火に亡ぶ所不少

按此時八幡の宮社存亡如何ありけん

鶴岡社務次第云々應永十三年七月十八日小野邊出火大風餘煙鐘樓に吹附ると云々

按此時本社存亡如何ありけん

相承院快元僧都記云（中）天文當社應永以後造營之事無之云々又應永遷宮の時云々

按此記する所年號耳にて支干をもらす、鎌倉の足利氏滿滿兼の時に當れり、前の應永十三年七月小町の失火に亡びし故に造營ありしか

鎌倉大草紙云、享德年云々然れ共京都に御沙汰有て海道五ヶ國の今川上總介を大將とし御旗を被下鹿王院を相添られ、同年六月十六日鎌倉へ亂入、御所を始谷七鄕の神社佛閣を追捕して悉く燒拂賴朝卿已後北條九代の繁昌は元弘の亂に滅亡し尊氏卿より成氏の御代に至て六代の相續の財寶此時に皆燒亡して永代鎌倉亡所と成品山とあれ果て誠に淺間しき次第也云々

按此時の兵火にも八幡宮存亡如何ありけん

鶴岡承仕快元僧都云享祿五年（壬辰七月廿九日改元天文）五月十八日也小別當を大弓へ可越由自氏綱有之子細云々當社造營事被申所に自大弓樣可領掌由申云々

同云天文七年十一月十五日上宮拜殿柱立御殿上葺云々
同云天文九年七月廿六日云々來九月遷宮延引云々
同云同十一月十一日小別當良能死去御遷宮不可止之由云々
同云同十一月二日帝王崩御之間御遷宮可爲如何之由尋有之不苦旨申之云々
按天文元年より事始九年に至て遷宮無之遅滞也
此記天文十年正月にて絶るされば二月より末に遷宮なるべし
寛文八年戊申御再建あり前年寛文七年未事始
按自天文十年氏綱再建至此及百廿八年
棟札云
上棟相州鎌倉鶴岡八幡宮
征夷大將軍右大臣正二位源朝臣修造
寛文八年戊申八月十五日
奉行從五位下備前守源姓松平氏隆綱
大工　鈴木修理藤原長常
木原内匠藤原義永
下の宮棟札に
上棟相州鎌倉鶴岡八幡若宮　以下同文
同時大門三所の石鳥居御建立あり
天明元丑年御修理有之御作事方棟梁御手傳凡壹萬兩と云々
按自寛文九年至此及百十三年
文政四年巳正月十七日炎上　但若宮は災を免る
按自天明二年至今及四十年
以上　石井内藏允成時筆記
右炎上事記及資應者皆已三月二日以輪池先醒元本書寫
且標書聊補其闕云　山崎美成長崎屋也

○小松彌助由緒書

先祖書　内大臣平朝臣重盛嫡男三位中將維盛二十代　小松彌助舊盛

一先祖
遠祖維盛元暦元年甲辰三月廿八日紀州熊野那智之沖にて入水之旨披露仕同國有田郡保田之山林に潜居元久元年子六月卒去喪服之男子を兼盛と申候兼盛より度盛理盛許盛致盛仲盛長盛元盛綱盛邦盛弘盛國盛影盛滿盛秀盛保盛智盛宗長迄十九代相續上湯川村郷士に

て罷在候
一舊盛儀宗長惣領にて御座候先國主方へ代々鹿皮獻
上目見仕諸役免許にて有之候元和五未年南龍院樣御
入國之砌初而御目見仕候處御年貢定米に被御付同八
戌年より御切米被下置諸役御免被成下御在國之節者
年頭御目見に罷出寛永十一年戌五月病死仕候

舊盛惣領　小松彌助敏盛

諸事父之通被成下延寶元年丑十二月病死仕候

一高祖父

敏盛惣領　小松彌助行盛

右同斷元祿十五年午五月病死仕候

一曾祖父

行盛惣領　小松彌助安盛

右同斷元文四年未八月病死仕候

一祖父

安盛惣領　小松彌助祐盛

右同斷明和四年亥六月病死仕候

一父

祐盛惣領　小松彌助時盛

右同斷安永八年亥九月病死仕候
右之通御座候

有田郡上湯川村地士

文化五年辰五月　　小松彌助長盛

○鎧巧明珍家譜幷巧拙之評

近衞帝有　勅旨命明珍因爲累代之家號爲中興元祖

明珍出雲守紀宗介

○元祖

甲類上作

住雲州後移九條又住鎌倉　康治久安文治建久正
治之頃

○二代

同刑部大輔　宗清

甲類上手

住相州鎌倉　建久正治元久之頃

右仲宗長
左內宗秀
賴母宗泰
正內吉清
平太郞吉次

○三代

同兵部大輔　宗　行

甲上手

住一條堀河　元久貞應寛喜之頃
大隅宗直
同兵衛尉　宗益

○四代
甲頬上手
住紀州和歌山　承久天福之頃
右平太宗兼
左平太宗隅
同左京大夫　宗重

○五代
甲頬上手
住相州小田原　寶治文永之項
兵庫宗遠
同新大夫　宗忠

○六代
甲上手
住濃州佐野　弘安之頃
求馬重家
嘉太郎吉重
同右近大夫　宗繩

○七代
頬上手
住九條　德治之頃
對馬宗義

○八代　同兵部大輔　宗光
甲頬中臑當上
後醍醐帝　敕命賜御紋製朝日威御鎧
丹宮宗則

○九代　同左近大夫　宗政
甲臑當上
住一條堀河　建武之頃
將軍源義公賜青銅拾萬匹及攝州河邊郡服部鄉七
拾貫之地

○十代　同兵衛佐　宗安
甲頬籠手上
住一條堀河　嘉慶之頃
民部大輔　宗時
○右稱宗十代但不彫刻姓名尚有口授

○十一代　同左京大夫　義弘
甲上
住一條堀河　明德之頃

○十二代　同左兵衛尉　義紀
甲上
住一條堀河　應永之頃

○十三代
甲上
住一條堀河　正長之頃
同五郎大夫　義則

○十四代
甲上上頬中
住一條堀河　寶德之頃
同六郎大夫　義長
弟
式部大大　高義
甲頬上上蘢手上作
○信家　高義　義通
稱義頬之三作也

○十五代
甲上頬中
住相州鎌倉　文明之頃
同新次郎　義有
久八義久
千次郎義國

○十六代
甲上頬中
住相州鎌倉　文明之頃
同三郎大夫　義保
左近大夫　義通
又四郎勝義
武田信玄令作諏訪星盛冑此時賜信字

○十七代
甲上上頬上中
住上州白井或甲州府中　永正享祿弘治大永天文之頃
同左近將監　信家
○始曰安家後改信家又曰大隅後又號覺意入道
新五郎信房
孫四郎勝家

○十八代
甲中
住相州小田原或伊州　天文弘治之頃　○亦曰平六
同又八郎　貞家
判四郎房家
判大夫房宗
將軍神君賜御書頂戴御紋

○十九代
一大圓平頂山尊靈甲宗家宗信父子以兩作製之曰齒朶御冑也
住江州安土　天正元和之頃
同久大夫　宗家

○二十代
甲上轡上尤得鍛錬
住大坂或武州　元和寛永之頃
同大隅守　宗信

増右衛門宗清
但馬宗長
備後宗秀
○廿一代　同大和守　宗利
甲頬轡共上又得爲彫刻後改長門守宗道
住武州神田　寛永寛文之頃
木工介春信
○廿二代　同式部紀　宗介
後改大隅守
○明珍家庶流
○義保弟　左近大夫　義通
甲頬上　且廻諸國求勝於已者胄形殆　高義（尚有口授）
住一條堀河後住常州府中或上州　大永享祿之頃
○義通子　數馬後名　高義
甲頬中甲形似父
○義通弟　又四郎　勝義
甲頬上手　後號新大輔甲形似義通但胄於通例
小高
住常州府中　大永享祿之頃
○勝義子　五郎兵衛　勝正

甲頬中元信家之弟子也故甲形粗似信家
住上州白井或小幡　天文之頃
○　太郎　勝政
製作同于勝正但勝正之弟子也
住上州小幡　天文之頃
○信家弟　孫四郎　勝家
勝義弟子後號重大夫甲形似信家又粗似勝家也
住上州小幡　天文之頃
○信家子　貞家弟　七郎大夫　氏家
甲上手似父信家
住甲州府中　大永之頃
○勝家兄　新五郎　信房
製作右同
住甲州府中　天文之頃
○信房子　判四郎　房家
甲上
住上州白井　天文之頃
○房家弟子　判六郎　房吉
製作中
住上州　天文永祿享祿之頃

○房家弟　　刑大夫房宗
後號父八郎信家弟子甲胄形糾似信家
住相州小田原　永祿享祿之頃

○房宗子　　又五郎家房
信宗弟子甲胄似房家
住相州小田原或上州　天文享祿之頃

○吉久子　　九八郎信吉
製作中信家弟子甲形似房家
住相州小田原　天文之頃

○信吉子　　又七郎信廣
住相州鎌倉　永祿之頃

○信家子　　又平房則
家房弟子
住相州小田原　天文之頃

義有庶流

○成重子　　又八郎康重
信廣弟子
住相州雪下　永祿之頃

○　　平四郎景家
住相州鎌倉　弘治之頃

○房宗弟　　左内宗房
甲形頗容似兄房宗之作
住相州雪下　永祿天正之頃

○義久子　　次郎大夫成國
成重祖父甲中星胄多
住相州　延德之頃

○先成國子　　平大夫成國
甲中
住相州酒匂川　天文之頃

○成國子　成重父　　八郎成道
甲上
住上州白井　元龜天文之頃

義有庶流

○庶重父　　蓬萊太郎成重
甲上胄形似義弘星胄多筋胄希也胄之星精小也
住上州八幡　天文永祿之頃

○成道弟子　　又八郎憲國
新八後號雲海入道甲上似信家作
住上州高崎　永祿之頃

○　　又六郎憲重

○　又四郎重國
住上州高崎　永祿之頃
○憲重子　九郎國重
住上州白井　永祿之頃
○重則子　喜六宗則
甲上勝義弟子後改七郎大夫甲形似勝義作
○宗則子　喜内宗義
甲上製作似父亦似成重作
住上州白井　永祿之頃
○憲重子　又市郎重則
住上州白井　永祿之頃
○義通弟　兵部宗久
甲中宗則弟子
住一條堀河或野州　天文之頃
○宗則子　三郎宗時
甲上製作似宗則專得製頰信家作　○自宗介十
六代後住一條堀河或土州白井
○宗久子　又八郎吉久
由形似宗久　○自宗介十八代後
住野州太田原或相州鎌倉　天文之頃

○　平角久吉
右同
住野州太田原或相州鎌倉　天文之頃
○貞家之弟子也　左大夫家久
甲上製作似父專得製胴
住相州雪下　天文慶長之頃
○國久子　傳七郎久家
甲上　家久養子
住相州雪下　天正慶長之頃
○久家子　左太郎政家
甲上
住相州雪下　慶長之頃
○　吉平吉道
甲形似吉久元來吉久之弟子也
住奥州岩城　永祿之頃
○吉道子　左近次義家
甲形似前勝義
住奥州岩城　永祿之頃
○　平介吉貞
甲形似吉久元來吉久之弟子也

住野州　天文之頃
○吉通之弟子也　　織衛後勝義
甲形似前勝義少劣信家弟子
住奥州岩城　文祿之頃
○　　源次次清
專得製胴政家之弟子少劣政家
住相州雪下　元和之頃
○景家子　　萬次郎貞行
籠手上作
住相州大島　元和之頃
○天文之頃　　家房文五郎
○天文之頃　　信行彌介
住上州白井
○永正之頃　　信忠清七郎
住甲州府中
○享保之頃　　信政九七
住上州
○弘治之頃　　信光
住甲州
○大永之頃　　信綱丹下

住甲州
○天文之頃　　信安吉十郎
○義通弟子　　義跡義平
義道又太郎
上作　　義正和泉守
上作　　義家左近次
前勝義弟子　　勝義
○成重弟子
○永祿之頃　　成吉源兵衛
住上州　　成忠門平
住上州
○享[illegible]之頃　　成次左源次
住上州　　重忠傳八
住上州
○平藏子　　國近

上作

住加州或上州　國久　蓬萊次郎

○上作

住加州金澤　永久平内

國近　蓬萊二郎

面頬上作憲國弟子

○明珍家製作之次第

○宗是　胄形丸シテ鉢ヒキク星大小共ニ有之至テシホラシク筋胄モ有之鉢ハ上ニ同シ頬烈勢至テスサマジ尙有口授

○宗清　胄形上ニ同ヽ頬父ノ作ニ似タリ尙有口授

○宗行　胄形丸ク鉢形頭上尖リテ見エルナリ　頬皺ナシ尙有口授

○宗益　胄形丸ク鉢形少シ後高也　頬烈勢也尙有口授

○宗重　胄形丸鉢形後高也　頬ハ老人ノ面ノ如クアゴ出テ長ク見ユル也

○宗忠　胄ノ形宗清ニ似タリ

○宗縄　胄ノ形丸ク急ニ高ク見ユルナリ

○宗光　胄形丸後少高シ

○宗政　胄形宗清ニ似タリ筋高シ

○宗安　胄形後ニテ張鉢ヒキクカラクリホソシ　頬ヲ製スルコト上手也

○義弘　胄形上ハ高シ上ニテカト立目庇ヒロシ

○義紀　胄形上ハ高シ祖父ノ作ニ似タリ手際宜シ頬モヨロシ

○義則　胄形上ハ高シ義紀ガ作ヨリ丈夫ニ見ユル也頬上手也

○義長　胄形上ハ高シ勝義ニ似タリ手ギハ宜シ

○義有　胄形右同斷

○義保　胄形右ニ同

○信家　胄形ムツクリト後ニテ平ク見ユル也筋ヲ上ニテ習ナガシタルナリ

○貞家　胄形右ニ同ジ信家之作ニ少シ劣レリ

○宗家　胄形宗安ニ似タリ後ニモ前ニモ張也

○宗信　胄形右ニ同ジ

○邦道　胄形大ニ丸シ宗介ニ似タリ

鐵巧明珍家譜並其庶流系脈且胄製鑑定之書一帖

臨摸卒業尋校正一過畢

時寳暦十三年癸未二月十八日

作宿爾俊

增訂一話一言卷四十七終

增訂一話一言卷四十八

○吉川家由緒書

吉川家者大職冠鎌足より十八代三郎經義儀賴朝卿御時代駿河國吉河之村に住居仕從是家名を吉河と申候其後吉川之字用來候事

一三郎經義子吉川小次郎友兼正治二年梶原叛逆之時梶原三郎兵衞景茂を討捕申候然共友兼深手負相果申候因隂其子左衞門尉經兼へ父友兼爲忠賞梶原舊領播磨國福井庄を被下候事

一吉川左衞門尉經光儀承久之亂竭粉骨旨忠賞安藝大朝本庄之被補地頭職候此時駿州播州之領地を一族庶流共に被配分經光子吉川次郎經高代に藝州罷下數代屬將軍家抽軍忠御感狀御教書等數通今以所持仕候事

一次郎經高より十代吉川治部少輔興經實子無御座付毛利陸奥守元就次男駿河守元春を養子に仕毛利家と彌睦鋪罷成候元就妻は興經叔父吉川伊豆守國經女にて興經元春は從弟にて御座候事

一毛利元就嫡子備中守隆元次男吉川駿河守元春三男
小早川左衛門佐隆景を三家と唱へ候事
一駿河守元春同嫡子治部少輔元長於諸所闘軍功御感
狀數通今以所持仕候事
　但元長九州於御陣病死仕實子無御座付弟藏人頭
　廣家に家督無相違被仰付候事
一藏人頭廣家儀父元春兄元長に相隨秀吉公之依御下
知於四國九州闘軍忠御朱印御感狀數々被下候度々
之依軍功羽柴氏豐臣姓桐之御紋被差免被任侍從宰
喜田中納言殿姉を秀吉公御養女に被成藏人へ緣組
被仰付候事
一天正十九年藏人儀抽軍忠候段被成御感伯耆半國雲
州にて三郡隱岐一國安藝之內にて壹万石被宛行雲
州富國に在城仕候事
一秀吉公朝鮮國御征伐付而藏人儀上意兩度渡海仕文
祿年より慶長二年迄數年在陣闘軍功候付而御朱印
御感狀數々御座候事
一慶長五年權現樣會津御進發之刻吉川藏人頭廣家儀
も供奉可仕旨付而國許發足仕候得共遠國故御發向
以後大阪罷登候所石田三成企逆心藏人關東下向之
儀相防候付善事不任心底候依之關東供奉之內黑田
甲斐守殿迄藏人より兩使服部治兵衛藤岡市藏と
申者を以於藏人者曾而逆意之面々同心不仕一筋に
關東へ可遂御馳走旨毛利中納言輝元儀も此度之逆
意不存寄儀を石田三成安國寺兩人之調儀にて御座
候通申上候處甲斐守殿御先へ被遣於駿州丸子使之
者參會夫より甲斐守殿よりも家來小河喜助と申者
を藏人使者に被差副江戶へ罷越候權現樣被聞召上
藏人御斷之段別而被遊御祝着旨にて兩使被召出御
目見其上御羽織黃金拜領被仰付則被成下御書候事
　御書之寫
從吉川殿之書狀具に披見候御斷之段一々可得其
意候輝元ゐ兄弟中合候間不審に存候所無御存知
儀共承致滿足候此節に候間能樣被仰遣尤候恐々
謹言
　八月八日　　　家康公御判
　　黑田甲斐守殿
右之節黑田甲斐守殿より添狀之寫
拙者爲御見廻御使札忝存候さても遠方是迄被掛
御意候間御同意之通

內府公へ申上候へば拙者所へ被成ゞ御書候間則
御使へ掛御目候本書此方にとゞめ申候隨而今度
之一儀輝元儀者御存知被成間敷候安國寺一人之
才覺ゞ
內府公ゟ被思召候然上は輝元へ御內儀能々被仰
入
內府公御入魂に成候樣御才覺專用に存候貴樣次
第此方之儀者拙者相調可申候謀弓矢此方勝手に
罷成候而は左樣之儀も調かね可申候條きへかゞ
無御油斷御分別尤存候是は不存知在儀に候條申
入候猶此段使者口上に申渡候間能々可被聞召候
恐惶謹言

八月十七日　長政判

羽藏樣

參貴報

但甲斐守殿ゟ書狀之文言に本書此方にとゞめ
申候ゞ御座候得共書狀相調被後使之者へ御本
書取歸候樣にゞ被申付被差越于今所持仕候事

右之趣に付甲斐守殿ゟ追而藏人かたへ書狀被差越
候書狀寫

猶以內府公ゟ早駿河府中迄出馬之由夜前申來
候以上

先書に申入候相屆候哉兎角輝元御家相續候樣に
御分別尤に候返事委可被仰越候恐惶謹言

八月廿五日　長政判

羽　藏人樣

參人々御中

一權現樣濃州赤坂御着陣之刻事急に有之候得共毛利
中納言輝元より今以御斷ゞ申儀無之候間藏人一分
之御斷計にて者追而輝元身上之御斷相立申間敷ゞ
致思慮候付而輝元より先手へ毛利宰相秀元其外家
來樣々差出置候者共へ藏人心底之所理を申聞候得
共承引之者無之氣之毒に存候處福原式部一人同意
仕候付而藏人家來三浦傳右衛門ゞ申者を御陣所へ
差出候趣者先達而御斷申上候通御馳走心底今以違
變不仕候輝元儀も早く御斷可申上儀に御座候處大
坂詰居遠方故及延引候條輝元家老福原式部儀和談
之御斷申上候通申合差出候得者則達上聞重畳忝入
御親着被思召之旨上意を以井伊兵部少輔殿本多中
務大輔殿兩人來ゝ揖書被仰付其筆元三浦傳右衛門
拜見仕候而取歸相平相調申候且亦藏人爲無別心人

質差上可然旨黑田甲斐守殿福島左衛門大夫殿兩人より被申越候付而藏人家來栗屋十郎兵衛と申者差上置福原式部よりも弟福弟左近を差上申候御合戰之口藏人儀者南宮山之諸勢を相押罷居候得者長束長曾我部安國寺其外人數を出し可及合戰體に付藏人手より鯨波之聲を揚候得者直樣伊勢路之方へ致敗北候藏人儀者則御跡備へ相加り候栗屋十郎兵衛儀者追而被御暇權現樣より對之身長之御鎗拜領被仰付候事

　三浦傳右衛門取歸候誓紙之寫

　　起請文前書之事

一對輝元聊以內府御如在有間敷候事

一御兩人別而被對內府御忠節之上者以來內府御如在被存間敷候事

一御忠節相究候者內府直之墨付輝元へ取候而可進候事

　付御分國之事不及申如只今相違有間敷候事

右三ヶ條兩人請合申候事若僞於申者忝も梵天帝釋四大天王總而日本國中大小之神祇別而八幡大菩薩熊野三所權現加茂春日北野天滿大自在天神愛宕大權現可蒙御罰者也仍起請文如件

　慶長五年九月十四日　　本多中務大輔

　　　　　　　　　　　　　　忠勝血判

　　　　　　　　　　　　井伊兵部少輔

　　　　　　　　　　　　　　直政血判

　　吉川侍從殿

　　福原式部少輔殿

右之誓紙至大阪輝元へ入披見彌以御斷之覺語無油斷樣に重疊申達候此方に寫致置本書者輝元へ遣候本家に可有御座候事

一關ヶ原御合戰御勝利に相成兩御所樣大坂御出之上此度逆意之衆中御詮議被仰付候所輝元儀奉行方一味に而諸方へ內通之狀數々第一藝州か四國へ人數差渡會津御供之衆中留守を取詰候段無紛付藏人廣家より前方於南度御斷申上候處右之趣付而相違に罷成候段黑田甲斐守殿福島左衛門大夫殿內意被申越候依之藏人身上之迷惑此時に相極是迄と覺悟に而被罷居候處甲斐守殿左衛門大夫殿兵部少輔殿三人之衆相談に而藏人儀者始終御馳走之心底不相變候段被致言上候付而於藏人儀者內府樣御心入無

御相違旨甲斐守殿より誓紙を以被申越候寫
　起請文書之事
一御身上之儀向後　内府樣不可有御相違候事
一萬一きよせつ之やから被及聞召候はゞ實否可被相
糺候理不盡之沙汰有間敷候事
一於御進退之儀井兵少申談我等請かゝり申候上は一
切不可有心口候事
　右於僞者
梵天帝釋四大天王日本國中大小之神祇嚴島大明神
春日大明神八幡大菩薩愛宕大權現大社大明神熊野
三社權現天滿大自在天神蒙御罰者也仍神文如件
慶長五年九月廿九日　黑田甲斐守
　　　　　　　　長政血判
　羽柴藏人殿
　　　人々
一輝元身上之儀井伊兵部少輔殿取次に而黑田甲斐守
殿福島左衛門太夫殿淚分氣遣候得共不被聞召分之
由にて黑田甲斐守殿より被差越候書狀之寫
　先刻兩度御使者被差越候得共相違候而不能御返
答候
一輝元御身上之儀羽左太申談當分候つれ共朱行共
御一味候而西丸御移諸方内通之廻狀數々中納言
殿御判候に付上者又四國へ人數被差渡候至來旁
以不及是非儀共に候
一貴樣御律儀之事者井兵少
御前之御取成共無殘所候中國之内に而爲押一二
國之間御方樣へ可被下之旨御議定之由候此上者
内府樣御直之血判付取候而可進之由井兵少堅請
かゝり被申候
一井兵少より被呼候はゝ早速可有御出候御供者御
馬廻計三四人之間被召連可然存候やり共者御無
用候此節之儀候拙者儀對貴所積全御身をはめさ
せ申儀御座有間鋪候爲御分別令申候恐惶謹言
　右於僞者
日本國中大小之神祇御罰立可被蒙者也
　十月二日　　　長政判
　　　廣家樣
一井伊兵部少輔殿より參候樣にとの儀付而藏人廣家
參上仕候處輝元身上之儀者御斷不相立藏人始終御
馳走仕御滿足被思召候付而防長兩國藏人へ可被下

置之由兵部少輔殿へ申渡候付而不存寄上意難有奉存候得共兼而御斷申上候所誰ゞ人身上之爲を存候計に而申上たるに而者無御座候輝元所存より不出事石田三成安國寺才覺故と存入候間本家連續被仰付候樣御取持被下候樣にと段々御斷兵部少輔殿へ申入候得者其段黒田甲斐守殿福島左衞門大夫殿被申談甲斐守殿より差越候書狀之寫

尙々於此度者兎も角も井兵少殿左太我等三人に御任置可然存計候更此外無御座候以上

扨も／＼中國御安否今明日に相きはまり候御方樣御分別迄に候井兵少へ被仰切候御覺悟共者不及是非儀共に候急度掛御目福左太備者心底之儀者無殘所可申入候中國之內せめて貴所樣計成共御殘候間者元就へ御屆是に過間舗候中納言殿へ御屆之事一ゐ二ゐ迄者御尤に候貴所樣御　そ御破候者元就へ御屆に成ましく候猶無御分別者無由候恐惶謹言

十月三日　　黒甲　長政判

吉藏樣

參

一右之紙面輝元御斷不相調候付而藏人心底相極候所起請文を以申上候寫

起請文前書之事

一案外之逆亂失十方候付而先達而御理申上候處御爾所樣依御氣遣私身上之儀者被　聞召分忝御恵之御內意御座候段者今生不及申上後世迄も忘却仕間敷事

一此度之儀輝元心底より出不申儀安國寺一儀を以故奉行衆任申分西丸罷上對　秀賴樣御忠義之樣に相心得候段者輝元心底ねれたる分別無御座候各御存知之通是非次第御座候然向後對　內府樣無野心御忠節可仕段者各別異御座有間鋪候毛利と申名字計成共御立置被下候所御氣遣賴存候迄に御座候輝元御理聞召分無御座私儀於蒙御恩候者先達而關東之御理申上候所も私一分之身上氣遣仕候而本家を見捨候樣に御座候此段非本意候輝元心底者不及申他人之見聞迄も無面目次第御座候兎も角も輝元同前被仰付候之樣幾度も御理可申上覺悟他事無御座候事

一此度御恵を以毛利一家を御立置於被下候者向後

逆意之族黨御座候共於輝元者此度之御恩忘却仕間鋪心底に御座候千萬一毛頭も不相之心底於御座候者其節者私一分之才覺を以本家の儀に御座候を打つぶし候而しるしを差上一途に御忠義可仕候事

右於偽申上者

梵天帝釋四大天王惣而日本國中大小之神祇別而氏神八幡大神愛宕摩利支天住吉大明神天滿大自在天神嚴島兩社大明神之御罰立可蒙之者也仍眞文如件

慶長五年十月三日　吉川藏人頭

廣家血判

福島左衛門大夫殿

黑田甲斐守殿

右誓紙を以御斷申上達上聞候處藏人心底如此上者輝元御宥免之御吟味可有御座候得共向後對內府樣表裏別心有間鋪之通輝元よりも誓紙差上候樣にとの儀付而藏人家來福富與右衛門と申者を輝元方へ差遣御斷之誓紙相調させ差上候得者則被聞召分權現樣より輝元秀就父子御誓紙被成候寫

敬白起請文前書事

一今度周防長門兩國進置事

一御父子しんたい異儀有間鋪事

一きよ說申掛者候はゝ可有糺明事

右於偽申ぼんでん帝釋四だい天王惣而日本國中六十餘州大小之神祇八幡大菩薩富士箱根並三島大明神天滿大自在天神可被蒙御罰者也

慶長五年十月十日　家康公

此本書本家に可有御座候左候而藏人儀者召出御目見被仰付御脇差（下坂作）拜領仕難有合御座候且亦井伊兵部少輔殿にて被仰渡候趣者藏人御斷之心底律儀之至被思召候向後被遊御忘却間鋪候輝元此度奉行方一味不屆之應々不及是非候然共於于今輝元誓紙を以御斷申上儀候條被加御宥免防長兩國を輝元父子に宛堵被仰付候向後藏人心持肝要に思召候中國爲押福島左衛門大夫藝州廣島に可被差置候條藏人儀上方へ防州岩國迄居左衛門大夫申談中國靜謐之手遣可仕旨被仰出唯今之在所岩國に罷在候事

一毛利家御立置被成候段藏人堅神文を以御斷申上故右之通に御座候得者藏人儀彌向後廣家同嫡子秀就

心底無心元存候付て藏人ゟ節々長州萩能越油斷不仕罷在候事

一慶長九年御上洛之時廣家病身罷成候付而大御所樣より熱海之湯五桶拜被仰付東條式部卿法印より相達藏人病氣に當分相應仕候

一同十一年江戸御城御普請付而藏人頭廣家參府仕相勤候三月一日參着翌二日大御所樣御目見三日公方樣御目見被仰付段々難有被成上意候同五日大御所樣より上使東條式部卿法印を以御鷹之鴈二拜領被仰付藏人儀病身に付而每度熱海之湯拜領被仰付相應之由達上聞候御普請氣を盡し不申候共熱海罷越致湯治緩々養生尤に思召之通被仰出難有奉存御普請中氣色を押相勤候廣家不嫌晝夜精入奉る之所出來候付而大御所樣伏見より御內書被成候

御內書之寫

遠路普請不嫌晝夜依入精早々出來之由感悅候仍而雉子并羽折拾遺之候也

五月六日　家康公

御黑印

吉川藏人頭とのへ

一六月十四日御普請相調候付而同十八日藏人廣家儀御城被召出御饗應被下其上貞宗之御脇差御鞍置馬各かなわ御帷子三十同御留物十拜領被仰付忝被成上意御暇を被下候付而前後大御所樣上意も御座候に付而直樣熱海へ罷越入湯養生仕候得共其後以病氣不宜候付而江戸へ節々參勤仕候段御斷申上候得者被聞召分向後折々參府可仕之旨被仰出候藏人病身其上輝元年上之儀付而先年段々御斷申上置たる筋御座候付在所罷居防長兩國靜謐之手遣仕度存寄御斷申上候上にも其段御勘辨被成願之通節々之參勤被成御免由に御座候事

一慶長十九年大坂御陣之前方秀賴公より御味方仕候樣にとの御事之由に而藏人廣家方にも御使之僧藝州嚴島迄罷越彼僧一條坊と申出家相賴候而御密書箱持參仕候藏人事披封も不仕先年石田治部少輔謀叛之時奉對內府公無野心一筋に可御忠節段重疊誓紙を以申上候得者只今違變不相成之通申切候而使之僧差返し申候且亦中國爲御目附花房助兵衛殿備前備中表へ被差出置候付而藏人より使者朝枝半兵衛と申者差出秀賴公より御味方可仕由御座候得共

彌以關東へ御忠節可仕所存全相違無御座段御屆申上置候事
一同年冬之御陣之時長門守秀就甲斐守秀元藏人廣家
一同罷登候藏人儀兩御所樣御目見被仰付候且亦數年之病身彌增不宜候に付本多佐渡守殿を相賴隱居之御斷申上候得ば願之通被仰付候事
一翌年元和元年夏之御陣藏人廣家儀者長州蔭被下大坂へ嫡子美濃守廣正差登遣申候此儀段々子細御座候尤證文等御座候得共對本家當り合申候付而差略仕候事
一兩御所樣大坂へ被成御登候付而藏人廣家事も大津邊迄御迎に罷出可然之由御目付花房助兵衛殿より內意申來然共藏人病身隱居仕候付而旁嫡子美濃守廣正此時左近差登せ申候事
一美濃守廣正儀於京都御兩所樣御目見仕家督之御禮申上被下御服御帷子單物二十御馬一疋鹿毛拜領仕候事
一天下御靜謐に相成候得共毛利家之儀者八ヶ國に而罷在候處漸兩國に相成候得者宗瑞秀就を始其外家來迄も心底不安存候哉何ぞの節者顏色不常事有之候藏人奉對兩御所樣御忠節仕宗瑞秀就父子身上に付而者御訴申上置たる筋有之候條者美濃守對公儀外御奉公無之事に候間此旨を相守候樣にと重疊申聞候右に付而美濃守廣正儀も病身と申旁在所に罷在防長兩國靜謐之事のみ氣遣參勤交代も不仕候而打過申候美濃守嫡子監物廣嘉代に相成候而者雖日本靜謐之事に御座候得共美濃守折々之參府仕參勤交代等不仕候故おのづから唯今之通に御座候事
一年中三度御時服獻上仕御內書頂戴仕候暑寒爲窺御機嫌御肴差上候事
一公儀御吉凶共に相勤申候事
一元祿十六年江戶大地震以後御城廻御修覆に付左京父勝之助儀も御手傳被仰付候事
一上使其外御用付而御役人方御通路之節御用達其外左京領內之儀者民大輔より構無御座左京より役人等差出申候事
一家中仕置等本家民部大輔儀者毛利家之定御座候得共左京家中之儀者吉川家代々之法立申候且亦民部大輔家中へ時々申付之儀御座候而も左京之儀者一切構無御座候事

○村莊小藁

燕子未來春有情。落花泥濕柳烟輕。不知海外烏衣國。
飛到天南幾月程。　燕子未來

妾家一片古菱花。見面常嫌老色加。抛作姮娥宮裡月。
爲郎分影照天涯。　佳人覽鏡圖

丹山瑞鳥向西飛。海變醴泉朝不饑。日出扶桑樹枝上。
歸來毛羽有光輝。　送鳳侍者遊大明

依韵爲義山華國兄弟寄題聽雨亭
兄隔湘江弟洛城。偶然相値共懽情。孤燈倦聽十年雨。
未有對床今夜聲。

藍英近喪皇考同社明州詩以弔之余亦次其韵云
哀詞千字畢瘢斑。老幼俱嗟闔巻間。有子最賢吾舊識。
人言眉目似翁顏。

平生讀貯五車書。廢學無兒捕蠧魚。只爲窓前多種竹。
涼風到處巻還舒。　晒書

伯雨詩名未覺低。貞居集裡幾新題。長吟行路馬蹄倦。
日落南京六里西。　送伯雨上人之南京

海國曾遊幾歲華。想君秋日去程賖。沙頭鷗鷺如相問。
双鬢白於蘆荻花。　送春谷上人之伊陽

處々樓臺簇暖霞。春寒獨樹老夫家。東風二十四番信。
吹到君家第幾花。　送南叟蒴上人遊明國

建仁南叟藏主。從法叔九淵禪師。遊大明國。既及假裝。族弟宗侍者。惜其兄遠去。而求余有贈詩。雖愧不工。且慰其友于眷戀之念而已。九淵名賝。才辯博識聲聞喧于此邦。南叟名蒴。正宗名繇。兄弟敏而有文才。時輩敬焉。此數公皆知足龍山師諸孫也。蓋黄龍九傳。至千光祖。逮乎千光祖之傳道而東歸也。吾土始知有禪。千光又五傳至龍山。龍山南遊。其留最久。殆五十年矣。前元大曆中。住隆。兜率府。卒之名寺。世稱爲悦公再生者云。

海天三萬里程遥。兄去弟留俱寂寥。有待對床他夜雨。
一椠灯火話中朝。

祇樹秋風日暮寒。聞君告別促征鞍。詩成欲寫太倉卒。
不暇烏絲細作欄。　走筆送玉府旭仲上人赴防州

南遊眞擬古高僧。老矣相從我不能。行過重溟三万里。
回頭故國日東昇。　送闡隱馨上人遊大明

爲問黄岡小竹樓。雨聲眞似瀑聲不。半間試葺琅玕瓦。
檐溜送涼今夜秋。　竹樓急雨

君屋有花春早融。暖風遲日鳥聲中。山郵猶覺餘寒重。
白未白時紅未紅。　次韵惟馨試筆

終閉戸解蛻塵氣。世上唯稱是隱君。只詔九重召不起。
平生贏是華山雲。替陳圖南
中英上人還周州其友翔之求詩贈別爲賦之
春江纔似猶寒時。爭得東風吹入扉。滿意自誇裝橐富。
數篇珠玉送行詩。
社稷雖非力所支。孤臣義重死輕時。北風卷海崖山碎。
許國丹心終不移。讀文山集
夜寒弓臥曲身斜。借得鄰衾春滿家。歳暮多情氷雪底。
合分一半與梅花。寒夜借衾
兩國江山詩舊蹤。只憑詩書細形容。不知行橐量多少。
收得天邊富士峰。客東游携富士山圖而歸
村竹西邊有月不。遂斜陽後又回頭。風梢着力掃雲破。
碧落間拋白玉鉤。扇面竹月
新篁万葉露爲團。一々風前珠落盤。疑是鮫人盈掬涙。
朝來洒向碧琅玕。竹梢墜露
子猷只愛竹爲君。不可無梅我亦云。移屋新分半籬雪。
暗香著影上梁文。傍梅移屋
才也者。未成器之名也。才良則器亦美。而才不良則器亦不美焉。今觀彥希世詩集一編。其才固足以驚世。而器之成與不成。則顧其學與不學何如耳。

唐王勃。年甫十三歳。爲滕王閣。伯嶼瞿然撫掌嘆曰。奇哉夫才也。余乃於希世亦云。應永戊蜡月十一日天龍桂陽叟方集序

聽松閤下以希世壬寅藁一百首見示。需之評點。今玆才年歳餘耳。此外心有不發藁者。何其多哉。名章俊語。篇々皆然。連珠疊璧。拙目轍可定其價乎。然嚴命弗得而拒。頗加批改。豈謂至當。近世劉會孟采少陵東坡呂谷簡齋全集。或批或點。會孟豈出于杜蘇之上耶。但述管見而已。觀者毋誚焉。閏十月三日歇即道人岩□謹志

盛作一通。諷玩終日。手之不釋。來命難拒。少加批點。亦何倒至也。即玆奉還。蓋至寶非寠人氏可久留者。續者編集。不吝見示。則老卿慰藉。莫過於此。祝々。蕉雪老衲白

○僞年號考

應永中杉上禪秀の亂ありてより關東穩ならず、既にして京鎌倉の二將相合はざるに及で、幕府の令する所鎌倉これを奉せず、年號は天下の大義然れども或はこれを拒て用る事無に至る

凡年號は朝廷の命ずる者にして、武將の預る處に

あらず、然れ共當時國柄武家に任を以て朝廷これを武家に議して、後天下に行はる、故に實は朝家の定むる所といへども、天下に行ふものは武家の令に出るを以て鎌倉これを奉せざるに至る也

正長二年改めて永享とす、鎌倉これを用ひず、正長の號を行ふ事三年にして後に永享に從ふ（神明鏡に出たり）

幾ばく無して永享の亂あり、持氏害に逢ふ鎌倉主なし、寶德中成氏位に復すといへども上杉憲忠を誅してより又京師と合はず、關東大に亂る。一將兵を交ゆる事連年不絕、享保四年更めて康正とす、三年又改めて長祿とす、四年又更めて寛正とす、關東これを用ひず享德を用ゆる事すべて十餘年を經たり

常國府中說所之書に享德十四年を用ひし文書二通あり共に成氏の有司より出す所の狀也

其甚しきに及で僞聞に僞年號と稱する者出るに至る

所謂延德中に福德の號なり

按に、常陸國赤濱村妙法寺過去帳に延德二年庚戌の傍に書して云く、福德元又同三年辛亥の傍に福德二と注せり、陸奥國河沼郡塔寺村八幡宮長帳に文明十九年丁未の次延德四年壬子の前に福德二年辛亥とかゝげて、其下の注に貞和二年丙戌年より福德二年辛亥年に至て一百四十七年也とあり、依て延德三年辛亥より逆算するに貞和二年丙戌に至て實に百四十六年也、然れば長帳の算數一年をあやまるといへども二年辛亥とするもの妙法寺過去帳に合する時は別に論なり、下總國平賀村本土寺過去帳に妙本入道福德二辛亥八月十七日とあり

新編鎌倉志に光明寺に福德の二字を題せる額あり、其裡に福德二年辛亥九月吉日とある由を記せり、これ等の諸書を合せ考れば延德二年庚戌に始めて福德の號を設けし事ありしは明也、一說に辛亥を福德元とするものあり、蜷川氏所藏年代記に延德二庚戌の次明應壬子の前に福德辛亥とかゝげたり、又本土寺過去帳にも妙生尼福德元辛亥二月朔日匝瑳道高禪門福德元辛亥九月十七日同鏡林福德元辛亥八月十八日禪師阿日應福元德辛亥十一月廿四日とあり、この二書辛亥を元年としたれ共この年代記は年を追て記せしものにて、改元の年迄は前の年號に從ひ翌年の所に改元の號をかゝげし

例あればこゝも其類にてありけんも知られず、又過去帳も月相齟齬して前に載たる所は庚戌元年としこゝに引たる所は辛亥元年に作りたれば二說の內何れか誤なる事は論なし、さらば諸書にかなへる庚戌元年を以て是とすべし、又一說に壬子を元年とするものあり、本土寺過去帳に差姓入道福德四乙卯年七月十二日とあり、乙卯は明應四年也、この乙卯より逆算するに元年壬子にあたれり、然れどもこの過去帳齟齬多く且他書に於て元年壬子に作るものなければ其誤たる事明なり、又思ふに明應四年に至りてたま〳〵福德の號を用ゆべき事有けんに、其年迄連續して用ひざる號なれは明應の四年をさりて福德四乙卯と記せるものにてもあるべし

凡て四年を經たり

妙法寺過去帳に福德二あり、又關東の僞諺に僥倖を得たるを福德の三年めと云ひ、本土寺過去帳に妙泉福德三十二月四日妙正福德四正月六日とありて五年以後の號をうけたるもの見へず、これを以て考れば福德の號四年行はれたる事明也、さらば延德二年庚戌に始まり明應二癸丑に止まりしと見へたり

永正中に彌勒の號あり凡て二年を經たり

常陸國六段田村六地藏寺惠範が諸草心車鈔卷二の稿是に於田野不動院玉蟠之供養と題せる願文の末に、彌勒二年二月六日とあり、永正三年十一月の驗文同五年二月の諷誦文同四年八月の願文等を載たり因て永正中にこの號ありしをしれり、さて永正の何年にこの號ありしと考るに本土寺過去帳に日富彌勒元丙寅十一月とあり、丙寅は永正三年也、さらば是年始めてこの號ありて四年丁卯まて彌勒の號ありしと見へたり、一說に丁卯元年に作るものあり本土寺過去帳に妙春彌勒丁卯十一月とあり、自相齟齬せり恐らくは是にあらず、こゝの元丁卯は二丁卯の誤と見へたり、鹿島の社家禰宜が家にも彌勒の號を用ひたる神符ありし由なれど、近年燒失せしと言へり、又今の萬歲丸が美祿十年辰の歲と言へる事をうたへるは陰陽者流の說に出たる物にて、こゝの彌勒と音同じけれども其義は同しからず

享祿中に更に彌勒の號あり

會津舊事雜考に耶麻郡新宮の神符の銘二ツを載

す。其一に會津新宮大勸進僧淨尊誂一地頭代左兵衛荻原知成小寺宮預所代右兵衛少尉平國村彌勒元辛卯二月二十二日とあり、其二に大勸進僧淨尊横三郎壬生廣末會津新宮彌勒元辛卯二月廿二日とありて辛卯は享祿四年也、永正中彌勒の號ありしをこゝに至りて更にその號を用ひしものと見ゆれどこの度は廣く行はれざりしにや、他書に於て見る所なし

天文中に命祿の號あり、凡て三年を經たり

蜷川氏所藏年代記に、天文九庚子の頭書に庚子命祿元年に成又壬寅改天文十一年とあり、これによれば天文九年始めて命祿の號ありて十年を命祿二年として十一年には其號を止めしと見へたり。本土寺過去帳に妙了命祿二正月廿一月とあり、以上の三號皆關東僧間の用ひし所にてもと佛家より出たり。故に其號多くは佛寺の記錄器財に存せり、鹿島の神符彌勒の號ありしと云へるもこの神宮中古より兩部となりて神宮寺以下社僧多くあれば也、塔寺村八幡長帳も社僧の記せしものなれば福德の號を載たり、蜷川年代記ももと前に引證するもの皆僧家のもの也

蓋當時兵革相つき蒼生安住する事能はず、爰を以て歲運を變ぜんが爲に僧家漫に福德彌勒命祿等の號を設けしを頑民年號の重事なるをしらざる故に猥に流傳せしもの也　武家の記錄に是號を用ひし事なきは士太夫以上に及ばざりし事亦以て見るべし、是號豆相等に限る、この故に今に至てこれを關東の僞年號と稱すと云

ことしは歲星庚辰にやどりて庚辰の月に庚辰の日あり（三月庚辰廿四日庚辰）應永七年この支干ありしよりことしに至りて實に四百廿壹年（應永七年庚辰三月十五日庚辰）それにつきていかなる者かいひ出しけむ晴明內傳といへる文にありとて庚辰の三ッ重れる年は世に云ろく（美祿）十年辰のとしとみへたるものにてその日辰の刻に星まつるわざすればよろづ心にかなひありとある災をはらふよし語り傳へし程に「大城（オホキ）の近きわたりはいふもさら也、遠き村ざと迄もいひつぎかたりつぎて、高き賤しき大かたこのわざせぬ人はなかりき、さるをおのれは物ぐさき本性にてなにくれ調じものせんがいとほしければしらずがほしてすぎつ、後にきけばこの事いひ

出せしものはその頭だつ人より星まつりの故よしあしさはれたりしに、わきまへ申すこともなかりしかば、あふぬことを申したりさていかり勘當せられしとか、いにしへの賢石府覧は思ひはかりの深かりしより佛にもよせ玉はず、今おのれは物ぐさきより星まつりのわざせず、かしこきと物ぐさきとはるかに道遠けれどゆかんさきは同じかるべき也

哭も三とせの後は用ゆべしさのみないひそ人の物ぐさ

いつもの遊惰のこゝろなるべし

をのれさきに僞年號のからかへせしは常陸志の料にそなへんため也、かの彌勒の號ことしの童謠に同じき故に人にも傳へ、まほしくこゝにものするなりけり、文政三庚辰といふことしの四月やなぎ島わたりにあさりする中山信名しるす常陸志料

○浦井傳藏へ申渡の事

三月廿九日　組頭へ　浦井傳藏

右此間當年之干支に合候月日時刻之事等申唱へ候趣在之專由世上にて猥に取用候者も不少哉に相聞候鬼神時日卜筮を假りて衆を疑はしむるものは王制の赦さゞる所に候御場所内より右體之雜說唱出し世上へ相響き候而者以之外なる事に候自今屹と相愼雜說等申唱間鋪候

右之通可被申渡候

同日不調法書

私儀此間當年之干支に合候月日時刻等之儀申唱へ世上にて猥に取用候者も御座候由右體之雜說御場所内より唱へ出世上へ相響候ては不宜候段蒙御作度自今屹度相愼雜說等唱へ申間鋪旨以御書付被仰渡不調法至極恐入奉畏候此段書付を以申上候以上

辰三月　浦井傳藏

○淺野家臣遺族の事

覺

淺野内匠殿家來
大石内藏之助悴
吉千代
未十三

吉千代儀松平伊賀守領分但馬國美含郡須吉村圓通寺獨井由投老庵大体和尚弟子に去午六月京極甲斐

守殿御家來石東源五兵衛方ゟもらい同十月致剃髮
名を祖錬と改只今投老庵に罷在候
右之通致吟味候處相違無御座候付不爲致他出候樣
に急申付置候以上

未二月廿三日　松平伊賀守内
仙石段右衛門

覺

一吉千代儀去午之六月母方之祖父京極甲斐守樣御家
來石東源五兵衛方ゟ弟子にもらい同十月爲致剃髮
名をも祖錬と相改申候
一美含郡竹野谷之内　出石　井山と申所圓通寺之抱投老
庵と申庵御座候南禪寺派大休和尚七年以前ゟ隱居
仕庵に付大休庵と申ならはし候
一祖錬儀此方ゟ一左右仕候迄は他へ出し不申候樣急
度申付置候以上

二月廿三日

覺

淺野内匠家來
大石内藏之助三男
大三郎
未貳歳

右大三郎儀丹後國私領分宮津熊野郡須田村住居林
文左衛門と申浪人大三郎を養子に仕置候由先日御
尋被成候宮津へ申遣委細遂僉議候
一林文左衛門と申者須田村に致住居大三郎を養子に
仕父子共に罷在候文左衛門出生者同國峰山領安村
之目醫師林養宅と申者之悴にて御座候處須田村百
姓助左衛門と申者方へ四年以前卯六月苗名跡に參
目醫者仕罷在候浪人にては無御座候百姓にて御座
衛候文左衛門實子無之付大石内藏之助子但馬豐岡
出生之由にて石束源五兵衛と申者之家來雲傳茂兵
子分に仕當正月大三郎を文左衛門致養子引取申候
由其節峰山領安村之傳五右衛門と申文左衛門從弟
取持にて養子に仕候其時分金子十兩取申候由
一右大三郎儀内藏之助本妻之子にて御座候哉妾腹に
て御座候哉其段者不存候内藏之助儀文左衛門親類
緣者親付にても無御座候由
一右文左衛門大三郎儀御差圖之通須田村に預け指置
申候其後村庄屋手形取置申候右之通從在所申來候
間申達候以上

二月廿三日　奥平熊太郎

覺

淺野内匠家來
中村勘助妻 四拾四歳

勘助惣領
中村忠三郎 拾五歳

同人二男
同 勘次 五歳

娘 壹人 拾壹歳

右勘助妻子私家來三田村十郎太夫手前罷在候

一十郎太夫儀勘助實方之甥に而御座候以上

松平大和守

淺野内匠家來
中村勘助惣領
中村忠三郎 拾五歳

同人二男
同 勘次 五歳

右兩人私家來三田村十郎太夫手前罷在候

一十郎太夫儀勘助實方之甥に而御座候以上

松平大和守

一淺野内匠家來今度一列仕候内に矢田五郎右衛門と申者御座候此五郎右衛門義者拙者甥伊丹宇右衛門智に而男子壹人出生仕候處に不縁に而五年以前離別仕候五郎右衛門世悴作十郎當年九歳罷成候私養子伊丹頼母爲に甥に而御座候付頼母方に引取置申候尤其節か父五郎右衛門と父子之義絶爲仕假名相改今程吉川市之丞と申候

一伊丹頼母儀實父者伊丹宇右衛門に而

一伊丹宇右衛門儀者大久保豐前守組御小性組御番相節申候以上

午十二月 岡部駿河守

御手紙拜見候然者淺野内匠元家來間瀬久太夫次男貞八吉田忠左衛門次男傳内播州本徳寺領龜山罷有候付別紙御書付之趣致承知候築地本願寺輪番呼寄せ申付候何面上可得御意候以上

二月九日 本多彈正少弼

□田越前守殿

先刻家來之者被召呼淺野内匠家來大石内藏介子大三郎儀丹後國熊野郡寸田村に罷在候浪人林文左衛門養子に致候由右之村私領分に候はゝ大三郎儀文左衛門方差置候哉遂吟味可申達旨以御書付被 仰

并委細承知之仕候在所へ申遣候處御可申上候
此段爲可申進以使者申達候以上

松平熊太郎
使者

二月七日

今朝家來之者へ御尋被成候淺野内匠家來大石内藏
助へ私家ニ縁續之儀

一内藏助妻者家來石束源五兵衛と申者之娘にて御座
候然所去年十月初旬離別仕候に付只今源五兵衛方
に罷在候内藏助二男吉之進今年十三歳罷成候母離
別以前ゟ致出家申候と申候松平伊賀守領内但馬國
美含郡之内竹野谷井山と申所に南禪寺派大休と申
庵主方へ弟子に遣置候由申越候此者儀最初吉千代
と申候以後吉之進と改申候末子大三郎儀今年二歳
相成候丹後國熊野郡年田村住居之浪人林文左衛門
と申者に養子仕候方へ去年十一月下旬養子指遣候
由申越候右之外男子無御座候且又十四歳之女子一
人母に相添源五兵衛方に罷在候右之趣御老中方へ
も申上候以上

二月五日　京極甲斐守

○蕉翁書簡

頃日は御世話にて御座候隱居ゟ發句參候間是にて押
明申進候に

春賀

うしの年どこから春を牽出すぞ
いの字に花のひらく國の名　見龍

此通に賴入候宮川賦の拜彼是取よせ候て可然御なら
ば可被下候併渡舟田樂と申事宮川の在頭にてや可有
事と存候卷軸に猿思山神可然候半かそれとも御見合
候てどちらへも可被成候題者高下にはあるまじく候
舟句は

長閑さに馬子に問ふたりや元日さ

此句望のよしに候

大晦日

一由樣　見龍

五三日中伊賀舊里に引越候二月下旬又々此邊京都出
申候身の行衛吹風にまかせ候へば慥に難申進し候越
路の雪漸々消かたに成候はゞ先づ上京願申事に御座
候是非今一度再會之上は風雅御究可被成候御捨なく
候段則西行能因が精神世外之樂此外有間鋪候

正月三日

○蝦夷の風俗

菅山師いはく、他國のもの蝦夷にいたるには津輕外が濱より松前へ七里海路なり、潮甚だ急灘にしてわたり船時々覆沒す、ゆへに風を待つこと久し、東風土石を簸揚するの烈風にあらざれば急灘をこゆる事なりがたく、雨晴をゑらばず風勢に乘じ一瞬にわたるといふ、江戸より津輕外が濱へ三百四拾五里松前大山に靠り北海にれもてし、甚だ富饒にして東西三四十里民家多くは破風つくりにして壯麗なり、町屋の城下十里程なり、金銀交通自在なり、一國すべて五穀を生ぜず又野菜なし、ゆへに耕作をなす事なし、獨活蕨路をとる皆漁りをわざとす、たゞに自國の人のみにあらず、加賀越前近江の人おほく住居して漁網をなすゆへに風俗も邊陲の人にはあらざる躰もあり、三面に向たる國なれば湊數ケ所漁船大凡數千艘ありて魚課を城主へ出す一艘の稅賦金二兩なりといふ、これを以て松前の封入とはするなり、米穀はすべて津輕南部より海運して經用とするなり、津輕南部の邊鄙も松前の交易にあらざればまた金錢を得る事なし、松前より蝦夷へ陸路にて山嶮の蒼莽道なり、彼地に大田山ありのぼり一里ばかりなり、松前より蝦夷の地はじめの村を熊石村といふ、春彼岸前四五日より四月八日までをかぎりとすニシンをとりて干鯑とす、魚の子は則ち數の子となるまた秋八月より九月まで昆布をとりて萬國に出す、此運上を以て封稅とするなり

他國のもの蝦夷へわたる行程

津輕外が濱より海上七里北へわたる松前より西へ三十里大田山上り一里熊石五里臼嶽上り一里半山上に座像の釋迦佛あり二丈二尺五寸の銅佛なり草木土石ともに日のひかりに映ずる時は五色に見ゆるといふ

東北松前より五里　カヤベ（エゾの地七里）　シリキシナイ　黑石　ヲシャマンベシ（エゾ村へ十里）渡り（刳木舟船）臼村　惠背崇（松前より）十八里南部の向なり　松前より（東方へ十リ シノエゾ地）　鳴動

蝦夷の方言

日本人を　シャモ　蝦夷人の男を　アヒノ　女を　メノコシ　父を　アシャンフ　母を　ハホ　姉を　シャハ　兄を　イウホ　子供を　ヘカケ　火を　アベ　水を　ワッカ　妹を　ツレン　鍋を　シフ　碗を　イタキ　茶碗を　シマイタミ　米を　アマヒ

酒を　アママイ　煙草を　タバ　煙管を　セレンボ
錢を　シヤモタカラ　藤織の衣を　アツシ
アツシはエゾ細工なり水を彈くゆへ漁父多くこれを著す國中のもの皆これを著すシナの根といふに似たり
夷俗奸通等の罪を犯すときは木椎を以てこれをうつこれをツチウチといふ
木椎の圖ありわさびおろしのごとくなり
シリは島なり　ナイは澤なり　マタンは人家ある所なり　ペチは川り　此類地名にくはし。

○比丘尼惣頭

今の比丘尼の惣頭といふは本江州水口甲賀郡大峰の大先達飯導寺（御朱印二百石）の寺にて天台宗梅元岩本院なりゆへに文臺といへるものに元は牛王をいれたりといふ此事人の知れる事まれなり。

○淸少納言の塚（附猿の歌）

近江の國に淸塚といへるありける、所のものどもよそに掘移してんとしける、其夜里の賤しき者の夢にうへの女房とおぼしきが紅のきぬしどけなく著なして短冊を前に置ぬ、下郎のこゝろにもとかくして覺へたりけん、さめて後かゝるつけて見れば

現なき跡のしるしをたれにかも問れしらかな忘られもせす

とありければ人〳〵に見せけるにあやしく侍ればよすがらとめて公卿に申侍るに、是は少納言の塚のよし衆議ありて其儘におき給ひてあとなどよく吊ひけるとなり、これはやつがれくすしのせんだち加藤氏のしれる人塚のほとりの里におなじく住て見聞し事の由かたり給ひぬと中神氏の雜記に見へたり、これもおなじくくすしの語られしよし、さいつころ年往玉へるあたりおほやけにつかへ侍れど、いたくいやしき人の侍りき、公事にて日光山にまうのぼりし歸るさに、さゝやかなる猿一ツ取てもてあそび後〳〵はよくなれむつみしまゝ家内に放ち飼けり、ある夜あるじの夢にかの猿歌よみて出しぬ

世の人にひかるゝ綱のけふきれて法の御山に歸る嬉しさ

とありければつとめてあやしかりけるに、猿例のごとくあるじの膝にあがりなつかしげにまつはりしねむるやふにうせぬ、あるじいたくかなしみてからを

寺にかくり、ゆへよし侍れは人並に吊ひとて法名つけてあるじにかくりけるに

結離猿休

と附ぬ、猿の歌はゆめ〳〵もらさゞりしにふしぎに同じ心につけ侍りぬと、あるじいよ〳〵こゝろとけて侍りぬるよし、みづからかたりぬとなん。

○壬生忠見幼童の時の歌

壬生忠見幼童の時内裏より竹馬にのりて參れとおほせありければ

たけ馬はふしかけにしていとよわしけふ夕かけに
乘てまゐらん

○下わらび抄

冷泉爲村卿故殿の御筆をうつす

元文五年の事なりし、江戸の方に住ける人の妻門弟に願ひて許容のをり死去せしに、妻書をける詠草とて夫のかたより見せける、是をだにとて點こふなりける、其うちに

しる人のなき深山木の下わらびもゆとも誰か折は
やすべき

といふ歌かたわらに書そへてかへし遣はす

今は世になき深山木の下わらびもへし煙りの行衞
しらずも

かくて其夫小川有香寛保元年八月十日御門下にまゐる

寶暦二年忠篤が見せし詠草のうちに、女房が十三回忌の追善として夏懷舊を

夏深き木の下わらびうちすてゝかたみの露に袖ぬ
らすかし

とみへ侍る事書もあり

點じさだむるとてさても廿年あまり三とせにさへなりぬ、これも有香といふ者の妻の、故殿へ入門の事願ひて御許容ありし詠草をいまだ御覽に入ざるにはかなくなり侍る、夫のかたよりかのなき人のよみし歌

しる人もなき深山木の下わらびもゆとも誰か折は
やすべき

これをだにとて點を申うけ侍る、その折に哀におぼへさせ給ひて御詠を書添給ふに

今は世になきみ山木の下わらびもへし煙りの行衞
しらずも

今更かたみの露の袖のしづくにむかしをかけて覺へ

て
　いまさらに哀なげきの下わらびもへし煙りの跡も
　　ふりぬる
後のたよりにきけば、かの有香もなきみ山木のおなじ煙となりて娘のみ殘りたりときく。ひとひの一筆をかの殘りたるにみせしかばのぞみわぶるよし、いかにせんと忠篤がたつねこし侍れば、さらに書てつかはし侍る。何事も消しけふりのいやはかなさをおもふあまりなり
　木のもとにこかせことばの下わらび烟の果をきく
　　が哀れさ
かく書て忠篤がもとへ遣はしければ、のこりたる娘につたへしとなん。あわれなる人〳〵のはてあぢきなき事になん、是もはや十とせあまり三とせさきの事になり過ぬ。有香が娘見典（ちかのり）妻、寶暦七年正月十二日故證道がみちびきて門下に入侍る、しかあるに來年の秋の御忌のすゝめの題をつかはしゝかば、磯野政武のもとより便りのついでにかのちか典が妻も六とせ先にみまかりしよし、其うめる子とては娘ひとり常光寺といへるに嫁したるとなん、證道の後室證山の母がとりあつかひて政武にくはしく聞けるとて、かの娘がうた
故郷の御遠忌御ついぜんあつめたまふとて御出題たまはらせ給ふに母六とせさきに身まかりぬ、しかはあれどあまりのありがたさをあふぐにつけていにしとしさわらびの御かへしの御歌の事など思ひつゞけてかく申侍りし
　今は世になき跡までも惠みあるこの深山木の影の
　　さわらび
　はかなくも殘るみ山の下わらび涙ぞおつる露のこ
　　との葉
政武のこたへに
　もへ出でこの早蕨の跡したへこのみ山木の惠みお
　　もはぶ
かくこたへしよしなどくはしく書てかの二首をも見せられ、かの題その娘につかはす事門弟ならねば一たびたづぬる由申越れしよくぞくはしく告られし哀なる人のはて〳〵といひしも、年ふりてことし又きくに驚く下わらびはかなのけふりの下わづかもへわづかにのこせしひとりの娘其こゝろざしをつぎてこのみ山木のかげなみだぞ落る露のことのは淺からぬ

契りとぞ見ゆる二首ともよく思ひをのべたる感涙をそゝぐと書そへてかへし侍る、かの祖母の年のめぐりもはや五十年のなかばになる母のなきあともはや七年にちかし

今は世に又なきかげの下わらび泪の露をかけてこそみれ

とつたへまほしく候なきかげははかなけれど道の木かげの下わらびもとのめぐみの露の光り淺からぬ契りを思ひてもへいでゝこそさわらびの跡をしたひ幾春をつまん事をおもふ

御忠の歌詠この事光候よろしく申ふくめられ候へ

明和元のとし十二月末の一日

これか丈こそふ 書判

磯野丹波守との

右一帖磯野政武朝臣より恩借して寫丙戌仲春四日

成烈 三橋藤右衛門

明和三年丙戌七月七日成烈子の情に此書をかりひそかに寫し侍るものなりゆめ／＼他見を禁ずるのみ

守雄 三枝左京

下わらび附錄

元文のころかとよ、伊那何某の（半左衛門後に備中守）家臣小川有香といふ者和歌に心ざしありてやさしく心ものゝふのあら／＼敷にもあらざりけるに、ちりてけん人のものにんじにやなに事にやありけん、こは君が手をわかるべきおりなど樣のことやありけんながき契りをかぎりてわかれぬ、妻はなく／＼親の家になんうつろひけるがまきばしらならねど一首をなん殘しおきぬ

かりそめのことの葉草の風立て露のこの身のおき所なき

此歌を故冷泉院殿いかぶしてかはきこしめしけんあはれなる事なり、かく心深きどうしをなさけなくもなど御られ侍りしと有香傳へ承りて誠やかくてもわかるべきこともおもはざりけるにや、おさなきものもありてなんどなまつめ（ホンマヽ）くわるれどとかくつくろひものしてもとの契りたがはざりけり、この女房のいひけるやうかくて侍るもかりそめのことの葉を殿の哀れとの給ひしばかりに何か夫のこゝろもとけそめてこそ侍れ、御門下に成りて猶草の露をも玉とゝみがき侍りたきなどうち／＼になげきければ、有香も心

ざしのうれしくて、御門下の人〱に願ひ侍りてかくなんと申あげ侍りしに、故殿聞し召て哀なる事なり、されど今かの女房を門弟にせん事はやすけれど、かれが歌をあはれといひしもとより使ありて有香がこゝろを和らげんために褒美したるにまがへなんとてしばらくさしおかれしに、この女房無常の風に露の命もうち散りぬ、有香なぐさむかたなく今はかたみとかの詠草どもをとりあつめて是にだにとて奉られければ、故殿聞きいと哀れとおぼしめして御歌をそへられ、有香も御門下となりかのおさなきも見典といふ者の妻となりて爲村卿の御門下に成りしに、今は有香もかの見典妻も世を去りて見典が妻の生りける、ひとりの娘常光寺といへる寺に嫁してなんありける、かれが歌の事につきて政武朝臣の許へ御ふみのうつしなりと聞およびければ、しきりに乞ひ侍れど他見をいましめ給ふによりてひそかに寫したきぬ

守雄

安永乙未のとし神無月の初めの七日松本能長がもとよりかり得て寫し畢ぬ

南畝

○白氣立

寛文八申正月未申の方に白氣立、同二月朔日酒井修理大夫牛込の下屋しきより出火す、火元は家來阿部傳太夫といふものなり、同日また元吉祥寺の北御中間町大岡金三郎組の又兵衛といふもの火元にて出火のところに、また〱麴町御門の外よろづや源右衛門といふ町人火元にて火事出來、三ところの類火に武士やしき并町屋寺社こと〱く燒失すといふ。

○横田甚五郎八木兵助喧嘩

同年横田甚五郎八木兵助喧嘩たがひに打果ぬ、これ甚五郎宅にての事なり、兵助息拾三歳なりけるが父の喧嘩を聞、はや馬にて甚五郎宅へはしりつき、かの家來を呼出し父の死骸を見たきよし申出され候、則ち見せ候處深手淺手ともに三ヶ所なり、また甚五郎の手疵は二ヶ所なり、そのとき申されけるは兵助は初太刀にて甚五郎殿を仕とめたりと相見へ候、數ヶ所の深手は右宅の事なれば助太刀ゆへの事尤餘義なく候、親ながらいさぎよき仕樣なりと申され候、其のち父の死骸追付ひきとり申べく候、其うちは賴

入候、さて又かの家來へ奥方への口上申いれ候は御ちからおとし同前にぞんじ候、よく／＼相心得べきよし神妙に申ふくめ歸らる、諸人これをかんず、右の次第一々上聞に達しければ喧嘩の跡式を御立遊ばされ候にてはこれなく、兵助悴いまだ若年にて神妙のこゝろ入の儀御感思し召され候に付、父の遺領相違なく下しおかれ候旨御老中仰わたさる。

〇兩頭龜

延寶五年肥前國唐津領のうち相の木村の山の井にて水くみける下女、柄杓にのりて上りけるを見れば兩頭の龜なり、其長一寸八分幅一寸首左右へ相ならびてつく、唐津よりは右の村へ道のり五里これあり、其龜を城主大久保加賀守より差上らる、則ち上覽これありて其翌日龜死す、誠に上覽の日まで存命のほごふしぎなり。

〇盜賊の歌

同年八月はじめごろ仙洞の御土藏へ盜人いりて銀子三十貫盜とる、跡に一首の歌をおきけるとかや、そのうたに

淺ましきうきに我身は捨ずして耻にすつるは命なりけり。

〇奥州赤鼠

延寶七年四月比奥州津輕領浦入嶺山の頂上に登りて海原を見わたせば、おびたゞしく鰯のより候樣に見へければ、漁船をもよふし網を下げ引上げ見れば、下腹の白く頭と脊通りは赤き鼠億々無量網にかゝりあがるや、濱地へひきあげ人々立寄りうちころしたり、其鼠の殘りごとこご／＼く陸へあがり、南部佐竹領まで逃ちりて、あるひは苗代をあらし竹の根を喰ひ、あるひは草木の根を掘起し在家へ入りて一夜のうちに五こくをそこばく費す事際限なかりし、山中へ入たる鼠ども毒草こそありつらめ、一所に五百三百づゝいやがうへにかさなりて死てありしとかや

近頃下總のシンカイといふ處にて獵師の網に鼠かゝり網を損せしといふ、船子のいふに島わたりの鼠ともいふ、寛政三年亥年美濃國大垣に鼠つきて五穀を損せしといふ、戸田采女正殿領分なり。

〇奥州の海紅になる事

同年三月五日の朝奥州宇多郡のうち加佐古といふ浦これ相馬ざかひなり、其浦の海巾はやう／＼一町餘

ながさ南へかぎりしらず、北へは津々志濱といふ五郡をさかひてことく\く海水くれなひになり、其匂ひあしかりしとかや、其くれなひになり候所は波もうたず平浪なり、これ常々はあら海なりとぞ。

○神道者吉川惟足が事

神道者吉川惟足は寛文のころまで尼ヶ崎五郎左衞門とて江戸日本橋一丁目肴屋にて京間五間口の屋敷を持こゝろやすく暮しける所に、松平但馬守殿へ肴をいれ其賣掛千百兩程これあり、問屋より強く催促あるによりてその掛に難儀し、終に居屋敷を賣わたし品川町市川小右衞門といふ名主の裏店に住居せしが夫婦渡世營みがたく妻を親類へあづけ置、われは京都へのぼりまづ萩原殿へ奉公し、後に吉田殿の若黨になりつかへ、數年星霜をしのぎし所に、今の吉田殿いまだ幼少にて父におくれ給へば萬端彼五郎左衞門舊臣等に議じ執り行ふ、然るに五郎左衞門少々神道を心掛けるが、後におもしろくなり、段々情を出しその道肝要第一とす、元來手跡をこのみ歌道にもこゝろをよせけるが、其のちいかにや吉田家代々神道の秘書一卷盜出し、いとまをとり則ち京のかたわらに住居し、神道もつはらに廣め、其名を吉川惟足と稱し、京近邊はいふに及ばず隣國の人々聞つたへ群參すゆへ、公家衆よりふしんをなし吉田殿より奏聞これあり、公儀へ訴へ事六ヶ敷なり、詮議まちゝゝにして後やう\/\江戸へくだり、年かさなりて人々これを知る、其道に立よりて聞ものありあるひは弟子になるもあり、これによつていよ\/\渡世こゝろ安くなりける所に、延寳の末にいたり稻葉美濃守正則堀田筑前守正俊などの取持にて將軍宣下の時分召出され百俵これを下され、神道いよ\/\さかんなり、今京橋邊北紺屋町角やしきに住居す

吉川惟足上京せし時ついでをもつて吉田宰相（兼從卿）へ歌一首つゝしんで上げゝる

神の道しるべばかりにくれは鳥あやしと人の何
おもふらん

木村高敦所著武家閑談有惟足傳與此傳大異其傳序其謹行篤實稱希世人傑寔南畝按閑談又過褒此傳又過貶心得中行而與之則吾微之閑談曰元祿七年十一月十六日惟足卒七十九　　諡視吾堂靈社

○小倉山莊の色紙

寛永十三年江戸御城下惣石垣見附升形並總堀御普請十二名衆へ仰付られ麹町の見附は松平長門守秀就の丁場なり、あるとき將軍普請高覽のため秀就の丁場へならせられ、秀就申付られし普請總奉行益田修理竹杖を前に伏せ平伏す、上意に益田所持の小ぐら山莊の色紙をば此たび持參仕るやいなやと御諚の時、修理つゝしんで持參仕りはよしを御側衆まで御請におよぶ、然るにおゐてはその掛物御披見のため御茶召上らるべきよし仰出さる、主人長門守秀就則ち御請申上られ、其丁場にたゑてかりに御茶屋を造らしめ、かさねてならせられしといふ、修理色紙所持の歌は則ち能因法師が歌なり

さびしさに宿を立出て詠むればいづこもおなじ秋の夕暮

右の歌なり、然るに修理事は公儀御普請の惣奉行をうけたまはりて參府のところに思ひの外なる色紙持參して御たづねに預り冥加にかなひたる仕合せ、實に武士たる者は諸事にこゝろを配り相たしなむべき事、この益田が色紙にて萬端こゝろへらるべき事なりと沙汰し侍りぬ(玉露叢抄)

○江戸中辻番町々木戸

寛永年中江戸中の大小名の小路〳〵に辻番其外町中にて卷門を仰付らる。

○江戸惣町數

江戸の惣町數八百八丁なり此分は公役をつとめ尤町奉行の支配なり外は寺社奉行衆まては御代官の支配なり右の八百八丁の内にて乘物醫師の五十人餘此外或は歩行若黨供人挾箱持或は役武人或は町人の醫師六万人餘尤本道外科兒醫師婦人醫師等を合てなり但寺社門前町御代官方支配の町々に住居の醫をは省くは延寶七年の春改る處なり。

○大阪の家數橋數

大阪の家數は八萬千六百八軒橋の數は八百八十なり

○京都の家數

京都の家數は前に見へたり。

○寛永江戸大火

寛永十八年正月廿九日の夜より翌晦日の夜へかけ一日二夜江戸中大火なり火本は中橋通町なり此時町數九十七町并に武家屋敷百二拾軒燒失す是御代始ての大火と云。

○日光御門主參向

正保四年九月廿四日日光御門主江府へ御參向是始而なり。

○東照宮の奉號

慶安四年四月勅これあり東照權現をあらためて東照宮と號すこのとき天海大僧正を慈眼大師と謚し給ふ

○明曆大火

明曆三年正月十八日出火す火元は本郷五丁目本妙寺（法華宗）此日乾の烈風吹出て江戸中大半燒失す翌十九日亦小石川水戸殿長屋より燒出て左馬頭殿右馬頭殿兩御屋敷へうつり其火御城中へ飛で御殿主回祿す昨今の强風にて江戸中殘り少く御城を初諸大名衆御旗本中幷民屋悉く燒失せり前代未聞の火難なれば酒井讃岐守忠勝申されて曰く魔風烈しければいつ鎭るべきともはかりがたければ

公方家には井伊掃部守直孝亭に成らせられ火鎭りて後世上の樣子を御覽合せらるべき御譜代の諸大名及び御旗本の面々は掃部頭上屋敷へ相結めて守護し申さるべしと下知し玉ひけるが各御老中亦相談在て間もなく西丸へ御成あり供奉の人々には酒井雅樂頭忠淸松平伊豆守信綱河部豐後守忠秋酒井讃岐守忠勝と聞へけり此節世間の風說に同く去る十五日丸橋仲也が殘黨あつて江府の所々に火札を立けるよし聞へありければ如何樣その賊徒等は强風を待うけてなすのかとて火の疑をなしけるとなり。

○同燒屋敷

右十八日十九日の火難に江戸中の燒屋敷幷死人の覺

一百石以上　百六十屋敷　御小姓組　二百屋敷

一御書院番頭百九十屋敷　大御番頭　百四十屋敷

一新御番組　二十三屋敷　小十人組　六十屋敷

合て七百七拾三屋敷

町屋之分　四百丁　片町　八百町

八百五十六屋敷（是は町中にて親子兄弟も燒死しれなきやしき）

○火事に付下金其他

今度火事に付公儀より下さる金銀

百石に付十五兩つゝ但し九百石まで五十石五兩增に被下千石に百兩つゝ但し千四百九十石までは同前なり

千五百石は百五十兩但し千九百九十石迄は同前たり

五千石までは五百石も五十兩ましに下さる

六千石に五百五十兩つゝ但し六千四百九十石迄は同前九千石よりは五百石に付廿五兩ましに下さる
百石より以下は小給なるゆへに增を多く下さる
御扶持斗下さるゝ面々は壹人扶持に付て米五俵宛のつもりを御金にて下さる
幼少又は病者にて御番つとまらざる輩へは右の高を以て御金を借せらる
一萬石以上は銀百貫づゝ拜借なり
町中へ下される銀壹萬貫目金小判にして十六万兩但し間口一間に付金三兩壹分と銀六匁八分づゝなり
同月廿三日より一七日の間公儀より施行の粥を六ヶ所に於て仰せ付られ其奉行は松浦肥前守六鄕伊賀守西町奉行なり
御旗本衆御切米取之面々へ當春は半分下さる由なり
此節は町〳〵も辻番に增番を差置へし武家は門々に武道具を備へ番を差置往來のあやしきものを改めへきの御觸なり
今度燒失の武士屋敷且亦町中ともに取棒を仰せ付らるゝの間當座の小屋かけも成程輕く仕るへきとの御觸なり

○同燒死者

燒死たる骸骨を乞食の車善七芝の松右衛門に被仰付て船に積て牛島へ悉く取楊け其所にして町四方の寺地を下され塚にて一宇建立の爲金子三百兩下行有てかの死骸其を其寺の庭前に堀埋め增上寺より所化の僧を住持にすへ則ち號を無緣寺院號を回向院と申けり此寺人運ひける燒死人の員數十万七千四十六人と聞へたり彼塚の上にはからかねにて大悲成地藏を安置せしめ法界無緣塚と名付たり哀なる哉悲しひ哉其死人の内には十宗八宗ともになしめは各壹つ穴に埋めければ其所の者とも每月十八十九日には參詣せしめける程に日に增し月に盆りて今は古義の寺院にもおとらず見へけり。

○羅山卒日

同年正月二十三日に羅山先生死去あり是は林道春事なり。

○寬文二年御制禁

寬文二年十月仰せ出さる御制禁之條々如左

覺

一刀貳尺八寸九分　　一大脇指一尺八寸

一大鐔並大鐔　一ならつけ
一大ひたひ　一さかやきそりさけ
一きうるしのさや　一けんふ侍より外
一はゞ廣の帶　一若きもの下ひげ
一病者の外ちやせん髪
右之條々違背せしむる族有之においては急度曲事に
可被仰付ものなり。

○仙洞御所御制法

同年仙洞御所より當今御附の衆中へ仰せ出さるゝ御
制法趣如左

覺

一第一御行跡不輕被専古風可被除當今樣
一御心持最前如思召御無慮澤仁無御贔屓御隨意
萬端無非道等無油斷可被申上事
一第一御學問被入御心被勤之候樣に可被申行事
一於被聞召可被移御心之間無用之諸鳥獸養之類或
蹴鞠椿等當時専翫之樣之事
惣而可然御學問之妨事被申上間敷事
一世間之事於河原珍敷傀儡於家狂言等之沙汰於禁闕
召有御覽度可被思召事一切被申上間敷事假初にも
御身上相應之御遊興可被申行事
一於御前下樣之野卑成沙汰被申上間敷事
一如何樣之雖有之遺恨於禁中及ニ口論ー者不限ニ理
非ー左右共可重科事
一男女之間御法度かたく可相守事
寛文三年正月廿九日

○伶人の舞被仰付

寛文三年五月十三日伶人の舞を仰付らる將軍家辰下
刻御白書院へ出御下段東の御次間に
御着座御譜代大名衆諸衆一同に御目見終て伶人舞始

振桙三節

萬歳樂	六人	延喜樂	六人
散平	一人	貴往	一人
大平樂	四人	伯桙	四人
拔頭	一人	還城樂	一人
非列	六人	胡徳樂	六人
安摩	二人	新靺鞨	六人
打毬樂	四人	崑崙八仙	四人
春庭樂	四人	林歌	四人

院主 一人　納曾利 二人
退出長慶子
右御饗畢て還て御中入御饗應始
於御番所にて　保科肥後守松平讃岐守井伊玄蕃頭保
科筑前守松平右京太夫松平式部太輔
保科新介老中御近習之面々
御白書院御次之間並御右筆部屋後之間にて
高家衆　御譜代衆　奏者番衆　老中　諸役人
醫師
御之間にて　御譜代大名衆
菊之間並縁の間芙蓉之間にて諸番頭布衣以上
小十人組御番所にて惣御振舞　檜之間にて樂人

○三十三所觀音札所

寛文五年　帝詔して洛中に三十三所の觀音の札處を始め玉ふ。

○將軍家御食物

同年正月將軍家被御出

一鱈　正月ヨリ四月マデ　一土筆　二月より
一防風　二月より　一葉生妻　三月より
一蓼　三月より　一蕨　三月より
一鮎　四月より　一生鰹　同
一根いも　同　一笋　同
一茄子　同　一枇杷
一楊梅　五月より　一白瓜　同
一眞桑瓜　六月より　一大角豆　同
一ホト鴫　七月より　一林檎　同
一生鮭　八月より　一柳　同
一海鼠　同　一栗子　同十一月迄
一獨活　同　一松茸　同
一蒲萄　同　一鶴　同
一雁　九月より　一雉子　同
一鴨　同　一榠柑　同
一久年母　同　一生鰹　十一月より
一鮟鱇　十一月より　一馬刀　同
一白魚　十二月より
此外獻物は各別之事なり

○寺社領御朱印

同年夏諸國寺社領の御朱印御改め有て被下

○絹木綿の尺を定む

同年秋絹木綿布の丈を貳丈六尺に定め給ふ。

○宗門の分ち

同年上方にて吉利支丹宗門御改めの時宗門のわかちの事

京都の分手形數以上拾万九千三百四拾枚

人數三拾五万貳千三百四拾四人内 男十八萬五千八十四人 女十九萬五千四十八

天台宗貳千百五拾六人眞言宗一万四百七十二人禪宗一万千四拾六人淨土宗拾万二千八百八十人法華宗八万千七百卅四人西本願寺派四万千貳百卅二人東本願寺派四万貳百八十六人高田門派八千百二十人佛光寺派七千四百四拾人大念佛宗九千四百人律宗八千三百廿人法相宗九千貳百貳拾六人山伏派六千五百七拾三人

大坂の分但し北組南組天滿

町數五百四拾九町内　貳百四十七町 同北組なり
　　貳百四十一町 同南組なり
　　六拾一丁也 同天滿組なり

帳數五百五拾壹札内
　貳百四拾八冊は 北組 人數十貳万二千四百十八人
　貳百四拾一冊は 南組 人數十一万八千五百六拾一人
　六拾一冊 天滿 人數二万七千七百八拾人

人數貳拾六万八千七百六拾人内 男十四萬千百三十五人 女十二萬七千六百十五人

天台宗八百九十一人眞言宗八千六十三人禪宗五千百七人淨土宗十万千四百五十七人法華宗二万三千七百卅六人西本願寺派六万六千三百七十五人東本願寺派六万三百卅二人佛光寺派貳千百七十八人高田門派貳百卅三人

○町人刀を帶する事御制禁

寛文八年三月十五日に仰出さる町人の面々御扶持人なりとも刀を帶する事いよ〳〵堅く無用たるべきなり。

但御許のともがらは例外といふ。

○馬場先御門新橋を懸

同年閏月春の火事に付馬場先御門あき橋掛るもとはあかずの御門といふ同じく虎の御門と幸橋の間に新規に橋かゝる新橋といふ。

○異國へ銅を渡す

同年五月二日に仰せ出さるゝ異國へ銅を渡されたる

當年はかりと云。

○有馬頼利卒

同年六月廿四日に有馬玄蕃頭頼利卒去行年十七歳室は松平讃岐守頼重之息女なり此奥方の悼に

イ短夜の

うたゝ寝の枕に月はのこれどもきへにし人の影はとゞまらす

こゝろから其筋と撫し黒髪を今二筋にきるぞかなしき

悼有馬氏

十有七年鵲鏡夢、醒來何處復逍遙、涙和薤露先秋落此恨綿々更不消、

有馬山いなのさゝはら置露のきゑて跡なき人ぞ戀しき

右之詩歌も御同卿の自作なり、此婚姻は同年の二月輿入しなり。

○三十六番觀音札所

同年に武州江戸にて三十六番の觀音の札處始まりて右往左往に男女歩行す然ども後に此儀御制禁なり。

○一季居奉公人三月五日定

同年十二月廿六日將軍家より仰出され候は一季の若黨仲間の出替り二月二日たりといへども來春よりは三月五日たるべきなり。

○本朝通鑑

寛文十年六月十二日弘文院に先年被仰付本朝通鑑出來候に付これを指上る。

○通鑑奉行

同月十九日

永井伊賀守通鑑奉行を相勤る依之御腰物延壽國資代金廿枚を拜領

○弘文院御加増

寛文十年六月十九日弘文院御加増二百石を賜ふ都合千二百石なり外に九十五人扶持とりきたり候

○通鑑出來に付下賜

同日に白銀百枚時服三林素常同所に入見立元白銀百枚坂井伯元時服三羽織梅春東白銀五拾枚上左兵衛(是は無人なり通鑑に手傳ふ)白銀百枚弘文院弟子拾貳人

右之御通鑑出來(イ廿三日)に付て玉ふ

同年十二月廿五日弘文院本朝通鑑調べ候うち九十五(イ九十人)人扶持を賜ふ今御書物御用仕まふといへども右の扶

持其儀御あづけのよしなり。

○大橋長左衛門卒

寛文十二年閏六月晦日大橋長左衛門死去。

○創業記考略

同年八月十七日親純中納言殿より水野對馬守を以て創業記考略十冊を指上らる。

○石谷土入卒

同年九月十七日石谷土入死去。

○川合能節新暦献上

同年十二月十日京州三島の暦師川合能節新暦を指上る。

○天子御稱號讀方

歌書に天子の御稱號に付たる後の字はごと音にてよむ。臣下の稱號に付たる後の字はのちと訓にてよむべきなり。たゞし天子の内のちと訓にて稱するあり後深草院なり。これは御不孝と響音のかよふをいみてのちとよむなり。臣下の後ごと音にてよむは後大徳寺後京極のみなりと、塙勾當水母子のはなしなり

○四書の國人の字讀方

道春點の四書に國人をクニヒトとよまずしてクニタミとよめり、いづれの帝の御諱にもありてかくは訓せしやと、水母子にたづね侍りしに、後嵯峨院の御諱邦仁と申たてまつりし由なり。

○龜山敵討の事

元祿十四年辛巳五月九日勢州龜山城中板倉周防守殿敵討の次第五月九日の朝追本丸二の丸の間石坂と申所にて敵打ある

討手　七拾石　森平　二十五

同　二百石　在澤伴右衛門

敵　赤堀水之助

右水之助八日夜城に泊番をかんがへ勤て水之助番所より出入り仕り候處をこゝろ掛まち候へども水之助出入りつかまつらず候ゆへ翌九日のあさとから番のころをかんがへ城へまゐり候由候水之助草履取一人召つれ城よりさがり申候へば伴右衛門も跡に付まかりいで兄森平儀も草履一足もち追付き跡よりまかりいで水之助より先へかけぬけ板倉杢右衛門屋敷のたもてまでまゐり立かへり申候此せつ二三の門の間石

皆ミ申候を水之助通り申候伴右衛門後ろより水之助肩右の方へ切かけ候所く\／其少しかまはず申候がり水之助左りの手にて刀をぬきかけ申候處伴たの手首刀の鋒もて両後より兄弟にてはさみ立七ヶ所きり申候留めをさし兄弟のもの書置水之助帶へはさみ置青木門より森川大手へ逃ぬけ候水之助草履取に右のせつ兄弟の者の申候は其方主人我／＼親のかたきにてかくのごとく討申候すこしも腕立仕り候はゞ其方ともに討取申すべきよし申候に付うろたへ右の草履取壁の陰にかくれ兄弟のものども二十町も逃さり申すべき頃水之助屋敷へにげ込右の子細申すに付早速あり／＼追手を廻し候へども手にいり申さず其上草履取並討兄弟にたのまれ右の様子これありけ申さずもなく下々／＼仕置のため成敗申付べきとの儀にて手鎖堅くこれある由

兄弟の書置寫

覺

一赤堀水之助儀我／＼親並兄重藏の敵たるによつて討捨本意をとげ候なり則ち江戸表にゐて御公儀様へうつたへたてまつりいづかたにてなりとも本望をとげ候樣にと御免をかふむりかくのごとく御座候

一右の望み御座候ゆへ當分主人へ深くつゝみ數年わたり誰のいやしき奉公人と身をやつし今日の奉公隨分大切につとめ候處へ御念頃に召つかひ申され候段かたじけなき次第にぞんじ候毛頭主人方にぞんぜられ候儀にてこれなく候間後日に主人たるものへ越度に思し召候事ゆへ御免をかふむり度ぞんじたてまつり候

一我／＼父石井宇右衛門と申し因幡守方に知行二百石取りまかりあり候因幡守大坂御城代相勤められ候時分私ども親も大坂に相つめたり申候處此水之助其時分赤堀源五右衛門と申候源五右衛門親を遊閑と申候大津に浪人にて居り申候この遊閑と私ども親宇右衛門と由緒これ有候ゆへ源五右衛門をたのみ越申候に付則ちかくまゐ置いろ／＼武藝はげませ此もの身體の事苦勞いたし居申候處其時分源五右衛門方／＼鑓の師をいたし廻り申候に付父宇右衛門申候は其方鑓の師を致し候事心もとなく候間今少し稽古いたし候はゞもつとものよし申きかせ

候へば源五右衛門かゝつて立腹し左やうこゝろ元なく思し召候はゞしあゐ仕り見申度と申候段是非なく仕合ひ仕り源五右衛門は素鑓の竹刀父宇右衛門は木刀にて何の手もなく源五右衛門鑓に付入り少しも相はたらかせず仕伏せ申候が異見申其儘にて事すぎ申候其後源五右衛門弟子ども一兩人程も是をうけたまはり候に付面目なく存候か宇右衛門をうらみ夜中他所よりまかりかへり候處をくらがりより素鑓にて言葉もかけずつき申候宇右衛門鑓たぐり申候へば日比のはたらきにおくれ候哉つき捨にいたし立退申候其時分私共の兄兵左衛門因幡守近習相つとめ泊番にて居あはせ申さず我々年五歳と三歳の時分に候ゆへ落延申候そのせつ源五右衛門書置には宇右衛門妻病死いたし妻これなくに付繰綱取くみ仕り京よりよび寄せ申候はづに致し候處父宇右衛門分別かはり變がへ仕り候ゆへ申分けこれなくかくの如くいたし置候など書置申候定めて御家にても左樣の申なしにてこれあるべく候それより兄兵左衛門因幡守方を暇を取りねらひ廻り申候へども深くかくれ行方知れ申さず候に付右遊閑を討申候はゞ是非なく合申べくと私ども兄遊閑を江州大津にて討捨申候それよりたがひにねらひになり申候八ヶ年過候て美濃に兄よしみのものこれありしばらく滯留仕り候ところを源五右衛門のうけたまはり彼地へしのび入り後ろよりだまし切やう／＼兄ぬき合せ源五右衛門股をつき申候へども深手ゆへはたらきなく終にうたれ申候そよれり此樣子を以て御家中へ召かゝへられ御城内に召置れ町々領分在方まで彼もの方人申樣と仰付られ候事千万是非なき儀に御座候其後我々ども年月すぎて兄弟年立仕寄せねらひ候へども堅密のかこひきびしくあるひは商人非人の體に身をやつしこゝかしこと徘徊いたし候へども終に打ねず甲斐なくしてやう／＼四五年以前より一人は御家中の面々へ渡り並の草履取奉公人となりふかくつゝみ心掛候へども今一人兄源藏一所になりがたくやう／＼今年まで相まち一所に罷成兄弟ともに只今年來の本望をとげ會稽の耻をすゝぎ申候ものなり愚筆荒増かくのごとく御座候以上

元祿十四巳五月九日　石井源藏吉時

石井宇喜時定

板倉周防守様
御老中御披見

在澤作右衛門儀龜山へまゐり候事八年以前水之助従弟平井才右衛門と申もの在池戸に相つとめ申候此時節草履取に相すみ才右衛門召つれ罷登り申候水之助一家の義ゆへ水之助方より家來同樣にこゝろやすく出入り仕候よし申候旨才右衛門病死後國家中方に草履取奉公相つとめ申候去年より下村源左衛門方に相つとめこの處にて侍に取立在澤作右衛門と申候家中に作右衛門相勤め候ゆへんにて兒森平も龜山奉公人にまゐり候

右加藤重昌雜記中に見へたり、加藤氏元祿の生れにて明和八年さし八十二にて下世す、然らば實錄なるべし、嘗て新著聞集を見るにこれとおなじ少々異同あり。

○有馬侯緣談書付

有馬中務大輔と申男へ豐興宮緣談の儀雖非本意候取組候此段可相達候以上

京極宮

關東

公方に

關東代官依願非本意候得共有馬中務大輔と申男へ豐興宮緣談之儀爲取組候趣可被心得候以上

京極宮

有馬玄蕃頭へ

御口上

中務大輔申上候姫宮樣へ結納御祝儀致進上候幾久敷目出度奉存候此段宜被仰上可被下候

有馬中務大輔より

○半井卜養事蹟

寛文六丙午年十二月廿五日御番醫師被仰付候　半井卜養

同七丁未年十二月廿三日二百俵被下之　同人

同九己酉年六月十四日初て御目見　卜幸惣領　半井卜仙

延寶元癸丑年十二月廿八日法眼被仰付　半井卜養

同六戊午年十二月六日願之通隱居被仰付

半井卜仙

家督無相違被下之

　右之通り寛文延寳年中御日記に有之

右は半井卜養の事跡を瀬名貞雄稱源五郎に問侍りしさきの答書なり

或秘書に元祿四年七月廿六日奥醫師半井卜養不屆の儀これあるによつて三宅島に流罪悴卜仙小出大隅守へ御預け同年八月六日卜養弁下人市場吉兵衛今日出船三宅島へさしつかはさる同年五月九日嚴有院様十三回忌御法事に付て卜仙御預け御免十年四月廿日召出され拾人扶持下さるとあり

湯淺イ湯川氏記元祿四年未八月七日半井卜養事去月廿六日より昨六日まで揚り屋に遣され今日出船にて八丈島へつかはさるゝとも新島ともいふ金二拾両米二拾俵味噌一樽薪二ッ此分御免云々

按ずるにこれ二代目なるべし。

増訂一話一言卷四十八終

一話一言補遺總目

○卷一

雲茶會出品目錄遺編　五二六
元祿十六年地震并津浪　五二七
淺草觀世音發願續　五二七
島人和歌　五二八
朝鮮人の和歌　五二九
紀行類　五二九
記の損　五二九
大同抄　五三〇
鷹の三翼　五三〇
男色の事を書たる草紙　五三〇
女の隱名　五三〇
大坂方言　五三〇
往生傳類　五三一
合口　五三一
鋒良の春歌　五三一
安国殿御肖像の事　五三一
朝鮮人來聘一件　五三二
白書院拜觀　五三四
切支丹古文書　五三五
蝦夷地へ相模被兵衛　五三六
永代橋落つ　五三六
長崎唐人屋敷出火の事　五三八
阿蘭陀屋敷冬至の祝　五三八
留守居役の始　五三九
天明八年京都所司代へ被仰渡　五四〇

○卷二

津輕の大魚　五四一
徳山家の甲觀音　五四一
白山御殿の事　五四二
紀州那智山奧の一村　五四二
安藤冠里の句　五四二
觀世一代能　五四三
デクルボマハシ　五四三
小野寺十内書簡寫　五四三
興具帖　五四四
八事山僧の事　五四四
熱田の四門　五四四
帝王異稱事　五四四
西向天神　五[illegible]

○卷三

常陸水戸カナサ山神事　五四五
筑波山靈驗　五四六
寶島に渡す　五四七
鬼の腹籠　五四七
佐竹家士持河宗助　五四七
駒木[illegible]三右衛門　五四八
常州[illegible]品[illegible]　五四八
狐の玉尖　五四九
甲州身延山道　五四九
上州某士の妻擬殖の事　五四九
相州大山より小田原へ到る道の事　五五〇
鎌倉寶物　五五一
安永の[illegible]　五五一

酒造桶　五五一
加賀木屋斬罪　五五二
備中大島山中谷の石并貝石　五五二
吉備津宮神詠　五五二
羽州白鶏　五五二
同國秋田白燕　五五三
昆布と枇杷禁食　五五三
かゞ芋鱟と禁食　五五三
甲州鮎并甲州金　五五四
同國郡内富士祭禮燒火　五五四
上總大久保樹の怪　五五四
琉球國禪宗の事　五五五
加賀農夫の妙術　五五五
信濃山中猪を突く事　五五六
薩摩にて狗を食する事　五五七
丹後天の橋立大江山鬼ヶ城　五五七
甲州の鶏鳴かざる事　五五七
深川奇特兄弟の事　五五七
上總海中淸水并逆手地藏　五五八
同國萬立寺住僧惡靈の事　五五八
甲州除夜木を切る事　五六〇
諸獸の性質　五六〇
尾長の馬　五六二
伊勢雲津川天神の火　五六二
上州伊香保温泉　五六三
同國草津温泉　五六三
犬の伊勢參宮　五六三

○卷四

又奴八助傳　五六四
於竹大日如來墓　五六四
大久保流德翁墓　五六四
天明打こはし一件　五六四
横田筑後守御役御免の事　五六七
曲淵甲斐守町奉行轉役の事　五六八
米相場高直　五六八
町人へ被仰渡書面　五六八
伊奈半左衛門諸大夫被仰付事　五六八
石川土佐守町奉行被仰付事　五六九
町方御救米の事　五六九
町奉行より町觸　五七二
御救相場　五七三

○卷五

葵御紋の事　五七四
木母寺縁起　五七四
加州へ上使　五七六
定家色紙紛失町觸　五七七
御庭拜見支度　五七七
兩頭の龜　五七七
長壽御褒美　五七七
秋田山燒御届　五七八
高木久八蘇生　五七八
朝鮮人へ御返翰の紙直段　五七九
眞黑魚考　五七九
童子喧嘩　五七九
犬大手に入　五八〇
拜借米　五八〇
立花出雲守一件　五八〇

朝鮮信使ニ付國役金 五八二
捨馬村觸 五八三
浴湯禁觸 五八三

○卷六

後藤由緒書 五八四
樽屋由緒書 五八五
奈良屋由緒書 五八七
喜多村由緒書 五八七
町地割役由緒書 五八八
石川丈山書簡 五八九
謠曲道成寺の故事 五九〇
蝦夷地へ魯西亞人來る 五九〇
釋迦文佛肖像考引書 五九〇
禁中御當座和歌 五九二
土津大明神 五九三
畸書 五九三
高田亮朝院 五九三
紫金苔 五九四
天狗 五九四
五百羅漢 五九四
千住大橋 五九四
蝦夷三絃 五九四
才女多田順 五九四
詩歌 五九五

○卷七

三座明鏡上 五九六

○卷八

三座明鏡下 六一八

○卷九

教訓書目 六三五
巢鴨菊見 六三六
京都流行うた 六三六
弘光大師眞蹟歌 六三七
市川白猿戲述 六三七
元祿古武鑑 六三九
淺草海苔狂歌 六三九
土手 六四〇
小田原町并新場魚戸 六四〇
內山先生年回の歌 六四一
元和元年御制法 六四二
堺町茶屋和泉屋 六四三
祝壽不祝松と和云々の詩 六四三
三宅樫明詩 六四三

一話一言補遺總目終

一話一言補遺卷一

〇雲茶會出品目錄遺漏

青山主人 初會

一吉原双六 古板名本

立川談洲樓焉馬 同

一義士夜討の夜ふくろ入れ

一寶永元年役者附卷物

一享保吉原細見

反古庵主人 同

　并に元祿四十七人の自筆の反古裏打

一こはだ小平二證文

一山村座棧敷入用書付

一喜代太郎野郎年季證文

一古鏡

一大津又兵衛書鷹の繪

老樗庵主人 二會

一江戸三座役者付 合本 十五冊

　寛延中より寶曆明和に及ぶ

一大谷十町似顏 文調筆 一片

山月庵主人 同

一尚古堂物 別紙目錄 二卷

・丸山權太左衛門　鰭ヶ嶽源太夫 手形

一白山音三郎足形

一永正年間相撲番組

一元祿年間野郎の繪

一寶永年間傾城の書 贊左海ノ作

文宣王のおゐこのあたりにこしかけ茶屋のにきはへるあり。一河のなかれ一樹のかけ、これも他生の緣。側に一冊の草子を置しは、詩歌連誹の作は素人黒人のへたてなく、いらせ給ふをまちとりて、かいて給へのあるしが結構。かの茶どころの宇治の[illegible]、から天竺のはなしの會、今はむかしのふることを、ちよつとつまんだ雲茶集、茶碗にしるき詞のにしきで、床几とともにならへて給へと、ちとくちはしのながすきた、やくわんあたまをふりたてゝまうす

吉日といふ卯月の八日灌佛會のあと茶とこなからにはかつくりのはなくそ餅せたむる口をふたくになむ

六樹園

青山乎青山乎、當生風流歸青山

西川　權

曲底之茶雖是借、白雲流水又青山

森川漁夫

青山以前無青山、青山以後無青山
青山々々大成　是青山

定

一古物は二百年以來
一品は五種をかきるべし
一人は十人にすくべからす
一嘉異物入べからず

蜀　山　人

〇元祿十六年地震幷に津浪
元祿十六癸未年十一月廿三日丑之下刻大地震同時尅
大浪後之人多死尤牛馬等　左誌曰
於小田原死人二千二百九十一人
内千百三十九人男子千五十二人女子外出家四
十四人又百四十一疋牛馬
右小田原中地震之砌火事而死
從小田原品川迄海邊死人大概一萬五千人浪にて死
房州海邊甲冑ァイノハマ　其外津浪云死十萬六人の由
男女共
奥州海邊等流死七萬四人のよし台同
於江戸地震にて死者三萬七千十三人（内千七百三十九人に同月廿九日火事にて）（相州箱根にて燒死）
右十二月十八日迄口案に寫之
都合二十一萬七百四十二人
〇淺草觀世音賽錢籌
淺草觀世音賽錢は毎月二十一日會計して東叡山に納るなり、安永七年戌正月元日より廿日迄の賽錢左の如し

一七百六十三貫六百四十文	本堂
一八十四貫九百五十二文	末社
一十三貫五百文	熊谷稻荷
一二十五貫文	西宮
一十四貫文	粟島
一十貫文	三社
一三貫文	辨天
一六貫八百六十二文	金竹内

一　二貫三百文　輪藏
一　二貫百文　天神
一　六百文　山王
一　三百文　護摩
一　一貫六百文　駒形
一　四貫三百三十一文　閻魔
一　百八文　人麿
一　一貫四百文　文珠
〆八百五十貫五百九十文
　此金百四十五兩三分錢五百八十三文
去る安永六年酉月開帳中之計簿を見るに
　壹萬百九十一貫九百十一文
右者傳法院の收納帳に見へたる由松本熊長（佛山田屋半右衛門）の話なり、尤擲所の賽錢のみ申候金幣白銀はこの限にあらず、猶年々月々によりて少しのたかひめはあるへけれと大概是をもておしはかるに東都第一の搖錢樹子なるべし、またおちちりたるものゝ守僧を利して數捨せざるも多しとなん。

○島人和歌

安永四年乙未薩摩國と琉球國之間なる西間切大島間志村の船頭五月三日島を出帆して喜界島（鬼界島なり鬼の字をにくみて喜の字に改しと云）へ商に行芭蕉布をつみて行牛馬と交易せんとす海上にて暴風にあひ八丈島に漂着す八丈島に當時船なしよつてみやけ島の船頭長八が船に乘て江川氏の役所に至り其旨を訴へ歸國を乞ふ其書付にいはく

薩摩國々付
西間切大島間志村
船頭　中榮
常宜志
久米平
植淳
中常
富川
嶺宜志
富宜志
勝順
久米長

わが友立松懐之(俗稱毛屋金右衛門)江川氏の役所に公の用事ありて居合せしかばその船頭中榮瀬榮久なる者と暫對話せしに中榮和歌を詠ず今その書を模寫して一笑にそなふ

歌

ナカレフネユヘニ　オカミサマ　オガテ

オホセエル　コトノ　オナツカセヤン

大島古志村

當四十九歳　中榮

同六十四歳　瀬榮久

安永四年未八月

ナカレフネユヘニとは漂流によりてと云ふことなり

オカミサマオガテは貴人に拜謁せし事なり

オホセニルコトとは仰を得るなり

オナツカセヤンとはありかたしと云へることなりとぞ。

○朝鮮人の和歌

延享來聘の時朝鮮人よめる和歌

とらてなんのんせんとんちやとらすんはねいきり

ねいらちやんぱちんひら

○紀行類　○は藏本のしるしなり

○土佐日記(貫之)　熊野紀行(耆基)　遠江紀行(同)　更科日記(菅原孝標之女)　嚴島御幸道記(土御門内大臣通親)　光行紀行(源光行)　○親行紀行(東關紀行と云)(源親行光行子)

光行親行二人の記行を俗誤りて鴨長明海道記といふ

○十六夜日記(安嘉門院四條阿佛尼)　うたゝねの記(同)　○住吉紀行(足利義詮)　○鹿苑院殿嚴島詣之記(今川了俊)　道行ぶり(同)　小島のすさみ(二條良基)　都のつと(宗久)　北國紀行(堯惠)　○善光寺紀行(堯惠)　○富士紀行(飛鳥井雅親)　富士川記(一條兼良)　○筑紫紀行(宗祇)　○東のつと(同)　廻國雜記(聖護院准后道興)

○武藏野紀行(北條氏康)　東西紀行(細川玄旨)　小堀遠州紀行　信濃紀行(岡田豊前守)　春の曙記(烏丸光)　○高野山參詣記(富名院殿)　太神宮參詣記(七佛)　○身延行記(元政)

○眞光院紀行(天文)　○正廣日記　○濃路記行(兇庄)　○東路記行(延寶九水無瀬殿)　丙辰紀行(道春)　癸未記行(同)　○歸家日記(サヌキ通女)　○常陸帶　○打出濱の日記　○東行話說

次第不同

○記之類は

○尚歯會日記○方丈日記○高野山日記　高倉院升遊記　後小松院升遊記　相國寺塔供養記（同室供養記眞名なり）　北山行幸記（藤原經嗣）（同）　宗祇終焉記　宗長宇津山記○からさき松の記（尊純親王）　安元佐賀記　俊成卿九十賀記○稱名院殿七十賀記○白鷹記（園攝政）
○陽祿門院三十三回忌記○般舟三昧院記
能因八十島の記ありと宗久都のつとに引けり
菅原御記ありとて橘家の後撰正義に引けり今亡びてなし。

○大間抄

大間抄（保元四年正月廿九日）塙勾當藏書なり（大間抄とは除目にあるべき人の姓名を書上る書付なり）

○鷹之書類

新修鷹經　鷹經辨疑　嵯峨野物語（二條攝政良基）　慈鎮和尙鷹百首和歌　定家卿百首　同三百首　後京極攝政三百首　西園寺殿百首（二通）　近衞殿百首　白鷹記（公經）（園攝政良基）　唐流鷹秘訣

鷹を手にすへる事文官は右にスヱ武官は左にスユと云ならはせとも狩野興信云フルキ畵にもいまた鷹を右にすえたる畵を見ずといへり　○百首の中に

はし鷹の身よりたなさきかわるらん
　もろこし人そ右にそへけり

是をみれは右にすゆるは唐の事にやと水柿子の話なり。

○男色の事を書たる草紙は

幻夢物語　嵯峨物語　鳥部山物語　松帆草紙（兼載）
秋の夜長物語　岩つゝし（季吟）
犬つれ〳〵（慶長の末年の著作いぬたんかと見へたり）
右八部ともに家に藏め置けり
此外に宗祇若衆物語ありといふいまた見す

○女の隱名

身延山の僧徒の隱名に女の事を花と云へり、ある時一寺の門前を女の通りけるを僧徒見てよき花の通るはと云へり、一人の僧たてぬかいといへは答て花瓶かないといひけるとかや、花瓶とは金の事なりとぞ、金なくては心にもまかせぬといへる事なるへし
山岡明阿の話なりと松本熊長の談なり。

○大峯方言

大峯にて汁を胡麻酢といひ燒飯をほらの貝と云、こ

れは方言なるべし。

○往生傳類

往生極樂記慶保胤　續往生傳匡房　拾遺往生傳三方野タメヤス
後拾遺往生傳同作　新修往生傳藤原

○合類

寛平菊合　昌泰女郎花合　圓融院扇合　東三條院撫子合　殿上根合　寛治七年郁芳門院根合　堀河院艶書合　顯德院菩提合　東山殿名香合　宗信家香合

○舞坂の春歌

友人舞坂にて聞ける春歌

親をもたねはつまさへやしむいきて下され百迄も
忍ひ妻ほとあの夜妻ほと親を思はゝすへよかろ

○安國殿御尊像之事

此度記録の芝増御寺に付書記にも奉恐入候得共難相知故不得止事傳記申傳之趣を筆記仕候事左之通に御座候

増上寺境内丸山に奉鎮座　安國殿

御宮之尊像は去る慶長六辛未年正月元日の御規式畢而被仰出候は予當年本卦歸りと申て可愼の年也但通例は六十一歳を本卦歸りと申候處前年より御心掛被遊候御事と奉察候去なから老年に及ひ物ことに愼かたく依之形代の像を彫刻致すへきのよし被仰候處御近習丸津氏酒井氏仰を承りて則御細工所ゟ被申遣細工人相招き　御目通に被召出候處御束帯の儘にて斯の通り彫刻致すへきと上意に付天眼鏡にうつし奉り御身體の御肉合御面部御鬚の被爲寄候次第御衣紋御地合の品まで御身體ひさしく不違樣に奉寫候節裝先には是を植へしとの　上意にて　御手つから御毛を被爲抜御渡し被遊候由夫より不日にして尊像御成就被爲遊候而　御前に奉上置處當之御座所御床に　御安置被遊朝暮　家康公と被爲唱而三年之間は　御自身に御側近御同樣に御心得被遊起臥自由に御世話被遊候よし且又御除髮御除爪之節　御厘內に被爲納候其後元和二年辰正月二十一日より御不例に付二月朔日公方樣江戸御出立にて二日駿府ゟ着御被遊四月二十二日迄御滯留
神君には三月二十七日太政大臣御轉任四月二日御遺言被遊候は　神靈のなかく國家を守護する間沒後御身體を久能山に收め神主祝ひ可申葬禮法會等は増上寺にて修行可致位牌は大樹寺に安置すへし一周忌に至つて日光山ゟ鎮座すへしとの御事なり四月六日

增上寺觀智國師並に弟子了的廓山御目見被仰出御前に被仰聞候は先年彫刻の像を增上寺に寫して安置すへし本社の作りは六十六疊敷に可致其中央に居永く國家を守護すへしとの御事なり同く十七日巳刻御他界十九日亥刻　御身體を久能山へ奉納二十二日台德樣御參詣夫より御尊號等之儀に付板倉內膳正殿上京被仰付七月十六日

故大相國御事　神に崇め申さるゝ上は院の字不可有之由　勅許有之依之

安國殿と奉稱候則　勅額は安國殿と申文字にて先年御鳥居に奉掛候なり今現に御寶藏に有之候右尊像は土井大炊頭殿供奉にて御下り之よし增上寺境內にて　御宮地御見分元和二年十月二日御作事御取掛翌年二月御成就依之御神前に銅燈籠献納有之其銘には元和三年丁巳二月と有之候　右之通之尊像にて御鏡の尊像と唱へ又は御厄除之尊像とも又爪髮の尊像とも奉稱現に今鬢先の御毛は御肉毛植させられ候儘なり御腹內爪髮

御身體御肉合　御面部御皺御裝束御衣紋に至るまて年恐御存生の御容儀に異ならす奉拜候尤御宮造り六十六疊敷にて御座候且　嚴有院樣御代　御參詣も御座候よし今に御成先御道具御献納之御香爐御香合有之全く紅葉山　台德院樣御成先御香道具と同樣に御座候且又御膝突之形有之候然處當時は御家之武士方も御當山に被爲在候

安國殿御宮御存知無之御方ゝ有之候樣成行候而　神慮之程奉恐入候事共に御座候乍恐　尊像之儀は日本無双之御形代御宮は三度迄御作り替御座候而　御治世已來最初之御遺營に御座候此段御賢察被爲成候樣深宜奉願候以上

十二月　　御別當

安　立　院

右は御用に付元祿十一寅年十二月寺社奉行安藤對馬守ゟ差出御記錄所ゟ御差留被成候此年四月十三日當憲院樣御參詣に付てなりき

寛政三年四月十七日安立院において　大田覃

○朝鮮人來聘一件

一文化八辛未年三月二十九日

當將軍御代替に付朝鮮使對州迄來聘に付御役人其外

彼地に被遣候儀新規一件

文化七午年十二月五日對州に御順

金　十枚　　林　大學頭

一　時服　二　宛　　井上　美濃守

羽織　　柳生　主膳正

金　十枚　　遠山左衛門尉

一　時服　二　　佐野　肥後守

羽織

金　五十枚　　未二月十九日江戸發駕

一　時服　十　　小笠原大膳太夫

御馬　一疋

同十二月六日大膳太夫儀朝鮮人來聘延引にたより御使に罷越候用達等別而物入可在之譯を以金壹萬兩拜借被仰付之旨青山下野守殿被申渡候事

金　三拾枚　　未三月二日江戸發駕

一　時服　五　　脇坂中務太輔

羽織

同十二月二十六日中務大輔儀朝鮮人來聘御用出精相勤遠境迄罷越候に付思召を以御鐙二足被下置之旨於中之間備前守殿被申渡候右拜領す

未三月二十九日朝鮮人對州に着岸

同五月二十二日朝鮮使於對州小笠原脇坂兩侯に謁し方物を献す

同六月二十七日朝鮮人對州を發船して本國にかへる

一朝鮮來聘之儀は三代　將軍樣御時御遊にて將軍家御十代迄可致來朝其後に　御免可被成御約束なり然る處當

御代は御十一代に被爲成候依之松平越中守殿御役之節對州家老杉村直記御呼被仰渡候は此度　御代替之儀朝鮮に可申遣尤來朝之儀は　御十代迄之御約束に候得共是迄參り來り候儀に付此度對州迄も參候樣可申遣旨被仰渡候直記申上候は奉畏候得ども此儀は迚も參申間敷候申遣候上不參候得ば御征罰之外御坐有間敷候旨即答に申上候處越中守殿思召に違候に付別家老御呼出被仰付候　奉畏候旨御請申上候依之直記儀蟄居被仰付右家老より來朝之儀申遣候處朝鮮より返答には

御十代迄之御約束にて聘使に相濟申候依之難參之旨なりき

右之通に付對州之家老御請申上候處相違に相成候而

公儀ゟ申譯立かたく候に付從對州二三年と申延置釜山浦ゟ相詰居候對州之番所を以向之方之友人ゟ色々賂賄をいたし對州迄可參と申書翰を取

公儀ゟ差上候之間爲上使小笠原右近將監副使脇坂中務大輔など被仰付對州ゟ假館迄出來候也右に付彌已年可參之旨

日本より申遣候處向之方之王は不存儀に付及吟味候處右官人賂賄を取候而似せ狀を認候儀相知右之官人刑罰致し來聘之儀王には不存事にて官人取斗故にて參候儀は不相成と申に付彌　公儀ゟ申譯不相立候間去年釜山浦詰之番所其節之詰居候官人を討果候されとも來朝之儀は不致合點候右之通來朝不致候は直記最初申上候其後別家老御請申候而掛合候而も不參候儀は直記朝鮮と致合體不參樣に致し候と公儀にも御疑在之候得とも全く左樣之儀にては無之由此度杉村直記儀御呼出其方最初より來朝致間敷と申候存寄旨當は何を以申上候哉之爲なり右直記出府致候而は對州家老とも巧の事顯候事に付其方幷直記方之者ともゟも毒飼いたし候處直記はまぬかれ其外之者は相果候由此度直記出府之上國許ゟ書狀遣し候を途中にて御取上御披見之處少しも怪敷儀無之却而忠臣あらはれ候よし直記儀國に歸り候得は又々毒害に相成候儀差知候事故戶澤富壽ゟ御願に相成申候

名代　宗　對馬守

堀　丹後守

其方儀朝鮮國飢饉に付買米之儀願來候書翰而之內削候跡在之紙中手を入候樣子にて甚紛敷外國通信用可致物之儀別而念入可申處其心得も無之不行屆事被思召御沙汰に付依之申渡之右於青山下野守宅水野若狹守立合下野守申渡之

名代　宗　對馬守

水野小十郞

右御沙汰之旨識以奉恐入候依之差控之儀奉伺候

午十一月六日

○白書院舞樂

一　同五月十四日於御白書院舞樂
上覽有之

左方管方

笙　豐　長門守　廣林

多　土佐守　成久

篳篥

音頭　豊隠岐守　文秋
辻和泉守　近敦
音頭　安部信濃守　季慶
久保左近將監　光尚
安部加賀守　季良
安部左近將監　季尚
安部筑後守　季德

笛

音頭　芝石見守　口高
芝備中守　葛經
豊伊賀守　時全
山井出羽介　景富
久保美作守　近章
芝肥後守　葛起
多内匠大允　忠彬

鞨鼓
太鼓
鉦鼓
右方管方

笙

音頭　薗淡路守　廣勝
薗伊勢守　廣綱
薗大和介　廣[illegible]
多能登守　忠之
音頭　東儀西市正　秀政

篳篥

○東儀兵衛尉　文他
東儀肥前守　季邦
安部右兵衛尉　季随
東儀筑前守　季郷
東儀修理介　季蕃
東儀越中守　季城
○東儀右近將曹　元鳳

笛

音頭　岡備後守　昌清
山井伊豫守　景和
岡讃岐守　備美
岡遠江守　昌業
岡但馬介　昌友
○東儀日向介　勝恒
岡甲斐守　昌芳
東儀播磨守　俊儷
薗左兵衛權尉　廣榮

三鼓
太鼓
鉦鼓

已上

○切支丹古文書

一文化十二亥年四月麹町邊表具屋にて古き屏風の下はりより出し古文書

一札の事

一件天連いるまんきりしたん宗旨御改に付爲組の內たかいに寺々を見置申し若わきよりきりしたん宗訴人御座候はゞ口に五人組ともくせ事に可被仰付候爲後日仍如件

寛永十五寅十二月十日

與兵衞
與九郎
七左衞門
半左衞門
喜四郎

宇兵衞殿
治兵衞殿

○蝦夷地へ相廻候兵粮

一文化四卯年七月四日蝦夷地ゟ相廻候兵粮米之覺
米壹萬五千石之內
一米四千四百七拾八石四斗餘　前澤藤十郎方
一米二千百三十七石餘　堀谷又右衞門方
一米二千百三十石八斗五升六合　佐藤友五郎方
一米千七百九十九石餘　大原大藏方
一米千九百六十九石餘　岩佐郷藏方
一米二千三百八十五石七斗四升四合　松平越中守
上杉彈正大弼方
松平金之助

右は御代官所并當分御預り所越後國村々去る丑年分御固置粮被仰付置候石數之分箱館廻し被仰渡候間凡日數三十日之內に摺立方并川下し等之義聊差支無之樣はからひ斗立を以差配人ゟ相渡并送狀之儀は出役之者より私方之者ゟ相渡候樣被仰付早々支配所ゟ可申付旨承知奉畏候右爲御請奉申上候以上

卯七月四日　前澤藤十郎名代
庭井伊右衞門印

○永代橋落つ

一文化四卯年八月十五日深川八幡宮祭禮雨天に付同十九日に有之見物大群集之處其節同所一ッ橋殿御通行之處殊の外込合候て永代橋の中程より二ッに落人おほく水死す右あらまし書付左之通

一永代橋にて引上死人夫々ゟ引渡　貳百三十五人

一佃島にて同断　三十一人
一深川新地にて同断　六十二人
一寺社同心　貳人
一町同心　貳人
一屋根船　一艘
客體之者　貳人
内水死　藝者　貳人
船頭　一人
一訴有て行方不相知人　三百七十一人
一八月廿八日迄所々より上る死人　七百廿二人
川より上り候品又は衣類等は其數不知大小はかり百餘腰有之
右壹件に付入牢仰付候者とも
一橋掛り請負人　三人
一同　番人　七人
一祭禮に付橋掛り之者　十二人
一橋廻り之内欠落人　十二人
一橋役人　御預ケ
一中町名主　御預ケ

一森下町名主　同断
一道役人　御預け　並木善兵衛
清水八郎右衛門
右之外怪我人即刻身よりの者に引渡候者其數相しれす

兩町奉行廻り役人　中川郷右衛門
安藤平左衛門
仁杉小右衛門
年寄役　小主　久治郎
和田惣左衛門
物書　高木宗左衛門
筧　彦七

落首

お祭へ行にゆかれぬからつけつ壹文なしは家内安全
討死と落死とする海と川蝦夷は箱館江戸は箱崎
永代の噂のたねの人死に數はうそなら八まんもあろ
お祭はもはや永代わたるましねりこむはしの中おれ

のして
一ツ橋をめつけたらもうじやになろな

○長崎唐人屋敷幽靈之事

長崎に唐人やしき阿蘭陀やしきとて公儀より立おかれたる旅館二ケ所あり唐人やしきへ出入ものは紅毛屋しきへ入こむ事成かたし又紅毛やしきへ行馴たる者は唐やしきへ出入事なりかたき御定法なりそれに唐人やしきには折〳〵幽靈現する事あり是は年々長崎へわたり來る美人の中かしこにて病死したるなとはからすその靈現する事なり此國の人の目には見ゑねども美人の眼にはみゆる故此靈度々現する時は在留の美人おほひにおそれおのゝき私に金銀をすてゝ追ひの祭をに修し幽靈を本國へかへす法事をするなりその法は先もいさき唐船をこしらへその中に長崎にて死たる者の像を殘りなく刻かたどりて並へすへて姓名を記し米穀金銀の類ひまてあらかしめ船中に備へてさて日をゑらみ僧をまねき法事をなして此船を大津へおしなかすなりかならすつゝかなく福縣の地に着事にて此船着岸すれは靈魂もともに乘して本國へ歸るゆゑその後はたして唐人やしきに幽靈出る事なし此船をは粉舟と號するよし尤南京人なと長崎へわたり來る者おほきゆゑ長崎に寺を建て材木まて取よせ唐木にて建たる寺二ケ所にて長崎にあり病死の唐人あれは則この寺にほうむる事なり但おらんた人もむかしより長崎にて死たる者いくらといふ數をしらねとも終に蘭人の幽靈現したる沙汰なし只唐人にのみある事なりこれをもつておもへは唐人は此國の人情に大略おなしきものかおらんだは何となく此國の人情に異なる事は幽靈のなき一事にてもしられたり實に禽獸のたぐひにちかきものなるべしとぞ

○阿蘭陀屋敷冬至の祝

阿蘭陀屋敷にて冬至の日は殊にいはふ事にて一年に一度の大事に奔走する事なり先その例赤牛を當座ころして種々の珍膳にましへ調へかびたんをはじめ外の阿蘭陀人倚子に座し宴をもうけ此牛肉のさま〳〵に調したるを鉢に盛りて中央にすゑおの〳〵銀のはし匕の類鍵の類にてさしくらひ終に沈醉して興に入事なり最末に牛のかしらを調味したるを角あるまゝにて鉢にもりて出す是殊に阿蘭陀人は賞翫にする事にて鍵にて牢の目を引取くらひ腦肉に至るまても殘

きすくらひつくすなり此邦の人のみるには盗ひかたき物なりといへり又阿蘭陀人の具し来るくみんほうといふ者は長崎旅くわんにては常にかびたんの給仕にあてゝつかふいりを食なれは脾胃にもたれて堪かたきものゝよし一日に唐ほうしの米にてにきりたる飯めし一ツゝを一度の食にくわするなり此焼飯の名をはほんといふなりほん一ツにてくひたらぬにや給仕の旅館の時は先鍋に器中のものをぬすみて喰ふ事なりくみんほうは毎日数度隠嚢を水にて洗ふ事なり少しもおこたれは病人に成事といへり書に書たる様に真黒なる人にはあらす少し鼠色したるやさひの者なりその國より買取て来るには銅板一枚ほどの身の代にておらんた買取くるとぞ此國に来りて銅の薬くわんなどの粗末にし置たるをみてはなみたを流して悔る事といへりその國にては至つて銅貴きものとしられたり。

○留守居役の始

留守居役の始慶長十八年台徳院様御代藤堂佐渡守にはしめて箕浦藤兵衛と申もの被仰付留守居役相勤此節松平加賀守御父松平筑前守へ御連之處一段宜敷事に候て然由にて右役儀被仰付候由此節加州松平筑前守にて遠藤数馬同松平淡路守にて林彌次右衛門同松平飛彈守にて野尻與左衛門留守居役被仰付諸事箕浦藤兵衛に問合承合相勤可申候となり又仲ヶ間組合之義は　常憲院様御代朝鮮人来朝之節御用掛にて阿部豊後守殿御奉行之處記録ともこと〳〵く焼失に付御懸り無之依之諸家之留守居役被召呼御家之書留少にても在之候はゝ書出し候様に被仰渡則諸家より旧々記録留書とも出候由又朝鮮人御用水野右衛門大夫殿御連被成候御家来石原助左衛門と申仁森美作守様御留守居由田彌左衛門と申仁之相談にて諸事聞合事も濟候よし右彌左衛門方にて諸家之留居相招き寄合仕候よし美作守様被仰渡候は留守居寄合之節門前に人馬駒数群集致候而は下々口論等も在之候甚難計候を分けて寄合候様にいたし可然旨被仰付候故彌左衛人數門申上候は面々として分申事難仕旨申上る美作守様被仰候は然らは某組合わけ可致候由被仰候

松平土佐守様　松平淡路守様　松平大膳大夫様
松平丹波守様　藤堂和泉守様　伊達遠江守様
松平陸奥守様　松平伯耆守様　松平伊豫守様

右之留守居とも美作守様御書院江被召呼以御使者御菓子被下置向後組合仲ヶ間別而入魂に出入諸事公邊ゟ之勤方間違無之様に外之費も相催相招き寄合可申候然は勝部随分輕く仕候而相互に出會可申候今日手本に御出し被成候由にて一汁三菜之御料理尤肴二三種なり其時初而於御前被下候御菓子を包み懷中仕候御料理向諸御肴は家包に可仕旨挨拶にて歸宅仕候砌持參仕候此故を以包もの仕候よし正保二年竹千代様御任官爲御祝儀水戸黄門様ゟ酒井雅樂頭様御招請之節於御前御手自御菓子被進候砌御頂戴被成則御懷中を是よりして亭主ゟ之客ふりには専ら懷中仕たる事に候右は山田彌左衛門儀松平長門守様に番所相勤享保四年に八十有餘にて物語のよしなり。

○天明八年京都所司代へ被仰渡

天明八年四月京都所司代松平和泉守爲心得被仰渡候趣

奢侈は勤さるに日々に増長し節儉は不守慢やすしとは古今の通弊にて當家驕奢之者貧賤を見る事草芥の如く甚しきは質素之行を嘲弄するに至り終に餘分も無之身にて當家と奢侈をくらぶれはたがひに心得違も有之間敷共難申自然に貧賤の身も其質素之行を忘却いたし終に豪富を妬に寄貧富境を隔新に交り候者は親しく縁類は疎き様にも可成行候扨者は微細より増長する物にて譬へは天鵞絨を襟にし絹を鼻緒に用ゆる類はれの〱こゝろ付さる所に無用の費は多かるへし此度の火災は一統の難儀たるべく候得共自今再び質素を専らに勵へき事に候扨又夫に付ては株を持る者などご餘分を以遊女體之者共を抱置常に商賈からにても客を遊候輩も可有之哉是等は可恥之至勿論右は面々御法度之筋と相心得曾以有之間敷事明白に候得共當地は諸侯之屋敷も無之婦人奉公之先も可募は自然之勢且は其地前盛之風俗と相成候之間面々恥辱と存せず女子は年丈候まて夫を定めす徒に遊客を惑し候事のみ相學候間習性となり候は憐べきの至りに候可成丈は十五六歳已上は互に婚姻を取結ひ早く家を持候儀を存し驕奢逸遊に時日を費し候事を相辨へ京師の風俗は餘國に至り羨みのてみ候様に有之候得は各正路を守り恥辱も慎可申事

一話一言補遺卷一終

一話一言補遺卷二

○津輕の大龜

明治六年丑八月奥州津輕の濱邊に百姓一人通りけるに大きなる龜一つ疊二疊敷程あり干潟に仰向けになりてあり鳥又はしらべといふ鳥夥しく集りてつゝき殺さむとす龜頭を出して百姓を見て頼む有樣なりしかば脇指をぬきて鳥を追ひ散らし龜を漸くにたすけて海中に入しかば暫く浮きて禮をなす體にて海に入其夜の夢に童子來りて告げけるは我命既に終らんとするに助け給へる恩報し難く親も殊の外悦びて申は藥の木有り卜檀といふ是を奉るべきまゝ重ねて彼の濱に來り給へといふと見て覺めぬ翌日かの濱を通りけるに波立ち風吹きて件の龜顯はれ木の枝の如き黄色なる物をくはへて彼の男の前に置きて海へいりぬ則ち取て歸り語り傳ふる故津輕の領主聞き給ひて乞ひ請けて見給ふに目拾八匁あり五匁をわけて彼の百姓につかはし醫家に問はるゝ處に卜檀本草には有りながらいまだ見たる人なし是壽命延年の藥なるよし見えたりと云へば此木の事及 公聽江府へ召寄せられ上覽有りて返し給ふ田安公水戸公などへも參候て皆々見られしと云ふ近藤義時の隨筆に出づ下同し

○德山家の甲觀音

享保の始に江府石川備中守の亭にまらうど四五人寄合ひ物語り有り中に德山五兵衞もありあの備中守咄の席にのたまひけるは我此のほど三ケ夜續けて夢を感ず夢中に是は觀音なりとおぼしき人の來りて我れは德山五兵衞がもとにあるものなり右の手折れたりそこには細工をよくし給へば手をつきて給へと告ぐるうきたることゝは思ひながら若もそこの觀音の手の損したるましますかと尋ね給へば五兵衞かゝる事に頓着せざる人ながら歸りて聞合侍らんとて本所の宅へかへりて家中を吟味せられしに觀音はあまた所持のものあれども手の折れたるはなし然る所に家司の老人出て申しけるは舊君大阪御陣の節召たる御具の足甲の鉢に件の觀音の像あるよしを仰せられたりといへば則その甲を取り寄せて内張をひらき見るに眞向に小さき厨子有り中に一寸八分の觀音の像あり右の手折れてあり不思議に思ひて備中守へ遣はしけ

るに殊の方感心有りて約束なれはとて細工に右の手をつきて供養として返されけり彼の家に今に可有ことなり。

○白山御殿の事

白山御殿は元館林の御屋敷なりしを常憲院様御治世の頃白山御殿を被爲建御矢倉大手の御門に寄合衆五七千石の者皆々大手御門番を相勤惣堀へは玉川の水かけられ堀幅は十間ほど四方に有り堀の內五段の瀧ありて石垣より落つる有樣絕景なり大手は極樂水町のはなれなり御堀の端には櫻の大木有りて春は花盛りなり氷川明神の鳥居邊まで不殘白璧の屛惣堀にて內には御殿數多有り御殿番兩人五百石ほど高のもの勤二泊番あり其役人の下番同心等多し御成り度々有り御番衆的上覽も此御殿にて有りし也その後正德の頃文昭院御治世の節御入用無之由にて右の御殿殘らずたゝまれ跡は御屋敷に成り旗本の屋敷大小數多なり其後又御藥園となりて施藥など出來たる時分は屋敷〳〵は駒込土井大炊頭上ケ地に所替被仰付候なり御殿の御庭に唐船の松といふ木ありし御殿跡の外に居殘屋敷は今にあり御車御門の事なり元坂の上大道通りなどいふなり

享保年中に右白山に住居し御右筆井戸を掘らせけるにいかほど掘りても水出す井戸掘出て申しけるは爰の下に大なる横穴有りて水出す穴の內に家の形見ゆたりといふ屋敷主怪しく思ひて井戸掘にかはりて井戸へ入りてかの穴に行きて見れば廣々として書院つくりの家有上りてみればすなこの繪間ありけり唐紙を開きて次の一間を見れば同じ樣なる座敷なり今一間開きていらんと思ひしが物凄く思ひてはりたる繪の間を少し切りて持上り右の井戸をば埋めて仕廻たるとなり彼のきれは草花の繪有りて砂子又金の雲かたなどありしとかや口み見たりし人一席に有りて直談を聞しかど主の名は忘れけり。

○紀州那智山奥の一村

紀州公御國入の時醫師宇留野氏御供にて紀州へ行く御家督の砌りなれば諸家中普請を仰付らる家老衆被語けるは新宮那智山の山奥に一村の里有り是は古來平家小松維盛卿隱れ住み給ひてより今其處を領して百石餘の田地有り紀州御代替りには出て普請をする明日は出つべしと云へり宇留野氏乞て其席に列りて見るに主人は四拾餘の人子息を召し連れて出る是を

代々六代と名づく十二三歳ばかりの格好なり北の方を江若葉とぞいふ世々同じ名なり其外與三兵衛重景石岡丸が子孫に今仕へてあり何も名は聞き落せり豐かに暮してありといふ。

○安藤冠里の句

安藤對馬守は俳名冠里といへり乘輿にて町屋を通られけるに軒屋の柱に丸の内に井の字を出て置きければ家來にあれは何といふ事ぞと尋ねられけるに裏に井戸の有りと申すしるしにて御座候といひければ冠里

此のうちにありつねとこそ桐の花

又ある時沾徳暑氣見廻に冠里へ伺候申しけるに何ぞ珍しき句はなきかと尋ね給へば沾徳申に其角が所へ立より候得ば

原鉢に駒の蹴上やところてん

と咄し申候といへば冠里感心ありて是れは

すゞしやと草むらごとにたち寄れば

あつさぞまさる常夏の花

といふ歌の心なりと仰せられければ歸りに其角方へ寄りて如此仰せられしと云へば其角其方は今氣がつきたるかとて笑ひしとなり。

○觀世一代能

一元祿年中に觀世太夫洛陽の西に内野といふ處にて一代能を興行せり其の頃は午の九月十八日より四日の間なり

元祿清紹見圖に見ゆたり

荒川團藏	唐竹茂頭之丞
今川三太左衛門	竹熊彌太八
錦龍田右衛門	かけはし木曾之介
立山利太夫	荒岩龍之助
大山次郎右衛門	松山左五左衛門
節崎長太夫	鋼つき彌次右衛門

○デクルボマハシ

傀儡師と書きてデクルボマハシと讀めり此頃の語と見ゆ今に見ル人形の頭をでくのぼうといふはでくるぼの訛にやデクルボはもとてぐゝつの訛なるべし。

○小野寺十内書簡寫（校訂者曰小野寺十内は大高源吾の誤なるべし）

其後はかれ是御無音背本意奉存候何れも樣御堅固御座被成奉存珍重候然ば私儀所存の一筋難上今晩存立趣に御座候年來御懇意被成候一通御傳へ御厚情徳是以生々世々におもひ申候事に御座候

山をさく力も折れて松の雪

春帆竹平も同じ道にて候涓泉は御存の如くにて候御恩借の御蒲團は申し請け候間其儘取置申候御一句の御引導奉願上候以上

十二月十五日　　　　子　　葉

沾　德　老　師

按涓泉者萱野三平別號三平先節自截時歳二十八見東厓先生萱野三平傳

○典具帳

典具帖(テンゲテウ)といへる紙ありはだへはよしの紙又みす紙に似てかたく大さ美濃紙ほどあり書家にて書をすき寫するに用ゆ價一帖二錢目なりと云へりと藕人吉田園香云

天郡上(テンヂヤウ)は美濃の郡上より出せる紙なり極めて上品なれば天印を以て符牒となせしを俗紙の名によびてしといひしなり此紙を書家にて用ゐるはじめしは韓天壽なり字は大年俗稱中川平四郎伊勢の人天壽京にありける時常に狹斜の遊をなし伊勢に歸りし後も遊女よりの消息絶えざりしがかの遊女文のかさめる事をいとして此紙を求得て文かきて贈りしこれより世に此紙ある事を知りて書求て臨搨の用となせしより世にも擴まれりとある人の説なり。

○八事山僧の事

尾州八事村に八事山正興寺あり住持僧諦忍博學なり所著大光普照集　闇窓雜錄　天知名義考等あり

○熱田の四門

尾張國熱田神社に四門あり東を春口門といひ南を海藏門といひ西を鎮皇門といひ北を清雪門といふなるよし尾張岡田挺之千太郎のはなしなり。

○帝王異稱事

藏寶帝聖武也　高野孝謙　柏原桓武　西院淳和
深草仁明　田邑文德　水尾清和　小松光孝

大津の朝は天智の朝なり淨御原は天武なり天武以上は皇居を以て稱して斯く云へり其後の異稱は陵の名なり後西院深草後水尾後小松等此異稱によれるなりと塙勾當の話しなり。

○西向天神

一武州江戸大久保天神を西向の天神と云一年此邊りに行たをれ者ありてさらしものになりし時芝新橋

に御高札立其文に武州多摩郡東大久保字天神前百姓何某とあり此邊多摩郡なる事人の知らざる事なりと大久保百人町榊原丈右衛門はなしなり○

安永七年戊戌夏日　杏花園

一話一言補遺卷之二終

一話一言補遺卷之三

○常陸水戸カナサ山神事

天明七年常陸水戸かなさ山の明神祭禮に當れり此祭七十二年目に一度有る事にて、神輿十里四方をねり行故、前後七日に及たり、大祭禮なり、祭禮の事は東鑑にも見えたるよし、甚だ古風を存したる事なり、祭の式は神主方に書記ありて、古來のまゝに執行なり、水戸家よりも警固嚴重なる事にて、古來のまゝに入用を労かす捷有に付て、其費容易の事にあらず、二三年以前より、豫め沙汰有る事なり、神號は蛇形大明神と稱して、應神天皇の朝に垂跡にて、五穀成就を守り給ふ、神體は則蛇にて、壷に潮をたゝへ、其中に鎮座ありて、七十二年目に、神輿の内に納めて御出あり同國御貢濱といふ所にて、御旗の間神體を入かふる事なり、此神體七十二年まで壷中にある故、壷中の潮段々減し、祭禮近くなりては、殊に少くなる、此潮少くなるに付けて、世間凶年打續き不熟

なり、祭禮濟みて神體入かはり、あしたに潮を波かへて、みちたる間は豊作なるよしを云ひ傳ふ、祭は二月初の酉の日を初とす、供奉に見といふ者二十一人出て、冠をかぶり、花滿の麻衣を着て、矛を取、馬上にて列す、其の次に猿の面をかけて廿一人馬上なり、面は皆名工のうちたる物なり、次にまた小童五人、赤衣を着て供奉す、往古は奉幣使下向ありし祭禮ゆゑ、水戸家よりも殊に執々行はるゝ事なり、七日の中日に當りたる日、御貢濱に神輿を止て、一夜祭禮の神秘ともあり、夜半に龍神參詣すと云へり、其夜海上より神體の蛇うかび來る、則取てつぼに入奉り、今迄の神體は入かはりて海中に歸しましますとて、神輿御旅の際田樂の遊びを行ふ、田樂の式世上に絶て殘らず、只金砂山の神職に傳へ殘たる故、深秘として外へ傳へずといふ、此祭禮鎌倉北條の時にもあたりたるよし、東鑑に見ゐたり、亦同事にかなさ山合戰の事あり、是は東金砂山の事にて、佐竹氏の籠りたる城なり、此蛇形明神のましますは、西かなさ山なり、往古より兵革を經す殘りたる神社なり、常陸風土記には、金銀をも出せし山のよし記し有りとぞ。

○筑波山龍燈

筑波の山に、毎年五月晦日龍燈を現す、其夜東海より遠く火來る、それか合て近き所の山中、又は池の中、澤中よりも皆龍燈現し來る故、數つ百に及ぶ事なり、小の月は廿九日にあるといへり、毎年右の夜人參詣してみるに、山をこゐ林をうかちて、所々より來る火螢のごとくに集る事とぞ、又筑波の山に屬せる、加波山といふ山あり、此山に櫻多し、土人はかんは櫻と云ふ、是かにそ櫻の事なりといへり、筑波山の東の麓に、大御堂といふあり、坂東觀音の札所なり、その所にて順禮の者うたふ歌に、入相の鐘は筑波の名にたちて、かた夕暮に家ぞ戀ひしきといへり、是はつくば山に大なる鐘あり、龍宮より來る物にて、往古此鐘を撞事也、あるじに山口にひゞきて東海より津波押入、人民おほく溺死せり、かゝる事兩度迄ありしかば、今は此鐘を地上におろして、長くつく事をゆるさず、誠に大なる鐘にて、形も聲靈なる物なり、鐘のひゞく時は、龍宮より鐘を取りか

へさんとて、斯く津波なとは入たる事のよし、風土記にも知るせりとぞ、又つくばの山は、天竺の靈鷲山の一峯とび來りて、成りたる山なるよし、花山法皇御順禮のつゐで、御製とて云ひ傳へたる歌、わしの山とび來て玆につくばねの女神を神へ貢きとそなる、といふ此事も風土記に見へたり、靈鷲山の東西の隅を裂て、諸神取來りて、かきなきいさなみの大神へ貢すとしるしたりとぞ。

○蟹鳥に變す

又常州にて、蟹の鳥に變じたるを見たりとて、物語せしは、其人水戸のある醫師の宅に寓居せし折、その庭の池に大なる蟹ありしが、鳥に成りかゝりたるを見付て、人々毎日に行てうかゞひたるに、やう〳〵日かずを重ぬるまゝ、蟹のはさみの所鳥の嘴と變じ左右の四足は羽根に變じ、二つに蟹の甲わかれ、片々の四足日毎に、二足はかたわれの方へうつりて、左右のはねになりぬ、今ひとつの甲にある足も、かたのごとくにうつり變りて、つゐに二羽のかいつぶりと成て飛めぐり、池中に住事數日成りしが、いつとひさりしとも知らず失せけると云へり。

○兎の腹鼓

兎も鼓を打つ事あり、伊豆國へ行きたる人の語りしは、かしこに新左衛門村と云ふ所あり、往古河津の領したる地にて、三千石の村なり、今はその地に河津の氏を神に祭りて、三社明神とて有り、山谷の入交りたる所にて、兎など殊に多く、其地の老人あるとし三社へ參詣して、歸路に山中を過ぎけるに、何やらん物の音聞ゆ、はさみ箱を荷ひ、行鉄の箱にあたりて、鳴音の如し、不思議に思ひて、其の音する所をうかゞひたるに、うさぎ數十疋つらなり圓座して皆々立ちあがり、兩手にて己のが腹をうつ音なり、一度に揃ひてうつゆゑ、此音高く聞ゆる事なり、不思議に思ひてながめ居たるに、老人風邪をわづらふ頃にて、咳を忍びたれども、堪へがたくて咳たれは其音に驚きて、兒殘らず林中へ逃入たりといへり。

○佐竹家士持河宗助

佐竹の家司、持河宗助といふ者、水利に熟したる人にて、常に邦内の川普請を掌ける、其人の工夫にて川をさらへる器數を製したる有り、やすを水車の如く造て、水流にかけて、廻るに隨て土を自然に堀穿

つやうにせし物あり、またむしろ一枚を樹にかけて激流にひたしをけば、蕋のうごくに隨て、淵泥をはらひくるやうにせし事もあり、種々の器今に其製を傳受て、一國の水を治る使とせり、一とせ岡仁と云ふ所の川普請をせしに、銅山の麓にて深山なれば、頓て其谷の藤葛を多く伐り取て蛇籠に製しに、その折しも、花色の木綿十反余用のよし國衙へ申遣ければ、普司川普請に無用成るものなり、いかゞなど申し合へりければ、水治の事は宗助に任せたる事なれば、請ひつるまゝに調へて遣しける、其後宗助水邊の村民の子共を集めて、河原にて日々相撲を取らせ試さしける、其の中にて力量ある小共を賞して、此木綿を一幅づゝ犢鼻褌にやりければ、いよ〳〵よろこびて、人々我力量を自讃したる時、其子共に課て日々河原の石をはこばせて、蛇籠に詰めさせけるに子共の事なれば我劣らじと勵みて、多くの日も懸らず、さばかりの費もあらずして、蛇籠數十里成就せしとぞ、後に宗助龍文ある青石を得て、守り請て龍神堂を建、件の石を本尊になしける、龍神堂は城下より、土崎といふ湊へ通ふ道の、銀笹山といふ嶺にあり。

○駒木根三右衛門

又同藩家司に、駒木根三右衛門と云人、俳諧を好みて、朝夕口に誦せざる事なし、いつの年にや八月十六日晴光なれば、同僚をいざなひて、矢橋といふ所の茶やに、月見むとて行向くに、折ふし茶やの娵難産にて、宿を貸し難きよし申せしに、三右衛門我よき安産の守りを持ちたりとて、竊にいさよひやなんの苦もなくはちきき豆、といふ句短冊に書きて、枕上に押せしに、頓て平産せしかは、一家よろこびて酒肴を整へ馳走しければ、月見の興殊にして歸りたりとぞ、又としのくれに、友人來て今日無盡會あり、兼て不如意の我等なれば、此鬮に當らざれば、春の設け事ゆかず、難義極りたりと語りしかは、三右衛門頓て、十に十皆とらるゝや寒玉子、といふ句をいひて、是持ていませとてやりけるに、はたして其友くじにあたりぬるとて、よろこび申遣しけるとぞ。

○藝州嚴島祭禮

藝州嚴島明神の祭禮には烏二羽供物を啣て空へ凖り飛去事あり、往古より祭禮の度毎に極てある事なり、

此雌雄に明神へつかふまつる、ひなを産して生立時に至れは、其ひなに祭禮の所作をゆづりて、親鳥は飛去こぞ、是を嚴島にては四鳥の別れと云事に傳へいふなり。

○狐の玉火

江戸本所龜井戸の名主地面に住する大工某、ある夏の宵涼み居たるに、狐一疋出て歩きたるに、何やらん狐手にてまろはしやれば、はつと火燃ゐ出る、よくうかゞひ見れば、火のもゆる所をとりて地をてらし、虫をひろひてくらふ樣子なり、あやしく思ひて段々近寄りたるに、狐はむしをひらふ事に、人有るをも忘れていみさけず、度々まろはし來りて、手元ちかくまろひ來たる時、大工あやまたず是をつかみければ、狐は夫におどろきて迯失せたり。手にとりてよく見れば、白き玉なり、珍しく思ひて持ち歸て秘藏し、夜會集の席にて、人々賭るときそうりなど尋るに、此玉を取出してころばせば、例の如く火もゐて出て、付木を不用ともあかりの用を辨しけり。いよ／＼重寶して、三年計此玉を所持する間、狐一疋とかく大工に付添ひて、晝夜はなれす、何となく大工痩れころへ、人も見聞て、此玉の異なるべく拵いひしかば、大工も詮なき事に思ひて、やう／＼玉を返さばやと思ふ心付けり、ある夜物求るとて、心より外に遙に玉をなげやりてみれは、あやまだす狐おどり寄て、頓て玉を取て迯失せたりとぞ、其後大工は事なくて有とかなりし。

○甲州身延山道

江戸より甲州身延山參詣の道は、東海道沼津宿より西へ入て、身延山迄十二里、身延山總門より本堂まで十八丁、本堂より赤沼迄三里、赤沼より、山路殊にけはしき所を經る事五十丁にして、七面山に至る是則身延山の奥の院なり、歸路は奥の院より、本堂のうしろへ出る道あり、此路は間三里なり。

○甚州某士の妻疾妬の事

甚州にある家司、婢を愛して密會せしに、男婢の寢所へ行たるあしたは、その妻必知りて、日者たねさりけり、男も妻のやかましきをいとひて、よくねいりたるを伺ひ、深夜に隨分ぱせすゆけども、翌日妻の是を知て責罵しる事□の如くなれば、此男難しく思ひて年月を經るに、ある夜婢の寢所へゆかんとて

閨のふすまをひそかにおし開たれば、襖のしりにおかれて豆一つまろび出たり。男おもふやう、されは此の豆を如此しりに置て、豆の戸尻になき時は、夫れこさとりて斯いふ事こ思ひよりて、其夜婢の所より歸りて、襖を明る時元の如く、豆を襖のしりに置ていねければ、翌日妻の口舌もなく、柔和なる體なれば、いよ／＼此豆の故にさこらるゝ事を知りて、婢の寢所より戻る時には、豆を元の如く戸尻におきたるにや、しばしは口舌もなく、男よろこびて仕すましたりこ思ひしに、月頃經る後は、豆をいつもの如くに置ていぬれども、妻又密會をしりて、やかましく口舌いふ事、前時に越ゑたり、男心を留てみるに、其後は豆をも置されご、よく知る事甚不思議成事こ怪しみしに、ある夜又婢のもこへ行んこて、襖のかけかねをひそかにはつす時、かけかねを髪の毛一筋にてむすびとぢて有り、男されはこそ、豆も置されこ此事を知るは、如此かけかねを髪の毛にてむすび置たるに、引きれて有る夜は、我密會をさこり知ていふなりけると推量して、信友に物かたりて笑ひけるとぞ、女の愚なる智も、疾妬の方に用ゆれば如此奇妙なる働きはする事こ云りしこ語りしこぞ。

〇相州大山より小田原へ到る道の事

相州大山より小田原へこゆるには、一の澤越こ云をするなり。大山麓より不動堂まで五十町あり、其十六丁目の坂の脇に、一の澤越のわかれ有、半里程下れば則一の澤なり。二の澤三の澤あり。石尊權現參詣の頃は、やくら澤こいして、富士の山に登詣する人多ければ、爰に茶やありて水をうるなり。一の澤より五六丁くだれば、高野こ稱する道場あり。律宗の僧住みて、殊勝なる寺なり。此邊より人家所々に有り。これぞ原木こいふにかゝる道なり。ゑびらの渡し拵して、舟にて渡る所二ところ有り。鮎殊に多く、舟の中へもおこり入、おもしろき事にこそ、又或人のいへるは、大磯より西に入て、つなき澤こいふをへて、小田原へ出る道有、大礒より小田原へは直みち五十丁、是をゆけば三里なり、外記の淨瑠璃こ云へる、廻れは三里直に五十丁こ云所なり、曾我中村をへて劍澤に至る、中村に曾我兄弟の墓あり劍澤は岸の澤なり、砂地にて砂のながれ落たる跡岩を顯し、岩の形皆尖て劔を立ちたるごこく、一二尺

づゝの高さにて、澤中悉く此岩なり、いくらといふ數を知らず、頗る奇觀なりとぞ。

〇鰹節製方

鰹節を拵へるには、皮共にふしに切て、蒸籠に詰めて蒸すなり、薪には青松葉を用ゆ、そのはにむされて鰹の皮身の間にある油、したゝりて落る事數日、其後蒸籠より取出して、皮を去りて常の焚火にてむす事一日にして、四斗樽に入、蓋をして、四五日經て取出し見れば、青きかびひまなく生るを、繩にてすり落し、又樽に詰めてふたをなし、四五日經て取出せば、かびを生す、夫れをすり落して、又元の如く樽に入れ置後は、かび生せず、その時取出し、日の當る所に干たるを最上の物とす、此の如くせざるは鰹節になせし後も暑中はかびを生るなり。

〇安產の守

江戸青山熊野權現堂下といふ所に、すいたう和尚といふ人住り、此人不思議の法ありて、安產の守を出す、產婦有れは行て願ふ時、使をまたせて御符を出す禮物として三百錢贈るなり、產に臨て、此符を婦人右の手に持て居るに、極めて安產なり、七夜に至て封を開しに、熊野三所本地の御形ちに、その生し子の名を書入れて有、男子なれば男子の名あり、女子なれば女子の名書て有り、生れし子共男女を違へず、よりて皆々不思議かる事なり、三七日もたちて又右の符返しまゐらするとて持參すれば、あたらしき符に取かへよこすなり、これは、出產の時用たるは穢れたる故、とりかへ貰ふよしなり、此度は禮物二百錢贈事也、此和尚卜筮にもてはやさるゝか、狐なとつかふて然るにやと、皆人訝り思ふ事なり、寛政の頃も專はやりし事なり。

〇酒造桶

酒を造る桶は皆杉なり、古きを用る程酒能出來るなり、名物を造る桶は五六年に及ふ、板にて造たる桶なるよし、先年飛彈山中に大なる杉あり、根のうつほに成りたる内へ、三人入て手を擴げつくなりたるに、倘左右に餘地あり、大坂の者此杉を二千兩に直段付たれとも、所のもの此杉はうふすなの如く、何百年ともなく有來る故、賣渡すべき相談に及ばずといへれば二千五百兩まで相段をのぼせたれども、終に賣事をせてあり、大坂の者申しけるは、此杉凡千

年餘の物と見へたり、此杉をもて酒樽を造りなば、おそらく池田伊丹に、此酒より勝たる物出來る事有るまじ、桶にせば廿七本は出來るべし、その價斗りなき事と云るとぞ。

〇加賀木屋斬罪

加州に木屋といへる豪富の者あり、米價の莫大せし事に付、加州侯親子共に斬罪にせられ、手代五人は遠島に處せられ、家督斷絕せし。天明丑寅の飢饉、世上米拂底なりしかども、木屋方に買置きたる、越後米たえず賣物に出て、翌年夏まで、越後米たえず世上に有りしも、木屋一人の所存にて有りしとぞ、同年羽州米四千石、北廻しにて大坂へ登せたりしに、はじめ差船せしは、一石に付き銀九十二匁、後れて差船をせし米は、一石に付き百十二匁に成りたりとぞ。

〇備中大島山中谷の石并貝石

備中大島と云山中谷の石、悉く信夫摺りに用る石にて。その紋鮮かに有り、古來人知る事なかりしが、近年初て見出したるとぞ。石の色は青石なりとぞ、又同所しろ地といふ山中より、貝石とて、貝の付たる石を出す、冷泉殿門人硯に堀りて京都へまゐらせければ、冷泉爲泰卿御歌を給はせり、海とほき山に有りとて貝石の鹽しまぬさまを見るもめづらし。

〇吉備津宮神詠

同國吉備津宮の神詠とて、人のかたりし

てゐなくば我を誰とかしらるまじ雲ふりかゝる蘆原の鷺

〇羽州白鴉

羽州横手の城は、佐竹の家司戸村氏守る所なり、城中に白き鴉雌雄二羽有り、年久しく住て土人よく知りたる事なり、城下の酒やへ、或る時農夫白き鴉を一羽持來りぬ、酒やの者みなめづらしがり、興ずるに、農夫いふ樣、白き鴉は此城下にまゝ多く有り、我等山かせぎする時は、常に見る事とて珍らしき物にもあらず、只平日は高き梢のうへにのみあるを見候、これはたま〳〵ちかき處にいたるゆゑ、取得たるなり、亭主聞て、今日めちかく見る事、珍らしき事なり、百姓の家に飼て、無益なる事、我等に給はれ、さらば見物に來る人多く、酒もうれるべしと云ば、農夫理たる事とて、亭主に此鴉を與へ、夫より後此

からす見んとて、酒飲みに來る人果して日毎に賑はひぬれば、酒や大いに徳つきてよろこび居たるに、いくほどもなくて鴉死たれば、又酒買ひに來る人も減ぬと云へり。

○同國秋田白燕

羽州秋田城の、南門の二階下の板には、燕巣を懸る多し、其が中に二羽、至て大なる燕鳩の如く、白燕にして、巣を造るさまも餘燕と異にして、土を用ゐて大なる穴うがち、横より板にそひて出入する樣に造りて有り、是は朝鮮より年々來る燕なるよし、吏人兼てかたりぬ。

○昆布と枇杷禁食

天明の頃より、京都烏丸枇杷葉湯とて、數人大路を賣て往來する事たえず、箱の内に藥爐を仕つけて、途中にて往來の人に飲しめ渡世す、寛政二年七月の頃、ある浪人いとあつさに堪ず、此びわよふ湯を呼て飲みけるに、其のまゝ悶絶して人心なし、日斗りきらめき臥たりしに、召仕へる僕松前の者にて有りけるが、驚き惟しみ、是は慥昆布を料理して喰れたる故、枇杷の食あはせあしく、斯當られたる成べしとて頓て昆布の毒を解す藥を、はしり行て調飾て主人へ飲ませければ蘇生したり、仔細を尋ねたるに、在所松前には枇杷の木を生せず、寒國といへども、昆布の出る地には必ず生ぜざるよし、されば昆布と枇杷とは合せくふ事を禁じて悪るゝ事甚し、萬一枇杷昆布食合はせて、毒にあたりたる時は、□□□を煎じて飲す時は、頓て解する事故、心付てかへせしとかたりたるとぞ。

○ガヽ芋墨と禁食

甲州にもがゝ芋あり、御代官中井清太夫うゑられたるゆゑ、清太夫いもともいふ物あり、甲州にて手習の師匠の所へ、人の此いもを贈りたる故、頓てむして手習の子共衆に振舞ひたるに、いく時をもへずその子共十一人殘らず死たり、親共聞驚きて、師匠の所へ來り、かほどまで大勢一同に死侍る事不思議なり、決して毒を飼れたる成るべしといふ、師匠なにしにさやうの事をなすべき、但今日其方より清太夫芋を貰ひたるゆゑ、なして子共衆にやりたり、その跡にて墨の付たる筆を舐たるにて、死たるやしらず、我試に是をくふべし、皆見物せられさて、其師匠芋

を食ひて、其の跡にて墨をすりて飲たれば、即時に死たりとぞ、かゝる芋には、硯墨敵藥といへり、されば薩摩芋に墨を禁物とするも、同樣なる事なるべしと思はるゝなり。

○甲州鮎並甲州金

江戶より、甲州郡內へ廿八里、郡內より甲府へ十二里なり、郡內の町を出はなるれば、猿橋あり、橋杭をもちひず、左右の岸より持出して造り、橋より水際迄は三十三間あり、橋の長さは八十間餘といふ、橋をわたりて甲州へ行方の橋際に、猿のやしろあり、此橋を敎てかけはじめたる猿の死たるゆゑに、里民甚崇敬して、おさるさまと稱するよし、此川の邊りをはしめ、甲州はすべて鮎名所なり、二月より生す一二月は鮎の大さ二寸あり、三月は三寸有り八月比は一尺四五寸に至、七寸至て美味なり、鮎の骨を拔てくはるゝ事なりといへり、又武田家の時製ありし金、今猶殘りて、甲州の內にては、今時も文金古金に交せて、通用する事とぞ、一朱金二朱金一分と三品なり、一朱といふは二朱の半金にあたる物なり、三品とも金なく鑄たる物なり、世に甲州金と稱するものなり、今時は此金甲州にも不足成て、百兩の內二分斗甲州金を交遣ひて、八分は文金、或は二朱金を用る事になりたりとぞ。

○同國郡內富士祭禮燒火

郡內の町は長一里はかり有り、縞布の業をするもの繁昌する土地なり、每年六月廿二日、富士權現祭禮に燒火をする事あり、松のひてを大なる木にむすび集めて、笠の如く、高さ軒と等しき物、家每に二本つゝ立て、火をともし競ふ也、其光赫々、權現の御守りにて、此燒火に限りて、出火せし事なきよしなり。

○上總大久保樹の怪

上總國大久保といふ所には、樹の化物出るなり、山の裾野にて、畑田につゞきたる道のほとりに、大木數多生て有り、此道を深夜に人過る時、大いなる木いくらともなく道に橫たはりふして、一向通りかたき事每時あり、是に行あふ人は、いつも心得て跡へ退き、暫ありてゆく時は、さきの木とも皆失せて、常の道の如くなりて、行還にさはる事なし、木の亂ふしたる時、無理にこゑんとすれは、必ず怪しき事ありといふ、又同國□□□といふ所にも、怪しき事

ありて、夜行には時々人のなけらるゝ事有り、狐狸の所爲にや心得ぬ事なり。

○琉球國禪宗の事

琉球國は、佛は皆禪宗のみあり、その内に妙心寺派の寺一ヶ所有り、此住寺にあたる僧の官職を取例は薩摩へ其僧わたり出願へば、薩摩より京都へ使者を立て、妙心寺にて許可の狀もらひ歸て僧に渡し、琉球へ歸て住持する事なり、薩摩にも妙心寺派の寺一ヶ所有り、是れ同例にて、二ヶ寺共に薩摩の僧斗りを、住持さする事なり、一年琉球所住の僧、住持に定められ、官職を願ひに薩摩へわたり居たりしか、彼の僧の思樣、宗派を汲なから京都開山の塔へ拜禮せざる事殘念なる事とて、薩摩を出奔して上京し、妙心寺に詣て直に許可を得、歸路に駿河白隱和尚の會下止り教をうくる事三年にして、見翁の後歸國の志ありて暇乞せしかば、白隱和尚より國法を背たる佗言の使僧を添て、此の僧を送らせける、歸國のうへ事むづかしく有りしかども、畢竟求法の爲の事故、やう／＼開濟ありて、此僧薩摩に一年蟄居せさせ、其後免されて琉球へわたりて住持せしとぞ、是迄は琉球には禪侶有りといへども、祖師の心傳を會したる者はなかりしか、此僧禪宗の奥旨を傳へ、化益せしより、琉球には經道の僧も數多出來たる事といへり。

○加賀農夫の妙術

加賀の家士に、鎗術の師有り、その宅にて門人會集して、終日稽古の節、紙窓の破より一人伺ひみてたゝずむ者あり、門人晝食に休て、又々稽古を初るに彼者猶立去らず有りければ、始て人々不思議に思ひ、今朝より彼者我等稽古を見物して猶立さらず有るは、何か所存有るべし、さらば尋ねばやと、一同に談合して呼入れけるに、形の如くの下種なり、其方今朝より我等稽古を伺ふは、いか成所存ありての事ぞと尋ねければ、彼の者別の事にあらず、あまり皆樣の被成樣をかしく候まゝ、見物致し候なりと答へければ、いよ／＼不思議となし、さては其方鎗修練成べしと問しかば、我等鎗など遣ふ事は一向存知申さず、さりながらいかやうに突れ候とも、みな樣の

如く突れは致すまじきと存なりといふ、此人々あやしみて、さらは其方を突て見るべし、相手に成るべしとて、しないの鑓を遣しければ、彼の者申しけるは、中々斯樣の長き物は手馴不申候、何ぞ短き物給はり候へ迚、そこら見廻して、木刀の三尺餘ありけるを見て、是にてよく候とて取たり、さて彼は木刀の柄を兩手にて握り、胸に當て切先を向へなして立たり、相手の人しないの鑓を取てつき懸るに、鑓の先きにくゝりたる玉を切先にてうけとめて、ひとつもうけはづさず、入代り鑓を取て立向ふたる人も、終に彼の者を突あぐる事叶はず、後には五六人一同に鑓にて突きかゝれども、其鑓先をうけ留る事、電の如くひらめきて、一度も身を突れず、終には師なる人立合ひけれども、是れも同じく突留る事不叶、皆々呆れて立合を止めつゝ、さて〳〵其方は不思議なる者なり、抑いかなる業をなすぞと尋ければ、我等はその山に住持する木こりにて候、我等幼年より同村の者と日々山へ行、薪を取て候、其山の片岸に大木の朽の候、何百年を經候とも知らず、根の四方へはびこりたる事山の如くにて候故、木こり退屈せし時は、此松の木へ行て根に腰かけ休み候、かた岸ゆゑ風甚涼しく、夏の日も暑を知らす候、木ふるき松故、いつも濕り深く、木末より落る露たゆる事なく候、此露休み居たる時身に懸り、衣裳をうるほしてうるさきまゝ、薪を荷ふ棒にて露をうけ留、はじめは度々受けはづしたれども、いつ休む時もなぐさみにうけならひたれは、後々は茂く落る露ひとつも受けはずす事なく、斯樣にして三十八年馴れ候へば、此心にて突るゝ鎗をうけ候に、とめられぬ事は候はずと語りしかば、人々功の熟したる事を感じて、謝しやりけるとぞ

○信濃山中猪を突く事

信濃山中の民は、猪を突事妙手を得しなり、猪を鐵砲にて打ては、肉の味ひ喫しとて、竹鑓にて突留る事をす、常のきせいにては手柄成かたきゆゑに、から鐵砲など打て猪をたぢろかし、わざと猪を怒らす樣にしてつき留るなり、猪いかりて馳來る道に、五六人鑓をかまへ待ち居て、初手より次第に突かくる、

若し突きそこなふ時は怒り猪にかけらるゝゆゑ、突損ふと其まゝ鑓を地に立て、杖となして夫にすがりて、そのまゝ猪の尾へとびて、かへりさまに猪の尾をつく、次第に並居て、皆々此定にして突き留る事とす、さしも猛成猪のとびかゝる振舞に合せて飛違働く事、物馴たる業言語同斷なる事なりとかたりぬ。

○薩摩にて狗を食する事

薩摩にては、狗の子をとらへて腹を裂き、臓腑をとり出し、其跡をよく〳〵水にて洗ひすまして後、米をかしきて腹内へ入納、針金にて堅くくゝりとして其まゝ竈の焚火に押入燒なり、初は燒け兼ぬるやうなれども、暫く有れば狗の膏火に和して、よく焚て眞黑になる、其時引き出して針金をとき、腹を明け見れば、納置きたる米よくむして飯となり、其色黄赤なり、それをそは切料理にて、汁をかけて食す、味甚美なりとぞ、是を方言にはゑのころ飯といふよし、高貴の人食するのみならす、薩摩侯へも進む、但侯の食に充るは、赤犬斗を用る事といへり。

○丹後天の橋立大江山鬼ヶ城

丹後天の橋立より、大坂へ三十里といへども、其の一里が五十丁、三四十丁ありて、遠近確に定難し、大江三十里皆山路にて、其中こくらかり峠と云所、大江山の東に有り、至て難所一騎打の道にして、一年には二三人づゝ谷へ落て死なざる事なし、山間の往來なり、ある年京師の者其志をおこして、此道を切りひらき、今は道幅三四尺ほどに成りて、往來のあやまちなし、二百五十金程を費したりとぞ、大江山の頂に鬼ヶ城あり、麓より五十丁あり、荊棘道をふさぎて甚行難く、案内の者を賴といへども、側に大なる穴有るのみといへり。

○甲州の鶏鳴ざる事

甲洲は四郡なり、府中は山無郡なり、府中の鶏は往昔武田信玄に壓せられしより鳴事なしとぞ、山無郡をさかひて、道一筋を隔つれば、他郡の鶏は音をなく事といへり。

○深川奇特兄弟の事

深川に舟頭を業とする者有り、その子どもの兄放埒ものにて、勘當して弟に家を讓りて居けるに、其兄折々親の所へ來り、無心いひつのりて惡口に及ぶ事數度なりしかば、其弟思ひ兼ねて、ある時又兄來る

を伺ひ、戸を明ると其のまゝ刀にて兄をきりかけたるに、手疵負て驚迯去りたり、其時此弟仕合と兄を切そこなひたるは、冥加に叶ひたり、然しながら弟の身として、兄にかりそめにも手向事、是非なき次第なれば、隱せしかども生てあるべき道にあらずして、即時に腹を切て死失せたり、夫を兄聞て立歸り來て、弟の死骸に抱付、扨々不便の事是非なき次第これ全く我等身持惡しき故、斯樣に死たる事、我が手をおろして其方を殺したるも同前の事なり、然しながら言て返らぬ事なれば、是より我等急度心を改め善人に成りて、其方に成かはり親達を養育申すべくせめてはこれを我志と聞屆て、成佛して與れよと、悲歎の泪せきあへず、夫れよりして此放蕩なる兄善心に成て、よく商買の事に身を入、兩親に仕へ孝行に有りける、哀成事と人のかたりし。

○上總海中清水并逆手地藏

上總の國、大田郡くしなみ村の海邊より、一里半程沖に、海中より清水の湧所あり、夥しくわく事にて其處へ井戸かはを仕かけ、旱の時は村より水を汲に行、又渡海の舟も水を汲事とするなり、夫れゆゑ、井戸かは一年に二度程づゝも造かふる事とぞ、是は其所に生の明神とてまします御手洗なりと云へり、れふの明神は其所より一里斗他所に宮居あり、又同國くるりと云所に、逆手地藏といふあり、錫杖をさかしまに持ち給ふゆゑに斯くいふなり、その所に高からぬ山有り、金輪よりの岩山なりとぞ、其邊田地に水を引事不自由なるゆゑ、いつの頃よりかその岩山を切通して、向の方へ行通しに成やうに堀明けて底へも又深さ八丁程堀入たれは、その切通しの所、川のごとく成りて、清水ながれ出、田地の便となる段々山へも田を造りひらきて、山の田へ水を懸る時は、兩方の口をふさぎて置けば、山の上へ穴を堀り明けたる所へ水出て流れくだり、山の田にも水を引事自由なるやうに成りたり、不思議の工夫なり、其堀明たる穴を外よりのぞきみれば、わづかに日のあかりむかふにみえて、川とも何とも見えわかずといへり。

○同國萬立寺住僧惡靈の事

同國定元村と云ふ所に、萬立寺といふ有り、眞言宗にて、むかし玄惠法師と云住持せしが、此法師金子

など多く有て、富祐の人なりしが、その旦那に江尻五郎左衛門と云ふもの有、年貢上納に差支て、住持に金子無心せし事も承引せざりしかば、夫を憤思ひて、此法師或る婦人と密會せし事を歌に作りてうたひ、人にもをしへて、田植歌にもさせしかば、其沙汰擴まりたるを、法師聞て無實の難にあへる事、無念至極に思ひて、ある時非時をもふけて、旦那中を招きければ、皆寺へ參たる中に、五郎左衛門も交りてなましひに行ければ、法師よろこびて、非時終り酒など快くすゝめて事終り、皆々歸らんとせし時、法師五郎左衛門を呼び留めて、眠藏より金子入たる財布を持出、五郎左衛門に言ひけるは、先年其方金子無心をいひたるを、用立ざる意趣を含みて、我等事婦人と密會せしよし、無實の事を歌に作りて、恥をあたへられたる事思ふに無念止む事なし、かゝるあたにせらるゝ事、此金子ゆゑなりとて、其のまゝ財布を猛火の中へ投入ければ、金子燒とろけて靑き焔もえあがりしに合せ、法師の怒りたるさま見るに堪ず、五郎左衛門はそれ歸りしかば、法師はそのまゝ自害して失けるとぞ。其の後三代を經て、語看阿闍梨と云僧、暫く此寺に住持せしに、ある日客殿の方大に震動して、物音けしからず聞えければ、行て見られしに、したゝかなる大蛇現して、柱に卷付くあり、阿闍梨是れを見て、いかなる化生なれば、斯くはあやしき形をば見するぞといはれて、此蛇忽ち消失る如くになくなりけり、其時さもわびしげなる僧衣を着て、入來て阿闍梨に向ひ申しけるは、拙僧は三代先の住持玄惠と申者なり、此旦那江尻五郎左衛門を取殺し侍り、但希くは阿闍梨引導をわたし給はるなど云ひければ、語看答へけるは、夫は左もあるべき事ながら、此寺の旦那死たるに引導を賴まれ夫をせさらんもいかゞなり、先我等引導をして、松明を投るまではまたれよといひければ、領掌して行方なく成りけり、翌日果して五郎左衛門死して、葬禮を出し、寺近き野にて棺を立引導せられしに、その禮濟とそのまゝ空かきくもり、大雷落かゝりて五郎左衛門か死骸を取て去りたり、後に尋ね見れば首は籏澤の淺間明神の社内にあり、片足はちきれて氷川明神の社内に有り、又片足は同國加納山の車功地藏と云所の松の木の上にありつるとぞ、明曆年中の

事にて、よく其所の人は知りてかたり傳ふる事と云へり。

○甲州除夜木を切る事

甲州にては、除夜に栗梨等の樹の本に行きて、實のよくなる爲めに、樹を責てならずは伐らんといふ、その時傍に佗人又ありて、いかにもよくなるべきまゝ、かならず伐る事をゆるしたべと佗る、よく／＼佗させて、怠狀乞て、されはその樹年きりせず、每年よくみのるなり、又正月十四日には、庭しきの眞中に立臼ほどの切株をすゑて、夫に大なる木の板をたてゝ、たんこ數多枝に付けて、まゆ玉とていはふ、是は蠶のよく出來る兇ひなり。

〔諸獸の性質

猪は常に荒るゝものにあらず、人を見れは甚怖るゝなり、よく寢る事をすといへども、只一日寢るなり寢くたびれ腹の口たる時は、いつも暮頃には食を求ありくなり、米麥の穗をはじめ、芋大小豆何にても食さる事なく、鼻は尺八の尻によく似て穴二ツある斗の違ひなり、常は柔なる物なれど、怒る時は石の如く堅く成りて、石をも堀り返す勢ひあり、猪の肝下にきせる筒の如きものあり、これをはらたちといふ、はらたちへ鐵砲玉射當らるれば、甚だ怒を生じて、人にも何をもさけず馳ありくなり、其後は鐵砲玉いくつ射られても死ぬる事なく、肝に射付られねば死事なく、野山を咆哮して步くなり、猪の子は眞桑瓜の如く、黃色にて靑き筋あり、むくめきてはねありく、一度に十二疋づゝ産すれども、多くはひきがへるになめらるれば死るゆゑ、ふたつ三ッならでは生殘る事なく、鹿の角もひきがへるなむれば消失るなり、鹿は春の末に羅葉のめ出しを食へば、其のまゝ角をおとす、夫より毛の色うつくしく成りて、星あざやか生るなり、ふくろ角といふ物生て、段々秋の彼岸後　もとの如くに長ずるなり、毛の色も秋の氣に入時はくもりて、星うすく成なり、鹿の妻戀ひ秋の末なり、さつくも只一度なり、再びこせず、鹿は年々子を一疋ならでは産せず、甲洲の　狩人猪を一疋打は、百性より褒美として金百疋もらふなり、鹿は二疋にて百疋なり、狩人犬をかけて猪をとるなり犬五六疋も持たる狩人は、鐵砲を用るに及ばず、犬終に猪を食ひ殺すなり、犬をかくれば、犬猪の子

を先づ驅出して食ふ、母の猪これを見てうれへて犬を追かくる時、狩人鐵砲にて打事あり、甲州に熊は稀なり、柴熊いふ物は多あり、是は月の輪はなく、力も熊よりも殊の外劣りたり、樹にのぼりえず、出る時は五六疋づゝ連てありくなり、常の熊はよく樹にのぼる事をす、むじなも樹にのぼる事をす、狐もおなじ、猿は樹に登りては、あなたこなたの枝に飛びうつる事、五六間を隔てたるをたやすく飛ぶなり、猿の子は鼠の大の如く、母猿の尾の上にしかと取付く、母猿いかやうにとびかへりても落る事なし、平なる枝に母猿座して、手を廻して尾の上の子をとり乳を飲ましめ、掌にすゑて愛する事、人間の體にかはらず、子の猿よほど大きくなりては、樹に飛びこはり、あくまで木の實を口中にしたゝか食て、あきとのふくれるほどになる時、母猿傾て立寄りて、口の中なる木の實を引たくりて、おのれくらふ、子の猿呼さけべど、引ふせて動かさず、愛憐の情も食物にわするゝとは、畜生の心なり、猿孕みて居るは、狩人を見れば腹をゆびさして、はらみたる事を知らす、犬をは打すといふ、老いたる猿は大方二疋枝上に座して、ひとつの猿傍の猿の脊をうてば、打たれて傾て其猿の膝を枕として、よりふす時、虱をとりてやる、とりては口に入れ／＼して、頭より手足に至るまで取つして引起せば、またかはりて虱をとりてやる、互に斯の如くする事おかしき體なり、虱をとる手のはやき事いはんかたなく、おもしろき事といふ、山には猿の外に山犬といふ有り、狼は瘦て腹細く手足太く、山犬はふとりて手足細し、狩人誤りて山犬を一疋うち留る時は、夜數百の山犬あれ怒りて、往來成りかたき事に至るなり、但富士の根かたの村にのみ、常に山犬を打殺す事とす、むしなどもすれは、小豆あらひ、糸くりなどする事有り、小豆あらひは、溪谷の間にて音するなり、糸くりは樹のうつぼの中にて音すれど、聞く人十町二十町行ても、その音耳をはなれず、おなじ事なり、狩人の犬は、常は綱付て山へつれ行て、獸を見れば綱を解て心のまゝに放懸るなり、夜に入る時は其のまゝにて狩人はかへれども、犬も跡をとめて必歸り來るなり、又竹を切て笛となし吹くときは、一里二里遠近に至る、犬も皆聞つけてそこに歸りよらさる事なし、山犬を

取るには、石の室を拵へ、其内に隱れ居て、犬の長鳴きする聲をして、地に臥して長く鳴くまねすれば山にその聲響きて、山犬出て來るなり、室のまへに獸の肉を蒔き置きて、山犬夫れとくらふを、室の内より鐵砲にて打留るなり、又狩人のうちたるけものは、鹿猪の類ひにても、山にすて置くも、山犬狼などの鐵砲の跡有るをはくらふ事なし、狩人其皮を剝ぎ取りたるを見て、その後其肉を喰ふなり、是は狩人の物を食へば、たのれ打れん事をたそれて食ぬなり猿は田に入て、深泥をうがち堀て夫を身にまとひ、出て松の木によりて、泥の上に松やにをすりつくる故、うるしにて堅めたるやうに、毛とちあひて、大概の鐵砲の玉は通りかたきやうに成事なり、兎は子をうみつる故、時々山に有るをとらふるなり、前脚短かき故、下る坂にはよく捕へらるゝなり。

○尾長の馬

酒井雅樂頭殿に、尾の長き馬あり、ながさ一間有りといふ、公儀にも一匹あれども、此尾の長さに及ばず、雅樂頭殿至て秘藏ありて、五六日に一度づゝ尾をあらひ、毛の數を算へ置く程にて、猥りに拔とる事を禁せらるゝ、厩別當尾の毛拔ける事あれは、其度每に申上るほどの事なり、駿馬にて上手の人乘り走る時は飛ぶが如く、尾地につかずして走る、馬場の隅に乘詰、四角に馳て隅より隅へ乘廻る時、尾は猶此方の隅に殘りて有りといふ、尋常にも尾の長き馬は有ものなれども、五間まで有るは見たる事有れども、七間といふに及びたるはいまだなし。

○伊勢雲津川天神の火

勢州雲津川上に、天神山といふあり、其山に火あり里人天神の火といふ、夏秋の頃日くるれば、天神の山の茂みに此火數多見ゆるを、戲に人呼時は、その前に飛至る、里より山までは二里餘りを隔てたる所を、よふ聲に付てそのまゝ來る事、端的にして矢よりも早くとひ至る、此火かふり火の大さほどありて地上をはなれてありく事一二尺に過す、火の中にうめく聲の樣成物ありて、人のありくに隨て追來る、あやしき事なし、害をなす事もなきゆゑ、常に人見なれて、子共などは火の內へ入て、かふり戲る事をなす、熱氣なくして色は常の火の如く、只嗅氣ありて久しく褻かたし、家へ歸り行に、火も人に隨來り

て、終夜戸外にありて、う[illegible]樺ありてさらず、里人例の蟲れに火を呼たるところ、戸外に出て草の葉をひさつみ取、額にいたゞく時は、此火忽飛びさりてうすくなり、地上に有る物にしても試てみする時は、火避て飛去る事速かなり、いかなる物と云事を知らず。

○上州伊香保温泉

上州伊香保の温泉は山中にあり、出湯は一ヶ所にして、其所に泉水稀なれば、米をかしき食物を調するまで、此湯の本に持いれて、洗調するなり、病人種々の腫物有者なご入ひたり、湯にて調する故、けがらひいと悪しき事たくひなし、唯一ヶ所岩上より纔に滴り出る水有、夫を大なる桶にみちためて、伊香保中の人家にわから用て、湯にてかしきたる米をたき用る事にするなり、魚蝦のたぐひ至て稀れにしてなかく居るべき地にあらずといふ。

○同國草津温泉

又同國草津の湯は、人家甚だびたゞしく、繁昌の地なり、是は春夏のあいだのみ、湯屋を假に拵へ、病人を寄待する事にて、常の住居は湯場より外に、麓に町ありて往來するなり、湯の氣至てはげしく、最初へきはり入湯すれば、惣身都てたゞれそこなふなり、第二七日より本復を得ると云、然しながら口症の人にはよろしからぬ湯なりといふ、湯場盗人多き故、初來の旅人あれは、その調度金錢まで、殘りなく湯屋の主人あつかり納めて、旅人の心まゝに物つかひかたきゆゑ、不自由なる所なりといふ。

○犬の伊勢參宮

寛政二年の頃、安房の國にある庄屋の許に飼たる犬伊勢參宮し度きよし、主人の夢に見けるとて、その犬を參宮に出し立ける、村送りに人を付てやりけるに、此犬恙なく參宮して歸りける、勢州にて見たる人の物語せしは、他の犬と違て呼て物を喰すれば、やかて人家の板敷の上にのぼり、うづくまり居て物をくひはたし、最早いねといへは、そのまゝ飛ひたりて行きける、はじめ主人より、鳥目三百文犬の頭に懸けて出しけり、路次にても鳥目五文三文づゝあたふる人ありて、歸路には數貫文にもあまりたる程になりて、犬の首に懸けてやりかたければ、村造りの者持送てやりたる事に成りたりとぞ。

一話一言補遺卷三終

一話一言補遺卷四

○又奴八助傳

又奴八助傳駿州足窪人出于府爲逆旅石垣甚兵衞之僕寶暦六年正月六日府尹丸子江尻清水鄉正命將八助造庭下授朝廷所賜五萬錢

寶暦九年釋大我絶外作

右觀海先生明和二年乙酉日暦の表紙の裏に見ゆ。

○於竹大日如來墓

淺草堂前地の妙音寺裏通りに、善德寺と云ふ寺あり、此寺に佐久間氏の墓あり。

性岸妙智信女　延寶八庚申天五月十九日

右は如意輪觀音の石塔にゑりつけてあり、是れ佐久間お竹の石塔なるべしと言、今年乙亥淺草觀音奥山念佛堂にて、お竹大日如來の開帳あり。

○大久保流德翁墓

大久保流德翁名正貞字君節文化十二年乙亥八月廿日葬于目白坂大仙寺

幼名半太郎中比總髪後剃髪好詩善本草家學内山傳ニ淳時先生門人也

○天明打こはし一件（增訂一話一言卷七參照）

或人の覺書

天明七丁未の年正月、米相場代金壹兩に玄米三斗二三升、三四月頃少し下直なり。五月朔日御切米相場の御張紙（御張紙といふは、御城に於て御藏米衆御役人衆、御番衆又以下の衆まで見安からん爲に、張紙に相場附なしてみせしむるなり）に百俵め、（但し三斗五升入を一俵と定め、百俵に則三十五石なり）代金五十二兩、但し正米三口一渡りと出る、此節正米高直なるに、御張紙は下直なり、相場雲泥の違ひは、御切米取の難澁故、内々囁き、御勘定方を譏らぬ人もなかりけり、斯て五月上旬、御切米の内、正米渡り百俵代金百二三十兩より段々經上り、中旬の初代金百六七十兩、同月十七日代金百八十兩（此刻代金一兩に付、玄米一斗九升四合五勺の相場にあたる）同十九日代金百八十九兩二分、同廿日少し下げ代金百八十三兩三分同下旬の相場立のぼり、代金二百七八兩より二百十五兩と成りける、然れども藏米相場二百兩を昨と定りけれども、假米差支たる方角は、諸侯方の役人代金二百十六兩にて、内々調べられけるとなり、初の程は車に積たる米を市中の往來にて大勢飢渇に及ぶものとも、理不盡に奪ひとりしとなり、其沙汰かく

れなく露顯に及びしより、米車に宰領大勢附添警衛して、若狼藉者あらば切殺さん氣色なれば、難なく居屋敷へ運送しけるとなり、御府内に斯さはがしき事は、いかなる時節かなとおどろきける、町方の名主家主とも、町奉行所へ御慈悲を以、米直段引下げ候樣日々願出る、此時月番は曲淵甲斐守にて、申されけるは、御府内米穀拂底に付き、相場の趣を聞き及び諸國より回米無程是有るべし、左なくば我々も同前飢に及ばん、今暫くいか樣にも取續き、湯なり粥なり給ひ候へ、此趣一同相心得、町人どもへ申聞せ候やう、申渡されけるとなり、扨同月の廿日夜に入候と、下賤の者ども寄集り、赤坂の米屋二十三軒へ踏込狼藉して、貯へ置たる米穀を引出し、往來に取出し俵の口を切てまき散らし、家財に打碎き、衣類を引さき、溝へふみ込、中にも取りわけ伊勢屋茂兵衛　丸屋又兵衛などは狼藉も甚しく、損失もまたおほしと聞く、右丸屋又兵衛が親又兵衛、四五年以前目論見しは、御城中御入用の油を運上に差上申度候附ては江戸中の灯油大問屋株惣元〆仰付られ下し置れ候樣に願出る、その頃はやる運上の事なれば、

仰付けらるべき趣に相成りけるが、はや御府内の油屋とも我先にと灯油を買〆、船間なりといひ立て、日々に高直其上一二升とは小賣をせず、後々は五合三合の油さへも賣らず、漸々出入の屋しき方へはすこしづゝ商ひける、魚油は澤山商ひけるが、夫さへ後には拂底なり、夜毎に灯す油火も今は絶えて、御旗本衆の奥向にては、是非なく蠟燭あり明はいつの間にかは消え果て、是ぞ御膝元もくら闇のはじめかと行先いかゞ覺束なく、安き心もあらじとて、世上の風説かまびすしくなりける故にや、油運上の事相止たれば、また立かへり油も自由、人氣も漸穩やかなりしが、當時の米高直に付き、米屋へ狼藉の席に、先年丸屋又兵衛油運上さし上て、大問屋とならん惡事を工みし張本人なれば、此節幸ひと打こはし、踏あらしもつよく、惡口人々申しけるよし、赤坂の火消屋敷は近所の騷動取りしづめんと、頭付の太皷を打て乘出しても仕方なく、都て提灯をとほしたる往來の者の有之を、徒黨人とも誰彼の遠慮もなく、打消したるよし、同夜深川高橋邊の平松といふ米やをも、此やの如くさん〲に打こはしたるよし、同廿

一日申の刻過より、夜もすがら小船町の米やより打こぼち、淺草御藏米の米やとも、同廿二日未明より江戸中一統はし／＼まで、翌廿三日の未の刻まで四方八方打あらしたる狼藉とも、一同に引汐の如く引退き、己が住所へかへりける、扨虚實はしらねども、荒れものゝ内十五六歲の前髪一人、或は白髮の老人も一人相交り荒廻り、取譯前髮のもの大力剛勢にて、酒樽二ッ兩手に持ちて打碎き、又は米やの踏臼の木を持てふり廻し、土藏の戶前を打ち破り、其勢ひ中々人力にては有るまじく、天狗の所爲なるべしと評判とり／＼申しけり、扨ても不思議なる事は上方邊も打こはしのはやりける事、右同樣なりと噂しけるも、正しく相違なき事なり、斯樣の變氣も、天性自然と人々申あはせたるにもあらず、誠に天狗の張本にて然らしむるにやと、後日の評判なり、去る程に廿日以後は、江戸中に玄米白米一向に賣買なく米屋ともは戶をさし込て靜まりかへり、唯御藏米の渡る玉落の最中なれば取扱ふといへども、正米其儘御藏に預けて取やりなし、諸侯方の中にても、家來の扶持米藏前より買上に警固のものを車に添へて狼藉をふせぎぬ、下賤の者飢に及びて死るもあり、海川へ身を投るもあるとの沙汰、哀なる事むかし噺に聞つるまゝ、今の浮世に斯ありぬる事、夢になれかしと思ひはへりぬ、或人の女房出産しけるが、小兒の事は母の乳にて育ぬれども、妻に喰せる物のなければ何卒白米五合御無心申たしとて、予が許へ來りたるものゝありけり

同廿三日、御府內町々騷々敷事に付、御先手十人に被仰付、其姓名

長谷川平藏　　松平庄右衛門
武藤庄兵衛　　安藤又兵衛
小野次郎右衛門　　鈴木彈正少輔
安部平吉　　河野勝左衛門
柴田三右衛門　　奥村忠太郎

右町々騷々敷相聞候に付き組々の者召連今日より相廻はりあばれ候者ども召捕町奉行所に可相渡尤手に餘り候者切捨等に致し候ても不苦候間其趣可相心得旨新番處お小部屋牧野越中守殿堀帶刀（御先手）へ以書付被仰渡井伊兵部少輔（若年寄）侍座

或人云右書付の內に手に餘り候者切捨等に致し候

ても不苦之旨此處石河土佐守寄合より六月十日町奉行曲淵甲斐守の跡役被仰付候後に過去候事ながら手に餘り候者を切捨と被仰出候今般騷動致候者は町人共の儀夫に何ぞ手に餘り候者は切捨に可致と御書付に有之間敷義に被致候定て手向ひ候者は切捨に可致との御書損かと被存候とて老職の御方へ被申上候由

同日町々の木戸、晝は常體の如く、夜五ッ時より往來〆切り潜より來往、尤夜中といへとも馬籠往來の節は木戸を開く、裏町端々木戸無之處は、新規に木戸を附、又は竹矢來を附る、夜は都て五ッ時限り木戸〆切、往來の人有之時は其人數程送り拍子木を打つ、日光御社參御留守中よりも嚴しく、夫ゆゑ町方何となく靜りかへりて、鳴御停止よりも淋しく愼しみ、此上いかに成行やらん、高聲するものなし、諸町人商賣を休み、見せ先戸をさしたれば、をのづから御中陰よりも猶恐入たる有樣なり

同廿五日町々江一統御救として、金二万兩、玄米三万俵、大豆三万俵被下之、町々惣人數被改、町人とも召仕候男女を除き、一町毎に人別改して御渡し、一人前銀三匁二分、米三合、大豆三合宛にあたるといへども、名主家主どもより差略して、今日先ケ成る取續く者へは御救を省きて、困窮者計に加倍して與へけるとなり。

〇横田筑後守御役御免の事

同廿九日、御側御用御取次横田筑後守、御役御免菊の間緣頰詰右於奥被仰付之

此筑後守事、五月朔日三千石御加增、都合九千五百石となり、同十五日御加增御禮金高□差上之日增其勢ひ強き事飛鳥も落る氣色、皆人羨敷思ふ處に、同晦日退役被仰付寄合衆と成は、手の裏かへすが如く不首尾、いかなる故にやと思ひし折から、或人云今般町方打こはし騷々しき事とも、

御聽に達し被遊御尋候處、世上唯御靜謐と計申上しに、大奧向女中衆より町方大騷動の事聞し召驚かせ給ふ、一體

上には御仁心に渡らせ給へば、常々萬民の患苦無之樣にして取らせ度、思召しの厚きといへとも、佞人御側に有之、繕ひ言上しける故、上には御正直の餘り、欺れ給ふは御尤の御事なり、右の騷動聞し被及

せ給ふ事を御憤り思召、不屆なりとて退役被仰付しと云々

○曲淵甲斐守町奉行轉役の事

六月朔日町奉行曲淵甲斐守於御前西丸御留守居被仰付

右甲斐守三千石御役場所より、二千石高の御場所ゟ轉役は、今般町人とも事取計らひ不宜旨に付て、斯騷動に及びたりとの風說なり、同役山村信濃守事は非番故、不被及御沙汰と云々。

○米相場高直

同日米相場高直に付小給の者及難儀候段達御聞各別の思召を以高百俵五人扶持被下幷御扶持方計の分は一人扶持五俵の積高に直し江戶於御藏被下候分は高廿分一の積り拜借被仰付候間頭支配の裏印手形を以て淺草御藏にて可受取之返納の儀は追て可相達候

○町人へ被仰渡書面

同三日被仰出候御書付

世上此節米穀拂底にて諸人及困窮候に付公儀にても色々御世話有之候得とも此節町方騷々敷に付町人とも恐候哉米穀隱し置候者も有之趣風聞も有之左候得は次第に米穀差支可申旨見込飯米の手當の外に餘分貯置者も有之由に候此節町方右體の儀有之候ては彌世上一統難義の事に候間武家寺社方町共一統救合候心得にて其家に飯米ヶ成に間を合候て餘米は早々米屋ともへ賣拂ひ候樣可致候

右本文の通世上難義の旨を一統可得と相辨助合候樣可心得候且又武家にては主人も不存家來ども心得違ひにて町方より米穀預り候者も有之趣の風聞有之候間是等は猶以早々町方へ差戾候樣可致候右の趣若外より相知候はゞ主人は勿論役人迄も急度可爲越度と尤も寺社町方にても前文の趣を不相用米穀隱し置き候風聞の者於有之は改の者差遣したとひ武家方預り米の由申候共糺の上品に寄り御取上に相成急度御咎可被仰付候

右の趣可相觸旨被仰出

○伊奈半左衞門諸大夫被仰付事

同八日伊奈半左衞門被仰渡候趣

近年不作打續き世上米穀拂底及難儀候譜代の家來も多く常々諸用向等も手廣に相勤馴候家筋に付右御救方取計被仰付依之御小性組番頭格被仰付候

同九日御小性組番頭格伊奈半左衛門右諸太夫被仰付の旨於芙蓉の間井伊掃部頭大老老中列座出羽守被申渡候

同日此節米穀拂底に付き江戸町々の者共及飢渇難儀の趣に付き右御救方取計の義伊奈半左衛門に被仰付候右に付き津々浦々は勿論國々米穀御買上廻米半左衛門家来差出可取計間其旨相心得差支無之樣御料は御代官私領は領主地頭より早々可被相觸候

月　日

○石川土佐守町奉行被仰付事

同十日町奉行曲淵甲斐守跡に寄合石河土佐守右出御前被仰付候

或人云、石河土佐守は安永年中京都町奉行被勤、夫れより御持頭に轉役、又小普請支配と成、其後寄合となる、其所謂を聞しに、此土佐守京都町奉行勤役中、

禁裡御修覆大造の御物入有之に付き、御勘定吟味役川井次郎兵衛上京見分の上、俺木を用る儉約可仕旨談合せしに、土佐守被申けるは、禁裡御造營御修覆抔の重き御事は、御儉約は相成間敷と存じ候、唯御儉約の義は、た江戸の義と返答被致候故、次郎兵衛より土佐守存寄の儀、逐一關東に申上しかば、土佐守事殿中の振合不尤に聞へ、無程京都より召返され御持頭に轉役なり、其頃京都にては公家衆をはじめ、諸町人も石河の關東に下向と聞て別れを惜しみけるとなん、又土佐守御持頭より小普請支配に轉役被致勤務中に、支配の内小身成御旗本姓名不知を兼て立入ける町人、いかなる故にや勝手に有合たる拍子木を以て打殺し逃去ける、右の一件親類中より急病にて差重り候段申達し、判元跡目無滯相濟みける、石河は内々の譯合粗及聞といへども、取調べては御旗本一軒斷絶せん事を憂へて、知らざる體に致されける事、後日とり／＼の噂喧敷、再び吟味いたし相糺候樣、御老職方より仰出され、止事を得ずして吟味を遂明白に申し上られしか、最初御後にくらき取計とて、何となく退役被仰付寄合衆となられけるか、御旗本小身といへども、斷絶に及ぶ事歎かはしく、仁心の餘り餘義なき事なり、元來石河は器量有りて情もある人なれば、再び町奉行被仰付たるぞめでたき。

○町方御救米の事

同十二日、伊奈半左衛門御役所ゟ町方名主家主とも呼出し申渡候覺

近年凶作打續米穀拂底高直に付世上及困窮候に付き町方御救の儀自分蒙仰候右に付き米麥等廻差次第追々下直に買取り可申候併事不馴義にて不行屆義も可有之候間其段心付候樣可致候尤も大造の事に付自分心勞に有之候間其方ども心添行屆候樣可被存候勿論米麥廻差致候はゞ買取方の儀は家來共より可申談候間此段相心得可申候且又町方諸運上の義も追々御免有之候樣可申上候間其段相心得可申候

右の通り半左衛門役所にて被申渡候節町方名主家主等一同難有仕合受書證文相認差出候事左の如し

此節米穀拂底にて江戸町々の者ども及飢渇難儀の趣被爲及御聞有御救方御取計有御役所ゟ被仰付候に付私共被召出左の通被仰渡候

一米麥等廻し方被仰付候間廻差次第町家の者ども勝手に成候樣直段下直に賣方可被仰付候直段の儀は追て可被仰付候事

一町限斯樣に相成り候者は可成丈相除き人數取調前日書付差出米渡方日限相伺可申候事

但一日一人前五合の積舂麥の儀も右同斷御渡被下候事

一玄米受取候上早々舂立させ會所相立米麥とも爲賣渡可申事

一江戶町中諸運上物御免有之候樣被仰立被下置候の旨難有奉承知候右被仰渡の趣一々承知難有奉畏候仍御受證文差上申候如件

天明七未年六月十二日

惣名主

家主歟

同日伊奈半左衛門御役所ゟ惣町月行事被呼出被申渡候趣

町々諸運上物の儀何々の品運上有之哉其品々名處株書に致し支配限り早々書付可被差出候幷運上物に類し候もの難義の筋の品も有之候は是又同樣聞置度候町々飢渇の者ゟ町家の者の內少しも救致遣はし候者奇特の義聞置度候是又支配限り名所早々可差出候

右の趣伊奈より被申渡候に付年番月行事より町々へ申達の書付同月十七日相達候由伊奈半左衛門樣より右の趣被仰渡候間其町々救差遣候者の名所半

紙写紙に相認め今日中可被差出候尤無之町々は其譯書付月行事印形致是又同樣可被差出候

六月十七日

或人之他町の儀は不存候得共麴町中貫や相改候處四十六軒有之一軒前に付一ヶ月限二匁五分つゝ運上差出し來候

同十四日此節米穀拂底にて江戸町々の者及飢渇難義の趣に付き右御救方取計の儀伊奈半左衛門ゟ被仰付右一件に付ては諸事同人差圖受差支無之樣早々町々ゟ可被相觸候勿論右に付町々の者とも呼出候はゝ吟味の節等其町々半左衛門より不及掛合取計候筈被仰渡候

但江戸町々の者とも半左衛門役所ゟ出入の義其時々兩番所ゟ不及屆候

右の趣き被仰出候間此旨町中ゟ可被觸知候同廿日より淺草茅町河岸に於て數萬の米麥積置て相渡町方ケ成に取續候者除之當時取續なりかたき者計たとへば糀町五丁目人數九百八十二人右の內四百廿九人はケ成に取續殘り五百五十四人難取續者へ御救の米麥人別よりも減少して願出る餘町も是に同じ

廿二日麴町ゟ渡る初ての御救

玄米　百廿五俵　此石五十五石四斗一升

皮麥　七百八十四俵

此石四百三十三石二斗八升

右一人前一日分玄米一合皮麥八合都て一人前五日分づゝ渡る相場は代金一兩に付玄米四斗替へ皮麥一石一斗替へと定る外に望の者ゟ小麥相渡候事但し代金一兩に付き一石かへを以御拂被下候事

同廿六日伊奈半左衛門より町々自身番所ゟ被渡候書付

御救米麥買請候上運送車力舂賃等諸入用過分に相掛候町內も有之口なく掛薄く有之處も有之由右甲乙有之段は町役人共の取計心さ用候と不用との故と被察候諸入用掛り多く候得は小前或は町內の難義にも可相成事に候御救の事に候得は聊も費の筋無之懸り物薄樣勘辨いたし米麥爲買取方等も無滯相渡候樣可取計候

前書諸入用の分其町限地主より差出候よし風聞有之候於實事は甚心得違に候右取計を以小前買請人難義に不相成樣町役人共致世話可取計候

右の通り組合町々ゟ不洩樣可相觸者也
半左
役所
未六月廿日
右の書き付町々自身番所の前へ諸人の能よめ候樣に張紙にして出す
伊奈半左衞門方より、二度目御救渡り方一人前玄米一升、小麥五合、大麥二升、都て五日分、此代銀但し二匁八分九厘、錢相場金一兩に付五貫二百匁、但一匁錢八十三文なり、
三度目の振合右の通にて、最早二合半領豐作にて、新穀も出來候趣、依之三度渡り以後相止、
例年二合半領は、六月朔日燒米を上納する事なり、出來方何方よりも早し。
○町奉行より町觸
七月七日町奉行石河土佐守より町觸
此度近國の餘米御救として買上げ御用伊奈半左衞門ゟ被仰付候處心得違賣渡し候米屋ども〻有之趣相聞尚又當御地米拂底に相成り如何に候間賣渡申間敷候若此以後右體買上可申者候はゞ土佐守御役所ゟ訴可申出候右の通町中ゟ可觸出候
未七月
同日石河土佐守より又町觸
米穀高直に付世上致難儀候趣爲御救伊奈半左衞門ゟ被仰付金貳拾萬兩の米買上下賤のもの端々まで不洩樣下直に賣渡可申旨被仰付候追々相渡候得ども新穀出候まで際限も無之儀に付此度尚又米問や仲買どもゟ申渡小賣の米屋共迄も時々相場を以聊成りとも無滯賣買致候樣申渡候間其の旨心得買受可申尤も米穀拂底に付き多分には賣渡し不申筈に候其の旨心得可申候
未七月
石河の考、町觸を出されけるは、半左衞門御救御用引請、早速諸人ゟ米麥渡されたるは、上の命なり、町方出入六ヶ間敷事、兩番所を差置伊奈の役所へ訴出で、且又町方諸運上の事も、半左衞門より御免を願ひ可申上など、己が町人どもへ功を立んとする事、彼是石河の氣象に不叶筋も有之、夫に付町方へ急度申渡されたるなり、實に兩番所はいつとても訴訟事絕ゑずいそがしかりけるに、此砌りは萬事の願伊奈

の役所に持出ける故、南北の御番所役掛りの者も閑暇のよし承る。

〇御藏相場

同八日、昨日迄御藏相場百俵に付き、代金百十四兩、今日は代金七十兩、或は六十四兩となる、此節諸國より廻米百餘艘入船のよし、近在より新米出來彼是直段下る、

同九日、風雨強く、別て風烈しく有之といへども、御藏相場百俵に付代金五十七兩と成、

同十日、風雨といへども、御藏相場百俵に付代金五十一兩と成、町々小賣錢百文に付白米六七合、或は八合に賣り、近頃錢百文に白米三合に賣りたる、相場斯平常の如く成りたるも、畢竟上の御仁德にて、諸役向の取計らひ宜しきが故なり、

聞き及びたる大坂の町家騷動は、御府内よりも早く、五月十一日の晝時より玉造邊米穀買置者ともを初打あらし、まづ磯場鹽町尾橋やといふ呉服やは、米穀の商なひもいたしけるよし、此者の本店ともに打ちこはしたりといふ、世上米穀拂底成る時節に、此尾橋屋は正米六萬石買ひ〆置、其外切手米夥しく有之由を存じ、狼籍のものども先踏込、諸帳面を取り上け悉く引裂すて、呉服物類は勿論散さんに切すて、諸道具類は打ちこはし、金銀小玉の類も誰一人盜みさらず往來へまきちらし、川へ投込すてるもあり、井戸へ反物をもつて埋込、土藏の戸前戸障子まで打ち碎きたる大荒は、大坂第一のよし、其外米商賣のもの凡三百餘軒は、道頓堀、長堀、南堀、北堀、堂島、寺島、江の子島、寄たれ島、荒川、三軒や、新田、いたち堀、伏見堀、江戸堀、大川通り、打ちこはしたる由、

又泉州堺にても五十軒餘、大津、尼ヶ崎、西ノ宮はじめ、兵庫なども右におなじく、此所々同十三日迄に靜まりける由、同十四日紀洲和歌山の打こはし、同十六日駿府の打こはし、此外諸國の打こはし、取分け大坂の打ちこはし江戸よりも七割つよかりけるとぞ、是等の事人力の中々企たるにもあるべからず、天人をして然らしむるか、又は天狗の所爲たるべきか、天變不思議の騷動なりける事、又後世にも斯くの如き異變は有るまじく思ひはべるゆゑに、其聞きたる事のあらましをし

るす、

右天明町騷動の書留、無名氏なれども、何も實事なれば爰に寫し置くものなり。　南　畝

一話一言補遺卷四終

一話一言補遺卷五

○葵御紋之事

源賴義朝臣、御嫡男義家朝臣を、石淸水の御烏帽子として、八幡太郎と稱す、當社の「巴」神紋を寫し、鞆繪を御旗の紋とし給ふ、御次男義綱は「葵」加茂の社の御帽子に擬へ、加茂次郎と稱し、一ッ葵を紋とし給ふ、三男義光をは三井寺の新羅明神の烏帽子になすらへ、新羅三郎といふ、彼神衣の紋をとりて割菱を紋とし給ふ、義家の御裔新田家大中黑の御紋は、根本幕なり。鞆繪は御家の秘紋として、德川家につたへ給ひし、親氏公三州加茂郡　入御之後御威勢もさかんに、御子あまた生れさせ給ひしかば郡名により加茂の朝臣と稱し、御家の鞆繪の御紋を葵に書かへ給ひて、御一統の旗幕に付させ給ふ、是今の葵鞆繪の御紋なりと云々。

○木母寺緣起

文化七庚午年九月朔日、竹垣柳塘、阿曾浪南露、泛ニ舟墨水一至ニ木母寺一觀ニ緣起三卷及畫三幅一

梅若丸辭世のうた

たつねきてとはゞこたへよみやこ鳥
　　すみた川原の露と消ぬと

と詠し給ふ聲につゞけて、念佛四五篇となへ、生年十二歳、貞元圓融院御宇元丙子年三月十五日たほり給ひぬ、其頃出羽の國羽黒の山に、下總の御坊忠圓阿闍梨とて、いとたうとき聖ありけるが、折ふし隅田の里に來り給ふを、人々いひあはせて導師に請うて、兒の御遺言の土ほふりにし墓を道のはとりにつき、しるしに一樹の柳をそ植ける、此庵室後にはしつらひそへて、菩提をとふに事たる寺となりぬ、その號を梅若となし、山號を梅柳といひ、院號を隅田とそ呼める、隅田の里の寺を梅若寺と號して、星霜ふりたる事數百年の後、近衞三藐院殿下、一とせむさしの國にくたり給ひし時、隅田川のかはせうねうし給ひしゆくてに、梅若の寺主に告たまはく、此寺號あまりあらはにちかし、木母とあらたむへきはいかゞ、此文字篇旁一字になせは和訓とかや、木母と二字に分れは梅の靈名なりと、寺主うや〳〵しく應談して奉謝、よつて此殿下筆を能し給ふ故、みつから染給ひて木母寺の三字を額にほらせ給へり、夫より此かた彼寺の改號となれり云々、また或説には、栂と梅と元は相通ひとみゆ、湖海新聞に梅を木母と名つくと云々、此義も殿下の宜ひし異名と其こゝろおなしきか

此等の縁起破壞にたよひ、畫圖文詞正しからさるゆえ、安藤對馬守重治、再與書工能筆に命し、縁起三册寄進、于時延寶七曆己未彌生中旬

三幅對

左　梅若　　狩野牧心齋□信筆○

題野釋江靈宗立漫

不惜丹青面目眞　東湖影予鏡山月
恰如孟母擇芳隣　出北白河登叡嶺

中　梅若塚

隅田川木母寺爲寄進

狩野法眼探幽藤守信筆

將謂若梅深雪中　一時埋沒武陵東
年々長是認蹤跡　吹散芳聲揭柳風

萬治第三庚子季秋下院日前大德再住東海江雪叟宗立書□□

右　花御前　市女笠にて舟にのり船中あり梅若丸の母なり

天際雲狂嗚放岑　隅川却識愛河源
飛鳴鴎亦念其子　共灑白衣悲母心
　野釋宗立援禿毫□□
　　　　　　　　　　藤原常信筆
別に短冊をしたる帖あり、其内のうた兩三首抄出

名にしおふそのいにしへの都鳥
　今はことふにもありやなしやと
うき事をおもひいてゝや古塚に
　都のたより松風のこゑ
　　右山城の住人信尹公なり
隅田川の古塚に柳のくちて松風の殘るを
　　　　　　　　　　佐川田喜六昌俊
ふる事ものこる柳の糸たえて
　松風のみそ空にくらふる
　寛永七年正月八日狩野養朴常信
古塚のしるしの柳心あらは
　いさ事とはんむかしるやと
　　　　　　　　　　戸田茂睡
角田川浦こそぬるれかきりなく
　遠きむかしの浪の名こりに
　　　　　　　　　　爲村卿
いにし年ちりし柳の跡とへは
　けふにやはあらぬ春風そふく
青柳の糸くる人の袖よりも
　涙の雨のふる塚のまへ
　　　　　　　　　　成島道筑
すみた川名におふ鳥の跡ふりて
　かへらぬ水のむかしおそ思ふ
　　　　　　　　　　三好清貞
今も猶かけそしたはん角田川
　むかひの岡の松もふりせし
享保十二未年隅田川梅若塚七百五十年忌開帳有之。

○加州へ上使
一文化七庚午年正月十八日
　上使　　　　　　　日根野織部
加賀守父隠居肥前守粕漬之鯛壹箱大病に付爲御尋金澤に被遣候

御使番日根野織部　金五枚御暇□□
右は旅支度にて千住迄相越候得は加賀守家老千住迄出帳右之趣承之御尋之粕漬鯛請取國許え相越御使番は直に歸宅いたし候先例のよし珍敷事故爰に記

松平加賀守父肥前守正月九日於二國許一病死。

○定家色紙紛失町觸

一同年午正月十日町觸寫

覺

一定家之筆　　壹

但長さ七寸程

象牙軸紫色糸細長紫金入切地牡丹もやう淺黄絹古絹ふくさに包

右巻物去巳十二月廿一日芝七軒町より日本橋通貳丁目迄之内え取落候者有之候右之通に候間右體之品取扱候商賣人は勿論家持借家店借裏々召仕等迄入念申聞右之品見當候歟又は拾ひ取候者質物に取候者も有之候はゝ右品土佐守御番所江可罷出候尤相糺無之候はゝ其趣返答來る十四日に喜多村役所江可差出旨町中不洩樣可相觸候

午正月十四日

○御庭拜見支度

一同五月朔日諸番所幷に御勝手江付候布衣已上之面々御勘定奉行吟味役　御休息之御庭拜見被仰付候御船手御代官なとは無之といふ

杜若盛りのよし、此頃人足壹人一日之手間九匁つゝにて御庭江入しよし、夜に入りて亥の時迄かゝれは、増三匁被下候由沙汰なり。

○兩頭の龜

此頃本所金糸堀の人、兩頭の龜を拾ひしものあり、一ツは尻尾の下に首ありてちいさし、始金二兩に買んといひしが、金十兩につのる者ありといふ、後に聞に御先手與力石川四郎右衛門、扇橋にて拾ひしと云、尻尾の下にある首はちいさしと云。

○長壽御褒美

一同年　神田松富町庄右衛門店　長兵衛　午百八歳

女房はつ　午八十五歳

御褒美御米十俵頂載
新大橋　文化五辰年十一月廿六日
永代橋　同月晦日
兩國橋
右　渡　初
御褒美鳥目二十貫文頂載

庚午八月二日西川[illegible]清左衛門。長兵衛店に參候節壽の字を書てもらひしとて贈れり長兵衛名を天翁と云藥を賣て世を渡る江戸へ來りしは二十七歲の時八月十一日なりといふ生國は駿河國藤枝在苗字を尋ねしに年來相定らぬ事なれは忘れたりといへり

覃按に江戸へ來りし年を覺ゐしくらひにて名字をわするべきにあらず姓字をかくせるなるべし

○秋田山燒御屆

一同年八月秋田山燒之節御屆書寫

私領分出羽國秋田郡男鹿郡之內去る八月廿七日山燒崩大地震にて秋田郡山本郡村々之內潰家怪我人馬等追々取調之覺

一潰家　千四百三十二軒
一破損家　四百十八軒
一社潰　一ヶ所
一寺潰　十一ヶ所
一潰燒失家　六軒
一土藏潰破損共　十一ヶ所
一板藏潰破損共　十一ヶ所
一死人　六十一人
　內　十七人男　四十四人女
一怪我人　百廿二人
一死馬　十四疋
一怪我馬　三疋
一堤破　一ヶ所

右之通に御座候此外田畑所々砂埋或は地裂等にて收納不相成場所も在之候得共損毛高之儀は收納之內追而可申上候先此段致御屆候以上

十月廿四日　佐竹右京太夫

○高木久八蘇生

同年霜月、田安御馬方をつとむる高木久八と云者霜月のはしめ病て死す、死して夢のことちに廣き河原に出、それより草深き野道に出しか、岐路あり、左へゆかんや右へゆかんやと思ふうち、本郷二丁目

八百屋佐兵衛の子藤五郎と云者來れり、いかゞといふに、かれは左へゆかんといふ、我は兎角右に行へしとてわかれ行は、一つの樓門あり、門の前に黑き衣きたる僧たてり、僧のいふは、なんじ古里に思ひのこせし事はなきやといふに、一人の母をもちて候か、他國にありて去年も文を遣はせし事有しか、是に暇乞せすに來りし事、心にかゝれりといふ、然らはかへりたきやといふ儘に、いかにも歸り度候といふ、さあらは歸るへしとて、彼僧此者の背中をおすと覺へしか、夢の覺たる如くよみかへりぬ、去にても本郷の八百やの事心許なく、人を遣はして聞せしに、其日に身まかりしと云もあやし、是うきたる事にあらす、まのあたり人の聞し事なりとて、龜屋文寳の語りしまゝに記しぬ。

○朝鮮人へ御返翰之紙直段

當午年、朝鮮人江御　返翰之紙御買上、先例にて紙一枚金三兩つゝなり、御返翰一枚、西丸より御目錄一枚、二枚御入用なれと、若書損も可有とて、七枚宛御買上、金二十一兩の紙なり、大高より大きくして、表は箔をおし、うらは梨子地の如きものなり、御返翰は御右筆所詰、御勘定格屋代弘賢の書、西丸の御目錄は、御右筆男谷彥四郎の書なりといふ、

○眞黑魚考

文化七午年ことしの冬マグロの魚漁ある事夥し、總豆相の三州にて、一日に一萬本の漁あり（去年も多かりしか今年は殊に甚し）霜薄き年の故にや、秋の菊も出來あしく、橙の高き年なりと云

此マグロは、本朝食鑑にも漏れ、貝原の大和本草にもみえす、但鰹の條下に、マグロといふものにて、鰹節を作る事あり、とみえしのみなり。

○童子喧嘩

同年二月十五六日、四ツ谷荒木横町、松平攝津侯の前の原にて、童子の喧嘩あり、纒をたて長き竹を持、密柑籠に石を入て礫とし、伏兵なとも設け、さなから軍陣のかけ引をみるかことしと云、青山方市ヶ谷方とわかれ、御家人の子と町人の子なりといふ本郷からかさ谷にても、かくのことし、又櫻の馬場にても有之、聖堂勤番の子供なと出しといふ、何れも三ヶ所なから一つ日なりと云、怪我人はなしといへり。

○犬大手に入

文化元子年三月廿九日、こま毛またらの犬一疋、御本丸大手へ走りこみしを、みな〳〵打ころせよとて取巻しに、足輕を噛倒し、夫より下乘はし、中之御門を經て、中雀御門の扉を飛越、御玄關へ駈上り、御徒番所前、御書院番所前をはしり、大廣間前庭へ駈出たり、御徒目付兩人、御小人目付、人足大勢俗連探せしに、御能舞臺の下、破目つき破り、血付有之しを、人足の貳人素肌にして這入ければ、後へぬけし跡あり、跡をしたひそこゝと尋ければ、御寶藏のうしろ、御堀之内へ飛込、石垣を眞直に上り來る、石打ちつけ堀へ追落し、人足二人田船に乘追けれは、御休息のうしろ石垣に上り、犬走りを壹間程にして上り居たりしを、追落し、馬取わなにかけ捕けれは、およきなから船を引ゆゑ、わなの柄を水中に押込殺せし由なり。

五大力

いつまて犬を尋ねても、「なまなかさわき物おもひ、たゝへせ子出て棒ふるさても、椽と座敷の下をはふ、ア、なんとせう 御病犬ぶちほねてうへてはさわく御たいそう こわさうなからのろく色なき御舞臺 やかて出よそへさらよそへ大勢ふちこみとろたらけ。

○拜借米

同四月廿六日、夏御借米御張紙三拾兩、但三百俵以上は米金半分、同已下は皆金渡りに付、米請取度分は、各御切米之内、五分一御借米被仰付候旨、御書付出る、

同年六月　大黒舞

一に俵を拜借し　二ににつこさわらふのみ
三に三百己下計り　四ッよけいは出ぬなり
五ッいつから引たらす　六ッむせうにせめられて
七ッなくのは藏宿て　八ッやしきのこんきうに
九ッこんとの米下直　十てとつくと御勘辨
拜借米をみさいな

○立花出雲守一件

文化二丑年十二月廿七日申渡

立花出雲守
名代 能勢甚四郎

其方儀重き御役義相勤候上は毎事相慎可申處卑賤の町人嘉次右衛門ゑ度々面會いたし久田縫殿頭ゑ傳言申遣其上奥向又は重き御間柄之事を表方之者ゑ申聞間敷事を縫殿頭申聞候故嘉治右衛門も承傳樣々虚僞を申候樣に至り候段勤柄に似合さる儀共不埒之事に被思召候依之隱居被仰付蟄居仕可罷在候

出雲守嫡子 立花順之助
名代 村上三十郎

父出雲守不埒之品有之に付隱居被仰付蟄居可罷在旨被仰出候格別之以御宥恕家督無相違其方ゑ被下

立花順之助
名代 村上三十郎

右御目通差扣之格にて可罷在候

右於土井大炊頭殿御宅御老中御列座御同人被仰渡之大目付井上美濃守御目付土屋長三郎相越

久田縫殿頭
名代 戸田主計

其方儀町人嘉治右衛門を猥に出入致させ奥向又は重き御間柄之儀等雑談に及ひ且又立花出雲守ゑ示談之趣可致言上心付も無之剰嘉治右衛門取留さる儀申候處信用致し出雲守ゑ傳言申遣候處嘉治右衛門樣々虚僞を申散し候に至り候段彼是役義不似合事共に候其上封書を以御尋之度々不束之答書差出旁不埒之至に候依之御役被召放小普請入被仰付之

久田孫太郎
名代 青木傳八郎

父縫殿頭不埒之儀有之御役被召放小普請入閉門被仰付候依之其方儀御小姓御免寄合被仰付之

秋元隼人正
名代 駒木根肥後守

其方儀町人嘉治右衛門申聞候儀子細は不存候共中に任立花出雲守ゑ不束之書面を遣し候段卒忽之仕方不調法之事に候依之御役御免差扣被仰付之

右於京極備中守殿御宅若年寄衆御列座御同人被仰渡

但し隼人正ゟ被仰渡候節は青山大膳亮御加列
備前守御差圖

市ヶ谷敎花院門前
家主嘉治右衛門事
壽叟
丑五十四

右之者儀家主役之身分にて致剃髮町内人別候には嘉治右衛門と認出置奉行所呼出之節は病氣と僞代之者差出職分之儀に付所々武家屋敷ゟ致出入大目付久田縫殿頭ゟは格別懇意に立入立花出雲守方ゟは罷出目通をも致し當秋已來縫殿頭内存之趣出雲守方ゟ申遣候口上之使をいたし右内存之内不容易之儀共に付下賤之身分に有之上は假令出雲守縫殿頭如何樣申聞候共相斷可申處無其儀身分を不顧使等致し其上右兩人申聞候咄之趣ゟ此者推量にて察しを取交申聞候故出雲守縫殿頭心組齟齬いたし別て恐多き儀を竹になぞらへ書候て兩人ゟ差出候始末不恐　公儀之仕形不屆に付遠島申付候

右於根岸肥前守御役宅神保佐渡守石谷周防守立合肥前守申渡之

但寅三月三日牢屋敷燒失に付罪人放出候に付翌五日罷歸候得共遠島御免は無之候

○朝鮮信使に付國役金

文化五辰年三月御書付

來る巳年朝鮮信使對州迄來聘候處彼對外國候御大禮に候得は萬石已上高役金并御領私領惣國役可差出旨被仰出候當辰年より來る申年迄五ヶ年に割合可相納候御役相勤候萬石已上之高役金は半役たるへく候御手傳等重立候御用相勤候面々并領分其外非常之災害有之向は高役國役とも年限を以可被差延候委細之儀は來聘掛り之面々ゟ可被承合候且納方等之儀は懸り御勘定奉行より可相達候

一此度朝鮮信使對州迄來聘に付諸御普請其外惣御入用之内六拾餘州御領私領村高百石に付金壹兩つゝ國役懸候處右金高當辰年より來る申年迄五ヶ年に割合壹ヶ年分村高百石に付永貳百文懸之筈に候

一國々之内　禁裏御料　仙洞御領宮方門跡方公家衆家領御朱印地寺領社領其外前々より譯有之高惣諸役免除高之分除て拜領高込高改出し新田高ゟ懸其處之通用次第金にて成共銀にて成共金銀は時之相

場を以村々より取立之當辰十月を限山城大和近江丹波は京都町奉行攝津河內和泉播磨は大阪町奉行に納方日限幷手形案文等問合差圖之上右兩所之內に可被相納候右八ヶ國之外一同江戶において掛り御代官內に納日限手形案文等當辰八月中迄問合前同斷前同所金銀之內其處之通用次第尤銀相場同所之積にて可被相納候事

辰七月

右高懸金納相濟候上別紙案文之通差遣紙帖一冊幷納濟候節々請取手形共大手御番所後御勘定所に御差出可在之

懸り御代官名前左之通

大貫治右衛門
川崎平右衛門
淺岡彥四郎
野田源五郎
忍田新八郎

○捨馬村觸

文化巳年六月廿六日御勘定奉行より村觸

一栗毛馬　一疋

但年不知老馬丹騎尺貳寸程

右は伊奈友之助御代官所武州多摩郡藤橋村地內字分山と唱候場所に當月十二日に捨有之間右村方に飼置候依之馬主相知候は若狹御役所に早々可申出候若隱置外より於顯は當人村役人共急度可申付者なり。

○浴湯禁觸

同辰十月四日、此日浴湯すれは壽を減じ、又即死すと云訛言あり、奥向にては御書付にて、京都より申來候に付、爲心得被申渡候由、元文元年の頃に在し事なりといふ、下町邊は名主より申觸て、錢湯をやすみしと云、山の手邊はしるもあり、しらぬものあり、又しらすして錢湯を焚しもあり、一說に十月四日より七日までに浴湯すれは、惡病を請ると云。

一話一言補遺卷五終

一話一言補遺卷六

○後藤由緒書

金座　後藤庄三郎

一文祿二巳年於京都先祖庄三郎儀初而家康公に御目見仕金銀改役被仰付江州にて御知行五拾石
臺德院樣御朱印頂戴仕今以所持仕罷在候

一慶長五子年濃州關ヶ原御合戰の後天下御一統の節最初被仰付候御制札庄三郎に被　仰付京都に持參仕候

一大坂御陣中御扱の儀庄三郎に被仰付取扱申候節の書狀拾三通所持仕罷仕候處先年酒井讃岐守殿一覽被成度由被仰付候に付遣し候處讃岐守殿方にて燒失仕候先年　御尋の節十三通の寫計差上申候右十三通今以所持仕罷仕候且亦御扱の儀に付き城中に參人質取可參旨庄三郎に被仰付候間則城中に罷越織田有樂子息武藏守大野修理子息信濃守右兩人捕來申候故甚御感に預

一慶長二十卯年四月晦日の御陣之節淺野但馬守殿無比類働にて御感狀被下候に付き松平右衛門佐殿秋元但馬守殿先祖庄三郎承之右三人連判の狀淺野但馬守殿に遣候

一御前に庄三郎被爲召出大坂城中金銀改可申付旨安藤對馬守殿庄三郎兩人に被爲仰付六月大坂より金二万八千六百枚銀二万四千枚京都に持參仕候

一長崎表唐人商内船出入の事并長崎御用二代目庄三郎代迄相勤於江戸表諸事相[illegible]候事

一異國に書翰等庄三郎に被爲仰付取懸り仕り候事

一家康公に從　臺德院樣御肴御上げ被遊候節家康公少々御機嫌惡しく被遊御座候に付き庄三郎御挨拶申上御機嫌御直り被爲遊候に付き爲御褒美定家小倉の色紙懸物
臺德院樣御手自被爲下拜領仕候二代目庄三郎に志津の御刀拜領仕り候事

一臺德院樣弘法の草の手蹟御尋被遊候節御近習庄三郎方に可有御座との御挨拶被申上候則庄三郎を召し右の筆跡の儀　御尋ね被遊候に付き所持仕候段申上候處　御前弘法の自筆の手蹟は有之候得共草

の手蹟無之候に付き差上候樣にと被　仰付則差上候處甚御感に預り申候右の代に付手前に無之物被爲下べくとの　御上意にて手鑑拜領仕候事

一先年庄三郎爲遺物正宗の御刀献上仕り候事

一臺德院樣御不例の節二代目庄三郎土佐の筆屏風御慰に差上候處御寢所迄被爲召御直之御上意にて甚御感被遊御紋附御羽織呉服迄拜領仕候事

一大猷院樣珍敷水指御尋被爲遊候節佐久間將監庄三郎所持可仕と御挨拶御座候に付き二代目の庄三郎を被爲召水指の儀御尋に付き利休くひ違の水指所持仕候段申上候得ば差上候樣被爲　仰付則差上候處珍敷道具差上候との仰にて直に御上意にて御感に預り申し候事

一家康公御側近く先祖庄三郎儀相勤候に付き駿河にて彥三郎の屋敷に度々被爲成候儀十二ヶ年以前迄駿府屋敷に御成御門有之候處地震にて破損仕唯今疊置申候御成之節之手水鉢も今以駿府屋敷に所持仕候唯今江戶の居屋敷も御直の　御見立にて錢龜橋より御上覽被遊候て拜領仕候儀に御座候

一御側近く先祖庄三郎儀相勤二代目庄三郎迄度々呉服黃金拜領仕候曾祖父庄三郎儀も御紋付御羽織拜領仕り候祖父庄三郎儀十七年以前寅年十二月廿八日呉服拜領仕候事

一先祖庄三郎より二代目庄三郎迄銀座年寄とも支配仕萬事相計ひ申事右は

家康公　臺德院樣御自筆の御書度々頂戴仕并兩御代之日記書物共も御座候處五十年以前酉年燒失仕候以上

午十一月　　後藤庄三郎

右は正德四午年十一月御勘定奉行に書上候由緒書寫之。

○樽屋由緒書

町年寄　樽屋藤左衛門

一水野右衛門太夫忠政七男水野彌平太夫忠頼嫡男水野彌吉康忠後に樽三四郎と改

一永祿三年申六月十五日父彌平太夫三州於苅屋村討死仕り候節彌吉は未だ八歲に罷成翌年家康公に御目見御側にて御奉公仕り候節十六歲にて元服被仰付御諱字被下置康忠と相名乘申候

一永祿七子年十二月十三日味方ヶ原合戰の時彌吉十

七歳にて一日の內に信玄麾下黑澤藤五郎赤坂三左衞門初敵十二人討取り首級奉入實檢且又甚五郎對急の處彌吉救甚御感の上彌吉名を三四郎と可改旨蒙　上意首級を以て此名を被下置是より三四郎と改申候

家康公濱松御退陣の砌信玄士卒奉追之彌吉天野與八郎防戰致其の後所々御陣之御供仕り候

一天正三亥年五月十九日長篠御陣の時分三四郎酒樽奉獻上之致候に付此樽を信長公に被進候於此陣信長公の麾下松平金太夫討取候に付き信長公被爲聞彼樽三四郎かと蒙御意此後釣命假名を樽に改申候也

一天正九巳年五月三日武田勝頼と藤枝御合戰の內三四郎桔梗の花を奉獻此花軍の吉凶を知の由甚御感依て澤瀉の紋を桔梗に更め申候此時三四郎儀遠州町々の支配被仰付覓八左衞門同役相勤申候唯今此者八左衞門改喜多村彥右衞門と申候儀に御座候

一御入國以來天正十八丑年八月十五日於江戸町々支配役被仰付并玉川兩水道支配仕武州豐島郡の內關口小日向金杉右三ヶ村御代官相兼町年寄役相勤め代々帶刀の熨斗目御停止の節も町年寄は常憲院樣御代又候御停止被仰付町年寄も一同に相止迄て可奉願旨被仰付三ヶ所御代官所の儀も細井九左衞門支配に相成申候

右の通先祖より御奉公仕毎年正月三日御年頭御目見仕同月上野增上寺に御成の節御成先にて御目見仕私迄七代御役儀相勤申候

一青貝柄の鑓一筋

家康公より拜領のよし申し傳へ代々所持仕り候

一東三十三ヶ國桝の儀古來より被仰付之

一慶長十七子年東海道中仙道一里塚出來御用懸樽屋藤左衞門奈良屋市右衞門兩人に被仰付先祖藤左衞門道中に罷越差圖仕築立取扱候節銀子十枚宛　拜領仕候

一寛永十一戌年　大猷院樣御上洛の節御祝儀三代目藤左衞門上京仕り候處御目見被爲仰付御紋付之時服拜領仕り候

一寛永十四丑年類燒に逢候分金五百匁宛明暦三酉年大火の節類燒仕り候に付き銀二十貫目宛同年大坂御藏の白米被下置京都にて三十貫目宛の白米拂代

三人共に拜領仕り候此外拜領借米等三人一同被仰付候儀度々に御座候

右の外委細の書留六十九年以前酉年大火の節燒失仕り候以上

享保十巳年八月

町年寄　樽屋藤左衞門印

町方

御番所

○奈良屋由緒書

奈良屋市右衞門

一私先祖の儀は大舘家の氏族にて御座候處一旦和州奈良に住居仕罷在候節

家康公被爲遊御座候節三州ゟ罷越駿府所に御供仕り候て　御入國の砌り御當地ゟ御供仕り拙者迄七代御役相勤申候先祖御奉公仕り候由緒書付曾祖父代々類燒仕り候節不殘書留燒失仕り候

一御入國以來天正十八丑年八月十五日於江戸町々支配役被仰付并神田玉川兩水道武州豊島郡關口小日向金杉三ヶ村御代官并帶刀の儀樽屋藤左衞門方に書上有之候

一天正年中増上寺唯今の處にては無御座増上寺跡町屋敷の儀連雀町同前拙者支配可仕旨　御墨印被下置唯今迄頂戴仕罷在候

一東海道中仙道一里塚御用其外時々節々類燒の御拜領物拜借物等の儀は樽屋藤左衞門書上候通に御座候間略之申上候以上

享保十巳年八月

町年寄　奈良屋市右衞門

町方

御番所

○喜多村由緒書

町年寄　喜多村彦右衞門

一私先祖喜多村彌兵衞儀

家康公江戸表ゟ御入國の節江戸表相應之御用可被仰付旨にて從遠州被爲

召連候に付き御供仕り候處御當地靜謐に納候上町年寄役被仰付文祿元辰年十月御墨印頂戴仕江戸町々三人年寄の内私迄九代無斷絶御役相繼仕候先祖彌兵衞儀は於遠州御奉公仕候儀は明暦三酉年大火の節書留類燒仕り候よし申傳へ候依之別の書上難

仕奉存候右四十三ヶ年以前亥年書上候趣に御座候
二代目彥佐衛門儀
大猷院樣水稽古并御皷御稽古の儀奉申上候其後寬永九申年三月六日本町一丁目に住居致候吉兵衛と申者不屆有之に付早々可召捕被仰付候間召捕差出
節爲御褒美其節安針町會所地面拜領仕り候寬永年中大猷院樣御上洛の節駿州富士川御先越仕り候由申傳候三ヶ村御代官も帶刀熨斗目着用仕り又は類燒の度々拜借之儀は同役より申上候に付略之申上候以上

享保十巳年八月

町年寄　喜多村彥右衛門

町方

御番所

○町地割役由緒書

町地割役　樽屋三右衛門

一私樽屋と申由緒の儀は曾祖父水野惣兵衛豐政と申本國遠州濱松にて水野右衛門太夫忠政末子水野彌吉倅長男藤左衛門次男惣兵衛と申長篠御合戰の節家康公の御手に属し朝の御戰に首三ッ大將分の首四ッ討取
家康公に實檢に備候得は御感狀并御褒美被下置依之自分爲祝儀手樽の口に桔梗の花を差桔梗紋付御盃を添献上仕候是を
家康公より信長公へ御持參被遊候處甚た以信長公御喜悅無限兩御大將より水野彌吉を樽三四郎と改被成下置向後家の紋桔梗を可付旨被仰付其後
家康公駿府に御座被成則三四郎御暇氣を蒙り浪々の身と成御當地に罷下り町住居仕り候處俗性不賤依て町中の者三四郎を敬ひ諸事致差圖夫れより自然と町々年寄を仕罷在候次男惣兵衛儀は遠州濱松に住居仕候處
家康公關東に御入國に付遠州より御當地に罷下り右由緒申上候得は日本橋南一丁目にて表京間五間裏行二十間の町屋敷被下置夫より私迄今以日本橋に住居仕候則右三四郎町人に相成候譯合は右の通りに御座候名字も樽と申一字計に御座候處町人の儀故自然と屋の字を付來申候儀に御座候且又町々地割役の儀木原勘右衛門相勤居候處勘右衛門跡役被仰付此者儀隱居仕實子無之候に付き右同人方に

與右衛門と申者養子に貰ひ請け勘右衛門跡役被仰付候處右與右衛門儀身持不行跡者に付き十六年以前寅年御役被召放入牢被仰付翌卯年二月死罪御仕置に相成り候に付き右跡役同年五月二十八日地割役私江被仰付候事

一勘右衛門儀地割役被　仰付候由緒は古來町々地渡惣て檢地の御用御座候節町奉行所より御大工頭木原内匠殿江檢地御用の砌りは大工共被召出候度々被仰遣候儀も如何に候間自今右役人町方江御請取被成候段右木原内匠殿御相談有之御伺の上地割常役被仰付候其節町奉行御名前失念仕覺不申候爲御役料日本橋南一丁目會所中通表京間二十間裏行二十間有之四方町屋敷一ヶ所本石町三丁目北側會所にて京間表七間裏行二十間有之四方屋敷一ヶ所都合二ヶ所被下置之候處其後本石町三丁目屋敷之儀は御用地に相成候右代り地として神田永富町三丁目にて京間表十五間裏行町並二十間之町やしき被下置地割御座候節御扶持米被下置之候然る處神田長富町三丁目屋敷の儀は先年拜領屋敷を金銀書入賣買御停止無之節右屋敷千百兩に書入金子外々より借請罷在候處江返濟滯候に付き保田越前守様御勤役の節金主方江相渡申候右由緒の儀は木原勘右衛門方に年來相勤居候手代私方江召抱候故書上申候儀與右衛門跡役被仰付候由緒は私名主役相勤罷在候節丹羽遠江守様松平壹岐守様坪内能登守様御勤の節年來名主役實體に相勤萬事何様の儀も早速埒明候者の儀故被仰達御伺の上與右衛門跡役被仰付候上與右衛門拜領屋敷被下置候旨被仰渡右の通御糺に付奉申上候以上

享保十巳年十月　町方地割役　樽屋　三右衛門

町方
御奉行所

○石川丈山書簡

家孫旅行候間預御使札殊に當地の珍敷生松露三升被懸芳意忝悦過之候來る廿三日令開講條閑暇之節候出席可然候且詩集返璧候頓首

二月二日　石川　十左衛門

時田忠七丈
御許

○謠曲道成寺の故事

其始を尋ぬれば、法華驗記に出、然るに驗記は、紀伊國牟婁郡惡女をもつて標し、僧の名字も所住も傳はらず、今昔物語は、紀伊國道成寺僧寫法花救蛇をもつて目となす、元亨釋書に至つてはしめて安珍の名あり、鞍馬寺の僧なりといふ、此二書その事は昔驗記によれり、土佐廣周筆の畫詞には、僧の名を賢學といふ、謠曲に至ては僧の名を云はずして、奥州より熊野へ詣といふ、處女の父眞名子の庄司といふ事、是れより露顯せり、又曰驗記今昔釋書は、寡婦といふ、繪詞以下は處女とせり

道成寺抄序文考　法華驗記　今昔物語　元亨釋書　和漢三才圖會　山州名跡志妙滿寺　寫山樓紀行　熊野擂記　道成寺畫詞　道成寺謠曲　以上龜澤筆のまに〳〵に出す

覃按に、中山傳信錄に鐘魔の事をのす、道成寺の能に似たり、中城縣姑場村農家陶姓の兒、名松壽といふ者、年十六の女に逐はれて、萬壽寺へ逃込主僧普德といふもの、大鐘の内に隱せり、遂に鐘内に入りしを、普德諸僧と鐘を繞て是を咒す、女鬼面となり、一叉を手にして諸僧を擊とあり。

○蝦夷地へ魯西亞人來る

當庚午の夏の末蝦夷地ニトロフに魯西亞人に属し候ラショア島のもの十五人蝦夷人日本人久しく彼地に居候もの八人をつれニトロフ島へ來り候處いつれも邪宗門のものゝよし魯西亞のものゝ内一人は女もありといふ風說江戸へ伺濟候迄クナシリ島エトロフ島へ預け置き候よし九月五日蝦夷地官吏に所聞。

○釋迦文佛肖像考引書

山城國葛野郡清凉寺釋迦文佛肖像考一卷

伴　俊明著

引書

扶桑略記　歷代編年集成一名帝王編年記
古事談　百練抄
無題詩　小右記
元亨釋書　濟北集
善隣國寶記　異稱日本傳
和漢三才圖會　寶物集
砂石集　保元物語

相國寺塔供養記 [illegible]
花鳥餘情 閑居筆記
壒嚢抄 古今著聞
史記大宛傳 [illegible]錄
報恩經 內傳錄
義楚六帖 止觀補注
三寶感應錄 佛遊天竺記
旃檀釋迦文佛像略讃虞集撰
元亨釋書徵考 佛祖統記
類聚國史 本朝文粹
左經記 拾芥抄
新古今 源空上人九卷傳
楞嚴經 三代實錄
明月記 山城名勝志
拾玉和歌集 續古今集
亞槐記 夫木集
康熙字典 正字通
宋史 文獻通考
皇朝類苑 玉海
元史 扶桑略記

本朝通記 袋草子
重刻古今孝經序 今昔物語
二水記 駿牛繪詞
本草綱目 化胡經
正理論 飜譯名義集
盡傳錄

本書文略取意 釋迦文佛肉髻の事未見頂相とも云ふ上代の佛像には、此相好に刻みつけす、畫像も亦□りなり、既にかの當麻寺の曼陀羅をはしめ、清海僧都のにもその事見えず略智光の曼陀羅には、その相好を畫く略優塡王の初傳の像は、いふもさらなり、第二傳の梁の時代の像にもせよ、此相好はおはしますましきものなり略是僕の天笠の像にては、あるまじきなりと疑ふゆゑんなり略さるにても張榮か模刻て、奝然法師の持傳へて歸朝ありしは、六十六代一條院の御宇永延元年丁亥時宋雍熙四年也より、今明和七年庚寅に至りてその間相さる事七百八十六年なり、この年月いくはくぞや、其間兵亂水火のわさはひにもかゝり給はす、まさしく傳へて今日に至る事、また外に類ひやは有、さしも名高き泊瀨の觀音をはしめて、火にほろひ水

に流れしとくひかぞふるにいとまあらず、その中にかくつゝかなくおはします事、崇敬めても猶あまりあり、世界の寳とめでかしつく物にて知るべし、五百年さはりなく傳へ參りし物、何かは定まりにある、今あるといふものも、皆その名はありてその實なし、西土の書にも、紙帛のたくひは五百年の久しきに堪すといひて、無物と定め、金石の堅きも千年に過すといひおけり、その事は今書畫の家にもしる所にして、正しき宋の物あれは、千金の寳とする處にして、稀有不思議の事にはいふなり、ましてやこの像は、宋の初代の物なれは、かゝるふるきものいかで外にはあらん、それを却て餘りいひ過て、直き木に曲れる枝を思ひ、蛇にあしを付るの類に、牽合附會の說をいはん事は、おもはざるの甚しきにして、惜しむべきの至りなり、愚かなる人は欺をもうくべけれども、心ある人いかで是をまことゝうけかはんや、さらは渇仰の思ひもさめば、かへりて佛の御心にはたかふとやいふへからん、よりて今そのあらましをしるして、尊崇の誠をあらはすものならし。

明和七年庚寅八月望日　伴俊明

○禁裏御當座和歌

寛文十年九月十三日

禁裏和歌御當座

十三夜月

あかさりしもなかの月のなこりをやなほ長月のこよひみすらん

不知夜月　資熙

なかめわひぬこの間より猶山の端にいさよふ月の心つくしは

立待月　覺光

くるゝよりからも跡なき山の端に光りを急け立まちの月

居待月

よりゐつゝまつよひふけぬ月にうきからもあるしのまきのはしらに

臥待月　宗量

まくらをは誰かとりみん月こよひふしまちの空の名には立とも

日の月　光雄

秋ふけて月のかつらのもみち葉もはつかにかけの殘すくまなき

○土津大明神

當時（文化七午年）松平金之助より六代以前正經筑前守は佛道葬式其外代々神道葬式にて初代正之肥前守を土津大明神と稱し耶麻郡見禰山へ祭祀致し本田を寄附しては所替等有之節他姓に養はれん事を恐れ新田を開き土田土町兩村を寄附して時の執政酒井雅樂頭稻葉美濃守殿に相届候處社領の地長く可爲封籍の外旨被任願候よし金之助家來より書出せし書付に見えたり

尤も此兩村は永代高外に致置候よし也

○畸書

予（南畝）生涯奇を嗜む事甚し、家に藏る處の奇書殘本畸册の類、書□に得るもの多し、故にその値を購ずる事ならずして、買失しもの胸臆の中に往來して、時々に忘るゝ事あたはず、戯に其一二を書つく、○印は其後所藏のもの

○宣明暦の書（板本増上寺裏門前）

英一蝶の藤原信香の□（太神樂の畫同所にて）

長生花林抄（染井伊兵衛つゝしの書なり淺草御藏前）

黑瀧潮音の書幅（六尺町古道具屋）

陳后山集（廣德寺前書舗）

古世說（芝神明前書林）

○牛門四友集（兩國廣小路）

野白內證鑑（四日市）

蘭亭高（維馨）子式坐嘯額（青山久保町骨董舗）

○春臺書簡（淺草並木町）

秋月等觀畫大黑（大軸大坂書肆）

西洋板金銀譜（崎陽）

大雅堂山水二幅（大坂）

伊孚九楷書千字文（崎陽）

大易蘇解（唐本四卷市ヶ谷書肆）

○高田亮朝院

身延遠久寺末
日蓮宗
牛込高田　亮　朝　院

年貢地境內九百七十五坪

內

九百坪は野村彥太夫方より相渡候地面

七拾五坪は百姓長兵衛常進地

享保十五戌年より九百坪の地所陸地に成

亮朝院寺中七面明神は

嚴有院樣お御附添の近江と申女中建立にて御納物も

有之由。

○紫金苔(コトフノリ)

右黑田甲斐守殿封内、筑前より出る細川の水善寺海苔の如し、味水善寺より滑にして美なり、水善寺は池より出る、紫金苔は山水にて作る、近頃水善寺おとろへて、おほくは紫金苔を買うて水善寺のりとなす、ことふき海苔は價廉なり、水善寺は値貴しといふ。

○天狗

近年麻布井上志摩守家來のつかひし仲間、何月何日に暇をたまはるべしといふ、いづかたへゆくぞと問へば、日本橋邊なりといふ、あやしみてその日人をつけて見せしむるに、日本橋邊にて見失ひしといふ、三年を經て書簡をおくれり、恙なく居る故あんじ給ふべからず、かへる事はなりがたしといへり、天狗にてもあるべきやなど人々怪しみ思へり。

○五百羅漢

文化七午年九月廿日、麻布遠塵齋沒、此翁は經文を以て佛繪をよく書きし人なり、服部坂龍光寺に、五百羅漢の像を經文にて書きて收む。

○千住大橋

三橋飛彈守より差出書付

文祿三午年千住大橋はじめて掛渡し伊奈備前守掛りにて出來仕り候大橋鎭守同所熊野權現別當圓藏院記錄に有之候

○蝦夷三絃

蝦夷三線五絃あり、駒二つあり、夷言リキテカル、モッベといふ所の夷人の細工なり。

○才女多田順女

多田氏順季娩自書寫

私祖父兩親姓名左に記し差上申候

祖父宗演木姓壕越

父多田升長　　母加藤氏

宗演儀は久遠の事にてくはしく存じ不申候和州郡山家中に私里の本家御座候得ども遠路にて打絶居申候升長義は柳澤伊賀守民部少輔と申候時分家長相勤申

候男子なく、四女御座候嫡は[illegible]氏所生に御座候
詩の儀は少年より志は御座候[illegible]作り候儀は成り
不申就二十四五歳より七言絶句少々いたし三十歳頃
五七律抔も仕り候得ども他へ見せ不申候同家中松田
氏今井氏抔へ贈答仕り候計りに御座候其時分千葉茂
右衛門子も今井氏頼み遣し十首計添削被致候是も門
人抔と申候儀には御座なく其後頼不申候近年多用御
座候間久々作り申候義も御座なく去々年御頼申上候
より少々數も出來申候前々の作は大方紛失仕り候此
外何も申上候義御座なく候

顧 拜 書

右一紙酒井要藏有實伯秀剃髮稱徹源より得て寫おく、此績人先年沒故、其子も又沒す、詩集一冊伯秀よりから得て寫置、開卷の詩に綽約園中句と云詩あり候故に綽約集と名つく、

庚午九月小盡　　南畝

○詩歌

九月盡 南畝日記

丹楓未染菊初芳、小盡殘秋過小陽、節物年々有遲速、
公然不免滿頭霜

氷室

夏のむしのうたがひやけふさけぬらんこしのしら山
しらぬ氷室に

一話一言補遺巻六

一話一言補遺卷七

三座明鏡上

三芝居通言葉

木を入るとは　柏子木をうつ事
きれたとは　仕舞た事
きいたとは　見物請よき事
わつぱめとは　何事も善いといふ事
荒しやばとは　始て役者に成し人の事
すかまたとは　間違ひの事
たべつかとは　けいはくの事
時代とは　古風のかたくるしき事
性根が有とは　氣がある事
首とは　緣切れの事
木屋落るとは　仲間計分る事
いたゞくとは　物事しくじりし事
才鳥子とは　素人の子供の事
穴とは　土間棧敷の明きの事
でんぼうとは一名あぶらむし　唯見物する人の事
丸とは　土間棧敷を借きる事
とんちきとは　役に立ぬ者の事
さしかねとは　我は隱て居て人を遣ふ事
掌握とは一名內氣者　ごろぼうの事
はねたとは一名打出しの事　馬鹿の事
ゑへんとは　まぬけの事
櫻丸とは一名むばら　身錢を遣ふ事
雜當とは　色事の場にて不和の事
しめろとは　ぶちのめす事
天齋とは　むじんの事
たんれうとは　催促人の事
猿とは　女郎買のたいこ持俗にたぶさろと云事
つゝ込とは　人の喰物をかする事
忍ばせるとは　くすねる事
せうがとは　しわい人の事

右の外にも炙所のん太郎の類數多有り又一座限りの通言彩敷あれども三芝居通用せざる故に除く

頭取座

是は樂屋の奧の三階の上り口に有り此所に晝夜座して舞臺の世話三階二階迄取締衣裳道具別して脇差を

改め惣て役者は病氣を押して勤むるの口上又は淨瑠璃の口上替り役受引幕の長短糺れしろい居風呂等の事までも芝居一切頭取のかゝはらぬ事なし

急用札

見物の內宿元より急用の時樂屋に來り頭取に賴ば頭取の差圖にて幕の內なれは東西〱何町何丁目何屋誰樣急用と呼亦狂言中なれは奥の柱へ如此紙へ書張

何町何屋誰樣
木戸迄急用

大入

明六ツ時より相始
惣座中罷出相勤第
二番目迄不殘仕奉
入御覽に候

此二枚の札向て破風の左に壹枚歟又二枚張ある事も有

御老人樣方御女中
樣方跡より靜に御
退可被成候

此札は棧敷の手摺に張置なり

病口

たくの口の事なり近比迄外座は此陰なりしが今は大盡柱の陰にてする

引幕

中村座は白紺柿の三布替り市村座は紺柿黄の三布替り河原崎も同し

揚幕

西の棧敷の下のはづれに座元の紋の付きたる幕おく向ふ共云ふなり狂言の趣向に寄れば東にも出來る木挽町なれは南に出來るなり

花道

橋懸りとも云ふ先役者は出端が要ゆへ立派ならで惡敷見ゆる故花道をば飾りて出るの名なり昔はぬめり歌とて女形立役とも花道にて少し宛の振事有りて出しさかやされば助六もぬめりの替り江戸節にて出し物なり

目籠

舞臺の上三階の簀子の際に籠を紙にて張黑く染めて懸て有此中より鳥或は魂の類を造ふ一面櫻又は紅葉の枝をつりて置くなり

をし

當時はなし是は切落しの見物を前へすくめて出す時幕の內にて段々つまる太鼓に續いてしやぎりを打を

よせと云表方より大勢落し入て見物を前へ前へと出す市村座計りは御斷子の頭上下にて花道へ出是を見て居る是をしと云ふれはやしの頭は毎年替る藝の甲乙にはかゝはらず

中村座切落

切落し表の方中村座市村座落間とも今の土間は三頭有りて其余は不殘切落しなり多燒印あり裏は紙を張何月幾日と書き又其日のゑとふを丸印にしておすなり

三月五日　(酉)

切落し札賣切申候
明日御出可被下候

此札毎日大入なれは仕切場へ出す今此所は棧敷土間不殘賣切申候とかくなり

西南棧敷の角に如此札を張其下に留場ところをつけて居る事なり

女中道

附錄舞臺番

留場の中より壹兩人舞臺の際に居て見物の喧嘩口論急病人なと惣して舞臺を守り留場とは酉の入口にて頻に入る人を止め非常を防ぐを勤とす

口番

裏口入口の番にて頻りに入る人を止る亦幕の内樂屋の混雜せざる樣に制し役者出這入を氣を付け初日なとは道具の世話をもするなり

あをり

毎日一番目の大詰の前に高き臺を出し木の内より物馴し者兩三人出て狂言の大名題小名題よみたはり其跡にて役者の聲色を遣ふ未だ其中ばといへとも打込太皷を打夫相圖に止めて扇を開くと一同に聲を上わく〳〵とあをき込是れをあをりと云ふなり

内木戸

是は木戸の内に居て頻りに入をさゝむるを要とするなり

道留場

是は立者狂言にかゝる揚幕へ廻る時西の棧敷の下を燈燭を點し先に立人を拂送る役なり又顏見せには十月十七日の夜誰は誰を送ると定まる尤是れは市村座にて勤めし役者中村座にゆく時は此夜市村座より萬事懸りの仕切場送る留場其立者の宅へ參り中村座の留場迎ひに來れは是へ一禮して引渡す事是送りの舊

禮三座共然り

呼　物

是は狂言の内に呼びものとて木戸にて助六じや道成寺じやと呼ぶなり其大抵は行列對面草摺腹切無間七變化淨瑠璃亦顔見世は下り役者の名を呼なり

呼　び

是れは幕に成るとしやぎりを相跡にて次の幕に出づる立者より間中迄の名を呼一幕切の見物是を聞きて各々の見たき役者の名あれば出りて見る故なり

木　戸

是は表に並ぶ木戸番の事なれども表役故花を餝るを第一とす顔見世には女形の重役より仕着施をして銘々定紋付の羽織を出す立役敵役よりは手拭と扇子を出す此手拭長さ六尺計りも有り是は改名出世の役者よりも出す事なり

立　者

是は三色あり大立者は名題看板の書組に乘する其立者は役割番附に乘する左の如し

江戸大芝居　寛永年中

享保何年
何月幾日より狂言
千秋　作者
萬歳
大々叶　頭取
座元市村羽左衛門

然れども此内に一人位は間中より立者に成るべき人年功の人は右の内へ書加へる事も有り此奥中にかゝはらず其年限りにて余の芝居へ行てはならぬ事なり

間　中

みな立者と稱すれども或は立者と中通りの間なれば間中とは云是は何れにて分るといへば間中は幕の内の呼に間中より始りて立者に終はるなり

中　頭

是は中通りの内にて年功の人か又は間中にと成べき人を中頭となす櫓下の看板幷櫓下の番附の書組に乘する亦中通りの女形は皆中頭の列に加はる女形に太夫の號有る故にや斯學ぶ次に立役を尊ぶ先同し位の敵役と一座の時は立役を先に置甚の甲乙に構はず中通りなり此次に若衆あれば中と云通し看板に書組に乘る役割迄にも名前を印す役者附には書組にもいだ

す

客　座

女形の三枚目を客座といふ是は立役の二枚目三枚目と位を爭ふ事有り互に出世の事甲乙付難く故に何となく一人を客分にして女形三枚目の所に置き亦二枚目おとなしく客座に有りて三枚目を二枚目へ置くも有り又表計は三枚目を二枚目に置きても樂屋にては矢張り二枚目三枚目と分るゝ事有り互に位を爭うて双ぶ客座不承知なれば別に庵にして置く

嵐　三　八

如此書て役割番附の際へ書く又役者附より庵りして書はおそく抱へりし故なり尤畫には出はす

女形四枚の所に置は立役四枚目以下甲乙を爭ふ時櫓下か又は女形四枚目の前へ置是れ甲乙なからんか爲めなり此番附立役より間中までは紋を黒くして中通りは紋を白くする事あり尤子役色子迄殘らす出す也

立　師

是は中通りの立の功者成人を云大立の時は工夫して惣稽古に立て見すると立を勤る人一覧して直に稽古をする其余の立者同士は自己の工夫にて太刀打格外に面白きなり亦たかしみを加へて遣ふを世話の立といひ立にも江戸風あれど今は上方の風のみ多し殘念の事なりといふ

若い衆

是をれ下とも云（れしたとは三階は立役より中通の部屋又二階は女形の部屋にて其下の居る故に是を名とす）亦稲荷町とも云（稲荷町とは昔樂屋じんの道の稲荷の前に居るゆへかくはいふとぞ）又向頬共云（樂屋の中通りは三階の通り道にて片頬にればやし其向頬に居る故向頬といふ）亦林町とも稲荷町とも云家並の如く兩頬に居並ぶ故町と云ふなり正本に仕出しと書きしは皆若衆の役なり席開を第一の狂言とする惣て藏衣裝にて勤む役者附きには名前をしるすなり

色　子

若衆方若女形方の役に成素人らには先づ一兩年京都へ登り其後江戸へ出る是れを新べらといふ坐敷を重として勤むるなり

旅芝居

是は三芝居にて抱へられし役者の旅を勤る事は法度の第一にして常に芝居を離るゝ事は丁より他に行ま

じき約束にてかゝゆる事なり

下り役者

是は上方にて己か持前よりは二段程位を上て出し役物をも能役を付る事なり

同乗込

是れは茶や〳〵間毎に挑灯を出し芝居の木戸にも出す迎ひの大勢下り役者の駕を差上て仕切場より内にかき込すぐ花道へ頭取其外出て舞臺にて行口上有りて三階へ行一座の衆中に引合せ夫れより表へ出で茶や廻り迚二丁町を廻る木挽町なれば木挽町計尤三芝居とも役者乗込の當日は木戸へ札を出す事なり左の如し

何の誰今日
當着仕候

後見

是は立者の其後ろに上下を着て狂言中舞臺へ出萬事の用を辯ず夜分はさし出し迚蠟燭を燈して出すこれは弟子の中にて勤むるなり

振付師

所作事は振付師拵へて子役に教る立役者女形などは師匠の振などを其儘にうつす亦工夫の振ありあて振も有何れ振付師と相談の上でなければならぬ事なり役者にて振付を兼ねて居る人は中村仲藏初め大谷鬼治中山小十郎市川鰕藏初め吾妻文藏なり此の外にも役者の内に振付委敷人もあれども振付師を兼ぬる人はなし

狂言方

是は作者なり亦つくりしともいふ狂言の正本書抜を拵らへて役者に渡し稽古の場所へ出るなり芝居興行の中は毎日未明より出勤して番立より拍子木を打て幕を明る亦拍木幕は拍子木のあんばい第一にして功者でなければ打ぬ物なり初日には舞臺一切の差圖をして付立にくらべて大道具小道具のしらべをなし正本を持て始終舞臺に控へ居てさし金を遣ひはやしのきつかけ臺詞の節々を補ふなり

正本

是を大帳とも云ふ臺詞は元より大道具小道具衣裳物好鳴物迄不殘記せし本なり此の内に一段書して卜書たる所有りたとへば何々と臺詞を書付て

ト始終ごろ〳〵にて犬の頭動くと團藏聞耳を立て
團藏ム、スリヤ何といふ我大願の聞届しとや○日
頃の大望立せしかアラ〳〵悦ばしやナア

正本の表紙

〔一〕
戌の春狂言
陽向曾我二番目
山崎與五郎　藤藏
　　　　　　留三郎
　　　　　　喜代太郎
　　　　　　彦四郎
袖 競 艶 仲 町
八幡村南與平
二番目
駒形茶やの場

〔一〕
八百藏
松助
音八
門界五郎
榮三郎
彦七郎
叶助
歌之助
鬼治
若衆大勢

文化十一年戌正月大吉日
紙數二十三葉
千秋萬歲
大々叶
作者　勝俵藏

同內の圖

本舞臺三間の間二重舞臺鋪戸口文暖簾の杉
の書落し下の方土藏の戸前口米俵の杉
形に積みいつもの所に門口平舞臺の方
に穴藏表に宿や都て米屋店のかゝり幕
の內より歌之助料理人にて肴を洗てい
る若衆穴藏より膳椀の箱を出して居る
てんつくにて幕明く

先如是わけなり○押は臺詞の內思ひ入有所に書くな

り但し卜書には思ひ入有さかくなり ムリ升はござりますといふ所に書也 又卜書内にはきつとなる是はきつとなる事なり見詞是は見物に見せる様に形を止す事なり ばた／＼是は足音のつけおさへ事なり こなし是は腹の立つか又は悦びたふりのかたちをいふなり 迎へ取是は所作の事なり れんり引これには後ろ姿なりかわいゝ事なり 捨せりふ是は間に合にせりふたいふ事なり 立廻是はほどよく立廻る事なり 仕出し是はたゞへは商人又は百姓には露り場いそめきの類なり 又見事切是はきんさ首はな切りたゝ事なり ぼつと出是は頭合ものゝ出出しの事なり 此類様々多し略す

本讀

是は世界定が済と作り上けたる正本と大立者に計内讀をして其後清書して夫々に讀聞せる是を乃ち本讀といふ扨てみな／＼得心の上稽古に懸るもし狂言納まらぬ時は何遍にても一夜の内につゞくるなり江戸の顔見世狂言は上方の二の替りと同し事にて風出に叶ふ様賑やかな狂言でなければならぬなり先出世役者改名新下り子役の立物には相應の役廻りなくてはならず一體に上方の役者は一座にて三十人には過ぎず江戸の一座の惣役者は五十人余有り是に役不足なきやうに狂言をつゞるなれば下取物なり其所を近頃三十人に足らぬ狂言をはめて取組事多き故冊中より以下出世の遅き事を知るべし夫はいかなれば役らしき役をさゝぬ故なり衣裳を新に着るもむだらしき事共多しとなり

付立（つけたて）

是に頭付共いふ亦しらべともいふ是は惣ざらひの前

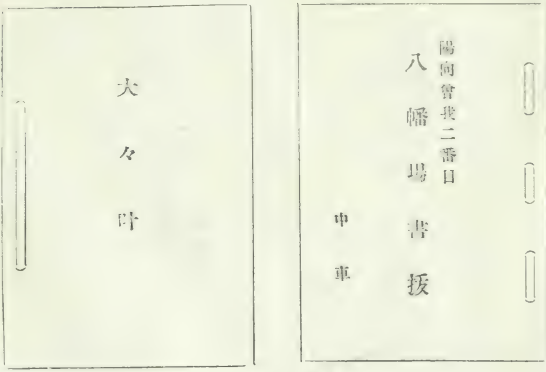

書抜ノ一

日稽古の時狂言方にて入用の物を書き上ぐる依て名とす衣裝付藏衣裝小道具一色なり物の外座付初日一

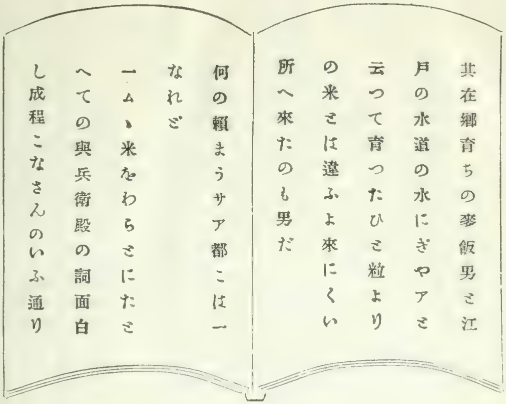

書抜ノ二

色のしらべもなす此付立帳にて合せて初日を出す是は金井三笑の工夫よりなり

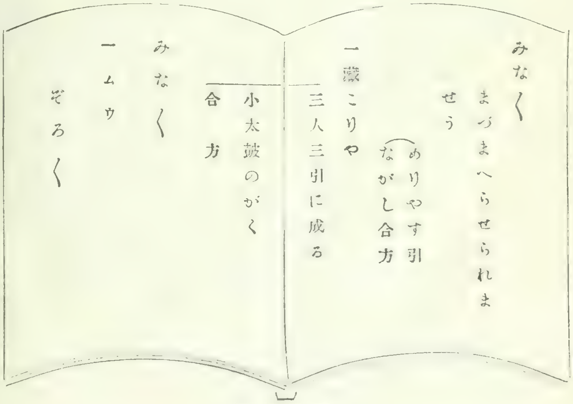

書抜ノ三

書抜

是は銘々役分のせりふを狂言方正本内のより書抜て

迯る故名とす但しきつかけのせりふは書す尤上書に立者のは併名を認裏に大々叶と書く間中は名を記し裏に大々叶と書き中通りには名前計りを記す事なり外座付には如此きつかけと書抜にて渡す
外座中鳴物一式きつかけと認し帳なり惣稽古には此帳をひかへ出て色々差引ありきつかけとは「後刻御意得ませふ互になる二度目よび太鼓諷になる類なり

衣裝小道具

是れは筆紙に盡し難く故に世間に用ゆるをくたい上下羽織の類は書す全く芝居に限る物を圖にて印す但し世話狂言に遣ふ衣類にやつしと云綿入の布子をごてらと云亦小道具も世の通用もの多ければこれを不書

衣裝の類

うりかはけしくゝり
是は化身もの辨天の童子の類なり錦又は摺込なりけしくゝり不殘もみなり

網小手

景清などの着込是は市川流の物なり
下もみにて拵らへ上にあみにて襦袢を拵かけるなり

四(よ)てん

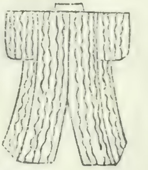

地白ねりにてたてわく角つなぎなど有是は景清其外早立大あらわの時着る又淨瑠璃所作の立四人詰には片手替り又は摺込色々有

右の
小下
手巴

下もみの股引なり
筋金付のすね宛添あるなり

かつら鉢巻

錦にて拵らゆるひらがな延壽樂種の御供などなり
又白の糸にてかゝりをして有

由縁(ゆかり)の鉢巻

是は紫縮緬にて助六に限る市川流と云

さるまた

上下股立を取あら事師ひざかしらの下へ是を結ぶなり

病鉢巻

是れも紫なれども右にしめるひらがな平次松王などの類に用ゆ

はねだすき

だんだら筋の張金入にて大わらはの節用ゆる襷なり當時は白赤ないまぜの襷もあり

是を上方にて仁王だすきといふ

六部頭巾

鼠木綿にて拵へる市川流といふ

僧頭巾

（地萌黄もじ）

是は道成寺の僧などがかぶるなり紺ごへりごはもみにて拵る

同秀鶴流

秀鶴流のは六部頭巾は雪ぼうしと云

鐵打鉢巻

陣羽織などの時しめる白絹又は淺黄にても何れも鋲を打なり

ピントコ

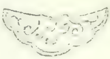

（張金入なり）

唐人衣裝なり暫くの交丈か三諸などには着る金入錦にて拵る也俗によだれかけと云ふ

ないまぜ

朝比奈か又は辨慶其外あら事師大あらわのときしめるなり

手沓

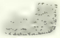

紺の足袋の如く熊の毛にて大將のはく物也是をはかざる時は武者わらじとて三四枚重ねたる草鞋をはくなり

半切

錦又は摺込何れ結構にして有是はあら事師の詰合大わらわの時に是を着る

胴丸

網襦袢なり小手すねは是に添あるなり陣立の時用ゆ地白ねり裏もみ表へ大なる鋲を打てあるなり

軍兵 小手 臑當 壺織

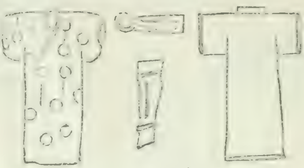

地木綿にて軍兵の[illegible]木綿若衆の戦衣装なり大詰に取手などに用ゆ

別に定て居る紋に自由なり地ものにて張錦の摺込にて箔かねは眞鍮なり又は鋲打の類もあるなり

模様は八ッ藤又は唐草縫摺込何れ結構のものなり是は義家義經などの大將の着用なり

長絹

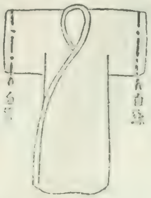

能装束にある物なり地赤又萌黄又は桃色何れも裏はもみなり

能にては水干芝居にては水干とも長絹ともいふ羽衣雲林院の能懸り芝居にては忠臣蔵忠意又は頼家これ都のかゝり絹にまぎれて遣ふ地萌黄うすもの紗すゞしの類にて模様は花ものにてさま〲あり

大口

よろひ下陣羽折軍立に用る能装束にも有先大抵白にて用ゆるなり

陣羽折

錦の摺込にて又は猩々緋まがひさま〲有り

小道具の部

坊主

若衆は淺黄木綿なり

切下ヶの面

口にくわゆる

地赤根木綿にて張

かんてらさもさしだしさも云

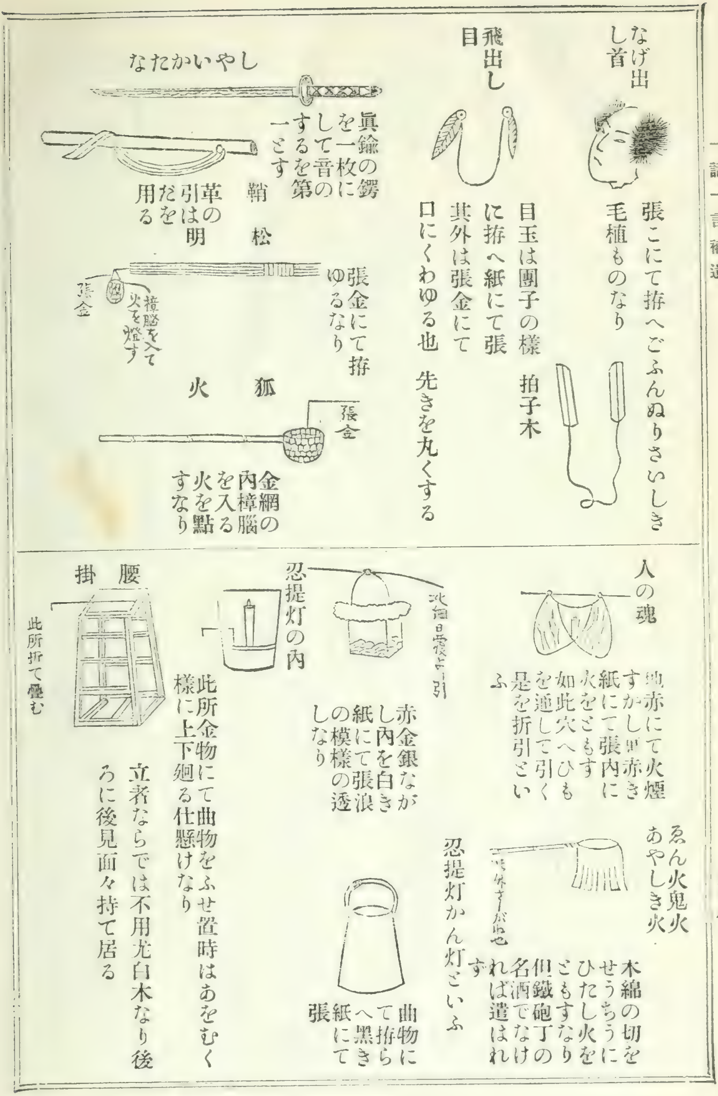
なげ出し首
張こにて拵へごふんぬりさいしき毛植ものなり
飛出し目
目玉は團子の樣に拵へ紙にて張其外は張金にて口にくわゆる也　先きを丸くする
拍子木
しやいかたな
眞鍮の鍔を一枚にして音のするを第一とす
鞘
革の引はだを用る
松明
張金にて拵ゆるなり
張金
樟脳を入て火を燃す
狐火
張金
金網の内樟脳を入る火を點すなり
人の魂
此赤にて火煙すかし置赤き紙にて張内に火をともす如此穴へひもを通して引く是を折引といふ
此所日覆より引
忍提灯の内
赤金銀ながし内を白き紙にて張浪の模樣の透しなり
腰掛
此所折て疊む
此所金物にて曲物をふせ置時はあをむく樣に上下廻る仕懸けなり
立者ならでは不用尤白木なり後ろに後見面々持て居る
ゐん火鬼火あやしき火
木綿の切をせうちうにひたし火をともすなり但鐵砲丁の名酒でなければ遣はれず
忍提灯かん灯といふ
曲物にて拵らへ黒き紙にて張

幽霊の火鉢より出る

かくの如く開くなり

世間に有こ事替り幽霊の出る火鉢淺間の狂言の節是れを用る

山だい

木にて拵らへ紙にて張り白銀にてぬる間中より以下の腰懸けなり

胴切

ふきがね

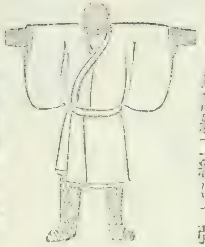

鶴籠細工紙にて張

死骸の替りに投げ出す也

尾上松助早替りの圖

三方より合口此かつらに眉を付て有

逸成の七變化に遣ふ又に名虎の再來

此圖する所の姿は堀出し姿なり此の如くにかつらを隠してある頭を振きつと成さかつらの方へはね返り前にて合引の糸をしつくりときまる是よりおはくろを付け裝束をするなり扨て合引とは糸紐にて拵らへて有仕懸けなり糸を引ぬくといふなり

黒幕二重にしてある

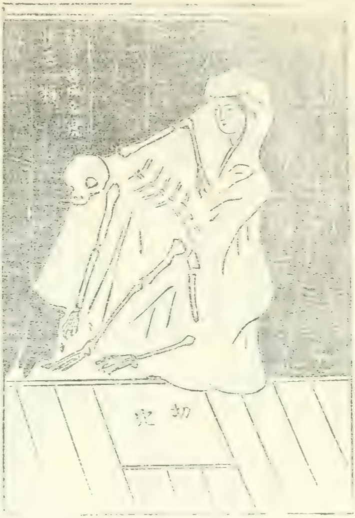

圖する所は白布の合引をぬくを下黒の縫ぐるみに骸骨を縫付けて有り是れも亦合引をぬくと骨ばら／＼と前へ落るからだは直に幕にくるまり切穴へ入るなり

小道具

たとへば忠臣藏なれば烏帽子兜櫃かふと煙草盆蒔繪の文箱花生作り花白木三方短刀乘物蛇の目緑敷笠簑竹の子笠山岡頭巾鐵砲四ツ手駕提灯島の財布戸板盃銚子硯蓋先笄まし是等の類又雪を降する稲光りのたし下家の煙などに懸る花の枝だ安がはやめの梅其外さしがね物はみな小道具の類なり

さしがね

是は鷄ちん犬鼠蛇蛙狐と鬼火怨火の類みなさしがね逆長き竹に付て遣ふ尤も初日には狂言方見計ひて是を遣ふ其後は小道具方是れを遣ふ日覆の中にて遣ふは雁鳥の類人魂を遣ふ相引とて繩にて若衆引亦坐に寄りて鷄蛙はお囃にて遣ふ亦雀は二三羽位生たのを放す事有

藏衣裝

藏と計も云ふなり是れは芝居より拵へて渡す衣裝にて毎日芝居の藏に納め置き又明朝出し渡すなり若衆の衣裝は是れなり亦立形より女形を頭女形より立役をなす時は此藏衣裝にて芝居より渡す繻毋の衣裝白張素袍束帶陣羽織の類又は物狂ひの小袖などはみな藏より出すなり

大道具

本舞臺三間の間道具を餝る三間の間とは柱と柱の間を云今は舞臺一面にてする先飾付門口枝折門紫垣藪

舞たゝの鳥居瑞垣宮室金襖障子家體明達の戸棚日覆より下る紅葉楓の枝の切る松切り破壊井石手水鉢藝人の當る樹木籬一見付の物皆大道具なり狂言あらたに出す度毎に一と幕切に書圖を認め狂言方より渡す是を見て大道具拵ゆるなり

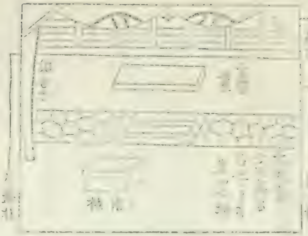

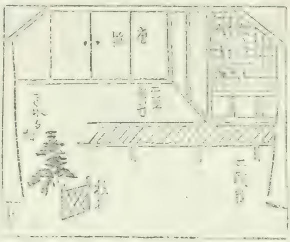

此の外舞臺より一段高き臺を二重舞臺と云ふ亦高二重舞臺有る處作事の時は板の中か成るを拵へ別に舞臺におし亦廻りとはぶん廻しにて替る道具せり上けせり込み有り又切穴とて幽靈或は化變物藝人などの出る所有り委しくは後編に記すと有

高場

是れは向ふ棧敷の上に一段高き所に金主手代等の居るところを高場といふなり

大盡柱

是れは舞臺の中の柱なりまたシテ柱ともいふなり

○ 假名手本忠臣藏
十一幕

○ 第九 山科の雪轉し

是れは席段なれども大席何々と九段目なれは斯の通り書きて大盡柱と奥のはしらに懸け置く

挑灯の圖

三芝居座りに用ゆる箱挑灯の圖役者銘々寄始との節はおの／＼挑灯に名紋所をしるすなり

中村座

細き角つなぎ

市村座

大き高切角つなぎ

都座

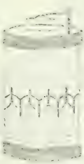

内の字つなぎ

桐座

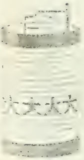

大の字つなぎ

河原崎座

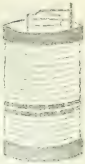

引籠くし

森田座

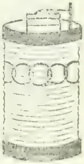

輪違ひ

正月

仕初狂言共云正月元日三座共狂言の仕初をなす常は番立とて三番叟は若衆勤る尤翁は太夫元に限れとも若し幼少なれは総領の人か又は頭取是に代りて勤む千歳三番叟は弟子筋の人か振付師か一座の内にて拍子のきゝたる人此の役を勤む市村座には附千歳有るなり扨式三番叟終て太夫元並若太夫太盡柱の前へ毛氈を敷きて夫れにならひて地謡ひになれりと座頭出て真中に座す以て女形の立役次に敵形と次第〳〵に座に付く尤も中頭迄の立役中通の女形は何も上下を着す扨各々座定りて座頭狂言の口上を述べて大名題小名題役割に讀せ跡にて扨仕初と仕り升て小舞の花踊を御覧に入升すと口上の内に長唄三絃お噺みな〳〵上下にて出ると子役も出小舞二番所作三番程勤め是は何々とは定め難し先師匠の勤たる所作は勿論萬歳春駒の様なる目出度物を出す亦あたりへみかんをまく事も有り

一初名題看板右同日座頭題の口上済と表に名題看板を上る同時春狂言役割番附出る併商賣にはせす年玉物に芝居懸りのもの惣茶屋の遣ひ物に用ゆるなり

一年禮は惣役者仕始終り次第に茶や〳〵を年禮に歩行亦芝居の縣りの者も廻り其の上座頭中二階の衆に計は禮に行

一春狂言の初日昔は二日なれとも今は十五日に限り常の初日は六曜の星をくりて能日に定めると云縁氣にて出せとも正月十五日と三五九月は節句なり七月は十五日十一月は朔日に定りあるなり

惣看板

初日の前日圖の如く残らす看板出揃ふて彌明日は初日となれは一明日より一と云札を出す若し衣裝道具間に合はぬ時は何日よりと札を出す此とき讀はじめと云有惣稽古は本讀終れば直に書抜きを渡して狂言方立合稽古をする初日の前日にはやし淨瑠璃ともに相揃ひて稽古をする事なり

一

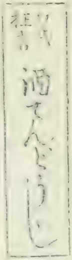

中村座ワキ狂言の看板なり下に委敷記す

二

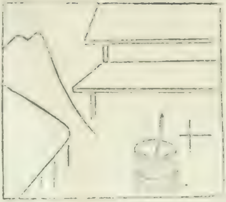

此看板を通しと云大請看板にて書組には中通りを出す當時二番目をこゝへ出す顔見世には是へ下ヶ札をする

此所一番目大請に仕候と書く

三

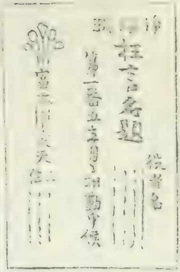

淨瑠璃看板太夫の紋所は紺ぜうにて書く

四

三尺の淨瑠璃看板の書組但し顔見せには下ヶ札に四立目に仕候と書くなり

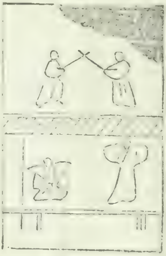

此三尺をすこみといふ是はだんまりか又はやしみのけしき又は返り打ちなど凄き場に出す故すこみといふ闘する所は二番なれど大抵三立目四立目幕切りに出す顔見せなれは下け札あり尤も立者計りなり

名題際の三尺は名題の書組にのるべき人洩れてのらざるを一人此三尺へ出す又たしつけ名題に出づべき人を二三人出す事あり二番目を多くこゝへ出せども通し看

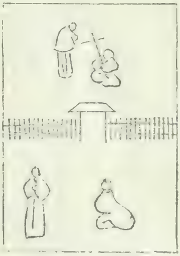

板の所に出す時は則此四立目を出す顔みせに下ヶ札あり

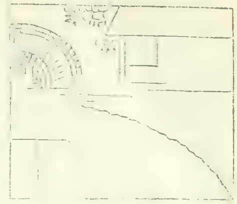

此看板を櫓下と云櫓下へ出す故なり是には大立者より詰の女形に子役も二三人出し中頭迄を書組に出す

此櫓下看板のなかに顔みせなれば御看板さして出す尤もしばらく當家の書組なり

しばらくの書は鳥居家の流に先り團十郎の顔にかまはずしかみと云ふなり

此看板は中村座にて戌の春狂言の大名題の上に立鶴銀杏をくわへて居る是は四八の數を生ものを加へ五つに數を合せたるなり中村座縁氣の物にて折節扨大名題には大立者計りを當組に出す前へ切出しにするも有顔見せには色々の飾りをなす中村座計りは鳥居を前へ飾る吉例なり外二座は其狂言の趣向にて飾り有り亦あやつり狂言なれは一人書組に出す事も有尤も座頭ならでは出さぬ事なり然れとも狂言の節により二枚目にても出す既に菅原傳内實行の折節八百蔵座頭彦三郎二枚目にて菅原の狂言に一人出せしなり看板の肩に「來る十五日より」と札を張る顔見せなれば來る霜月朔日よりと書くつね故是なし

是を四枚と云中通り迄は此上つさし書を書異形の書組ありしか今はなし尤も大立者計りなり

圖する所此役割看板堺町葺屋町なれば西桟敷の入口の上に有木挽町は北の方に出す看板書組は狂言方より下繪を出す書師は當時は鳥居清長の書なり鳥居氏代々名人多し中にも清長は當流の上手なり看板の書は詰て過ぬ様に書くをよしとす一流なり中村座は仕切場勘六俳名勘亭と云世に勘亭流と稱す又中斤屋新

八市村座は仕切場金井半九郎則三笑の子なり河原崎座は金井半兵衛とていづれも當時の能書なり

役人名書
…………
…………
千秋萬歲
大々叶

櫓下の番附是は初日の前か又は二日程前か或は初日の朝賣かするなり茶屋配りは賣出しより一兩日早し此書組櫓下看板の書組に淨瑠璃看板の書組を出す故櫓下といふ又辻ともいふ此番附を板に張り書を彩色して人通り繁き辻に懸け置く故辻といふ又一枚摺とも云ふ余の番附は三枚とぢにして讀[illegible]なり是れ計は一枚にて事足る故斯くは云ふなり尤二日に配し役割とは違ふ事も有大抵は同し事なり顔見せには此番附なし尤も閏月有りて狂言改むる時には出す此書組に次第有り大立者は三ッ其次の立者は二ッ又次の立者より間中中通りの頭子役請の女形迄皆一ッ宛出す又は立者計り一ッ宛書組に出す、有のやつり狂言には一人の繪を出すも有大立者ならではならぬ事なり市村座平假名に梅ヶ枝路考森田座にては布引の瀧に實盛剛藏中村座にては葛の葉に野鹽を一人出せし事あり

曾我狂言

春狂言に曾我物語を仕組事は木挽町山村長太夫座（此頃[illegible]）是にて始て此狂言を出せし所に大評判に依て其後三座にても度々催し毎度大當りなれば則例となして毎年春は曾我の狂言に限る事とは成りけり是も昔めかしく成しを津打治兵衛と云狂言方の工夫にて世話狂言を取り交へて八百屋お七實は三浦の片貝なり小性吉三郎實は曾我の禪師坊などゝ仕組珍敷故大の當りなり亦金井三笑工夫にて曾我に小栗横山吉田の梅若丸を取組大當りを取しが[illegible]はきこせざりしを其後芝居の花萬代曾我とて一番目二番目世話狂言と譯て三日替りに取組大入を取しは桜田治助なり是は一番目曾我二番目世話狂言と名題を二ッ出せしは並木五瓶なり夫れより今は大方如斯に成たり扨曾我狂言に是非共仕組でするは對面の場貧家の場なり對面といふは祐常曾我兄弟に初て出合の事なり貧家とは曾我中村はにふの體其外草村出夫の

根五郎などあれども是は出さぬ事多し朝比奈は中村傳九郎より作り物好江戸一流にてせりふをぐさりさて外のせりふとは違ふて面白き事なり

二月

初午三座其奥屋表にて稻荷の祭をなす尤も市村座などは樂やに燈籠細工物或はからくりの人形などお囃の案事にて絲釣座にて京大坂の格に習ひて太夫並三絃等にて人形の衆中二幕位のおどけ狂言有り尤見物人大入なり扨て酒番餅番は春狂言も顔見世も亦は平生にても三階中二階中通狂言方おはやし等迄打込にする亦三階計りもする是は其時の狂言の趣に寄りて五節句亦は十二月に配り付餅番なれば景物に案事の餅を出す酒番なれば酒樽の面を積肴は案事の趣向有り珍味をならぶ景物並餝物を美しく工夫の口上を述べて興を催す幕の間か又は打出しの跡にてする賑やかなる事にて面白き事素人の茶番にても妙なるに名にあふ四十八鷹の寄合なれば悪しき事少しもなし

跡を出す

是は狂言の繼きの跡を出すには不限正月より見古るしたるは二幕か三幕位の狂言を出して先の狂言へ繼

くの名なり尤も道成寺助六石橋草履打の類を出す桟敷にも花を餝り木戸にはまねきと云ふ看板を出し大茶や小茶やに至る迄のれんを對に拵らへ並桃灯或は櫻の作り花を餝りけしき能賑やかなり

まねき

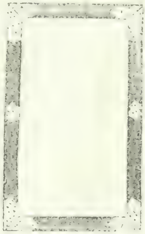

此看板切り拔ともいふなり人形を切拔にして兩面彩色にしたるかけ看板なり兩面より見ゆる拵らゆるなり

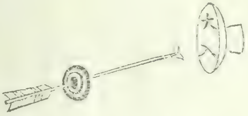

大入看板盃叉はからくりものもさま〳〵あり

當り看板是にもさま〳〵の案事もあれども先は的なり

道成寺

是にも現在道成寺傾城道成寺とあれども芝居に主にすゑは京鹿子娘道成寺なり是れを中村富十郎度々大當り有其後道成寺と云ふは京鹿子に定り先の仲藏先の三津五郎八百藏岡瀬富三郎久米三郎野鹽半四郎路考瀬川に百千鳥娘道成寺と云有り路考家の藝なり京鹿子より少し品のよきかたにあるとぞ

助六

市川流の藝にして江戸狂言隨一の物なり淨瑠璃は半太夫が始りにて是れをやわらぎ曾我と云ふ其後助六何々と名題を出して河東節にてもする然れども中村座なれは半太夫市村座なれは河東節兩用ともするは木挽町計りなり斯く定めたるは助六に限るなり其余は何にても同樣にすると知るべし其故は半太夫にて景清道行を羽左衛門致されし時江戸春夾が半太夫の三絃なりと噺にて聞り扨助六揚卷を勤むる役者兩人は芝居懸りの者大勢にて吉原の茶や並遊女やを廻る事古きしなしと見ゆたり此狂言の初日出ると吉原ひゐき連中より蛇の目の傘數百進上物として送る是を見物のかたゐ鬮取に出す事とは成けり

石橋

童子石橋まくら獅子あり芝居にては交相生獅子路考しうじやく中村慶子の二タ種の所作をなす尤も淺間の淨瑠璃を出す近比勤し人も相生は今の路考先の秀雀執着は團耕市松

草履打

中村座にて始めて勤しなり度々出せども大入なり同座にて尾上常世岩藤松助お初路考

三月

さし替りと云ふ狂言の日數余程になれはあらたに狂言を替るをさし替へと云是迄評判よければ一幕二幕濟みて出すも有り又其のまゝに節句を過ぐるも有り扨て三月晦日までも大入なりしは一番目曾我二番目隅田川春妓女容性とて宗十郎梅の由兵衛路考小梅長吉の二役なり又春より六月まで勤めしは路考三日替りなり中にもお半長右衛門大出來にて前狂言をつきて盆よりまた〳〵大入なりしは珍らしき事なり

花見

三階中寄て種々の器に桃櫻の花を活けて或は檜の築山などを拵らへみな〳〵打寄する尤も太夫元より馳

走をする是れは狂言の當りを祝ひ又みな〳〵の勢を謝する心持ちにて歌俳諧などそれの〳〵盡づくしをして終日遊ぶ事なり

四月

夜づけると云ひて前への狂言古くなれは跡を出すをさし替へとてするなり敵打男伊達操狂言の類を一日休みて直に初日を出す尤も役者小手さき多くなければは出來す近比桐座にて夏衣裝雁金染を出せし事あり宗十郎彦三郎三津五郎今の伊三郎龍實男女藏友右衞門傳九郎富花米三郎壽代大郎路考なり上方には折節あれども江戸には稀なる事なり

一話一言補遺卷七終

一話一言補遺卷之八

三座明鏡下

操狂言

義太夫節五段續十段續を取組出す、京大坂には多けれども江戸にはまれなりしが、年々多く或は殘念なり、此の狂言はみくらべ物なれば、立者揃ではなくては、大當りはなき事なり、見くらべとは、其役々に寄て、工夫を付趣向を替、さま〳〵にするを、あれがよい是れがよいと、みくらべるなり、其案事のよきもあれば、惡敷も有、すべて下場つき立者揃ひてする事有り、極めて面白く、心を付けて見物すべし、工夫違ひて見物の請は、菅原の寺小屋の場、松王の役先の仲藏今の團藏など致されしが、首實驗の場にて、首を一と目見ると、はつたりと首桶の蓋を致されしが、毎に評判よし、其許のよきを悪いと云ふは先づ松王病氣と云ふとも、菅秀才を能見知りておれば、今度の役義仕負せ次第暇をやるとの仰、然れば大切の首實驗を、唯一と目にては麁末の仕打、是は

我子故はあれぬと云ふて有らうが、夫では其獨合點したる工夫といふべし、側に居る春殿玄蕃はあれどもなきが如き仕打なり、是を諸見物がよいと云ふには、我子故見られぬと云所は計り氣を付て、此一幕の要は首實驗にて、側の春廐玄蕃は敵役と云ふ處は氣が付かぬのゑなり、淨瑠璃の本文通り、ためつすかめつと詰るうち、我子の首と知り悲き餘情は、此淨瑠璃の作者も承知の事なり。又其上奥にて、ばつたりと首を打つ音に、松王せき拂ひか、頭をたゝくか、又は提げたる刀を杖に突かして驚くこなし有り、是れも未だ我子ともきつと知れぬ事なれば、疑ひて居るべきに、さりとははや合點の仕打と云ふべし、尤も人の出入を改め、机の數を見て、人數より机の數が減は二つ多く、是にて不言と我子の來るを知る、夫はよけれど、口へ出して言は松王があやまりなり、若し側の玄蕃か其机を數へ、六ヶ敷からんと、是れも作者は承知なれども、我が子の來る事を知らざる爲に、言はせしと見へたり

工夫が能て見物へわからぬは、平坂無間の場なり、踏考梅が枝の役、尤も市村座にて二建目なり、源太を償り返して（[illegible]）そろ／＼と[illegible]に上り、火鉢に寄りて色々工夫をする（[illegible]）不意に奥の客を殺して、金を取らうと云思ひこなし有りて、奥に行かうとして立ち上り（奥座）敷へ行に其儘通行く、これげ泣ふるへて、一足も行かれず、後に座敷へ歸りて、しらふでは行かぬと云こなし有りて（行あり、銚子を取て）無理に酒を呑む事有りて、頓刀の樣成る物を帶に挾み、勇に成りてきつと心を定め、すつと立忍／＼て橋を行と、きし／＼と橋がなる故、打懸けをぬきて橋へ敷、此上を一足一足歩むと、亦ふるへる故、思はず是にてすべり、[illegible]の緣類へ落る、直に座敷へ這入て、人を殺す事若し仕損じては身の大事、此心をはじめて、是より安心の情にて頼まんと、守袋を出し押戴き、稲荷さん[illegible]とされと色々くどき言を云て願ふ（此内に[illegible]）是を指折數へ、七つ故びつくりして、不思守袋を火鉢に落し、燒るを知らで源太が出陣の事を云うて居る、所詮神佛の力ならでは叶はぬと、守袋を見れば燒失せる故、亦びつくりしはや七つといひ、願ひをかけし神々の守り袋の火に入て燒失たるは、此梅が枝が祈る神も佛

もないかやと、是れより大泣になく、色々身をもだへ苦しむこなし有りて、漸々に心を付、水を呑んと手水鉢の際へ這寄うちも、息きれるこなし、此内もごふぞと金の工夫をして居る故、手水鉢に向ひ顔の移るを見て、無間の金と心付、飛しさりきつと成りて、無間の引事のせりふに成り、夫より鐘をつく、狂ひ立廻り、是迄古今まれなる大出來なれども見物は只永しと倦有尤の事なり、わからぬ故か、たとへ何の道にても名人上手の上にて、よいと思ふ程の事は、其道に入りし人といへども、不才なればわからぬ勝なり、一通りの見物には、其はづの事／＼、淨瑠璃を抜て、歌舞伎の様に一幕位する事も有り、是れ又かぶき狂言にても、義太夫を入する事もあれど、役者は江戸ものかはなき事なり

五月水仕合

此月は暑さはげしければ、夏衣裳にて出來る狂言か水仕合か雨の降る狂言を取組みて出す、水仕合は舞臺の前へ、二間に三間ほどの水船を入るなり、雨を降する頃は三階へ水を汲上、竹どひにて舞臺へ雨をふらす、尤も舞臺前の見物へは、莚を渡して置き、狂言は伏見の喧嘩、又は道風が蛙場、又は忠臣藏の五段目か、菅原の荒場の類なり

曾我祭

毎年春より、曾我物語の大當りなれば、五月廿八日曾我兄弟の當日なれば迚、中旬より曾我祭りとて、一座祭りの通り花を飾り、女形はぎれんばやし、子役は花笠踊り鎗踊り、立役は雀踊、其外様々の仕出し有り、又俄といふ事有り、日々新たに趣向を出し笑ひを催す、花出し踊、家臺角力など有り、廿七日より仕切場に、御神輿を飾り祭禮の式有り、久敷二丁にはなく、本挽町に有り、曾我兄弟の宮芝居の三階に勸請し奉る、市村座のは坂東三郎勸請なり、河原崎座のは尾上松助勸請す

俄

京都大坂の俄とは違ひ、又江戸吉原の俄とも違ひ、此俄の地口は狂言にしてみせる、たとへば鹽谷判官の前へ、力彌三方に笈を乗せて置き、ゑ目からも宜敷と云、判官これを見て　力彌由良之助事はと云と力彌未だ參上致ませぬと云と、判官硯箱を出し、ゑのれがへその兩際に灸點にしるす、亦力彌とはげ敷

云て、由良の助はと顔見合はせ、力彌慈て何と未だ參上仕らせぬと云、判官是非に不及烟を一つのせて火を移す、齒を喰〆苦敷こなし、此内向ばた／＼にて由良の助出て來り、謹て手をつくと、判官由良之助かと云、ハツトいひ、是れにてうしろから何だ／＼といふ、判官かわ切と云ふ

六月舞納

春より打もつゞき興行、此月六日七日の此舞納をする、尤も日を撰事初日の如く、若し日惡しければよき日迄、毎朝番立下に印計をする事なり、千秋樂とも云ひて二三日以前より、木戸に札を張來る、幾日めて度く舞納と書き、さなくば芝居休をつぶれと云ふなり

土用休

舞納め日木戸に札を出す

來る七月十五日より新狂言仕り候

最も板にて、櫓下に出す、極月休みには、來る何の正月二日よりと書

船振舞

木挽町の芝居にて、來年居なりに頼む、役者は太夫元同道にて、船遊山に出るなり

土用芝居

芝居休の内なれども、稽古の爲めとて立役等兩人、間中中通りを交、綾的狂言亦は古人の大あたりの狂言を出してする、是れも出世の節なれは、毎年有たき事なれども、定まりなし

七月盆狂言

十五日より始る、殘暑强ければ、大立者は不出、假に操狂言の類を出す

八月八朔

八月には、温泉よりみな／＼歸り、大立者も打ち揃うて出る、尤も七八月は、見物薄き時分なり、此の月顏見世の極り有り、亦春より極るも有り

月見

待宵より、仕切場にすゝきを飾り、名月の酒宴有り、仕切場と云は、表の入口の右の方にて、桟敷、土間樂やの事とも一切さばく所、尤も帳元、左座、右座と列を定め居るなり、又表ともいふなり、向の事には

皆仕切場なり

九月名殘狂言

役者入替りの前なれば、上方へ登る人は暇乞ひさして、名殘りを出す、己れ〳〵の手覺の當り狂言なり、薦屋の子別れ、戀女房の道中双六、淺間七變化などなり、亦は新に所作事を出す、何れ當り狂言なり

顔見勢世界定

是をはなし始とも云、九月十二日の夜、太夫元が、茶屋にてする、顔みせ極り、座頭、女形の重役立の作者寄合、相談の上何の世界までも定る、尤も至て内々の事にて、平生と違ひ、是を秘す、先世界とは、何時代を作らんと云事なり、たとへば小町、將門、頼光、奥州黄、保元平治、伊豆日記、義經記、時頼記、太平記、太閤記、右の内に役者を見立て作る、亦座に寄て、何の世界は何も當ると、絲義なる事も有り、此夜芝居幷茶屋中役者紋付の挑灯をいだす事

十月役者附

十四日頃に出す、立役立者開中中通り迄、壽組に出してしるす

踊始

此月十七日の夜、振付師並長唄、三絃、おはやし不殘舞臺へ出役色子に始て振を敎る、是れをサシと云ふ、梅か枝大踊り甲咲大踊りの類なり、都合三度子役色子振付師と一所に踊る、其後何にても目出度所作を一ツ二ツ有り、此内尤も太夫元、頭取は上下にて舞臺にならび、踊濟次第太夫先にみな〳〵三階へ揚る

寄始

同夜、顔見世究りの惣役者、初て寄りあふ所なり、役者銘々の居宅の門口に、挑灯數多出し置き、芝居にても、挑灯出す事なり、惣茶屋中よりは、立者の宅に迎として、賀をつらせ、挑灯を連ね、花やかにして大勢行と、立者の宅にも酒肴を出し、祝ひて、打ち連れ賑はしく芝居へ來る、祝て三階にて立者より中頭、幷女形不殘　立作者上下にて、其餘者袴羽織にて、座席を正しくならぶ、太夫元、若太夫上席にて、床の間に標幕を飾る、市村座にはれ鷹樣とて、

鷹の請ふ宝物に懸る、太夫元より銘々に土器をさす、日日是を取次毎に肴に酒を賀す、至りて丁寧の禮式なり

役看板

十月廿日には、出居なりの役者を出す、新抱の役者狂言方、お囃子、振付師、若衆達不殘出す、尤も居なりにても、役名なれば出す并甲乙あり、

顔見世狀看板

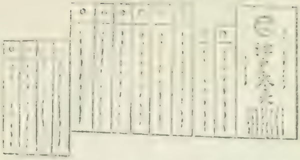

此淨瑠璃を立者と間中との間に置有又間中と中通の間に置も有り

此間は立者又は作者などを出す事有り此二枚緑青の紋雌黄の中通りの看板

本朱紺青紋金泥之者也

此四枚陣番紋金泥にてくゝり

本朱は立者なり

是れも立者は本朱紺青金泥[illegible]より中通り役者本朱くゝり雌黄

此まへ大立者の看板四通りある事有り一通りには置す作者も同じ

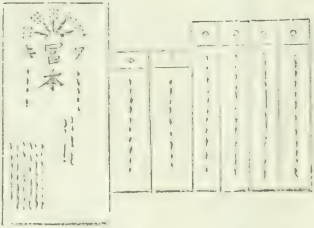

前淨瑠璃同斷

來る霜月朔日より

立者より中通り
看板銘々の方へ
此札を張る

此看板一繼にて役なし上は幕を畫くみ若衆並おはやしの見習ひを出す尤も下へならぶるなり

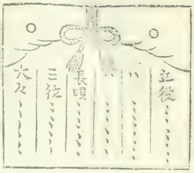

大立者は櫓下四枚に出す、若居形りの役者多き時は、櫓脇へならぶ、尤も立者看板と間中とは、大きさを違ふ時も有り、又立者より間中まで同看板にて双ふ様に、次第を定む時も有り、何れ中通りは看板小さくして出す、亦坐に寄て間中の看板は紋所の緑青にてかく事有り、三枚目の作者より、お囃振付師、みな中通りの看板に出す、組おはやし見習は、若衆と同樣に出すなり

改　名

不斷はなき事、先顔みせにおもに改むる、是れも親の名か、又は師匠の名か、由緒の人の名になる時、改名祝儀の附屆あり、尤も其立役の格に寄り、夥しき事なり、然れとも贔負もつき、役からも違ふは先人の照りなり

名題看板

同二十三日に出る、常とは替り、作り花を錺ることなり

揚すり挑灯

顔みせには、土間の上へ三廻りに挑灯を釣り、立者より間中、並女形、不殘銘々の紋を付け、芝居町内茶やよりも挑灯を出す、茶やの紋は銘々の定紋と、太夫元の紋とをつける事なり

顔みせ燈籠

十日晦日より、霜月二四日比迄あり、二丁町木挽町の表茶やのひさしの上へ、絹の張抜にて、さま〱の作り物を出す事なり

積　物

ひゐき連中より、役者中に進上として、米俵弁酒樽、蒸籠を山の如く、是に引幕、衣裝、上下を取り揃、芝居の前へ錺り置き、同夜芝居懸りの人、大晦日の如く諸事取引するも有り、元日の如く雑煮を祝ふも有り、何れに客〱には、雑煮盃を出す事、正月の例の通りなり

手打連

同晦日の夜給負連中みな打揃へ、役者の宅に行き、祝ひに手を打事有り、朔日には舞臺へ初めて出る時、土間に大勢ひろゐき居双ひて呼さゝめて祝ひ手を打つなり

一番太皷

同晦日夜何時にても、芝居にて給金並諸入用の勘定を渡し次第、一番太皷を打と、其音常に替りいさましく、扨此太鼓を打と、木戸にて聲を上る、是を年中第一の手からとす、何の比よりか式三番叟始まるまで、見物芝居へ這入りて聲音を遣ふ例とす、

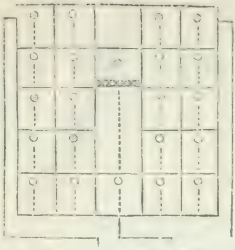

女形三枚目の席此所に立役を置くは客分にして甲乙なきが爲めなり

櫓下は立役四枚より以下の位此所に書

女形四枚目の座なれとも立役四枚目より以下位を爭ふ人を此所に置圖する所の役割付同し位の三人有り是に甲乙を付けるは惡しき事有なきが爲めなり

十一月顔見世

此月は、是迄勤めし役者を入替、下り役者又は女形より立役になり、あるひは改名給金などの出世あれば、新らしき顔見せなり

番立

顔みせには、三座共三日の間は、式三番叟をつとむ、市村座は朔日の面は春日の作、衣裝、厚板、唐紙一通りの三番叟、二日目の面は出目の作、三番叟は忍ほしなり、三日目の面は同出目の作、三番叟千寳を如此、昔より三日の間替る事例なり、餘の二座は一通りの式三番叟なり、毎朝朝の太鼓を打と、表の木戸にて聲を上る、是より番立とて、若衆三番叟計りを初む、繼ぎて脇狂言を始めるなり

脇狂言

其いろ／＼に持狂言有り、至て雅なる物なり

脇狂言中村座

酒呑童子

ほうろく錣中村座 此ほうろく錣は前太平記の狂言のとき、酒呑童子にさし合たる節に遣ふ

同市村座

七福神

竹生島の長者口を遣ふなり

同　森田座

大　社

同

都　座

是は席開き成りしを、脇狂言となす、那須の與市馬揃ひ

同

桐　座

是看板には出せしかど、故有りて出さず、また老松と云ふも有、壽二人猩々

同

河原崎座

名題計は、むかしより出す事あれども、狂言右の内所作傳はらず、近頃新たに作り出せり、所作淨瑠璃唄あり、當時森田座も、都座も、河原崎座のはあたらしきうたひ物なり、桐座のは古き物なれ共出ず

酒呑童子

『めしよすな、しばらくありて奥より、大格子の織物に紅ゐの袴を着、鐵棒を杖に突き、あたりを睨んで出たりしは、身の毛もよだつばかりなり、語れ間かんと申ける、此間せりふ、酒と雉子を祝ひ先客僧達にこなたへと、椽の上にぞせうじける、合せりふ、童子盃を取り上て、一つ請てさらりとほし、頼光にさしにける。肴はなきかと有りければ、今切りたるとればしき股を腕とを板にのせ、坐敷へこそは出しける、それがし拵らへ申さんと、腰よりさしぞへすらりと拔き、しゝにく四五寸切て、舌打ちしてぞ參らせける、合せりふ、童子は返て賴光をさひはいしてこそ嬉けれ、合せりふ、鐵棒を杖に突、はつたとにらみて立ちたりける、合せりふ、誠しやかに□□□□は、合せりふ、殊更持參の酒に醉、唯操事と思召、我も御身の其姿打ち見ては、たそろしげなれど、馴と馴れて、強ひは山伏うたひかな、出口心つき奥をさしてぞ三重、

七福神

『夫れいさなぎ、いざなみの夫婦より、合まん〳〵たるつみに、天のさかほこれろさせ給ひ、引上け給ふ、其下したゝりこりかたまりて、一つの島と成、月よみ、日よみ、蛭子をさつみもふけ給ふ、ひる子

と申すはゑびすが事よ、骨なし、皮なし、やくたいなし、三年足立給はねば、ねかへり〳〵來る艜に乗り奉りて、青海原へ流し給へば、海をゆづりにうけさせ給ひ、西の宮のゑびす三郎、いとかしこき釣針たゑし、鯛の魚を釣りつゝ、お姿はいとしほらしや、引けや引け〳〵、ひく物品々、さまがきはずみ、びは、琴、鼓弓、三弦、しのゝめ横雲、そこで引け小車子供達ござれ寶引しよと、帆綱打ちかけ、寶船引いてきた、いざや若衆綱引まいか、沖に鷗のぱつと立つたは、三人張強弓ひよひきひやうと射落せば、濱さつ濱みつ浪に搖られて、沖の方へ引との水無月中旬、祇園との祭り、山鉾餝り、渡り拍子で引いて來た、合拍子揃へてうてや太鼓の音もよさ、なるかならぬか山田の鳴子、音はからころかゝりころり〳〵からころ〳〵〳〵とくいばみ揃へて、神のじゆん馬を引連〳〵、いさみいさむや千代を御神樂、合神の利生はつけの櫛、引〳〵七五三繩のながきゑにしを、

早子持

長者ひらき

『早子持に、聟取りすまし、中に立人誰々なるぞ、事もをろかやゑびす三郎、叔父料理は布袋、福祿、待女郎はきりやり自慢の辨財天、十二の手女郎か酌にて、床盃をとり持させ給ふや、金銀數々福徳ぞく〳〵、家藏萬々億ぞい、孫彦やしや子にかへつくひつつくさつさゑひ、さつさ〳〵數の寶を〳〵船に車に不二の山じやぞ〳〵、不二はさく拍子揃へて、手拍子揃へて祭ると宵で叶ふたり、千秋萬歳末ぞ久しき、

序開

若衆計りにて勤む、尤狂言替りめ毎に、あらたに作る、竹田狂言の趣向有りて、をかしみを加へ、所作も有、外坐は宮神樂岩戸にて仕舞ふ、されども席ひらきは、其格、餘の狂言とは事替りて面白事多し、

二建目

是を二つ目ともいふ、中通り計りにて勤む、狂言席開きとは事替り、むほんの見出し、所作事もあり、花やかにて面白し、此二度目にも格有りて、三建目とは違、外坐にも遣はぬ物有り、近比は好より出る事も有、

三建目

これは上方にて、発端と同し事なれば、一日の狂言の糸目なり、是よりみればわからぬ事あり、立者いつる故究めて座鎮りてよし、三建目師こて直に三建目計勤むる人有り、貌みせにはしばらくなり、

しばらく

市川流の蔟なり、貌みせに限る、狂言江戸風土に叶ひし物なれども、近ころ少なし、市川の門弟には、是を勤る者多し、亦市川家橋は、至て柏莚をせらびせられし故、しばらく二度つさめられ、今の彦三郎も致されしが、暫のすわうは、柿色に三升と定る、又無間には結綿の紋に限る、是則江戸の花なり、亦一度は家橋もかちんにて致されし事あり、是は柏莚もかちんにて致されし事有ば逆なり、紋はうづまきを三升につけられしなり、回市村家橋なり回風小六、雛助なども市川流を慕うて、改ため、家橋とおなじくつけしさなり、市川流の矢の根、助六、両打・不動の化身を多く勤められしが、是皆上手名人なり、市川門之助は事替り、素袍の紋、かつら元結等三升とは少し違ひ有り、

十一月

十二日には春狂言の世界、春の曾我の相談日なり、

十二月舞納

十日頃には、貌みせ狂言舞納、此日は皆々芝居離りの者とも、役者に替りて勤む、おかしみ有りて見るものなり、

市の餝物

同十七日には、春狂言の趣向を作り物にして、日上看板を添、仕切場へ餝り置くなり、

外座之部

ちよぼ

かふきにて、義太夫なごを語るを、ちよぼといふ、浄瑠璃本へ紙を印につけて、印とするをちよぼと云ふ、

幕三重

操狂言の幕の内に、三弦を弾て居る、是れを幕三重と云ふなり

シャギリ

歌舞伎狂言幕をしめると、直に太鼓笛にて囃子を、シャギリといふ、操狂言には幕三重ありて、シャギリを打ず、今は頻りに成操にてシャギリを用ゆ、

錫枝

六部の出に遣ふ、唄もあれども、今は三弦ばかりなり

合方

世話時代ともせりふの内始終つかふ、是にもあつらへの合方とて、鼓弓、琴、尺八、愁には篠入とて、笛をもつかふ、此外樣々有

ぬめり

出唄の事なり、娘の出、お姫樣の出、奥女中の出、武士の女房出、世話女房には、めりやす笛にする、傾城の出には、鳴物入にても出る、何れ見計ひなり

出遣入唄

奥の口より出、または兩名向ふおくさに入る時の唄、直に合方へ取る事もあり、此唄二色ともむかしは四季をわけて文句ありしが、今は定まりなし

獨吟

立唄計にて唄ふ名なり、江戸一流の節にて、隨分花やかなり、尤も新唄、ふるき唄もあれども、是れは稀れなり、近比上方の唄をうたはしむるは無理なり、唄の勝手が違ふなり、故にうたふ人の迷惑なるが、耳に直に知るなり、矢張り江戸流のめりやすと云ふが面白きなり、其上並木五瓶近松門喬などが唄の本に、著述と印あれども、芳野山といへる本に、五大力東金の雪など見へたり、此外にも色々有り

唄淨瑠璃

富士田吉壁楓江世にいふ、奇なる妙音にてさまざまの唄とも有、元は佐野川千藏といふ若女形なりしが、立唄となり、世に長唄の流行せし人にて、其中にも唄淨瑠璃と云ふ有り、安宅の松、卯の花の類なり、百夜車は一仲より出たる物、網手車は長唄とあれども、セツキヤウの樣有、慕寺小町は新らしき唄鼓子唄と印て心を用ゐられしなり、先づ唄淨瑠璃は唄にて淨瑠璃の趣多し

不勢

是れも立唄の役、土手場、藪奥と云ふは、大念佛なり、小むろ節、順禮唄は大勢にてうたふ

豊後節

常盤津流は、都一仲より出し物にて、又一流に成りたるが、富本なり、二流ともに流行もの故に、一幕つゝは此の淨瑠璃にて所作事有、囃子も入、此外と

ふり囃子、平生はやし、紙砧の合方入、地獄の後ろなど、様々有、狂言の趣向に寄て、新しき事夥し

トロ〱

妖術、變化、蓮氣亦は龍女の類、すべて物をあやしみ見とがむる所などに、かすめて打を薄ドロと云、是せりふの邪魔にならぬやうにするなり、または雷の節は、はげ敷打間に板を受て打なり

ゴン

時の鐘の音なり、幕あきに多く遣ふ、時代御殿の場には、ときの太鼓なり、ドンドンドドドドンと打なり

忍三重

一挺にて、引すてみに遣ふ、闇の場、返り打、人を殺場、世話の忍の出なり

三重

離の場に遣ふ、愁の有は愁三重とも、早三重、長三重、銀世界の行平の狂言に、宗十郎行事の役にて、切落しの場、花道の間に有、何れも立三弦の工夫にもよる

行列

京大坂にてしら入と云、工藤の行列、又は尾上岩藤の出、三弦の内にはイホウと云

在郷唄

てんつゝは是より出たる物、世話場に遣ふ、在郷唄三色有、唄のなきをてんつゝと云

琴唄

時代御殿の幕あき、亦は道具の替る時用ゆ、端唄、細唄、又は獨吟の新物も有

大ざつま

暫くの時用ゆ、又は朝比奈の出、居變化道行、又は長唄と懸合の所作、粂左衛門忠度、路考が土くもなども有

すがゝき

助六の狂言、其外吉原の廓(クルワ)の氣色の出這りに遣ふ

さわぎ

むかしよりと云は、土手の挑灯吉原計月夜かな「書いたかしくは釣針の、つられくる〱郭五丁町(サヨイヨ)(イノヨイ)今は佃いたこの類を、見合ひ〱

ねとり

幽霊の出に、吹笛にてドロ〱に更て吹、すごき物なり

遠よせ
むほんの張本人を取りまく、責太鼓なり
ドン〳〵
石の太鼓を、けはしく打事なり
山おろし
山の道具に遣ふ、大太鼓なり
雪おろし
しゆくわんのがん〳〵つの幕明に用ゆ
浪の音
浪幕の道具に遣ふ
せうでん
祭の出しに有はやしなり
トン〳〵カ、
同かんこの囃子立などに遣ふ
ねどり地
三味線のねどりの地方に遣ふ
皷の合方
落合前立役などの出に遣ふ
つゝ懸
現参〳〵に遣ふ、賑やかなる物なり。市川流武者の
出に遣ふ、不残是なり
出端
石橋の幕明に遣ふ
欠入
まく切見出しの出、亦は片シャギリ。つゝ懸等さし
合の時に遣ふ
セイ
諷入にて、本行の通り、山家に住居る髙のせいれひ
などの類に用ゆ、或は慈童の眠り居る、静なるに遣
ふ
早笛
出もの見せんと云まゝにと云時、あれの鳴物、亦は
忠臣藏五段目の猪の出、すべて獣類の出遣入りに用
ゆ
巣籠
忠臣藏九段目に遣ふ、笛より勤む
相の山
鞁弓入りにて、八百屋お七、或ははんでん香、物草
などに遣ふ
和讃

地藏經の類を立唄より勤む、あはれにてすごき物なり

らい女

畜生の人と變化して居たるが、俄に形をあらはす時に遣ふ、狐犬神の類也

辻打

木茶や、見世物芝居などのかざり付、口業の三弦より出てたるもの、兩國山下などの模樣に遣ふなり、

揚弓の音

辻打の間に遣ふ、亦別にも用ゆ

和歌

詰合の幕切に、立役、敵役宜敷並び、旁〳〵さらば

片シヤギリ

一番目大詰に、座頭是より二番目始まりさやうに御覽下さり升うと云時、うち込太鼓なり、是れをきつかけに、表の木戸にてあをりと云有、あをりの事前に出たり

トヒヨ

トヒヨとは、外座つきの名にて、いつれ鳥の聲、雁、鶯、時鳥、鷄鳥、千鳥、雀はおの〳〵其笛を以て調ぶ

天王立

忠臣藏大序の幕明き、すべて大内の最初に遣かふ

太鼓謳

上使の出に用ゆ

序の舞

しつかゝ舞のは、また早舞と云立に遣ふ、またちうの舞と云も有

肥前節

ものかたりの場

樂

近比二挺かけにてひくも有り、時代御殿のは又太鼓入を小太鼓と云

唐樂

唐僧の出、唐の天神などの後ゐなり

音樂

佛めきたる所、天人の出、日覆よりちら〳〵と花を降らす

管絃

時代御殿の場、宮中などに、紅葉狩りの歌始に有、是と樂と間違る事有

はやめ
水氣の立時、又は無間の金の合方

のつと
神おこめ、亦は神おろし

あばれ
顔見せ狂言の、なまず坊主の出に遣ふ、雷太鼓にて花やかなるはやしなり

ながし
化身の出、または押出しの時遣ふ、賑やかなる物なり

さらし
花道より引臺を出して、此うへに五郎、朝比奈、又は辨慶、牛若など乘て見ればよくにらむと、本舞臺まで綱にて引内のはやしなり

白囃子
水打ともいふ、幕明とき、奴の四人詰水打の場などなり

渡拍子
祭りの囃子を取合てつくりしものなり、大勢の奴の出、雀踊りの出、又は團七舅殺しの後ろなり

禪の勤
藪畳、山門などのかざり付、又合方入になる、或はこしらへ物にて、雛助山門の拵らへ、せり上けの類

鳥追通り神樂
鳴物の名なり、鳴物はたはやしとて、大勢にて勤むる、奥の口に居ならび故に下座ともいひ、後ろとも云、両側楽やり両がわに居ならぶ故に名とす扱て囃子の數多なる中に、鳥追、通り神樂の類は、春狂言ならでは不用、たとへ秋にても、春の時候の狂言をするとも用ゐず、其故は昔は出唄にも、四季をわけて春の娘、春の女房、夏の女伊達男、秋の娘、秋の女房などゝ種々有りしが、今は是等の事はすたりたれど、鳥追通り神樂のみ、昔のかたち殘りて面白きなり、通り神樂は太神樂、鳥追は鳥追の三弦出遣入に遣ふ

囃子
江戸狂言の第一の物にて、今京大阪の芝居にてあれども、十が一のみ、先づ其の大概をしるす

岩戸
忍の出に遣ふ、亦序開きに多く遣ふ

本神樂

是は本業の神樂にて、時代の上下の立廻り、又は木のうろ切破りて出るか、恐の時用ゆれども、一體むほんの張本人と云杯に、おも〳〵としたるになければ不遣

宮神樂

時代世話共、宮地境内の場の出這入に遣ふ、また序開らきには出唄のかはりにこれをもちゆ

大柏子

宮地神子の場、狂言の趣向に寄て、是迄の神樂皆合方入にもなる

三保神樂

曾我兄弟工藤對面の場につかふ、是はそのむかし何某といふ笛の達人、駿河の國へ至りし時、三保明神祭禮に逢ひ、其囃子あまりにおもしろく、心におぼえ歸りて、是れを作り出すより始まる

夜神樂

恐の出て、めつらかなるに遣ふ

さかり

前に云、天王立に加へたる物、よく勅使の出這入に遣ふなり

外座付

鳴物一式、きつかけを認めし帳なり

一追善狂言

中旬多く出す、年回に當る親、又は師匠の追善なり、尤も立者ならねばならぬ事なり

一天神祭

二月廿五日、市村座の樂やに有、坂東彥三郎當時菅原の狂言上手なり、昔中村七三郎精進して勤めしとぞ

一話一言補遺卷八終

一話一言補遺卷之九

○教訓書目

脇坂義堂と云心學者、所著をしへの小櫃二卷寛政二庚戊年京都浪花割板あり、其本の末に、

やしない草　同二篇
をしへの小櫃　福神教訓袋
教訓遊ひうた　わか守り
かなめ草　前訓
安樂問辯　教訓もて遊ひ
朝倉新話　我つえ
御代の恩澤　心得くさ
子守うた　大和詩經
旨安杖　孝經童子訓
民の繁榮　爲人抄片假名
おにはそこ　大和西銘
廿三問答　工夫の近道
賣卜先生糠俵　同後篇
間のあたり　雨のはれ間

雨やどり　夜話莊治
今はかり　見せはや
孝子萬吉傳　孝子儀兵衛傳
孝子留松傳　松翁ひとり言
むつまし草　女訓姿見
和論語　春ひより
棄山子草　明德和歌
ありへかゝり　大學明德記
御代の恩　食事五恩
五穀無盡藏　日なし用心抄
齋家論　新寶語教
何よりの事　身體柱立
道二先生道話　同二篇
都鄙問答片假名　撫育草
安樂傳受　金うるの傳受
心和問題義堂夜話　福相になる傳受
和合長久傳受　五用心愼草
孝行に成るの傳受　金のなる木の傳受
あつめくさ　同二篇
同三篇　同四篇

同五篇　同六篇
同七篇　同八篇
同九篇　同十篇
同十一篇　同十二篇
同十三篇　同十四篇
同十五篇　俗字指南車
右著述書目なり

○巣鴨菊見

文化七庚午年十月朔巣鴨菊見
朔日天氣よし、大府よりまかりて、すこしの暇あれは、巣鴨の菊見むとてゆきしに、花未だ盛りならす、群芳園植木屋彌三郎のあるじにとふに、今年は十月十日立冬なり、いつれ立冬の節の頃ならでは、さかりならすといふ、西施白の花ははじめは黄ばみつよく、あまきる雲の花は青く見ゆあまぎる雲橋千蔭の名付けし菊なり白菊のはしめは、いつれも色あるものなりとあるじのいふ、あるじ花曆考といふものを作れりとて見す、いつれにも當時の郭橐駝なるべし、さて群芳園にて去年たのみ置し長島侯増山河州畫出來たりとて贈れり、漁父の圖に賛あり。

○京都流行うた庚午

十月二日白木屋來り、京都よりの文通を見せ申候當時はやり唄

松の千歳はあやかりものよ青葉はましで落葉さへいもせ變らぬ契りとはうれしからふじやないかいな

藝子する身はよくばりものよとぼしはましておやまよりお客たらしの枕だこにくてらしいじやないかいな

祇園町のたいこ仙八と申すものたのまれ候て一本めのかへうたをつくり申し候へば殊の外嬉しかり少しの内に新地まではやり申候「ふたりいもせの約束

一本目にはいろの世の中
　二本目にはにせのえん
三本めにははりなく
　四本目には首尾を待つ
五本目にはこけんかなへて
　六ッむつまし君と我しは
しもはなれぬ魚と水
　七本めには人目恥つかし
八本目には花のかほ

九ツこかれしその日より
十てとけたる閨の紐長かれと馴染み重ねて戀となさけのありたけを語れはかたる相ひ惚れの中なほいつまでもかはらしと誓ひし言葉は忘りやせぬ連理の枝の幾千代しけりてめうとの契りはめでたやな

此節祇園新地おやゝ藝子中より歌右衛門へ幕つかはし申し候とて昨日出來上り申し候三條大丸へあつらへ幕の模樣はぎおんまもりに下羽織のちらし彩色見事に御座候（此年中村座顔見せに此幕より）中村歌右衛門さま祇園新地ひゐきと書しるし有之候大かたちか／＼にくたり可申間御覽可被成候 歌助（關三の事）の追々殊の外評はんもよろしく御座候まゝ是も何の出來參り申のよくいつも市藏か評判はきのどくな程惡しく御座候なり

二條にて大角力殊の外當りに御座候ひき緋縅雷電をこかし申し候て大騷はきに御座候先頃江州八幡の本屋德藏と申す人に逢ひ申し候處此人奇妙なる藥を賣り擴め申候京都にても多くためし申し候處たま／＼色の黑き者は雪の如くに白くなり申し候事腹藥致し申候女とものはなしにて承り申候まことに肝のつぶれる程奇妙なり。

○弘法大師眞跡うた

世をうしの花見車にのりの道ひかれてこゝに廻り來にけり

右存在遠江國巖室山之牛鼻巖窟寛政三載辛亥春三月中旬摹寫

○市川白猿戯述

我稚き時十四歳 祖父柏莚翁の膝のもとにとし月遊へるに、或年の菊月重陽の日、祖父の我に向ひ給ひて、

いふてみや菊栗きくりみきくゝり

と重陽の絶句をかけられしまゝ予即席に

申候合せて菊栗六きくくり

と返しに吟しければ、祖父微笑して、汝滑稽の才に富り、末頼もしと祝ひ給ふ、斯くかいつくれば、我が身の自讃かましけれと、さにあらす、是れ戯れなり下略

二年河原崎芝居大繁昌せしに、三月休みにて年毎に節句前二三日休なり、其休のをりから、小佐川巨提なるもの、坂東八十助と中島和田右衛門と兩人を誘ひて、眞間の紅葉見に行よし、小舟にゝりのるを見て讀みける

和田右衛門八十助なとも漕出んと人にはつけよまゝのつり舟

身龍りたる倅、團十郎か書たりし撫子の花の扇面に

世の中のたやの心はおしなべてからも大和も河原なでしこ

ことし十四歳なる孫、團十郎か初役の五郎時宗の一枚繪に讃す

團十郎もくさをすへた灸のあとのかゆい所へとゞけ孫の手

古今の序のこはいろ

芝居とは、人の心を種として、萬のなくさみとはなれりけり、市江は路考か上にたゞん事かたく、路考は市江か下にたゞん事かたくなんありける、此頃名を得し人々には、市川の新車は歌のさまは得たれども、實少なし、たとへば繪にかける女をみて、いたづらに心を動かすか如し、坂東薪水は、心餘りて言は足らず、たとへはしほめる花の、いろなくて匂ひ殘れるが如し、小佐川の巨提は、はしめたはりたしかならず、たとへば秋の月を見るに、曉の雲にあへるか如し、坂東秀佳は、言はたくみにして、いはゞ商人のよき衣きたらんか如し、岩井の杜若は、そされり姫のなかれにて、强からぬやうにて哀れ深し、いはゞよきをんなの悩める風情有るが如し、松本錦升は、そのさまいやし、いはゞ薪を負へる山人の、花の影に休めるか如し

斯くして評者も一首を殘す　　　白猿

鼻に鳴鶯井にすむ蛙いつれか贅を讀さらんやと

子の春正月、澤村源之助の、羽織のうらにもの書き給へと願ふまゝに、とりあへず

あら玉のとしの御子息評判もよしのゝ花の江戸の袮成

甥の杜若かたより、蕎麥切寒見舞に送りこしけるに、禮狀遣はせしその文の末に戯書

御親父に似たりやにたり杜若まちもやしきも引そわつらふ

門弟男女藏か、助六の評判よろしきを悦ひて送りける

此春もしつかりしめた鉢巻は江戸紫の江戸ッ子の
はゞ

或時、御ひゐきのかたのもとめに應じて、しばらくのせりふといふものを、かひてまゐらせける、
當時なんにもくつたくなし、北狄せけんに交はらす、天地就さん蕎麥切に、ある平糖は不自由なところ、牛の御前の股腹耳目とよはれたる、かつしか七左衛門せうふしつなし、當年つもつて七月中旬、なんとみな樣、また暑いじや御座りませぬか、なみ〳〵ならぬ別莊の中に、恥ぢざるあはらやはかの顔回か陋巷に、肱を枕の高鼾、月を三升の定紋は、孫にゆつらは神馬藻海、老は先祖の預りもの、代々ところはにぬきにて、八百八丁御そんじの、花の御江戸の役介親父と、ほゞ敬て申候、

右市川白猿戯述
文化二乙丑年文月十四日記
やほな事ながら千秋万歳

○元祿古武鑑

淺野內匠頭殿長矩
御母內藤飛彈守殿御娘
御內室淺野式部殿御妹
播州赤穗
上屋敷鐵砲洲中青山下赤坂
家老　千二百石　大石內藏助
　　　千二百石　大石　賴母
　　　　　　　　奧野　將監
留守居　堀部彌兵衛
聞番　富森孫兵衛
たこやくし
呉服所　川合又左衛門

右武鑑延享四丁卯年新板改正四冊
江府書肆　日本橋通二丁目
若菜書小兵衛板行

○淺草海苔狂歌

淺草海苔に歌そふて得させたる返り事に
むさしなる淺草海苔は名のみにてお心さしの深川のもの
右　信海

右古今夷曲集に見ゆ、此頃もはや淺草よりは出す、

深川より出しと見えたり、今は大森邊より出るとは、弓矢八幡信海も知らざるべし

○土手

土手と云ふ事は、皇居の御構ならでは、土手とは云はざるなり、元祿の頃、堀川本國寺にちいさいさきを築れんと、昔上に土手とありしを、足溜りと書き直されけり、また諸國には、土手とも人溜りとも、口ともいふなり。

○小田原町並新場魚戶

江戶小田原町の魚戶、三百四十軒ばかりあり、これは諸國より來れる魚、此處に來れるなり、新場の魚戶は十六軒ありて、いつれも大家なり、これは上方の店にして、番頭などなり、相摸の國の濱の魚此處に來るといふ、小田原町の魚戶、柳屋傳六の咄しなり、譚按るに、小田原町は、國初に小田原より來りしものなるべし、新場は江戶の繁榮を聞て、後に相摸の濱邊のものに敷銀して、江戶にみせを出せしなるべし、

小田原町は所謂江戶ッ子にして、江戶役者をほめ、市川團十郎を贔負するも、此ゆゑなるべし、新場は上方ものゆゑ、中村歌右衛門を贔負するも斷なり、小田原町もまた歌右衛門贔負なりしが、今年（庚午）のかほ見せに、芝翫（歌右衛門素練）市介の吏に囑託して座かしらとなり、小田原町のものに沙汰せざるを怒り、ことし中村座役者のうち、新にいりし尾上松助（三朝）澤村田之助（曙山）また居なりにても澤村源之助（訥子）三人をよび其方とも三人江戶ものとして、いかなれは上方ものゝ、座頭の支配をうくるとて、來年一月は狂言を休むべし、三人ともに町內にて養ひとらせむといひしかば、三人とも其勢ひにおそれて承伏せしを、座元帳元等おほきにおどろき、早速わび言して、やうやうに事すみけり、然るに小田原町のものとも申樣は、當年出せしやぐら下番付の名の所、澤村源之助、尾上松助計スケといふ字をほりいれて、小田原町ねくはり直すべしと云故、せんかたなくその通りにせしとなり、スケといふ字ほりたるやぐら下番附二三枚、柳屋傳六贈れり、予嘆して曰、世は澆季に及ぶといふといへとも、日月は未た地に落ちず、日本橋邊江戶ッ子の氣象みつへし、予戲に嘲芝翫といふ狂詩をつくりて、大唐紙一枚に書て柳や主人に

贈れり、

一旦廃名竊孟使、開場不見一纏頭、無都俠客豪如
　此、偸父西來落膽不

今年は右の事にて、毎年十月晦日には、芝居に積物といふ事あれども、積物なし、積物のかはりとて、外の役者ともに金五兩三兩つゝ小田原町より贈りしか、歌右衛門計りにはおくらず、尤も座頭にはかならす幕を染めておくる事なるを、是もなし。

○内山先生年回の歌

内山先生（淳時字文編號賀邸）天明八年申の十一月九日にうせ給ふ、ことし二十三年忌なり、その子明時（小太郎）牛込七軒寺町、瑞祥山鳳林寺にて追善の和歌會あり、題は冬懷舊なり

　内山先生廿三回忌をとむらふ言葉

大田覃

このとしいかなる年にやありけん、あふけは高き天明ときこゆる八とせ長月九日に父を失しなひ、同し霜月に先師身罷り玉ひぬ、かのみつに生ふてふ民草の、二つをたにうしなひし、霜の夜の苦つちくれの秋も思ひ出らるゝよ、ことし廿あまり三のとしの忌に當りて、其子明時ぬし、そのおきつきところ鳳林さう坐にもろ人を集へて、冬懷舊といふ歌をよましむ、思へば去にし安永八のとし長月の頃、先師の師静山先生三十三回の忌にあたらせ給ふ法筵に傳りしに、先師の文に、やつかれことしいそちに七とせくはへたなれば、かしく飯のあはれいそとせのみわさつかうまつり奉らむ事は、玉の緒のたふへくもあらしとかゝせ給ひしか、やつかれもまたことし六十に二とせくはへたなれは、これより廿餘り七の忌は知らす、三十三回の忌にもあひなは、古しへより稀れなりと云へる不踰矩と云へるよはひをも越ねぬへけれは、玉の緒の長きためしもおほつかなく、文集の唐詩（からうた）に、十人の酬和九人なしと云へる如く、むかしの先師の側に侍りし人々、皆よもつ國の客人（まらうど）となりて、殘りとゝまれるは稀れなり、けふもとくより此事をたすけんと思ひしが、おほやけ事の暇なくて、未のあゆみをそく、短き日影けの暮れぬうちにみてらに辿りつきて、いさゝか老の繰り言備ふるになむありける

冬懷舊

えたの雪まなひの窓になくせしもはたとせあま
りみ冬立つ空

從五位下朝比奈河内守藤原昌始
むかしみしかけもうつらすこほりゐて冴ゆる寺
井の月のあはれさ
明　　時
したふこの心はなをもあつふすまはゝとせあま
り三とせ重ねて
當座題
桐　　覃
朝日さすをのへの桐のかけたかみみぬもろこし
の鳥もなくへく
この日來會するもの、わつかに二十餘人にして、昔
見し人は朝比奈河州昌始中山忠助のみなりき、岡
田清助恕はさはる事ありしか來らす
昌始の歌によめる寺井の事を、佐々木萬彥飛驒
に問ふに、萬葉集ものゝふの八十のいもらかくみ
まかふ寺井の上のかたこのはな　六帖にかたかし
こあるはあし、かたかこはかたくりなりと加茂眞
淵かいへるよし。
○元和元年御制法
條々
一大ひたひの
一大なでつけ、大すりさけの事
一下鬚髭歟置候者の事
一大刀差し候者の事
一長脇差さし候者の事
一朱鞘さし候者の事
一大鍔大角袴差候者の事
右七ヶ條相背候輩於有之ては其身は籠舍主人は爲過
料銀子二枚ッヽ可出之但下髭置候者の儀主人爲過怠
銀子三枚可出之事
一お腰掛高聲高雜談仕候者の事
一同あたま包候者の事
一腰掛にふせり又は鏡を見井足を投げ出し居候者の
事
一道路に立候て往還を妨げ井に大手橋に立欄干によ
りかゝり居候事
一腰掛にて謠舞小うたうたひ候者の事
一高腿たち取り候者の事
右六ヶ條相背候者於有之は其身に申斷無承引事は主
人の名字を尋もし不申付者則さらへ可籠舍主人は爲
過怠銀子五枚充可出之事
一たばこ吸ひ候者見合に可成敗事
一小者草履取絹布類着候者於有之者其身の衣裳を剝

き取るべし主人は爲過料銀子二枚可出之事
一御目付面々御法度の旨申付候儀致違背其上口雜言自然刀に手をかけ候者則斬罪たるべし同主人は過料として銀子五枚可出之事
右諸箇條の内科の輕重雖被仰出罪科於及數度と其主人可爲曲事事
右の條々堅被仰出候口但御本丸之者は可爲各別者也
右元和元年五月十五日
於西丸被仰出
此御制法と云寫本青山久保町田口氏にて一見

○堺町茶屋和泉屋

堺町の茶や和泉やは、草わけの茶やにして、ねき町に芝居ありし時よりの茶や也、もとは両替屋なりしか茶屋となれりと、市川團作の話し也。

○祝壽不祝松と柏云々の詩

予か六十の壽の時、屋代弘賢のもとより、祝壽不松與柏云々、夜ゝ清光長皎潔までの句を双鉤せし祝贈りて、何れの人の句、いつれの人の書なりやと問、予其頃よみ置きたりし歌
鶴もいや龜もいや松竹もたゝ人にして死ぬそめてたき
と云ふ歌と同樣なり

以月祝壽

暦年過庭聞解春南壽太宰詞云祝壽不祝松與栢松栢老來無顏色祝壽不祝龜與鶴龜鶴老來變爲雀祝壽只祝天邊月夜々清光長皎潔毎至五更天欲明引領衆星朝北闕東陪六曹之首亦善頌矣
右淸人吳所敬が、公餘勝覽國色天香に出たり、庚午十二月二日燈下に抄出す、戊辰より三年を經て此句を見ることを得たり、讀書の一得今にはじまらす。

○三宅松明詩

端午の日作端午の歌
端五家々採艾回舗子狂斐我未裁我未裁矣甞菖酒樂亭蟾蜍左來學
松明
右は三宅松明の作にて、大林新次郎藏也、松明は茶道香道を以て世に名あり、入唐せし人と云、寛永の頃の人なり。

一話一言補遺卷九終

明治四十一年八月五日印刷
明治四十一年八月十日發行

著作權所有

新百家説林 蜀山人全集卷五

編輯兼發行者　合資會社　吉川弘文館
代表者　吉川半七
東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地

印刷者　廣瀨鐘太郎
東京市本所區番場町四番地

印刷所　內外印刷株式會社
東京市本所區番場町四番地

發行所　東京市京橋區南傳馬町一丁目
合資會社　吉川弘文館
振替貯金口座二四四番

製本由

UNIVERSITY OF TORONTO
LIBRARY

purchased from the
MELLON FOUNDATION GRANT

for

EAST ASIAN STUDIES

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03044 3493